マイクロフィルム用資料

ＩＳＳＮ　0386－5878
土木研究所資料第3502号

土木研究所資料

地方公共団体における民有地緑化及び緑地保全制度の現況

平成９年４月

建設省土木研究所
環境部緑化生態研究室

Copyright © (1997) by P.W.R.I.

All rights reserved. No part of this book may be reproduced by any means, nor translated into a machine language without the written permission of the Director General of P.W.R.I.

この報告書は，土木研究所長の承認を得て刊行したものである。したがって，本報告書の全部又は一部の転載，複製は，土木研究所長の文書による承認を得ずしてこれを行ってはならない。

土木研究所資料
第3502号1997年4月

地方公共団体における民有地緑化及び緑地保全制度の現況

緑化生態研究室室長　田中　隆
研究員　秋山 千秋

要　旨

本資料は、国および地方公共団体において、今後重点的に推進すべき民有地の緑化・緑地保全の形態やそれらを実現するための手法を検討する際の資料となり、新たな制度の立案や制度の改正に資することを目的としている。

このため、地方公共団体が整備している民有地の緑化および緑地保全を推進するための条例、要綱等を全国的に収集し、それらの内容を事例シートに整理するとともに、それらの制度が目的としている緑化・緑地保全の年代的な動向、制度の目的とそれを実現するための手法との関係などを明らかにした。

キーワード：民有地、緑化、緑地保全、地方公共団体、制度

まえがき

都市における緑化・緑地保全を推進するためには、公園、道路、河川等の公共施設のみならず、市街地の大半を占める民有地において、緑化、緑地保全を進めていくことが重要である。

建設省においては、樹木保存法、都市緑地保全法、都市緑化基金等の制度を整備し、民有地の緑化、緑地保全を推進しているが、地方公共団体においても、民有地の緑化、緑地保全を推進するための条例、要綱等の制度が数多く整備されている。

これらの制度を収集、分析することは、国および地方公共団体において、今後重点的に推進すべき緑化・緑地保全の形態やそれらを実現するための手法（制度上の措置）などを検討する際に有用である。このため、当研究室では、地方公共団体が整備しているこれらの制度の内容を整理し、それらの制度が目的としている緑化、緑地保全の年代的な動向、制度の目的とそれを実現するための手法との関係などを明らかにした。

したがって、本資料は、民有地の緑化、緑地保全制度の現況分析と個別の制度の内容を収めた事例シート集の２つの部分から構成されている。

本資料が、民有地の緑化・緑地保全の推進に資することを期待する。なお、今後国および地方公共団体において整備すべき制度の内容を検討するためには、制度を創設するに至った経緯・背景、制度の効果、住民の反応など、さらに詳細な調査・分析が必要であり、これらは今後の課題である。今後も民有地の緑化・緑地保全制度に関する調査を進める予定なので、その成果については、追って報告することとしたい。

目　次

1．調査の目的と方法 …… 1

1.1 調査目的 …… 1

1.2 調査方法 …… 1

2．調査結果 …… 3

2.1 制度の目的 …… 3

2.2 目的別創設年代 …… 4

2.3 都市圏別制度数 …… 5

2.4 実現のための手法 …… 6

◇民有地緑化・緑地保全に関する条例・要綱等一覧表 …… 9

◇民有地緑化・緑地保全に関する条例・要綱等の事例シート …… 187

1．調査の目的と方法

1.1 調査目的

本調査は、国および地方公共団体において、今後重点的に推進すべき民有地の緑化・緑地保全の形態やそれらを実現するための手法（制度上の措置）を検討する際の資料となり、新たな制度の立案や制度の改正に資することを目的としている。このため、地方公共団体が整備している民有地の緑化および緑地保全を推進するための条例、要綱等を全国的に収集し、それらの内容を事例シートに整理した。また、それらの制度が目的としている緑化・緑地保全の年代的な動向、制度の目的とそれを実現するための手法との関係などを明らかにした。

1.2 調査方法

建設省都市局公園緑地課都市緑地対策室は平成６年度に「都市緑化施策の実績調査」を行った。その際に地方公共団体から送付された制度の内容を事例シートに整理した。また、目的別、創設年代別、都市圏別、実現のための手法別に分類し該当する制度数を把握した。

制度の目的については、樹木や草花などの新たな植栽地の創造を目的とした「緑を創る」、樹木・樹林地や水辺の保全を目的とした「緑を守る」、私的オープンスペースの公共的利用を目的とした「緑に親しむ」に大別し、さらに以下に示す項目に分類して該当する制度の件数を求め、各項目の件数を比較した。

A．緑を創る　１．空地の確保
　　２．生け垣設置
　　３．植樹・植林
　　４．草花による修景
　　５．屋上・壁面緑化
　　６．室内緑化
　　７．その他
　　８．努力規定

B．緑を守る　１．開発規制
　　２．樹木保存
　　３．樹林地保全
　　４．水辺保全
　　５．生物保全
　　６．その他
　　７．努力規定

C．緑に親しむ　１．農園的利用
　　２．公園的利用

3．その他

創設年代については、5年毎に区分した期間内に創設された制度の件数を目的別に求め、各目的毎の創設件数の増減傾向を比較した。ただし、調査時期との関係で、1990年代については5年未満の期間内の創設件数であるが、他の期間と比べて著しく件数が減少しているので、5年間をとっても前期に比べて創設数が減少している可能性がある。

都市圏別制度数は、三大都市圏の定義を以下のように定め、三大都市圏とその他の地域における制度数を比較した。

東京圏：埼玉、千葉、東京、神奈川

関西圏：京都、大阪、兵庫、奈良

名古屋圏：岐阜、愛知、三重

実現のための手法については、手法を以下のような項目に分類し、制度の目的別に採用されている手法の目的別制度数に対する割合を比較した。

A．支援策
1．補助金の交付
2．税の減免
3．技術的な援助
4．団体活動の支援
5．建築規制の緩和
6．緑化材料の配布
7．基金の運用
8．その他

B．規制策
1．開発・建築行為の制限
2．採取・損傷の制限
3．罰則規定
4．緑化義務
5．公園・緑地の提供
6．その他

C．その他
1．基本計画等の策定
2．対象・地域の指定
3．協定の締結
4．土地の買取り
5．土地の貸借
6．その他

2．調査結果

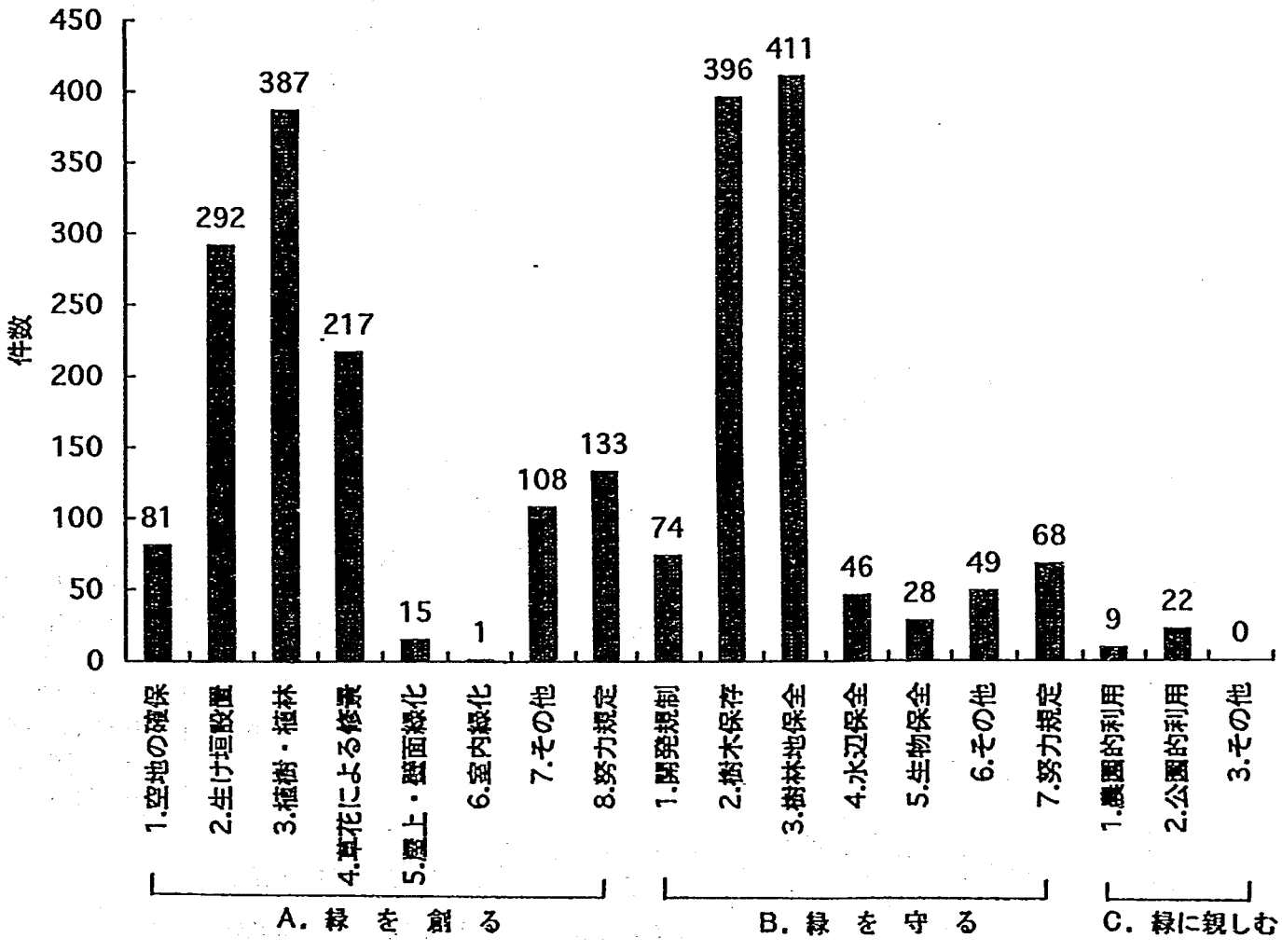
2.1 制度の目的

事例シートに整理した制度の総数は、1,039件に上り、単純計算すると、平均して約３地方公共団体に１つの割合で制度を持っていると考えられる。これらの制度の目的別の制度数を図－２・１に示す。

特に件数の多いものは、「樹林地保全」「樹木保存」「植樹・植林」といった項目で、これらについで「生け垣設置」「草花による修景」が多くなっている。

「緑を創る」に含まれる目的と「緑を守る」に含まれる目的との件数（総数）の差はあまりみられず、制度数からみる限り、緑の創出と保全の双方が均しく推進されていること、「緑に親しむ」に含まれる目的に該当する件数は少なく、利用を目的とした制度があまり整備されていないことがわかる。

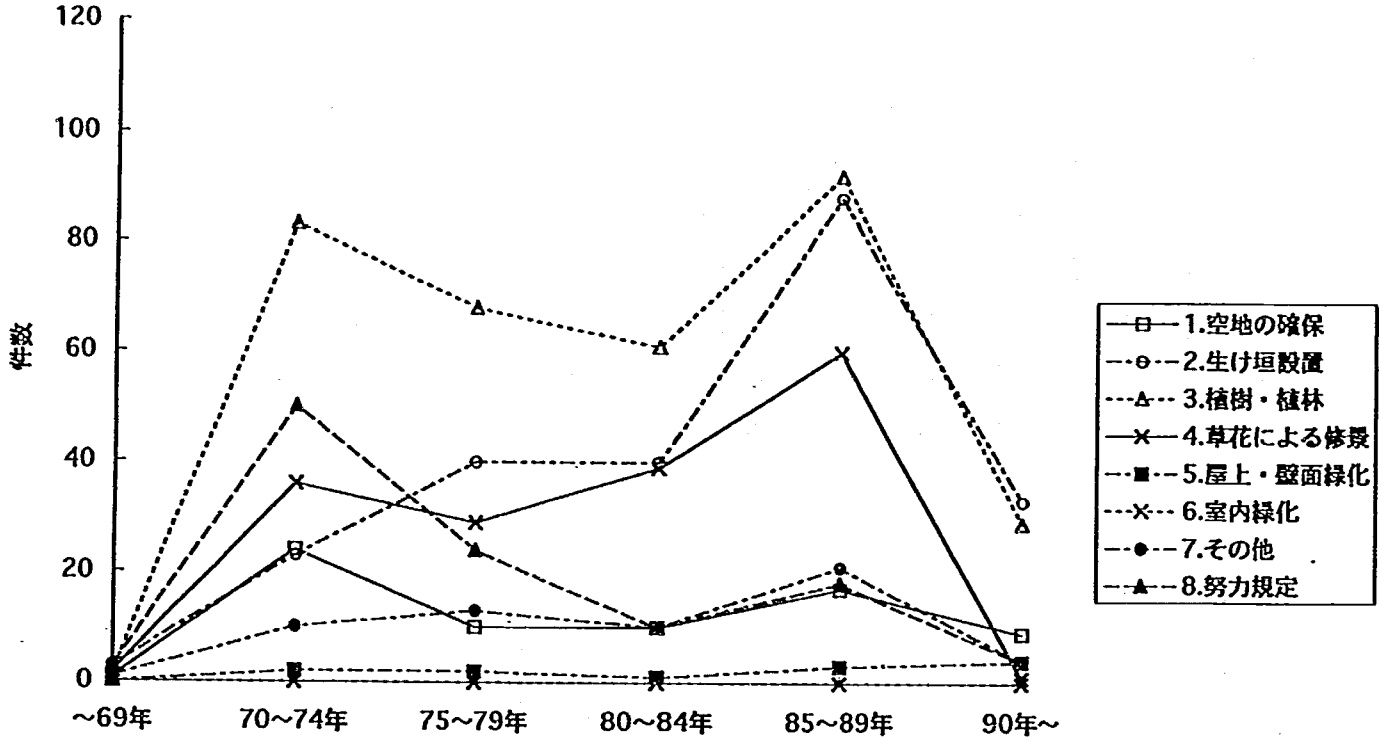
今後は、住民が保全、創出された緑と親しむ機会を確保するような制度を整備していくことが、住民の緑化・緑地保全意識を高める上で重要になっていくと考える。



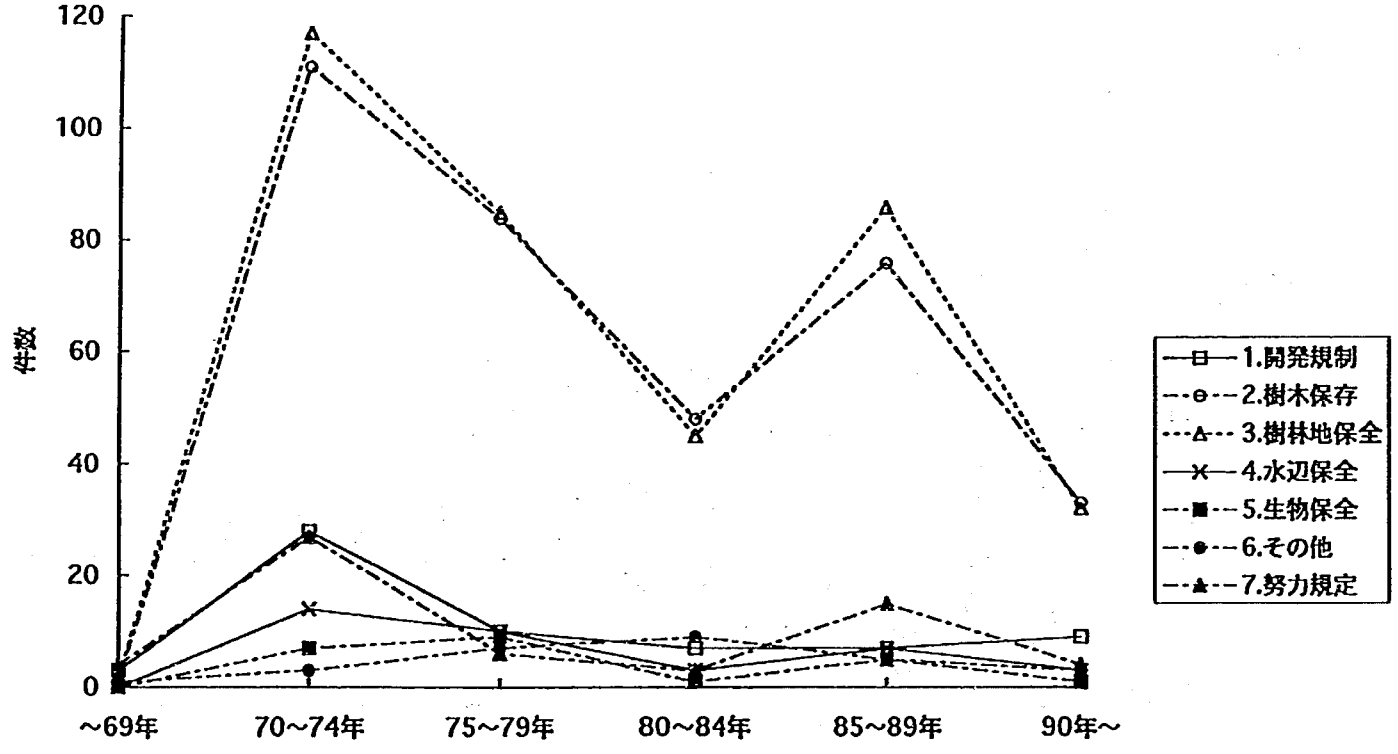
図－２・１ 制度の目的別件数

2.2 目的別創設年代

制度の目的ごとの創設年代別制度数を図－２・２a, bに示す（「緑に親しむ」に大別される目的については件数が少ないので省略した）。



図－２・２ａ　創設年代別制度数（緑を創る）



図－２・２ｂ　創設年代別制度数（緑を守る）

「植樹・植林」「樹木保存」「樹林地保全」に関する制度は、70年代前半と80年代後半に創設件数のピークがある。70年代前半は、国レベルでも都市緑地保全法、自然環境保全法が制定されるなど、緑化・緑地保全のための制度が全国的に整備された時期で、80年代後半は、地球環境をはじめとする環境への関心が盛り上がりをみせた時期であり、件数の増加はこのような時代性を反映していると考えられよう。

一方、「生け垣設置」「草花による修景」といった目的は、70年代後半から80年代後半にかけて創設数が増加している。「生け垣設置」については、宮城県沖地震（1978年）においてブロック塀の倒壊が問題になり、ブロック塀から生け垣への転換が防災上必要になったことが、制度数が増加した要因の一つになっていると予想される。また、近年は、住民にとってより身近で、場所をとらずに効果が上がり、実効性のある制度が増加しているものと考えられる。

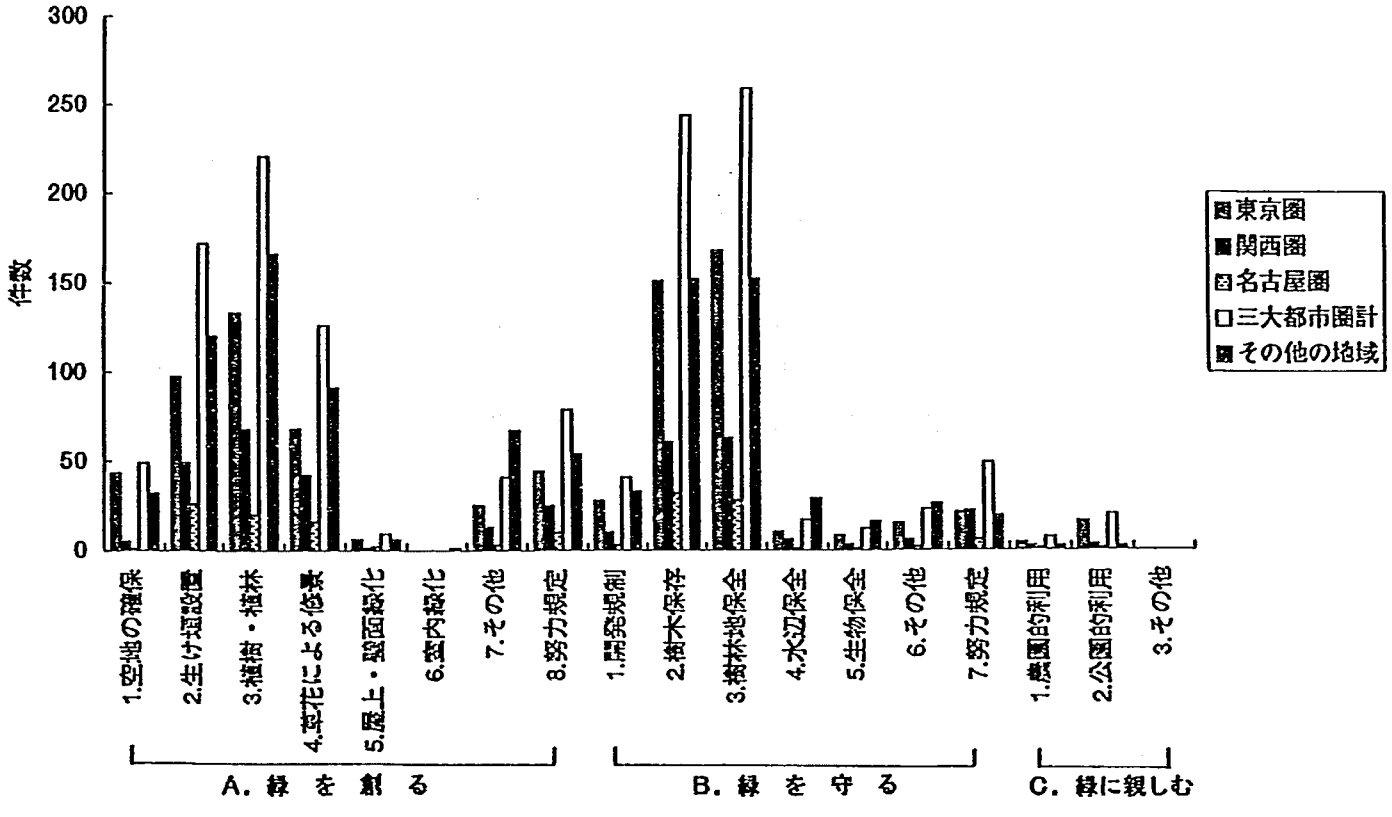
また、実現のための措置を伴わない「努力規定」は、年を追う毎に減少しており（「緑を創る」に大別される目的ではその傾向が顕著である）、実効性が明らかな制度に移行していることがわかる。

今後は、地域の実情に応じて「屋上・壁面緑化」「室内緑化」「水辺保全」「生物保全」といった新しいタイプの緑化・緑地保全も制度として取り組む必要があると考える。

2.3 都市圏別制度数

都市圏別制度数を図－２・３に示す。

三大都市圏における件数が全国の半数以上を占めている。さらに三大都市圏の件数のうち半数以上を東京圏の件数が占める目的がほとんどである。



図－３　都市圏別制度数

目的別にみると、「樹木保存」「樹林地保全」のような緑を守る制度では、三大都市圏とその他の地域（三大都市圏以外の地域）の件数の差が大きいのに対し、「生け垣設置」「植樹・植林」「草花による修景」といった緑を創る制度では、その差がそれほど大きくない。前者の制度が、従前から開発圧力の高かった三大都市圏を中心に整備されたのに対し、後者の制度は、より全国的に整備されているといえよう。

また、件数は少ないが「水辺保全」「生物保全」といった項目では、三大都市圏の件数よりもその他の地域の件数が多くなっている。保全の重要性、緊急性の高い水辺や生物がその他の地域に多く分布していることが原因となっていると考えられる。

地域の実情、特性に応じた制度が整備されているといえるが、今後は、より多様な緑化・緑地保全が推進されることが望ましいと考える。

2.4 実現のための手法

制度の目的の実現のために採用されている手法の目的別制度数に対する割合を表－２・１に示す（複数の目的をもつ制度の場合、たとえば「植樹・植林」のために採用されている「補助金の交付」が、「樹木保存」でも計数されるなど、集計の対象以外の目的のために採用されている手法が計数されている可能性があるので注意を要する）。

各目的に共通して最も頻繁に用いられる手法は、「対象・地域の指定」で、制度を適用する対象・地域を特定した上で、具体の手法を活用している制度が多いことがわかる。これに次いで「補助金の交付」が多くなっている。

目的の区分毎にみると、「緑を創る」に含まれる目的では、「空地の確保」において「公園緑地の提供」が多く、その他では「緑化材料の配布」「基金の運用」といった物的援助の手法が比較的多い。

「緑を守る」に含まれる目的では、「開発・建築行為の制限」「採取・損傷の制限」「罰則規定」といった手法が、各目的に共通して採用されており、「基本計画の策定」「協定の締結」も比較的多くなっている。

このように緑の保全を目的とした制度では、より多くの手法が組み合わされて用いられていることがわかる。

「緑に親しむ」に含まれる目的では、「土地の貸借」「協定の締結」といった手法が多い。

現時点においては、「技術的な援助」「団体活動の支援」「緑化義務」などの手法が採用される割合は低い。しかし、これらの手法は汎用性の高いものであり、今後はより多様な手法を活用することが必要と考える。

表－２・１　実現のための手法（採用されている割合）

		A.支援策								B.規制策						C.その他					
		1.補助金の交付	2.税の減免	3.技術的な援助	4.団体活動の支援	5.建築規制の緩和	6.緑化材料の配布	7.基金の運用	8.その他	1.開発・建築行為の制限	2.採取・損傷の制限	3.罰則規定	4.緑化義務	5.公園緑地の提供	6.その他	1.基本計画等の策定	2.対象・地域の指定	3.協定の締結	4.土地の買い取り	5.土地の貸借	6.その他
A緑を創る	1.空地の確保									○				●			○				
	2.生け垣設置	●															●				
	3.植樹・植林	○					○										●				
	4.草花による修景	○						○									○				
	5.屋上・壁面緑化	●															●				
	6.室内緑化						●									●		●	●		
	7.その他																○				○
	8.努力規定	○								○	○						●				
B緑を守る	1.開発規制									●							●				
	2.樹木保存	●								○	○					○	●	○			
	3.樹林地保全	●								○	○						●				
	4.水辺保全	●								●	○	●				○	●	○			
	5.生物保全	●								●	●	●				○	●	○			
	6.その他								○								○				●
	7.努力規定																○				
C親緑しにむ	1.農園的利用																○	●		●	
	2.公園的利用	●								○	○						●			●	
	3.その他																				

●：制度の目的の区分に該当する制度数に対し50%以上採用されている。
○：制度の目的の区分に該当する制度数に対し30%以上採用されている。

民有地緑化・緑地保全に関する
条例・要綱等一覧表

民有地緑化・緑地保全に関する条例・要綱等の一覧表の見方、使い方

○この一覧表は、次にまとめられている事例シートの索引として利用できる。

○1段目には、通し番号、条例・要綱等を制定している地方公共団体名、条例・要綱等の名称が記載されている。通し番号は、事例シートの通し番号と一致しているので、検索に利用できる。

○2段目以降には、条例・要綱等の目的を「緑を創る」「緑を守る」「緑に親しむ」の3つに大別し、さらに18項目に細別して、当該条例・要綱等が該当する項目に×印をつけた。条例・要綱等の目的ごとに検索する際に参照されたい。

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

1　北海道　札幌市　札幌市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

2　北海道　札幌市　札幌市宅地開発要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

3　北海道　札幌市　札幌市風致地区内建築等規制条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

4　北海道　財団法人札幌　財団法人札幌市公園緑化協会　札幌市都市緑化基金業務方法書

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

5　北海道　函館市　函館市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

6　北海道　小樽市　小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

7　北海道　旭川市　旭川市緑地保全要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

8　北海道　旭川市　旭川市都市緑化基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

9　北海道　室蘭市　室蘭市緑化条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

10　北海道　釧路市　釧路市緑の愛護賞規則

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

11　北海道　帯広市　帯広市環境緑地保全要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

12　北海道　帯広市　帯広市緑のまちづくり条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

13　北海道　帯広市　帯広市帯広の森基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

14　北海道　帯広市　帯広を緑と花でつつむ花壇コンクール実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

15　北海道　北見市　北見市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

16　北海道　北見市　北見市基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

17　北海道　岩見沢市　平成3年度「花壇コンクール」実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

18　北海道　岩見沢市　緑の岩見沢データバンク申込要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

19　北海道　網走市　網走市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

20　北海道　網走市　網走市基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

21　北海道　留萌市　留萌市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

22　北海道　苫小牧市　苫小牧市自然環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

23　北海道　美唄市　美唄市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

24　北海道　美唄市　美唄市緑化樹等交付要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

25　北海道　芦別市　芦別市自然環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

26　北海道　江別市　江別市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

27　北海道　江別市　江別市宅地開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

28　北海道　赤平市　花いっぱい運動の自主活動促進事業に関する交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

29　北海道　赤平市　緑の愛護員設置要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

30　北海道　名寄市　名寄市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

31　北海道　千歳市　千歳市緑化条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

32　北海道　財団法人千歳　水と緑のふれあい基金業務方法書

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

33　北海道　財団法人千歳　メモリアルツリー事業実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

34　北海道　財団法人千歳　千歳市緑化推進団体等の樹木等供給要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

35　北海道　財団法人千歳　フラワーポット貸付事業実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

36　北海道　滝川市　花いっぱいコンクール実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

37　北海道　砂川市　砂川市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

38　北海道　深川市　深川市みどりのまちづくり推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

39　北海道　深川市　深川市みどりのまちづくり事業基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

40　北海道　富良野市　富良野市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

41　北海道　恵庭市　恵庭市水と緑のまちづくり推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

42　北海道　恵庭市　恵庭市宅地等開発行為に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

43　北海道　伊達市　公園及び緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

44　北海道　広島町　広島町緑のまちづくり条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

45　北海道　石狩町　石狩町宅地開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

46　北海道　石狩町　石狩町自然保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

47　北海道　上磯町　上磯町緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

48　北海道　七飯町　七飯町環境保全条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

49　北海道　七飯町　生垣コンクール審査会要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

50　北海道　七飯町　市街地美化の生垣用苗木配布要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

51　北海道　栗山町　「花いっぱい運動」実施要領

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

52　北海道　美瑛町　美瑛町自然環境保全条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

53　北海道　美瑛町　美瑛町宅地開発要項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

54　北海道　美瑛町　花壇コンクール実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

55　北海道　美幌町　美幌町緑の保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

56　北海道　美幌町　美幌町開発行為指導要領

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

57　北海道　斜里町　斜里町自然保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

58　北海道　斜里町　斜里町自然景観保全林設置条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

59　北海道　遠軽町　遠軽町緑化推進及び緑の保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

60　北海道　遠軽町　遠軽町開発行為指導要領

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

61　北海道　白老町　白老町緑化基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

62　北海道　草来町　草来町緑化条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

63　北海道　草来町　草来町緑化事業推進基金条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

64　北海道　厚真町　厚真町緑化条例事業基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

65　北海道　池田町　池田町グリーンバンク基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

66　青森県　弘前市　弘前市みどりの条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

67　岩手県　盛岡市　「あすを築く百万本植樹活動」推進要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

68　岩手県　盛岡市　盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

69　岩手県　盛岡市　第29回「きれいな街づくり運動」図画コンクール実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

70　岩手県　盛岡市　平成2年度　盛岡市都市景観賞運営要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

71　岩手県　盛岡市　盛岡市グリーンバンク定款

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

72　岩手県　盛岡市　グリーンスポット設置事業の実施方針

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

73　岩手県　花巻市　土地区画整理事業促進対策補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

74　岩手県　北上市　北上市みどりのまちづくり条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

75　岩手県　北上市　北上市環境緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

76　岩手県　北上市　環境緑化木等の配布要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

77　岩手県　前沢町　樹木の保存に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

78　岩手県　前沢町　桜梅の里づくり事業基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

79　宮城県　仙台市　杜の都の環境をつくる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

80　宮城県　仙台市　開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

81　宮城県　仙台市　仙台市泉地区開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

82　宮城県　仙台市　生垣づくり助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

83　宮城県　仙台市　杜の都緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

84　宮城県　仙台市　民間の緑化活動を推進する事業に関する補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

85　宮城県　仙台市　昭和63年度　第20回花の児童画コンクール作品募集要領

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

86　宮城県　仙台市　第25回仙台市緑と花いっぱい花壇コンクール開催要領

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

87　宮城県　仙台市　広瀬川の清流を守る条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

88　宮城県　多賀城　多賀城市中高層建築物の建築に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

89　宮城県　矢本町　矢本町開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

90　宮城県　河南町　河南町緑の少年団育成団体に対する補助金交付規則

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

91　秋田県　秋田市　公園都市秋田市をつくる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

92　秋田県　能代市　能代市宅地造成等開発行為に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

93　秋田県　能代市　緑化事業誕生記念交付要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

94　秋田県　五城目町　平成元年度五城目町花いっぱい運動推進要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

95　秋田県　五城目町　五城目町生垣奨励要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

96　秋田県　田沢湖町　田沢湖町開発事業指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

97　山形県　山形市　山形市樹木保存事業補助金交付規程

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

98　山形県　山形市　昭和55年度山形市樹木保存事業助成金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

99　山形県　鶴岡市　鶴岡市生垣設置奨励事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

100　山形県　酒田市　酒田市生垣推進事業に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

101　山形県　酒田市　酒田市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

102　山形県　酒田市　酒田大火被災地内緑化推進対策事業に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

103　山形県　上山市　上山市樹木の保存に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

104　山形県　上山市　上山市生垣コンクール実施要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

105　山形県　長井市　長井市不伐の森条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

106　山形県　長井市　「古木の森」の設置に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

107　山形県　河北町　河北町生け垣設置奨励補助金交付規程

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

108　福島県　福島市　福島市名木の保存に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

109　福島県　福島市　都市緑化功労者の表彰実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

110　福島県　郡山市　郡山市みどりのまちづくり事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

111　福島県　郡山市　郡山市みどりのまちづくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

112　福島県　いわき市　いわき市生け垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

113　福島県　いわき市　いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

114　福島県　いわき市　いわき市都市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

115　福島県　相馬市　相馬市都市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

116　福島県　本宮町　本宮町緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

117　福島県　金山町　金山町自然環境保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

118　茨城県　ひたちなか市　ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

119　茨城県　水戸市　水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

120　茨城県　日立市　日立市緑の保全と緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

121　茨城県　日立市　第18回日立市花いっぱいコンクール実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

122　茨城県　日立市　第5回日立市環境整備コンクール実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

123　茨城県　常陸太田市　常陸太田市環境保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

124　茨城県　取手市　取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

125　栃木県　　栃木県「みどりと公園の愛護」功労者の表彰実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

126　栃木県　　緑の相談所設置要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

127 栃木県 宇都宮市 宇都宮市都市緑化事業実施要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

128 栃木県 宇都宮市 宇都宮市緑化協定区域生垣設置補助金交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

129 栃木県 宇都宮市 宇都宮市都市緑化基金条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

130 栃木県 宇都宮市 住宅新築記念緑化樹木贈呈要領

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

131 栃木県 宇都宮市 大回花と緑のまちづくり推進市民大会開催要領

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

132 栃木県 足利市 財団法人足利市緑化・公園管理協会都市緑化基金に関する規定

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

133　栃木県　足利市　財団法人足利市緑化推進協会都市緑化基金補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

134　栃木県　足利市　財団法人足利市緑化推進協会都市緑化基金表彰要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

135　栃木県　佐野市　佐野市生け垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

136　栃木県　鹿沼市　鹿沼市補助金等の交付に関する規則

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

137　栃木県　真岡市　真岡市生垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

138　栃木県　大田原市　大田原市生垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

139　栃木県　茂木町　茂木町生け垣づくり補助金交付規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

140　栃木県　石橋市　石橋市開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

141　群馬県　前橋市　前橋市生垣づくり奨励金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

142　群馬県　前橋市　前橋市水と緑のまちをつくる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

143　群馬県　前橋市　前橋市優良緑化施設表彰制度要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

144　群馬県　前橋市　優良生垣表彰制度要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

145　群馬県　前橋市　市民緑化運動グリーンボックス・フラワーポットの設置及び管理運営要

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

146　群馬県　高崎市　高崎市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

147　群馬県　高崎市　高崎市宅地開発指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

148　群馬県　高崎市　高崎市中層高層建築物の建築に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

149　群馬県　桐生市　桐生市の緑を育て自然を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

150　群馬県　太田市　太田市生垣設置補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

151　群馬県　館林市　館林市水緑都市モデル地区整備に関する緑の保護及び緑化推進特別措置

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

152　群馬県　館林市　館林市緑の保護及び緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

153　群馬県　館林市　館林市市民の森記念植樹取扱要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

154　群馬県　渋川市　渋川市宅地開発要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

155　群馬県　渋川市　渋川市記念樹木交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

156　群馬県　藤岡市　藤岡市ふじ棚設置奨励金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

157　群馬県　富岡市　富岡市土地開発事業指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

158　群馬県　富岡市　富岡市結婚の森記念植樹取扱要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

159　群馬県　安中市　安中市地域開発事業指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

160　群馬県　群馬町　群馬町生け垣づくり奨励金補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

161　群馬県　群馬町　群馬町保存樹木等の指定及び補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

162　群馬県　群馬町　群馬町優良生け垣表彰制度要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

163　群馬県　榛東村　榛東村土地開発指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

164　群馬県　境町　境町花と緑普及生垣補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

165　群馬県　玉村町　玉村町開発行為事前協議要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

166　群馬県　玉村町　玉村町の花と木による緑化郷土づくり推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

167　群馬県　尾島町　尾島町生垣設置補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

168　群馬県　新田町　宅地開発指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

169　群馬県　新田町　新田町記念の森植樹実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

170　群馬県　藪塚本町　藪塚本町土地開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

171　埼玉県　ふるさと埼玉の緑を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

172　埼玉県　埼玉緑のトラスト基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

173　埼玉県　川越市　川越市緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

174　埼玉県　川越市　川越市民の森指定要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

175　埼玉県　川越市　川越市緑化推進モデル地区設置要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

176　埼玉県　川口市　川口市緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

177　埼玉県　川口市　川口市高層建築計画に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

178　埼玉県　川口市　川口市生垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

179　埼玉県　川口市　川口市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

180　埼玉県　浦和市　浦和市緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

181　埼玉県　財団法人浦和　緑の街なみづくり助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

182　埼玉県　浦和市　浦和市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

183　埼玉県　財団法人浦和　樹木の保存に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

184　埼玉県　財団法人浦和　財団法人浦和市公園緑地協会「緑の基金」実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

185　埼玉県　大宮市　大宮市みどりの条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

186　埼玉県　大宮市　大宮市開発行為等指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

187　埼玉県　大宮市　大宮市緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

188　埼玉県　所沢市　所沢市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

189　埼玉県　所沢市　所沢市緑化モデル地区設置要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

190　埼玉県　東松山市　東松山市緑化推進基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

191　埼玉県　春日部市　春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

192　埼玉県　春日部市　春日部市緑のまちづくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

193 埼玉県 狭山市 狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

194 埼玉県 狭山市 狭山市生け垣等設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

195 埼玉県 羽生市 羽生市みどりのまちづくり推進要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☒7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

196 埼玉県 鴻巣市 鴻巣市緑化推進条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☒8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

197 埼玉県 上尾市 上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

198 埼玉県 与野市 与野市緑化推進要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

199　埼玉県　草加市　草加市みどりの条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

200　埼玉県　草加市　草加市みどりのまちづくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

201　埼玉県　越谷市　越谷市みどりの推進に関する条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

202　埼玉県　蕨市　緑と花のまちづくりを推進する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

203　埼玉県　戸田市　戸田市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

204　埼玉県　戸田市　戸田市生産緑地保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

205　埼玉県　戸田市　戸田市空閑地信託要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

206　埼玉県　入間市　入間市生けがき設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

207　埼玉県　入間市　入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

208　埼玉県　鳩ヶ谷市　鳩ヶ谷市みどりの保全に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

209　埼玉県　朝霞市　朝霞市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

210　埼玉県　志木市　宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

211　埼玉県　志木市　志木市生け垣設置奨励金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

212　埼玉県　志木市　志木市みどりの条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

213　埼玉県　志木市　志木市家屋の新築記念樹木贈呈要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

214　埼玉県　和光市　和光市生け垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

215　埼玉県　和光市　和光市緑の保護及び緑化推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

216　埼玉県　新座市　新座市みどりの保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

217　埼玉県　新座市　新座市みどりのまちづくり条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

218　埼玉県　新座市　新座市緑のまちづくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

219　埼玉県　北本市　北本市緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

220　埼玉県　八潮市　八潮市緑化推進及び緑の保全に関する条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

221　埼玉県　八潮市　八潮市緑化推進要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

222　埼玉県　富士見市　みどりの保護及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

223 埼玉県 三郷市 三郷市市民農園補助金交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☒1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

224 埼玉県 坂戸市 坂戸市樹木等の保存及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☒8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

225 埼玉県 大井町 大井町みどりの条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

226 埼玉県 大井町 大井町生垣設置補助金交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

227 埼玉県 大井町 大井町公園愛護会に対する報奨金交付要領

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☒6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

228 埼玉県 三芳町 三芳町みどり保全条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

229　埼玉県　三芳町　三芳町みどりの保護育成及び活用に関する条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

230　千葉県　千葉市　千葉市環境保全基本条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

231　千葉県　千葉市　緑化の推進および樹木等の保全に関する条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

232　千葉県　千葉市　緑と水辺の基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

233　千葉県　千葉市　千葉市市民の森設置事業実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

234　千葉県　千葉市　千葉市市民農園設置管理要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

235　千葉県　千葉市　第8回千葉市緑と水辺のまちづくり強調月間関連行事実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

236　千葉県　市川市　市川市環境美化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

237　千葉県　市川市　市川市緑の保全及び緑化の推進に関する基本要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

238　千葉県　市川市　市川市緑化対策事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

239　千葉県　市川市　市川市樹木銀行設置要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

240　千葉県　船橋市　船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

241 千葉県 船橋市 船橋市緑化推進事業助成金交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

242 千葉県 松戸市 松戸市緑を守る条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

243 千葉県 松戸市 松戸市まちづくり指導要綱

A.緑を創る ☒1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

244 千葉県 野田市 野田市宅地開発指導要綱

A.緑を創る ☒1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

245 千葉県 野田市 野田市緑地保存に関する実施要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

246 千葉県 野田市 野田市みどりのふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

247 千葉県 茂原市 茂原市緑と花のまちづくり推進対策要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

248 千葉県 佐倉市 佐倉市緑の街並整備事業補助金交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

249 千葉県 佐倉市 佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

250 千葉県 佐倉市 佐倉市緑化要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

251 千葉県 東金市 東金市緑地の保全及び緑化推進に関する条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

252 千葉県 東金市 みどりのふるさと基金条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☒4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

253　千葉県　習志野市　習志野市自然保護及び緑化推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

254　千葉県　習志野市　習志野市開発事業指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

255　千葉県　柏市　柏市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

256　千葉県　柏市　柏市緑化推進基本計画書に基づく緑化モデル地区に関する実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

257　千葉県　市原市　市原市緑の保全および推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

258　千葉県　市原市　市原市民の環境をまもる基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

259　千葉県　市原市　市原市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

260　千葉県　流山市　流山市開発指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

261　千葉県　流山市　流山市みどりのまちなみ整備事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

262　千葉県　流山市　流山市緑化推進及び保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

263　千葉県　流山市　流山市ふるさと緑の基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

264　千葉県　八千代市　八千代市ふるさとの緑を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

265　千葉県　八千代市　八千代市生垣コンクール実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

266　千葉県　我孫子市　我孫子市緑地等の保全及び緑化推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

267　千葉県　我孫子市　我孫子市開発・建築行為指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

268　千葉県　我孫子市　我孫子市緑地及び樹木の保存に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

269　千葉県　我孫子市　我孫子市緑の基金条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

270　千葉県　鎌ヶ谷市　鎌ヶ谷市街地宅地開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

271　千葉県　鎌ヶ谷市　鎌ヶ谷市環境保全条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

272　千葉県　鎌ヶ谷市　鎌ヶ谷市ふれあいの森設置及び管理条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

273　千葉県　君津市　君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

274　千葉県　浦安市　浦安市みどりを育てる条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

275　千葉県　四街道市　四街道市緑の保全及び緑化推進に関する条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

276　千葉県　四街道市　四街道町樹木・樹林等保存要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

277　千葉県　袖ヶ浦町　袖ヶ浦町緑の保全及び推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

278　千葉県　酒々井町　酒々井町宅地開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

279　東京都　新島本町　新島本村環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

280　東京都　　東京における自然の保護と回復に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

281　東京都　昭島市　昭島市の緑を守り育てる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

282　東京都　中央区　中央区花と緑のまちづくり推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

283　東京都　港区　東京都港区みどりを守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

284　東京都　港区　東京都港区生垣造成助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

285　東京都　港区　東京都港区緑地管理要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

286　東京都　新宿区　東京都新宿区みどりの条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

287　東京都　文京区　東京都文京区みどりの保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

288　東京都　文京区　東京都文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

289　東京都　文京区　東京都文京区生垣造成補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

290　東京都　台東区　台東区みどりの保護と育成に関する要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

291　東京都　台東区　東京都台東区生垣造成補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

292　東京都　墨田区　墨田区の緑化の推進に関する要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

293　東京都　墨田区　墨田区開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

294　東京都　江東区　東京都江東区みどりの条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

295　東京都　品川区　品川区緑のある遊び場維持管理費補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

296　東京都　目黒区　東京都目黒区みどりの条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

297　東京都　目黒区　東京都目黒区樹木保存要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

298　東京都　大田区　東京都大田区みどりの保護と育成に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

299　東京都　世田谷区　自然環境の保護及び回復に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

300　東京都　葛飾区　東京都葛飾区緑の保護と育成に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

301　東京都　葛飾区　葛飾区開発行為及び大規模造成等による住宅等建設に関する緑化指導取

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

302　東京都　葛飾区　葛飾区生垣造成補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

303　東京都　葛飾区　東京都葛飾区自然保護要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

304　東京都　葛飾区　葛飾区民間施設等緑化助成要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

305　東京都　葛飾区　地域における自主的な緑化活動団体育成要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

306　東京都　葛飾区　苗木等無料配布の実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

307　東京都　葛飾区　葛飾区グリーンバンク事業の運営に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

308　東京都　葛飾区　葛飾区民農園要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

309　東京都　渋谷区　東京都渋谷区緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

310　東京都　板橋区　東京都板橋区緑の基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

311　東京都　中野区　中野区みどりの保護と育成に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

312　東京都　杉並区　みどりの条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

313　東京都　杉並区　東京都杉並区開発行為及び大規模造成に関する緑化指導取扱要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

314　東京都　豊島区　豊島区みどりの保護と育成に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

315　東京都　豊島区　まちづくり事業推進のための建築資金融資あっせん・利子補給要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

316　東京都　豊島区　豊島区区民農園運営要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

317　東京都　北区　東京都北区みどりの条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

318　東京都　北区　東京都北区緑化事業推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

319　東京都　北区　東京都北区生垣造成助成金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

320　東京都　荒川区　東京都荒川区みどりの保護育成条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

321　東京都　板橋区　東京都板橋区緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

322　東京都　練馬区　みどりを保護し回復する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

323　東京都　練馬区　練馬区宅地等開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

324　東京都　練馬区　練馬区震災対策用苗木配布要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

325　東京都　足立区　東京都足立区緑の保護育成条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

326　東京都　足立区　足立区誕生記念植樹事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

327　東京都　江戸川区　江戸川区緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

328　東京都　江戸川区　江戸川区宅地開発及び住宅建設指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

329　東京都　江戸川区　江戸川区緑化資金貸付条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

330　東京都　八王子市　八王子市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

331　東京都　八王子市　宅地開発に伴う指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

332　東京都　立川市　立川市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

333　東京都　武蔵野市　武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

334　東京都　武蔵野市　武蔵野市公園緑化基金条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

335　東京都　三鷹市　三鷹市民の良好な環境をつくる条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

336　東京都　三鷹市　三鷹市緑の保護および緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

337 東京都 三鷹市 三鷹市開発行為に関する指導要綱

A.緑を創る ☒ 1．空地の確保 ☐ 2．生け垣設置 ☐ 3．植樹・植林 ☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☐ 2．樹木保存 ☐ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

338 東京都 三鷹市 三鷹市中高層建築物に関する取扱要綱

A.緑を創る ☒ 1．空地の確保 ☐ 2．生け垣設置 ☐ 3．植樹・植林 ☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☐ 2．樹木保存 ☐ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

339 東京都 三鷹市 三鷹市接道部緑化造成等助成要綱

A.緑を創る ☐ 1．空地の確保 ☒ 2．生け垣設置 ☐ 3．植樹・植林 ☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☐ 2．樹木保存 ☐ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

340 東京都 青梅市 青梅市梅の古木等指定補助金交付要綱

A.緑を創る ☐ 1．空地の確保 ☐ 2．生け垣設置 ☐ 3．植樹・植林 ☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☒ 2．樹木保存 ☒ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

341 東京都 青梅市 青梅市緑化基金条例

A.緑を創る ☐ 1．空地の確保 ☒ 2．生け垣設置 ☒ 3．植樹・植林 ☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☒ 2．樹木保存 ☒ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

342 東京都 府中市 府中市みどりの保護及び育成に関する要綱

A.緑を創る ☐ 1．空地の確保 ☒ 2．生け垣設置 ☒ 3．植樹・植林 ☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☒ 2．樹木保存 ☒ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

343　東京都　府中市　「名木百選」樹木の保護基準

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

344　東京都　府中市　府中市記念樹配布要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

345　東京都　府中市　府中市みどりの銀行実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

346　東京都　府中市　グリーンシティモデル地区事業推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

347　東京都　府中市　府中市市民花壇を育てる要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

348　東京都　府中市　府中市準公共広場緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

349　東京都　稲城市　稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

350　東京都　調布市　調布市調布市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

351　東京都　町田市　町田市緑の保全と育成に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

352　東京都　町田市　町田市緑地保全基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

353　東京都　小金井市　小金井市緑地保全及び緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

354　東京都　小金井市　小金井市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

355　東京都　小平市　小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

356　東京都　日野市　日野市緑化推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

357　東京都　日野市　日野市環境緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

358　東京都　東村山市　東村山市緑の保護と育成に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

359　東京都　東村山市　東村山市樹林、樹木等管理費補助交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

360　東京都　国分寺市　国分寺市の緑の保護と推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

361　東京都　国立市　国立市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

362　東京都　田無市　田無市緑化の推進及び保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

363　東京都　田無市　田無市宅地開発等に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

364　東京都　保谷市　保谷市みどりの保護と育成に関する条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

365　東京都　福生市　福生市の緑を守り育てる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

366　東京都　狛江市　狛江市環境の保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

367　東京都　東大和市　東大和市みどりの保護・育成に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

368　東京都　東大和市　東大和市生垣造成事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

369　東京都　東大和市　東大和市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

370　東京都　清瀬市　清瀬市宅地開発等に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

371　東京都　清瀬市　清瀬市みどりの保護と育成に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

372　東京都　東久留米市　東久留米市のみどりに関する条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

373　東京都　東久留米市　東久留米市準公共広場緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

374　東京都　武蔵村山市　武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

375　東京都　武蔵村山市　武蔵村山市保存樹林の指定に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

376　東京都　多摩市　多摩市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

377　東京都　多摩市　多摩市グリーンライブセンター及び多摩市都市緑化植物園に関する規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

378　東京都　稲城市　稲城市生垣造成補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

379　東京都　稲城市　稲城市緑化推進基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

380　東京都　秋川市　秋川市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

381　東京都　羽村市　羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

382　東京都　桧原村　桧原村自然保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

383　東京都　大島町　「椿の木」保護育成と回復に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

384　東京都　三宅村　三宅村環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

385　東京都　八丈町　八丈町修景美化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

386　東京都　小笠原村　小笠原村環境保全条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

387　神奈川県　　緑化推進および緑の保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

388　神奈川県　　かながわトラストみどり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

389　神奈川県　横浜市　横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

390　神奈川県　横浜市　緑の環境をつくり育てる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

391 神奈川県 横浜市 横浜市宅地開発要綱

A.緑を創る ☒1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

392 神奈川県 横浜市 近郊緑地保全区域内開発行為規制要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

393 神奈川県 横浜市 風致地区内開発行為規制要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

394 神奈川県 (財) 横浜市 緑のベルトづくり事業実施要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

395 神奈川県 横浜市 横浜市緑地保存事業実施要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

396 神奈川県 (財) 横浜市 よこはま緑のまちづくり基金業務方法書

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☒6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

397　神奈川県　(財) 鎌倉風　(財) 鎌倉風致保存会寄付行為

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

398　神奈川県　横浜市　横浜市人生記念樹事業実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

399　神奈川県　(財) 横浜市　記念植樹事業実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

400　神奈川県　(財) 横浜市　地域緑化事業実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

401　神奈川県　横浜市　山手地区景観風致保全要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

402　神奈川県　(財) 横浜市　グリーンボックス貸出事業実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

403　神奈川県　(財) 横浜市　ちびっこ緑化事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

404　神奈川県　横浜市　ふれあいの樹林設置事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

405　神奈川県　横浜市　鉄道沿線等緑化事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

406　神奈川県　横浜市　緑の街づくり事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

407　神奈川県　(財) 横浜市　緑のふれあい活動事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

408　神奈川県　(財) 横浜市　緑化協定地区維持管理費等助成事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

409　神奈川県　川崎市　緑の回復に関する技術指針

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

410　神奈川県　川崎市　川崎市風致地区条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

411　神奈川県　川崎市　団地造成事業等施行基準

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

412　神奈川県　川崎市　川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

413　神奈川県　川崎市　川崎市思い出記念緑化事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

414　神奈川県　川崎市　駐車場緑化の推進に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

415 神奈川県 川崎市 昭和54年度緑化まつり実施要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

416 神奈川県 川崎市 昭和63年度緑化ポスター・緑化標語コンクール

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☒6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

417 神奈川県 川崎市 憲法記念植樹実施要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

418 神奈川県 川崎市 昭和54年度「都市緑化月間」実施要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

419 神奈川県 横須賀市 緑地条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☒8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☒7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

420 神奈川県 横須賀市 基金条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

421　神奈川県　平塚市　緑化の推進及び緑の保全の関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

422　神奈川県　平塚市　平塚市開発事業指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

423　神奈川県　平塚市　平塚市いけがき設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

424　神奈川県　平塚市　平塚市みどり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

425　神奈川県　平塚市　平成2年新築記念樹配布実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

426　神奈川県　平塚市　平塚市緑化モデル団体の指定および補助金交付要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

427　神奈川県　平塚市　平塚市緑化モデル団体補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

428　神奈川県　平塚市　平塚市緑化協力団体育成要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

429　神奈川県　平塚市　平成3年度平塚市緑化ポスターコンクール作品募集要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

430　神奈川県　平塚市　平成3年度平塚市緑化標語コンクール作品募集要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

431　神奈川県　平塚市　平塚市緑化優良団体表彰要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

432　神奈川県　平塚市　ふるさとの森植栽事業実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号・都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

433　神奈川県　平塚市　平塚市中高層共同住宅ベランダ緑化助成要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

434　神奈川県　鎌倉市　鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

435　神奈川県　鎌倉市　鎌倉市開発事業指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

436　神奈川県　鎌倉市　鎌倉市生け垣設置奨励事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

437　神奈川県　鎌倉市　鎌倉市緑地保全事業推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

438　神奈川県　鎌倉市　鎌倉市環境保全基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

439　神奈川県　鎌倉市　鎌倉市、緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

440　神奈川県　鎌倉市　鎌倉市グリーンバンク設置要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

441　神奈川県　藤沢市　藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

442　神奈川県　藤沢市　藤沢市みどり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

443　神奈川県　藤沢市　藤沢市表彰条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

444　神奈川県　小田原市　小田原市開発行為等指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

445　神奈川県　小田原市　小田原市生け垣普及事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

446　神奈川県　小田原市　小田原市緑を豊かにする条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

447　神奈川県　小田原市　小田原市ふるさとみどり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

448　神奈川県　小田原市　小田原市ふるさとみどり基金事業記念樹配布実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

449　神奈川県　茅ヶ崎市　茅ヶ崎市開発事業指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

450　神奈川県　茅ヶ崎市　茅ヶ崎市中高層住宅に関する指導基準

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

451　神奈川県　茅ヶ崎市　茅ヶ崎市生け垣の奨励及び危険ブロック塀等解消の促進に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

452　神奈川県　茅ヶ崎市　茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

453　神奈川県　茅ヶ崎市　茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

454　神奈川県　茅ヶ崎市　茅ヶ崎市緑化樹苗園設置奨励事業実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

455　神奈川県　逗子市　逗子市保存樹林奨励金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

456　神奈川県　逗子市　逗子市みどり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

457　神奈川県　相模原市　開発行為指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

458　神奈川県　相模原市　相模原市建築物等指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

459　神奈川県　相模原市　相模原市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

460　神奈川県　相模原市　相模原市みどりのまちづくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

461　神奈川県　相模原市　相模原市緑地保全基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

462　神奈川県　三浦市　三浦市開発指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

463　神奈川県　秦野市　秦野市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

464　神奈川県　秦野市　秦野市開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

465　神奈川県　秦野市　秦野市生け垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

466　神奈川県　秦野市　「花の名所ふる里づくり事業」補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

467　神奈川県　厚木市　厚木市緑を豊かにする事業推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

468　神奈川県　厚木市　厚木市開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

469　神奈川県　厚木市　厚木市建築指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

470　神奈川県　大和市　大和市生垣設置奨励要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

471　神奈川県　大和市　大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

472　神奈川県　大和市　緑化の推進、緑の保全等に関するポスター、標語作品募集要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

473　神奈川県　大和市　大和市上和田野帳の森公園用地指定要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

474　神奈川県　大和市　大和市城山史跡公園用地指定要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

475　神奈川県　大和市　大和市泉の森用地指定要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

476　神奈川県　伊勢原市　伊勢原市緑の保全及び育成に関する条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

477　神奈川県　伊勢原市　伊勢原市ふるさとの森づくり基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

478　神奈川県　海老名市　海老名市環境保全条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

479　神奈川県　海老名市　海老名市いけがき設置奨励金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

480　神奈川県　海老名市　海老名市保存生垣奨励金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

481　神奈川県　海老名市　海老名市みどり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

482　神奈川県　座間市　座間市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

483　神奈川県　座間市　座間市開発事業指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

484　神奈川県　座間市　座間市子供の森の指定に関する規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

485　神奈川県　座間市　座間市基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

486　神奈川県　座間市　座間市文化財保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

487　神奈川県　南足柄市　南足柄市足柄グリーン文化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

488　神奈川県　綾瀬市　綾瀬市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

489　神奈川県　綾瀬市　綾瀬市みどりのまちづくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

490　神奈川県　葉山町　みどりの保全と都市緑化に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

491　神奈川県　葉山町　ふるさと葉山みどり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

492　神奈川県　寒川町　寒川町開発指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

493　神奈川県　寒川町　寒川町生垣等緑化推進用項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

494　神奈川県　寒川町　寒川町緑化基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

495　神奈川県　大磯町　大磯町開発指導要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

496　神奈川県　大磯町　大磯町生け垣設置奨励事業補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

497　神奈川県　大磯町　大磯町緑基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

498　神奈川県　二宮町　二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

499　神奈川県　中井町　中井町開発指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

500　神奈川県　大井町　大井町生垣設置奨励補助金交付条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

501　神奈川県　開成町　開成町生け垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

502　神奈川県　箱根町　箱根町営苗圃苗木交付取扱要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

503　神奈川県　箱根町　箱根町緑の銀行樹木取扱要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

504　神奈川県　真鶴町　真鶴町みどり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

505　神奈川県　湯河原町　湯河原町開発指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

506　神奈川県　湯河原町　湯河原町豊かな環境づくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

507　神奈川県　湯河原町　湯河原町緑のまちづくり推進事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

508　神奈川県　城山町　城山町開発指導基準

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

509　神奈川県　城山町　城山町みどりのまちづくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

510　神奈川県　津久井町　コミュニティと緑の環境づくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

511　神奈川県　津久井町　津久井町住環境整備条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

512　神奈川県　藤野町　藤野町開発行為指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

513　新潟県　新潟市　新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

514　新潟県　長岡市　長岡市花と緑のまちづくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

515　新潟県　三条市　三条市緑化推進基金条約

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

516　新潟県　新発田市　新発田市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

517　新潟県　新津市　新津市宅地開発指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

518　新潟県　新津市　新津市環境整備基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

519　新潟県　新津市　新津市グリーンセンター条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

520　新潟県　加茂市　加茂市水と緑の環境づくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

521　新潟県　燕市　燕市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

522　新潟県　燕市　燕市民の人生記念植樹実施規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

523　新潟県　新井市　新井市の自然環境を守る条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

524　新潟県　新井市　新井市花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

525　新潟県　白根市　白根市花いっぱい運動推進事業助成要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

526　新潟県　上越市　上越市花壇設置事業補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

527　新潟県　水原町　水原町開発行為適正化指導要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

528　新潟県　紫雲寺町　紫雲寺町ふるさと緑化推進基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

529 新潟県 村松町 村松町花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱

A.緑を創る ☐ 1．空地の確保 ☐ 2．生け垣設置 ☐ 3．植樹・植林 ☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☐ 2．樹木保存 ☐ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

530 新潟県 弥彦村 弥彦村文化財の保護及び弥彦村ふるさとの緑と花いっぱい運動を推進す

A.緑を創る ☐ 1．空地の確保 ☒ 2．生け垣設置 ☒ 3．植樹・植林 ☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☒ 2．樹木保存 ☒ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

531 新潟県 田上町 田上町緑化推進条例

A.緑を創る ☐ 1．空地の確保 ☐ 2．生け垣設置 ☐ 3．植樹・植林 ☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☐ 2．樹木保存 ☒ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

532 新潟県 小出町 小出町花と緑のまちづくり事業基金条例

A.緑を創る ☐ 1．空地の確保 ☐ 2．生け垣設置 ☐ 3．植樹・植林 ☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☐ 2．樹木保存 ☐ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

533 新潟県 小出町 花と緑の街づくり事業補助金交付要綱

A.緑を創る ☐ 1．空地の確保 ☐ 2．生け垣設置 ☐ 3．植樹・植林 ☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☐ 2．樹木保存 ☐ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

534 新潟県 小出町 小出島地区緑化推進事業実施要綱

A.緑を創る ☐ 1．空地の確保 ☐ 2．生け垣設置 ☒ 3．植樹・植林 ☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化 ☐ 6．室内緑化 ☐ 7．その他 ☐ 8．努力規定

B.緑を守る ☐ 1．開発制限 ☐ 2．樹木保存 ☐ 3．樹林地保全 ☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全 ☐ 6．その他 ☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ ☐ 1．農園的利用 ☐ 2．公園的利用 ☐ 3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

535　新潟県　入広瀬村　入広瀬村道路修景美化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

536　新潟県　六日町　緑地保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

537　新潟県　大和町　大和町開発行為等の適正化対策要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

538　新潟県　大潟町　大潟町緑の保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

539　新潟県　大潟町　大潟町緑化推進事業補助金（苗木配布）要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

540　新潟県　妙高高原町　妙高高原町赤ちゃん誕生による記念品支給要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

541　新潟県　妙高高原町　妙高高原町沿道修景美化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

542　新潟県　佐和田町　佐和田町お楽しみ農園設置条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

543　富山県　富山市　富山市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

544　富山県　高岡市　高岡市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

545　富山県　高岡市　高岡市生垣緑化補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

546　富山県　新湊市　新湊市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

547　富山県　滑川市　滑川市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

548　富山県　福岡町　福岡町緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

549　石川県　(財) いしか　(財) いしかわ緑のまち基金業務方法書

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

550　石川県　　百年木ランドマークづくり事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

551　石川県　金沢市　金沢市緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☒6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

552　石川県　金沢市　森の都金沢市生け垣設置助成金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

553　石川県　金沢市　金沢市保存樹・保存樹林の助成取扱要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

554　石川県　金沢市　記念樹配布事業取扱要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

555　石川県　金沢市　金沢市新婚、新築記念樹事業取扱要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

556　石川県　金沢市　地域施設緑化推進事業要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

557　石川県　金沢市　生け垣奨励モデル地区苗木配布要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

558　石川県　金沢市　伝統環境保存緑化協力樹配布事業取扱要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

559　石川県　金沢市　風致地区内行為にかかる緑化推進事業取扱要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

560　石川県　七尾市　七尾市緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

561　石川県　山中町　山中町結婚誕生記念町花配布事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

562　石川県　根上町　住環境緑化推進助成金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

563　石川県　寺井町　寺井町緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

564　石川県　野々市町　野々市町環境緑化用苗木無償配布要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

565　石川県　津幡町　津幡町緑化、美化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

566　福井県　福井市　福井市都市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

567　福井県　鯖江市　鯖江市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

568　長野県　長野市　長野市緑の設置及び保存樹木等補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

569　長野県　長野市　長野市緑化の推進及び緑の保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

570　長野県　長野市　長野市生けがき奨励事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

571　長野県　松本市　松本市緑を守り育てる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

572　長野県　松本市　美しいまち松本づくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

573　長野県　松本市　松本市市街地緑化協定に関する事務取り扱い要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

574　長野県　上田市　緑化推進及び樹木等の保全移管する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

575　長野県　飯田市　環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

576　長野県　諏訪市　諏訪市自然環境保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

577　長野県　須坂市　須坂市緑化推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

578　長野県　小諸市　小諸市生活環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

579　長野県　小諸市　小諸市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

580　長野県　伊那市　結婚記念樹交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

581　長野県　伊那市　佐久市花と緑の街づくり交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

582　長野県　駒ヶ根市　駒ヶ根市都市環境の緑化に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号・都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

583　長野県　中野市　中野市自然保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

584　長野県　大町市　大町市文化財保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

585　長野県　茅野市　茅野市生活環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

586　長野県　塩尻市　塩尻市グリーンアンドクリーン推進要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

587　長野県　更埴市　更埴市生活環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

588　長野県　更埴市　更埴市ホープ建築文化賞表彰実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

589　長野県　佐久市　緑の街づくり実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

590　長野県　軽井沢町　軽井沢町の自然保護対策要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
☒5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

591　長野県　御代田町　御代田町環境保全条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

592　長野県　池田町　池田町環境保全に関わる開発指導要綱事務処理要領

A.緑を創る　☒1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

593　長野県　白馬村　白馬村開発基本条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

594　長野県　白馬村　白馬村宅地開発及び中高層建築物等に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

595　岐阜県　財団法人岐阜　岐阜市公園協会生け垣づくり奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

596　岐阜県　岐阜市　岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

597　岐阜県　財団法人岐阜　岐阜市公園協会保存樹等補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

598　岐阜県　財団法人岐阜　財団法人岐阜市公園協会業務方法書

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

599　岐阜県　財団法人岐阜　岐阜市公園協会苗木又は鉢花無料配布要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

600　岐阜県　財団法人岐阜　財団法人岐阜市公園協会壁面緑化奨励苗木配布要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

601　岐阜県　財団法人岐阜　財団法人岐阜市公園協会張芝奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景　☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

602　岐阜県　大垣市　大垣市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

603　岐阜県　大垣市　大垣市指定特別保護樹等指定実施規程

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

604　岐阜県　大垣市　誕生、結婚記念樹実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

605　岐阜県　大垣市　「緑の銀行」開設要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

606　岐阜県　大垣市　大垣市「セイタカアワダチソウ」駆除運動実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

607　岐阜県　大垣市　大垣市民菜園に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

608　岐阜県　高山市　高山市の緑を守り育てる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

609　岐阜県　高山市　高山市環境保全基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

610　岐阜県　多治見市　多治見市風致地区内における建築等の規制に関する指導基準

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

611　岐阜県　多治見市　多治見市防災及び緑化に関する補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

612　岐阜県　多治見市　多治見市緑の育成及び保護に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

613　岐阜県　多治見市　多治見市緑の基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

614　岐阜県　多治見市　多治見市緑化協定要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

615　岐阜県　中津川市　「花のまち中津川」運動推進事業交付金要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

616　岐阜県　中津川市　中津川市ふれあい市民農園の設置等に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

617　岐阜県　美濃市　美濃市環境保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

618　岐阜県　恵那市　恵那市防災及び緑化に関する補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

619　岐阜県　土岐市　土岐市生活環境保全に関する条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

620　岐阜県　各務原市　各務原市防災及び緑化に関する補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

621　岐阜県　可児市　可児市生活環境の確保に関する条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

622　岐阜県　川島町　川島町防災に関する補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

623　岐阜県　岐南町　岐南町緑化推進及び防災に関する補助金等交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

624　岐阜県　岐南町　岐南町環境緑化推進用苗木等配布要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

625　岐阜県　北方町　北方町生け垣づくり奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

626　岐阜県　北方町　北方町花いっぱいの町づくり運動推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

627　岐阜県　北方町　「北方町花いっぱい運動」推進に関する原材料支給要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

628　岐阜県　郡上八幡町　郡上八幡景観条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

629　静岡県　　静岡県都市公園整備推進事業費補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

630　静岡県　　静岡県緑化推進運動事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

631　静岡県　浜松市　浜松市生垣用苗木交付基準

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

632　静岡県　浜松市　浜松市市民の森及び保存樹木等報償金支給要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

633　静岡県　浜松市　浜松市保存樹木・樹林指定要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

634　静岡県　浜松市　浜松市名松保護事業補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

635　静岡県　浜松市　誕生記念樹交付要領

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

636　静岡県　浜松市　浜松市都市緑化推進事業助成金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

637　静岡県　浜松市　花いっぱいコミュニティ緑化事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

638　静岡県　浜松市　浜松市都市景観条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

639　静岡県　浜松市　みどりの街づくり・功労者顕彰要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

640　静岡県　浜松市　地域の森づくり事業実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

641　静岡県　浜松市　緑化推進樹木交付要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

642　静岡県　浜松市　浜松市緑のリサイクル実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

643　静岡県　沼津市　沼津市環境保全基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

644　静岡県　清水市　清水市みどり条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

645　静岡県　熱海市　みどりを育て守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

646　静岡県　熱海市　熱海市ミニ花壇の設置に伴う資材等支給要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

647　静岡県　三島市　三島市生垣づくり推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

648　静岡県　三島市　みどりの贈りもの実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

649　静岡県　富士宮市　富士宮市生垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

650　静岡県　富士宮市　富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

651　静岡県　富士宮市　緑化推進事業補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

652　静岡県　島田市　島田市生垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

653　静岡県　富士市　富士市樹林及び樹木の保護指定に関する要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

654　静岡県　富士市　富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

655　静岡県　磐田市　磐田市生け垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

656　静岡県　焼津市　焼津市緑を育てる条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

657　静岡県　焼津市　焼津市生け垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

658　静岡県　焼津市　焼津市緑化推進本部設置要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

659　静岡県　焼津市　焼津市花いっぱい運動補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

660　静岡県　掛川市　緑と花で美しい環境をつくる条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

661　静岡県　藤枝市　藤枝市生垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

662　静岡県　御殿場市　御殿場市新築記念樹交付要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

663　静岡県　御殿場市　御殿場市緑化推進モデル地区指定要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

664　静岡県　袋井市　袋井市生垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

665　静岡県　浜北市　浜北市生垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

666　静岡県　浜北市　浜北市保存樹木等指定に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

667　静岡県　浜北市　浜北市みどりを守り育てる基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

668　静岡県　浜北市　浜北市みどりを守り育てる運動報償金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

669　静岡県　下田市　下田市緑とうるおいのあるまちづくり補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

670　静岡県　裾野市　裾野市安全な生け垣等設置推進補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

671　静岡県　伊豆長岡町　伊豆長岡町花と緑のまちづくりの推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

672　静岡県　富士川町　藤川町生垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

673 静岡県 蒲原町 蒲原町生垣づくり補助金交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

674 静岡県 岡部町 岡部町宅地開発、工場開発事業指導要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

675 静岡県 菊川町 菊川町生垣設置費補助金交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

676 静岡県 菊川町 菊川町記念樹配布事業実施要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

677 静岡県 菊川町 緑化功労者表彰規程

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

678 静岡県 菊川町 菊川町緑化木リサイクル運動実施要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

679　静岡県　舞阪町　舞阪町生垣設置事業費補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

680　静岡県　舞阪町　舞阪町緑化の推進及び樹木の保全に関する条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

681　静岡県　新居町　新居町花と緑を育てる条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

682　愛知県　豊橋市　市民向け環境緑化木配布会要領

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

683　愛知県　豊橋市　緑化木、生花、観葉植物展示品評会実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

684　愛知県　豊橋市　昭和54年度緑化木生産普及事業実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

685　愛知県　岡崎市　岡崎市都市景観環境条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

686　愛知県　瀬戸市　瀬戸市生けがき設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

687　愛知県　半田市　半田市みどりのまちづくり条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

688　愛知県　半田市　半田市生け垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

689　愛知県　春日井市　春日井市生垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

690　愛知県　春日井市　春日井市生活環境の保全及び緑化の推進に関する基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

691　愛知県　春日井市　市民植栽事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

692　愛知県　津島市　津島市みどりのふるさとをつくる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

693　愛知県　碧南市　碧南市緑化推進基金の設置及び管理に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

694　愛知県　碧南市　緑化推進生垣コンクール実施要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

695　愛知県　刈谷市　刈谷市樹木等保存要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

696　愛知県　豊田市　豊田市市街地における緑の保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

697　愛知県　豊田市　豊田市環境基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

698　愛知県　豊田市　市民花壇コンクール実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

699　愛知県　安城市　安城市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

700　愛知県　安城市　道路、公園及び河川等の保全・愛護に顕著な功績のあった者の市長表彰

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

701　愛知県　稲沢市　稲沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

702　愛知県　稲沢市　稲沢市生垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

703　愛知県　東海市　昭和61年度東海市生け垣設置費補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

704　愛知県　東海市　東海市緑化および花いっぱい推進条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

705　愛知県　東海市　東海市市民公園条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

706　愛知県　大府市　大府市生垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

707　愛知県　大府市　大府市環境基本条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

708　愛知県　知多市　知多市緑化条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

709　愛知県　尾張旭市　尾張旭市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

710　愛知県　高浜市　高浜市緑化推進基金の設置及び管理に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

711　愛知県　岩倉市　岩倉市環境の緑化に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

712　愛知県　岩倉市　岩倉市環境保全に関する基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

713　愛知県　西枇杷島町　西枇杷島町生垣設置費補助金交付要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

714　愛知県　清洲町　清洲町におけるみどりのまちづくりの推進に関する条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

715　愛知県　扶桑町　扶桑町自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

716　愛知県　幸田町　幸田町生垣設置奨励補助金交付要項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

717　愛知県　三好町　三好町緑化および花いっぱい推進に関する指導要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

718　愛知県　田原町　田原町緑化推進基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

719　三重県　四日市市　都市における環境を維持するための樹木保存に関する要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

720　三重県　四日市市　四日市市緑化推進条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

721　三重県　上野市　上野市都市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

722　三重県　上野市　上野市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

723　三重県　鳥羽市　鳥羽市民の環境と自然を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

724　滋賀県　地区環境緑化事業実施規定

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

725　滋賀県　日産緑化キャンペーン（ふるさとの森造成）事業実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

726　滋賀県　滋賀県環境緑化功績団体表彰要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

727 滋賀県 滋賀県地区環境緑化コンクール実施要領

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

728 滋賀県 緑化功労者「シャクナゲ賞」表彰要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☒6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

729 滋賀県 滋賀県環境緑化樹生産施設整備事業補助金交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

730 滋賀県 滋賀県緑化推進要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☒6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

731 滋賀県 大津市 開発行為指導要綱

A.緑を創る ☒1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

732 滋賀県 大津市 大津市中高層建築物指導基準

A.緑を創る ☒1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

733　滋賀県　大津市　大津市いけがき設置奨励補助金交付規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

734　滋賀県　大津市　大津市の自然環境の保全と増進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

735　滋賀県　大津市　大津市環境保全基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

737　滋賀県　長浜市　長浜市開発事業に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

737　滋賀県　長浜市　長浜市緑化推進に関する補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

738　滋賀県　八日市市　八日市市生垣設置推進補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

739　滋賀県　八日市市　八日市市民の環境を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

740　滋賀県　草津市　草津市民の環境を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

741　京都府　京都市　京都市風致地区条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

742　京都府　京都市　京都市緑化事業基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

743　京都府　宇治市　宇治市環境保全基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

744　京都府　城陽市　城陽市グリーンバンクの実施に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

745　京都府　城陽市　城陽市緑化協定推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

746　京都府　長岡京市　長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

747　京都府　大山崎町　大山崎町緑化推進事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

748　京都府　田辺町　田辺町緑化推進指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

749　京都府　田辺町　田辺市生垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

750　京都府　田辺町　田辺町緑化推進事業基金に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号・都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

751　京都府　田辺町　田辺町緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

752　京都府　木津町　木津町特定農地貸付規程

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

753　大阪府　　大阪府基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

754　大阪府　　大阪府立緑化センター条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

755　大阪府　大阪市　大阪市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

756　大阪府　堺市　堺市古樹名木の保存に関する規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

757　大阪府　堺市　堺市都市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

758　大阪府　堺市　グリーンボックス貸し出し事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

759　大阪府　堺市　堺市コミュニティ緑地助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

760　大阪府　堺市　緑の広場設置要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

761　大阪府　岸和田市　岸和田市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

762　大阪府　豊中市　豊中市生垣緑化助成金交付要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

763　大阪府　豊中市　豊中市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

764　大阪府　豊中市　豊中市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

765　大阪府　豊中市　豊中市松くい虫防除事業助成金等交付要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

766　大阪府　豊中市　緑化事業基金積立条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

767　大阪府　豊中市　豊中市花と緑の協定助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

768　大阪府　豊中市　豊中市緑化樹配布要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

769　大阪府　豊中市　みどりの相談所運営要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

770　大阪府　豊中市　豊中市花いっぱい運動推進要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

771　大阪府　池田市　池田市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

772　大阪府　池田市　池田市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

773　大阪府　吹田市　住宅建設等に関連する公共施設整備要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

774　大阪府　吹田市　吹田市民の環境をよくする条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

775　大阪府　吹田市　中高層建築物の日照障害等の指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

776　大阪府　吹田市　吹田市積立基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

777　大阪府　吹田市　吹田市生垣等緑化推進助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

778　大阪府　泉大津市　泉大津市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

779　大阪府　泉大津市　泉大津市生垣設置奨励事業補助要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

780　大阪府　泉大津市　泉大津市緑化協定実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

781　大阪府　高槻市　高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

782　大阪府　高槻市　高槻市緑地緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

783　大阪府　守口市　みどりの環境をつくる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

784　大阪府　守口市　守口市民の環境を守る基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

785　大阪府　守口市　守口市緑・花基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

786　大阪府　守口市　守口市街づくり助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

787　大阪府　枚方市　枚方市緑化指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

788　大阪府　枚方市　枚方市生活環境条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

789　大阪府　枚方市　枚方市緑化基金運営要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

790　大阪府　茨木市　茨木市の環境保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

791　大阪府　茨木市　茨木市樹木の保存に関する取扱要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

792　大阪府　茨木市　茨木市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

793　大阪府　茨木市　平成2年度都市緑化及び公園等保全美化活動における功労者の表彰実施

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

794　大阪府　茨木市　茨木市グリーンバンク（花木銀行）設置要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

795　大阪府　茨木市　茨木市緑化対策推進に関する基本要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

796　大阪府　八尾市　八尾市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

797　大阪府　八尾市　八尾市開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

798　大阪府　八尾市　八尾市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

799　大阪府　八尾市　八尾市緑化資金の融資あっせん及び利子補給に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

800　大阪府　八尾市　八尾市みどりの街かど賞実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

801　大阪府　八尾市　八尾市都市緑化及び都市公園保全美化運動における、都市公園功労者都

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

802　大阪府　八尾市　八尾市緑化基金グリーンボックス貸出し事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

803　大阪府　泉佐野市　泉佐野市を美しくする条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

804　大阪府　泉佐野市　泉佐野市生垣等設置奨励事業助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名・区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

805　大阪府　泉佐野市　結婚、出生記念樹交付事業実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

806　大阪府　泉佐野市　泉佐野市ちびっ子広場、公共空地等花壇設置奨励事業補助要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

807　大阪府　富田林市　富田林市古樹名木等の保存に関する規則

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

808　大阪府　富田林市　富田林市の環境保全と向上に関する基本条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

809　大阪府　富田林市　富田林市みどりの基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

810　大阪府　富田林市　富田林市緑化推進事業助成金交付規則

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

811　大阪府　寝屋川市　寝屋川市の美観風致を維持するための樹木保護に関する規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

812　大阪府　寝屋川市　寝屋川市記念植樹要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

813　大阪府　寝屋川市　寝屋川市花と緑の健康花壇に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

814　大阪府　寝屋川市　寝屋川市緑化推進地区指定要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

815　大阪府　河内長野市　河内長野市より良い環境を作る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

816　大阪府　河内長野市　河内長野市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

817 大阪府 河内長野市 河内長野市ふれあい花壇整備事業実施要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

818 大阪府 河内長野市 河内長野市グリーンバンク設置要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☒6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

819 大阪府 河内長野市 河内長野市ふれあい花壇維持管理費助成金交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

820 大阪府 松原市 松原市緑化推進事業助成金交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

821 大阪府 松原市 松原市緑化基金条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

822 大阪府 大東市 大東市環境保全条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

823　大阪府　大東市　大東市生垣助成金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

824　大阪府　大東市　大東市緑化推進要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

825　大阪府　大東市　大東市苗木等供与実施要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

826　大阪府　和泉市　和泉市環境保全条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

827　大阪府　箕面市　箕面市環境保全条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

828　大阪府　箕面市　箕面市緑化事業等活動補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

829　大阪府　門真市　門真市開発行為整備基準

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

830　大阪府　門真市　門真市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

831　大阪府　摂津市　摂津市生活環境条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

832　大阪府　高石市　高石市緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

833　大阪府　高石市　高石市積立基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

834　大阪府　東大阪市　都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細目

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

835　大阪府　東大阪市　東大阪市の環境保全に関する基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

836　大阪府　東大阪市　東大阪市みどり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

837　大阪府　東大阪市　東大阪市緑化助成規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

838　大阪府　東大阪市　東大阪市緑化助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

839　大阪府　東大阪市　東大阪市グリーンバンク事業規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

840　大阪府　泉南市　泉南市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

841　大阪府　四条畷市　四条畷市生活環境条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

842　大阪府　交野市　交野市自然環境の保全等に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

843　大阪府　交野市　交野市民の生活環境を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

844　大阪府　交野市　交野市ふるさと創生桜基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

845　大阪府　交野市　交野市都市の緑基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

846　大阪府　島本町　島本町環境保全に関する基本条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

847　大阪府　忠岡町　忠岡町環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

848　兵庫県　　全県全土公園化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

849　兵庫県　神戸市　神戸市市民公園条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

850　兵庫県　神戸市　風致地区内における建築等の規制に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

851　兵庫県　神戸市　生垣等緑化推進助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

852　兵庫県　神戸市　国立条例六甲山地区環境保全要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

853　兵庫県　神戸市　神戸市民の環境をまもる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

854　兵庫県　神戸市　保護樹木等助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

855　兵庫県　神戸市　緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

856　兵庫県　神戸市　神戸市公園緑地事業基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

857　兵庫県　神戸市　神戸市民花壇実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

858　兵庫県　神戸市　神戸市都市景観条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

859　兵庫県　神戸市　市営住宅花壇コンクール実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

860　兵庫県　神戸市　市民花壇コンクール実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

861　兵庫県　神戸市　ベランダ緑化助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

862　兵庫県　姫路市　姫路市自然保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

863　兵庫県　尼崎市　尼崎市民の環境をまもる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

864　兵庫県　明石市　明石市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号・都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

865　兵庫県　明石市　明石市農業センター市民農園要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

866　兵庫県　西宮市　自然環境を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

867　兵庫県　西宮市　西宮市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

868　兵庫県　芦屋市　緑豊かな美しいまちづくり条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

869　兵庫県　伊丹市　伊丹市緑地の保全および緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

870　兵庫県　相生市　相生市民の住みよい環境をまもる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

871 兵庫県 加古川市 加古川市環境保全条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☒1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

872 兵庫県 加古川市 加古川市緑化推進基金条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

873 兵庫県 加古川市 加古川市記念植樹用苗木交付要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

874 兵庫県 龍野市 龍野市花と緑のまちづくり推進要綱

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☒7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

875 兵庫県 赤穂市 赤穂市生けがき設置奨励金交付要項

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

876 兵庫県 赤穂市 赤穂市都市景観の形成に関する条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

877　兵庫県　赤穂市　赤穂市緑化推進事業整備基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

878　兵庫県　西脇市　開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

879　兵庫県　西脇市　西脇市民の環境を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

880　兵庫県　宝塚市　宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

881　兵庫県　宝塚市　宝塚市の美観風致を維持するための保存樹等の指定要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

882　兵庫県　高砂市　高砂市保存樹指定要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

883　兵庫県　川西市　川西市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

884　兵庫県　小野市　小野市民の良好な環境を保全する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

885　兵庫県　猪名川町　猪名川町緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

886　兵庫県　社町　社町みどりの保護と育成に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

887　兵庫県　播磨町　播磨町生けがき設置奨励金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

888　兵庫県　播磨町　播磨町環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

889　兵庫県　福崎町　福崎町自然保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

890　兵庫県　上郡町　上郡町環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

891　兵庫県　山崎町　山崎町自然保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

892　奈良県　　奈良県植樹事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

893　奈良県　生駒市　生駒市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

894　奈良県　斑鳩町　斑鳩町緑の保全と緑化推進要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号 都道府県名 区市町村名 条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

895 奈良県 斑鳩町 斑鳩町緑化推進記念樹交付規程

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

896 奈良県 安堵町 安堵村緑の保全と緑化推進要綱

A.緑を創る ☒1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☒7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

897 和歌山県 和歌山市 和歌山市緑を守る条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☒7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

898 和歌山県 和歌山市 和歌山市みどり大岩基金条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☒2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

899 和歌山県 白浜町 白浜町緑をつくり守る条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☒8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

900 鳥取県 鳥取市 鳥取市自然保護及び環境保全条例

A.緑を創る ☐1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☒3．植樹・植林 ☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☒2．樹木保存 ☒3．樹林地保全 ☐4．水辺保全
☒5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

901　鳥取県　米子市　米子境港都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

902　鳥取県　倉吉市　倉吉市の緑を守り育てる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

903　鳥取県　倉吉市　倉吉市の緑を守り育てる基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

904　島根県　松江市　松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

905　島根県　出雲市　出雲市生け垣設置奨励金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

906　広島県　広島市　広島市宅地開発指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

907　広島県　広島市　広島市東部流通業務団地緑化基準

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

908　広島県　広島市　民間施設緑化奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

909　広島県　広島市　緑化基金の設置並びに基金に関する規定

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

910　広島県　広島市　広島市環境保健事業功労者等の表彰実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

911　広島県　広島市　広島市優秀緑化施設表彰実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

912　広島県　広島市　平成3年度みどりの作文コンクール実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

913　広島県　広島市　「みどりの日」記念行事実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

914　広島県　広島市　「'91花と緑のまつり」実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

915　広島県　広島市　「'91秋のグリーンフェア」実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

916　広島県　三原市　三原市樹苗払下分譲要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

917　広島県　尾道市　尾道市の自然環境を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

918　広島県　福山市　都市緑化運動における功労者の表彰実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

919　広島県　大野町　大野町コミュニティ農園設置運営要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

920　山口県　下関市　下関市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

921　山口県　宇部市　宇部市花壇コンクール実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

922　山口県　宇部市　花いっぱい運動個人功労者選考要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

923　山口県　山口市　山口市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

924　山口県　萩市　萩市緑を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

925　山口県　徳山市　潤いのある緑のまちづくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

926　山口県　徳山市　徳山市緑化樹等交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

927　山口県　防府市　防府市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

928　山口県　下松市　下松市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

929　山口県　小野田市　小野田市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

930　山口県　光市　光市の環境をよくする条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

931　山口県　新南陽市　新南陽市生垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

932　山口県　新南陽市　新南陽市都市緑化基金条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

933　山口県　由宇町　由宇町生垣設置補助金交付条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

934　山口県　熊毛町　熊毛町みどりの銀行推進要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

935　徳島県　徳島市　徳島市生け垣設置奨励金交付要綱

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

936　徳島県　徳島市　徳島市緑化条例

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

937　徳島県　徳島市　徳島市水と緑の基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

938　徳島県　松茂町　松茂町緑化推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

939　徳島県　松茂町　松茂町まちづくり基金の設置及び管理に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

940　香川県　　香川県における樹木の保存に関する要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

941　香川県　高松市　高松市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

942　香川県　坂出市　坂出市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

943　愛媛県　松山市　松山市生け垣設置奨励金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

944　愛媛県　松山市　松山市緑のまちづくり奨励金等交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

945　愛媛県　松山市　松山市自然環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

946　愛媛県　財団法人松山　財団法人松山市緑化基金緑の銀行設置要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

947　愛媛県　今治市　今治市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

948　愛媛県　今治市　今治市生け垣設置奨励事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

949　愛媛県　川之江市　川之江市生け垣設置奨励規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

950　愛媛県　伊予三島市　伊予三島市自然環境保全及び緑化推進に関する要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

951　愛媛県　北條市　北條市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

952　高知県　高知市　高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

953　高知県　高知市　高知市生垣設置奨励金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

954　高知県　高知市　高知市美しいまちづくり基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

955　高知県　高知市　高知市花いっぱい会花苗材料等助成要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

956　高知県　高知市　高知市花いっぱい運動推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

957　福岡県　　福岡県環境保全に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

958　福岡県　北九州市　北九州市水と緑の基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

959　福岡県　北九州市　北九州市民有施設緑化補助金支給要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

960　福岡県　福岡市　福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

961　福岡県　福岡市　福岡市「市の木」「市の花」植樹事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

962　福岡県　久留米市　久留米市緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

963　福岡県　筑紫野市　筑紫野市生垣推進等に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

964　福岡県　春日市　春日市緑化推進等に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

965　福岡県　春日市　住宅の新築等に伴う記念植樹に関する規定

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

966　福岡県　大野城市　大野城市のみどりを守り育てる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

967　福岡県　宗像市　宗像市生垣づくり推進事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

968　福岡県　太宰府市　太宰府市生垣推進等に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

969　福岡県　志免町　志免町緑地保全と緑化推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

970　福岡県　柏屋市　柏屋町生け垣設置規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

971　福岡県　柏屋町　柏屋町緑化推進等に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

972　佐賀県　唐津市　唐津市緑花推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

973　佐賀県　唐津市　唐津市生けがき設置奨励事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

974　佐賀県　唐津市　唐津市生けがきコンクール実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

975　佐賀県　鳥栖市　鳥栖市名木樹等の指定に関する規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

976　佐賀県　鳥栖市　鳥栖市緑化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

977　佐賀県　鳥栖市　鳥栖市民の人生記念植樹に関する規則

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

978　佐賀県　伊万里市　伊万里市環境保全条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

979　佐賀県　伊万里市　資金の積み立てに関する基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

980　佐賀県　伊万里市　資金の積立てに関する基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

981　佐賀県　武雄市　武雄市緑花整備推進条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

982　長崎県　　長崎県みどりの基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

983　長崎県　　長崎県みどりの基金緑化事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

984　長崎県　長崎市　長崎市「町を美しくする運動」実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

985　長崎県　長崎市　長崎市宅地等開発指導要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

986　長崎県　長崎市　長崎市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

987　長崎県　長崎市　長崎市都市景観条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

988　長崎県　大村市　大村市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

989　長崎県　香焼町　香焼町緑地保全基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

990　長崎県　三和町　三和町土地開発指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

991　長崎県　千々石町　環境保全町民運動実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

992　熊本県　　熊本県環境美化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

993　熊本県　　熊本県景観条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

994　熊本県　熊本市　熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

995　熊本県　熊本市　熊本市生垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

996　熊本県　熊本市　熊本市環境緑化用ツタ苗配布要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

997　熊本県　熊本市　緑化協定に伴う樹木配布要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

998　熊本県　八代市　八代市緑の文化基金条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

999　熊本県　玉名市　玉名市生垣づくり等モデル地区助成金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1000　熊本県　菊陽町　菊陽町生垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1001　熊本県　菊陽町　菊陽町緑化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1002　大分県　大分県環境緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

1003　大分県　　大分県環境緑化運動推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1004　大分県　　環境緑化コンクール等実施要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1005　大分県　大分市　大分市生垣設置奨励事業補助金交付要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1006　大分県　大分市　大分市名木保存条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1007　大分県　大分市　大分市環境美化に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1008　大分県　大分市　大分市環境緑化対策事業基本要項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

1009　大分県　大分市　緑の銀行設置事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1010　大分県　別府市　別府市環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1011　大分県　別府市　別府市生垣設置奨励事業補助金交付要領

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1012　大分県　日田市　日田市環境保全条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

1013　大分県　日田市　日田市環境緑化対策要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1014　大分県　津久見市　津久見市ふるさと緑化共同事業実施要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

1015　大分県　挾間町　挾間町自然環境保護条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1016　大分県　湯布院町　潤いのある町づくり条例

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1017　宮崎県　　宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1018　宮崎県　　宮崎県沿道修景美化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1019　宮崎県　宮崎市　宮崎市郷土の名木条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1020　宮崎県　宮崎市　「まちに緑と花を増やす運動」推進要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

1021　宮崎県　宮崎市　誕生記念苗木交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1022　宮崎県　宮崎市　「宮崎市みどりの相談所」設置要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1023　宮崎県　都城市　都城市生活環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1024　宮崎県　都城市　都城市共同緑地事業補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1025　宮崎県　延岡市　延岡市緑化美化推進条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1026　宮崎県　日向市　日向市民の環境と自然をまもる条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

1027　宮崎県　三股町　三股町環境緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1028　宮崎県　三股町　三股町開発行為に関する指導要綱

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1029　宮崎県　綾町　綾町の自然を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1030　鹿児島県　鹿児島市　鹿児島市民の環境をよくする条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1031　鹿児島県　川内市　川内市土地利用対策要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1032　鹿児島県　川内市　川内市ＨＯＰＥ計画推進事業に係わる外構緑化補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

1033　鹿児島県　川内市　川内市快適環境づくり補助金交付要綱

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1034　鹿児島県　枕崎市　枕崎市民の環境を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1035　鹿児島県　名瀬市　名瀬市民の環境を守る条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1036　鹿児島県　指宿市　指宿市緑化条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1037　鹿児島県　東市来町　環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

1038　鹿児島県　伊集院町　伊集院町環境保全条例

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

通し番号　都道府県名　区市町村名　　条例等名

制度の目的（A.緑を創る・B.緑を守る・C.緑に親しむ）

1039　鹿児島県　末吉町　末吉町生け垣設置奨励補助金交付要綱

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

民有地緑化・緑地保全に関する
条例・要綱等の事例シート

民有地緑化・緑地保全に関する条例・要綱等の事例シートの見方、使い方

○このシートには、条例・要綱等を制定している地方公共団体名、条例・要綱等の名称と施行年月日、関連する規則等の名称と施行年月日、条例・要綱等の目的（シートでは「緑化・緑地保全に関する事項」となっている）、実現のための手法（シートでは「緑化・緑地保全の手法」となっている）、規定の内容等の詳細がまとめられている。

○緑化・緑地保全に関する事項では、条例・要綱等の目的を「緑を創る」「緑を守る」「緑に親しむ」の3つに大別し、さらに18項目に細別して、当該条例・要綱等が該当する項目に×印をつけた。

○緑化・緑地保全の手法では、実現のための手法を「支援策」「規制策」「その他」の3つに大別し、さらに20項目に細別して、当該条例・要綱等が該当する項目に×印をつけた。

○内容等の詳細には、条例・要綱等の規定の内容を要約して記載した。

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1

都道府県名 北海道　区市町村名 札幌市　人口 1,704,135

■条例等

	施行年月日
札幌市緑化推進条例	77.4.1

■関連する規則等

札幌市緑化推進条例施行規則	77.4.1
民間施設緑化協議制度実施要領	
記念樹等事業実施要領	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	☒ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	☒ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	☒ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	☒ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	☒ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	☒ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	☒ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	☒ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	☒ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　札幌市の恵まれた緑を保全するとともに、なお一層の緑の造成に務めていく上で必要となる事項を総合的に定めたもの
◆緑を創る
◇緑の基本計画の策定
　市長は、緑化の推進等に関する緑の基本計画を定め、これを公表しなければならない
◇緑化推進地区の指定
　市長は、良好な都市景観を作り出すため緑化を集中的に図ることが必要であり、かつ、付近住民の積極的な協力が得られると認める地区を、緑化推進地区として指定することができる
◇緑の協定の締結
　市長は、良好な環境を確保するため、緑化の推進等に関し特に必要と認めるときは、事業者又は町内会その他の団体と緑の協定を締結することができる
◇事実の公表
　市長は、上記の規定により締結した協定事項に違反した者について必要があると認めるときは、その者の氏名及び行為の内容を公表するものとする
◇市民植樹の日
　市長は、市民の緑化に関する活動を積極的に推進するため、市民植樹の日を定めることができる
◇緑化材料の配布
　市長は、地域の緑化及び緑の愛護思想の高揚を図るため、市民に記念樹を配布することができる
◇技術的指導等
　市は、緑化の推進を図るため、必要と認めるときは、技術的な指導及び助言その他の援助をすることができる
◇花壇等のコンクール
　市長は、公園、道路又は河川等において市民が植栽した花壇等を対象として、コンクールを開催し、

審査の上優秀なものを表彰することができる
◆緑を守る
◇緑保全地区の指定
　市長は、良好な環境を形成している樹林地又は水辺地などであって市民の保健休養上又は都市景観上保全することが必要と認められる区域を、緑保全地区として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
　保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築及び、木竹の伐採等の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない
◇保存樹木の指定
　市長は、由緒由来のある樹木、学術的価値の高い樹木又は美観風致を維持するため必要な樹木を保存樹木として指定することができる
◇その他
　関連する規則等として上記の他、以下のようなものがある
・民間施設緑化協議制度緑化基準
・緑化協議優良事業所の表彰選考基準
・緑化協議優良事業所表彰要領
・歩道美化事業基本方針
・ます花壇製作事業実施要領
・ます花壇優良製作者表彰基準
・ます花壇優良製作者推薦基準
・緑の愛護員設置要綱（90.5.31施行）
・緑の協定推進実施要領
・札幌市緑化推進地区実施要領
・札幌市緑化推進地区指定基準

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 2

都道府県名 北海道　区市町村名 札幌市　人口 1,704,135

■条例等　　施行年月日

札幌市宅地開発要綱　　85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
札幌市の特質を生かした良好な開発事業を推進するために、開発事業の基本理念及び公共施設、公益施設などの整備の基準などを定めたもの

◇対象の指定
本要綱は、市街化区域又は札幌市都市計画法施行細則の規定により市長が指定した区域内において施行する次の各号に掲げる開発事業に適用する
(1) 都市計画法により許可を要する開発行為
(2) 地方公共団体、地方住宅供給公社又は住宅・都市整備公団が行う開発行為
(3) 新住宅市街地開発事業
(4) 前各号に定めるもののほか、市長が、これらと同等以上の内容を有するとみなした事業

◇街路樹の植栽
施工者は、開発事業により設ける道路のうち、幅員が12m以上の道路について、札幌市の定める技術基準により街路樹を植栽し、札幌市に無償で引き継ぐ

◇公園などの確保
開発区域の面積が0.3ha以上の開発事業においては、開発区域の面積の3%以上で、かつ、細目で定める開発区域の計画人口1人当たり3㎡以上の面積の公園、緑地又は広場を開発区域内に確保する

◇公園等の負担基準
施工者は、公園等について、札幌市の定める技術基準により整備をして、札幌市に無償で引き継ぐ

◇公園引当地の確保
開発区域の面積が1ha以上の開発事業においては、開発区域の面積の1%に相当する公園引当地を確保する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 3

都道府県名 北海道　区市町村名 札幌市　人口 1,704,135

■条例等

	施行年月日
札幌市風致地区内建築等規制条例	72.4.1

■関連する規則等

札幌市風致地区内建築等規制条例施行規則	72.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　☒4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市計画法の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を規制するために必要となる事項を定めたもの

◇建築・開発行為の制限
風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、市長の許可を受けなければならない　許可を受けた行為の内容を変更しようとする場合も同様とする
(1) 建築物の建築その他の工作物の建設
(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
(3) 水面の埋め立て又は干拓
(4) 木竹の伐採
(5) 土石の類の採取
(6) その他都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして市長が定める行為

◇許可の基準
上記の (4) 木竹の伐採については、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないことが木竹伐採の許可の基準となる
(1) 建築、造成、開墾などをするために必要な最小限度の木竹の伐採
(2) 森林の伐採
(3) 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で伐採の面積が1ha以下のもの
(4) 森林である土地の区域外における木竹の伐採

◇罰則規定
市長は、本条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者に対し、許可の取り消し、行為の停止その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができるが、この命令にも従わなかった場合、その違反をした者に10万円以下の罰金を科すことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 4

都道府県名 北海道　区市町村名 財団法人札幌市公園緑化協会　人口

■条例等　　施行年月日

財団法人札幌市公園緑化協会　札幌市都市緑化基金業務方法書

■関連する規則等

財団法人札幌市公園緑化協会寄付行為

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
財団法人札幌市公園緑化協会の規定に基づき、都市緑化基金の造成、管理及び運営に関する事項についての業務の方法を定めたもの
◇基金の造成額
基金の造成額の目標は、昭和59年度から昭和68年度末までの10箇年間に3億円とする
◇基金の収益金の使途
基金の収益金は、次に掲げる経費にあてるものとする
(1) 協会が自ら実施する、次に掲げる事業に要する経費
1) 植樹等による民有地緑化事業
2) 樹木等の維持管理
3) 民有地の緑化等に関する普及啓蒙活動
4) 緑化リーダー等都市緑化を指導する者の養成のための事業
(2) 地域団体等が行う民有地緑化事業に対する助成
(3) その他協会の目的を達成するために理事長が特に必要と認めた事業に要するもの
◇助成金の交付
上記の (2) に規定する助成金の額は、当該事業を実施するのに要する経費に3分の1を乗じた額以内とし、理事長が定める額を上限とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 5

都道府県名 北海道　区市町村名 函館市　人口 303,112

■条例等　　施行年月日

函館市緑化条例　74.7.24

■関連する規則等

函館市緑化条例施行規則……74.7.24……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
函館市におけるみどりの育成と保全を図るため、市と市民が一体となって緑化を推進していく上で基本となる施策を定めたもの
◇基本計画の策定
市長は、本条例の目的を達成するため、緑化推進計画（緑化に関する基本方針・その他緑化の推進に関し必要な事項）を策定するものとする
◆緑を創る
◇緑の週間
市は、緑化運動を推進し、市民の緑化思想の高揚をはかるため、毎年緑の週間を定める
◇記念樹木の交付
緑の週間には、市民記念植樹及び出生記念樹木の交付などを行うものとする　なお、市民記念植樹の種類は、結婚を記念する植樹、小学校の入学を記念する植樹、その他市長が認める植樹がある
◇団体活動の支援
市長は緑化の推進に関する事業を行う団体に対し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該団体の事業に要する費用の一部を助成することができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は、緑豊かな環境の確保及び美観風致を維持するため、必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木又は樹木の集団を、その所有者又は管理者の同意を得て、保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇開発の制限
所有者等は、保存樹木等の伐採、移植又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない
◇助成

市長は、保存樹木等を保存するため必要があると認めるときは、所有者等に対し、予算の範囲内で保存樹木等の保存に必要な費用の一部を助成することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 6

都道府県名 北海道　区市町村名 小樽市　人口 160,711

■条例等

	施行年月日
小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例	92.4.1

■関連する規則等

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例施行規則	92.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
小樽市の良好な都市景観を保全し、育成し、及び創出することにより、歴史と自然にはぐくまれた小樽らしい魅力あるまちづくりを進めていくうえで必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
都市計画法に規定する開発行為その他市長が別に定める行為をしようとする者は、規則に定めるところにより、あらかじめ、植生の維持又は回復に配慮した緑化に係わる計画書を、市長に提出しなければならない
◇緑の週間
市長は、緑化運動を推進し、市民の緑化思想の普及及び緑に対する市民意識の向上を図るため、毎年緑の週間を定めるものとする
◆緑を守る
◇特別景観形成地区の指定等
市長は、小樽らしい都市景観の形成を図るために特に重要な地区で、次の各号のいずれかに該当するものを特別景観形成地区として指定することができる
(1) 景観形成重要建築物等周辺地区　景観形成重要建築物等を含む地区で、市長が、景観形成重要建築物等と調和した都市景観の形成を図る必要があると認める地区をいう
(2) 拠点的景観形成地区　市長が、小樽らしさを代表紙、か、重要な街角又は広場等として都市景観の形成を図る必要があると認める地区をいう
(3) 重要眺望景観地区　市長が、重要眺望地点からの良好な眺望景観の保全を図るために建築物等の規制を行う必要があると認める当該重要眺望地点の周辺地区をいう
(4) 歴史的景観地区　歴史的建造物を含み、歴史的景観を形成している地区で、市長が、当該歴史的建造物と調和のとれた整備を図る必要があると認める地区をいう
(5) 新都市景観形成地区　市長が、活力と潤いのあるまちづくりを進める上で、新しく生まれ変わる

街並みとして都市景観の形成を図っていく必要があると認める地区をいう
(6) 港湾景観形成地区　港湾及びその周辺地区で、市長が、都市景観の形成を図る必要があると認める地区をいう
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が、特に特別景観形成地区として指定する必要があると認める地区

◇開発・建築行為の制限

特別景観形成地区において、建築物等の新築、増築、改築、移転、除却又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更

◇土地の買い取り等

市長は、都市景観の形成上特に重要な建築物等又は土地の所有者から当該建築物等又は土地の買い取りについて申し出があった場合において、特に必要があると認めるときは、当該建築物等又は土地を買い取ることができる

◇助成等

市長は、まちづくり景観協議会及びまちづくり景観協定運営委員会に対し、技術的援助を行い、又は予算の範囲内でおいてその活動に要する経費の一部を助成することができる

◇保存樹木等の指定

市長は、審議会の意見を聴いて、地域の美観風致を維持し、都市景観の形成を図るために保存する必要があると認める樹木、又は保全する必要があると認める樹木の集団若しくは湿地性植物群落で市長が別に定める基準に適合するものを、保存樹木、保全樹林又は保全湿地性植物群落として指定することができる　また、保存樹木等の伐採その他その現状を変更し、又はその生育に影響を及ぼす行為をしようとする所有者等は、規則に定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 7

都道府県名 北海道　区市町村名 旭川市　人口 359,803

■条例等　　施行年月日

旭川市緑地保全要綱　　85.4.15

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
豊かな自然とふれあうことのできる生活環境をつくり、もって市民の文化的で快適な生活環境の確保に寄与するために、旭川市における緑地の保全について必要な事項を定めたもの
◇緑地の定義
この要綱において、「緑地」とは、樹高がおおむね10m以上の良好な一団の樹林地を形成している土地であって、その面積がおおむね0.3ha以上のものをいう
◇緑地保全地区の指定
市長は、緑地のうち都市計画法に規定する市街化区域にある緑地を、緑地保全地区として指定することができる
◇保全協定の締結
市長は、緑地保全地区の指定をするときは、当該保全地区の所有者と緑地保全協定を締結するものとする
◇開発・建築行為の制限
保全地区の所有者は、当該地区において次の行為をしようとするときは、市長と協議するものとする
(1) 土地の所有権移転
(2) 建築物の新築又は増改築及びその他の工作物の設置
(3) 樹木の伐採
(4) 宅地の造成
(5) 土石の採取、堆積その他土地の形質の変更
◇使用料
市長は、指定した保全地区の所有者に対し、当該土地に係る旭川市税条例及び旭川市都市計画税条例の規定による固定資産税及び都市計画税相当額を、予算の範囲内で使用料として支払うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 8

都道府県名 北海道　区市町村名 旭川市　人口 160,711

■条例等　　施行年月日

旭川市都市緑化基金条例　　91.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑化推進活動に必要な経費の財源に充てるために設置する旭川市都市緑化基金について定めたもの
◇積立
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする
◇収益の処理
基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、都市緑化推進活動の費途に充てるほか、基金に編入するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 9

都道府県名 北海道　区市町村名 室蘭市　人口 114,196

■条例等

	施行年月日
室蘭市緑化条例	76.12.24

■関連する規則等

室蘭市緑化条例施行規則	77.4.1
緑化協力団体補助金交付要綱	77.4.1
保存樹木等助成金交付要綱	78.3.13

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☒ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☒ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
室蘭市における緑地の保全と緑化の推進を図り、市と市民が一体となって緑豊かなまちづくりを進める上で必要な施策について定めたもの
◇基本計画の策定
市長は、本条例の目的を達成するため、室蘭市緑化審議会の意見を聴き、緑化計画を策定するものとする
◆緑を創る
◇緑化協定の締結
市長は、一定の緑化を推進するため区域内の権利者全員の合意により、当該区域内における緑化推進に関する協定を締結することができる
◇市民記念植樹
市長は、市民記念植樹を実施するものとし、その実施は年1回、市長が適当と認めた期日とする　又、市民記念植樹に参加する者は、植樹に要する費用の一部として記念植樹1本につき2000円を負担する
◇緑の週間
市長は、緑化運動を推進し市民の緑化思想の普及高揚を図るため、毎年緑の週間を定めるものとする
◇緑化協力団体への助成等
市長は、本条例の目的を達成するために組織された団体に対し必要と認めたときは、補助金の対象経費となる緑化思想普及費及び緑化促進事業費の2分の1以内で予算の範囲内で助成することができるほか、必要な指導及び助言をすることができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は、環境の保全及び美観風致を維持するため、一定の基準の樹木又は樹林を、その所有者又は権利者の同意を得て保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇開発・建築行為の制限

保存樹木等の所有者等は、保存樹木等の移植、伐採、通常保育の目的以外の枝条剪定等の生育に影響を及ぼす行為を行おうとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない

◇保存樹木等の助成

市長は、保存樹木等を保存するため必要があると認めたときは、所有者等に対し、予算の範囲内で保存に必要な費用の一部を助成することができる

◇助成金の額

助成金の額及びその算定基準は、次の通りとする

(1) 保存樹木　指定樹木1本について年額3000円

(2) 保存樹林　指定面積1haについて年額5000円として算定し、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる　ただし、算定した額が年額1000円未満のものについては、年額1000円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 10

都道府県名 北海道　区市町村名 釧路市　人口 200,920

■条例等　　施行年月日

釧路市緑の愛護賞規則　91.5.2

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
釧路市緑の愛護賞に関し、必要な事項を定めたもの
◇緑の愛護賞
市長は、釧路市の区域において公園、道路、学校等の公共施設住宅地、事業所等の民間施設又は河川、樹木地等の美化、緑化又は保全に関する実践活動を行い、うるおいのある緑豊かな街づくりに著しく貢献したと認められる個人又は団体に対し、緑の愛護賞を贈る
◇表彰の対象の指定
緑の愛護賞の表彰は、緑の愛護運動を5年以上継続して行い、顕著な功績のあった者を対象とする
◇表彰の方法
緑の愛護賞の表彰は、毎年度1回行うものとする　また、緑の愛護賞は、表彰状及び記念品とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 11

都道府県名 北海道　区市町村名 帯広市　人口 168,766

■条例等　　施行年月日

帯広市環境緑地保全要綱　　75.9.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境保全法、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律その他の法令と相まって、帯広市の緑化を推進し、もって市民の健康で文化的な生活の向上を図る上で必要な事項について定めたもの

◇緑地保全地区の指定
市長は、無秩序な開発による自然破壊を防止するため、帯広市緑化審議会の意見を徴し、帯広緑化推進地域のうち適当な緑地を環境緑地保全地区として認定し、当該緑地の保護育成を図るものとする

◇保全協定の締結
市長は、保全地区の認定を行うときは、当該保全地区の所有者と協議して環境緑地保全協定を締結するものとする

◇開発・建築行為の制限
市長は、保全地区の所有者が次の各号に掲げる行為をしようとするときは、当該所有者と協議するものとする
(1) 当該保全地区の土地の所有権を移転すること
(2) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること
(3) 樹木の伐採をすること
(4) 宅地の造成又は土地の開墾をすること
(5) 土石の採取、堆積その他土地の形質を変更すること

◇助成金の交付
市長は、保全地区の保全のため、当該所有者に対し、毎年保全地区の面積1㎡につき3円を乗じた額を助成金として支給するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 12

都道府県名 北海道　区市町村名 帯広市　人口 168,766

■条例等

	施行年月日
帯広市緑のまちづくり条例	85.4.1

■関連する規則等

帯広市緑のまちづくり条例施行規則	85.4.1
帯広市緑化協議制度実施要領	85.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☒4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保全と創出に努め、豊かな緑につつまれた美しく明るい生活環境を創り、文化的でやすらぎと潤いのあるまちづくりを進める上で必要となる事項を定めたもの
◇基本計画の策定
市長は、緑化の推進などに関する緑のまちづくり基本計画を定めなければならない
◆緑を創る
◇緑化義務
宅地の造成その他土地の区画形質の変更を行おうとする者は、緑化の推進等に努めなければならない
また、この緑化推進等にあたって規則で定める者は、当該宅地の造成等における緑化に係わる計画書を作成し、市長と協議しなければならない
◇緑化推進地区の指定
市長は、良好な都市環境をつくり出すため、緑化を集中的に推進することが必要であり、かつ、地域住民の積極的な協力が得られると認められる地域を、緑化推進地区として指定することができる
◇緑の協定の締結
市長は、良好な緑の環境を確保するため、緑化の推進などに必要な事項を内容とする緑の協定を事業者又は町内会その他の団体等と締結することができる
◇緑の月間
市長は、緑化思想の普及及び高揚を図るため、緑の月間を定めるものとする
◇記念植樹等
市長は、必要があると認めるときは、公園等において市民参加を得て記念植樹を行うことができる
◇緑化材料の配布
市長は、地域の緑化及び緑の愛護思想の高揚を図るため、市民に記念樹を配布することができる
◇技術的な援助等
市長は、本条例に定められた緑化施策を推進するため必要と認めるときは、緑化事業を推進しようと

する者に対して、技術的な指導及び助言その他の援助をすることができる
◆緑を守る
◇緑の保全地区及び保存樹木の指定
　市長は、良好な緑の環境を形成している樹林地、草地若しくは水辺地等又は由緒由来のある樹木、学術的価値の高い樹木若しくは美観風致を維持するために必要な樹木で、市民の健康な生活環境を維持するため必要と認められるものを、緑の保全地区又は保存樹林として指定することができる
◇建築・開発行為の制限
　保全地区内における建築物等の築造又は保存樹木の伐採その他規則で定める、保全地区等の保全又は保存に影響を及ぼす恐れのある行為をしようとする者は、市長にその旨を届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 13

都道府県名 北海道　区市町村名 帯広市　人口 168,766

■条例等　　施行年月日

帯広市帯広の森基金条例　　86.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
帯広市の緑を守り育て緑豊かな潤いのある町づくりをめざす帯広の森をはじめとする緑化事業推進の費用に充てるために設置する帯広市帯広の森基金について定めたもの
◇積立
基金として積み立てる額は、帯広市一般会計歳入歳出予算の定めるところによる
◇処分
本条例の目的のためでなければ、これを処分することができない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 14

都道府県名 北海道　区市町村名 帯広市　人口 168,766

■条例等　　施行年月日

帯広を緑と花でつつむ花壇コンクール実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の賃借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
うるおいとやすらぎのある帯広の町をつくり出すために開催する、「帯広を緑と花でつつむ花壇コンクール」についてその必要な事項を定めたもの
◇参加団体の指定
町内会・商店・工場・事務所などの職場・単位老人クラブ・子供会・婦人会・各種サークル等とする
◇開催期間
開催期間は、5月下旬から8月下旬までとする
◇花壇を造る場所
市内の道路植樹マス・植樹帯・チビッコ広場・小、中学校・コミュニティーセンターなど公共施設の前庭とする
◇花の苗の提供
参加団体には、花壇の面積に応じて花の苗（一部）を提供する
◇表彰
優秀団体には表彰状及び記念品を贈る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 15

都道府県名 北海道　区市町村名 北見市　人口 107,150

■条例等　　施行年月日

北見市緑化推進条例　78.12.26

■関連する規則等

北見市緑化推進条例施行規則……78.12.26……
北見市緑化推進条例及び施行規則に基づく保存樹木等に関する……
……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑を守る・緑を創る・緑を育てる　このことにより緑豊かな自然とふれあうことのできる生活環境の創造をはかる上で必要となる事項を定めたもの
◇基本計画等の策定
市長は、本条例の目的を達成するため、緑化推進基本計画を策定するものとする
◆緑を創る
◇緑化協定の締結
市長は、一定区域（5000㎡以上の土地）の緑化を推進するため事業者又は町内会、その他団体と緑化の協定を締結することができる
◇緑化強調月間
市は、緑化運動を推進し市民の緑化思想の啓蒙普及を図るため、毎年5月1日から1ヶ月間を「緑化強調月間」と定める
◇助成
市長は、緑化の推進に関する事業を行うために必要があると認めるときは、予算の範囲内で費用の一部を助成することができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は、緑豊かな環境を保全し美観風致を維持するため、必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木又は樹木の集団を、その所有者又は権利者の同意を得て、保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇開発の制限
所有者等は、保存樹木等の伐採、移植、譲渡又は保全に影響を及ぼす恐れのある行為をしようとするときは、事前にその旨を市長に届け出なければならない
◇報奨金の交付

保存樹木等の指定が1年間経過したときは、保存状態が適当と認めたものに対し、私有地内の保存樹木等の所有者等を対象とし、報奨金を交付する

◇報奨金の額

(1) 保存樹木　保存樹木については、1本当たり年額2000円とする

(2) 保存樹林　保存樹林については、1㎡当たり年額5円とし、最高限度額を3万円とする

(3) 保存樹林内の保存樹木　保存樹林内に保存樹木がある場合は、双方の金額を合計し、最高限度額を3万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 16

都道府県名 北海道　区市町村名 北見市　人口 107,150

■条例等

	施行年月日
北見市基金条例	73.3.27

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地方自治法の規定により、市が設置する基金に関して定めたもの
◇緑化推進基金
市緑化推進事業に要する経費に充てるための資金とする
◇基金の運用
緑化推進基金として積み立てる額は、目的のために指定された寄付金及び予算に定める額とする
緑化推進基金は、市緑化推進事業に要する経費に充てるため必要と認めたときは、処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 17

都道府県名 北海道　区市町村名 岩見沢市　人口 81,951

■条例等　　施行年月日

平成3年度「花壇コンクール」実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
住み良い豊かな環境づくりと心を育てる活動として行う「花壇コンクール」の実施要領について定めたもの
◇参加対象の指定
参加対象となるのは、学校・地域町会・事業所・商店街となっている
◇応募の際の注意事項
花壇は3.3㎡以上有するもので、又ポット式展示については個数が15個以上有するものであることが必要とされている
◇表彰
別に設ける審査委員会で部門別に審査を行い、最優秀賞・優秀賞・努力賞・奨励賞・アイディア賞・参加賞、それぞれの入賞者を選考し、入賞者には賞状および副賞を贈る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 18

都道府県名 北海道　区市町村名 岩見沢市　人口 81,951

■条例等　　施行年月日

緑の岩見沢データバンク申込要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
引越・改築等のため不要となった庭木及び庭の草花の情報を希望者に斡旋することで有効に活用し、緑の町づくりに役立てるために必要な事項を定めたもの
◇対象樹木及び草花類の指定
提供される樹木及び草花は次の要件を備えている必要がある
(1) 無償であること
(2) 庭木や草花として、十分利用可能なものであること
(3) 容易に移植できるものであること
◇留意事項
(1) 受け取った樹木及び草花類は許可なく他に譲渡してはいけない
(2) 樹木及び草花類の受け取り後は、必ず結果を報告する
(3) 申込事項に変更があった場合には、直ちに連絡をする
(4) 移植の労力及び費用は、樹木及び草花類の受け取り者の負担とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 19

都道府県名 北海道　区市町村名 網走市　人口 42,666

■条例等

	施行年月日
網走市環境保全条例	73.12.21

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて環境の保全が極めて重要であることにかんがみ、環境の保全に関する本市の施策の基本、その他必要な事項を定め、もって市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的と定めたもの
◇保全地区の指定
網走市全土（国の法規等で指定されているところは除く）を保全地区とする
◇開発・建築行為の制限
保全地区内において開発行為を使用とする者は、行為を開始する日前30日までに規則で定めるところにより、市長に届け出なくてはならない
◇緑化義務
保全地区内において開発行為をする者が、その開発行為に伴ない樹木を伐採したときは、緑を保全するため、規則で定めるところにより植樹しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 20

都道府県名 北海道　区市町村名 網走市　人口 42,666

■条例等

	施行年月日
網走市基金条例	64.4.1

■関連する規則等

網走市基金条例等施行規則	85.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
基金に関して定めたもの
◇基金の運用
都市緑化基金　都市緑化の推進に資する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 21

都道府県名 北海道　区市町村名 留萌市　人口 31,142

■条例等

	施行年月日
留萌市緑化推進条例	81.4.7

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	☒4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　留萌市における緑地の保全と緑化を総合的に推進し、もって健康で文化的な市民生活の確保をする上で必要な施策について定めたもの
◇基本計画の策定
　市長は、緑地の保全と緑化の推進を図るための緑化計画を策定するものとする
◆緑を創る
◇緑化義務
　宅地の造成その他土地の形質の変更を行おうとする者は、緑地の保全と緑化の推進に努めなければならない　また、この緑地の保全及び緑化の推進にあたっては、一定の基準により緑化推進計画書を市長に届け出るものとする
◇緑化協定の締結
　市長は、一定区域の緑化を推進するため区域内の権利者全員の申し出により、当該区域内における緑化の推進に関する協定を締結することができる
◇緑化協力団体への助成等
　市長は、本条例の目的を達成するために組織された団体に対し必要と認めたときは、予算の範囲内で当該団体の事業に要する費用の一部を助成することができるほか、必要な指導及び助言をすることができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
　市長は、環境の保全及び美観風致を維持するため、一定の基準の樹木又は樹林を、その所有者又は権利者の同意を得て保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇保全事業の執行
　市長は、保全事業を効果的に執行するため必要があると認めたときは、保存樹木等の所有者等に対し協力を求め、又は保全事業の執行の一部を委任することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 22

都道府県名 北海道　区市町村名 苫小牧市　人口 164,824

■条例等

	施行年月日
苫小牧市自然環境保全条例	74.12.10

■関連する規則等

苫小牧市自然環境保全条例施行規則	74.12.10

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境保全法その他の法令と相まって、苫小牧市における自然環境の保全と回復育成を総合的に推進していく上で必要な施策を定めたもの
◇基本計画等の策定
市長は、良好な生活環境の確保を図るため、自然的社会的諸条件に応じた緑化の推進に関する計画を策定しなければならない
◆緑を創る
◇苗木の確保・供給
市長は、緑化の推進を図るため、苗木の確保と供給について必要な措置を講じなければならない
◆緑を守る
◇自然環境保全地区の指定
市長は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみて、その区域における自然環境の保全を図ることが特に必要なものを自然環境保全地区として指定することができる
(1) 森林、山岳、草生地、丘陵、渓谷、湖沼、湿原、河川、海浜等が所在し良好な自然景観を形成している土地で、おおむね5ha以上の区域
(2) 動物の生息地、植物の生息地又は地形若しくは地質の所在地でおおむね1ha以上の区域
(3) 市街地及びその周辺地域のうち、良好な緑地を形成している土地で、おおむね0.5ha以上の区域
◇開発・建築行為の制限
保全地区において、建築物その他の工作物を新築し、改築し又は増築することや、木竹等を伐採し、移植し、又は採取すること等の行為は、あらかじめ、市長の許可を受けなければ、してはならない
宅地の造成その他土地の形質を変更する行為のうち、良好な生活環境を形成している緑地の保全に影響を及ぼすおそれのあるもので、都市計画法の規定による許可を受けなければならない開発行為等の基準に定められた行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければ、してはならない
◇罰則規定

上記の開発・建築行為の制限による届け出をしない者に対し市長は、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて現状回復を命じ、若しくは現状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき、必要な措置をとるよう命ずることができるが、この命令にも違反した者に対しては、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する

◇保存樹木等の指定

市長は、樹木又は樹林のうち、良好な都市環境を維持するために必要なものを、一定の基準に基づいて、保存樹木又は保存樹林として指定することができる

◇助成金交付・技術的援助等

市長は、本条例により指定された保全地区等の土地又は樹木の所有者に対し、自然環境の保全のために特に必要と認めるときは、次のような援助等の措置を講ずることができる

(1) 所有者に対する当該土地に係わる苫小牧市税条例の規定による固定資産税及び都市計画税相当額以内の助成金の交付

(2) 当該土地を貸借している者に対する貸借料相当額以内の助成金の交付

(3) 補植、薬剤散布、施肥及び支柱、さく等の設置

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 23

都道府県名 北海道　区市町村名 美唄市　人口 33,594

■条例等　　施行年月日

美唄市緑化条例　　75.3.25

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☒ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☒ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☒ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市と市民が一体となって生活環境の緑化に務め、緑につつまれた明るい町づくりをすすめていく上で必要な事項を定めたもの
◇緑化計画の策定
市長は、本条例の目的を達成するため、緑化基本計画を策定し、その達成に必要な措置を講ずるものとする
◇保存樹木等の指定
市長は、樹木又は樹林のうち良好な都市環境を維持するため必要なもの、又郷土の記念として保護することが必要と認められる名木、美林を保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇保護育成の義務
本条例の趣旨に基づいて植栽された花木類は、すべて市民の財産として当該設置主体の善良なる保育、管理はもとより当該花木類に対する市民の積極的な保護と育成に当っての良識ある措置を求めるものとする
◇罰則規定
市長は、本条例の趣旨に基づいて植栽された花木類を損傷した者に対し、必要な経費を賠償させるなどの適切な措置をとることができる
◇緑化協力団体に対する助言援助
市長は、本条例の目的を達成するために組織された団体に対し、必要と認めるときは助言又は援助をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 24

都道府県名 北海道　区市町村名 美唄市　人口 33,594

■条例等　　施行年月日

美唄市緑化樹等交付要領　　79.10.18

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化思想の啓発及び植樹意欲の高揚を図りもって生活環境整備を推進するため、市の育苗に係わる緑化樹及び花木の無償配布について必要な事項を定めたもの
◇交付対象の指定
緑化樹等の交付は、次の各号に掲げるものについて、行うものとする
(1) 市内の公共施設の敷地に植樹するとき
(2) 市の主催又は後援に係わる行事において、参加者に記念品として贈呈する場合で、市長が交付を適当と認めたとき
(3) その他特に市長が交付を適当と認めたとき
◇受領に係わる経費
緑化樹等の受領に必要な資材、搬出及び輸送などに要する経費は申請者が負担するものとする
◇罰則規定
市長は、交付に係わる緑化樹等が目的の使途に供されているかどうか調査することができるものとし、その使途が申請通りでない場合、申請者に対して交付に係わる緑化樹等の返還を命ずる　この場合交付に係わる緑化樹等の返還ができないときは、時価額をもって交付緑化樹相当額を賠償しなければならないものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 25

都道府県名 北海道　区市町村名 芦別市　人口 24,083

■条例等

	施行年月日
芦別市自然環境保全条例	77.4.1

■関連する規則等

芦別市自然環境保全条例施行規則	77.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、法律及び北海道条例に定めるもののほか、芦別市における環境の保全に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし施策の基本となる事項その他必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇宅地等の緑化
　宅地などを所有し、占有し、又は管理するものは、できる限り樹木などを植栽し、緑化の推進に努めなければならない
◆緑を守る
◇保全の方針
　市長は、緑化の推進、樹木の保護その他自然環境の保全に努めなければならない
◇自然環境損壊の禁止
　何人も、みだりに自然環境を損壊してはならない　また、自然環境を損壊した者は、樹木などの植栽緑地の造成その他の措置を講じ、自然環境の回復に努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 26

都道府県名 北海道　区市町村名 江別市　人口 103,718

■条例等

	施行年月日
江別市緑化推進条例	84.4.1

■関連する規則等

江別市緑化推進条例施行規則	84.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　江別市の恵まれた緑を保全するとともに、なお一層の緑の造成に努めることにより、豊かな自然とふれあうことのできる美しく明るい生活環境の創造を図り、もって空も緑も美しい郷土の建設と市民の文化的で健康かつ快適な生活の確保をする上で必要な施策について定めたもの
◇基本計画の策定
　市長は、本条例の目的を達成するため、緑化推進計画を策定するものとする
◆緑を創る
◇緑化協定の締結
　市長は、一定区域の緑化を推進するため区域内の土地所有者等の合意により、当該区域内における緑化の推進に関する協定を締結することができる
◇市民植樹の日
　市長は、市民の緑化に関する活動を積極的に推進するため、市民植樹の日を定めることができる
◇緑化材料の配布
　市長は、地域の緑化及び緑の愛護思想の高揚を図るため、市民に記念樹を配布することができる
◇技術的な援助等
　市長は、緑化の推進等を図るため、必要と認めるときは、技術的な指導及び助言その他の援助をすることができる
◇開発・建築行為の制限
　宅地のその他土地の形質の変更を行おうとするもので、都市計画法の規定に基づく開発行為で、開発区域の面積が3000㎡以上の開発事業等、基準に定められた事業を行う場合は、市長と協議しなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
　市長は、緑豊かな環境の確保及び美観風致を維持するため、一定の基準の樹木又は樹林を、その所有

者又は権利者の同意を得て保存樹又は保存樹林として指定することができる
◇保存樹木等の届出
　所有者等が、保存樹林などの保護又は育成に影響を及ぼす行為を行おうとするときは、あらかじめ市長にその旨を伝えなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 27

都道府県名 北海道　区市町村名 江別市　人口 103,718

■条例等　　施行年月日

江別市宅地開発指導要綱　84.4.1

■関連する規則等

江別市宅地開発技術基準

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
江別市の計画的な市街地形成に資するとともに「豊かな生活を充実した環境で築く」という基本理念のもと、無秩序な宅地開発を防止するとともに、公共・公益施設の整備に関する水準の高度化及び拡充を図り、開発事業を行うものに対し、必要な指導の方針を定めたもの

◇対象の指定
本要綱は、次に掲げる開発事業を対象とする
(1) 都市計画法の規定に基づく開発行為で、開発区域の面積が0.1ha以上の開発事業
(2) 公社、公団が行う開発事業
(3) 新住宅市街地開発事業
(4) 地方公共団体が行う開発事業
(5) 土地区画整理法による区画整理事業

◇街路樹の植栽
施行者は、幅員15m以上の道路について一定の技術基準に基づき、街路樹の植栽を行うものとする

◇植栽する街路樹の指定
街路樹は、目通り系5cm以上、高さ3.6m以上の樹木を道路の交差点から10m以内を避け、原則として10m間隔で植栽するものとする　又街路樹は、生育力が強く、葉は形態、色彩とも美しく枝葉が密生する樹木を選定する

◇開発区域内の公園及び緑地の確保
開発区域面積が3000㎡以上の開発事業を行おうとする施行者は、公園及び緑地を確保するものとし、その面積は、開発区域面積の3%以上とする　この場合において、良好な樹林地を存置する場合であっても、これらを含めた公園等の面積の合計は、開発区域面積の6%未満とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 28

都道府県名 北海道　区市町村名 赤平市　人口 18,817

■条例等　　施行年月日

花いっぱい運動の自主活動促進事業に関する交付要綱　88.6.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　きれいな花と緑につつまれた明るい町づくりを図ることを目的とし、積極的に活動する団体等の活動に要する経費に対し交付される交付金について定めたもの
◇特色ある地域づくり
　各地域においては、将来的な展望に立ち、花の種類を統一し、特色ある花の町づくりを推進する
◇花などの選定
　団体等において行う花の種類は任意とするが、原則として、多年草を用い、継続して花を咲かせる種類を選択するものとする
◇飾花並びに緑化を行う場所の指定
　地域や町内にある会館、児童公園、道路などの公共施設やその他適当な場所とする
◇交付対象となる団体の指定
　交付対象となる団体は、町内会、老人クラブ、地区育成会、婦人会、ＰＴＡ、地域振興団体等のうち地域の飾花や緑化活動に意欲のあるものとする
◇交付金額
　飾花や緑化に要する経費（種子、苗、肥料などの原材料費）の、おおむね2分の1程度で、2万円を限度とし、予算の範囲内で交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 29

都道府県名 北海道　区市町村名 赤平市　人口 18,817

■条例等　　施行年月日

緑の愛護員設置要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保護育成及び緑化思想の普及を図るために配置する、緑の愛護員（緑のおじさん）について定めたもの
◇推薦基準
緑の愛護員の推薦基準は、おおむね次の通りとする
(1) 環境の緑化、特に地域緑化に関心の深い者
(2) 庭づくり、花づくり等経験のある者
(3) 市と協力して地域緑化を推進するために普及、啓蒙を行うことができる者
◇職務
市の緑化推進等に関する事業に協力して、主として次の事項を各地域内において行う
(1) 街路、公園等の樹林、花木などの保護、監視及び損傷の通報
(2) 庭づくり、園芸の普及、啓蒙
(3) その他地域緑化の推進に役立つ事項
◇報償
緑の愛護員の活動に対しては、予算の範囲内で配慮する
◇研修等の実施
市は、緑の愛護員の活動を援助するために、随時緑の愛護員を対象として情報の交換、技術的な研修等を実施する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 30

都道府県名 北海道　区市町村名 名寄市　人口 28,844

■条例等

	施行年月日
名寄市緑化条例	84.12.22

■関連する規則等

名寄市緑化条例施行規則	85.1.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	☒4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな都市環境をつくることを目的とし、市と市民が一体となって緑化を推進していく上で基本となる事項について定めたもの
◇基本計画等の策定
市長は、本条例の目的を達成するため、緑化推進計画を策定するものとする
◆緑を創る
◇団体に対する助言・援助
市長は、本条例の目的をもって組織された市民の団体に対し、必要と認めるときは、助言又は援助をすることができる
◇記念植樹
市長は、緑化を推進し、市民の緑化思想の高揚をはかるため、市民の参加を得て記念植樹を行うことができる　又、この記念植樹の種類は、出生を記念する植樹、結婚を記念する植樹、人生の節目、慶事等を記念する植樹、その他市長が認めた植樹の4種がある
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は、緑豊かな環境の確保及び風致、景観を維持するため必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木又は樹木の集団を、その所有者又は管理者の同意を得て、保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇助言・援助
市長は、保存樹木等の保存について、必要があると認めるときは、所有者等に対し、助言又は援助をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 31

都道府県名 北海道　区市町村名 千歳市　人口 81,632

■条例等

	施行年月日
千歳市緑化条例	72.12.13

■関連する規則等

千歳市緑化条例施行規則	75.1.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
豊かな自然が人間にとってかけがえのないものであることから、都市における緑の回復と保全を図るため、市と市民が一体となって都市の緑化を進めていく上で必要な事項を定めたもの
◇緑化計画の策定
市長は、本条例の目的を達成するため、千歳市緑化審議会の意見をきき緑化計画を定めるものとする
◆緑を創る
◇修景緑化街区の指定
市長は、おおむね幅員50m以上で、長さ300m以上の修景施設のある区域及びその周辺を、一定の基準に基づいて、千歳市緑化審議会の意見をきき、修景緑化街区として指定することができる
◇緑化協定の締結
市長は、一定の基準に該当する住宅又は工業団地等の造成にあたり、又は一定区域の緑化を推進するため必要があると認めるときは、団地造成は事業施工者と、その他については区域内の土地及び建物の所有者、地上権者又は貸借権者との合意により、区域の緑化に関し必要な事項を協定することができる
◇緑化協力団体に対する助言・援助
市長は、本条例の目的に添って組織された市民の団体に対し、必要があると認めるときは、助言又は援助することができる
◆緑を守る
◇保全樹木等の指定
市長は、一定の基準により市街地及びその周辺の樹林で、市民の生活環境上その保全を図ることが必要と認められるもの、又はその樹容が健全で美観上すぐれている樹木（生け垣も含む）を、千歳市緑化審議会の意見をきき、保全樹林・樹木として指定することができる
◇援助等
市長は、保全樹林・樹木の保全について必要があると認めるときは、指定樹林・樹木の権利者に対し、助言又は援助することができる

◇保全樹木等の買い取り

　指定保全樹林・樹木の権利者で指定樹林・樹木の保全ができない特別の事情があるとき。又はそのおそれがあるときは、その旨を市長に届け出るとともに、指定樹林・樹木の買い取りを申し出ることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 32

都道府県名 北海道　区市町村名 財団法人千歳市公園緑化協会　人口

■条例等

	施行年月日
水と緑のふれあい基金業務方法書	86.3.28

■関連する規則等

財団法人千歳市公園緑化協会寄付行為	86.3.28

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
財団法人千歳市公園緑化協会の寄付行為の規定に基づき、水と緑のふれあい基金の造成、管理及び運営に関する事項についての業務の方法を定めたもの
◇基金の造成額
基金の造成額の目標は、昭和61年度から平成12年度までの15年間に1億5千万円とする
◇収益金の使途の指定
基金の収益金は、次に掲げる経費にあてるものとする
(1) 協会が自ら実施する、次に掲げる事業に要する経費
1) 植樹等による民有地等の緑化事業
2) 樹木等の維持管理
3) 民有地の緑化及び親水等に関する普及啓蒙活動
4) 緑化リーダー等都市緑化を指導する者の養成に対する助成
(2) 地域団体等が行う民有地緑化及び親水等事業に対する助成
(3) その他協会の目的を達成するために理事長が特に必要と認めた事業に要するもの
◇助成金の交付
上記の (2) に規定する助成金の額は、当該事業を実施するのに要する経費に3分の1を乗じた額以内とし、理事長が定める額を上限とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 33

都道府県名 北海道　区市町村名 財団法人千歳市公園緑化協会　人口

■条例等

	施行年月日
メモリアルツリー事業実施要綱	86.5.25

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
千歳市の緑化計画に賛同し、住宅地の緑化を積極的に推進しようとする市民で、人生に大きな節目となるような慶事に際し、これを記念して予算の範囲内で行うメモリアルツリーのプレゼントについて具体的な事項を定めたもの

◇寄贈対象の指定
このメモリアルツリープレゼントは、出生、入学、結婚などの人生記念を対象とし、千歳市民であることを原則とする

◇寄贈決定
理事長は、申請書の内容を審査し、応募多数の場合は、公正な抽選により寄贈の決定を行い、決定者に対し通知する　また、メモリアルツリーのプレゼントは、春、秋の年2回とし、その樹種については（財）千歳市公園緑化協会が選定した樹種とする

◇目標達成の義務
メモリアルツリーのプレゼントを受けた者はその維持管理に留意し、地域の生活環境向上に努めるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 34

都道府県名 北海道　区市町村名 財団法人千歳市公園緑化協会　人口

■条例等

	施行年月日
千歳市緑化推進団体等の樹木等供給要綱	84.6.27

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
千歳市の緑化計画に賛同し、市内の緑化を推進しようとする町内会、その他の団体等に対して予算の範囲内で行われる樹木等の供給について具体的な事項を定めたもの
◇供給対象の指定
樹木等供給は、緑化に要する原材料（樹木、肥料、客土、花苗、種子、支柱等）の中から市長が認めたものについて交付する
◇目的達成の義務
樹木等の供給を受けたものは、その供給の対象となった樹木、花壇等の維持管理に留意し、市内の美観保持に務めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 35

都道府県名 北海道　区市町村名 財団法人千歳市公園緑化協会　人口

■条例等

	施行年月日
フラワーポット貸付事業実施要綱	86.5.25

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
歩道に花と緑を増やし、街に潤いを与え積極的な環境美化運動の推進を図るために行う、フラワーポットの無料貸付に関して定めたもの
◇貸付対象の指定
貸付対象は、千歳市の緑化計画に賛同する、町内会、自治会、商店街及びその他の団体とする
◇貸付基準
フラワーポットの貸付は、1団体あたり原則として10個以上100個以内とし、次の要件を遵守しなければならない
(1) フラワーポットの設置期間は、原則として5月下旬から10月下旬までとする
(2) 花等の購入及び植栽管理は、借受団体において行うものとする
(3) 設置期間終了後のフラワーポットは、借受団体の責任において保管するものとする
◇盗難等の届出
フラワーポットが盗難又は破損したときは、その状況を示す書面をもって、理事長に届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 36

都道府県名 北海道　区市町村名 滝川市　人口 48,856

■条例等　　施行年月日

花いっぱいコンクール実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
滝川市民憲章を広く一般市民の生活に反映させ、意識と理解によって住みよい郷土づくりを進めるため、花と緑の豊かな環境づくりを推進することを目的と定めたもの
◇対象
(1) 学校の部　児童、生徒、PTAが一丸となって花や緑をふやして環境の美化を推進している学校
(2) 地域・職場の部　町内会・老人クラブや職場などで花と緑いっぱいの環境美化に成果をあげているもの、及び街路樹の育成に協力しているもの
(3) 家庭の部　花や緑のある生活環境づくりを推進している家庭

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 37

都道府県名 北海道　区市町村名 砂川市　人口 22,422

■条例等

	施行年月日
砂川市緑化条例	74.9.17

■関連する規則等

緑豊かな公園都市推進事業基金条例	78.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
「緑」が住みよい都市を生み出す源であり、また人間回復への大きな糧であると共に、郷土の個性と歴史を培う永遠の遺産であることから、「緑」の諸機能を深く考え、市と市民が一体となって、生活環境の中に緑をつくり、さらに、市民と緑との交流を深め、環境美を追求して健康で明るい住みよい緑あふれる公園都市をつくりあげることに寄与することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画の策定
次に掲げる事項を緑化推進計画として掲げる
(1) 緑化に関する基本構想
(2) 緑化推進に必要な方策
(3) 緑化に必要な資金計画
(4) その他緑化に必要な事項
◆緑を守る
◇名木・美林の指定
市長は、由緒、由来のある樹木・樹林又は市民に親しまれている樹木・樹林のうち、郷土の記念として保護することが必要と認められるものを、名木・美林として指定することができる
◇損傷の制限
何人もみだりに自然を損傷し又は汚損してはならない
◇罰則規定
この条例の趣旨にもとづいて、施設された花木類は、保護育成の義務があり、それを損傷した者に対して、直ちに原形に復させることを命じ、又は原形に復するために必要な経費を賠償させるなど、速やかに適切な措置をとらなければならない
◇基金の運用
本基金の額は2千万円以上であり条例にもとづいて利用され、次の方法により積み立てられる

(1) 一般会計からの繰入金
(2) 緑化推進に係る寄付金
(3) 指定繰入金
(4) 指定寄付金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 38

都道府県名 北海道　区市町村名 深川市　人口 29,132

■条例等

	施行年月日
深川市みどりのまちづくり推進条例	85.4.1

■関連する規則等

・深川市みどりのまちづくり推進条例施行規則	85.4.1
・深川市緑化推進助成金交付要綱	88.6.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市民が良好な自然環境のもとで健康で快適な生活を営むため、緑の保護と緑化を推進する上で必要となる基本的な施策について定めたもの
◇基本計画の策定
　市長は、本条例の目的を達成するため緑化推進基本計画を策定するものとする
◆緑を創る
◇緑化協定の締結
　市長は、一定区域（3000㎡以上の土地）の緑化を推進するため事業者又は町内会、その他団体と緑化の協定を締結することができる
◇緑の週間
　市は、緑化運動を推進し、市民の緑化思想の啓蒙普及をはかるため、毎年「緑の週間」を定めるものとする
◇助成
　市長は、緑化推進に関する事業を行うために必要と認めるときは、予算の範囲内で費用の一部を助成することができる　又、技術的な指導及び助言をすることもできる
◇助成交付対象の指定
　交付対象事業は、民有空閑地の緑化及び緑化協定区域における緑化とし、次のいずれかに該当するものとする
　(1) 国・道・市道に面した民有地を線状に連続して緑化し、並木又は生け垣を造成する事業
　(2) チビッコ広場、町内会館等公共・公益性の高い民有地において行う修景緑化事業
◇助成金の額
　民有空閑地にあっては土地所有者あるいは使用権利者　緑化協定区域緑化にあっては協定締結者に対し、要する経費の2分の1以内とし、5万円を上限とした助成金を交付する
◆緑を守る

◇保存樹木等の指定

市長は、緑豊かな環境を保全し美観風致を維持するため必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木又は樹木の集団を、その所有者又は権利者の同意を得て保存樹木又は保存樹林として指定することができる　また、所有者等は保存樹木等の伐採、移植譲渡又は保全に影響を及ぼす恐れのある行為をしようとするときは、事前にその旨を市長に届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 39

都道府県名 北海道　区市町村名 深川市　人口 29,132

■条例等

条例等	施行年月日
深川市みどりのまちづくり事業基金条例	85.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　みどりのまちづくり事業の推進に必要な経費の財源に充てるために設置する、深川市みどりのまちづくり事業基金について定めたもの
◇対象となる事業の指定
　次のようなものをみどりのまちづくり事業とする
　(1) 保存樹木等の保全
　(2) 公共施設及び居住地の緑化事業と保全
　(3) 公園緑地等の施設の整備と管理
　(4) その他市長が必要と認めたもの
◇積立
　基金として積み立てる額は予算で定めるものとし、一般会計積立金及び指定寄付金をもって積み立てるものとする
◇処分
　市長は、本条例の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 40

都道府県名 北海道　区市町村名 富良野市　人口 26,554

■条例等

	施行年月日
富良野市緑化推進条例	86.4.1

■関連する規則等

富良野市緑化推進条例施行規則	87.7.31

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
富良野市の恵まれた自然環境を保全するとともに、なお一層の緑豊かな生活環境をつくるため、市と市民が一体となって緑の樹木を創り、育て、健康で文化的な明るい町づくりを進める上で基本となる施策について定めたもの

◇基本計画の策定
市長は、本条例の目的を達成するため、富良野市緑化審議会の意見を聴き、緑の基本計画を策定するものとする

◆緑を創る

◇緑化推進地区の指定
市長は、良好な都市景観をつくり出すため、緑化を集中的に推進することが必要とする地域、又は地域住民からの要望があり、積極的な協力が得られると認められる地域を、緑化推進地区として指定することができる

◇団体活動の支援
市長は、緑化推進地区として指定した区域の団体等に対し、予算の範囲内で事業に要する費用の一部を助成することができるほか、必要な指導及び助言をすることができる

◇緑化義務
宅地の造成、その他土地の区画形質の変更を行おうとする者は、緑化の推進等に努めなければならない　また、当該宅地造成等における緑化に係わる計画書を作成し、市長と協議しなければならない

◇緑の協定の締結
市長は、緑豊かな生活環境を確保するため、緑化の推進など必要な事項を内容とする協定を、事業者又は団体等と締結することができる

◇緑の月間
市長は、緑化思想の普及及び高揚をはかるため、緑の月間を定めることができる

◇市民記念植樹

市長は、公園などにおいて市民の参加を得て、春期と秋期の年2回、出生、結婚、その他を記念する記念植樹を行うことができる

◇緑化材料の配布

市長は、地域の緑化及び緑の愛護思想の高揚をはかるため、市民に記念樹を配布することができる

◆緑を守る

◇緑の保全地区及び保存樹木等の指定

市長は、緑豊かな生活環境の確保及び風致、景観を維持するため必要と認められる区域、又郷土の記念として保護することが必要と認められる名木美林を、緑の保全地区又は保存樹木等として指定することができる

◇開発・建築行為の制限

保全地区等内における建築物等の築造又は保存樹木等の伐採、その他規則で定める保全地区等の保全又は保存に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 41

都道府県名 北海道　区市町村名 恵庭市　人口 59,748

■条例等

	施行年月日
恵庭市水と緑のまちづくり推進条例	88.3.28

■関連する規則等

恵庭市緑化推進モデル事業補助金交付要項	89.4.17
恵庭市水と緑のまちづくり表彰規定	89.9.15
恵庭市水と緑のまちづくり推進基金条例	88.3.28

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	☒6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
豊かな人間環境の創造を基本理念としたきよらかな水と緑豊かなまちづくりを図り、もって市民のやすらぎと潤いのある快適な生活環境の確保に寄与することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画等の策定
次の事項について定めるものとする
(1) 水と緑のまちづくり推進に関する基本方針
(2) 自然環境保全地区、保護樹木及び緑化推進地区に関する基本的事項
◇緑化推進地区の指定
市長は、良好な都市景観を造り出すため、、緑化を集中的に推進することが必要であり、かつ、地域住民の積極的な協力が認められる地域を緑化推進地区として指定することができる
◇緑化材料の配布
市長は、地域の緑化及び緑の愛護思想の高揚を図るため、市民に記念樹を配布することができる
◇補助金の交付
生け垣やフラワーポットによる緑化に関して以下のような補助金を交付する
補助率は補助対象経費の50%以内とする、但し、樹木購入費は1000円/本、プランター購入費は5000円/ケを補助限度額とする
補助金交付は以下のものとする
(1) 生け垣は樹種を統一し、街路に沿って可能な限り連担して造成するものとする
(2) 生け垣の植栽密度は1m当たり1.5本以上とする
(3) 生け垣は3年間移植等を禁し、管理を徹底しなくてはいけない
(4) フラワーポットは1店舗おおむね2個とし、商店街で一体的に設置するものとする
(5) フラワーポットは3年間田の用途に使用を禁し、管理を徹底しなくてはならない
(6) モデル事業者は、必要に応じて管理状況、及び事業効果等について恵庭市長に報告せねばならな

い、但し、報告期間は3年間とする
◇その他
　市長は、水と緑の推進等の思想の普及及び高揚を図るため、水辺の日又は、緑の日を定め、水と緑の推進及び保全に関する事業を実施するものとする
　以下のものを表彰する
　(1) 水辺と緑の推進事業として行う市民植樹祭
　(2) 水辺と緑の推進事業として行う河川清掃
　(3) グリーンバンク事業
　(4) 緑化推進モデル事業
◆緑を守る
◇保全地区等の指定
　市長は、良好な緑の環境を形成している樹林地、草地、水辺等又は由緒由来のある樹木若しくは美観風致等を維持するための樹木で、市民の保険休養又は都市景観上保全する事が必要と認められるものを、自然環境保全地区又は保護樹林として指定することができる
◇損傷の制限
　保全地区等の保全又は保護に影響を及ぼすおそれのある行為で規則に定める行為をしようとする者は、市長にその旨を届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 42

都道府県名 北海道　区市町村名 恵庭市　人口 59,748

■条例等　　施行年月日

恵庭市宅地等開発行為に関する指導要綱　　73.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市の区域内で施行される開発行為に関連して生ずる公共施設等の整備にかかわる基準を定め、これを指導し、かつ開発行為者の特別の協力を得ることによって市の健全な発展と秩序ある都市環境の整備を図ることを目的と定めたもの
◇公園・緑地の提供
事業主は開発行為区域内に存在する緑地及び自然環境の保全につとめるとともに、広場・公園・緑地・子どもの遊び場等公共の用に供する空地面積の確保及びその整備等については一定の基準による

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 43

都道府県名 北海道　区市町村名 伊達市　人口 34,972

■条例等

	施行年月日
公園及び緑化基金条例	73.3.23

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
公園の施設整備及び緑化の推進を図るために設置する公園及び緑化基金について具体的な事項を定めたもの
◇積立
基金は、公園及び緑化に対する寄付金を予算に定めて積み立てるものとする
◇処分
公園の施設整備又は緑化の推進を図るため必要とするときは、基金の全部又は一部を処分するものとする　また、この規定により基金を処分するときは、予算に計上しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 44

都道府県名 北海道　区市町村名 広島町　人口 50,934

■条例等

	施行年月日
広島町緑のまちづくり条例	87.4.1

■関連する規則等

広島町緑のまちづくり条例施行規則	87.4.1
広島町緑のまちづくり基金条例	91.3.18

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	☒6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
町と町民が一体となって広島町の恵まれた緑を適切に保全し、なお一層の緑の創造と育成を図り、もって町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画等の策定
町長は以下に関することについて基本計画を定めるものとする
(1) 緑のまちづくりに関する基本方針
(2) 緑のまちづくりを進めるため必要な施策
(3) その他緑のまちづくりを進めるため必要な事項
◇協定の締結
町長は、うるおいある環境を確保するため、緑化の推進等に関し、特に必要と認めるときは、事業者又は町内会その他団体と緑の協定を締結することができる
◇緑の週間
町長は、町民と一体となって緑化活動を積極的に推進するため、毎年緑の週間を定めるものとする
◆緑を守る
◇緑保全地区の指定
町長は、良好な自然景観を形成している樹林地及び草生地等であって、町民の快適な生活環境上又は都市景観形成上保全する事が必要であると認められる区域を、緑保全地区として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
保全地区の区域内において、木竹の伐採等の届け出をせねばならない
◇基金の運用
町民と共に緑化を推進し、緑あふれる美しいまちづくりを行う事業に要する費用を充てるため設置する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 45

都道府県名 北海道　区市町村名 石狩町　人口 50,509

■条例等　　施行年月日

石狩町宅地開発指導要綱　74.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
石狩町における宅地開発事業の施行に関し、無秩序な宅地開発を防止し、公共、公益施設の計画並びに整備の基準を定め施行者の適正な指導を行うとともに、その負担区分を明確にし、もって町の健全な発展と町民の福祉増進に寄与することを目的と定めたもの

◇公園・緑地の提供
開発区域内の種類及び規模等
幼児公園　300㎡～1000㎡
児童公園　2500㎡　誘致距離250m　1住区につき4か所
近隣公園　2万㎡　誘致距離500m　1住区につき1か所
地区公園　4万㎡　誘致距離1000m　4住区につき1か所
開発区域内の公園面積は、開発区域面積の3%以上の用地を確保しなければならない
設置される公園は、施行者の費用負担で整備し、町に無償で引き継ぐものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 46

都道府県名 北海道　区市町村名 石狩町　人口 50,509

■条例等

	施行年月日
石狩町自然保護条例	73.7.30

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
豊かな自然が人間の生活環境にとってかけがえのないものであるところであることから、石狩町における自然の保全をはかるため、町と町民が一体となって健康で明るいまちづくりに寄与することを目的と定めたもの

◇保護地区等の指定
町長は、石狩町自然保護審議会の意見をきき、環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木を指定をすることができる

◇開発・建築行為の制限
保護地区等においての立木の伐採等は町長にその旨を届け出ねばならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 47

都道府県名 北海道　区市町村名 上磯町　人口 32,623

■条例等

	施行年月日
上磯町緑化条例	77.12.20

■関連する規則等

上磯町緑化条例施行規則	78.1.24

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町における緑の保全と育成を図るため、町と町民が一体となって緑化を推進し、もって健康で住みよい豊かな町づくりに寄与することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画等の策定
次に掲げる事項を定めるものとする
(1) 緑に関する基本方針
(2) 緑化を進めるための施策
(3) 緑化に必要な資金計画
(4) その他緑化に必要な事項
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
町長は、緑豊かな環境の確保および美観風致を維持するため、必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木または樹木集団を、その所有者または管理者の同意を得て保存樹木まやは保存樹林として指定することができる
◇補助金の交付
町長は、保存樹木等を保存するため必要があると認めるときは、所有者等に対し、予算の範囲内で保存樹木等の保存に必要な費用の一部を助成することができ、緑化の推進に関する事業を主たる目的に組織された団体に対し、必要とあれば財政的な援助ができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 48

都道府県名 北海道　区市町村名 七飯町　人口 25,581

■条例等

	施行年月日
七飯町環境保全条例	75.12.13

■関連する規則等

七飯町環境保全条例施行規則	75.12.13

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
北海道自然環境保全条例と相まって環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、町の区域内における無秩序な開発を防止し、もって地域住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇公園・緑地の提供
道路、公園、広場その他の公共用に供する空地が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に設置され、かつ、開発区域内の主要な道路が開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること
(1) 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
(2) 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
(3) 予定建築物の用途
(4) 予定建築物の敷地の規模及び配置
◆緑を守る
◇対象・地域の指定
高さが10m以上の健全な樹木又は一定の規模以上の健全な樹木集団については、その存する土地を公園又は緑地として配置する等により、当該樹木又は樹木の集団の保存の措置が講ぜられていること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 49

都道府県名 北海道　区市町村名 七飯町　人口 25,581

■条例等　　施行年月日

生垣コンクール審査会要綱

■関連する規則等

.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町では、緑でうるおいのある街づくりのため、新築家屋に苗木を配布するなど生垣づくりを奨励しております
このコンクールを実施することにより、生垣づくりの晩期を促すものと定めたもの
◇表彰
コンクールにより順位入選させるのではなく、審査にあったては、緑のボリューム、手入れ、周辺の環境をもりあけているか等、道行く人に安らぎをあたえているものを審査事項により表彰に値するものを選考する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 50

都道府県名 北海道　区市町村名 七飯町　人口 25,581

■条例等

	施行年月日
市街地美化の生垣用苗木配布要綱	84.4.16

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
七飯町の都市計画法に基づく市街化区域内において住宅を新築したものに対し生垣用苗木を予算の範囲内で無償配布しみどり豊かな町並みや安全快適な住みよいまちづくりを図るものと定めたもの
◇配布対象
苗木の配布対象は、市街化区域内において住宅を新築後、概ね1年以内に生け垣用として植栽するものであること
◇配布時期及び本数
苗木の配布時期は、苗木の活着状況を考慮し毎年1回とする
配布する本数は、当該年度の予算及び申込状況にもよるが概ね1戸当たり30本以内とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 51

都道府県名 北海道　区市町村名 栗山町　人口 15,815

■条例等　　施行年月日

「花いっぱい運動」実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
花の美しさは人の心をやわらげ、生活に余裕とうるおいを与え明るい環境をつくるものとして、花いっぱい運動を展開し、豊かな環境をつくろうと定めたもの
◇緑化材料の配布
(1) 南大通り、中央通り、栗山公園、児童公園、児童遊園地等については、花だんマスの雑草を取り除き花苗を植付する
(2) 生活道路、錦町内、角田・継立・日出市街については、フラワーポットに植付する
(3) 商店街については各店所有のフラワーポットに各店でそれぞれ植付する
(4) 花の種類は、サルビア、マリーゴールド、ペチニア、ホウセンカとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 52

都道府県名 北海道　区市町村名 美瑛町　人口 12,525

■条例等

	施行年月日
美瑛町自然環境保全条例	90.6.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
美瑛町における自然環境の保全と育成を総合的に推進するとともに、無秩序な開発を防止し、もって町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇緑化推進地区の指定
町長は、良好な生活環境の確保を図るために緑化を推進することが特に必要であると認める地区を緑化推進地区として指定することができる
◇基本計画等の策定
緑化推進地区において以下のことを定める
(1) 緑化計画の目標
(2) 緑地の配置、造成及び利用に関する事項
◆緑を守る
◇自然環境保全地区の指定
町長は、すぐれた自然環境を形成している土地の区域のうち、自然的社会的条件からその区域における自然環境の保全を図ることが特に必要なものを自然環境保全地区として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
保全地区においては、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する際届け出をせねばならない
◇採取・損傷の制限
保全地区において、木竹等の伐採をする際は町長の許可が必要
◇罰則規定
上2項を違反したものは一定の基準により罰金等の罰則規定がある

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 53

都道府県名 北海道　区市町村名 美瑛町　人口 12,525

■条例等

	施行年月日
美瑛町宅地開発要項	92.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景	
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定	
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全	
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定		
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援	
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他	
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務	
	☒ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他			
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り	
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
美瑛町における宅地開発を、適正かつ有機的に推進するために、公共施設及び公益施設の設置並びに整備の基準を定めることにより、無秩序な市街化を防止し、町の景観に相応し良好な生活環境を確保し、明るく住みよい都市づくりを図ることを目的と定めたもの
◇公園・緑地の提供
開発区域内には緑地を確保することとし、その規模については別に定める

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 54

都道府県名 北海道　区市町村名 美瑛町　人口 12,525

■条例等　　施行年月日

花壇コンクール実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
明るく豊かな町づくりを目的とする生活環境美化運動の一環として実施すると定めたもの
◇表彰
一定の基準により個人の部、団体の部に分けて審査し、優秀なものには表彰をする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 55

都道府県名 北海道　区市町村名 美幌町　人口 25,079

■条例等

	施行年月日
美幌町緑の保全及び緑化の推進に関する条例	73.5.12

■関連する規則等

美幌町緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則	73.7.30

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	☒6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
町と町民が一体となって、緑の保全と緑化の推進を図り、健康で明るいまちづくりに寄与することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画等の策定
次の緑化推進計画を定めるものとする
(1) 公共用地の緑化推進
(2) 町民及び緑化協力団体等に対する緑化思想の普及と緑化の推進
(3) 用地等造成事業者、事務所等との緑化協定
(4) 記念植樹
(5) 苗木の選定及び確保対策
(6) その他緑化推進に必要な事項
◆緑を守る
◇保存樹林等の指定
保存樹林及び樹木を指定する場合の基準は、次の通り
(1) 保存樹林は、町民の保険、休養、公害防止等の観点から、良好な自然環境を維持するために保護する必要がある樹林で、市街地及びその周辺に位置し、規模はおおむね500㎡以上のもの
(2) 保存樹林は、由緒、由来があるもの、学術的な価値があるもの及び住民に親しまれているもので、容易に鑑賞できる単独の樹木又は樹林の小集団

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 56

都道府県名 北海道　区市町村名 美幌町　人口 25,079

■条例等

	施行年月日
美幌町開発行為指導要領	84.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

美幌町の区域において無秩序な宅地開発を抑制し、造成区域及びその周辺における災害を防止するとともに健全な生活環境の保全と合わせて公共施設の整備を図るため、宅地造成に関し必要な基準を定め、良好な宅地の造成を確保することを目的と定めたもの

◇公園・緑地の提供

開発区域内の公園の面積は以下のとおり

(1) 開発区域内の公園の面積は、開発区域面積の3%以上とする、ただし、この面積が450m²以上であっても、当該開発区域の周辺に町の公園計画に基づく相当規模以上の公園が配置されている場合若しくは用地が確保されている場合は、公園引合地とする

(2) 開発区域の面積が3.5ha以上の開発行為にあっては、前項の規定によるほか、地区公園の整備にあてるため開発区域の面積の1%に相当する公園引合地を開発区域内に確保するものとする

(3) 公園には、町の指示する樹木を植栽すること、植栽にあたっては、公園面積50m²に1本の割合で植栽することとし、それぞれに支柱を付けること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 57

都道府県名 北海道　区市町村名 斜里町　人口 5,634

■条例等　　施行年月日

斜里町自然保護条例　　72.11.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
斜里町に有する自然の保護を町政の柱として、豊かな明るい生活環境を維持するため定めたもの
◇保護地区等の指定
町長は、環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区および記念保護樹木を指定しようとするときは、関係行政機関ならびに関係住民の意見をきき、かつ、斜里町自然保護審議会の議に付さなければならない
◇開発・建築行為の制限
保護地区等において立木の伐採等の行為をする場合には、町長にその旨を届け出ねばならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 58

都道府県名 北海道　区市町村名 斜里町　人口 14,557

■条例等

	施行年月日
斜里町自然景観保全林設置条例	78.1.30

■関連する規則等

斜里町自然景観保全林設置条例施行規則	78.4.12

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　自然景観を保全し、公共の福祉増進に資するために、自然景観保全林を設置しこれを厳正に管理することを目的と定めたもの
◇自然景観保全林の指定
　自然景観保全林は、斜里町石宇別地区の適地に行うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 59

都道府県名 北海道　区市町村名 遠軽町　人口 18,850

■条例等

	施行年月日
遠軽町緑化推進及び緑の保全に関する条例	76.10.12

■関連する規則等

遠軽町緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則	82.12.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町と町民が一体となって、緑化の推進及び緑の保全をはかり、健康で明るい町づくりに寄与することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画等の策定
町長は、将来の緑豊かな遠軽町を展望して、緑化に関する基本計画を策定する
◇緑化材料の配布
町長は、緑化推進事業の円滑な施行を図るため、必要な苗木を確保し、その育成に努めるとともに、町民の緑化推進事業を助長するため積極的に樹木・草花の苗木等の配布事業を行うものとする
◆緑を守る
◇保全樹木等の指定
町長は、別に定める基準により、市街地及びその周辺の樹木又は樹木の集団で、町民の生活環境上その保全を図ることが必要と認められるもの、又は樹容その他がすぐれている樹木等を、その所有者または管理者の同意を得て、保全樹木又は保全樹林として指定することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 60

都道府県名 北海道　区市町村名 遠軽町　人口 18,850

■条例等　　施行年月日

遠軽町開発行為指導要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
遠軽町の区域において開発行為に係る事務の取扱いを、明確にし事務処理の円滑化を図るため、当該事務に関し必要な事項を定めるとともに、無秩序な宅地開発を抑制し、造成区域、及びその他周辺における、災害を防止するとともに、健全な生活環境の保全と合わせて公共施設の整備を図るため、宅地造成に関し必要な基準を定め、良好な宅地の造成を確保することを目的と定めたもの

◇公園・緑地の提供
開発区域内の緑地面積は、1箇所300㎡以上でありなおかつ、その面積の合計が開発区域の面積の3%以上とする、なお、当該開発区域の周辺に町の公園計画に、基づく相当規模以上の緑地が配置されている場合、若しくは、用地が確保されている場合は、緑地引当地とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 61

都道府県名 北海道　区市町村名 白老町　人口 22,921

■条例等　　施行年月日

白老町緑化基金条例　　88.12.24

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

うるおいのある緑豊かなまちづくりをめざし、地域緑化の推進に要する資金に充てるため、白老町緑化基金を設置すると定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 62

都道府県名 北海道　区市町村名 草来町　人口 5,584

■条例等

	施行年月日
草来町緑化条例	77.3.23

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
町と町民が一体となって、緑地の保全と緑化の推進を図り、健康で明るい町づくりに寄与することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画等の策定
以下のことを緑化計画として定めることにする
(1) 緑化推進に関する基本方針
(2) 緑地保全及び緑化推進に必要な施策
(3) その他緑化に必要な事項
◆緑を守る
◇保全樹林等の指定
町長は、市街地及びその周辺の樹林で、町民の生活環境上その保全をはかることが必要と認められるもの、又はその樹容が健全で美観上すぐれている樹木であって郷土の記念として保護することが必要と認められるものを、草来町緑化審議会の意見をきき、その所有者又は権利者の同意を得て保全樹林、樹木として指定することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 63

都道府県名 北海道　区市町村名 草来町　人口 5,584

■条例等　　施行年月日

草来町緑化事業推進基金条例

■関連する規則等

草来町緑化事業推進基金条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

草来町の森林等の育成及び緑化事業の推進を図るため、草来町緑化事業推進基金を設置すると定めたもの

◇基金の運用

概ね以下のものに基金を運用する

(1) 森林施業計画等に基づく植林、間伐等の造林事業
(2) 公共的施設及び公園、街路等の緑化事業
(3) 公益的団体、自治会等が行う公共の場所の緑化と花壇造成事業

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 64

都道府県名 北海道　区市町村名 厚真町　人口 5,906

■条例等

	施行年月日
厚真町緑化条例事業基金条例	89.9.27

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
森林の育成等緑化事業を推進強化することにより、水源かん養機能を守り良好な自然環境を維持するため、厚真町緑化条例事業基金を設置すると定めたもの

◇基金の運用
予算によって積み立てられた基金は以下のことに処分する
(1) 森林の保育管理事業の実施及び助成
(2) 無立木地の植林、保育管理事業の実施及び助成
(3) その他、緑化推進のため町長が特に必要と認めた事業の実施及び助成

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 65

都道府県名 北海道　区市町村名 池田町　人口 9,753

■条例等

	施行年月日
池田町グリーンバンク基金条例	88.3.24

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

池田町の緑を守り育て、美しい町づくりをめざし、町民とともに緑化事業を推進するため、池田町グリーンバンク基金を設置すると定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 66

都道府県名 青森県　区市町村名 弘前市　人口 176,064

■条例等

弘前市みどりの条例	施行年月日 87.4.1

■関連する規則等

弘前市みどりの条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☒ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☒ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
弘前市環境保全基本条例の理念に基づき、緑の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画の策定
市長は、弘前市みどりの審議会の意見を聴き、緑の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めなければならない
◇緑化推進モデル地区の指定
緑化の推進のために特に必要があると認めるときは、当該地区の住民の意見を聴き、緑化推進モデル地区を指定することができる
モデル地区内の緑化思想啓蒙のため、移動相談所の開設、緑化講習会の開催その他緑化に関する必要な措置を講ずるものとする
◆緑を守る
◇保存緑地の指定
良好な緑を保全するため必要と認める区域を、あらかじめ審議会の意見を聴き、保存緑地として指定できる
指定の際には、指定の対象となる区域の土地の所有者等と保存協定を締結しなければならない
◇保存樹木等の指定
美観風致を維持するとともに良好な緑を確保するため、必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、所有者等の承諾を得て、規則で定める基準に該当する樹木又は樹木な集団を保存樹木等として指定できる
所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇苗木の供給等
緑の保全及び緑化の推進のため必要に応じて指導及び助言、又は苗木の供給及び斡旋等を行うことが

できる
◇補助金の交付
　緑の保全及び緑化の推進のため必要に応じて補助金等による助成を行うことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 67

都道府県名 岩手県　区市町村名 盛岡市　人口 278,209

■条例等　　施行年月日

「あすを築く百万本植樹活動」推進要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
第25回全国植樹祭が岩手県で開かれるのを契機として展開される「あすを築く百万本植樹活動」に関して、その運動の目標などを定めたもの
◇運動の目標
市民は自ら進んで家のまわり、広場、空き地などに毎年1本は必ず植樹することはもちろん、花も咲かせ更に周囲の緑を市民の手で守り育てるとともに各種の緑化行事に参加し、うるおいのある生活環境にすることを目標とする
◇事業の推進
市民、各種の団体、他の官庁等が積極的にこの運動を展開できるよう、市は次の事業の推進を図る
(1) 拠金、寄付、奉仕、情報などの市民の善意を橋渡しし、行政の緑化計画と相まって、緑化運動を促進する機構として「グリーンバンク」を設立する
(2) 関係諸団体の協力を得て「環境緑化まつり」を開催し、市民ひとりひとりが身近なところの緑化することをねらいとする
(3) 実践モデル地区を設定し、地域住民とともに緑化を図り、その効果を全市的に拡大発展させるとともにＰＲ活動を実践する
(4) 園芸関係諸団体に協力を要請するとともに、実践活動の浸透拡大を図る
(5) 「緑と花の相談コーナー」を市に設置するとともに講師を町内会、自治会等地域団体に派遣し、地域ぐるみの実践活動の助長に努める
(6) 緑化に関する技術顧問団を置き、市民の植樹、樹木管理等について技術的援助にあたる
(7) 緑とオープンスペースの維持増進を図るため、工場、宅地造成業者等と緑化協定を通じ、その確保に努める

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 68

都道府県名 岩手県　区市町村名 盛岡市　人口 278,209

■条例等

	施行年月日
盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例	71.12.25

■関連する規則等

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例施行規則	72.11.21

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☒ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☒ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
すぐれた自然環境と永い伝統にはぐくまれた歴史的環境とが調和する個性豊かな都市環境を保全し、かつ、創出するため、自然環境及び歴史的環境の保全等に関する基本的事項を定めたもの

◇自然環境等保全基本計画の作成
市長は、自然環境等の保全に関する基本的な施策に係る計画を作成しなければならない

◇地区等の指定
市長は、自然環境等の保全を図るために必要があると認めるときは次のように指定することができる
(1) 環境保護地区　住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地
(2) 保護庭園　環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林
(3) 保存樹木　由緒、由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木
(4) 環境緑化地区　道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区
(5) 保存建造物　由緒、由来のある建造物又は都市景観上保存することが必要な歴史的建造物

◇開発・建築行為の制限
環境保護地区の区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとするもの、保護庭園又は保存樹木に関してその現状を変更し、若しくはその保護若しくは保存に影響を及ぼす行為をしようとするもの及び保存建物に関して新築、増築、改築、移転又は撤去をしようとするものは、一定の規則に基づき、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない
(1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転
(2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
(3) 木竹の伐採
(4) 土石類の採取

◇罰則規定
上記の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたものは、科料に処する

◇援助

市長は、自然環境等の保全に資するため必要があると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付その他の援助をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 69

都道府県名 岩手県　区市町村名 盛岡市　人口 278,209

■条例等　　施行年月日

第29回「きれいな街づくり運動」図画コンクール実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
小学生のきれいな町づくりに対する理解と関心を深め、自然に親しみ、自然を大切にする精神を養うために実施する「きれいな街づくり運動」図画コンクールについて定めたもの

◇応募対象の指定
市内の小学生を対象とする

◇題材
(1)「花いっぱい運動」に関するもの
(例)・私たちの学校の花壇　・私の好きな花　・私の育てた花
・その他「花」を題材としたもの
(2)「自然や町を大切にする運動」に関するもの
(例)・木を植え、育てて私たちの町を緑いっぱいにする運動
・私たちの周りの自然（山、川ほか）
・動物、鳥昆虫たちの生活
・私たちの学校や家の周りの清掃
・私たちの町の資源回収活動
・その他自然愛護や清掃、資源を大切にする活動に関するもの

◇表彰
審査の結果により、次の区分に従い表彰する
（区分）　金賞、銀賞、銅賞、入選、佳作

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 70

都道府県名 岩手県　区市町村名 盛岡市　人口 278,209

■条例等　　施行年月日

平成2年度　盛岡市都市景観賞運営要綱

■関連する規則等

平成2年度..盛岡市都市景観賞選考要綱.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

盛岡市の都市景観の形成と市民意識の高揚を図るために、自然及び歴史的環境に調和し、潤いのある盛岡らしい都市景観の形成に寄与する建築物、緑地、工作物等により創造された空間等を表彰することについて定めたもの

◇表彰基準

盛岡市都市景観賞の表彰基準は、次のいずれかに該当するものとする

(1) 町の景観をリードし、魅力ある都市景観を創造するもの

(2) 敷地内に緑地、広場などの空間を適切に配置し、潤いのある町を形成するもの

(3) 川沿いとその周辺を一体的にとらえ、その地域の歴史性その他の特性に調和するもの

(4) 市街地周辺の水と緑に代表される優れた自然景観に調和するもの

(5) 盛岡らしい歴史的な景観を維持し、伝統的雰囲気を継承するもの

(6) その他盛岡らしい都市景観を形成するもの

◇都市景観賞の種類及び対象の指定

(1) 都市景観総合賞　2の表彰基準に該当する街並み、団地、象徴的建造物など

(2) 都市景観建築賞　2の表彰基準に該当する建築物を主とし、敷地内の施設などを含め、過去5年以内に完成したもの

(3) 都市景観緑賞　2の表彰基準に該当する緑地、生け垣、花壇などで、おおむね過去10年以内に完成したもの

(4) 都市景観創作賞　2の表彰基準に該当する、工作物、噴水、ストリートファーニチャなどで、過去5年以内に完成したもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 71

都道府県名 岩手県　区市町村名 盛岡市　人口 278,209

■条例等　　施行年月日

盛岡市グリーンバンク定款　　84.7.30

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化を推進するために役立つ善意の預託を受け入れ、これを市民に橋渡していくための盛岡市グリーンバンクに関して、その目的や事業について定めたもの

◇事業
バンクは、目的を達成するため次の事業を行う
(1) 緑化にかかる拠金、寄付、奉仕、知識などの市民の善意の提供を受けること
(2) 提供を受けた善意を緑化をしようとする市民に橋渡しすること
(3) 苗木の植栽、管理にかかる技術指導を行うこと
(4) 緑化活動についての情報の収集及び緑化思想の普及を行うこと
(5) その他目的を達成するために必要な事項

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 72

都道府県名 岩手県　区市町村名 盛岡市　人口 278,209

■条例等　　施行年月日

グリーンスポット設置事業の実施方針

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町の木・通りの木設置運動の一環として、町内会や地域のコミュニティ緑化活動を支援し、量感のある緑の生活環境づくりのため町や通りに木立のある小緑地（以下「グリーンスポット」という）を設置し、併せて市民の力開式の普及、啓蒙をはかるために必要な事項を定めたもの

◇設置方針
(1) グリーンスポットは、道路空地や角地、広場、歩道、河畔、建築敷地の一隅等、地域の人たちみんなが利用する場所に設置する
(2) グリーンスポットの面積は、1箇所当たり3～15㎡程度とし、大きく育つ樹木を主体に造成する
(3) 植栽は、地域の人たちが協力して行うものとし、植栽後の管理も同様とする

◇援助等
市は、町内会、地域等からの申請に基づき、現地調査を行い、敷地の規模及び周辺の環境を考慮して植栽する樹木及び資材を支援する　また、必要に応じて緑化計画の作成や植栽についての指導及び助言を行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 73

都道府県名 岩手県　区市町村名 花巻市　人口 71,202

■条例等　　施行年月日

土地区画整理事業促進対策補助金交付要綱

■関連する規則等

.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　土地区画整理法の規定により、土地区画整理組合等が、土地区画整理事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関して定めたもの
◇補助金交付対象の指定
　住宅市街地として緑化を図るための植樹費用等に対し、補助金が交付される
◇補助金の額
　植樹費用に対しては、植樹苗木代金の全額が補助金として交付される　また、この要綱のより交付する補助金は、国又は他の地方公共団体の補助金又は負担金の交付決定がなされている場合には、その額を当該補助額から控除した額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 74

都道府県名 岩手県　区市町村名 北上市　人口 84,948

■条例等

	施行年月日
北上市みどりのまちづくり条例	92.4.1

■関連する規則等

北上市みどりのまちづくり条例施行規則	92.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☒4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　今ある緑を保護し、新しい緑を育成することにより、景観に配慮した良好な都市環境の形成を図る上で必要な事項を定めたもの
◇定義
　本条例において、みどりとは樹木、樹林、泉、生け垣、草花及び草地等をいう
◇助成金の交付
　市長は、本条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な指導又は助言を行い、予算の範囲内で補助金の交付その他の助成をすることができる
◆緑を創る
◇みどりの推進計画の策定
　市長は、本条例の目的を達成するため、市におけるみどりの推進に関する総合的かつ基本的な施策にかかわる計画を策定しなければならない
◇みどりの推進地区の指定
　市長は、良好な都市景観をつくり出すために緑化を特に推進することが必要であり、かつ、地域住民の積極的な協力が得られると認められる地域について、みどりの推進地区として指定することができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
　市長は、みどりの推進のため必要があると認められる樹木、樹林及び泉について、保存樹木等として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
　保存樹木等の所有者は、保存樹木等を伐採し、若しくは埋め立てし、又は他に譲渡しようとするときは、保存樹木等伐採（埋立）届又は保存樹木等譲渡届によりあらかじめその旨を市長に届け出るものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 75

都道府県名 岩手県　区市町村名 北上市　人口 84,948

■条例等

条例等	施行年月日
北上市環境緑化推進条例	72.10.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景			
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定			
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全			
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定				
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他				

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援			
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他			
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務			
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他					
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り			
	□5．土地の貸借	□6．その他					

■内容等の詳細

◆位置づけ
　北上市における緑の保全と回復を図るため市民が一体となって環境の緑化を推進していく上で、必要となる事項を定めたもの
◆緑を創る
◇環境緑化計画の作成
　市長は、本条例の目的を達成するため、市における環境緑化に関する総合的かつ基本的な施策に係る計画を作成しなければならない
◇環境緑化推進地区の指定
　市長は、環境緑化を推進するため特に必要があると認めるときは、審議会の意見を聞き、環境緑化推進地区を指定することができる
◇補助金の交付
　市長は、環境緑化を推進するため必要があると認めるときは、これに必要な助言若しくは勧告を行い、又は補助金の交付その他の援助をすることができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
　市長は、環境緑化のため必要があると認めるときは、これに必要な樹木又は樹林を、審議会の意見を聞き、保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
　保存樹木等の所有者等は、保存樹木等を伐採し、又は他に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 76

都道府県名 岩手県　区市町村名 北上市　人口 84,948

■条例等　　施行年月日

環境緑化木等の配布要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民自らの手による環境緑化活動を支援し住み良い町づくりに貢献するため環境緑化木及び資材（緑化木等）を配布することについて定めたもの
◇対象の指定
(1) 学校　市内の保育園、小・中学校のうち、緑化要求度の高い学校に対し、緑化木等の配布及び環境緑化の指導を行う
(2) 町内会　市民が地域活動や憩いの場として利用する公共施設の緑化を支援するため緑化木等を配布する
(3) その他緑化が必要と認められる施設
◇配布の種類・数量
希望植栽地の条件等により調整し予算の範囲内で緑化木等及び資材を配布する
◇予算
花と緑のまちづくり運動事業費

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 77

都道府県名 岩手県　区市町村名 前沢町　人口 15,848

■条例等　　施行年月日

樹木の保存に関する要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町の緑の保全及び緑化の推進を図り、生活環境の保全に寄与するため、樹木の保存に関し必要な事項を定めたもの
◇樹木等の指定
町長は、町の区域内に存する樹木又は樹林等を所有者又は管理者の同意を得て、一定の指定基準に基づき、保存樹又は保存樹林として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
所有者等は、保存樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない
◇助成措置
町長は、保存樹木等の所有者等に対し、予算の範囲内においてその管理等に要する費用の一部を助成することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 78

都道府県名 岩手県　区市町村名 前沢町　人口 15,848

■条例等

	施行年月日
桜梅の里づくり事業基金条例	91.3.13

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
桜梅の里づくり事業に要する経費の財源に充てるために設置する、桜梅の里づくり事業基金に関して定めたもの
◇積立
基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 79

都道府県名 宮城県　区市町村名 仙台市　人口 919,865

■条例等

	施行年月日
杜の都の環境をつくる条例	73.4.1

■関連する規則等

杜の都の環境をつくる条例施行規則	75.3.5
仙台市生垣緑化推進融資要綱	79.4.1
仙台市緑地保全基金条例	85.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	☒8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　杜の都の環境をつくるため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにすることとともに、緑化の推進、緑地の保全等に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇地域の指定
　市長は規定に定められた市街化区域内の区域で、建築物等の高層化が進み、緑化が特に必要なものを緑の街区として指定することができる
　市長は、市街化区域の住宅団地のうち、良好な生活環境の確保のため緑化が特に必要な区域を緑の団地として指定することができる
◇協定の締結
　市街化区域において土地を所有し、又は管理する者は、当該土地について一定の区域を定め、その区域における植栽地、樹種その他植樹に関する事項を協定することができる
◇生け垣の基準
　以下の生垣設置に対し資金の一部を融資斡旋する
　　(1) 生垣推進モデル地区
　　(2) 通園通学路として指定された沿道
　　(3) その他特に市長が必要と認めたところ
◇資金の貸付
　　(1) 貸付金の限度額は30万円とし生垣緑化費、生垣のための土留の工事費及び既存ブロック塀等の処理費をその対象とする
　　(2) 返済期間は5年、毎月均等償還とし融資額に対する利子は無利子とし仙台市が負担する、ただし、延滞した場合は年利14％の割合で延滞利息を徴収する
◆緑を守る
◇地域の指定

市町は、都市の健全な環境を確保するため市街化区域及びその周辺地の市町が定める規模の緑地で、次の条件に該当するものを保存緑地として指定することができる

(1) 地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若くは災害の防止に効果があること

(2) 特に良好な自然環境を有すること

市町は地域の美観風致を維持するため保存することが必要な樹木又は樹木の集団で市町が定める基準に該当するものを保存樹木又は保存樹林として指定することができる、この場合において、保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、その周辺の区域を樹木保存区域として、あわせて指定することができる

◇開発・建築行為の制限

建築物等の新築、改築又は増築でが定める市長が定める規模以上のもの

◇採取・損傷の制限

木竹の伐採

◇基金の運用

保存緑地の土地の買取りを行うことにより、都市の健全な環境の確資するため、緑地保全基金を設置する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 80

都道府県名 宮城県　区市町村名 仙台市　人口 919,865

■条例等

	施行年月日
開発指導要綱	72.12.6

■関連する規則等

開発指導要綱細則	74.3.14

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景　☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る　☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全　☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ　☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援　☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策　☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務　☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他　☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り　☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

秩序ある宅地開発を行うことにより、本市全体の均衡ある健全な発展を図ると共に、健康で明るく住みよい街づくりに寄与することを目的と定めたもの

◇公園・緑地の提供

(1) 公園の位置は、低湿地、架線下、その他の危険な場所を避け、安全かつ有効に利用できるよう適正に定めるものとする

開発事業を行う者は、主として住宅の建築の用に供する目的で開発区域の面積が0.3ha以上の開発事業を行う場合においては、開発区域の面積の3%以上でかつ、計画人口1人当たり3㎡以上となる面積の公園用地を確保するものとする、この場合において、計画人口は、当該開発区域内に建築されていくこととなる住宅一戸当たり4人として算定する

公園造成は、市長が別に定める基準に従い、開発事業を行う者の負担においておこなう

(2) 開発事業により生ずる緑地は、自然的景観を呈し、かつ散策等日常的利用に供することが容易に期待できるものである

開発事業を行う者は、開発区域及びその周辺の地域の環境を保全するため、主として樹林地を対象とする開発行為で規模5ha以上のものについては、5%以上15%未満の範囲で、その規模に応じ市長が定めた比率により算定した面積の緑地を確保しなければならない

緑地は原則として市長が別に定める基準にしたがい整備のうえ市に無償で提供するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 81

都道府県名 宮城県　区市町村名 仙台市　人口 919,865

■条例等

	施行年月日
仙台市泉地区開発指導要綱	88.3.1

■関連する規則等

仙台市泉地区開発指導要綱施行細則	88.3.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

仙台市泉総合支所の所管区域における無秩序な市街化を規制し、開発行為を行う者に対して、公共施設及び公益施設の整備に関し特別の協力を求め、良好な生活環境と住みよい都市づくりのための必要事項を定め、その実現を図ることを目的と定めたもの

◇公園及び緑地の計画

開発区域内に都市公園又は市で計画する公園及び緑地がある場合は、これに整合する計画をしなければならない

公園及び緑地は、地域住民の利便を考慮し、それぞれの目的に応じたものとし、機能を十分に発揮できるようにしなければならない

公園の設置場所は、原則として開発区域内とするものとする、ただし、これによりがたいときは、市長との協議のうえ別に開発行為区域外に設置することができるものとする

◇公園・緑地の提供

開発者は、開発区域の面積に応じて次に定める公園及び緑地を確保しなければならない

主として住宅の建築の用に供する目的で行われる0.1ha以上の開発行為については、公園として、開発区域の面積の3％又は計画人口1人につき4㎡の割合で算定した面積のいずれか多い面積個の場合において公園面積の80％以上が公園及び遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状であること

住宅以外の建築物の建築に供する目的で行われる0.3ha以上の開発行為においては、緑地として開発区域の面積の3％以上の面積

開発者は市の指導により遊具を設置し植樹を行わなくてはならない

公園又は緑地の面積が、150㎡に満たない場合は開発者は、市長と協議のうえ公園又は緑地を確保するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 82

都道府県名 宮城県　区市町村名 仙台市　人口 919,865

■条例等　　施行年月日

生垣づくり助成要綱　　86.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑豊かな環境づくりの一環として生垣緑化を促進するために生垣を作ろうとする者に対し、費用の一部を助成することに関し必要な事項を定めたもの

◇生け垣の基準

(1) 道路に面した場所及び道路から見通しのきく場所の生垣づくり

(2) (1) の行為を行うための既存のブロック塀等の撤去

(3) (1) に準ずる生垣を有する新築住宅の購入

◇補助金の交付

(1) にあっては、植栽延長に1m当たりの平均工事費（9000円を超えるときには9000円とする）の3分の1を乗じた額とし、助成金の最高限度額は個人については9万円、事業所については18万円とする

(2) (3) にあっては、前期の (1) に準ずるものとする

(3) (2) にあっては、1㎡2000円の割合で、助成金を交付するものとし、最高限度額は、個人については10万円とし事業所等では20万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 83

都道府県名 宮城県　区市町村名 仙台市　人口 919,865

■条例等

	施行年月日
杜の都緑化基金条例	86.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
民間の緑化活動を推進することにより緑の育成を図り、もって杜の都の潤いのある環境の形成に資するため、設置したと定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 84

都道府県名 宮城県　区市町村名 仙台市　人口 919,865

■条例等　　施行年月日

民間の緑化活動を推進する事業に関する補助金交付要綱　86.4.1

■関連する規則等

花壇づくり助成要綱　89.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☒ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
財団法人仙台市公園緑地協会が行う民間の緑化活動を推進する事業に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めたもの

◇対象の指定
補助金の交付の対象事業となる協会の事業は、次の通り
(1) 家庭及び事業所等に対する生垣緑化の補助等民間の緑化活動に対する助成事業
(2) 町内会、老人クラブ、子供会育成会等の地域団体が花壇を設置し、維持管理するために必要な助成事業
(3) 緑化パンフレット発行等市民の緑化意識を高揚するための事業

◇補助金の交付
市長は、申請書を審査の上適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金を交付するものとする

◇助成金の交付
花壇づくりの助成対象について以下のように定める
(1) 花壇に植栽するために購入した花苗、球根、種子
(2) 全号の花苗等の肥培管理に要した原材料
(3) 自ら花苗を育成するために要した原材料
(4) 新たに設置する花壇
助成基準は以下の通り
(1) (1) については、購入費の1/2以内
(2) 10m²当り2000円とし、最高限度額が2万円
(3) 原材料購入費として、5000円以内
(4) 助成金の限度額が合計5万円以内
(5) 原材料費として5万円以内

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 85

都道府県名 宮城県　区市町村名 仙台市　人口 919,865

■条例等　　施行年月日

昭和63年度　第20回花の児童画コンクール作品募集要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	☒6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　杜の都にふさわしい、明るい住みよい仙台の街づくりの一環として緑と花いっぱい運動を展開し、小学生が自然の中で花の絵を思うままに描くことにより、自然を愛する豊かな心情を育み、絵を通じて、市民への趣旨の浸透をはかるものと定めたもの
◇題材
　画題　花を主題とするが、普通の静物画でなく、生活と結びついた花を描く
　　(注) ひまわり以外の絵を極力出品されるようお願いいたします
　　(例)「花を育てる」「校庭や街角の花壇」「花・夏の花木」
　入選したものを表彰し、当該校にチューリップの球根を贈る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 86

都道府県名 宮城県　区市町村名 仙台市　人口 919,865

■条例等　　施行年月日

第25回仙台市緑と花いっぱい花壇コンクール開催要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
杜の都の環境づくりの一環として、緑と花に囲まれた、明るく、住みよいまちづくりを推進するため、町内会や職場の花壇づくりを進めており、緑と花いっぱい運動をさらに発展させることを目的に花壇コンクールを開催すると定めたもの
◇参加対象
参加対象は以下の通り
(1) 町内会、子供会、老人クラブ、婦人会などで、それぞれの団体で管理する地域の花壇
(2) 小学校、中学校、高等学校などの学校花壇
(3) 官公庁、会社、団体、幼稚園などの職場花壇
入賞団体を表彰する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 87

都道府県名 宮城県　区市町村名 仙台市　人口 919,865

■条例等　　施行年月日

広瀬川の清流を守る条例　74.9.28

■関連する規則等

広瀬川の清流を守る条例施行規則……76.4.8……
広瀬川.:.環境保全区域内の緑化本交付に関する要綱……80.4.1……
……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにすることとともに、自然環境の保全等に関し必要な事項を定めたもの
◇緑化材料の配布
環境保全のための空地を確保した者に対し、仙台市が緑化木の交付をすることにより広瀬川の自然的環境の回復と都市と河川の調和ある景観づくりに寄与するとしたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 88

都道府県名 宮城県　区市町村名 多賀城　人口 58,599

■条例等　　施行年月日

多賀城市中高層建築物の建築に関する指導要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市における中高層建築物の建築に伴う近隣関係住民と建築主との生活環境に関する紛争を未然に防止し、もって良好な生活環境の維持及び向上に資することを目的と定めたもの
◇公園・緑地の提供
建築主は、中高層建築物の敷地内に、当該敷地面積の3%以上の緑地を確保しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 89

都道府県名 宮城県　区市町村名 矢本町　人口 29,769

■条例等

	施行年月日
矢本町開発指導要綱	83.4.1

■関連する規則等

矢本町開発指導要綱施行規則	83.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
矢本町総合計画及び矢本町国土利用計画に沿った秩序ある市街地形成を図るため、開発事業者に対して協力を要請することにより、快適で利便性の確保された宅地開発を誘導し、もって「住みよい健やかな町づくり」に寄与することを目的と定めたもの

◇公園・緑地の提供

(1) 公園及び緑地の計画

公園の位置は、低湿地、その他の危険な場所を避け、さらには地域住民の利便を考慮するなど、安全かつ有効に利用できるよ適正に定めるものとする

緑地は自然的景観を呈し、かつ散策等日常的利用に供することが容易に期待できるよう適正に定めるものとする

(2) 公園及び緑地の基準

主として住宅の建築の用に供する目的で行われる0.3ha以上の開発行為については、公園として開発区域の面積の3%以上を確保するものとする、なお、この場合において広場及び遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状であること

住宅以外の建築物の建築の用に供する目的で行われる0.3ha以上の開発行為については、緑地として開発区域の面積の3%以上を確保するものとする

既に都市計画決定された児童公園から半径250mの範囲内に含まれる0.3ha以上の開発行為の場合、開発事業者は町長及び関係機関と協議の上公園を確保するものとする

(3) 公園及び緑地の緑化

公園には樹木を植栽するものとし、その面積は20%以上とする

人口緑地にあっては植生回復のため、芝などによるグランドカバーを行ったうえ植樹するものとし、樹種については別途協議すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 90

都道府県名 宮城県　区市町村名 河南町　人口 18,400

■条例等　　施行年月日

河南町緑の少年団育成団体に対する補助金交付規則　81.3.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町長は、緑化推進のため、緑の少年団の育成指導を目的として事業を行う緑の少年団育成会に対し、この規則の定めるところにより、毎年度予算の範囲内で補助金を交付すると定めたもの
◇団体活動の支援
補助金の交付を受けようとする育成会は、河南町補助金等にかかる予算の執行の適正な運営に関する規則第四条の規定による申請書に次の書類を沿えて町長に対し毎年度五月末日までに提出しなければならない
補助金の交付を受けた育成会は、補助金等規則第十条の規定による補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、町長に対し、当該年度の翌年度の五月末日までに提出しなくてはならない
◇補助金の交付
補助対象事業及び補助率は、次のとおりとする
緑の少年団育成指導事業　　その都度補助率を定める

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 91

都道府県名 秋田県　区市町村名 秋田市　人口 301,770

■条例等

	施行年月日
公園都市秋田市をつくる条例	73.10.1

■関連する規則等

公園都市秋田市をつくる条例規則	73.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☒4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　自然環境の適正な保全および緑化ならびに都市景観の整備等を総合的に推進するとともに調和のある開発をはかり、緑と空間が豊かに生かされた都市全体が公園的機能を果たすことのできる美しい郷土をつくり、健康で文化的な市民生活を確保し、それを次代の市民に誇りをもって継承しようと定めたもの
◆緑を創る
◇緑化街区の指定
　市長は、市街化区域内において建築物の高層化が進み、緑化が特に必要な状態にある街区を、緑化街区として指定することができる
◇緑化団地の指定
　市長は、市街化区域内の住宅団地のうち、良好な生活環境の確保のため緑化が特に必要な状態にある団地を、緑化団地として指定することができる
◇協定の締結
　市街化区域において土地を所有し、もしくは占有し、又は管理する者は、当該土地について一定の区域を定め、その区域における植栽地、樹種その他植樹に関する事項を協定することができる
◇地域の指定
　(1) 都市景観促進地区　都市景観の整備等のため計画的に整備していくことが必要な地区
　(2) 沿道美観誘導地区　都市の美観形成上、街路景観軸として沿道の修景、美化を図ることが必要な地区
◆緑を守る
◇保護地区等の指定
　(1) 自然緑地保護地区　山林等自然を残すために保護することが必要な地区
　(2) 自然景観保護地区　景観地及び郷土的又は史的景観等の自然及び歴史的風物を残すために保護することが必要な地区
　(3) 保存緑地地区　市街化区域及びその周辺地で地域住民の健全な心身の保持および増進又は、公害

もしくは災害の防止に効果があり、かつ、良好な自然環境として保存することが必要な地区
(4) 水辺保存地区　魅力ある水空間を創出している水路、河川、湖沼、海岸で保全する事が必要な地区
(5) 保存樹　歴史ある樹木、すぐれた美観のある樹木又は貴重な樹木で保存することが必要な樹木
◇協定の締結
保護地区内の開発等に関して自然保護協定を締結する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 92

都道府県名 秋田県　区市町村名 能代市　人口 56,396

■条例等　　施行年月日

能代市宅地造成等開発行為に関する指導要綱　77.8.1

■関連する規則等

.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市において施行される開発行為による無秩序な市街化、環境の破壊及び災害を防止するため都市計画法に定めのあるもののほか、事業者がなすべき必要な事業上の基準等を定め、これを指導し、もって市の健全な発展と秩序ある都市環境の整備を図ることを目的と定めたもの
◇公園・緑地の提供
開発行為の計画に、公園、緑地及び広場は道路に接して配置し、できるだけ平坦かつ整形に整地し、外枡を設けるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 93

都道府県名 秋田県　区市町村名 能代市　人口 56,396

■条例等　　施行年月日

緑化事業誕生記念交付要項　　76.7.20

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市の緑化事業推進の一環として、子の誕生を祝福し、これを長く記念するため、苗木を交付し、もって市民の緑化思想の高揚と緑豊かな町づくりに寄与することを目的と定めたもの
◇苗木の配布
苗木の交付は、本市に住所を有する者から誕生した子を対象とする
交付する苗木は、植付け、管理などが容易で且つ、露地植えにも、鉢植えにも適し、記念木として長く保育できる樹種を市長が選定する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 94

都道府県名 秋田県　区市町村名 五城目町　人口 14,205

■条例等　　施行年月日

平成元年度五城目町花いっぱい運動推進要項

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☒ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☒ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
花は人の心にうるおいと安らぎを与え明るいなごやかな生活環境をつくるとともにコミュニティづくりにも大きな役割を果たしております、全町が一体となり町をきれいにする運動の一環がここに花いっぱい運動を推進するものと定めたもの
◇緑化材料の配布
全町花いっぱい運動の主旨に沿い各団体グループ等対象団体の拡大を図り花壇づくりの奨励につとめ、植苗の配布を行う
◇花いっぱい運動
街路花壇の奨励
道路とボックス、沿道の両肩を中心とした花いっぱい運動を奨励する
花いっぱい運動コンクールの実施
花いっぱい運動に参加した団体グループ等を対象にコンクールを実施表彰を行う
運動の啓発と指導
町広報、チラシ、その他の報道機関等でPRに努める、花いっぱい運動管理等の推進指導を行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 95

都道府県名 秋田県　区市町村名 五城目町　人口 14,205

■条例等

	施行年月日
五城目町生垣奨励要項	72.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　生活環境の緑化美化を促進するため、生垣の造成及び維持管理を積極的に推進し、もって緑豊かな住みよい町づくりに資することを目的と定めたもの
◇生け垣の指定
　一定基準で定められた生垣に奨励金を交付する
◇奨励金の交付
　1m当たり500円以内とするが、沿道沿いの場合増額することがある

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 96

都道府県名 秋田県　区市町村名 田沢湖町　人口 13,846

■条例等　　施行年月日

田沢湖町開発事業指導要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
開発事業の設計基準について必要な事項を定めたもの
◇公園・緑地の提供
開発地域内の公園、緑地又は広場は、環境の保全及び災害の防止等を十分考慮し、開発地域の規模及び周辺状況を提案して、開発地の3%以上を利用者の有効な利用が確保されるような位置に設けなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 97

都道府県名 山形県　区市町村名 山形市　人口 245,331

■条例等　　施行年月日

山形市樹木保存事業補助金交付規程　84.4.19

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
山形市樹木保存事業を推進するため、保存樹及び保存樹林の所有者又は管理者が当該保存樹及び保存樹林の保全管理を行う場合において、山形市樹木保存に関する要綱、山形市補助金等の適正化に関する規則の定めるところにより交付される補助金について定めたもの
◇補助対象事業等の指定
補助金の交付対象となる事業は、保存樹及び保存樹木の保存事業、防除事業、伐倒処理事業の3種の事業とする　また、防除、伐倒処理それぞれの定義が規程中にある
◇補助金の額
補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする
(1) 保存事業の場合　保存樹等の指定基準により、一定の額を、指定を受けた年度に限り、1回のみ交付するものとする
(2) 防除事業の場合　事業に要する経費の100分の30以内の額
(3) 伐倒処理事業の場合　事業に要する経費以内の額

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 98

都道府県名 山形県　区市町村名 山形市　人口 245,331

■条例等　　施行年月日

昭和55年度山形市樹木保存事業助成金交付要綱　80.5.6

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□ 1．空地の確保　□ 2．生け垣設置　□ 3．植樹・植林　□ 4．草花による修景
□ 5．屋上・壁面緑化　□ 6．室内緑化　□ 7．その他　□ 8．努力規定

B.緑を守る
□ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　□ 4．水辺保全
□ 5．生物保全　□ 6．その他　□ 7．努力規定

C.緑と親しむ
□ 1．農園的利用　□ 2．公園的利用　□ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　□ 2．税の減免　□ 3．技術的な援助　□ 4．団体活動の支援
□ 5．建築規制の緩和　□ 6．緑化材料の配布　□ 7．基金の運用　□ 8．その他

B.規制策
□ 1．開発・建築行為の制限　□ 2．採取・損傷の制限　□ 3．罰則規定　□ 4．緑化義務
□ 5．公園・緑地の提供　□ 6．その他

C.その他
□ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　□ 3．協定の締結　□ 4．土地の買取り
□ 5．土地の貸借　□ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かなこの市の美観・風致を維持するため、山形市樹木の保存に関する要綱に基づき、所有者及び管理者が樹木を保存する場合において、山形市補助金等の適正化に関する規則の定めるところに交付される助成金について定めたもの

◇助成対象事業の指定
助成の対象となる事業は、昭和55年度に山形市樹木の保存に関する要綱の規定により指定された保存樹木等に係わる保存樹・保存樹林・保存生垣の保全に関する事業とする

◇助成金の額
助成金の額は、各事業ごとに次の各号に掲げる額とする
(1) 保存樹の保全　1本につき5000円　ただし、1カ所につき2万5千円を限度とする
(2) 保存樹木の保全　1集団につき3万円
(3) 保存生垣の保全　1集団につき5000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 99

都道府県名 山形県　区市町村名 鶴岡市　人口 100,514

■条例等

	施行年月日
鶴岡市生垣設置奨励事業補助金交付要綱	90.5.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

生け垣設置を奨励し、市街地内の緑化推進と居住環境の向上を図る目的で、市民が新たに生け垣を設置する経費に対して交付する補助金に関して定めたもの

◇補助金交付対象の指定

補助の対象は、道路又は公共施設等に面する部分を含む生け垣とし、次の各号に該当するものとする

(1) 都市計画法に定める用途地域内の土地

(2) 原則として住宅地で、土地の所有者又は所有者の同意を得た使用者が設置するもので、延長が3m以上のもの

◇樹木の種類及び規模の指定

生け垣として植樹する樹木の種類は、鶴岡市の気候風土に適し、かつ、他に害を及ぼすおそれのないもので、樹木の高さはおおむね1mのものとし、ブロック等を使用する場合のブロックの高さは50cm以下とする

◇補助金の額

補助金の額は、毎年度市長が定める予算の範囲内において、生け垣の長さ1m当たり3000円又は単価の2分の1の内いずれか小さい額とし、7万円を限度額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 100

都道府県名 山形県　区市町村名 酒田市　人口 101,129

■条例等　　施行年月日

酒田市生垣推進事業に関する要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
酒田市が緑化推進事業の一環として、市民が新たに生垣を設置する費用に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関し、酒田市補助金等交付規則に定めるものを除くほか必要な事項を定めたもの
◇補助金交付の対象の指定
補助金の対象となる生け垣は、都市計画法による用途地域内の宅地において、土地の所有者が個人で設置し、道路又は公共の場に面して延長3m以上のものとする　但し、酒田大火被災地内緑化推進対策事業に関する要綱に該当するものを除く
(1) 樹木の高さ　80～100cm程度
(2) 長さ1m当たりの樹木の本数3本程度
(3) 生け垣の設置工事は、市長が指定した業者に委託し施行するものとする
◇補助金の額
補助金の交付額は、生け垣1m当たり2000円とし、4万円を限度とする
◇樹種の指定
樹種は、土地風土に適した樹木で、他に害を及ぼすおそれのない木とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 101

都道府県名 山形県　区市町村名 酒田市　人口 101,129

■条例等　　施行年月日

酒田市緑化推進条例　　75.4.1

■関連する規則等

酒田市緑化推進条例施行規則……75.4.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

自然環境を保護するとともに、緑化を推進し、健康で住み良い明るい緑の町づくりを進める上で基本となる事項を定めたもの

◇緑化の定義

本条例において「緑化」とは、公園、学校、道路、広場等の公共施設及び工場敷地、空き地等に、樹木、芝生花等を計画的に植栽し、育成するとともにその保護思想を普及高揚し、樹木の愛護、保存を図ることをいう

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 102

都道府県名 山形県　区市町村名 酒田市　人口 101,129

■条例等　　施行年月日

酒田大火被災地内緑化推進対策事業に関する要綱　78.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
酒田大火により被災された区域について緑化を推進することを目的とし、市が都市環境の形成を図るために行う補助に関して定めたもの
◇補助基準の指定
土地区画整理区域内の宅地について土地の所有者が中高木と生け垣を植樹する場合にそれぞれの限度額により補助する
(1) 中高木　一宅地に2本を限度とし単価は1本3000円程度　中高木の高さ高さは150～200cmを標準とする
(2) 生け垣　宅地と道路境界線又は、隣地境界線に沿って長さ2m以上　1m当たりの単価は、3000円程度　樹木の高さは80～100cmを標準とする
◇補助額
市予算の範囲内とし中高木1本につき2000円　生け垣1mにつき2000円の補助とする
◇樹種の指定
樹種は、土地風土に適した樹木で危害を及ぼすおそれのない木
(1) 中高木　タブノ木、梅、五葉松、黒松、吉野桜、大島桜、青桐、白樺、柳、ヒマラヤスギ等
(2) 生け垣　マサ木、ツゲ等

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 103

都道府県名 山形県　区市町村名 上山市　人口 37,766

■条例等　　施行年月日

上山市樹木の保存に関する要綱　　82.7.27

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
上山市の緑豊かな美観風致を維持し、市民の健康と良好な生活環境の保全に寄与するため、樹木の保存に関し、必要な事項を定めたもの

◇樹木等の指定
市長は、次の各号の一に該当する区域の樹木又は樹木の集団について、所有者又は管理者の同意を得て、保存樹又は保存樹林として指定することができる
(1) 都市計画法に定める市街化区域
(2) 都市計画法に定める市街化調整区域で、住居の存する区域
(3) 前号に定める区域に隣接する山林等で、住居と一体化することにより良好な環境が保全されると認められる区域
(4) 前3号に規定区域以外の区域で、市長が特に必要と認める区域

◇開発・建築行為の制限
所有者等は、保存樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない

◇助成措置
市長は、保存樹木等の所有者等に対し、必要な助成措置を講ずることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 104

都道府県名 山形県　区市町村名 上山市　人口 37,766

■条例等　　施行年月日

上山市生垣コンクール実施要項

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな都市環境整備の一環として市民生活の中に緑化意識の高揚を図り、緑の多い町づくりの推進のために行う上山市生垣コンクールの実施について定めたもの

◇対象の指定
上山市内に所在する生垣とし、次の区分による
(1) 第1部門　上山市生垣設置奨励補助事業を受けたもの
(2) 第2部門　補助事業外の一般公募によるもの
(3) 行事日程　生垣コンクールの審査は、国の都市緑化月間中に行う（10月1日～10月31日）

◇表彰
各部門第3位まで入賞とし、表彰する　コンクール参加者全員に参加賞を贈る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 105

都道府県名 山形県　区市町村名 長井市　人口 33,019

■条例等　　施行年月日

長井市不伐の森条例　89.4.1

■関連する規則等

長井市不伐の森条例施行規則……89.4.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　永久に伐採することなく市民参加の育林により巨木の森をつくり、市民の永久財産として保存し将来に継承していくために必要な事項を定めたもの
◇不伐の森の指定
　本条例の目的を達成するため、長井市所有の山林を不伐の森として定める
◇開発・建築行為の制限
　この森において、樹木の伐採並びに植物及び鉱物の採取、市長が別に定める場所以外での火気使用といった行為をしてはならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 106

都道府県名 山形県　区市町村名 長井市　人口 33,019

■条例等　　施行年月日

「古木の森」の設置に関する要綱　　90.5.10

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　住宅の増改築などにより切らざるを得なくなった樹木の寄付を受け、市民や多くの人々が親しめる「古木の森」に関して定めたもの
◇申込
　樹木を寄付しようとする者は、市長に寄付の申し出を行うものとする　また、樹木の移植に要する掘取りから運搬までの費用は、市の負担とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 107

都道府県名 山形県　区市町村名 河北町　人口 22,406

■条例等

	施行年月日
河北町生け垣設置奨励補助金交付規程	88.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

河北町が緑化推進事業の一環として居住環境の向上を図るため、町民が新たに生け垣を設置する費用に対して補助金を交付することを定めたもの

◇補助対象及び範囲の指定

補助金の交付を受けることができる範囲は、都市計画区域とし、次の各号に該当する生け垣を新たに設置する者を対象とする

(1) 植栽する樹木の高さ　おおむね1m
(2) 植栽する樹木の幅　おおむね0.3m
(3) 生け垣の連続する長さ　5m以上
(4) 道路又は公共の場に接する面に植栽されていること
(5) 樹種は河北町の気候風土に適したもので、かつ他に既の及ぼすおそれのないもの

また、生け垣は住宅若しくは工場を目的とした用地内に設置するものとする

◇補助金の額

補助金の額は、毎年度町長が定める予算の範囲内で、生け垣設置に要した費用のうち、樹木購入に係わる費用の2分の1の額とし、7万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 108

都道府県名 福島県　区市町村名 福島市　人口 279,087

■条例等

	施行年月日
福島市名木の保存に関する要綱	83.10.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな美観、風致を維持し、健康で住み良い生活環境の確保を図るため名木の保存に関し、必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇生け垣の設置
対象は以下の通り
(1) 自己の居住する宅地の周囲に設置されるもの
(2) 道路に面する部分の総延長が5m以上あるもの
(3) 生け垣に用いられる樹木の高さが60cm以上であるもの
(4) 生け垣の延長1mにつき2本以上の樹木が植栽されるもの
◇補助金の交付
延長1mに関する経費に総延長を乗じた額（10万円を限度とする）
◆緑を守る
◇保存樹の指定
保存樹の指定は以下に該当する美観のすぐれたものとする
(1) 地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの
(2) 樹高15m以上のもの
(3) 株立ちした樹木で、樹高3m以上のもの
(4) はん登性樹木で、使用の面積が30㎡以上のもの
(5) 樹木集団の存する土地の面積が500㎡以上のもの
(6) 生け垣をなす樹木の集団で、長さが30m以上のもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 109

都道府県名 福島県　区市町村名 福島市　人口 279,087

■条例等　　施行年月日

都市緑化功労者の表彰実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑化の推進及び都市公園の保全・美化に関し特に著しい功績のあった民間等の団体または個人に対し表彰を行う
◇表彰
都市緑化功労者の表彰対象者は以下の通り
(1) 都市公園の清掃、施設の補修等公園の保全、美化について顕著な功績のあった民間の団体又は個人
(2) 福島市に対し、都市公園、都市公園用地又は都市公園施設を提供した民間の団体又は個人
(3) その他都市緑化又は都市公園事業の推進に顕著な功績のあった民間等の団体又は個人

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 110

都道府県名 福島県　区市町村名 郡山市　人口 316,084

■条例等　　施行年月日

郡山市みどりのまちづくり事業補助金交付要綱　89.3.15

■関連する規則等

生け垣設置助成要綱……90.4.2……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　財団法人郡山市公園協会が行う緑化推進及び緑の保全を図る事業の円滑な執行を図るため、公園協会に対し、予算の範囲内において補助金を配布する者とすることを定めたもの
◆緑を創る
◇生け垣の設置
　助成金の交付を受けることができるものは、郡山市街化区域内に住所を有する個人又は事業所等であって、道路に面した場所及び道路から見通しの利く場所の生け垣造りを行うものとする
◆緑を守る
◇補助金の交付
　財団法人郡山市公園協会が行う緑化推進及び緑の保全を図る事業の円滑な執行を図るため、公園協会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする
　生け垣設置に関して、植栽延長1mあたりの平均工事費（1万円を限界とする）の2分の1を乗じた額とし、助成金の最高限度額は10万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 111

都道府県名 福島県　区市町村名 郡山市　人口 316,084

■条例等

	施行年月日
郡山市みどりのまちづくり基金条例	88.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑化の推進及び緑の保全を図る資金を積み立てるため、郡山市緑の町づくり基金を設置する
◇基金の運用
都市緑化の推進及び緑の保全を図る資金を積み立てるため、郡山市みどりのまちづくり基金を設置する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 112

都道府県名 福島県　区市町村名 いわき市　人口 361,562

■条例等

	施行年月日
いわき市生け垣設置奨励補助金交付要綱	91.1.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
いわき市都市緑化基金条例の規定に基づき、都市緑化の推進及び緑の保全に対する助成の一環として、生け垣を設置するものに対して補助金を交付することについて必要な事項を定めたもの

◇生け垣の設置
対象は以下の通り
(1) 自己の居住する宅地の周囲に設置されるもの
(2) 道路に面する部分の総延長が5m以上あるもの
(3) 生け垣に用いられる樹木の高さが60cm以上であるもの
(4) 生け垣の延長1mにつき2本以上の樹木が植栽されるもの

◇補助金の交付
延長1mに関する経費に総延長を乗じた額（10万円を限界とする）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 113

都道府県名 福島県　区市町村名 いわき市　人口 361,562

■条例等　　施行年月日

いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例　76.3.31

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

いわき市の緑を保護し、緑を育成することによって市民の健全な心身の維持形成と安全で快適な生活環境の確保を図り、もって明るく、住みよい、豊かな都市づくりに資することを目的と定めたもの

◇保存樹木等の指定

市長は、樹木又はその集団のうち、良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するために特に必要であると認めるものを、その所有者の同意を得て、保存樹木又は保存樹林として指定できる

市長は、市街化地区または、集落において環境緑化を推進するため特に必要があると認めるときは、環境緑化地区を指定することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 114

都道府県名 福島県　区市町村名 いわき市　人口 361,562

■条例等　　施行年月日

いわき市都市緑化基金条例　　86.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かで、安全で快適な街づくりの一貫として、都市緑化の推進及び緑の保全のため、いわき市都市緑化基金を設置する
◇基金の運用
以下のような理由の際に予算を積み立て総額1億円の基金を利用するものとする
(1) 市民等が行う都市緑化の推進及び緑の保全に対する助成に必要な経費
(2) 本市が行う都市緑化の普及、啓発等に必要な経費

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 115

都道府県名 福島県　区市町村名 相馬市　人口 39,814

■条例等

	施行年月日
相馬市都市緑化基金条例	92.3.19

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	☒ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3：協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑豊かで、安全で、快適な町づくりの一環として、緑化の推進及び緑の保全のため、基金を設置することを定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 116

都道府県名 福島県　区市町村名 本宮町　人口 21,036

■条例等

	施行年月日
本宮町緑化推進条例	89.7.25

■関連する規則等

本宮町緑化推進条例施行規則	90.4.1
本宮町緑化推進に関する助成金交付要綱	90.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保全及び緑化に関する必要な事項を定めるとともに、緑化施策を総合的に実施することにより緑化の推進を図ることを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇生け垣の設置
以下のような生け垣の設置若しくはそのためのブロック塀等の取り壊しに助成金を交付する
(1) 本町に居住する町民が、本町区域内の住宅用地、事業用地の周囲の全部か1部に設置するもの
(2) 公衆用道路に面した部分の延長が3m以上であること
(3) 外部からの眺望が概ね50cm以上であり、1mあたり3本以上植栽されていること
(4) 生け垣用樹木の公衆用道路側の構造物の高さは、概ね50cm以下であること
(5) 生け垣に適した樹木を5年間以上健全な苗木で植栽すること
◇補助金の交付
(1) 生け垣の延長に1mあたり5千円を乗じた額とし、5千円に満たないときは生け垣の延長分に1mあたりの要した額を乗じたもの
(2) ブロック塀の延長1あたり1万円を乗じた額とし1万円に満たないときは1あたりに要した額に乗じて得た額とする
◇基本計画等の策定
町は、緑化の総合的な推進を図るため、本宮町緑化推進計画を策定するものとする
◆緑を守る
◇樹木等の指定
町長は、以下の基準に関する樹木等を保存すべき樹木として指定する
(1) 樹木
1.5mの高さにおける幹周りが1.2m以上であること、株立ちした樹木で根周りが1.7m以上あること、はん登性の樹木で枝葉の面積が30㎡以上であること

(2) 樹林
その存する土地の面積が300㎡以上で、集団をなしていること
(3) 竹林
その存する土地の面積が300㎡以上で、集団をなしていること
(4) 生け垣
その長さが20m以上であること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 117

都道府県名 福島県　区市町村名 金山町　人口 3,866

■条例等　　施行年月日

金山町自然環境保全及び緑化の推進に関する条例　92.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　金山町における自然環境の適正な保全を図るとともに、郷土の緑化を推進し、もって現在及び将来にわたる町民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする
◆緑を創る
◇技術的な援助
　樹種の選定、樹木の育成等についての指導を行うものとする
◇緑化材料の配布
　町は、緑化推進に関する種子、苗木等の円滑な供給を行う
◆緑を守る
◇地域の指定
　町長は、町内にあるすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その緑化を推進し、もって町民の保健、休養及び教化に資するため、必要な区域を定め、緑化推進地域として指定することができる
　町長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聞いて緑化推進地域を町立自然公園として指定し、公園計画を定め、これに基づき公園事業を執行することができる
　町長は、良好な自然環境の確保及び美観風致を維持するために必要がある樹木を保護樹木として指定することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 118

都道府県名 茨城県　区市町村名 ひたちなか市　人口

■条例等

	施行年月日
ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例	94.11.1

■関連する規則等

ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例施行規則	94.11.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景	
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定	
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全	
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定		
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援	
	□ 5．建築規制の緩和	☒ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他	
B.規制策	☒ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務	
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他			
C.その他	☒ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	☒ 4．土地の買取り	
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保存及び緑化の推進に関して、市長、市民及び工場若しくは、事業所を設置し、又は管理する者のそれぞれの責務を明らかにするとともに必要な事項を定めたもの

◇基本計画の策定
市長は、緑化の推進等に関する基本的かつ総合的な計画、即ち緑化の推進等に関する緑の基本計画を策定しなければならない

◇助成金の交付
市長は、次の各号に掲げる設置基準等により生け垣を設置しようとする者に対し、その費用の一部について規則で定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付することができる
(1) 設置場所
・通学路として指定された沿道
・公衆用道路に5m以上接する場所
(2) 設置基準
・樹木の高さは、外部から眺望できる部分が90cm以上であること
・樹木の本数は、延長1m当り2本以上であること
・生け垣の長さは、5m以上であること
・生け垣を構成している土台の高さは、1m以下であること

◇緑化協定の締結
市街化区域内において土地を所有し、又は管理する者は、当該土地について一定の区域を定め、その区域における植栽地、樹種その他緑化に関する事項を協定することができる

◇保存地区の指定
市長は市域の良好な環境を形成している樹林地又は水辺地等であって、市民の保健休養上又は都市景観上保全する事が必要と認められる区域を、緑の保存地区として指定することができる

◇緑の保存地区における行為の届出

緑の保存地区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない

(1) 建築物等の新築、改築又は増築で規則で定める規模以上のもの

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の区画形質の変更

(3) 木竹の伐採

◇緑の保存地区の助成

市長は、緑地等の保存のため当該土地の所有者又は管理者に対し、規則で定めるとこりにより、予算の範囲内で助成金を交付することができる

◇保存樹木等の指定

市長は、次の各号に定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を、市域の美観風致を維持するため保存する必要があると認めるときは、当該樹木等を、保存樹木又は保存樹林として指定することができる

(1) 保存樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること

・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること高さが12m以上であること

・株立ちした樹木で、高さが2.5m以上であること

・はん登性樹木で、枝葉の面積が20㎡以上であること

・希少又は珍重価値が特に優れたものであること

(2) 保存樹林については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れていること

・その集団の属する土地の面積が、300㎡以上であること

・生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが20m以上であること

◇保存樹木等への助成

市長は、保存樹木等の保存のために保存樹木等の所有者に対し、規則で定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付することができる

◇土地の買い取り

市長は、市域の自然環境、防災、レクリエーション及び都市景観上貴重な緑地等で将来的に公園又は緑地等として整備若しくは保存する必要があると認めるときは、当該土地の買い取りに努めなければならない

◇空き地の緑化

市長は、緑化の必要があると認める空き地の所有者又は管理者に対し、当該空き地の樹木の植栽、花壇の造成等、緑化に努め、適正な管理をするよう指導し、又は勧告することができる

◇緑化樹の配布

市長は、市域の緑化及び緑の愛護思想の高揚を図るため、次の各号に定める記念樹及び緑化樹を市民に配布することができる

(1) 記念樹……結婚記念、誕生記念、新築記念

(2) 緑化樹……市が行う行事の際に配布する家庭緑化
地域環境緑化を行う団体による地域緑化

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 119

都道府県名 茨城県　区市町村名 水戸市　人口 242,637

■条例等

	施行年月日
水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例	75.6.25

■関連する規則等

水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則	75.6.25
水戸市保存樹等の指定事務取扱要綱	75.10.7

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	☒5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進および緑の保全について必要な事項を定めたもの
◇保存樹等の指定
市町は、良好な自然環境を保全し、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分及び態様により、保存樹、保存樹林地又は保護地区として指定することができる
(1) 保存樹　市民に親しまれ、又は美観風地を維持するため保存することが必要な樹木
(2) 保存樹林地　樹木等が集団で生育している土地又はこれに隣接している土地がこれと一体となって、良好な自然環境を形成している地域で保存することが必要な樹林地
(3) 保護地区　草地又は湿原等の所在する地域であって、優れた自然環境を維持するため保護することが必要な地区
◇保存樹等の指定基準
・保存樹の指定基準は、次の各号に該当し、健全で、かつ樹容が美観風致上特に優れていること
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
(2) 高さが10m以上であること
(3) 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること
(4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること
・保存樹林地の指定基準は、次の各号に該当し、健全で、かつ、良好な自然環境を形成していること
(1) その樹林地の面積が500㎡以上であること
(2) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが15m以上であること
・保護地区の指定基準は、次の各号に該当し、かつ、優れた自然環境を形成していること
(1) その地区の面積が500㎡以上であること
(2) 貴重な動物の生息地、又は貴重な植物の生息地であること
◇保存樹等への助成
市町は、保存樹等の指定をした場合は、所有者等に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる費用の一

部を助成するものとする
(1) 支柱、さく等の設置に要する費用
(2) 補植、薬剤散布、施肥その他の管理に要する費用

◇保存樹等への行為の制限

所有者等は、保存樹等の伐採、他人への譲渡、そして次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること
(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の区画形質を変更すること
(3) 土石類を採取すること
(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 120

都道府県名 茨城県　区市町村名 日立市　人口 202,347

■条例等

	施行年月日
日立市緑の保全と緑化の推進に関する条例	77.4.1

■関連する規則等

.日立市緑の保全と緑化の推進に関する条例施行規則	.77.4.1
.日立市空地緑化補助金交付要綱	.77.4.1
.日立市保存緑地及び保存樹林補助金交付要綱	.78.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　良好な生活環境の形成を図り、もって健康で文化的な市民生活を確保するための、緑の保全と緑化の推進に関する必要な事項を定めたもの
◇基本方針の策定
　市長は、緑の保全と緑化の推進を図るための基本方針を策定しなければならない
◆緑を創る
◇空き地の緑化
　市長は、空地で緑化の必要があると認めるものの所有者等に対し、当該空地の雑草を刈り取り、樹木の植栽、花壇の造成等緑化に努め、適正な管理をするよう指導又は勧告をすることができる
◇空地緑化に対する補助
　市長は、地域団体が空地の所有者等の承諾を得て当該空地を緑化するよう援助するものとする
　その援助の対象となる空地は、次の各号に該当するものとする
　(1) 緑化する面積が20㎡以上であるもの
　(2) 幅員4m以上の道路に面しているもの
　(3) 緑化可能期間が5年以上であるもの
　(4) 環境美化の観点から緑化することが必要と認められるもの
◇補助金の額
　空地を緑化するのに必要な経費の2分の1とし、1空地につき5万円を最高限度とする
◆緑を守る
◇保存緑地の指定
　市長は、樹林地、草地等が良好な自然環境を形成しているもので次の基準に該当するものを保存緑地として指定することができる
　当該保存緑地の存する土地の面積がおおむね500㎡以上のものとする
◇保存緑地内における行為の制限

保存緑地内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

◇保存樹等の指定

市長は、地域の美観風致を維持するため、必要があると認めるときは、樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる

保存樹等の基準は、次の通りとする

(1) 樹木にあっては、次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上優れていること

・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること

・高さが10m以上あること

・株立ちした樹木で、高さが3m以上であること

・はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること

(2) 樹木の集団にあっては、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上優れていること

・その集団の存する土地の面積が、おおむね500㎡未満であること

・生け垣をなす樹木の集団にあっては、その生け垣の長さが30m以上であること

保存樹等の伐採又は移植をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない

◇保存樹林等に対する補助金の交付

保存緑地並びに保存樹林の所有者又は占有者が、その管理を行うのに必要な経費の補助を予算の範囲内で行うものとする

◇緑の街区及び緑の団地の指定

市長は、市街地の修景又は住宅団地の良好な生活環境の確保のため、特に必要があると認める区域を緑の街区又は緑の団地として指定することができる

◇緑化協定の締結

市長は、特に必要があると認める場合は、事業所等に関わる当該土地について、樹木の植栽その他の緑化に関する事項を協定することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 121

都道府県名 茨城県　区市町村名 日立市　人口 202,347

■条例等　　施行年月日

第18回日立市花いっぱいコンクール実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地域の団体、学校、職場などでつくっている花壇を対象に、市の緑化推進事業の一環として行う「花いっぱいコンクール」の実施に際しての必要となる事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 122

都道府県名 茨城県　区市町村名 日立市　人口 202,347

■条例等　　施行年月日

第5回日立市環境整備コンクール実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6：その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
日立市緑の保全と緑化の推進に関する新運動を助長促進するために、公園・街路樹等の守る会を対象にして実施する「環境整備コンクール」について定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 123

都道府県名 茨城県　区市町村名 常陸太田市　人口 39,565

■条例等

常陸太田市環境保全に関する条例	施行年月日 72.8.1

■関連する規則等

常陸太田市環境保全に関する条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

本市の豊かな水と緑と優れた文化財を守るために行う、公害の防止、生活及び自然の環境を保全するために必要な事項を定めたもの

◇自然保護地区の指定

市長は、環境保全について必要があると認めたとき及び環境保全に支障を及ぼすと認めるときは、市規則で定める地区を自然保護地区として指定することができる

◇自然保護地区内における行為の制限

自然保護地区内において次の行為を行おうとする者は、市長に届け出て許可を受けなければならない

(1) 建築物その他工作物の新築、改築、増築等を行おうとする場合
(2) 木、竹の伐採を行おうとする場合
(3) 鉱物の採取、土石、砂等の採取を行おうとする場合
(4) 水面の埋め立て又は干拓等を行おうとする場合
(5) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更を行おうとする場合

◇罰則規定

上記の行為を市長への届け出なしに、若しくは虚偽の届け出をした者は、20万円以下の罰金又は科料に処する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 124

都道府県名 茨城県　区市町村名 取手市　人口 83,628

■条例等

	施行年月日
取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例	86.4.1

■関連する規則等

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例施行規則	86.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな生活環境の形成を図り、もって健康で文化的な市民生活の確保に寄与するための、緑の保全と緑化の推進に関する必要な事項を定めたもの

◇基本計画等の策定
市長は、緑の保全と緑化の推進を図るため基本計画を策定し、それに掲げる事項は次のようなものとする
(1) 緑の保全と緑化の推進に関する基本構想
(2) 保存緑地、保存樹木および樹林、緑の街の指定、公共施設および事業所等の緑の保全と緑化に関すること
(3) その他緑の保全と緑化の推進に関する重要事項

◇保存緑地の指定
市町は、緑豊かな自然環境を形成している緑地で次の基準に該当するものを保存緑地として指定することができる
当該保存緑地の存する面積がおおむね500㎡以上のものとする

◇保存緑地の行為の制限
保存緑地内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない
(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること
(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること
(3) 鉱物を採取し、又は土石を採取すること
(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること
(5) 河川および湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること
(6) 植物を採取し、又は木竹を伐採すること
(7) 家畜を放牧すること

(8) 広告物その他これに類するものを掲示し、又は設置すること

◇補助金の交付

市長は、この条例の目的を達成するため必要と認める場合は、予算の範囲内で緑の保全と緑化の推進に要する費用の一部として助成することができる

◇保存樹木等の指定

市長は、地域の美観、風致を維持するために保存する必要があると認めるときは、樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林として指定することができる

保存樹木等の指定の際の基準は、次の通りとする

(1) 樹木にあっては、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること

・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること

・高さが10m以上であること

・株立ちした樹木で、高さが3m以上であること

・はん登性樹木で、枝葉面積が30㎡以上であること

(2) 樹木の集団にあっては、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上優れていること

・その集団の存する土地の面積が、おおむね500㎡未満であること

・生垣をなす樹木の集団にあっては、その生垣の長さが30m以上あること

◇保存樹木等の行為の制限

何人も、保存樹木等の保存に影響を及ぼす次の行為をしてはならない

(1) 枝条の切除

(2) 剥皮

(3) 断根

(4) 伐採

◇緑化協定の締結

一定区域内の土地および建築物の所有者等は、緑化を推進するため、当該区域の緑化に関する協定を締結することができる

◇罰則規定

市長は、この条例の規定に違反して良好な生活環境を著しく破壊している者があるときは、その違反の事実を公表することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 125

都道府県名 栃木県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

栃木県「みどりと公園の愛護」功労者の表彰実施要領　　＿＿＿＿＿＿

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☒ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☒ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑化の推進及び都市公園等整備・保全・美化に関し、特に著しい功績のあった「民間の団体又は個人」に対する表彰は、次の要領に基づいて行うと定めたもの

◇表彰
表彰の対象　都市における民有地の緑化等に顕著な功績のあったもの
表彰の基準
(1) 苗木の配布、花壇の造成・管理、公園緑地等の整備、緑化推進に係る事業、講演会、植樹祭等都市緑化の普及啓発活動のための事業等を5年以上継続して実施したもの
(2) 都市緑化基金等へ個人にあっては100万円以上、団体にあっては1000万円以上の寄付をしていること
(3) 都市緑化保全法上の緑化協定の締結等民有地の緑化に関し顕著な功績のあった者
知事の感謝状を、贈呈する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 126

都道府県名 栃木県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等

	施行年月日
緑の相談所設置要綱	77.4.1

■関連する規則等

………	……
………	……
………	……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の相談事務を処理するため、栃木県中央公園及び井頭公園に緑の相談所を置くと定めたもの
◇緑の相談所
緑の相談所の分掌事務は、次のとおりとする
(1) 県民に対する緑の相談
(2) 緑化運動の推進
(3) 緑化用樹木の販売及び配布

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 127

都道府県名 栃木県　区市町村名 宇都宮市　人口 428,344

■条例等　　施行年月日

宇都宮市都市緑化事業実施要綱

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑化の推進及び緑の保全を図るために行う事業の実施に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化材料の配布
樹木配布事業は、町内会、自治会等地域住民の組織である公共的団体が行う緑化事業に対し、樹木を配布することにより市民の緑に対する意識を高揚し、地域の緑化推進を図ることを目的と定めたもの
◇対象の指定
(1) 自治会が管理する広場及び施設周辺の緑化
(2) 占用許可を得た道路敷等の緑化
(3) その他市長が必要と認めた場所の緑化
◇対象の指定
市街地オープンスペース緑化事業は、市街地の民有空地を対象に樹木の植栽を援助することにより積極的に緑化を進め、良好な生活環境を保持するとともに緑豊かな都市の形成に寄与することを目的とする
◇扶養樹木あっせん事業
扶養樹木あっせん事業は、市内に生育する樹木で除去を予定されているものについて、市長が所有者から無償で提供を受け、樹木を希望する家庭にあっせんし、又は公共施設に移植することにより緑の愛護と緑化の普及奨励を図ることを目的と定めたもの
◆緑を守る
◇緑地保存地区の指定
緑地保存地区指定事業は、良好な自然環境を形成している民有植林地を保存樹林地として指定することにより、良好な樹林地を保存し、健康で、文化的な都市生活環境を確保することを目的とし、市街化区域のおおむね1000㎡以上の集団で以下のものとする
(1) 市民の良好な生活環境を確保するために必要であると認められる樹林地

(2) 自然景観的、歴史的又は文化的に保存が必要であると認められる樹林地
(3) 植物の生態学上保存が必要であると認められる樹林地

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 128

都道府県名 栃木県　区市町村名 宇都宮市　人口 428,344

■条例等　　施行年月日

宇都宮市緑化協定区域生垣設置補助金交付要綱　85.11.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化協定区域内に居住する市民が生け垣を設置する場合に要する経費の一部を補助することにより緑化を推進し、良好な生活環境を形成することを目的と定めたもの
◇生け垣の基準
補助となる生け垣は、次の要件を備えていなければならない
(1) 宅地と道路又は河川との境界部分に設置した生け垣で、緑豊かな環境の形成に資するものであること
(2) 設置使用等が緑化協定に基づいていること
(3) 緑化協定期間内は、生垣として活用するものであること
◇補助金の交付
補助金の額は、生け垣設置に要する総費用（1m当たり5000円を限度とする）の2分の1以内とする、ただし、総延長に1m未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 129

都道府県名 栃木県　区市町村名 宇都宮市　人口 428,344

■条例等　　施行年月日

宇都宮市都市緑化基金条例　84.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑化の推進及び緑の保全に寄与するため、設置すると定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 130

都道府県名 栃木県　区市町村名 宇都宮市　人口 428,344

■条例等　　施行年月日

住宅新築記念緑化樹木贈呈要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑の保全と緑化の推進は、良好な生活環境の形成を図る上で不可欠なものであり、かつ、現在の市民から将来の市民へ継承されるものであることにかんがみ、市は、これが施策の一環として、住宅を新築又は購入した者に対し、その記念に緑化樹木を贈呈し、もって健康で文化的な市民生活の確保に寄与することを目的と定めたもの

◇対象者

贈呈対象者は、市内において自らが居住する住宅の建築主又は購入者で、贈呈を希望する者

以下の樹木の希望するものの2本

イヌツゲ、サザンカ、キンモクセイ、ウメモドキ

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 131

都道府県名 栃木県　区市町村名 宇都宮市　人口 428,344

■条例等　　施行年月日

大回花と緑のまちづくり推進市民大会開催要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の緑化意識の高揚と緑化の普及啓蒙を図り、市民総参加による花と緑につつまれた明るく住みよい町づくりに資するものと定めたもの
◇緑化材料の配布
帰りに記念苗木を配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 132

都道府県名 栃木県　区市町村名 足利市　人口 166,720

■条例等　　施行年月日

財団法人足利市緑化・公園管理協会都市緑化基金に関する規定　83.3.28

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
（財）都市緑化基金賞の受賞、緑化都市宣言を機に緑豊かで明るく、住みよい、美しい都市づくりの一環として、民有地緑化の推進を図るため都市緑化基金を設置すると定めたもの

◇基金の運用
緑化基金の額は、2千万円とする
緑化基金から生ずる利子をもって実施し、その事業は、次に掲げる事業とする
(1) 地域団体等が行う、民有地緑化事業に対する助成
(2) 民有地緑化思想の普及及び啓発に関する事業
(3) その他緑化に関する事業で理事長が必要と認めた事業

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 133

都道府県名 栃木県　区市町村名 足利市　人口 166,720

■条例等

	施行年月日
財団法人足利市緑化推進協会都市緑化基金補助金交付要綱	84.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
民有地緑化を推進するため、緑化基金の設置、並びに基金に関する規定に基づき、民間施設の緑化事業を行う者に対して、予算の範囲内で当該緑化事業に要する費用につき、補助金の交付について、必要な事項を定めたもの

◇対象者
補助金は、都市緑化の推進に関する普及啓蒙事業、住民が行う緑化の推進、保存樹木等の維持管理、都市美の増進に資する緑化美化事業、住民の緑化活動の助成等を行う事業者、及び10人以上の者が組織する団体で、緑化事業を行う者に対して交付する

◇補助金の交付
補助金の額は、当該緑化事業に要する経費の3分の1以内とし、かつ、1つの事業について、10万円以内とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 134

都道府県名 栃木県　区市町村名 足利市　人口 166,720

■条例等

	施行年月日
財団法人足利市緑化推進協会都市緑化基金表彰要綱	74.4.1

■関連する規則等

財団法人足利市緑化推進協会都市緑化基金に関する規定	73.3.28

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	☒6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	☒6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
（財）都市緑化基金賞の受賞、緑化都市宣言を機に緑豊かで明るく、住みよい、美しい都市づくりの一環として、民有地緑地の緑化を図るため都市緑化基金を設置すると定めたもの
◇基金の運用
緑化基金の額は、2千万円とする
◇表彰
以下の者を表彰する
(1) 民間施設の緑化事業に功労の顕著なもの
(2) 住民が行う都市緑化活動に功労の顕著な者
(3) 保存樹木等の維持管理に功労の顕著な者
(4) その他理事長が適当と認めた者

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 135

都道府県名 栃木県　区市町村名 佐野市　人口 84,105

■条例等　　施行年月日

佐野市生け垣づくり補助金交付要綱　92.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生け垣づくりを促進し、緑豊かな潤いのある生活環境の実現を図ることを目的と定めたもの
◇生け垣の基準
次の基準に該当する生け垣を設置するものに対して、予算の範囲内で補助金を交付する
(1) 一般住宅の建物の敷地内に設置されるものであること
(2) 生け垣の長さは、一般の通行に供されている道路に3m以上面し、かつ、延べ5m以上であること
(3) 生け垣として用いる樹木の規格は、既ね高さ0.5m以上とし、1m当たり2本以上植栽すること
(4) 生け垣として用いる樹木の種類は、別途市と協議すること
(5) 構造物の上部に植栽する生け垣の場合は、構造物の地上高がおおむね0.7m以下であること
◇補助金の額
補助金の額は、生け垣の長さ1m当たり1500円とし、限度額を3万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 136

都道府県名 栃木県　区市町村名 鹿沼市　人口 92,158

■条例等　　施行年月日

鹿沼市補助金等の交付に関する規則　78.3.31

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　法令その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定及び使用等に関する基本事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的と定めたもの
◇対象者
　緑豊かな居住環境の推進を図るとした緑化協定区域内における生け垣を設置するもの
◇補助金の交付
　設置経費1m当たり3千円を限度とする額の1/2以内

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 137

都道府県名 栃木県　区市町村名 真岡市　人口 61,260

■条例等

	施行年月日
真岡市生垣づくり補助金交付要綱	86.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住みよい生活環境の実現を期するため、生垣づくりを促進すると定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 138

都道府県名 栃木県　区市町村名 大田原市　人口 53,419

■条例等

	施行年月日
大田原市生垣づくり補助金交付要綱	91.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　生垣づくり補助金の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則に定めたもののほか、必要な事項を定めたもの
◇生け垣の基準
　補助金は、次の基準に該当する生け垣を設置する者に対して交付する
　(1) 住宅及び事業所等の建物の敷地に設置されているものであること
　(2) 生垣の長さは、一般の通行用に供されている道路に3m以上面し、かつ、延べ5m以上あること
　(3) 生け垣として用いる樹木の種類は別表に定めたものとする、ただし、その他市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない
　(4) 生け垣を設置する場合には、おおむね高さ0.5m以上のものを1m当たり2本以上植栽すること
　(5) 構造物の上部に設置する生け垣の場合は、構造物の地上高がおおむね0.7m以下であること
　(6) 生け垣の全面にネット、フェンス等を設置しないものであること
◇補助金の交付
　補助金の額は、予算の定める範囲において、生け垣の長さ1m当たり3千円とし、限度額を6万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 139

都道府県名 栃木県　区市町村名 茂木町　人口 19,188

■条例等　　施行年月日

茂木町生け垣づくり補助金交付規則　88.9.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生け垣づくりを奨励することによって、緑豊かな住みよい生活環境の実現を期するため、茂木町補助金等交付規則に定めるもののほか、この規則により生け垣づくり補助金を交付すると定めたもの
◇生け垣の基準
この補助金の交付の対象は、生け垣づくりをする者で、次の基準にすべて該当するものとする
(1) 都市計画区域内で、住宅又は、事業等の建物の敷地に植栽されるもの
(2) 一般の通行に供されている幅員が3m以上の道路に面して植栽してある生け垣で、長さは、延べ5m以上あること
(3) 生け垣として用いる樹木の規格は、既ね高さ0.5m以上2.0m以下とし、1mあたり2本以上植栽すること
(4) 構造物の上部に植栽する生け垣の場合は、構造物の地上高が既ね、0.7m以下であること
◇補助金の交付
この補助金の交付額は、予算の範囲内で、生け垣の長さ1m当たり3千円とし、限度額を6万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 140

都道府県名 栃木県　区市町村名 石橋市　人口 19,106

■条例等

	施行年月日
石橋市開発指導要綱	87.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市における無秩序な宅地開発を防止し、良好な市街地の形成を図るため、本町区域内で宅地開発等を行う者に対し、適正な指導を行い、公共施設の整理を促進し、もって住みよい町づくりの実現と地域住民の健全な生活環境を保全する事を目的と定めたもの
◇公園・緑地の提供
公園及び緑地の配置については、町長と協議するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 141

都道府県名 群馬県　区市町村名 前橋市　人口 285,337

■条例等　　施行年月日

前橋市生垣づくり奨励金交付要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住み良い生活環境を創出するため、生け垣づくりをする者に対し、奨励金を交付することについて必要な事項を定めたもの
◇奨励金の対象
個人が新たに植栽し、又は既存ブロック塀等に替えて植栽する生け垣で公道に面し、住宅用建物の敷地内に設置するものとする
◇生け垣の基準
植栽する生け垣の規模、樹種等の基準は、次の各号に定めるところによる
(1) 植栽する樹木の高さは、概ね1m以上とする
(2) 生け垣の延長は5m以上とする
(3) 樹木の植栽本数は1mごとに3本以上とする
(4) 植栽する樹木は市が推奨する樹種の中から選択して購入するものとする
◇奨励金の額
市長は、予算の範囲内で、樹木購入費に相当する額の3分の2を奨励金として交付し、その限度額を5万円とする
既存のブロック塀等に替えて、生け垣を植栽する場合は、それに加えて既存ブロック塀等の取り壊しに要した費用を別に定める基準に従い2万円を限度として加算交付することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 142

都道府県名 群馬県　区市町村名 前橋市　人口 285,337

■条例等

	施行年月日
前橋市水と緑のまちをつくる条例	74.4.1

■関連する規則等

前橋市水と緑のまちをつくる条例施行規則	74.5.10

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
水と緑の調和した豊かな自然環境の確保に関する市及び市民の責務を明らかにすると共に、緑化の推進及び緑の保全について基本となる事項を定めたもの

◇基本計画の策定
市長は、都市計画を推進するため、あらかじめ審議会の意見を聞き、緑化基本計画を策定し、及び実行するものとする

◇緑化街区の指定
市長は、市街地の修景緑化条枢要な街区について必要があると認めるときは、審議会の意見を聞き、緑化街区の指定をすることができる

◇協定の締結
市長は、必要があると認められる者と緑化の推進について協議し、その事業区域内の土地について樹木の植栽等に関する事項を協定することができる

◇保存樹木等の指定
市長は、市街地及びその周辺で、地域の美観、風致を維持するために保存する必要があると認められる樹木又は樹林で、次に定める基準に該当するものを、保存樹又は保存樹林と指定することができる
(1) 独立した樹木は、1.2mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上でかつ高さが10m以上であること
(2) 株立ちした樹木は、1.2mの高さにおける幹の周囲の和に50%を乗じた数が1.2m以上でかつ高さが10m以上であること
(3) はん登性樹木は、枝葉の面積が25㎡以上であること
(4) 樹木の集団は、その存する土地の面積が300㎡以上であること
(5) 生け垣をなす樹木の集団は、その長さが20m以上であること

◇損傷の制限
何人も保存樹木等の保存に影響を及ぼす枝条の切除、剥皮、断根、その他良好な生育を妨げる行為をしてはならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 143

都道府県名 群馬県　区市町村名 前橋市　人口 285,337

■条例等　　施行年月日

前橋市優良緑化施設表彰制度要綱　82.9.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民による都市緑化活動を推進し都市美観及び緑化思想の啓発をうながして、潤いと安らぎのある環境の創造に資するために行う優良な緑化施設の表彰をする上で必要な事項を定めたもの
◇表彰の対象となる施設
この表彰制度は、緑化推進意欲が高く第1条の目的達成にあたって他の模範となる次の施設に適用する
(1) 各地域の公民館、集会所等の公共的施設
(2) 工場、事務所等の事業所
(3) その他市長が必要と認めるもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 144

都道府県名 群馬県　区市町村名 前橋市　人口 285,337

■条例等　　施行年月日

優良生垣表彰制度要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の生け垣設置意欲の啓発を図ることを目的に、生け垣コンクールを実施して優良な生け垣を表彰することについて必要な事項を定めたもの
◇表彰
表彰は、市長が表彰状及び記念品を授与して行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 145

都道府県名 群馬県　区市町村名 前橋市　人口 285,337

■条例等

	施行年月日
市民緑化運動グリーンボックス・フラワーポットの設置及び管理運営要綱	79.12.26

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	☒4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民総参加による緑化活動の推進と都市美観及び緑化思想の啓発を目的としたグリーンボックス・フラワーポットの設置及び管理運営について定めたもの
◇緑化材料の支給
フラワーポットの草花は、年4回程度市が支給するものとする
愛護団体が管理運営の推進上必要な消毒薬等は、市の予算の範囲内において支給する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 146

都道府県名 群馬県　区市町村名 高崎市　人口 237,366

■条例等

	施行年月日
高崎市緑化条例	73.11.1

■関連する規則等

高崎市緑化条例施行規則	73.11.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の健康で文化的な生活を確保するため、緑化の推進及び樹木等の保全に関し必要な事項を定めたもの
◇基本計画の策定
市長は、良好な生活環境の維持及び向上を図るために、高崎市緑化審議会の意見を聞き、市の緑化計画を策定するものとする
◆緑を創る
◇生け垣の奨励
市長は、生活環境の整備と緑化の推進のため、生け垣の設置を奨励し必要があると認めたときは、助言又は援助をすることができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は、良好な生活環境を確保し、かつ、美観風致を維持するため、必要があると認めるときは、次に定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林として指定することができる
(1) 保存樹木　次のいずれかに該当し、健全で、かつ受容が美観上特に優れているもの
・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの
・高さが15m以上のもの
・株立ちした樹木で高さが3m以上のもの
・はん登性の樹木で、枝葉の面積が30m²以上のもの
(2) 保存樹林　次のいずれかに該当し、集団をなす樹木が健全で、かつその集団の樹容が美観上特に優れているもの
・樹木の集団の存する土地の面積が500m²以上のもの
・生垣をなす樹木の集団で、長さが30m以上のもの
何人も、保存樹木等を伐採し、又は損傷してはならない

◇補助金の交付

保存樹木等の保存についての援助措置として当該所有者に対し、補助金を交付するものとする

補助金の額は、次の各号に定めるところによる

(1) 保存樹木　1本又は1株につき年額　3000円

(2) 保存樹林　100㎡につき年額　700円

(3) 生け垣　片側の面積10㎡につき年額　500円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 147

都道府県名 群馬県　区市町村名 高崎市　人口 237,366

■条例等

	施行年月日
高崎市宅地開発指導要綱	91.6.10

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　無秩序な宅地開発を防止すると共に、公共公益施設の整備を促進し、計画的かつ良好な環境の市街地の形成を図るための、事業者に対する適正な指導の基準について定めたもの
◇緑化義務
　事業区域の面積が3000㎡を超える場合は、当該面積の3%以上の公園、緑地等を設けなければならない
◇開発制限
　市長は、良好な自然環境を破壊し、又は破壊する恐れがある開発事業は中止させ、又は着手することを認めないものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 148

都道府県名 群馬県　区市町村名 高崎市　人口 237,336

■条例等　　施行年月日

高崎市中層高層建築物の建築に関する指導要綱　91.6.10

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
高崎市における中高層建築物の建築に関し、必要な事項を定めたもの
◇公園・緑地の提供
当該敷地内における緑化及び公園、緑地及び広場については、次の各号に定めるところによる
(1) 当該敷地内では樹木の植栽等緑化に努め、地域との調和を配慮しなければならない
(2) 当該敷地内に市の公園、緑地等の整備計画のある場合は、これに適合させる
(3) 当該質の面積が、3000㎡を超える場合は、3%以上の公園、緑地等を設けなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 149

都道府県名 群馬県　区市町村名 桐生市　人口 124,137

■条例等

	施行年月日
桐生市の緑を育て自然を守る条例	76.4.1

■関連する規則等

桐生市の緑を育て自然を守る条例施行規則	76.6.10
桐生市の緑を育て自然を守る条例事務取扱要綱	76.6.30

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他					

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	☒ 1．開発・建築行為の制限	☒ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	☒ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　恵まれた自然環境を保全し、豊かな緑の確保を図ると共に、市街地における緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの
◇協定の締結
　市長は、市街地の良好な都市環境の整備を図るため、必要があると認めるときは、その地域住民の合意により当該土地の区域における緑化に関する協定を締結することができる
◇自然緑地保護地区等の指定
　市長は、自然環境の保全を図るため、必要があると認めるときは、次に定める自然緑地保護地区、保存樹及び保護動植物について関係者の合意により指定する事ができる
　(1) 自然緑地保護地区　自然を残すため保護することが必要な地区
　(2) 保存樹　市民に親しまれ、若しくは由緒、由来がある樹木、樹林で地域の美観、風致を維持するために保護することが必要なもの
　(3) 保護動植物　野生の動物又は植物であって、その保護又は繁殖を図るために保護することが必要なもの
◇保存樹等の指定基準
　(1) 単独樹木　単本により保存樹としての要件を具備し、次のいずれかに該当し、健全な生育をしているものであること
　・高木で地表からの高さが10m以上で地表から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
　・株立ち下樹木は1.5mの高さにおける幹の周囲の和に50%を乗じた数が1.5m以上でかつ高さが10m以上であること
　・低木で枝葉の広がりの占める面積が10㎡以上で樹齢が推定100年以上であること
　・樹齢が推定200年以上であること
　・珍しさにおいて特に優れているものであること
　(2) 並木　樹木の集団で保存すべき必要のある樹木が列状をなし、一列につき10本以上同一種類の樹

木によって構成されているものであること
(3) 森　樹木の集団で保存すべき必要のある樹木が一定の土地に10本以上群生しているもの
(4) 樹林　樹木等によって大きな緑の集団をなし、樹林の占める土地の面積が500㎡以上であること

◇開発・建築行為の制限
保護地区等において制限される行為は、次に定めるとおりとする
(1) 宅地の造成、開墾又は水面の埋め立て若しくは干拓等土地の形状の変更
(2) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
(3) 木竹の伐採又は土石類の採取
(4) 広告物その他これに類するものの提出又は設置
(5) 保存樹の枝の切除、剥皮、断根等保存に悪影響を及ぼす行為
(6) 保護動植物の捕獲、採取、棄損その他保護動植物を絶滅させる行為

◇助成金の交付
市長は、次の各号に掲げるものについて助成することができる
(1) 自然緑地保護地区
(2) みどりの愛護団体等

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 150

都道府県名 群馬県　区市町村名 太田市　人口 138,513

■条例等　　施行年月日

太田市生垣設置補助金交付要綱　　82.4.1

■関連する規則等

太田市補助金等に関する規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

生け垣の設置を奨励し、緑あふれる潤いのある街づくりを推進するために生け垣を設置する者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めたもの

◇対象の指定

個人が新たに植栽し、又は既存のブロック塀等を取り壊して、植栽する生け垣で公道に面し、住宅用建物の敷地内に設置するものとする

◇生け垣の基準

(1) 幅員が4m以上の公道に面する生け垣
(2) 植栽する樹木の高さは0.6m以上とする
(3) 生け垣の延長は、5m以上とする
(4) 樹木の植栽本数は、1m以内に2本以上とする
(5) 植栽する樹木は、市が奨励する樹種の中から選択して購入するものとする

◇補助金の額

市長は、予算の範囲内において、5万円を限度額として、別に定める基準額により、樹木の購入費に相当する額の2分の1を補助金として交付する

既存ブロック塀等を取り壊して生け垣を植栽する場合は、それに加えて取り壊しに必要な経費の2分の1、2万円を限度額として加算し交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 151

都道府県名 群馬県　区市町村名 館林市　人口 77,252

■条例等

	施行年月日
館林市水緑都市モデル地区整備に関する緑の保護及び緑化推進特別措置要綱	82.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
館林市が水緑都市モデル地区に選定されたことに伴い、必要な事業の実施による緑の保護及び緑化の推進に関わる事業について、特別な措置を講ずるため必要な事項を定めたもの

◇助成金の交付
市長は、魅力ある環境を創出するため、次の各号の定めるところにより緑の保護及び緑化の推進に努めるものに対し、助成措置を講ずるものとする
(1) 既設のコンクリートブロック等による柵・塀を撤去し、樹木植栽による生垣の設置
(2) 樹木植栽による生垣の新設
(3) 既設の生垣の補修保全
(4) 区域内の修景に資する樹木等の植栽

◇助成金の交付
(1) 生け垣を新設する場合は、グリーンバンクで作成管理する見本生け垣にかかる経費を基準額とし事業費相当額補助し、ただし、基準額を超過して施行した場合は、超過分について施工主の負担とする
(2) 既設のコンクリートブロック等による柵・塀の撤去にかかる経費は、実費を補助する
(3) 既設の生垣の補修保全にかかる経費は、補植に要する実費を補助する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 152

都道府県名 群馬県　区市町村名 館林市　人口 77,252

■条例等

	施行年月日
館林市緑の保護及び緑化推進条例	79.4.1

■関連する規則等

館林市緑の保護及び緑化推進条例施行規則	79.4.1
館林市緑の保護及び緑化事業に関する補助金交付要綱	79.4.1
保存樹木等指定基準	84.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の良好な自然環境を保護育成するため、樹木の保存、植樹、草花の植栽等を積極的に図り、市内の緑の保護及び緑化を推進するために必要な事項を定めたもの

◇緑化材料の配布
市長は、市民の家庭緑化を奨励するため、苗木等の配布又は斡旋を行うことができる

◇助成金の交付
市長は、緑化の推進のために必要があると認めるときは、予算の範囲内で助成することができる
住宅地域において、住民自らが緑化推進運動を企画し、具体的な実施計画を定めたとき、緑化推進地区に指定しこれを助成する

◇保存樹木等の指定
市長は、自然環境の保全を図るため必要があると認めるときは、次に定める保存樹木、樹林、生垣及び保護植物（「保存樹木等」という）について所有者等と協議の上、指定することができる
(1) 保存樹木、樹林
市民に親しまれ、若しくは由緒、由来がある樹木、樹林（500㎡以上）で地域の美観風致を維持するために保存することが必要なもの
(2) 生け垣
生け垣は、長さ10m以上連続しており、樹木が風致と美観状に優れ良好な管理が行われているもの
(3) 保護植物
野生の植物（100㎡以上）であって、その保全又は繁殖を図るために保護することが必要なもの

◇保存樹木等の指定基準
(1) 保存樹木の指定基準は、次の各号に該当し、健全で、かつ樹容が優れているものとする
・1.2mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
・高さが10m以上であること
・樹齢が100年以上を経過しており、指定表示板が確認できること

(2) 保存樹林については、樹木の集団が健全で、かつ高さが4m以上であること
(3) 保存生け垣の指定基準は、次の各号に該当するものとする
・生け垣は道路に面し、高さが1m以上であること
・樹木に枯損がなく、病害虫の防除、手入れが適切に行われていること
・樹木の前面の構造物の高さは0.5m以下であること

◇開発・建築行為の制限

保存樹木等における行為の制限は、次に定めるとおりとする
(1) 宅地の造成開墾、又は水面の埋め立て若しくは干拓等、土地の形状の変更
(2) 建築物、その他の工作物の新築、改築又は増築
(3) 木竹の伐採、又は土石類の採取
(4) 広告物、その他これに類するものの提出又は設置
(5) 保存樹木の枝の切除等保存に悪影響を及ぼす行為
(6) 保護植物の採取、棄損、絶滅させる行為

◇補助金の交付

(1) 樹木1本～3本　　年額　3000円以内
(2) 樹木4本～7本　　年額　5000円以内
(3) 樹木8本以上　　年額　7000円以内
(4) 保存樹林及び保護植物については、年額1万円以内とする
(5) 生け垣については、次の通りとする
・10m～30m未満　　年額　7000円以内
・30m以上　　年額　1万円以内

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 153

都道府県名 群馬県　区市町村名 館林市　人口 77,252

■条例等　　施行年月日

館林市市民の森記念植樹取扱要領　　87.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑豊かな潤いのある街づくりを市民と共に推進し、自分たちの成長に合わせて数々の思い出と共に年輪を刻んでいく意義深い人生の門出を祝って実施する市民の森記念植樹について定めたもの

◇記念樹の種類

(1) 結婚記念樹

(2) 出生記念樹

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 154

都道府県名 群馬県　区市町村名 渋川市　人口 48,172

■条例等

	施行年月日
渋川市宅地開発要綱	71.11.1

■関連する規則等

渋川市宅地開発要綱指導助言実施細目	74.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
指定された地区内の宅地開発の指導及び助言を行うために必要な事項を定めたもの
◇緑化義務
事業区域内の既存の樹木等の活用及び周辺の環境に適応した植樹計画を策定すること
◇開発制限
市長は、植樹計画が、周辺の環境と著しく適応しないと認められるときは、植樹計画の変更を支持することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 155

都道府県名 群馬県　区市町村名 渋川市　人口 48,172

■条例等

	施行年月日
渋川市記念樹木交付要綱	84.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住み良い生活環境を創出するため、記念植樹をする市民に対し、樹木を交付することについて必要な事項を定めたもの
◇樹木交付の対象者
出生、新築により記念植樹をする市民であって次の通り定める
(1) 市内に居住し、出生した市民
(2) 市内に一般住宅を新築した市民

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 156

都道府県名 群馬県　区市町村名 藤岡市　人口 62,128

■条例等　　施行年月日

藤岡市ふじ棚設置奨励金交付要綱　89.4.28

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
藤岡市の花「ふじ」の保護育成を図り、ふじの里づくりを推進するため藤岡市内の事業所等が設置するふじ棚に対し、その費用の一部について奨励金を交付し、その際に必要な事項を定めたもの
◇奨励金の額
奨励金の額は1事業所12万円以内とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 157

都道府県名 群馬県　区市町村名 富岡市　人口 48,997

■条例等　　施行年月日

富岡市土地開発事業指導要綱　　74.1.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

土地利用の調整を図るとともに土地開発の適切な施行を確保し、自然と生活との調和を図るために、土地開発事業に関し、法令に定めがあるもののほか必要な基準を定めたもの

◇開発行為の制限

事業主は、開発区域内の既存の樹木等を充分に活用するように開発事業計画を策定しなければならない

事業主は、開発事業の規模又は用途に応じ植樹計画を策定し、市の緑化推進に協力するものとする

市長は、優れた自然景観を有する地域の内、その自然景観を保存することが必要と認めるものについては、当該自然環境を破壊し、又は破壊の恐れのある開発事業は中止させ、若しくは着手することを認めないものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 158

都道府県名 群馬県　区市町村名 富岡市　人口 48,997

■条例等

	施行年月日
富岡市結婚の森記念植樹取扱要綱	88.2.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の賃借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな潤いのあるまちづくりを市民とともに推進し、自分たちの成長に合わせて数々の思い出とともに年輪を刻んでいく意義深い人生の門出を祝って行う結婚の森記念植樹について定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 159

都道府県名 群馬県　区市町村名 安中市　人口 47,260

■条例等　　施行年月日

安中市地域開発事業指導要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市において無秩序な開発事業が行われることを防止するための開発事業者に対する一定の基準を定めたもの
◇開発制限
市長は、良好な自然環境を破壊し、又は破壊する恐れがある開発事業は中止させ、又は着手することを認めないものとする
◇緑化義務
事業者は、開発区域内の既存の樹木等を十分活用するように開発計画を策定しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 160

都道府県名 群馬県　区市町村名 群馬町　人口 31,739

■条例等　　施行年月日

群馬町生け垣づくり奨励金補助金交付要綱　90.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住み良い生活環境を創出するため、生け垣づくりをする者に対し、奨励補助金を交付することについて必要な事項を定めたもの
◇補助の対象
個人が新たに植栽し、又は既存のブロック塀等に替えて植栽する生け垣で道路に面し、住宅用建物の敷地内に設置するものとする
◇生け垣の基準
(1) 植栽する樹木の高さは、概ね60cm以上とする
(2) 生け垣の延長は5m以上とする
(3) 樹木の植栽本数は1m内に3本以上とする
(4) 植栽する樹木は町が推奨する樹種の中から選択して購入するものとする（自家製の苗木も可能）
◇補助金の額
町長は、予算の範囲内で、樹木購入費に相当する額の3分の2を奨励補助金として交付し、限度額を5万円とする
(1) 自家製の苗木を使用して、生け垣を設置する者に対する奨励補助金は、県土木部の積算単価又は建設物価単価等を参考にして積算した金額を、樹木購入費相当額とする
(2) 既存のブロック塀等に替えて、生け垣を植栽する場合は上記の奨励補助金に加えてその取り壊しにかかった費用を2万円を限度にして加算交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 161

都道府県名 群馬県　区市町村名 群馬町　人口 31,739

■条例等　　施行年月日

群馬町保存樹木等の指定及び補助金交付要綱　　90.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□ 1．空地の確保　□ 2．生け垣設置　□ 3．植樹・植林　□ 4．草花による修景
□ 5．屋上・壁面緑化　□ 6．室内緑化　□ 7．その他　□ 8．努力規定

B.緑を守る
□ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　□ 4．水辺保全
□ 5．生物保全　□ 6．その他　□ 7．努力規定

C.緑と親しむ
□ 1．農園的利用　□ 2．公園的利用　□ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　□ 2．税の減免　□ 3．技術的な援助　□ 4．団体活動の支援
□ 5．建築規制の緩和　□ 6．緑化材料の配布　□ 7．基金の運用　□ 8．その他

B.規制策
□ 1．開発・建築行為の制限　□ 2．採取・損傷の制限　□ 3．罰則規定　□ 4．緑化義務
□ 5．公園・緑地の提供　□ 6．その他

C.その他
□ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　□ 3．協定の締結　□ 4．土地の買取り
□ 5．土地の貸借　□ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住み良い生活環境を保全するため保存樹木等の指定及び補助金を交付することについて必要な事項を定めたもの

◇保存樹木等の指定
教育委員会は保存樹木等の指定をし良好な生活環境を確保するため指定の基準は次に定める各号に該当し、健全でかつ樹容が美観上優れているもの
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの
(2) 高さが15m以上のもの
(3) 株立ちした樹木で高さ3m以上のもの
(4) はん登性の樹木で枝葉の面積が30㎡以上のもの

◇助成金の交付
教育委員会は、保存樹木等を指定したときは、保存について当該所有者等に対し補助金を交付するものとする
補助金の額は、次の各号に定めるところによる
(1) 保存樹木等　1本又は、1株について　年額3000円
(2) 保存樹木の集団　1㎡につき　年額10円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 162

都道府県名 群馬県　区市町村名 群馬町　人口 31,739

■条例等

	施行年月日
群馬町優良生け垣表彰制度要綱	90.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	☒6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
町民の生け垣設置意欲の啓発を図ることを目的に、生け垣コンクールを実施して優良な生け垣を表彰することについて必要な事項を定めたもの
◇対象となる生け垣
このコンクールで対象とする生け垣は、その所有者又は管理者により優良に管理されている生け垣で緑化推進意欲が高く、他の模範と認められるものであって道路から生け垣を見ることができるものでなくてはならない
◇表彰
表彰は、町長が表彰状及び記念品を授与して行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 163

都道府県名 群馬県　区市町村名 榛東村　人口 12,001

■条例等

	施行年月日
榛東村土地開発指導要綱	86.4.1

■関連する規則等

榛東村土地開発工事設計等基準表

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地域の計画的な発展と良好な土地利用の確保を図るため、本村内で土地開発事業を行おうとする者に対し、法令に定めがあるもののほか必要な基準を定めたもの
◇緑化義務
開発区域面積が0.3haを超える場合は、当該面積の3%以上の公園緑地等を設けること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 164

都道府県名 群馬県　区市町村名 境町　人口 30,277

■条例等

	施行年月日
境町花と緑普及生垣補助金交付要綱	76.4.1

■関連する規則等

境町花と緑普及生垣補助金交付要綱の細部事項

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
境町を緑で染め上げる運動を広く推進するための補助金の交付について必要な事項を定めたもの
◇補助の対象
(1) 補助の対象区域を熊野前土地区画整理事業区域内とする
(2) 道路に面した内、出入口を除く部分は全て植栽するものとし、これに満たないものは補助の対象としない
(3) 別に定めた樹木で高さ45cm以上のものとする
◇補助金の額
(1) 補助単価は200円以内とする
(2) 1m当たりの本数は3本とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 165

都道府県名 群馬県　区市町村名 玉村町　人口 29,305

■条例等　　施行年月日

玉村町開発行為事前協議要綱　　91.3.15

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
土地利用の調整を図り開発行為の適切な施行を確保し、自然と生活との調和をもって環境の保全と秩序ある開発行為を行うために、開発行為に関し、法令に定めがあるもののほか必要な基準を定めたもの
◇開発行為の制限
事業主は、開発区域内の既存の樹木等を充分に活用ずるように開発行為の計画を策定しなければならない
事業主は、開発行為の規模又は建物の用途に応じて植樹計画を策定し、街の緑化推進に協力するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 166

都道府県名 群馬県　区市町村名 玉村町　人口 29,305

■条例等

	施行年月日
玉村町の花と木による緑化郷土づくり推進要綱	87.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☒5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
明るく潤いのある町づくりを目指して市街地及び住宅地に花や緑を増やし豊かなゆとりある住みよい環境づくりをするため町の花と木を交付し、その際必要な事項を定めたもの
◇交付の対象
玉村町に新たに土地を取得し住宅を建築した世帯及び事業所とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 167

都道府県名 群馬県　区市町村名 尾島町　人口 14,324

■条例等

	施行年月日
尾島町生垣設置補助金交付要綱	90.4.1

■関連する規則等

尾島町町費寄付及び補助事業取扱規定

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然と潤いのある街づくりを全町的に広く推進するために、生け垣を設置する者に対し交付する補助金について必要な事項を定めたもの
◇補助の対象
個人が新たに植栽し、又は既存のブロック塀等を取り壊して、植栽する生け垣で公道に面し、住宅用建物の敷地内に設置するものとする
◇生け垣の基準
(1) 幅員が4m以上の公道に面する生け垣
(2) 植栽する樹木の高さは、60cm以上とする
(3) 生け垣の延長は、5m以上とする
(4) 樹木の植栽は、1mに2本以上とする
(5) 植栽する樹木は、町から奨励する樹種の中から選択するものとする
◇補助金の額
(1) 町長は、予算の範囲内において5万円を限度として樹木の購入費に相当する額の2分の1を補助金として交付する
(2) 既存ブロック塀等を取り壊し、生け垣を植栽する場合は、(1) に規定する補助金の他、取り壊し費の2分の1を5万円を限度として加算して交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 168

都道府県名 群馬県　区市町村名 新田町　人口 27,751

■条例等　　施行年月日

宅地開発指導要綱　78.2.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
新田町における無秩序な宅地造成等を防止し、これによって生ずる公害等を未然に防除するために必要な事項を定めたもの
◇緑化義務
0.3ha以上5ha未満の開発規模のときは、開発規模の3%以上の公園緑地又は広場が開発区域内の利便を考慮して適切に配置されていること
1ha以上の開発にあたっては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するための緑地帯その他の緩衝帯が設置されていること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 169

都道府県名 群馬県　区市町村名 新田町　人口 27,751

■条例等　　施行年月日

新田町記念の森植樹実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町民が結婚、誕生など思い出を残す意義深い人生の門出を祝い、これを記念として自ら記念の森に植樹するための必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 170

都道府県名 群馬県　区市町村名 薮塚本町　人口 16,665

■条例等　　施行年月日

薮塚本町土地開発指導要綱

■関連する規則等

.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
土地利用の調整を図り開発行為の適切な施行を確保し、自然と生活との調和をもって環境の保全と秩序ある開発行為を行うために、開発行為に関し、法令に定めがあるもののほか必要な基準を定めたもの
◇緑化義務
開発区域面積が3000㎡以上の場合は当該面積の5%以上の公共空地を設けること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 171

都道府県名 埼玉県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等

	施行年月日
ふるさと埼玉の緑を守る条例	79.10.1

■関連する規則等

ふるさと埼玉の緑を守る条例施行規則	79.10.1
緑の協定実施要綱	79.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　ふるさとの緑の保全及び環境の緑化に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化推進地域の指定
　特に環境の緑化を推進する必要があると認められる地域を、あらかじめ関係市町村の長と協議の上、緑化推進地域として指定できる
◇緑化材料の配布
　地域住民が、知事の定めるところにより、共同して環境の緑化のための活動を行う場合は、苗木の提供その他必要な援助を行うものとする
◇協定の締結
　環境の緑化を推進するため必要があると認めるときは、土地の所有者又は管理者とこれらの所有し、又は管理する土地の緑化に関する協定を締結するよう努めるものとする
　ふるさとの緑の保全のため必要があると認めるときは、樹林地において相当規模の開発行為を行う者と、当該樹林の保存、表土の保全、樹林の造成その他ふるさとの緑の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする
　緑の協定の有効期間は、締結の日から10年間とし、必要に応じて更新できるものとする
◇財政上の措置
◆緑を守る
◇ふるさと緑の景観地の指定
　ふるさとの緑を保全するために特に必要があると認めるときは、樹林地が単独で、又は樹林地及びこれに隣接する土地が一体となって、相当広範囲にわたり、ふるさとを象徴する緑を形成している地域をあらかじめ関係市町村の長の意見を聞いて、ふるさと緑の景観地として指定できる
◇開発・建築行為の制限
　ふるさと緑の景観地の区域内において、建築・開発行為、木竹の伐採等をしようとするものは、規則

で定める事項について届け出なければならない
　届出があったものについて、必要があると認めるときはその届出に係る行為に関し指導又は助言をすることができる
　届出を怠った者、処分に違反した者に対し、当該行為の中止又は現状回復命令等必要な措置をとることを命ずることができる
◇罰則規定
　行為の中止又は現状回復命令等に違反したものは最高で10万円以下の罰金に処する
　その他、命令に違反したもの、行為の届出を怠ったもの、立入検査を拒んだもの等については5万円以下又は1万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 172

都道府県名 埼玉県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

埼玉緑のトラスト基金条例　　85.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境の保全に要する経費の財源に当てるため、埼玉緑のトラスト基金を設置することを定めたもの
◇基金の運用
毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする
基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 173

都道府県名 埼玉県　区市町村名 川越市　人口 307,000

■条例等

	施行年月日
川越市緑化推進要綱	77.4.1

■関連する規則等

川越市緑化推進要綱施行細則	77.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
みどりの環境を保全し、緑化を推進するため必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化材料の配布
市長は、緑化の推進を図るために、樹木と花の斡旋、苗木または種の配布、記念植樹、緑化相談、緑化費用の補助を行う
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
保存樹木　市街化区域内の樹木で、次のいずれかに該当し、健全に生育していること
(1) 1.5mの高さの周りが1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であること
保存樹林　その集団に属する樹木が健全で、かつ、その面積が市街化区域内にあっては1000㎡以上、市街化調整区域内にあっては3000㎡以上であること
指定期間は3年以上とする
所有者は、保存樹木が滅失又は枯死したとき、伐採又は譲渡しようとするときは、すみやかに市長に届け出るものとする
◇補助金の交布
保存樹木等に対する補助金の基準は次の通り
保存樹木　1本につき年額3000円とする
保存樹林　市街化区域1㎡当り年額20円、市街化調整区域1㎡当り年額2円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 174

都道府県名 埼玉県　区市町村名 川越市　人口 307,000

■条例等

	施行年月日
川越市民の森指定要綱	85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地保全、及び市民の良好な生活環境を確保するため市民の森を指定する事について定めたもの
◇市民の森の指定
市長は、市民の森を指定しようとするときは、あらかじめ土地所有者と協議の上、土地使用貸借契約書により契約を締結するものとする
市民の森の土地使用貸借契約期間は、5年以上とする
所有者は、建築・開発行為、木竹の伐採、所有権の移転等を行うときは市長に届け出るものとする
◇市民の森の指定基準
樹林地が単独またはこれに隣接する土地が一体となって、市民の憩いの場にふさわしい土地で、おおむね3000㎡以上のものとする
◇奨励金の交付
市民の森の土地所有者に対し、基準により奨励金を交付することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 175

都道府県名 埼玉県　区市町村名 川越市　人口 307,000

■条例等　　施行年月日

川越市緑化推進モデル地区設置要領　78.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地域の模範となるみどりと花を愛する明るい街づくりを目的に、川越市緑化推進モデル地区の設置について定めたもの
◇地区の指定
期間は3年間とし、市長の指定を受けるものとする
モデル地区は都市計画法に定める市街化区域内とし、住民が緑化に熱意を有しその組織活動が積極的に図られることが確実であり、周辺地区のモデルとしての効果が充分に出来ると認められる地区とする
モデル地区は、目的の達成のため、庭木、草花等の交換会の開催、花とみどりの講習、講話会の開催、花壇等の設置等の事業を行う
◇緑化材料の交付
市長は、モデル地区の目的達成のため、草花等の配布、斡旋、緑化に関しての技術的指導及び助成、措置を行うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 176

都道府県名 埼玉県　区市町村名 川口市　人口 443,201

■条例等　　施行年月日

川口市緑化推進要綱　72.12.7

■関連する規則等

川口市保存樹木等の指定に関する事務処理要領……84.4.1……
川口市保存樹木等管理補助金交付要綱……84.4.1……
……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の回復と保全を図るための取り組みについて定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
建築物を新築する場合は、当該敷地の10%以上を緑化すること
既存の建築物にあっても、これに準じて緑化すること
◇緑化材料の配布
市長は、緑化の推進を図るために、樹木と花の斡旋、苗木または種の配布、記念植樹、緑化相談、緑化費用の補助を行う
◆緑を守る
◇保全地域の指定
良好な自然環境及び美観風致上必要と認める地域を緑地保全地域として指定できる
◇開発・建築行為の制限
保全地域内において、建築・開発行為、木竹の伐採等の行為は、市長の承認を受けなければならない
◇保存樹木等の指定
保存樹木　次のいずれかに該当し、かつ、樹容が美観上特に優れ、健全に生育していること
(1) 1.5mの高さの周りが1.2m以上であること
(2) 高さが12m以上のもの
(3) 株立ちした樹木で高さが2.5m以上のもの
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が25㎡以上のもの
保存樹林　次のいずれかに該当し、かつ、その集団に属する樹木が健全であるもの
(1) その面積が500㎡以上のもの
(2) 生垣で、その高さが1m以上で、長さが30m以上のもの
所有者は、保存樹木が滅失又は枯死したとき、伐採又は譲渡しようとするときは、すみやかに市長に

届け出るものとする
◇補助金の交布
保存樹木等に対する補助金の額は次の通り
保存樹木　1本につき年額3600円、但し、10万円を限度とする
保存樹林　1箇所1につき年額25円、但し、20万円を限度とする
生垣　1mにつき年額300円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 177

都道府県名 埼玉県　区市町村名 川口市　人口 443,201

■条例等

	施行年月日
川口市高層建築計画に関する指導要綱	73.1.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒ 1．空地の確保	☐ 2．生け垣設置	☐ 3．植樹・植林	☐ 4．草花による修景	
	☐ 5．屋上・壁面緑化	☐ 6．室内緑化	☐ 7．その他	☐ 8．努力規定	
B.緑を守る	☒ 1．開発制限	☐ 2．樹木保存	☐ 3．樹林地保全	☐ 4．水辺保全	
	☐ 5．生物保全	☐ 6．その他	☐ 7．努力規定		
C.緑と親しむ	☐ 1．農園的利用	☐ 2．公園的利用	☐ 3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☐ 1．補助金の交付	☐ 2．税の減免	☐ 3．技術的な援助	☐ 4．団体活動の支援	
	☐ 5．建築規制の緩和	☐ 6．緑化材料の配布	☐ 7．基金の運用	☐ 8．その他	
B.規制策	☒ 1．開発・建築行為の制限	☐ 2．採取・損傷の制限	☐ 3．罰則規定	☐ 4．緑化義務	
	☒ 5．公園・緑地の提供	☐ 6．その他			
C.その他	☐ 1．基本計画等の策定	☐ 2．対象・地域の指定	☐ 3．協定の締結	☐ 4．土地の買取り	
	☐ 5．土地の貸借	☐ 6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　中高層建築物の建築における、地域住民の居住環境を良好に保全するために必要な指導に関する事項を定めたもの
◇開発行為の制限
　高さ10mを超える建築物の建設事業を実施しようとする建築主等は、建築確認申請前に、その細部について開発部局と協議を行うこと
◇緑地の提供
　市街地の緑化を図るため、建築敷地内に敷地面積の10%以上の緑地を設けること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 178

都道府県名 埼玉県　区市町村名 川口市　人口 443,201

■条例等　　施行年月日

川口市生垣設置奨励補助金交付要綱　82.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

市内に一定の基準に基づく生垣を設置するものに対し、川口市生垣設置奨励補助金を交付することについて必要な事項を定めたもの

◇生垣の基準

次の基準による生垣の設置に対する補助金の交付

(1) 生垣の全部又は一部が、一般の通行の用に供されていると認められる道路に面し、その長さが連続して3m以上であること

(2) 生垣の高さが地上1m以上で、かつ、植栽本数が1m当り2本以上であること

(3) 生垣の全面の構造物の素材が石、コンクリート、ブロック、トタンの場合は、構造物の地上高が宅地盤面より0.6m以下であること

(4) 盛り土をして生垣を設置する場合の盛り土の地上高が、0.5m以下で有り、かつ、生け垣の全面には構造物がないこと

(5) 生垣に使用する樹種は、川口市の推奨するものであること

◇補助金の交付

生垣の長さ1m当たりの補助金の額は、1mあたりに要した経費が4000以上の場合は2000円、4000未満の場合はその2分の1に相当する額とする

補助金の限度額は、生け垣長さが20m未満の場合は3万円、20m以上25m未満の場合は4万円、25m以上の場合は5万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 179

都道府県名 埼玉県　区市町村名 川口市　人口 443,201

■条例等　　施行年月日

川口市緑化基金条例　　85.3.6

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進及び緑の保全を図り、住みよい都市環境づくりに資するため川口市緑化基金の設置について定めたもの
◇基金の運用
積立額は、毎年度予算で定める額及び緑化事業指定寄付金とする
基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする
基金は緑化推進事業及び緑の保全事業の財源に充てる場合において、その全部または一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 180

都道府県名 埼玉県　区市町村名 浦和市　人口 431,197

■条例等

	施行年月日
浦和市緑化推進要綱	74.10.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化を推進し、市民が健康で緑豊かな日常計画が営めるよう生活環境の整備を図ることを目的とする
◇公園の提供
市街化区域内、3000㎡以上の宅地造成事業、商工業団地造成事業、土地区画整理事業を行うものは、事業体小面積の3%以上の公園緑地を造成し植樹に努める
◇緑化材料の配布
家庭における緑化の推進を図るために出生記念樹、新築記念樹、結婚記念樹、家庭用苗木を配布する
◇緑化推進団体の育成及び指導
浦和花いっぱいの会、及び公園、広場、街路遊歩道の花壇、その他の緑化に協力する自治会、婦人会、子供会等の地域団体に対する育成指導
◇技術的な援助
緑化に関する相談及び指導、緑化に必要な資料の蒐集、緑化に関する資料の発行を行う
◇緑化義務
事業用に供する宅地を有する事業者は、基準により、樹木等の植栽を行い、環境の緑化に努めなければならない
分譲住宅については100㎡当たり高木2本、低木4本を植栽基準本数とする
共同住宅については敷地面積から住宅その他の建築面積、道路及び河川区域を除いた面積の50%以上を植栽地とし、10㎡当たり高木1本、低木5本を植栽基準本数とする
個人住宅店舗等については新築の場合敷地面積100㎡当たり高木2本、低木4本を植栽基準本数とする、生け垣が設置できればなお良い
◇助成金の交付
緑化推進団体に対しる、緑化運動に要する経費の一部について助成するものとする
事業者に対し、環境緑化事業に要する経費の一部を助成するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 181

都道府県名 埼玉県　区市町村名 財団法人浦和市公園緑地協会　人口

■条例等

	施行年月日
緑の街なみづくり助成要綱	91.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
接道部の緑化に対する費用助成について定めたもの
◇助成の対象
接道部において、総延長が2m以上の緑化を新たに行おうとする者
◇助成金の交付
緑化の造成1m当たり1万円を限度とし、1件当たり20万円を限度とする
既存塀の撤去1m当たり5000円を限度とし、1件当たり10万円を限度とする
工事完了後5年以内にこの要綱の目的に反する改修を行ったときは、助成額の全部又は一部を返還させることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 182

都道府県名 埼玉県　区市町村名 浦和市　人口 431,197

■条例等

	施行年月日
浦和市環境保全条例	74.5.1

■関連する規則等

浦和市環境保全条例施行規則	74.5.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☒4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☒4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の保全に関する事項を定めたもの
◇自然緑地保全区域の指定
自然環境を保全する必要があると認められる区域についてその所有者又は管理者の同意を得て自然緑地保全区域として指定できる
所有者等は、指定地区の現況を変更し、又は譲渡しようとするときは市長に届け出なければならない
◇助成金の交付
指定区域に係る毎年度における固定資産税及び都市計画税に相当する額を交付するものとする
◇土地の買取り
所有者等は、指定区域の指定があった後特別の理由が生じたときは市長に対し適正な価格で買い取ることを請求することができる
◇市道占用の不許可
市長は、環境保全上重大な支障があると認められる開発行為等については、水道管、ガス管等の市道の占用を許可しないことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 183

都道府県名 埼玉県　区市町村名 財団法人浦和市公園緑地協会　人口 431,167

■条例等

	施行年月日
樹木の保存に関する要綱	91.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□ 1．空地の確保　□ 2．生け垣設置　□ 3．植樹・植林　□ 4．草花による修景
□ 5．屋上・壁面緑化　□ 6．室内緑化　□ 7．その他　□ 8．努力規定

B.緑を守る
□ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　□ 3．樹林地保全　□ 4．水辺保全
□ 5．生物保全　□ 6．その他　□ 7．努力規定

C.緑と親しむ
□ 1．農園的利用　□ 2．公園的利用　□ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　□ 2．税の減免　□ 3．技術的な援助　□ 4．団体活動の支援
□ 5．建築規制の緩和　□ 6．緑化材料の配布　□ 7．基金の運用　□ 8．その他

B.規制策
□ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　□ 3．罰則規定　□ 4．緑化義務
□ 5．公園・緑地の提供　□ 6．その他

C.その他
□ 1．基本計画等の策定　□ 2．対象・地域の指定　□ 3．協定の締結　□ 4．土地の買取り
□ 5．土地の貸借　□ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　樹木の保存に関し必要な措置について定めたもの
◇保存樹木の指定
　市街化区域内において、次の各号の1に該当し、健全に生育し、かつ、美観上特に優れている樹木を、所有者又は管理者の申請に基づき保存樹木として指定できる
　(1) 1.5mの高さにおける幹周が1.5m以上のもの
　(2) 高さが15m以上のもの
　(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上のもの及びはん登性樹木で枝葉面積が30㎡以上のもの
◇損傷の制限
　所有者等は、保存樹木が滅失又は枯死したとき、伐採又は譲渡しようとするとき、その他保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、すみやかに理事長に届け出るものとする
◇奨励金の交付
　保存樹木1本につき年額5000円、2本目以降年額3000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 184

都道府県名 埼玉県　区市町村名 財団法人浦和市公園緑地協会　人口

■条例等

	施行年月日
財団法人浦和市公園緑地協会「緑の基金」実施要綱	84.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進の資金を積み立てるため、緑の基金の設置について定めたもの
◇基金の運用
毎年度基金として積み立てる額は、市からの交付金並びに市民及び市内各団体からの寄付金とし、毎年度基金台帳に登載する
基金の運用から生ずる収益により、目的達成のための緑化推進事業を行う
基金は、これを処分し又は担保にすることができない、但し、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ浦和市長の承認を得て、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる
年度末に余剰金を生じたときは、理事会の議決を得てその全部若しくは一部を翌年度に繰り越し、又は基金に繰り入れるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 185

都道府県名 埼玉県　区市町村名 大宮市　人口 415,429

■条例等

	施行年月日
大宮市みどりの条例	91.4.1

■関連する規則等

大宮市生け垣用樹木配布要領

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的に、みどりの保全及び緑化の推進について必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
開発行為を行うものは、当該開発区域の緑化の保全に努めるとともに、基準により当該敷地の緑化に努めなければならない
事務所・事業所又は集合住宅を設置しているもの又は設置しようとするものは、当該敷地の緑化を積極的に推進しなければならない
◇生け垣の奨励
市長は、生け垣の設置を奨励するものとし、必要があると認めるときは、その設置について指導及び援助をすることができる
◇緑化団体の育成
緑の保全及び緑化の推進を目的とする市民団体の育成強化に努めなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は、基準に該当する樹木等を、あらかじめその所有者の同意を得て保存樹木又は保存緑地として指定できる
保存樹木等の指定をしたときは、その保存に関し必要な事項を内容とする協定を締結するものとする
市長は、所有者に対し保存樹木の枯損の防止その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる
所有者は、保存樹木が滅失又は枯死したとき、伐採又は譲渡しようとするとき、その他保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、すみやかに市長に届け出るものとする
届出のあったものについて、保存樹木等の保存の観点から必要な助言又は勧告をすることができる

◇保存樹木等の指定基準

保存樹木　1.5mの高さにおける幹の周囲が2.5m以上で、かつ、健全で、樹容が美観上特に優れているもの

保存緑地　土地の面積が500㎡以上で、かつ、その集団に属する樹木が健全で、樹容及び池沼等の景観が美観上特に優れているもの

保存樹木の指定期間は10年、保存緑地の指定期間は5年とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 186

都道府県名 埼玉県　区市町村名 大宮市　人口 415,429

■条例等　　施行年月日

大宮市開発行為等指導要綱

■関連する規則等

大宮市緑化指導基準

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
開発行為に伴う公園等等の設置基準について定めたもの
◇公園・緑地等の提供
開発行為を行うものは、基準による緑地確保面積以上の緑地を整備するよう努めなければならない
敷地の平面部分において緑化が困難である場合は、生け垣の設置、フェンス等の緑化、駐車場又は駐輪場の緑化にかえることができる
緑地の整備にあたっては、接道部緑化、樹木等の配置、造成材料に留意する
◇公園等の設置基準
開発に伴い設置する公園の箇所数及び規模については、公園緑地課と協議すること
公園を設置する場合、敷地の30%以上に植栽する
緑地を設置する場合、敷地の70%以上に植栽する
◇植栽の基準
高木（植栽時における高さが3.5m以上の樹木）緑地確保面積20㎡につき1本以上を植栽すること、但し、規定本数の2分の1を限度として高木1本当たり低木10本の植栽にかえることができる
低木（植栽時における高さが3.5m以上の樹木）緑地確保面積1㎡につき1本以上を植栽すること
下草　高木、低木の植栽により生じた残地について植栽すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 187

都道府県名 埼玉県　区市町村名 大宮市　人口 415,429

■条例等　　施行年月日

大宮市緑化推進要綱

■関連する規則等

大宮市緑地保存奨励金交付要綱

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然と生活の調和した良好な環境を保全するため、緑を守り、緑化を進めるため必要な事項のついて定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
事務所及び工場又は集団住宅を設置しているもの又は設置しようとするものは、当該敷地の緑化を積極的に推進しなければならない
◆緑を守る
◇緑地の指定
良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため必要と認めるもので、1000㎡以上の樹林地、池沼を、その所有者又は管理者の同意を得て緑地の指定をし、その保存を図るものとする
但し、神社・寺院等の建造物・遺跡等と一体となっている緑地及び伝統的又は文化的な意義を有する緑地については1000㎡以下であっても指定の対象とする
指定期間は5年以上とする
所有者に対し、緑地の枯損の防止その他の保護について必要な助言又は勧告をするものとする
所有者は、指定した緑地が滅失又は枯死したとき、伐採又は譲渡しようとするとき、維持管理上、考慮すべき事態が予知されるときは、すみやかに市長に届け出るものとする
届出のあったものについて、保存樹木等の保存の観点から必要な助言又は勧告をすることができる
◇協定の締結
緑地の指定をしたときは、その保存に関し必要な事項を内容とする協定を締結することができる
◇奨励金の交付
市長は指定した緑地について補助金を交付することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 188

都道府県名 埼玉県　区市町村名 所沢市　人口 308,892

■条例等　　施行年月日

所沢市緑化推進条例

■関連する規則等

所沢市緑化推進条例施行規則
所沢市緑化推進事業奨励金交付要綱　73.10.9

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地の保護と緑化の推進をはかるため、必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑と花の運動
緑と花の運動として、緑化コンクールの開催、「植樹の日」の設定と推進、植木及び苗木の斡旋等を行う
◇助成金の交付
緑と花の普及運動、苗木の配布及び斡旋等について予算の範囲内で必要な助成をすることができる
◆緑を守る
◇保護樹木等の指定
次に掲げる基準に該当する樹木等を、その所有者と協議の上保存樹木等として指定できる
保護地区 (1) 樹木が集団している土地の面積が300㎡以上のもの
(2) 樹木のある神社、寺院の境内及びその周辺で良好な環境を保っていること
保護樹木 (1) 樹形が優れ、周囲の住環境をそこなわない状態で管理されているもの
(2) 高さが10m以上で、地上1.2m以上の高さにおける幹の周囲が1m以上のもの
(3) その他市長が特に必要と認めるもの
指定期間は原則として3年以上とする
所有者等は、保全樹等の伐採、所有権の移転、地形の変更等をするとき、樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
市長は、届出があった場合、当該保護目的を達成するため所有者等に必要な勧告をすることができる
◇奨励金の交付
保護地区については当該山林に課税される年間の固定資産税及び都市計画税並びに保護の目的にかかる管理費を勘案して算定する
保護樹木については当該樹木の枝張り面積に相当する土地の年間賃借料並びに保護の目的に係わる管

理賛を勘案して算定する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 189

都道府県名 埼玉県　区市町村名 所沢市　人口 308,892

■条例等　　施行年月日

所沢市緑化モデル地区設置要綱　　73.8.11

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の愛護及び植樹等の推進により緑を保護する思想の普及をはかるため、緑化モデル地区の設置について定めたもの
◇緑化モデル地区の指定
次の地区を、緑化推進会議の推薦により緑化モデル地区として指定する
(1) 町内会、自治会等地域団体単位からの申請により緑化計画を推進する地区
(2) 計画的な地区緑化を積極的に推進する地区であって1団体が20世帯以上で緑化計画を実施する地区
緑化モデル地区の地域団体は自ら、緑の愛護、樹木等の植栽と適切な肥培管理に努め、緑化・美化を推進するとともに市長の実施する事業に協力するものとする
緑化モデル地区は、サークル活動等を通じて、目的達成のため次の事業を行う
(1) 庭木、草花の種苗の交換会の開催
(2) みどりと花の教養教室の開催
(3) 花壇の設置
(4) みどりと花のコンクールの開催
(5) その他みどりと花に関すること
◇緑化材料の配布
市長は、緑化モデル地区の事業達成のため苗木及び草花の種苗の配布、斡旋、植樹の助言等助成措置を行うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 190

都道府県名 埼玉県　区市町村名 東松山市　人口 88,230

■条例等

	施行年月日
東松山市緑化推進基金条例	79.3.22

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
東松山市内の緑化を推進し、市民が健康で良好な生活環境維持促進を図るため、日本セメント株式会社から寄付を受けた1500万円を元本として基金の設置について規定したもの
◇基金の運用
目的のための寄付金を受けた場合は、当該寄付金を元本に繰り入れて基金とする
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする
基金は、一般会計歳入歳出予算に計上して目的のために使用するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 191

都道府県名 埼玉県　区市町村名 春日部市　人口 194,405

■条例等

	施行年月日
春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例	88.4.1

■関連する規則等

春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例施行規則	88.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　緑の保全と緑化の推進に関する必要な事項について定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画の策定
　市長は、緑の保全と緑化の推進を図るため基本計画を策定しなければならない
◇緑化協定の締結
　一定区域内の土地及び建築物の所有者は、緑化を推進するため、当該区域の緑化に関する協定を締結することが出来る
　緑化協定の有効期限は5年以上であること
◇緑化義務
　市民は、その所有し、又は管理する土地に樹木を植栽する等緑化活動を活発に行い、市が行う施策に積極的に協力しなければならない
　事業者は、その事業活動を実施するにあたっては、緑豊かな生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が行う施策に積極的に協力しなければならない
◇苗木の配布
　市長は、緑化推進事業の円滑な施行を図るため、積極的に樹木、草花の苗木の配布事業を行うものとする
　配布事業として、新築家庭苗木配布事業、緑化フェアー苗木配布事業、学校等コンクール草花配布事業を行う
◆緑を守る
◇緑の街の指定
　特に緑の保全を図る必要があると認める区域を当該住民と協議の上、緑の街として指定できる
　緑の街の指定をしたときは、緑化計画を定め、街路樹の植栽等必要な措置を講ずるとともに、土地の所有者に対し助言、指導または援助をすることが出来る

◇保存樹木等の指定

緑豊かな自然環境を形成している樹木、樹林及び生け垣で次のいずれかに該当し、基準に適合するものを、所有者等の承諾を得て保存樹木として指定できる

(1) 地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若しくは災害の防止に効果があるもの

(2) 神社、寺院等と一体となって当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

(3) 緑の町づくりのために必要であり健全でかつ樹容が美観上特に優れており、地域の美観、風致を維持するため保存する必要があると認めるとき

指定期間は、原則として10年以上とする

保存樹木等の枝根の切除などは、許可を得ない限り禁止されている

市長は、必要に応じて所有者等に助言、指導または援助をすることが出来る

◇保存樹木等の指定基準

保存樹木　(1) 1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上であること

(2) 高さが10m以上であること

(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であること

(4) はん登性樹木で枝葉の面積が25㎡以上であること

保存樹林　(1) その集団の属する土地の面積が200㎡以上であること

(2) いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが30m以上であり、かつ高さが1.5m以上であること

◇助成金の交付

市長は、保存樹木の維持管理、花と緑の普及活動等に要する費用の一部を助成することが出来る

保存樹木に対しては、1本目2000円、2本目以降500円とし、1万円を限度とする

保存樹林に対しては、1㎡当り30円とする

保存生垣に対しては、1m当り200円とし、1万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 192

都道府県名 埼玉県　区市町村名 春日部市　人口 194,405

■条例等　　施行年月日

春日部市緑のまちづくり基金条例　83.9.26

■関連する規則等

春日部市緑のまちづくり基金条例……83.9.26……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑のまちづくり費用に充てるため、春日部市緑のまちづくり基金条例の設置を定めたもの
◇基金の運用
基金はこの基金を設置する年度における一般会計歳入歳出予算により措置した金額及び目的に添う寄付金を積み立てるものとする
基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする
基金の使途は、次の通り
(1) 公園の記念植樹に要する費用
(2) 街の環境美化に要する費用
(3) その他緑のまちづくりに要する費用

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 193

都道府県名 埼玉県　区市町村名 狭山市　人口 15,995

■条例等

	施行年月日
狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例	73.4.1

■関連する規則等

狭山市緑化推進及び緑地保全に関する条例施行規則	92.1.28

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り　☒5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進及び緑地の保全に関して必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇苗木の配布
誕生、婚姻、新築等の記念として植樹を希望するものに、苗木を配布するものとする
◇緑化協定の締結
一定区域内の緑化を推進するため、植樹または樹木の保存等に関し、当該区域内の土地所有者その他関係人と協定を締結することが出来る
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
次の基準に該当する樹木等を、所有者等と協議の上、保存樹木等として指定できる
樹木については、高さが12m以上で、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であるもの
樹林については、その土地の面積が1000㎡以上であるもの
いけがきについては、道路に直接沿う部分のの長さが20m以上であるもの
所有者は、保存樹木が滅失又は枯死したとき、伐採又は譲渡しようとするときは、すみやかに市長に届け出るものとする
市長は、必要に応じて所有者等に助言、指導または援助をすることが出来る
◇損傷の制限
何人も、保存樹木を伐採し、または損傷してはならない
◇助成金の交付
市長は、保存樹木の維持管理又は緑化の推進等に関し、必要があると認めるときは、予算の範囲内で必要な助成することが出来る
◇賃借又は買取り
緑化の推進のために等に必要があると認める、市街化区域に存する1000㎡以上の緑地については、そ

の所有者と協議の上賃借し、又は買取る事が出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 194

都道府県名 埼玉県　区市町村名 狭山市　人口 15,995

■条例等　　施行年月日

狭山市生け垣等設置奨励補助金交付要綱　80.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進と災害防止に役立たせるため、生け垣の設置者に対する補助金の交付を定めたもの
◇生け垣等の基準
居住する家屋の敷地に生け垣を設置する事業であるもの
(1) 生け垣は道路に5m以上沿うものであること
(2) 生け垣の樹高が地上1m以上であること
(3) 生け垣の樹木が生け垣の長さ1.8m当り6本以上であり、かつ、連続して植栽するものであること
(4) 生け垣と道路の間にブロック塀、ﾌｪﾝｽ等の地区賦物が存在しないこと
(5) 生け垣の樹種は、生け垣に適したものであること
敷地に設置されているフェンス等に永年性のツル性植物をはわせる事業であるもの
(1) フェンス等は道路に5m以上沿うものであること
(2) フェンス等の高さが地上1m以上であること
(3) 永年性のツル性植物がフェンス等の長さ1.8m当り6本以上あり、かつ、連続して植栽するものであること
◇補助金の交付
生け垣の設置事業　道路に沿う生け垣1m当り5000円とし、10万円を限度とする、但し、既存のブロック塀を撤去する必要があるときは、当該ブロック塀1m当り4000円の補助金を加算するものとする
緑化フェンス等設置事業　道路に沿うフェンス等1m当り1000円とし、2万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 195

都道府県名 埼玉県　区市町村名 羽生市　人口 54,798

■条例等　　施行年月日

羽生市みどりのまちづくり推進要綱　87.3.24

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☒ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☒ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進に関する基本的な取り組みについて定めたもの
◇助成金の交付
市長は緑化の推進を図るため、予算の範囲内において生け垣づくりに対する助成金の交付をすることが出来る
また、緑化推進団体に対する助成金の交付をすることが出来る
◇記念樹の配布
市長は、記念樹の配布を行うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 196

都道府県名 埼玉県　区市町村名 鴻巣市　人口 76,885

■条例等

	施行年月日
鴻巣市緑化推進条例	78.3.30

■関連する規則等

鴻巣市緑化推進条例施行規則	78.3.30

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の良好な生活環境を確保するため、市民一体となっての緑地の保護と緑化の推進をについて必要な事項を定めたもの
◇保護地区等の指定
市長は、緑地等保護のために必要があると認めるときは、所有者等と協議の上、次の基準に該当する樹木等を、保護地区及び保存樹木として指定できる
保存地区　次のいずれかに該当し、かつ、その集団に属する樹木が健全であり、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れていること
(1) 樹木が集団している土地の面積が300m²以上であること
(2) 樹木のある神社、寺院の境内及びその周辺で良好な環境を保っていること
保存樹木　次のいずれかに該当し、樹木が健全であり、かつ、樹容が美観上特に優れていること
(1) 1.2mの高さにおける幹の周囲が2m以上であるもの
(2) 高さが10m以上であるもの
(3) 株立ちした樹木で高さが2.5m以上であるもの
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が25m²以上であるもの
指定期間は原則として3年以上とする
所有者は、保存樹木が滅失又は枯死したとき、伐採又は譲渡しようとするときは、すみやかに市長に届け出るものとする
◇助成金の交付
緑地の保護及び緑化の推進を図るために次の事項について、予算の定めるところにより必要な助成をすることが出来る
(1) 保護地区及び保存樹木の維持管理
(2) みどりと花の普及運動
(3) 苗木の配布及び斡旋

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 197

都道府県名 埼玉県　区市町村名 上尾市　人口 200,918

■条例等

	施行年月日
上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例	73.12.25

■関連する規則等

上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例施行規則	73.12.25

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境保全と緑化推進に関する基本的な取り組みについて定めたもの
◆緑を創る
◇緑化材料の配布
市長は、緑化の推進を図るため、樹木と花の斡旋、苗木または種子の配布、緑化相談、記念樹の植樹及び配布、苗木の育成等を行う
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
次の基準による樹木または樹林の指定
樹木　高さ12m以上、2mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であるもの
樹林　市街化区域内におけるその土地の面積が1000㎡以上で、市街化調整区域内におけるその土地の面積が3000㎡以上であるもの
指定期間は10年間とする
所有者は、保存樹木が滅失又は枯死したとき、伐採又は譲渡しようとするときは、すみやかに市長に届け出るものとする
市長は、所有者等に対し必要に応じて助言及び勧告をすることが出来る
◇助成金の交付
保存樹木等の保存に関し、必要に応じ予算の範囲内で助成できる
保存樹木　1本当たり2500円
保存樹林　市街化区域1㎡当り年額40円、市街化調整区域1㎡当り年額10円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 198

都道府県名 埼玉県　区市町村名 与野市　人口 80,178

■条例等　　施行年月日

与野市緑化推進要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保護及び花と緑の育成等緑化の推進に関し必要な事項について定めたもの
◆緑を創る
◇緑化推進事業
市長は緑化の推進を図るために、苗木又は種の配布、記念植樹、緑化相談及び啓蒙活動等を行うものとする
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特に優れている樹木等を、その所有者又は管理者の同意を得て保存樹木等として指定する
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上である樹木
(2) 高さが10m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上である樹木
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上である樹木
(5) 樹林については、その集団の存する土地の面積が500㎡以上であること
(6) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが50m以上であること
所有者は、保存樹木等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない
市民は、保存樹木等が大切に保存されるよう協力しなければならない
市長は所有者等に対し、保存樹木等の枯損の防止その他の保護について必要な指導及び助言をするものとする
所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
所有権の移転の届け出があったときは、保存樹木等を保存する観点からその変更を求めることができる

◇奨励金の交付
　保存樹木等の保護について必要があると認めるときは、その所有者等に対し、奨励金を交付するものとする
◇損傷の制限
　緑を損壊した者は、その回復を図らなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 199

都道府県名 埼玉県　区市町村名 草加市　人口 208,574

■条例等

	施行年月日
草加市みどりの条例	87.4.1

■関連する規則等

草加市みどりの条例施行規則	87.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の健康で快適な生活環境を確保するため、緑化の推進及びみどりの保全に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化協定の締結
一定区域内の緑化の推進を図るため、特に必要があると認めるときは、市民とあらかじめ協議し、緑化その他必要な事項に関し、緑化協定を締結することができる
◇団体活動の支援
市長は、緑化推進団体等が行う緑化推進事業に対し、補助金の交付並びに当該事業への指導及び援助をすることができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
次に掲げる基準に該当する樹木等を、その所有者の同意を得て保存樹木等として指定できる
(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの
(2) 高さが15m以上であるもの
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30m²以上であるもの
(5) 樹木等の集団となっている面積が500m²以上のもの
(6) 生け垣をなす樹木等の集団で、その生け垣の長さが30m以上のもの
(7) その他市長が特に必要と認めるもの
市長は、所有者等に対し、保存樹木等の枯死及び損傷の防止、その他その保存に関し必要があると認めるときは助言をすることが出来る
◇損傷の制限
何人も保全樹等の損傷又は枝根の切除などは許可を得ない限り禁止されている

所有者等は、保全樹等の譲渡、移植等をするときは、市長にその旨を届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 200

都道府県名 埼玉県　区市町村名 草加市　人口 208,574

■条例等

	施行年月日
草加市みどりのまちづくり基金条例	85.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進、緑地の保全等に要する資金を積み立てるため、草加市みどりのまちづくり基金を設置することについて定めたもの

◇基金の運用
積立額は、毎年度予算で定める額及び基金の目的に添う寄付金とする
基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、緑化の推進、緑地の保全等に要する経費に充て、又は基金に編入するものとする
基金は、緑地の保全等に要する経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 201

都道府県名 埼玉県　区市町村名 越谷市　人口 289,436

■条例等

	施行年月日
越谷市みどりの推進に関する条例	73.7.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　憩いとやすらぎのある環境の形成に寄与するため、みどりの推進に関して必要な事項について定めたもの
◇緑地の提供
　開発行為をする事業者は、その開発区域内に一定の公共空地を確保し、樹木、草花等で緑化を図らなければならない
◇苗木等の配布
　家庭及び事業所等のみどりを推進するため、苗木等の斡旋に努めなければならない
　また、出生、結婚等を記念するため植樹をしようとするものに対して、記念樹等の配布を行うものとする
◇市民組織の育成
　市長は、みどりの推進に関する施策及び事業に市民の意見を反映させるとともにみどりの推進運動の母体となる市民の自主的な組織を育成することに努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 202

都道府県名 埼玉県　区市町村名 蕨市　人口 71,937

■条例等

	施行年月日
緑と花のまちづくりを推進する条例	71.12.20

■関連する規則等

緑と花のまちづくりを推進する条例施行規則	73.8.5

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑と花のまちづくりを推進するために必要な事項を定めたもの
◇基本計画等の策定
市長は、緑と花のまちづくりを推進するため総合的かつ長期的な施策を定め、市民に緑化と花の普及に努めるよう指導しなければならない
◆緑を創る
◇緑化材料の配布
市長は、緑化と花の普及をはかるため種苗等の配布又は斡旋に努めなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
次の要件を備えるものを保存樹木等として指定する
(1) 樹木は次のいずれかに該当し、樹容がすぐれていること
1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上のもの
2) 高さが10m以上のもの
(2) 樹林はその集団に属する土地の面積が300㎡以上であること
(3) その他、市長が特に必要と認めたもの
◇開発・建築行為の制限
保存樹林等の所有者は保存樹林等が滅失、又は、枯死したとき及び保存樹林を伐採し、又は他に譲渡するときは、その旨をあらかじめ市長に届けなければならない
◇補助金の交付
市長は、保存樹林等の保存に関し必要があると認めたときは、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 203

都道府県名 埼玉県　区市町村名 戸田市　人口 89,121

■条例等

	施行年月日
戸田市緑化推進条例	74.7.1

■関連する規則等

戸田市緑化推進に関する規則	74.7.1
戸田市緑化推進補助金交付規程	74.8.27

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
樹木の保全と緑化の推進に関し、必要な事項を定めたもの
◇保存樹木の指定
次の基準の1に該当する、健全な樹木、樹林、竹林及び生け垣をあらかじめ所有者等の承諾を受け、保存樹木として指定できる
(1) 幹の周囲が1m以上、又は樹高が12m以上ある樹木
(2) 繁登性で枝葉の面積が20㎡以上ある樹木
(3) 樹林、竹林が植生する土地の面積が300㎡以上であること
(4) 生け垣をなす樹木の集団で、その長さが30m以上であること
(5) その他市長が特に定める樹木
所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
市長は、保護樹木に関し、必要な助言及び指導をしなければならない
◇損傷の制限
指定の日から5年間は、保護樹木の伐採をしてはならない
◇補助金の交付
独立又は株立ち樹木　年額3000円
繁登性樹木　年額3000円
樹林、竹林　450㎡まで年額4000円　450㎡を超えるときは、150㎡までごとに2000円増
生け垣　40mまで年額3000円、40mを超えるときは10mまでごとに1000円増

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 204

都道府県名 埼玉県　区市町村名 戸田市　人口 89,121

■条例等

	施行年月日
戸田市生産緑地保全に関する条例	74.7.1

■関連する規則等

戸田市生産緑地保全に関する条例施行規則	74.7.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　☒4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市街化区域内の緑地の保全について定めたもの
◇生産緑地の指定
農地の所有者の申請に基づき、申請の日から引き続き5年以上生産を継続し、その面積が1箇所につき495㎡以上990㎡未満のものについて保全すべき農地を指定する
◇保全協定の締結
市長は、生産緑地として指定したときは、その所有者との間に生産緑地にかかる保全協定を締結するものとする
保全協定は5年の期間とする
◇土地の買取り
保全協定期間中に生産緑地を売却する場合は、市長に先買権を与えなければならない
◇奨励金の交付
生産緑地にかかる当該年度分の固定資産税及び都市計画税から、戸田市税条例附則の規定の適用がなかったものとみなして算定した税額を除いた額を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 205

都道府県名 埼玉県　区市町村名 戸田市　人口 89,121

■条例等

	施行年月日
戸田市空閑地信託要綱	71.10.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　☒2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市街地における休耕地及び空地の環境保全と土地の効率的利用を図るため、その空閑地を市に信託させることについて定めたもの
◇公園的利用
市が信託を受けた土地は、ちびっ子広場、運動場等に利用することができる、但し、堅牢な構築物等の施設を設置することはできない
信託を受けた空閑地は、原型を変えることができない、但し、水田又は水たまりの場合は、これを埋め立てることができる
信託期間は5年以上とする、但し、空閑地の所有者等が信託期間内に自己の使用に供しようとするときは、あらかじめ申し出て協議の上解約することができる
◇税の減免
信託期間中は、当該土地にかかる固定資産税、都市計画税及び下水道受益者負担金を免除又は減額することができる、但し、賃貸借の場合はこの限りでない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 206

都道府県名 埼玉県　区市町村名 入間市　人口 140,136

■条例等　　施行年月日

入間市生けがき設置奨励補助金交付要綱　79.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進と災害防止に役立たせるため、生けがきの設置を奨励し、補助金を交付することについて定めたもの
◇生けがきの基準
次の基準による生けがきを現に自己の居住する宅地に新たに設置するものに対する補助金の交付
(1) 建築基準法に規定する道路に2m以上沿っているもの、隣接境界線に沿って設置するもの
(2) 植栽する樹木の高さは80cmから1mを標準とし、樹高は概ね1.5m、樹幅は30cmに保たなければならない
(3) 植栽する樹木の位置は、道路境界線から30cm後退した線とし、角地においては角切を行うものとする、但し、ネットフェンス等を設置した場合の後退線はこの限りでない
(4) 植栽する樹木は、1mあたり5本を標準とする
(5) 植栽する樹種は、生けがきに適したものとする
◇補助金の交付
補助金の額は、毎年度予算の範囲内とし、生けがき1m当たり3000円、4万5千円を限度として交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 207

都道府県名 埼玉県　区市町村名 入間市　人口 140,136

■条例等

	施行年月日
入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例	86.4.1

■関連する規則等

入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例施行規則	86.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他				

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	☒4．土地の買取り	☒5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
入間市を緑豊かな環境にするため、樹林及び樹木の保護並びに緑化の推進について必要な事項について定めたもの
◇保護樹木等の指定
次に定める基準による樹木等の指定
(1) 樹林については都市計画法に基づく市街化区域内にある、その土地の面積が原則として500㎡以上であるもの
(2) 樹木については、原則として高さが15m以上で、地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であるもの
指定の期間は、原則として5年以上とする
保護樹林の指定を受けた所有者は、常に適正な管理を行い、地域の環境を良好に保つよう努めなければならない、又、樹木の伐採、地形の変更、所有権を他に移転しようとするときは事前に市長と協議しなければならない
◇奨励金の交付
保護樹林については、1㎡当たり20円を乗じて得た数とする
保護樹木については、1本当たり3000円とする
◇賃借又は買取り
指定した保護樹林のうち特に必要な樹林については、所有者と協議の上、その土地を保護樹林として賃借又は買い取りをすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 208

都道府県名 埼玉県　区市町村名 鳩ヶ谷市　人口 55,436

■条例等　　施行年月日

鳩ヶ谷市みどりの保全に関する要綱　85.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な自然環境を維持するため、みどりの保全に関し必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
次の基準のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れている樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定できる
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.3m以上である樹木
(2) 高さが13m以上である樹木
(3) はん登性樹木で枝葉の面積が25㎡以上である樹木
(4) 樹林については、その集団の存する土地の面積が500㎡以上であること
保存樹木等の指定をしたときは、その旨を当該保存樹木等の所有者に通知するものとする
何人も保存樹木等が大切に保存されるよう協力しなければならない
所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
市長は、所有者に対し、保存樹木等の枯損の防止、その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる
◇奨励金の交付
(1) 保存樹については、1本につき年額2000円
(2) 保存樹林については1㎡につき年額13円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 209

都道府県名 埼玉県　区市町村名 朝霞市　人口 103,430

■条例等

	施行年月日
朝霞市緑化推進条例	89.4.1

■関連する規則等

朝霞市緑化推進条例施行規則	89.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の緑地の保護及び緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの
◇保護樹木等の指定
次に定める基準の樹木等を、所有者等の同意を得て、保護地区又は保護樹木として指定できる
保護地区 (1) 樹木が集団で生育している土地で、その面積が500m²以上であるもの
(2) 樹木のある神社又は寺院の境内
(3) その他市長が特に必要と認めたもの
保護樹木 (1) 高さが12m以上で、地上1.2mの高さにおける幹の周囲が概ね1.5m以上であるもの
(2) 樹形が特に優れているもの
(3) その他市長が特に必要と認めたもの
保護地区及び保護樹木の指定期間は、3年以上とする
所有者等は、常に適切な管理を行い、当該保存樹木等を良好に保つよう努めなければならない、又、樹木が枯死又は著しく折損したとき、樹木を伐採、地形の変更、当該土地の権利を他に移転しようとするときは、市長に届け出なければならない
届出のあったものに対し、必要に応じて勧告をすることができる
◇助成金の交付
緑地の保護及び緑化の推進を図るため、技術的な助言を行うとともに、予算の定めるところにより必要な助成を行うことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 210

都道府県名 埼玉県　区市町村名 志木市　人口 63,106

■条例等

	施行年月日
宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱	86.11.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定	
B.緑を守る	☒1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務	
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関し、無秩序な事業を防止するため事業者に対し必要な指導について定めたもの
◇開発行為の制限
　500㎡以上の宅地開発、中高層建築物の建築、500㎡以上の屋外駐車場、資材置き場及びグランド等の切盛土の開発等をするときは、事前協議を行い、承認を受けること
◇公園・緑地の提供
　事業区域の面積が3000㎡以上の場合は、当該面積の3%以上の公園、緑地又は広場を確保し、その計画のついては、主管課と協議する
　この公園等の面積が300㎡以上になる場合は、市に無償譲渡するものとする
　事業を行うにあたり、志木市みどりの条例等に規定する趣旨に添うよう、、積極的に緑化推進に努めるものとする
◇規制措置
　この要綱に従わない事業者に対しては、必要に応じ、行政上の措置をとるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 211

都道府県名 埼玉県　区市町村名 志木市　人口 63,106

■条例等

	施行年月日
志木市生け垣設置奨励金交付要綱	88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進及び災害の防止に寄与するため生け垣の設置を奨励することについて定めたもの
◇生け垣の基準
(1) 幅員4m以上の道路に3m以上面するものであること、但し、幅員4m未満の道路であっても、当該生け垣の設置により幅員4m以上を確保できる道路に3m以上面するものも含む
(2) 隣接境界線にもうける生け垣
(3) 道路幅員に支障をきたさないもの
(4) 植栽する樹木の高さは1m以上とし、植栽本数は1mにつき概ね3本以上が列植された生け垣であること
(5) 生け垣に適した樹木が植栽されたものであること
◇奨励金の交付
奨励金の額は、生け垣1m辺り7000円とし、件辺り7万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 212

都道府県名 埼玉県　区市町村名 志木市　人口 63,106

■条例等　　施行年月日

志木市みどりの条例　76.3.23

■関連する規則等

志木市みどりの条例施行規則……76.3.23……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
みどりの保全及び緑化を推進するための基本的責務等を定めたもの
◇保存樹木等の指定
次の基準に該当する樹木等を、所有者等と協議の上、保存樹木等として指定できる
樹木については、高さが10m以上で、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であるもの
樹林については、その土地の面積が300㎡以上であるもの
指定期間はおおむね3年以上とする
所有者は、保存樹木が滅失又は枯死したとき、伐採又は譲渡しようとするときは、すみやかに市長に届け出るものとする
市長は、必要に応じて所有者等に助言、指導または援助をすることが出来る
◇助成金の交付
市長は、保存樹木の維持管理に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で必要な助成することが出来る
保存樹木　1本につき年額3000円とする
保存樹林　300㎡につき年額9000円とし、1㎡を増す事に年額30円を加算

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 213

都道府県名 埼玉県　区市町村名 志木市　人口 63,106

■条例等　　施行年月日

志木市家屋の新築記念樹木贈呈要項　89.2.28

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
家屋の新築者に対し、予算の範囲内において樹木を贈呈することについて必要な事項について定めたもの

◇対象者
贈呈の対象家屋は次に定めるもの
(1) 市内に建築し、自らが居住する住宅
(2) 各年度に贈呈の対象とする家屋は、その年の1月1日から12月31までに建てられたもの
(3) その他市長が別に定める基準に適合するものであること

◇樹木の贈呈
市長は、家屋の新築者に対し、原則としてツツジ2株又はモクセイ1本を贈呈するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 214

都道府県名 埼玉県　区市町村名 和光市　人口 55,567

■条例等

	施行年月日
和光市生け垣設置奨励補助金交付要綱	83.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進と災害防止に役立たせるため、一定の条件を備えた備えた生け垣の設置に対する補助金の交付について定めたもの

◇生け垣の基準
(1) 建築基準法に規定する道路で、一般の通行の用に供されていると認められる道路に3m以上添うものであること
(2) 生け垣の高さが、地上1m以上で、樹幅を0.3mに保てるものであるもの
(3) 植栽本数は、1m当たり3本を標準とし、植栽する樹木の位置は、道路境界線から概ね0.2m後退した線であること
(4) 生け垣の前面の構造物の素材が、石、コンクリート、ブロック等の場合は構造物の地上高が0.6m以下であること
(5) 盛土をして生け垣を設置する場合の盛土の地上高が0.5m以下で、かつ、生け垣の前面に構造物のないもの
(6) 植栽する樹木は、生け垣に適したものであること

◇補助金の交付
生け垣設置に要した費用が1m当たり7000円を恋えるものについては3500円を、7000円以下のものについてはその要した額の2分の1の金額とし、最高5万円を限度として交付する
石塀、コンクリート塀、ブロック塀又はレンガ塀で高さが0.6m以上のものの取り壊しを行って新たに生け垣を設置する場合は、その取り壊しについて1m当たり2000円を、その費用が2000円に満たないときは実費額を、最高2万円を限度として、前項の金額に加算するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 215

都道府県名 埼玉県　区市町村名 和光市　人口 55,567

■条例等

	施行年月日
和光市緑の保護及び緑化推進に関する条例	74.4.1

■関連する規則等

和光市緑の保護及び緑化推進に関する条例施行規則	74.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の緑の保護及び緑化の推進に関する事項を定めたもの
◇緑化計画の策定
市長は、緑の保護及び緑化のため、緑化計画を策定しなければならない
◇保全地区等の指定
次の基準に該当する地区及び樹木を、所有者等の同意を得て保全地区又は保存樹木として指定できる
保全地区は、樹木が集団している土地の面積が3000㎡以上であること、ただし、神社、寺院の境内及びその周辺を除く
保存樹木は、次の各号の通り
(1) 1.2m以上の高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの
(2) 株立ちした樹木で高さが2.5m以上であるもの
(3) 高さが10m以上であるもの
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であるもの
指定期間は原則として3年以上とする
所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇助成金の交付
保全地区　敷地面積3000㎡につき1万5千円、1000㎡を増すごとに5000円を加える、最高限度額3万円
保存樹木　1本又は1株につき2000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 216

都道府県名 埼玉県　区市町村名 新座市　人口 138,198

■条例等

	施行年月日
新座市みどりの保全及び緑化の推進に関する条例	74.4.1

■関連する規則等

新座市みどりの保全及び緑化の推進に関する条例施行規則	74.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保護及び緑化に関する基本的な取り組みについて定めたもの
◆緑を創る
◇空地の確保
一定規模以上の開発行為等を行う事業者は、その開発区域内に一定の空地を確保し市長の行う緑化施策に協力し、その指導と助言を受け入れなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
樹木については、高さ12m以上で、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であるもの
樹木の集団については、その土地の面積が2500㎡以上であるもの
所有者は、保存樹木が滅失又は枯死したとき、伐採又は譲渡しようとするときは、すみやかに市長に届け出るものとする
市長は所有者の対し保存樹木等の枯損の防止その他の保全について必要な助言及び援助をしなければならない
◇助成金の交付
市長は、必要に応じ予算の範囲内で当該樹木等管理費の一部を助成することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 217

都道府県名 埼玉県　区市町村名 新座市　人口 138,198

■条例等　　施行年月日

新座市みどりのまちづくり条例　91.4.1

■関連する規則等

新座市みどりのまちづくり条例施行規則 ..... 91.4.1.....
新座市みどりのまちづくり奨励金交付要綱..... 91.5.13.....
....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☒4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の健康で文化的な生活を確保するためみどりの保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
一定規模以上の開発行為等を行おうとするものは、緑化基準に適合するように、あらかじめみどりの保全及び緑化の推進に関する計画を作成し、市長の調整を受けなければならない
◇事実の公表
緑化計画を作成せずに開発行為を行った者に対して、当該行為の中止又は緑化計画の履行を勧告することができる
◇緑化推進地区
地域の緑化を推進するため、一定区域を緑化推進地区に定め、地域住民とともに樹木等の保全及び植栽に努める
◇緑化協定
一定区域内に存する一団の土地又は建物の所有権者等は、共同で、一定区域の緑の保全及び緑化を図るための協定を締結し、その旨を市長に届け出ることができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
次の基準に該当する樹木等をその所有者等の同意を得て、市指定保存樹木として指定できる
(1) 樹木の高さは12m以上で、地上より1.5mの高さにおける樹幹の周囲が1.5m以上のもの
(2) 樹木等が一団となって存する土地の面積概ね2500㎡以上のもの
この規定以外でも、特に保存に値すると認める樹木及び樹林を指定することができる
指定期間は概ね5年とし、原則として自動更新とする
何人も、市指定保存樹木等を損傷し、又は現状変更その他その保存に影響を及ぼす行為をしてはなら

ない
　所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇奨励金の交付
　樹木　1本当たり年額1200円
　樹木等が一団となっている土地　土地の面積1㎡当たり年額24円
　埼玉県自然環境保全条例の規定により指定された景観地、森、及び並木道に植生する樹木等　1000㎡当たり年額6000円
　緑の保全協定を締結した樹林その他の緑地　1㎡当たり年額120円
◇損傷の制限
　500㎡以上の土地の所有者又は管理者は、当該土地に存する樹木を500㎡以上伐採しようとするときは、市長に届け出なければならない
　届出に対し、必要に応じて緑化に関する指導又は助言をすることができる
◆緑と親しむ
◇みどりの保全協定
　市指定保存樹木等を除き、概ね1000㎡以上の樹林その他の緑地について、みどりの保全協定を締結することができる
◇公園的利用
　みどりの保全協定を締結した緑地について、市民憩いの森として、市民の利用に供するために必要な整備をしなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 218

都道府県名 埼玉県　区市町村名 新座市　人口 138,198

■条例等

	施行年月日
新座市緑のまちづくり基金条例	88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地の保全及び緑化の推進を図るため、新座市緑のまちづくり基金の設置について定めたもの
◇基金の運用
基金の額は5億円とする
基金の額は、目的のために寄付された現金を一般会計歳入歳出予算に計上して増額することができる
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする
市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 219

都道府県名 埼玉県　区市町村名 北本市　人口 67,449

■条例等　　施行年月日

北本市緑化推進要綱　　79.1.30

■関連する規則等

北本市緑化推進要綱施行細則……79.1.30……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地の保護と緑化の推進を図るため、必要な事項を定めたもの
◇保護地区等の指定
市長は、良好な自然環境を保全するために必要があると認めるときは、所有者等と協議の上、次の基準に該当する樹木等を、保護地区または保存樹木として指定できる
保護地区　おおむね0.5ha以上の規模の区域であること
保護樹林　1.5mの高さにおける幹の周囲が2m以上、または市長が特に必要と認めたもので、かつ、健全に育成しているもの
指定期間は5年とし、状況に応じて更新することが出来るものとする
◇協定の締結
保護地区等の指定をしたときは、当該所有者等と自然環境保全協定を締結するものとする
◇助成金の交付
市長は、保護地区等の維持管理に関し、必要に応じて予算の範囲内で管理費の一部を助成することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 220

都道府県名 埼玉県　区市町村名 八潮市　人口 72,887

■条例等

	施行年月日
八潮市緑化推進及び緑の保全に関する条例	85.4.1

■関連する規則等

八潮市緑化推進及び緑の保全に関する条例施行規則	85.4.1
八潮市保存樹木等奨励金交付要綱	85.4.1
八潮市生垣設置等奨励金交付要綱	85.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☐4．草花による修景	☐5．屋上・壁面緑化	☐6．室内緑化	☐7．その他	☐8．努力規定
B.緑を守る	☐1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☐4．水辺保全	☐5．生物保全	☐6．その他	☐7．努力規定	
C.緑と親しむ	☐1．農園的利用	☐2．公園的利用	☐3．その他					

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	☐2．税の減免	☐3．技術的な援助	☐4．団体活動の支援	☐5．建築規制の緩和	☐6．緑化材料の配布	☐7．基金の運用	☐8．その他
B.規制策	☐1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	☐3．罰則規定	☒4．緑化義務	☒5．公園・緑地の提供	☐6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☐3．協定の締結	☐4．土地の買取り	☐5．土地の貸借	☐6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化を推進し、緑の保全と回復を図るため、必要な事項について定めたもの
◆緑を創る
◇緑の基本計画の策定
市長は、緑化の推進及び緑の保全等に関する緑の基本計画を定めなければならない
◇公園・緑地の提供
市街化区域内において2000㎡以上の宅地造成事業を行おうとする者及び商業、工業団地造成業者は事業対象面積の3%以上の公園緑地を造成し、緑化に努めるものとする
◇緑化義務
工場等以外の建築物で商業、近隣商業地域内のものを除く500㎡未満の建築物は、敷地面積の10%以上の植栽地を設けること、植栽標準本数は、10㎡当たり低木20本以上とする
工場等及び商業、近隣商業地域内のものを除く500㎡以上の建築物については、1000㎡以上の場合、敷地面積の20%以上、500㎡～1000㎡の場合、敷地面積の15%以上、500㎡未満の場合、敷地面積の10%以上の植栽地を設けること、植栽標準本数は20㎡当たり高木1本及び低木20本以上とする
商業、近隣商業地域内の建築物、個人住宅、及び店舗、共同住宅等の内500㎡未満のものについては、当該敷地の10%以上の植栽地を設けること、植栽標準本数は10㎡当たり3本以上とする
◇助成金の交付
緑化の推進及び緑の保全を図るため緑と花の普及運動等に対して予算の範囲内において必要な助成をすることができる
◇生け垣の基準
奨励金交付の対象となる生け垣の基準は次の通り
(1) 生け垣は、新たに設置するもので、幅員が4m以上の道路に面し、生け垣の位置が幅員4mの道路を確保できるもの

(2) 樹木の高さが90cm以上であり、本数が1mにつき3本以上であること
(3) 生け垣の延長が3m以上で、原則として連続しているもの
(4) 樹木は、1mにつき3本以上列植され、かつ、生育状態が良好であること

◇奨励金の交付

生け垣の長さ1mにつき2000円とし、最高限度額は3万円とする

◆緑を守る

◇保存樹木等の指定

次のいずれかに該当し、樹容が優れている樹木又はその集団を、保存樹木又は保存樹林として指定できる

(1) 1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上である樹木
(2) 高さが10m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上である樹木
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が25㎡以上である樹木
(5) 樹林については、樹木の一集団の占める土地の面積が200㎡以上であること
(6) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが30m以上であり、かつ、高さが2m以上あること
(7) その他特に市長が必要と認めるもの

保存樹木等は、あらかじめその所有者と協議のうえ指定する

所有者は、保存樹木等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない

市民は、保存樹木等が大切に保存されるよう協力しなければならない

所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない

◇奨励金の交付

保存樹木　1本目2000円以内、2本目以降1本につき500円以内、限度額1万円
保存樹林　1㎡当たり30円
保存生垣　1m当たり200円、限度額2万円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 221

都道府県名 埼玉県　区市町村名 八潮市　人口 72,887

■条例等

	施行年月日
八潮市緑化推進要綱	74.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	☒5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の回復と保全に対する取り組みについて定めたもの
◆緑を創る
◇公園・緑地の提供
市街化区域内において2000㎡以上の宅地造成事業を行おうとする者及び商業、工業団地造成業者は事業対象面積の3%以上の公園緑地を造成し、緑化に努めるものとする
◇緑化義務
商業、近隣商業地域内の建築物、個人住宅、及び店舗、共同住宅等の内500㎡未満のものについては、当該敷地の10%以上の植栽地を設けること、植栽標準本数は10㎡当たり3本以上とする
その他の建築物及び工場等については、新設あるいは増設の場合、敷地面積の20%以上の植栽地を設けること、既存の場合敷地面積から建築面積を除いた面積の30%以上の植栽地を設けること、植栽標準本数は20㎡当たり高木1本及び低木3本以上とする
◇緑化推進事業
市長は緑化の推進を図るために、苗木の配布及び斡旋、記念植樹、緑化相談等を行うものとする
◇補助金の交付
緑化指導基準に基づき緑化しようとするときは、予算の範囲内において当該費用の一部を補助することができる
◆緑を守る
◇保全地域の指定
良好な自然環境及び必要と認める地域を、緑地保全地域として指定できる
◇開発・建築行為の制限
保全地域内において、建築・開発行為、樹木の伐採等をするときは、市長の承認を得なければならない
◇保存樹木等の指定

次のいずれかに該当し、樹容が優れている樹木又はその集団を、保存樹木又は保存樹林として指定できる

(1) 1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上である樹木
(2) 高さが10m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが2.5m以上である樹木
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が25㎡以上である樹木
(5) 樹林については、その土地の面積が300㎡以上であること
(6) いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが30m以上であること
(7) その他特に市長が必要と認めるもの

指定にあたっては、あらかじめその所有者又は管理者の承諾を必要とする

所有者は、保存樹木等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない

市民は、保存樹木等が大切に保存されるよう協力しなければならない

所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない

◇奨励金の交付

保存樹木等の保存に関し、必要があると認めたときは、予算の範囲内で奨励金を交付することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 222

都道府県名 埼玉県　区市町村名 富士見市　人口 94,963

■条例等　　施行年月日

みどりの保護及び緑化の推進に関する条例

■関連する規則等

みどりの保護及び緑化の推進に関する条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
みどりの保護及び緑化の推進を図るため必要な事項を定めたもの
◇施策
市長は、みどりの保護及び緑化を推進するために、誕生記念樹の配布、苗木の育成、生け垣の育成、緑化協定の推奨、緑地・公園の設置、その他必要な事項について定めるものとする
◇保存樹木等の指定
次の基準に該当する樹木等をその所有者の同意を得て保存樹木等として指定できる
(1) 樹木の高さは12m以上で、地上より1.2mの高さにおける樹幹の周囲が2m以上のもの
(2) 樹木等が一団となって存する土地の面積概ねが2000㎡以上のもの
この規定以外でも、特に保存に値すると認める樹木及び樹林を指定することができる
指定期間は3年以上とする
所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇助成金の交付
保存樹木　1本につき年額1000円
保存樹林　100㎡当たり年額1000円、但し、1保存樹林につき3万円を最高限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 223

都道府県名 埼玉県　区市町村名 三郷市　人口 130,847

■条例等

	施行年月日
三郷市市民農園補助金交付要綱	80.5.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	☒1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
農業者が市民のために開園する農園（市民農園）に対し交付する補助金に関して定めたもの
◇補助金対象の指定
次の各号に掲げる要件を備える市民農園が補助金を受けることができる
(1) 市街化区域内の農地であること
(2) 農園の面積は、おおむね2000㎡以上であること
(3) 1区画の面積は、15㎡であること
(4) 設置期間は、4年以上であること
(5) 施設設備をすること
◇補助金の交付
補助対象は市民農園の経営に要する施設設備（休憩場、農具舎、便所、雑用水、フェンス等）とする

補助額は、設備費の2分の1以内とし、1農園200万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 224

都道府県名 埼玉県　区市町村名 坂戸市　人口 95,532

■条例等

	施行年月日
坂戸市樹木等の保存及び緑化の推進に関する条例	87.4.1

■関連する規則等

坂戸市樹木等の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則	87.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
樹木、樹林、竹林及び生け垣の保存と緑化の推進について必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
次に定める樹木等を、その所有者の承諾を受け、保存樹木等として指定できる
(1) 独立樹木については、高さが15m以上であって、かつ1.5mの高さにおける幹の周囲が2m以上であること
(2) はん登性の樹木については、枝葉の面積が25m²以上であること
(3) 樹林及び竹林については、植生する土地の面積が都市計画法の規定による市街化区域にあっては1000m²以上、市街化調整区域にあっては3000m²以上であること
(4) 生け垣については、植生後10年以上のものでその長さが50m以上であって、かつ、高さが1.2m以上であること
指定期間は5年とする、但し、当該保存樹木の状態により更新することが出来る
所有者は、保存樹木が滅失又は枯死したとき、伐採又は譲渡しようとするときは、すみやかに市長に届け出るものとする
◇補助金の交付
基準により、樹木等に対し予算の範囲内において補助することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 225

都道府県名 埼玉県　区市町村名 大井町　人口 38,341

■条例等

	施行年月日
大井町みどりの条例	74.1.1

■関連する規則等

大井町みどりの条例施行規則	74.11.13

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☒ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☒ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☒ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　すべての町民が健康で快適な生活が営めるよう自然と生活の調和した良好な自然環境を保全するため緑地及び樹木等の保護回復、緑化の推進に関して必要な事項を定めたもの
◇計画の策定と公表
　町長は、緑地及び樹木等の保全、緑化の推進のための計画を策定し、これを公表しなければならない
◆緑を創る
◇事業
　町長は次に掲げる事業の推進に努めなければならない
　(1) 緑地及び樹木等の保全
　(2) 学校、保育所、公園、緑地、その他の公共用地の緑化推進
　(3) 家庭、工場、事務所などの緑化の推進
　(4) 町民及び事業者の行う緑化に関する事業に関し、必要な助言、指導、又は技術的援助
◇緑化義務
　宅地開発事業者は、宅地開発行為等にあたっては一定の基準に基づいて現存する樹木等を保存し、更に植樹するなど町の行政指導に従わなければならない
◇緑化材料の配布
　町長は緑化推進のために必要な苗木の斡旋や家庭緑化推進のための苗木無償配布等の助成措置を行うことができる
◆緑を守る
◇緑地保護地区の指定
　町長は、良好な環境を確保するため、必要があると認めるときは、所有者等と協議し、別に定めるところにより一定の区域を緑地保護地区として指定することができる
◇保存樹木等の指定
　町長は、良好な環境を確保するため及び美観、風致を維持するために必要があると認める樹木等につ

いては、所有者等と協議し、別に定めるところにより保存樹木等として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
　緑地保護地区及び保存樹木等の指定を受けた所有者等は、樹木を伐採するとき、樹木が枯死又は著しく折損したとき、所有権を他に移転しようとするとき等に町長に届け出なければならない
◇管理委託協定の締結
　町長は、緑地保護地区及び保存樹木等に指定したものを所有者等に管理を委託することができる　又この際、維持管理に要する経費の一部として一定額の管理委託料を支払う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 226

都道府県名 埼玉県　区市町村名 大井町　人口 38,341

■条例等　　施行年月日

大井町生垣設置補助金交付要綱

■関連する規則等

大井町補助金等の交付に関する規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
大井町が、緑化の推進と災害防止に役立たせるため、生垣を設置するものに対し、当該設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することを定めたもの
◇補助対象の指定
補助対象となるのは、現に自己の居住する宅地に生垣を設置する場合及び、その宅地に既存塀を取り壊して、生垣を設置する場合のいずれかである　又、その生垣は一定の要件を備えていることが必要とされる
◇補助金の額
補助金は、生垣1mにつき5000円とし、3万円を限度とする　又、既存塀に関しては、1mにつき3000円とし、2万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 227

都道府県名 埼玉県　区市町村名 大井町　人口 38,341

■条例等

	施行年月日
大井町公園愛護会に対する報奨金交付要領	82.10.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
公園の良好な環境づくりに協力した愛護会に対し、報奨金を交付することを定めたもの
◇公園の定義
この要領において「公園」とは、面積500㎡以上の都市公園法に規定する都市公園及び町が設置した公園又は緑地をいう
◇交付の対象となる行為の指定
報奨金は、愛護会が行う公園の清掃及び除草その他公園の円滑な利用を図るため必要な行為について交付する
◇報奨金の額
報奨金は、1つの公園に2万円及び当該公園の面積1㎡につき年額45円の割合で計算した額を合算した額とする　又、報奨金は、毎年6月、12月、3月に交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 228

都道府県名 埼玉県　区市町村名 三芳町　人口 35,417

■条例等

	施行年月日
三芳町みどり保全条例	79.4.1

■関連する規則等

三芳町みどり保全条例施行規則	79.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	☒8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
三芳町におけるみどりの環境を保全するため、緑地及び樹木等の保護回復、緑化推進に関する必要事項を定めたもの
◇定義
本条例において「みどり」とは、樹木、樹林等（竹林を含む）をいい、「緑化」とは、官公庁、公共施設、工場、事業所及び一般家庭に樹木等を植栽し、並びに既存の樹木を保護することをいう
◆緑を創る
◇事業
町長は、緑化の推進を図るため、次の事業を行うものとする
1）保存樹木等の指定及び助成　2）苗木、種子等の配布　3）樹木、花の選定及び斡旋
4）記念植樹　5）緑化相談　6）緑化週間、緑化月間の開催　7）その他緑化に関する事業
◇緑化義務
宅地開発事業者は、宅地開発行為等にあたっては、現存する樹木等を最大限に残し、更に植樹するなど、町の指導に従わなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
町長は、次に定める基準により保存すべき樹木及び樹林を保存樹木等として指定することができる
(1) 樹木については、高さが10m以上で、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であるもの
(2) 樹木の集団については、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の土地の面積が市街化区域にあっては100㎡以上、市街化調整区域にあっては1000㎡以上であるもの
(3) その他みどり保全上、町長が特に必要と認めるもの
◇開発・建築行為の制限
保存樹木等の指定を受けた所有者等は、保存樹木等の伐採をしようとするとき、保存樹木等が滅失、枯死又は著しく折損したとき、所有権を移転しようとするとき等には町長に届け出なければならない

◇助成金の交付

町長は、指定した保存樹木等につき、当該保存樹木等を管理している者に対し、保存樹木については、1本につき年額1000円、保存樹林については、100㎡当たり、市街化区域内は年額1000円、市街化調整区域内は年額200円の助成金を管理費の一部として交付することができる

◇管理委託

町長は、指定した保存樹木等につき、当該所有者等から管理委託の申請があった場合においては、所有者と協議の上必要な措置をとるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 229

都道府県名 埼玉県　区市町村名 三芳町　人口 35,417

■条例等

	施行年月日
三芳町みどりの保護育成及び活用に関する条例	90.4.1

■関連する規則等

三芳町みどりの保護育成及び活用に関する条例施行規則	90.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	☒5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
みどりの保護、育成及び緑陰の活用をすすめる上で必要な事項について定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
町長は、1000m²以上の一団の土地の所有者に対して、緑化の指導を行うことができる　又、私有地の所有者に対して、その所有地に属するブロック塀等を生け垣に改造し、あるいは新たに生け垣を造成するように奨励することができる
◆緑を守る
◇三芳の森の指定
次の基準に該当する面積5000m²以上の地域を三芳の森として指定する
(1) 樹木、樹林、草生地等が所在する地域のうち、良好な自然状態で保持され、その保全を図ることが必要な地域
(2) 植物の生息地であって、これらの保護又は繁殖を図ることが必要な地域
(3) 社寺林等でその存在が町民の生活環境工場に寄与している地域
◇保存樹木等の指定
一定の要件を満たす樹木又は樹林を、特別保存樹木、保存樹木又は保存樹林として指定する
◇助成金の交付
町長は、みどりの保護、育成及び緑化を推進するため、新たに生け垣を造成する者、保存樹木等を所有する者に対し、その造成費用、維持管理費用の一部を一定の基準に基づいて助成することができる
◇みどりの存する土地の買取り・貸借
町長は、良好な自然環境を確保するため、特に必要と認めるみどり又は、みどりの存する土地を借り受け、又は買い入れるように努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 230

都道府県名 千葉県　区市町村名 千葉市　人口 833,716

■条例等

	施行年月日
千葉市環境保全基本条例	71.6.30

■関連する規則等

緑化の推進推進および樹木等の保全に関する条例	71.6.30
千葉市環境保全基本条例施行規則	71.6.30
千葉市保存樹木等の指定事務取り扱い要項	76.11.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	☒ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	☒ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の確保に関する基本的な事項を定め、もって現在および将来の市民の福祉の増進を図ることを目的と定めたもの

◇保存樹木等の指定
保存樹木等の指定基準は以下の通りとする
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること、ただし、株立ちした樹木は、1.5mの高さにおける幹の周囲の和に50%乗じた数が1.2m以下であること
(2) 樹木の集団については、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団に存する土地の面積が300㎡以上であること

◇奨励金の交付
奨励金の額は以下の額となる
(1) 保存樹木については、1本当たり年額2000円とする
(2) 保存樹林については、土地の面積に応じ、1㎡当たり年額5円とする

◇協定の締結
市長は、保存樹木等の指定をしようとする樹木等の所有者の承認を得るときは、樹木等保存協定書により所有者と保存協定を締結することにより承諾を得る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 231

都道府県名 千葉県　区市町村名 千葉市　人口 833,716

■条例等　　施行年月日

緑化の推進および樹木等の保全に関する条例　71.6.30

■関連する規則等

緑化の推進および樹木等の保全に関する条例施行規則 71.6.30
千葉市保存樹木等の指定事務取扱要綱 76.11.1
千葉市保存樹木等奨励金交付要綱 76.11.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進および樹木等の保全に関し必要な事項を定めたもの
◇技術的な援助
市長は、市民が行う緑化に関する事業に関し必要な助言、指導又は技術的援助をしなければならない
◇保存樹木等の指定
市長は、良好な環境を確保するため、又は美観風致を維持するため必要があると認めるときは、次に定める基準に該当する樹木、又はその集団を保存樹木又は保存樹林として指定することができる
(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全であること
・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
・株立ちした樹木は、1.5mの高さにおける幹の周囲の和に50％を乗じた数が1.2m以上であること
(2) 樹木の集団については、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の存する土地の面積が300m²以上であること
◇伐採等の届出
所有者は、保存樹木等を伐採し、又は他に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない
◇補助金の交付
市長は、保存樹木等の保存に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる
補助金の額は、次の各号に定めるところにより算定して得た額とする
(1) 保存樹木については、1本当たり年額2000円とする
(2) 保存樹林については、その存する土地の面積に応じ、1m²当たり年額5円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 232

都道府県名 千葉県　区市町村名 千葉市　人口 833,716

■条例等　　施行年月日

緑と水辺の基金条例　84.4.1

■関連する規則等

緑と水辺の基金条例第5条に関する事務取扱要綱 …… 90.3.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□ 1．空地の確保　□ 2．生け垣設置　□ 3．植樹・植林　□ 4．草花による修景
□ 5．屋上・壁面緑化　□ 6．室内緑化　□ 7．その他　□ 8．努力規定

B.緑を守る
□ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☒ 4．水辺保全
□ 5．生物保全　□ 6．その他　□ 7．努力規定

C.緑と親しむ
□ 1．農園的利用　□ 2．公園的利用　□ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□ 1．補助金の交付　□ 2．税の減免　□ 3．技術的な援助　□ 4．団体活動の支援
□ 5．建築規制の緩和　□ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　□ 8．その他

B.規制策
□ 1．開発・建築行為の制限　□ 2．採取・損傷の制限　□ 3．罰則規定　□ 4．緑化義務
□ 5．公園・緑地の提供　□ 6．その他

C.その他
□ 1．基本計画等の策定　□ 2．対象・地域の指定　□ 3．協定の締結　□ 4．土地の買取り
□ 5．土地の貸借　□ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑と水辺を活かした快適な都市環境を創造するために設置する緑と水辺の基金について定めたもの
◇基金の運用
基金は、次の各号に掲げる経費の財源に充てる場合には、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる
(1) 公園整備事業の推進および公園施設の管理運営に必要な経費
(2) 緑と水辺の環境を整備し、保全する事業に必要な経費
ここで「緑と水辺の環境を整備し、保全する事業」とは
・樹林・樹木の保全等民有地の緑化を図る自然緑地の保全事業
・市街化区域内の森林保全を行う森林関連事業
・海、川等の水辺の環境整備事業
(3) 緑化思想の啓蒙および普及に必要な経費

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 233

都道府県名 千葉県　区市町村名 千葉市　人口 833,716

■条例等

	施行年月日
千葉市市民の森設置事業実施要綱	76.11.1

■関連する規則等

千葉市市民の森維持管理業務協力団体等報奨金交付要綱	87.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による彩景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	☒2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	☒4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	☒5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保全を図るとともに、市民に自然の恩恵を十分享受できるいこいの場を提供するため、保存樹林の存する土地その他の自然環境地を市民の森として設置することに関し必要な事項を定めたもの
◆緑を守る
◇市民の森の指定
以下のものを基準として設置する
(1) 保存樹林の存する土地
(2) 主として樹木により形成されている自然環境地で、風致もしくは景観が優れているもの又は、特異な植物の自生地
(3) (1)、(2) に隣接し、市民の森としての利用上又はその景観を保全する上で必要な土地
◇補助金の交付
市民の森の土地の提供者には使用貸借契約により借り上げた土地の面積に応じ、1㎡当たり年額10円を支払う
◇土地の貸借
市長は、市民の森を設置する場合は、当該土地についてその所有者と使用貸借契約を締結するものとし、契約期間は10年とする
◆緑と親しむ
◇団体活動の支援
以下のことを行う団体には報奨金を交付する
(1) おおむね月2回以上の園内のごみの掃除
(2) 清掃後のごみの袋詰め
(3) 市民の森施設の損壊等の連絡
(4) その他市民の森の維持管理に関すること
◇補助金の交付

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 234

都道府県名 千葉県　区市町村名 千葉市　人口 833,716

■条例等

	施行年月日
千葉市市民農園設置管理要綱	84.2.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな生活環境の設備・促進に寄与するため気軽に農業に接する場を市民に提供し、園芸に係わる知識の啓蒙・普及を図り、合わせて太陽のもとで健全な余暇活動を通して家族及び地域社会とのコミュニケーションを深める場として、市民農園を設置・管理することを目的と定めたもの

◇農園的利用
設置基準
(1) 市民農園の規模は、1農園おおむね1000㎡以上とする
(2) 市民農園内の1区画当たりほ場面積は、12㎡とする
(3) 市民農園には、それぞれ水道・トイレ・ゴミ捨て場・表示板を整備する
(4) 市民農園の設置期間は、おおむね5年以上とする

◇利用者資格
市民農園の入場利用を申し込めるものは、市内に在住または市内に通勤するものの世帯とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 235

都道府県名 千葉県　区市町村名 千葉市　人口 833,716

■条例等　　施行年月日

第8回千葉市緑と水辺のまちづくり強調月間関連行事実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
第8回千葉市緑と水辺のまちづくり強調月間にあたり関連事業を実施し、緑化の推進及び緑化思想の普及啓発を図ることを定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 236

都道府県名 千葉県　区市町村名 市川市　人口 434,460

■条例等　　施行年月日

市川市環境美化条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
安全で清潔な街づくりを目指すため、市民と市が一体となって市域の環境美化を推進し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的と定めたもの
◇補助金の交付
市長は緑地保全、緑化推進する市民又は事業者に対し必要な助成を行うことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 237

都道府県名 千葉県　区市町村名 市川市　人口 434,460

■条例等　　施行年月日

市川市緑の保全及び緑化の推進に関する基本要綱　74.7.10

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
みどりの保全及び緑化の推進に必要な基本事項を定め、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的と定めたもの
◇地域の指定
(1) 緑地の保全　市内に生育する樹林については、保存指定又は所有者と緑地保全協定を締結する等緑地の保全に努めるものとする
(2) 市民の森の設置　一団の良好な樹木においては、これを市民の憩いの場とするため、市民の森として設置する
◇補助金の交付
市長は、みどりの保全及び緑化の推進について必要があると認めるときは、予算の範囲内において助成することができる
◇協定の締結
山林及び斜面緑地の所有者は緑地保全協定を、市民は、緑化協定を結ぶことに努めること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 238

都道府県名 千葉県　区市町村名 市川市　人口 434,460

■条例等

	施行年月日
市川市緑化対策事業補助金交付要綱	78.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
事業の経費の一部として予算の範囲内において交付する補助金について必要事項を定めたもの
◇補助金の交付
他の条例等の定める一定の基準において緑地1m²当たり15円、20円、30円がある

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 239

都道府県名 千葉県　区市町村名 市川市　人口 434,460

■条例等　　施行年月日

市川市樹木銀行設置要綱　76.1.1

■関連する規則等

市川市樹木銀行樹木交付実施要綱　76.1.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

本市は、市内の各家庭で必要としなくなった樹木を買い取り、これを育成して公共施設等の緑化に活用し、もってみどりの保存と緑化の推進を図るため、市川市北国分苗圃に市川市樹木銀行を設置する

◇緑の銀行

(1) 樹木の引き取り　市内の各家庭で必要としなくなった樹木について、引き取りを行う、ただし、特別の場合を除き、引き取り対象は市の職員が作業を行える範囲とし、引き取り時期は樹木移植適期とする

(2) 樹木の管理　引き取った樹木について、肥培管理を行い、緑化用樹木として育成する

(3) 交付　引き取った樹木等を、公共施設等で、市長の認めるものに対し、交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 240

都道府県名 千葉県　区市町村名 船橋市　人口 529,414

■条例等

	施行年月日
船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	73.10.1

■関連する規則等

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例施行規則	74.5.1
船橋市宅地開発事業に関する要綱	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒ 1．空地の確保	☐ 2．生け垣設置	☐ 3．植樹・植林	☐ 4．草花による修景	☐ 5．屋上・壁面緑化	☐ 6．室内緑化	☐ 7．その他	☐ 8．努力規定
B.緑を守る	☐ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	☐ 4．水辺保全	☐ 5．生物保全	☐ 6．その他	☐ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	☐ 1．農園的利用	☐ 2．公園的利用	☐ 3．その他					

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	☐ 2．税の減免	☐ 3．技術的な援助	☐ 4．団体活動の支援	☐ 5．建築規制の緩和	☐ 6．緑化材料の配布	☐ 7．基金の運用	☐ 8．その他
B.規制策	☐ 1．開発・建築行為の制限	☒ 2．採取・損傷の制限	☐ 3．罰則規定	☐ 4．緑化義務	☒ 5．公園・緑地の提供	☐ 6．その他		
C.その他	☐ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	☐ 3．協定の締結	☒ 4．土地の買取り	☐ 5．土地の貸借	☐ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保存と緑化の推進を図ることにより、良好な自然環境を維持し、もって市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇公園・緑地の提供
緑地
樹林地を開発する場合に確保する施設緑地については、原則として市に無償で帰属するものとする
公園
公園は以下のような基準で設置する
3階以上の中高層住宅
0.05～0.3ha　1.5㎡/戸又は開発面積の1.5%のいずれか大きい方
3.0～　3.0㎡/戸又は開発面積の3.0%のいずれか大きい方
低層住宅テラスハウス
0.05～0.3ha　開発面積の1.5%
3.0～　開発面積の3.0%
◆緑を守る
◇樹木等の指定
指定樹木等の基準は以下の通りとする
(1) 独立樹木は、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木で、かつ、高さが15m以上の樹木であって樹容が美観上特に優れているもの
(2) 樹林については当該樹林の存在する土地面積が300㎡以上のもの
(3) 延長30m以上の生け垣をなす樹木については、樹容が美観上特に優れているもの　等
◇補助金の交付
助成金は以下のものを基準に交付される

(1) 独立樹木は、1本につき、年額5000円以内とする
(2) 樹林は、当該樹林の存在する土地面積1㎡につき、年額30円以内とする
(3) 生け垣をなす樹林は、当該樹林の延長1mにつき、年額100円以内とする

◇損傷の制限

保存樹木等を伐採しようとするものは、あらかじめその旨を市長に提出しなければならない

◇土地の買取り

市長は、指定解除を申請した所有者から、指定樹木等（土地も含む）を買い入れるよう申請があったときは、特に必要があると認める指定樹木等について、買い入れることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 241

都道府県名 千葉県　区市町村名 船橋市　人口 529,414

■条例等

	施行年月日
船橋市緑化推進事業助成金交付要綱	82.4.1

■関連する規則等

緑化推進団体助成金交付要領	87.6.1
生け垣設置に対する助成金交付要領	87.7.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
市長が実施する緑の保全及び緑化推進に関する施策に協力して緑化を推進する事業を施行した者にたいし、船橋市緑化推進事業助成金を交付することに関し、必要な事項を定めたもの
◇補助金の交付
助成金の額は、以下に定めたものとする
(1) 緑化推進協力助成金　事業に係る啓蒙、宣伝等に要した事務的経費、配布用種苗の購入に要した費用及び樹木の植栽に要した費用の合計額の2分の1に相当する額とする、ただし、当該金額が50万円を超えるときは、50万円とする
(2) 緑化推進団体助成金　植栽用樹木の購入に要した費用の2分の1に相当する額とする、ただし、当該金額が10万円を超えるときは、10万円とする
(3) 緑化推進協力助成金　植栽用樹木の購入に要した費用の2分の1に相当する額とする、ただし、当該金額が20万円を超えるときには、20万円とする
(4) 植栽推進助成金　植栽用苗木の購入に要した費用の2分の1に相当する額とする、ただし、当該金額が3万円を超えるときは、3万円とする
緑化推進協力助成金
(1) 助成金の交付は、年一回とする
(2) 植栽する場所は、永く保存できる場所であり、かつ、植栽する樹木は、健全であること
(3) 市等の公共団体から、緑化推進事業に係わる補助金及び助成金の交付を受けていない団体であること
助成金の額は、植栽に要する経費の2分の1とする、ただし、20万円を限度とする
◇生け垣の基準
(1) 住宅用地で、公衆用道路に面する部分に設置する生け垣であること、ただし1用地について1回限りとする
(2) 生け垣として植栽する樹木の高さは、1m以上で、かつ、生け垣の長さは、5m以上であること

(3) 生け垣の植栽方法は、1m当たり2本以上であること
(4) 植栽する樹木は健全なものであること

◇補助金の交付

ブロック塀等を生け垣に改造

取り壊し費　1m当たり1000円　限度額1万5千円

植栽樹木費　1m当たり3000円以内　限度額4万5千円

生け垣の新設

植栽樹木費　1m当たり3000円以内　限度額4万5千円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 242

都道府県名 千葉県　区市町村名 松戸市　人口 454,205

■条例等

	施行年月日
松戸市緑を守る条例	72.7.1

■関連する規則等

松戸市緑を守る条例施行規則	72.9.29
松戸市緑を守る助成金交付要綱	73.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が良好な生活環境の中で健康で安全かつ快適な生活を営むため、自然を保護するとともに緑化を推進し、太陽豊かな街づくりを図ることを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇緑と花いっぱい運動
市長は、うるおいのある明るい住みよい街づくりのために、市民および市長および事業者とともに緑と花いっぱい運動を実施するものとする
市長は、前項の運動を実施するため、期間を定め各種行事を行うものとする
◆緑を守る
◇保護地区等の指定
保護地区等の基準は以下のものとする
(1) 保護地区については、次のいずれかに該当するものとする
樹木が集団している土地の面積が300㎡以上であること
樹木のある神社・寺院の境内
(2) 保護樹木については、次のいずれかに該当するものとする
樹形が特に優れているもの
1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの
株立ちした樹木で、高さ2.5m以上であるもの
高さ10m以上であるもの
はん登性樹木で、枝葉の面積が25㎡以上であるもの
◇補助金の交付
(1) 保護地区については、土地の面積1㎡につき、年額20円とする
(2) 保護樹木については、1本につき、年額2000円とする
◇開発・建築行為の制限

保護地区内に於いて樹木を伐採しようとする者および保護樹木を伐採しようとする者は、市長にその旨を届け出なくてはならない

◇協定の締結

市民および事業者は、一定区域の緑化を推進するため、あらかじめ市長と協議し、当該区域内の土地所有者全員の合意により緑化協定をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 243

都道府県名 千葉県　区市町村名 松戸市　人口 454,205

■条例等

	施行年月日
松戸市まちづくり指導要綱	74.1.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市における無秩序な市街化を防止し、生活環境の整備と住民福祉の増進を図るために、必要な公共施設及び公益施設等の整備基準と負担区分を定めることによって、均衡ある発展を図り、もって、「緑と太陽に恵まれた明るい住みよい街」を実現することをもくてきと定めたもの

◇公園・緑地の提供

(1) 公園緑地の確保

事業者は、公園緑地を次により確保し、市に無償で提供するものとする、ただし、土地区画整備事業の完了区域及び施工中の区域並びに近隣商業地域及び商業地域については、この限りではない

(2) 公園緑地等の条件

公園緑地の用地は、次の基準に適合していなければならない
原則として幅員4m以上の公道に面していること
危険な斜面を含まないこと
面積は、公園緑地として利用できる有効面積とし、擁壁、のり面等の面積は算入せず、形状はまとまりのある整形とする　等

(3) 公園緑地内の緑化等

事業者は自らの負担において、次により公園緑地内の緑化等を行うものとする
用地の30%以上を植栽地として確保し、以下の基準で植栽せねばならない
上木　規格　目通り35cm以上　　植栽地㎡当たり本数　0.2本
中木　規格　高さ2m以上　　植栽地㎡当たり本数　0.2本
下木　規格　高さ60cm幅50cm　植栽地㎡当たり本数　20本

◇対象の指定

(1) 住宅建設事業　一定の基準に基づく面積
(2) 住宅建設以外の事業　事業面積の3%以上の面積
(3) (1) (2) での算出した面積が300㎡に満たないときは、別途協議することができる。

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 244

都道府県名 千葉県　区市町村名 野田市　人口 16,282

■条例等

野田市宅地開発指導要綱	施行年月日 78.6.16

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	☒ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

野田市の区域における宅地開発について必要な事項を定め、無秩序な宅地開発を規制し、開発区域及びその周辺区域における災害を防止するとともに良好な生活環境の保全と健全な都市の発展を図ることを目的と定めたもの

◇公園・緑地の提供

開発区域面積が0.3ha以上の宅地開発にあっては、次に定めるところにより開発区域面積の5%以上を公園緑地を当該区域の規模及び予定建築物の用途並びに当該区域の周辺の状況を勘案し、有効に利用できるよう設置すること

(1) 公園は、公園緑地面積の70%以上であること

(2) 公園は、開発区域面積に応じ次の箇所数を適切に配置すること

～5ha 1～2箇所　5～10ha　1～2箇所　10～25ha　2～4箇所　25～　4～5箇所

(3) 緑地は、自然の地形及び環境の保全に留意して整備すること

(4) 開発区域内に樹木等が存する場合は、可能な限り当該樹木等の保存に努めるとともに、やむを得ず処分するときは、これに代る樹木を他の緑地又は未利用地若しくは公共施設の用に供する土地の適切な場所に植栽すること

(5) 高圧線下には、原則として緑地とすること

(6) 開発区域内に農業用水等のため池がある場合は、当該ため池等の管理者と協議の上これを緑地として保全するよう努めること

(7) 住宅地開発にあって各式地の境界にへいを設置するときは、コンクリート製品又は鋼板等を避け、植樹、植栽によるように努めること

(8) 学校、保育所、幼稚園等公共公益施設についても市長と協議の上植樹すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 245

都道府県名 千葉県　区市町村名 野田市　人口 116,282

■条例等　　施行年月日

野田市緑地保存に関する実施要綱　　84.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
野田市民憲章及び野田市総合計画に盛り込まれた都市環境づくりの本旨に基づき、ふるさとのみどりを保存するために必要な事項を定めることを目的とする
◇保存地区等の指定
市民の森
市長は、市街化区域及びこれに隣接する市街化調整区域において美観風致を維持するため必要と認める樹木の集団で、その土地面積が1000㎡以上のものについて、その集団の中の樹木が健全で、かつ美観上特に優れているものを市民の森保存地区として指定することができる
ふるさと名木・古木
市長は、都市美観の整序に努めるため積極的に保存すべき樹木で、次の各号のいずれかに該当し、かつ健全に育成された樹容有し、市の象徴としてふさわしいものをふるさとの名木・古木として指定することができる
(1) 市街化区域に於いては、幹の周囲が目通り1.5m以上、高さにあっては地上より15m以上であること
(2) 市街化調整区域に於いては市街化区域より100m以内とし、幹の周囲が目通り2.4m以上、高さにあっては地上より30m以上であること
◇補助金の交付
市民の森の助成額は当該土地の固定資産税及び都市計画税の合計額に管理料として1㎡当たり90円を加えた額とする
名木・古木所有者の助成金額は以下の通り
(1) 幹の周囲が目通り1.5～2.0mまでは1年当たり1本につき1000円
(2) 幹の周囲が目通り2.0～3.0mまでは1年当たり1本につき2000円
(3) 幹の周囲が目通り3.0m以上は1年当たり1本につき3000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 246

都道府県名 千葉県　区市町村名 野田市　人口 116,282

■条例等

条例等	施行年月日
野田市みどりのふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例	89.3.31

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
みどりのふるさと野田を実現するため、野田市みどりのふるさと基金を設置する
◇基金の運用
予算より積み立て総額は2000万円とし、基金は、設置の目的に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 247

都道府県名 千葉県　区市町村名 茂原市　人口 88,637

■条例等

	施行年月日
茂原市緑と花のまちづくり推進対策要綱	85.10.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民総ぐるみによる緑化運動を推進することにより、農業振興の助長を図り及びうるおいのある緑と花のまちづくりに資することを目的と定めたもの
◇基本計画等の策定
市は、緑化対策の推進に資するため、市民の意見を聞いて実施計画を策定するものとし、実施計画には次に掲げる事項を定める
(1) 道路等の緑化
緑のシンボルロードの形成に関すること
都市計画道路の建設に併せた並木道の形成に関すること
国道及び鉄道沿いの緑化に関すること
緑と花によるメイン・ストリートの形成に関すること
河川沿い及び河川敷の緑化に関すること
(2) 公共施設の緑化
校庭の緑化に関すること
以外の市有施設の緑化に関すること
(3) 民間団地等の緑化
住宅団地の緑化に関すること
土地区画整理事業による緑化に関すること
事業者等の緑化に関すること
造林による緑の保全に関すること
(4) 家庭の緑化
(5) 緑化の啓蒙
緑化教育の推進に関すること
苗木・種子及び球根の斡旋に関すること

緑化相談に関すること
記念樹の奨励に関すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 248

都道府県名 千葉県　区市町村名 佐倉市　人口 155,328

■条例等

	施行年月日
佐倉市緑の街並整備事業補助金交付要綱	88.1.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　ブロック塀等を生け垣に変え、もって居住環境の改善を町ぐるみで図った者に対して交付する補助金について定めたもの
◇補助対象者
　補助金の交付を受けることができる者は、佐倉市の住民基本台帳に登録され、引き続き6ヶ月以上居住している者とする
◇補助金交付の条件
　補助金は、補助対象者が次の要件を具備する生け垣を設置した場合に自治会の代表者等を経由して交付する
　(1) 補助対象者が、ブロック塀等を生け垣に変えたとき
　(2) 補助対象事業地は、市街化区域内であり、生け垣植栽面が道路に接していること
　(3) 補助対象者の家屋が、同一自治会に属し、概ね5戸以上であること
◇生け垣の設置基準
　(1) 生け垣植栽樹木の高さは、植栽されている地表から90cm以上であること
　(2) 生け垣植栽面の長さは、3m以上であること
　(3) 生け垣植栽樹木の本数は、1mにつき3本以上であること
　(4) 生け垣植栽樹種は、当該地区の環境に適合したものを選定し、健全樹木を植栽すること
　(5) ビャクシン類及びヒバ類の樹種は、ナシの病気の媒介及び類焼防止として植栽できない
　(6) 生け垣設置にかかわる客土は、深さ40cm以上とする
　(7) 生け垣は、竹の四つ目垣を組み、植栽する
◇補助金の額
　代表者を経由して交付する補助金の総額は、生け垣設置にかかわる費用の3分の2又は90万円を限度とし、いずれかの低い額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 249

都道府県名 千葉県　区市町村名 佐倉市　人口 155,328

■条例等　　施行年月日

佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定要綱　　75.7.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

市の区域内に所在する名木、古木、樹林、草地等の保存選定について、必要な事項を定めると共に、市民憲章の推進に寄与することを目的と定めたもの

◇対象・地域の指定

(1) 特に樹種等が希なものであること
(2) 樹齢が推定100年以上であること
(3) 樹形等が格調高いもの又は保存価値のあるもの
(4) 樹林として保存価値のあるもの
(5) 野草等の群生地で特に保存価値のあるもの
(6) その他市長が特に必要と認めるもの

◇補助金の交付

名木、古木　1本につき3000円
樹林、草地　1m²当たり3円　1区画当たり最低を3000円とし最高を3万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 250

都道府県名 千葉県　区市町村名 佐倉市　人口 155,328

■条例等

	施行年月日
佐倉市緑化要綱	75.8.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
健康で文化的な都市生活を確保するために緑化協定に関する必要な事項を定めもって、良好な自然環境の形成及び緑化推進を図るものを目的と定めたもの
◇協定対象用地
住宅用地　1団の土地で1万㎡以上
レクリエーション施設用地、観光施設等　1団の土地で3000㎡以上
◇協定の具体的緑化方法
緑地は、緑化効用を最大限に発揮しうるように常緑効用樹木を中心とし、樹林帯の幅は可能な限り大型に確保し、高木、中低木類を帯状、群状植栽するものとし、植栽密度としては、高中低木等を適宜交えた郡植を行うために緑地として区画された土地10㎡において高木1本、中低木10本以上又は20㎡においては高木2本、中低木20本以上とする
適用対象土地以下の場合、住宅用地については、計画人口1人当たり高木2本、あるいは生け垣等4m以上とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 251

都道府県名 千葉県　区市町村名 東金市　人口 49,727

■条例等

	施行年月日
東金市緑地の保全及び緑化推進に関する条例	91.4.1

■関連する規則等

東金市緑地の保全及び緑化推進に関する条例施行規則	91.4.1
東金市保存緑地助成金交付要綱	91.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が良好な生活環境の中で、健康で安全かつ快適な生活を営むため、自然を保護するとともに緑化を推進し、緑豊かな文化都市づくりを目的として定めたもの

◇保存緑地の指定
保存緑地の指定として基準は以下のようにする
(1) 樹木の集団が健全で、かつ、その集団が一団の土地であること
(2) その他市長が必要と認めるもの

◇補助金の交付
保存緑地について、その存する土地の面積に応じ、1m²当たり年額17円に、当該土地の固定資産税額及び都市計画税額に相当する額を加えた額とする

◇技術的な援助
市長は、所有者に対し、条例施行のため必要な限度において技術的指導、助言及び勧告をすることができる

◇土地の買取り
市長は、所有者から保存緑地の解除の申請又は、買い取りの申し出があったときは、必要に応じてこれを買い取ることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 252

都道府県名 千葉県　区市町村名 東金市　人口 49,727

■条例等

	施行年月日
みどりのふるさと基金条例	89.3.6

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☒4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民と行政が一体となって貴重なみどりと水辺の保全を図り、あわせて良好な都市環境を形成するため、みどりのふるさと基金を設置することについて定めたもの

◇基金の運用
積み立て
(1) 市の積立金
(2) 市民、事業者等が基金への積み立てを指定した寄付金額及び市長が基金への積み立てを適当と認める寄付金額
(3) 基金の運用から生ずる収益

処分
(1) 公園施設の維持管理に要する経費
(2) 公園整備区域内の緑地等の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一体の緑地の保全に要する経費
(3) 緑化思想の啓発に要する経費、その他公園づくりに参加協力する市民団体等が行う各種事業活動に要する経費

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 253

都道府県名 千葉県　区市町村名 習志野市　人口 150,555

■条例等

	施行年月日
習志野市自然保護及び緑化推進に関する条例	73.1.4

■関連する規則等

習志野市自然保護及び緑化推進に関する条例施行規則	77.4.1
習志野市緑の表彰規定	88.2.4

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	☒6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市の地域内に現存する自然を保護するとともに、緑化の推進をはかり、もって市民の良好な生活環境を保全することを目的と定めたもの
◇保護地域等の指定
一定の基準にしたがって以下のような保護地域等がある
(1) 自然保護地区　樹林、草地、水面等の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するための保護することが必要な地区
(2) 都市環境保全地区　市街地又はその周辺の樹木の所在する地域であって、良好な都市環境を保持するために必要な地区
(3) 保存樹木　市街地の美観風致を維持するため保護することが必要と認められる樹木
◇補助金の交付
以下の基準に従って助成される
保存樹木助成金　4ヶ月未満　750円　4～7ヶ月未満　1500円　7～10ヶ月未満2250円　10～12ヶ月まで3000円
自然保護地区及び都市環境保全地区助成金　1㎡当たりの金額
4ヶ月未満　3円　4～7ヶ月未満　6円　7～10ヶ月未満　9円　10～12ヶ月未満　11円
自然保護地区及び都市環境保全地区助成金　基本金額
4ヶ月未満　1375円　4～7ヶ月未満　2750円　7～10ヶ月未満　4125円　10～12ヶ月未満　5500円
◇開発・建築行為の制限
保護地域内での改築、増築、木竹の伐採、水面の埋め立て等は、市長に届け出をしなくてはいけない
◇協定の締結
市長は、一定地域内の緑化を推進するため当該区域内の土地の所有者又は管理者と緑化協定を締結することができる
◇緑化行事

市長は、市民の緑化に対する認識を深めるため各種緑化のための行事を行う

◇緑の表彰

市長は、緑化推進、保全及び啓蒙に功績があった者を表彰することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 254

都道府県名 千葉県　区市町村名 習志野市　人口 150,555

■条例等　　施行年月日

習志野市開発事業指導要綱　　84.5.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☒ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
開発事業に関し、必要な指導を行い無秩序な開発事業による環境破壊を防止し、地域の特性に適合した良好な都市環境を図ることを目的と定めたもの

◇緑化義務
開発行為の区域の面積が0.1ha未満の場合の宅地内には計画人口の1人当たり、高木1本以上を植栽し、環境保持に努めなければならない

◇公園用地の確保
住宅を目的とする開発行為で開発区域の面積が0.1ha以上の場合は、以下に示す公園を設置し市へ無償提供すること、ただし、商業地域及び近隣商業地域においてはこの限りではない

0.1～0.3ha未満　計画人口1人当たり1,0㎡以上
0.3～5.0ha未満　計画人口1人当たり1.5㎡以上かつ開発面積の3%以上
5.0ha以上　計画人口1人当たり3.0 ㎡以上かつ開発面積の3%以上

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 255

都道府県名 千葉県　区市町村名 柏市　人口 311,468

■条例等

	施行年月日
柏市環境保全条例	78.6.27

■関連する規則等

柏市緑を守り育てる条例	
柏市みどりを守る基金条例	89.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　良好な環境を確保するため、、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策を定め、他の法令及び条例と相まって、環境保全の総合的な推進を図り、もって市民の健康で快適な生活の向上に寄与することを目的とする
◆緑を創る
◇生け垣の基準
　(1) 位置の基準
　植栽位置は、住宅を目的とした宅地内であり道路に5m以上接していること
　植栽位置が道路中心から2m以上後退していること
　植栽は、3m以上列状し、道路上に枝葉等が出ないこと
　植栽位置と道路の段差は1.5m以下とする
　生け垣の前面には、原則として眺望を阻害する構造物は設置しないこと
　(2) 樹木の基準
　植栽する樹木の高さは、0.90m以上とすること
　植栽は、1m当たり3本以上とすること等
◇補助金の交付
　1m当たりいくらで換算し、5000円以内し、限度は5万円とする
　ブロック塀を撤去しての設置の場合1m当たり2500円とし2万5千円を限度とする
◇緑化材料の配布
　居住地等の緑化、記念樹、その他特に市長が必要と認めた場合に配布する
◇基本計画等の策定
　市長は、柏市緑化審議会の意見を聞いて、柏市の緑化を推進するため、緑化推進計画を定めなければならない
◇協定の締結

開発行為者は、一定区域の土地を開発し、造成しようとするとき、あらかじめ緑化計画書を市長に提出し、市長は、緑化計画書に基づき、開発行為者と協議、緑化協定の締結をせねばならない

◆緑を守る

◇保護地区の指定

定められた基準で3つの区域に分けて指定している

(1) 自然景観保護地区　緑が良好な自然景観を形成している地区

(2) 歴史的、文化的保護地区　緑が、歴史的、文化的遺産と一体となっている地区

(3) 生活環境保護地区　緑が、都市計画および生活環境上保護することが必要と認められる地区

◇補助金の交付

(1) 保護地区　1㎡につき5円

(2) 保護樹木　1本につき2000円

◇土地の買い取り

市長は、保護地区の所有者から市に対し、当該保護地区の解除の申請又は買い取りの申し出があったときは、必要に応じて買い取ることができる

◇基金の運用

保護地区の買い取り及びみどりを守るために必要な土地の買い取り並びに緑化推進事業にあてるため、柏市みどりを守る基金を設置する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 256

都道府県名 千葉県　区市町村名 柏市　人口 311,468

■条例等

	施行年月日
柏市緑化推進基本計画書に基づく緑化モデル地区に関する実施要綱	

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民がより多くみどりを守り育てるという共通の意志を持ち、お互いに協力し、三を持って実施することにより市内一円の緑化を推進し、健康で快適な環境づくりを行うことを目的と定めたもの
◇モデル地区の指定
(1) 緑化保全モデル地区　みどりが比較的多い地区
(2) 緑化推進モデル地区　みどりが極めて少ない地区

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 257

都道府県名 千葉県　区市町村名 市原市　人口 268,420

■条例等

条例等	施行年月日
市原市緑の保全および推進に関する条例	73.5.1

■関連する規則等

市原市緑の保全および推進に関する条例施行規則	73.5.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	☒4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
市長、市民ならびに法人および法人以外で事業を営む者が、一体となって、郷土の樹木の保全、育成に努めることにより、緑化を推進し、もって市民福祉の増進を図ることを目的と定めたもの

◇保全地区等の指定
市長は一定の基準で以下のようなものを定める
(1) 樹林保全地区　樹木等が一定区域内に樹林形態をなしているもの
(2) 保護樹木　美観風致等を維持するための樹木

◇補助金の交付
奨励金は、次の基準で算定し、年度末に交付するものとする
(1) 樹林保全地区　1000㎡当たり年額6000円
(2) 保護樹林　1本当たり年額3000円

◇開発・建築行為の制限
(1) 保護樹木に係わる行為の制限　枝条の切除、剥皮、断根、その他
(2) 樹林保護地域内での制限　土地の区画形質を変更すること　建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること　木竹を伐採すること

◇基本計画の制定
市長は、市民の良好な自然環境に資するため緑化計画を策定し、その達成に努めなければならない

◇協定の締結
市長は、一定の区域内の緑化を推進するため、当該区域内の不動産の所有権者、地上権者、永小作権者および賃借権者と協議のうえ協定を締結することができる

◇土地の買取り
市長は、保全地区等の土地および立木等について、土地所有者等から買い取り請求のあったときは、当該土地所有者等から必要限度において買い取ることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 258

都道府県名 千葉県　区市町村名 市原市　人口 268,420

■条例等

	施行年月日
市原市民の環境をまもる基本条例	73.3.31

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	☒ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	☒ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	☒ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	☒ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　環境を積極的に保全し、また、よりよく創造していかねばならないことを決意し、その実現に定めたもの
◇基本計画等の策定
　市長は、土地の開発整備に関する計画、土地利用に関する計画、公共的な施設の整備計画、産業に関する計画等の制定および実施に当たっては、環境目標に整合させねばならない
◇協定の締結
　市長は、良好な環境を確保するため必要と認めるときは、環境の保全または整備について、事業者等と協定を締結することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 259

都道府県名 千葉県　区市町村名 市原市　人口 268,420

■条例等

	施行年月日
市原市緑化基金条例	76.3.30

■関連する規則等

.市原市緑化基金管理規則	.76.3.30

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進と緑地の拡大を図るため、緑化基金を設置する
◇基金の運用
積み立て
基金は、寄付金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる
処分　(1) 公園、緑地用地の取得及び造成
(2) 公共、公益用地の緑化及び保全
(3) 緑化推進に伴う苗木の無料配布

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 260

都道府県名 千葉県　区市町村名 流山市　人口 143,682

■条例等

	施行年月日
流山市開発指導要綱	85.6.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

市民及び市民となる者が安全で快適な生活を営むことができるよう本市における無秩序な開発を防止し、もって自然と調和したうるおいのあるまちづくりを推進するため必要な整備基準及び開発に伴う負担区分に関し、必要な事項を定めたもの

◇緑化義務

以下の基準に従い緑化に努めること

(1) 一戸建住宅　建築が可能なすべての地域　囲障を生け垣又は生け垣に準じたものとする

(2) 集合住宅

(3) 商業地域及び近隣商業地域　敷地面積1000m²未満　協議により定める
敷地面積1000m²以上　建ペイ空地面積の10%以上

(4) 商業地域と近隣商業地域を除く　1000m²～1万m²　建ペイ空地面積の18%以上
1万m²以上　建ペイ空地面積の20%以上

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 261

都道府県名 千葉県　区市町村名 流山市　人口 143,682

■条例等

	施行年月日
流山市みどりのまちなみ整備事業補助金交付要綱	88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな、ふるさと流山の実現と災害発生の未然防止に資するため、みどりのまちなみ整備事業を実施した市民に対し、補助金の交付するために必要な事項を定めたもの
◇生け垣の基準
設置する生け垣の基準は以下のものである
(1) 延長が7m以上であること、ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は3m以上とする
(2) 高さが80cm以上あること
(3) 樹種の種類がイヌツゲ、イヌマキ、ウバメカシ、カナメモチ、サザンカ、瑚珊樹、柘植、ドウダンツツジ、柊、ピラカンサ
(4) 生け垣に併せて他の垣を設置する場合には、当該垣の高さが40cm以下であること
◇補助金の交付
一定の基準によって補助金が交付される

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 262

都道府県名 千葉県　区市町村名 流山市　人口 143,682

■条例等　　施行年月日

流山市緑化推進及び保全に関する条例　73.10.1

■関連する規則等

流山市緑化推進及び保全に関する条例施行規則……73.10.1……
流山市緑化推進及び保全に関する条例の施行期日を定める規則　73.6.26……
……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が良好な生活環境の中で健康で安全、かつ、快適な生活を営むため、自然を保護するとともに緑化を推進し、太陽の輝く緑豊かな街づくりを図ることを目的と定めたもの
◇保存樹木等の指定
保存樹木等については、以下に掲げる基準に基づくものとづる
(1) 樹木については、その樹木が健全で、かつ、次のいずれかに該当するものとする
樹形が特に優れているもの
1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの
株立ちした樹木で、高さ2.5m以上であるもの
高さ10m以上であるもの
はん登性樹木で、枝葉の面積が25㎡以上のものであるもの
その他特に市長が指定するもの
(2) 樹木の集団については、その樹木の集団が健全で、かつ、次のいずれかに該当するものとする
樹木が集団している土地の面積が500㎡以上であるもの
神社及び寺院の境内並びにその周辺の樹木の集団
その他特に市長が指定するもの
◇補助金の交付
保存樹木等の保存に関する補助の額は、次の基準によるものとする
(1) 保存樹木については、1本につき年額　3500円
(2) 保存樹林については、土地の面積1㎡につき年額　15円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 263

都道府県名 千葉県　区市町村名 流山市　人口 143,682

■条例等

	施行年月日
流山市ふるさと緑の基金条例	87.1.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民と行政が一体となった緑化事業を推進し、緑豊かな、ふるさと流山を実現するため、流山市ふるさと緑の基金を設置することを定めたもの
◇基金の運用
以下のことに基金を処分する
(1) 緑化思想の普及及び啓発に要する経費
(2) 公園及び緑地の整備又は管理運営に要する経費

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 264

都道府県名 千葉県　区市町村名 八千代市　人口 151,334

■条例等

	施行年月日
八千代市ふるさとの緑を守る条例	75.10.1

■関連する規則等

八千代市ふるさとの緑を守る条例施行規則	75.10.1
八千代市ふるさとの緑を守る条例及び同条例施行規則指導要領	75.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市の良好な自然環境を保全するとともに、健康で住み良い緑と太陽に恵まれた新しいふるさとのまちづくりを推進するため、必要な事項を定めることを目的と定めたもの
◇環境保存林の指定
環境保存林等の基準は以下のようなものとする
(1) 環境保全林は、市街化区域内の樹林及び市域の神社、寺院等の樹林であって面積が500m²以上を有し、樹木が集団で生育し、かつ、健全であること
(2) 保存樹林は、環境保全林以外の樹木であって、以下のものに該当し、健全で、かつ、樹容や美観上すぐれていること
1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であるもの
高さが10m以上であるもの
株立ちした樹木は、高さが2.5m以上であるもの
その他市長が特に保存を必要と認めたもの
(3) 環境保全等の種類は、松、杉、かし、しい、かえで、桜、その他市長が自然環境の保全に適したものと認めたものとする
◇補助金の交付
市長は、自然環境を保全し、緑化を推進するため、次の各号に掲げる事業を行うものに対し、予算の範囲内に於いて、必要な助成をすることができる
環境保全林等の管理及び育成事業
建築物等の緑化に関する事業
緑化協定に関する事業
その他市長が特に必要と認めた事業
◇協定の締結
土地及び建築物の所有権者、地上権者及び賃貸権者は、一定区域の緑化を推進するため、あらかじめ

市長と協議して、当該区域内の土地所有権者等全員の合意により緑化協定をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 265

都道府県名 千葉県　区市町村名 八千代市　人口 151,334

■条例等　　施行年月日

八千代市生垣コンクール実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
防災あるいは都市景観のうえで優れている生垣を奨励し、市民の生垣に関する意識の高揚と市域の緑化推進に寄与するために実施すると定めたもの
◇出品基準
出品者自ら居住または営業している事業所の敷地内にあるもの
対象とする生け垣は道路に接する部分とし、おおむね道路に接する延長の2分の1でかつ5m以上のもの
生垣の樹高は、道路から眺望のできる部分が概ね90cm以上のもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 266

都道府県名 千葉県　区市町村名 我孫子市　人口 122,763

■条例等

	施行年月日
我孫子市緑地等の保全及び緑化推進に関する条例	72.12.25

■関連する規則等

我孫子市緑地等の保全及び緑化推進に関する条例施行規則	81.3.31

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な自然環境を有する緑地の保全とともに緑化の推進を図り、市民が健康で文化的な日常生活を営めるよう環境の整備を図ることを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇その他
市長は以下のような事柄について緑と花いっぱい運動として実施していく
植木、草花講習会の開催　植木市の開催　植木、苗木の斡旋　花壇コンクールの開催
4月及び5月を緑化推進月間とする
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
樹木については、次のいずれかに該当し、健全であること
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上のこと
(2) 高さが12m以上であること
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であること
緑地については、樹木の集団の存する面積が500㎡以上であること
その他市長が必要と認めるもの
◇補助金の交付
(1) 保存緑地については、土地の面積1㎡につき、年額7円とする
(2) 保存樹木については、1本につき、年額1000円とする
但し、樹木の価値等を換算して、年額1000円以上助成することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 267

都道府県名 千葉県　区市町村名 我孫子市　人口 122,763

■条例等　　施行年月日

我孫子市開発・建築行為指導要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　□ 2．生け垣設置　□ 3．植樹・植林　□ 4．草花による修景
□ 5．屋上・壁面緑化　□ 6．室内緑化　□ 7．その他　□ 8．努力規定

B.緑を守る
□ 1．開発制限　□ 2．樹木保存　□ 3．樹林地保全　□ 4．水辺保全
□ 5．生物保全　□ 6．その他　□ 7．努力規定

C.緑と親しむ
□ 1．農園的利用　□ 2．公園的利用　□ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□ 1．補助金の交付　□ 2．税の減免　□ 3．技術的な援助　□ 4．団体活動の支援
□ 5．建築規制の緩和　□ 6．緑化材料の配布　□ 7．基金の運用　□ 8．その他

B.規制策
□ 1．開発・建築行為の制限　□ 2．採取・損傷の制限　□ 3．罰則規定　□ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　□ 6．その他

C.その他
□ 1．基本計画等の策定　□ 2．対象・地域の指定　□ 3．協定の締結　□ 4．土地の買取り
□ 5．土地の貸借　□ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
事業者に対し、協力を求め、もって生活環境の整備に関して住民福祉の増進を図り、健全な都市の発展に寄与するために必要な事項を定めたもの
◇公園・緑地の提供
事業者は、公園用地として開発区域の5%以上の用地を確保し、別に定める基準により整備し、市に無償譲渡するものとする、又、緑地についても別に定める基準により、整備しなくてはならない
事業者は、開発区域内に都市計画決定された公園または市が新設改良若しくは整備を定めている公園がある場合は、その計画に基づき用地を確保し、かつ、整備をし、市に無償譲渡するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 268

都道府県名 千葉県　区市町村名 我孫子市　人口 122,763

■条例等　　施行年月日

我孫子市緑地及び樹木の保存に関する条例

■関連する規則等

我孫子市緑地及び樹木の保存に関する条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき緑地及び樹木の保存に心要な措置を講ずることにより、地域の美観風致を維持増進し、市民が健康で快適な日常生活を営めるよう環境の整備を図ることを目的と定めたもの
◇保存樹木等の指定
樹木については、次のいずれかに該当し、健全であること
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上のこと
(2) 高さが12m以上であること
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であること
緑地については、樹木の集団の存する面積が500㎡以上であること
その他市長が必要と認めるもの
◇補助金の交付
以下の通りに助成する
(1) 保存緑地については、土地の面積1㎡につき、年額5円とする
(2) 保存樹木については、1本につき、年額1000円とする
但し、樹木の価値等を換算して、年額1000円以上助成することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 269

都道府県名 千葉県　区市町村名 我孫子市　人口 122,763

■条例等

	施行年月日
我孫子市緑の基金条例	85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　良好な自然環境を保全し、緑と市民生活の調和を推進するため、我孫子市緑の基金の設置をすると定めたもの
◇基金の運用
　基金は、寄付金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる
　以下のものに基金を利用する
　(1) 公園用地確保に必要な経費
　(2) 緑地を保全する事業に必要な経費

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 270

都道府県名 千葉県　区市町村名 鎌ヶ谷市　人口 96,967

■条例等　　施行年月日

鎌ヶ谷市街地宅地開発指導要綱

■関連する規則等

.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市における宅地開発に関し必要な事項を定め、無秩序な市街化を防止するとともに良好な生活環境の整備を促進し、緑とふれあいのあるまちを実現することを目的と定めたもの

◇公園・緑地・広場の提供
(1) 配置　災害防止及び避難活動に適するように配置し、外周は原則として道路に接続するものとする　高圧線下は、原則として緑地として土地利用することとする
(2) 設置基準
0.3ha未満　共同住宅等　1.8㎡/1人当たり以上　専用住宅　1.8㎡/1人当たり以上
その他建築物　3%以上
0.3ha以上　共同住宅等　3%かつ1.8㎡/1人当たり以上　専用住宅　3%かつ1.8㎡/1人当たり以上
その他建築物　3%以上

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 271

都道府県名 千葉県　区市町村名 鎌ヶ谷市　人口 96,967

■条例等

	施行年月日
鎌ヶ谷市環境保全条例	73.10.1

■関連する規則等

鎌ヶ谷市環境保全条例施行規則	74.6.14

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　自然環境の保護育成と生活環境の確保改善のために、市長、市民ならびに事業者が一体となり、その責任において環境保全の総合的推進を図り、もって市民の安全で快適な環境づくりと福祉増進に資することを目的と定めたもの
◇環境保全林の指定
　市長は、市街化区域内において良好な環境を保全するため必要があると認めるときは、同区域内に集団して生育している立木等を環境保全林として指定することができる
◇補助金の交付
　市長は、保全林の所有者等に対し保全林の管理に要する費用を予算の範囲内で助成し、その他保全助長のため必要な措置を講ずるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 272

都道府県名 千葉県　区市町村名 鎌ヶ谷市　人口 96,967

■条例等

	施行年月日
鎌ヶ谷市ふれあいの森設置及び管理条例	88.4.1

■関連する規則等

ふれあいの森整備事業実施要綱	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	☒ 2．公園的利用	□ 3．その他					

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	☒ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り	☒ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市にある良好な環境の樹林を保全し、もって市民に森林レクリエーション及び保健休養の場を提供することにより、市民の健康の増進に資するとともに、快適で、健康な市民生活を確保するため、鎌ヶ谷市ふれあいの森を設置することを定めたもの
◇事業規模
事業規模としては概ね500㎡以上の集団であること
◇土地の貸借
対象地の所有者との間において土地使用貸借計画を締結し、貸借期間は5年以上とする
◇補助金の交付
報奨金の額は、1㎡当たり30円に土地の固定資産税及び都市計画税を加えた額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 273

都道府県名 千葉県　区市町村名 君津市　人口 92,944

■条例等

	施行年月日
君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	77.4.1

■関連する規則等

君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例施行規則	77.4.1
君津市自然保護地区及び保存樹木等指定奨励金交付要綱	79.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景 □5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全 □5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定
C.緑と親しむ	□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援 □5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務 □5．公園・緑地の提供　□6．その他
C.その他	□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り □5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
君津市の地域内に現存する自然を保護するとともに緑化の推進を図ることによって、市民の良好な生活環境を確保するために必要な事項を定めたもの

◇保存樹木の指定
市長は、良好な環境を確保するため又は美観風致を維持するため必要があると認めるときは、次に定める基準に該当する樹木又は樹林を保存樹木として指定することができる

(1) 保存樹木
・樹形が特に優れているもの
・1.5mの高さにおける幹の周囲が、1.5m以上のもの
・高さが15m以上のもの
・株立ちした樹木で1.5mの高さにおける幹の周囲の和に0.5を乗じて得た数が1.2m以上であるもの
・はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であるもの

(2) 保存樹林
樹林が優れた内容を形成し、かつ、その存する面積が300㎡以上であるもの

◇開発・建築行為の制限
市が指定した保護地区及び保存樹木等の存する土地において次の行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届出しなければならない

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること
(2) 宅地の造成その他土地の形質の変更
(3) 木竹の伐採
(4) 土石類の採取
(5) 水面の埋め立て又は干拓
(6) 動植物の捕獲又は採取

◇罰則規定

上に掲げた行為を市長に届出することなく無断で行った者、あるいは虚偽の届出をした者に対して現状回復を命令したにもかかわらずそれに従わない場合は、5万円以下の罰金に処する

◇奨励金の交付

上で指定した自然保護地区又は保存樹木等の土地所有権者等に対して奨励金を交付することができる

◇奨励金の額

(1) 自然保護地区	1000㎡当たり年額	3000円	
(2) 動植物の生息地又は群落地	1000㎡当たり年額	3000円	
(3) 保存樹木	1本当たり年額		1000円
(4) 保存樹林	1000㎡当たり年額	3000円	

◇緑化協定の締結

市長は、公害又は災害の防止その他生活環境を維持するために必要があると認めるときは、一定面積以上の土地所有権者等と協議の上で協定を締結することができる

◇土地の買入れ等

市長は、生活環境上特に必要があると認めるときは、保護地区の土地を買い入れ、又は借り受ける等の適切な措置を講ずることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 274

都道府県名 千葉県　区市町村名 浦安市　人口 117,120

■条例等

	施行年月日
浦安市みどりを育てる条例	78.3.28

■関連する規則等

浦安市保存樹木に関する規則	80.2.20
浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付要綱	78.4.27

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	☒6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
市と市民が一体となって、積極的に緑を育成し、その保護に努力し、良好な市街地の環境を整え、「緑あふれる海浜都市」の建設を図ることを目的とする
◇生け垣の基準
以下の基準で補助金を交付する生け垣を定める
(1) 生け垣は、住宅を目的とした建物の用地内の周囲に設置し、延長9m以上であること、ただし、生け垣の外側に網ロック塀、板塀等の囲いを設置した部分については、生け垣の延長に算入しない
(2) 生け垣用樹木は、外部から観望できる部分の高さが90cm以上であること
(3) 生け垣用樹木の植栽本数は、延長1mにつき3本以上であること
(4) 生け垣用樹木は健全であること
◇補助金の交付
補助金の額は、生け垣の延長1mにつき、1500円とし、3万円を限度とする
◇各種行事
市長は、みどり豊かな住み良い環境づくりのため、毎年緑化強調月間を定め、緑化推進のため各種行事を行うものとする
◆緑を守る
◇保存樹木の指定
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの
(2) 樹高が10m以上であるもの
(3) 株立ちした樹木で高さが2m以上であるもの
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が20㎡以上であるもの
◇補助金の交付
市長は、保存樹木の指定をしたときは、当該指定に係わる保存樹木1本につき年額1万円以内の助成金を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 275

都道府県名 千葉県　区市町村名 四街道市　人口 75,001

■条例等

	施行年月日
四街道市緑の保全及び緑化推進に関する条例	85.10.1

■関連する規則等

四街道市緑の保全及び緑化推進に関する条例施行規則	85.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	☒6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市における緑の適正な保全と緑化推進に関して必要な事項を定めることにより、うるおいと活力のある市民生活都市の形成を図り、もって現在および将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇各種行事
市長は、緑豊かな住み良い環境づくりのため、緑化強調月間を定め緑化の推進等のため、各種行事を行うものとする
◆緑を守る
◇生け垣の基準
(1) 生け垣は、道路、公園、学校等公共用に供する土地に面し、その延長が5m以上であること
(2) 生け垣は、その前面にブロック塀等がないものとする
(3) 植栽する樹木の高さは、0.9m以上であること
(4) 生け垣用樹木の植栽本数は、延長1mにつき3本以上であること、ただし、葉張りの45cm以上の樹木にあっては、延長1mにつき2本以上とする
(5) 生け垣用樹木は、健全であること
(6) 生け垣用樹木は、びやくしん類以外のものとする
◇補助金の交付
生け垣の延長1mにつき1500円とし、3万円を限度とする
ブロック塀等の取り壊しに関する補助金の額は、その延長1mにつき2000円とし、3万円を限度とする
◆緑と親しむ
◇市民の森の指定
市民の森の基準は以下の通り
(1) 主として樹木により形成されている自然環境地で、風致若しくは景観が優れているもの

(2) (1) の土地に隣接し、市民の森としての利用上または、その環境を保全するのに必要な土地

◇損傷の制限

市民の森に於いて木竹等の伐採をしてはいけない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 276

都道府県名 千葉県　区市町村名 四街道市　人口 75,001

■条例等

	施行年月日
四街道町樹木・樹林等保存要綱	79.6.15

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
四街道町の緑化保全に資するため町の区域内に存する樹木・樹林等の保存に関し必要な事項を定めたもの
◇樹木等の指定
以下のような基準による
(1) 町の記念樹木であり保存価値の高いもの
(2) 特に樹種等が希なものであること
(3) 樹齢が推定して100年以上のものであること
(4) 樹林として集団で保存価値の高いもの
(5) その他町長が特に必要と認めるもの
◇補助金の交付
樹木1本につき3000円
樹林1㎡当たり3円、ただし、1000㎡以下3000円　1000㎡を超えるとき1㎡ごと3円1区画当たりの補助限度額は最低を3000円・最高を3万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 277

都道府県名 千葉県　区市町村名 袖ヶ浦町　人口 55,991

■条例等

	施行年月日
袖ヶ浦町緑の保全及び推進に関する条例	74.7.1

■関連する規則等

袖ヶ浦町緑の保全及び推進に関する条例施行規則	74.7.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☒4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保存と緑化の推進を図り、自然環境の適正な保全をするために必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
町長は、良好な自然環境を確保するため、又は美観風致を維持するため必要があると認めるときは、下に定める基準に該当する樹木又はその集団を保存樹木又は保存樹林として指定することができる
(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、樹容が美観上優れており、健全であること
・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
・高さが15m以上であること
(2) 樹木の集団については次のいずれかに該当し、その面積が500㎡以上であり、樹林が健全であること
・町民の良好な生活環境確保のため密接なる関係にある樹林
・自然景観的及び歴史的、文化的遺産の保存のため必要な樹林
・植物の生態学上保存に必要な樹林
◇助成金の交付
町長は、予算の範囲内において、保存樹木等の所有者に対し、保全等に要する費用の一部を助成することができる
◇伐採等の届出
所有者は、保存樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を届け出なければならない
この届出がなされたもののうち伐採しようとするものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は当該伐採しようとする者に対し、期限を定めてその施行内容の変更その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる
(1) 町民の生活環境を著しくそこない災害を誘発する恐れのある場合
(2) 土砂の崩壊等により人命財産に多大の損傷を及ぼす恐れのある場合

◇土地の買取り

町長は、保存樹木等の指定解除の申請をした所有者又はその他の保存樹等の所有者から、保存樹木（土地も含む）等の買い入れ申請があったときは特に必要がある場合買い入れることができる

◇罰則規定

行為の届出をしてその施行内容に変更を命じられたがその命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する

行為の届出をせず、又は虚偽の届出をしたことによりこの条例の趣旨に違反した者があるときは、保存樹木等の保全に必要な限度において現状回復を命じることができるが、その命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 278

都道府県名 千葉県　区市町村名 酒々井町　人口 19,982

■条例等　　施行年月日

酒々井町宅地開発指導要綱　　87.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

酒々井町における宅地開発に関し、公共公益施設及び環境の整備について必要な事項を定めることにより、自然と調和し、うるおいとやすらぎのあるまちづくりを図り、もって酒々井町の将来都市像である「フレッシュな活用に支えられた共感都市・酒々井」の実現に寄与することを目的と定めたもの

◇公園・緑地の提供

(1) 住宅地を目的とする宅地開発で、開発区域の面積が3000㎡以上の場合は、以下のような面積を有する公園を設置すること

開発面積	公園の面積
0.3～1.0ha未満	計画人口1人当たり3.0㎡以上かつ開発面積の3.0%以上
1.0～5.0ha未満	計画人口1人当たり4.0㎡以上かつ開発面積の4.0%以上
5.0～20.0ha未満	計画人口1人当たり5.0㎡以上かつ開発面積の5.0%以上
20.0ha以上	計画人口1人当たり5.5㎡以上かつ開発面積の5.5%以上

(2) 公園計画の設計に於いては、公園として有効に利用できる形状で災害防止及び避難活動に適するように配慮し、日照等の環境条件を確保すること、なお、技術基準を尊守すること

(3) 設計上の創意工夫により計画的に設けられた緑地は、(1) により算定した面積の3分の1を超えない範囲で、公園として取り扱うことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 279

都道府県名 東京都　区市町村名 新島本町　人口

■条例等　　施行年月日

新島本村環境保全条例　74.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
恵まれた自然環境を保持し、村民のより快適な生活環境を保護するため、村長、村民及び事業者が一体となって、緑の保全育成及び生活環境の改善に努めることにより、環境保全の総合的な推進を図る上で基本的な施策について定めたもの

◇基本計画の策定
村長は、本条例の目的を達成するために必要な施策に関する次の基本計画を策定するものとする
(1) 自然環境を保全するための土地利用に関すること
(2) 自然環境を保全するための施設の整備に関すること
(3) 緑地の造成、その他自然環境の創造に関すること
(4) その他自然環境を保全するために必要な施策に関すること

◇植樹義務
事業者は開発行為に伴い当該開発行為に係わる事業区域内の樹木を伐採したときは、自然を保全するため、その区域内に植樹しなければならない

◇保存地区の指定
村長は次のいずれかに該当する地区を、一定の基準に基づき保全地区として指定することができる
(1) 水源、池、河川、海岸、農地、樹林、丘陵、渓谷、山岳等が所在する地域であってその自然環境を保全し、又は保護することが必要な地区
(2) 古墳、貝塚、史跡、その他歴史的遺産が所在する地域であってその自然環境を保全することが必要な地区
(3) 市街地又はその周辺の緑地などが所在する地域であってその自然環境を保全することが必要な地区

◇開発・建築行為の制限
保全地区内において、次の行為をしてはならない
(1) 樹木の伐採

(2) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
(3) 宅地の造成及び土地の形質の変更
(4) 土石類の採取
(5) 指定植物の採取

◇援助措置

村長は、指定地区の土地又は樹木の所有者に対し予算の範囲内で必要な援助措置をとることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 280

都道府県名 東京都　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

東京における自然の保護と回復に関する条例　　73.4.1

■関連する規則等

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則 ..... 73.4.20.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☒ 4．水辺保全
☒ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☒ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☒ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☒ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都民が快適に生活することができる都市にするため、自然の破壊をくい止め、同時に積極的に自然を回復することを目的として定めたもの
◆緑を創る
◇基本方針の作成
東京都自然環境保全審議会の意見を聞いて、東京における自然の保護と回復の具体的な施策を明らかにするための基本方針を定め、これを公表する
◇緑化地域の指定
自然の回復を図るため特に必要があると認める土地の区域を緑化地区として指定することができる
指定の際に、その緑化地区についての緑化計画を示して住民の意見を聞くとともに、関係区市町村の長と協議しなければならない
◇協定の締結
住民が区域を定めて、その区域内の所有または管理する土地について、全員の合意により植樹、生け垣の造成等緑化に関する基準の協定をした場合は、知事にその認定を求めることができる
知事は、この緑化協定が適当であり、かつその目的となっている土地の利用を不当に制限するものでないときは、その緑化協定を認定し、公表しなければならない
◇緑化材料の配布
東京を緑豊かな都市にするため、苗木の供給について必要な措置をとらなければならない
◆緑を守る
◇保全地域の指定
(1) 自然環境保全地域　環境庁長官が指定する自然環境保護地域に準ずる地域で、その自然を保護することが必要な土地の区域
(2) 緑地保全地域　市街地及びその周辺地にある樹林地水辺地等自然の存する地域で、その自然を保護することが必要な土地の区域

(3) 歴史環境保全地域　歴史的環境と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産とあわせてその自然を保護することが必要な土地の区域

保全地域を指定しようとするときは、関係区市町村の長及び東京都自然環境保全審議会の意見を聞かなければならない

◇開発・建築行為の制限

特別地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋め立てなどを行う場合、知事の許可を受けなければならない

自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内においては、その規模が規則で定める建築・開発行為、水面の埋め立てなどを行う場合、知事の許可を受けなければならない

緑地保全地区において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋め立てなどを行う場合、知事の許可を受けなければならない

届け出があった場合、必要に応じてその届け出に関する行為を禁止、制限、又は必要な措置をとることができる

許可に附された条件に違反した者、無断で行為をした者については当該行為の中止又は原状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる

◇採取の制限

野生動植物保護地区内において、その野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む）を捕獲し、または採取してはならない

◇土地の買取り

保全地域内の土地でその区域の自然の保護のために必要があると認めるものについて、その所有者から許可を受けられないことによりその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより、その土地を都において買い入れるべき旨の申し出があった場合、これを買い入れるものとする

◇罰則規定

特別地区内において無断で行為をした者、野生動植物保護地区内において保護対象野生動植物を捕獲または採取した者、自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内において行為の届け出を怠った者で、中止又は現状回復命令等に従わなかった者は、1年以下の懲役または20万円以下の罰金

その他届け出を怠った者、許可なく行為を行った者、禁止行為を行った者、許可に付せられた条件に違反した者等には、最高で1年以下の懲役または10万円以下の罰金

◇事実の公表

条例の規定の違反して著しく自然を破壊している者があるときは、その破壊の事実を都民に公表しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 281

都道府県名 東京都　区市町村名 昭島市　人口 105,448

■条例等

	施行年月日
昭島市の緑を守り育てる条例	86.4.1

■関連する規則等

昭島市の緑を守り育てる条例施行規則	86.4.10

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
昭島市における緑の保全及び緑化の推進について必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
次の基準に該当する樹木、樹林等をその所有者等の同意を得て、保存樹木等として指定できる
樹木　高さ10m以上で、地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上で、かつ、周囲の生活環境を損なわない状態で管理されているもの
樹林　市街化区域内に存する樹木の集団が300㎡以上の土地に林立するもの
所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇助成金の交付
市長は緑化の推進及び緑の保全に要する経費について必要と認められるものについて、特に助成措置を講ずることがでできる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 282

都道府県名 東京都　区市町村名 中央区　人口 73,867

■条例等　　施行年月日

中央区花と緑のまちづくり推進要綱　89.4.1

■関連する規則等

中央区花と緑のまちづくり推進要綱実施細目

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
区内の住宅、事務所、学校等の施設用地の緑化の推進にあたっての緑化指導の技術的標準を定めたもの
◇対象の指定
緑化の対象となる施設は、建築物、工作物、その他の施設で原則として敷地面積が300㎡以上のものとする
◇緑化義務
緑化は、接道部に重点を置いて行い、接道部の塀、ネット、フェンス等は極力生け垣などで代替する
緑化の基準についての細則あり

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 283

都道府県名 東京都　区市町村名 港区　人口 151,633

■条例等

条例等	施行年月日
東京都港区みどりを守る条例	74.6.28

■関連する規則等

東京都港区みどりを守る条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　緑化に関する総合的な取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇基本方針の策定
　区長は緑化に関する基本方針を策定するとともに、おおむね5年ごとに緑被の状況等緑の実態調査を行い、公表しなければならない
◇緑化義務
　500m²以上の敷地を有する区民及び事業者は、緑化計画書を区長に提出し、規則に定める基準に従い敷地内の緑化に努めなければならない
　緑化計画の認定を受けないもの、又はその内容に違反、若しくはそれを履行しない者に対し、勧告するものとする
　緑化は、接道部に重点を置いて行い、接道部の塀、ネット、フェンス等は、極力生け垣等で代替する
◇協定の締結
　地域の緑化を推進しようとする者が、区域を定めて、その区域内に所有し、または管理する土地について、全員の合意により植樹、生け垣の造成等緑化に関する基準の協定をした場合は、緑化協定書を作成し、区長にその認定を求めることができる
◇助成金の交付
　緑化協定により緑化を実施する者に対して、次の基準に該当する場合において予算の範囲内で、規則に定める基準により補助金の交付、苗木の供給等必要な措置をとることができる
　(1) 生け垣協定　長さが20m以上の生け垣の造成を行う場合
　(2) 地域協定　生け垣の造成以外を目的とする緑化協定で、その敷地の面積が500m²以上のものの内、特に区長が必要と認める場合
◆緑を守る
◇保護樹木等の指定

次に掲げる基準に該当する樹木及び樹林について、所有者または管理者からの申請に基づき、保護樹木等を指定するものとする

(1) 樹木　地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上であること

(2) 樹林　樹木の集団の占める土地の面積が200㎡以上であること

(3) 生け垣　長さが20m以上であること

(4) その他、株立ちする樹木で高さが3m以上のもの又はつる性樹木で枝葉の面積が20㎡以上のもののうち、区長が保護する必要があると認めるもの

◇損傷の制限

保存樹木の伐採又は移植を目的とする、指定解除の申請があった場合、伐採の中止又は代替植樹等その変更を求めるものとする

◇補助金の交付

保護樹木等の保存に関し必要があると認めたときは、予算の範囲内で毎年度6万円を限度に当該費用の一部を補助することができる

樹木　1本目6000円、2本目以降1本につき3000円

樹林　200㎡以上1000㎡未満の3万円を最低限度とし、3000㎡の以上6万円を最高限度とする

生け垣　20m以上25m未満は1万円、25m以上のものについては、5m超えるごとに2000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 284

都道府県名 東京都　区市町村名 港区　人口 151,633

■条例等　　施行年月日

東京都港区生垣造成助成要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生け垣づくりを奨励するため区内に新たに生け垣を設置する者に必要な助成をすることを定めたもの
◇生け垣の基準
(1) 生け垣用の樹木の高さが1m以上であること
(2) 生け垣の長さが5m以上であること
(3) 生け垣用の樹木が相互に触れ合う程度に列植され、かつ健全なもの
(4) 道路に面するなど、公衆の見やすい場所に造成されていること
特別な事由（金網さくに樹木を列植する場合等）があると認めたときも、助成の対象とする
◇助成金の交付
毎年度予算の定める範囲内で基準に従い交付するものとする、但し、それぞれの長さは50mを限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 285

都道府県名 東京都　区市町村名 港区　人口 151,633

■条例等　　施行年月日

東京都港区緑地管理要綱　　88.3.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地の管理について必要な事項を定めたもの
◇対象地
この要綱における緑地とは、自然環境保全・改善を図り一般に開放することを目的に植栽や水辺を配置した施設をいう
◇行為の制限
緑地を利用する者は、次の行為をしてはならない
(1) 広告宣伝をすること
(2) 物品販売その他の営業行為をすること
(3) 植物を採取し、または損傷すること
(4) ごみその他の汚物を捨てること
(5) その他、緑地の管理上支障がある行為をすること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 286

都道府県名 東京都　区市町村名 新宿区　人口 271,149

■条例等

	施行年月日
東京都新宿区みどりの条例	91.4.1

■関連する規則等

東京都新宿区みどりの条例施行規則	91.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☒4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
景観に配慮した良好な都市環境の形成を図り、もって健康で快適な都市生活を確保するため、緑の保護、育成に関する総合的な取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇計画の策定
区長は、緑の保護と育成に関する計画を策定しなければならない
◇緑化義務
土地の所有者又は管理者は、規則に定める基準に基づき緑化を行わなければならない
これに対し区長は緑化に関する相談、技術指導、苗木等のあっせん及び供給等、必要な措置をとることができる
◇地域の指定
みどりの保護と育成を推進するため特に必要があると認めるとき、みどりのモデル地区を指定できる
(1) みどりの保全モデル地区　緑被率が比較的高い地区において、みどりの保全及び緑化の推進を図る地区
(2) みどりの推進モデル地区　緑被率が比較的低い地域において、新しく緑化の推進を図る地区
(3) 屋上緑化等推進モデル地区　商業地域等の業務地域において、屋上、ベランダ、壁面等の緑化を推進する地区
◇協定の締結
住民が区域を定めて、その区域内の所有または管理する土地について、植樹、草花等の植栽、生け垣の造成等緑化の推進及び管理について合意したとき、または共同住宅の居住者等が、その所有し又は管理する敷地、壁面、屋上若しくはベランダ等に関して樹木、草花等の植栽の推進及び管理について合意したときは、区長とみどりの保護と育成に関する協定を締結することができる
区長は、みどりの協定を締結したものに対して、緑化に関する相談、技術指導、苗木等のあっせん及び供給等、必要な措置をとることができる

◇団体活動の支援
　みどりの保護と育成の運動等を推進する区民の自主的団体に対し、情報の提供、技術指導等その活動に必要な援助を行うものとする
◆緑を守る
◇開発・建築行為の制限
　250㎡以上の敷地等について建築行為等を行おうとする者は、事前にその緑化計画書を区長に提出し、認定を受けなければならない
◇保護樹木等の指定
　樹木、樹林及び生け垣のうち、特に保護する必要があると認めるものを次に掲げる基準によりみどりの文化財として保護樹木等に指定できる
　樹木　地上1.5m以上の高さにおける幹回りが1.2m以上のもの
　樹林　面積が500㎡以上のもの
　生垣　高さが地上1.2m以上、長さが15m以上のもので、景観上優れ、良好な管理が行われているもの
◇補助金の交付
　保護樹木等の所有者に対し、次に掲げる基準により、1所有者につき年額10万円を超えない範囲内において、その維持管理に必要な費用を助成することができる
　樹木　1本目1万円、2本目以降1本につき5000円
　樹林　500㎡以上1000㎡までは1万円、1000㎡を越える分については1000㎡毎に5000円
　生垣　道路に面する部分の長さが20mまでは1mにつき1000円とし、20mを越える分については1mにつき500円とする
　また、その他のみどりの保護と育成に関しても、必要に応じて予算の範囲内で当該費用の一部を助成することができる
◇損傷の制限
　土地の所有者又は管理者は、今ある樹木及び樹林の保護に努めなければならない、やむを得ず除去するときは、相応の樹木及び樹林の回復を図るよう努めなければならない
◇事実の公表
　保護樹木等を届け出なく伐採した者、緑化計画書を提出しない、若しくはその認定を受けないで又は内容に違反して建築行為等を行った者は審議会の調査審議を経て、文書で警告するとともに、その事実を公表できる
◇その他
　その他関連する要綱等には、以下のものがある
　区民花壇維持管理事務実施要綱（91.4.1施行）
　東京都新宿区みどりの文化財（保護樹木等）助成金交付要綱（91.4.1施行）
　東京都新宿区みどりの協定事務取扱要綱（91.4.1施行）
　東京都新宿区接道部緑化助成金交付要綱（91.4.1施行）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 287

都道府県名 東京都　区市町村名 文京区　人口 170,391

■条例等

	施行年月日
東京都文京区みどりの保護条例	75.4.1

■関連する規則等

東京都文京区みどりの保護条例施行規則	75.4.1
東京都文京区保護樹木等に係る補助金交付要綱	91.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
区民の健康で快適な都市生活を維持するため、みどりの保護と育成について必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇計画の策定
区長は、みどりの保護と育成に関する計画を策定するとともに、概ね5年ごとにみどりの実態調査を行い、その結果を発表するものとするものとする
◇緑化義務
へいは、原則として生け垣または緑化べいとする
200㎡以上の敷地面積を持つ区民及び事業者は、次に掲げる基準によりその住居、事務所、事業所等の敷地内の緑化に努めなければならない
(1) 敷地面積に1から建ぺい率を控除して得た数値を乗じて得た面積の10分の2の面積を緑化対象面積とし、植樹する
(2) 植樹の基準は、4㎡あたり高木1本及び低木1本の割合を基準とする、ただし、緑化対象面積が40㎡未満の場合には、敷地利用等の状況により低木のみによる植え込みとする
目的の達成のため、助言、指導及び勧告並びに樹木のあっせん等必要な措置を講ずることができる
◆緑を守る
◇地域の指定
みどりの保護と育成のため、必要があると認める地区を、当該地区内の住民の意見を聞きみどりのモデル地区として指定できる
(1) みどりの育成モデル地区　当該長区域内の緑被率が14％未満で、みどりを増やし育てることを主たる目的とするもの
(2) みどりの保護モデル地区　当該長区域内の緑被率が14％以上で、現存するみどりの保護を主たる目的とするもの
◇保存樹木等の指定

次に掲げる基準に該当する樹木等を、その所有者または管理者の申請に基づき、保護すべき樹木等として指定できる

(1) 樹木　地上1.5mの高さにおける樹の直径が0.5m以上のもの

(2) 樹林　その面積が500㎡以上のもの

◇損傷の制限

保護樹木等の所有者等は、保護樹木等をみだりに伐採し、又は移植してはならない

◇補助金の交付

補助樹木等の所有者に対し、補助樹木等の管理及び保護に要した経費の一部を、補助金として交付することができる

樹木については剪定等に要した経費の2分の1とし、直径50cm以上70cm未満の5万円を最低限度、直径90cm以上の10万円を最高限度とする

樹林については維持管理に要した経費の2分の1とし、樹林面積500㎡以上2000㎡未満の5万円を最低限度、5000㎡以上の10万円を最高限度とする

◇協定の締結

次に掲げる基準に該当する個所、地域等における緑の育成について、その管理者または所有者と、みどりの育成協定を結ぶことができる

(1) 区民が散策または憩いの場として利用でき、かつ、みどりの育成に適した広場または用地であって、公共用地以外のもの

(2) その他、みどりに育成に適した場所で区長が必要と認めるもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 288

都道府県名 東京都　区市町村名 文京区　人口 170,391

■条例等　　施行年月日

東京都文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱　87.1.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
区内における無秩序な宅地開発並びに中高層建築物等の建設の防止と、その事業者に対する指導基準を定めたもの
◇対象の指定
宅地開発事業
(1) 分譲または賃貸のための戸建住宅の建設を前提とする300㎡以上の土地の区画または形質の変更を行う事業
(2) 一団の土地における4棟以上の建売住宅等の建設事業
中高層建築物等建設事業　次に掲げる規模以上の建築物を建設する事業
(1) 商業区域　敷地面積500㎡以上または延床面積2000㎡以上
(2) 近隣商業区域　敷地面積500㎡以上または延床面積1500㎡以上
(3) その他の地域　敷地面積400㎡以上または延床面積1000㎡以上
◇緑地の提供
中高層建築物等建設事業を行う場合に、当該敷地内における法定上可能な建ぺい率が十分の八、四を超える時は、敷地面積の3%を緑化対象面積とし緑化するものとする、但し、緑化面積が敷地面積の3%未満の場合は、敷地面積の3%以上の「日常一般に開放される空地等」をもってこれに替えることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 289

都道府県名 東京都　区市町村名 文京区　人口 170,391

■条例等

	施行年月日
東京都文京区生垣造成補助金交付要綱	90.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生け垣の設置を奨励するため、区内での新たな生け垣造成について、造成に必要な経費の一部を補助することについて定めたもの

◇生け垣の基準
(1) 生け垣用樹木の高さが1m以上であること
(2) 生け垣の総延長が2m以上であること
(3) 生け垣用樹木が、相互に葉が触れ合う程度に列植され、かつ、健全なものであること
(4) 道路に面していること

◇補助金の交付
予算の範囲内において次に定める額とする、但し、ここに定める額に満たない場合は各々実費とする
(1) 生け垣の新設費用　1万円／m^2
(2) 既存のブロック塀等の撤去費用　5000円／m^2
延長1m未満は、これを切り捨てる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 290

都道府県名 東京都　区市町村名 台東区　人口 159,723

■条例等　　施行年月日

台東区みどりの保護と育成に関する要綱　76.8.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
区民の健康で快適な生活環境の維持及び向上を目的とし、地域の緑化の推進と保存について必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
特に保護し育成すべきみどりについて、その所有者または管理者と合意の上、保護樹木及び保護樹林として指定できる
◇保存樹木等の指定基準
(1) 高さが15mを越えるもので、地上1.5mの高さにおける樹幹の周囲が1.2m以上あり、且つ健全な樹木
(2) 樹冠に隙間のない樹木の集団で、樹木の存する土地面積が300㎡以上あり、樹林を構成する樹木の健全なもの
(3) その他特に保護に値する銘木等の樹木並びに樹林
◇助成金の交付
保護樹木等の保護育成に関し、必要に応じて、予算の範囲内で必要な措置をとることができる
◇協定の締結　地域の緑化を推進するため、区域内の空閑地及び緑地の所有者等が地域住民との合意により、当該区域の緑化に関する協定をしようとするときは、緑化協定の締結並びに実施に関し必要な助言または援助をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 291

都道府県名 東京都　区市町村名 台東区　人口 159,723

■条例等　　施行年月日

東京都台東区生垣造成補助金交付要綱　　79.9.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地震等でブロック塀等が倒壊するのを防止し、良好な居住環境の保全及び改善を図るため、生け垣の造成に必要な経費の一部を補助することを定めたもの

◇生け垣の基準
(1) 生け垣用樹木の高さが90cm以上であること
(2) 生け垣の総延長が2m以上であること
(3) 生け垣用樹木が、相互に葉がふれあう程度に列植され、且つ、良好なものであること
(4) 道路に面する生け垣及びその延長部分であること
(5) 植樹の状態が、法令に違反してないこと

◇補助金の交付
予算の範囲内において、次に定める額とする。ただし、これに満たない場合は、各々実費とする
(1) 生け垣の長さ1mあたり5000円
(2) 既存のブロック塀等の撤去1mあたり2000円
(3) 交付の額が1000円未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てる
(4) 補助金の限度額は、15万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 292

都道府県名 東京都　区市町村名 墨田区　人口 219,501

■条例等

	施行年月日
墨田区の緑化の推進に関する要綱	73.4.1

■関連する規則等

緑の救急隊設置要綱	75.4.1
緑のへい設置奨励金等交付実施細目	80.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇生け垣の設置
道路に面し新たに生け垣を設置した者及び生け垣設置に伴い、道路に面したブロック塀等を取り壊した者に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する
◇助成金の交付
生け垣の設置　9000円／m^2
既存のブロック塀等の取り壊し　4500円／m^2
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
保護し、育成すべき必要がある樹木等について、その所有者又は管理者の申請に基づき、保護樹木又は保護樹林として指定できる
◇助成金の交付
保護樹木等の所有者等に対し、樹木又は樹林の保護、育成に要する費用の一部を予算の範囲内で助成するものとする
◇技術的援助
区民の緑化相談を受けるため、「緑の救急隊」を設置するものとする
緑の救急隊は、専門員を置き、緑の保護育成に関する次の事業を行う
(1) 緑の現地相談、害虫駆除等に関する指導、助言ならびに特に必要と認められる場合の駆除の実施等樹木の処理等に関する技術的援助及び応急処置に関すること
(2) 害虫駆除に必要な器材の貸し出しに関すること
(3) 準公共的空地の緑化及び工場緑化の指導、助言及び技術的援助に関すること
(4) 「緑の銀行」に受け入れる樹木等のうち、簡易かつ急施を要するものの移植作業に関すること

◇緑の銀行の設置

区民の緑化活動を促し、樹木等を保護育成するため、「緑の銀行」を設置する

緑の銀行は次のことを行うものとする

(1) 緑の銀行で受け入れた樹木等の一時保管、一次預かり及び保護に関すること

(2) 緑の銀行を通じて区民に配布する樹木等を育成すること

(3) 公共施設植栽用の樹木等を育成すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 293

都道府県名 東京都　区市町村名 墨田区　人口 219,501

■条例等

	施行年月日
墨田区開発指導要綱	78.11.20

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景	
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定	
B.緑を守る	☒ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全	
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定		
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	☒ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	☒ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　無秩序な宅地開発事業、集合住宅建設事業、大規模建築物建設事業を防止するとともに、市街地整備に関する基準を定めたもの
◆緑を創る
◇対象の指定
　宅地開発事業　分譲又は賃貸のための戸建て住宅の建設を前提とする500㎡以上の土地の整地又は区画若しくは形質の変更を行う事業
　集合住宅建設事業　計画戸数が20戸以上の共同住宅その他これに類する建築物を建設する事業
　大規模建築物建設事業　延べ面積が1000㎡以上の建築物を建設する事業
◇公園・緑地の提供
　事業者は、事業区域面積に応じ、公園、緑地等を整備するものとする
◇公園・緑地の整備基準
　宅地開発事業で事業区域面積が1000㎡以上3000㎡未満のものは、その面積の5%以上、3000㎡以上のものは10%以上、集合住宅建設事業及び大規模建築物建設事業で、1000㎡未満のものは5%以上、1000㎡以上3000㎡未満のものは8%以上、3000㎡以上のものは10%以上を公園・緑地等として整備する
◆緑を守る
◇開発行為の制限
　宅地開発事業、集合住宅建設事業又は大規模建築物建設事業を行うものは、法令に基づく申請の前に、当該事業計画について、区長と協議するものとする
◇非協力者に対する措置
　この要綱に基づく指導に従わない各事業者に対しては、状況に応じ、以後の措置について考慮するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 294

都道府県名 東京都　区市町村名 江東区　人口 372,027

■条例等

条例等	施行年月日
東京都江東区みどりの条例	73.10.13

■関連する規則等

東京都江東区みどりの条例施行規則	74.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
みどりの育成のための基本的な取り組みを定めたもの
◇計画の策定
区長は毎年度終了の時期までに、その翌年度における緑の育成に関する計画を策定しなければならない
◇協定の締結
区内の一定地域の住民がその合意に基づき地域内の所有又は管理する土地においてみどりの育成を行うことを決定したときは、申請により地域住民とみどりの協定を結び、住民が行うみどりの育成に対し必要な援助ができる
◇技術的な援助
緑の協定を締結した事務所又は地域住民に対し、苗木のあっせん、土壌の検査、樹種の選定、植樹の設計又は維持管理についての助言等を行うことができる
◇保護樹木等の指定
次に掲げる基準いずれかに該当する樹木、樹林等で特に自然環境の保護並びに美観及び風致の維持に必要があると認めるものを、その所有者又は管理者の同意を得て保護樹木として指定できる
(1) 高さが12m以上の樹木
(2) 地表から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上である樹木
(3) 面積500㎡以上の健全な樹林
◇助成金の交付
みどりの協定に基づきみどりの育成を行ったもの、又は指定を受けた保護樹木の所有者に対し、次に掲げる基準により予算の範囲内において助成を行うことができる。
地域住民の植樹に対する助成　高木1本につき2000円、低木1本につき400円
地域住民の維持管理に対する助成　植樹面積1㎡につき40円（植樹した次の年度から4年間）
地域住民の区の施設の維持管理に対する助成　植樹面積1㎡につき120円、緑道の園路面積1㎡につき80

円

保護樹木に対する助成　1本につき5000円、2本以上1本毎に3000円

保護樹林に対する助成（100㎡未満は切り上げ）　1000㎡まで2万円、1000㎡以上100㎡毎に500円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 295

都道府県名 東京都　区市町村名 品川区　人口 324,979

■条例等

	施行年月日
品川区緑のある遊び場維持管理費補助金交付要綱	85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☒ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☒ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
一定の緑地を備えている遊び場を所有又は管理する者に対し、その遊び場の確保を図ることを目的に、維持管理に必要な経費の一部を補助することを定めたもの

◇対象の指定
国及び地方公共団体ならびに公社、公団等の公共機関が所有又は管理するものを除く、次に掲げる要件を総て満たす緑のある遊び場
(1) 遊び場が地域住民に開放されていること
(2) 遊び場面積が1ヶ所当たり200㎡以上であること
(3) 遊び場の緑化面積率が原則として30%以上であること
(4) 遊び場内に原則として3種類以上の施設（ブランコ、スベリ台、砂場等）が設置され、その他ベンチ、日除け等が適宜配置されていること
(5) 遊び場の施設の安全及び飛び出しによる危険防止等が確保されていること
(6) 遊び場が原則として一般区民の利用に供されている道路に面していること
(7) 遊び場として持続的に確保されると認められること
(8) 遊び場として良好な環境にあること

◇補助金の交付
区長は条件を満たす遊び場の管理者に対し、予算の範囲内においてその管理費の補助を行うことができる
遊び場管理維持費　月15円／㎡（但し、樹木等について他の補助金を受けている場合は、遊び場面積から当該面積を減ずる）
諸経費　水道料　1万6千円／年
　　電気料　1万円／年
　　砂場費　4000円／年　但し、施設（水飲み、手洗い場、照明灯、砂場等）が設置されている場合に限る

事務費　2万円／年
標識設置費　1ヶ所　9万円／1基（但し原則として初年度1回限りとする）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 296

都道府県名 東京都　区市町村名 目黒区　人口 236,663

■条例等

	施行年月日
東京都目黒区みどりの条例	91.4.1

■関連する規則等

東京都目黒区みどりの条例施行規則	91.4.1
東京都目黒区みどりのまちなみ助成要綱	79.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☐4．草花による修景			
	☐5．屋上・壁面緑化	☐6．室内緑化	☐7．その他	☐8．努力規定			
B.緑を守る	☒1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☒4．水辺保全			
	☐5．生物保全	☐6．その他	☐7．努力規定				
C.緑と親しむ	☐1．農園的利用	☐2．公園的利用	☐3．その他				

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	☐2．税の減免	☐3．技術的な援助	☐4．団体活動の支援			
	☐5．建築規制の緩和	☐6．緑化材料の配布	☐7．基金の運用	☐8．その他			
B.規制策	☐1．開発・建築行為の制限	☐2．採取・損傷の制限	☐3．罰則規定	☒4．緑化義務			
	☒5．公園・緑地の提供	☐6．その他					
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☐3．協定の締結	☒4．土地の買取り			
	☐5．土地の貸借	☐6．その他					

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進のため、みどりの保護及び育成に関する必要な措置を定めたもの
◆緑を創る
◇計画の策定
区長はみどりの保護及び育成に関する基本方針を策定するとともに、概ね5年ごとに緑の実態に関する調査を行い、公表しなければならない
◇地域の指定
みどりの保護及び育成を特に図る必要があると認める土地の区域を、重点緑化地区として住区を基本として指定できる
この指定期間は5年とする
◇協定の締結
緑を保護し育成しようとするものが、その所有しまたは管理する土地についてみどりの協定書を作成し、区長に提出してその認定を求めることができる
◇緑地の提供
200㎡以上の敷地を有する住宅、事務所、事業所等の所有者等は、当該土地について、規則で定める基準により、可能な限り緑地を確保しなければならない
特に当該敷地のうち道路に接する部分の緑化に努めなければならない
◇助成金の交付
接道部の緑化を行うものに対し助成を行う
接道部緑化1mにつき2万5千円以内で、1件当たり50万円を限度（既存塀撤去を伴う場合3万円以内、60万円を限度）とする。但し、みどりの協定地域内については1m当たり3万円以内、60万円を限度とする（既存塀撤去を伴う場合3万5千円円以内、70万円を限度）
◇植樹・生け垣の基準
助成の対象は次の通り

生け垣造成	(1) 高さは0.9mを基準とする
	(2) 植栽は3本／mを標準とする
中・高木の植栽	(1) 高さ1.0m以上で、1本／㎡を標準とする
	(2) 中高木と低木の組み合わせ植栽は3本／㎡を標準とする
	(3) 枝張りの長さが2mを超える中高木の場合、その長さを緑化の長さとする

◆緑を守る

◇緑化義務

都市計画法に規定する行為、建築基準法の確認または通知を必要とするする行為、東京都公害防止条例に規定する、自動車駐車場を設置する行為のうち200㎡以上の規模のものについては、当該開発行為に係る土地または敷地の緑化計画書を区長に提出し、その認定を受けなければならない

◇保存樹木等の指定

基準に該当する緑のうち、特に保存の必要があると認めるものを、所有者または管理者の同意を得て、保存樹木として指定できる

◇保存樹木等の指定基準

樹木に関しては、次のいずれかに該当すること

(1) 地上より1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上であること

(2) 高さが15m以上であること

(3) 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること

(4) 木本つる性植物で、枝葉の面積が30㎡以上であるもの

樹林についてはその存する土地の面積が300㎡以上であるもの

生け垣に関しては、高さが0.9m以上で、かつ、その長さが20m以上であること

◇土地の買い取り

指定樹木の所有者は、当該指定樹木について指定の解除を受けることができないときまたは当該指定樹木の存する土地もしくは保存樹木等として指定された当該草地もしくは水辺地を譲渡しようとするときは、当該土地の買い取りについて、区長に申し出る事ができる

区長が買い取らない旨の決定をしたときは、当該指定樹木の指定は解除されたものとみなす

◇補助金の交付

みどりの保護及び育成に関し、必要があると認めるときは、予算の範囲内において当該費用の全部または一部を補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 297

都道府県名 東京都　区市町村名 目黒区　人口 236,663

■条例等　　施行年月日

東京都目黒区樹木保存要綱　　76.10.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の規定に基づき、樹木または樹林の滅失または枯損を防止するため、必要な助言及び援助を定めたもの

◇保存樹木等の指定

次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特に優れているもの

樹木 (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること

(2) 高さが15m以上であること

(3) 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること

(4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること

樹林 (1) その集団の存する土地の面積が300㎡以上であること

(2) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが30m以上であること

◇技術的援助

保存樹木等の枯損防止、その他その保存に対し、必要な助言を行うとともに、施肥・薬剤散布その他必要な手入れの援助をすることが出来る

◇補助金の交付

所有者1人につき、予算の範囲内において、年額5万円を限度に次に掲げる補助金を交付する

樹木　1本につき年額5000円以内、但し、2本目以降は1本につき年額3000円以内

樹林　300㎡以上1000㎡未満は年額3万円以内、1000㎡以上は年額5万円以内

生け垣　長さ30m以上100m未満は年額2万円以内、100mを超える1mにつき年額200円未満を加算

◇損傷の制限

保存樹木等の伐採または移植、もしくはその形状に重大な変更等を加えようとするときは、区長に届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 298

都道府県名 東京都　区市町村名 大田区　人口 639,467

■条例等　　施行年月日

東京都大田区みどりの保護と育成に関する条例　75.4.1

■関連する規則等

東京都太田区みどりの保護と育成に関する条例施行規則……75.4.1……

……

……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保護と育成について必要な措置を定めたもの
◇保存樹木等の指定
次に掲げる基準に該当する樹木等について、所有者又は管理者の申請に基づき保存樹又は保存樹林として指定することが出来る
(1) 樹木　地上1.5mの高さにおける幹の直径が0.4m以上のもの
(2) 樹林　面積が300㎡以上のもの、
この規定以外でも、特に保存に値すると認める樹木及び樹林を指定することができる
◇補助金の交付
保存樹木等の保護育成に関し必要に応じ、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる

保存樹木	1本目	7000円
	2本目以降一本につき	5000円　(但し、一会計年度7万円を限度とする)
保存樹林	300㎡以上1000㎡未満	5万円
	1000㎡以上2000㎡未満	6万円
	2000㎡以上	7万円

◇損傷の制限
現存する樹木を保存するように努めなければならない、やむを得ず伐採したときは、同数以上の樹木を植栽するよう努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 299

都道府県名 東京都　区市町村名 世田谷区　人口 761,532

■条例等

	施行年月日
自然環境の保護及び回復に関する条例	77.4.1

■関連する規則等

自然環境の保護及び回復に関する条例施行規則	77.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	☒1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☒4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　世田谷区における自然環境の保護及び回復に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇計画の策定
　区長は、自然環境の保護及び回復を図るため、調査を行った上で、自然環境保護計画を策定しなければならない
◇緑化義務
　250m²以上の敷地を有する事業者又は土地の所有者は、植樹等により緑化に努めなければならない
◇生け垣の設置
　区長は生け垣による緑化を奨励し、長さ30m以上で、景観上優れ、良好な管理がなされている生け垣の保護又は造成に関する協定を締結するよう努めなければならない
◇技術的な援助
　区長は、緑化を推進するため、みどりの育成に関する相談及び技術指導を行うとともに、苗木の確保と供給について、区営苗圃の設置その他の必要な措置を講ずるものとする
◆緑を守る
◇開発行為の制限
　250m²以上の宅地の造成又は工作物の建築を目的とする土地の区画形質を変更する行為を行おうとする者は、自然的環境の保護及び回復に関する計画書を添えて区長にその旨を届け出なければならない
　届け出があった場合、必要に応じ自然的環境の保護及び回復のため必要な措置をとるべき事を要請し、又は関係機関と協議して自然的環境の保護及び回復に努めなければならない
◇地域の指定
　樹林地、水辺地、動物生息地及び文化的遺産と一体となったみどりの存する土地のうち、自然的、社会的諸条件から特に保護する必要があると認める土地の地域を、特別保護区として指定できる
　また、積極的に自然的環境の保護および回復をはかる必要があると認められる土地の区域をみどりの

モデル地区として指定できる
(1) 自然保護モデル地区　豊かなみどりが残っている地域で主としてその保護を目的とするもの
(2) 住宅地モデル地区　みどり豊かな住環境の維持を目的とするもの
(3) 商店街モデル地区　みどりのある商店街づくりを目的とするもの
(4) 緑化道路モデル地区　主として道路の緑化を目的とするもの

◇開発・建築等の制限

特別保護区に関し、開発建築行為、木竹の伐採、水面の埋め立て等を行う場合、区長の許可を受けなければならない

保存樹林地に関し、開発建築行為、木竹の伐採等を行う場合、区長の許可を受けなければならない

◇保護樹木等の指定

自然的環境を維持するため、保護する必要があると認める樹木等で、当該樹木等の所有者等の同意を得たものは保存樹木又は保存樹林として指定できる

◇保護樹木等の指定基準

樹木 (1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上あり、かつ、樹形の優れている中・高木
(2) 樹高が3m以上又は樹冠径が3m以上あり、かつ、樹形の優れている低木
(3) つる性の樹木で、枝葉の面積が30㎡以上あるもの
(4) 並木状に列植された樹木で、延長が30m以上あり、かつ、樹高が4m以上あるもの
(5) 歴史的由緒又は希少価値のある樹木で区長の認めるもの

樹林 (1) 樹木の集団及び下草等が一体となって自然的環境を形成しているもので、その土地の面積が1000㎡以上あるもの
(2) 歴史的由緒のある土地の樹林地または優れた自然的環境を形成している樹林地で区長の認めるもの

◇土地の買い取り

特別保護区の土地の所有者から、当該土地を区において買い入れるべき旨の申し出があった場合、必要に応じて買い入れのための必要な措置をとることができる

◇補助金の交付

自然環境の保護及び回復に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる

◇事実の公表

この条例の規定に違反して著しく自然的環境を破壊している者があるときは、その違反の事実を公表するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 300

都道府県名 東京都　区市町村名 葛飾区　人口 424,041

■条例等　　施行年月日

東京都葛飾区緑の保護と育成に関する条例　75.7.8

■関連する規則等

東京都葛飾区緑の保護と育成に関する条例施行規則……75.7.23……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
区民が快適に生活できる環境の実現のため、緑化に関する総合的な取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
規則で定める面積以上の敷地を有する区民等は規則で定める基準により、その敷地内の緑の育成に努めなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
次に定める基準に該当する樹木及び樹林について、所有者又は管理者からの申請に基づき保護樹木等として指定できる
(1) 樹木　地上1.5mの高さにおける幹の直径が0.35m以上のもの
(2) 樹林　面積が500m²以上のもの
区長は、その所有者等に対し、必要な指導をしなければならない
◇補助金の交付
保存樹木等の保全に関する費用について、予算の範囲内において、次に掲げる基準により1所有者等につき10万円以内で当該費用の一部を補助することができる
樹木　1本目6000円、2本目以降1本につき4000円
樹林　500m²以上1000m²未満は4万円、1000m²以上2000m²未満は6万円、2000m²以上3000m²未満は8万円、3000m²以上は10万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 301

都道府県名 東京都　区市町村名 葛飾区　人口 424,041

■条例等

	施行年月日
葛飾区開発行為及び大規模造成等による住宅等建設に関する緑化指導取扱要綱	77.6.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　開発行為及び大規模造成等による住宅等の建設を行う場合において必要な行政指導に関する事項を定めたもの
◇対象の指定
　都市計画法及び東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく開発行為、その他の敷地面積1000m²以上の造成行為及び500m²以上の宅地造成行為の建設主、設計者、工事管理者、及び工事施工者
◇開発・建設行為の制限
　行為者等が申請書を提出する前に、緑化基準に基づく措置を講ずるよう指導するものとする
　この措置に関し、緑化計画書、緑化計画図、区域位置図を添付した緑化計画確認申請書を提出させ、確認を受けるよう指導する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 302

都道府県名 東京都　区市町村名 葛飾区　人口 424,041

■条例等

	施行年月日
葛飾区生垣造成補助金交付要綱	82.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景	
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定	
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全	
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定		
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援	
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他	
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務	
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他			
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り	
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
新たな生け垣造成に対する、必要な経費の一部の補助について定めたもの
◇生け垣の基準
(1) 生け垣用樹木の高さが1m以上であること
(2) 生け垣の延長が2m以上であること
(3) 生け垣用樹木が相互に触れ合う程度に列植され、かつ健全なものであること
(4) 道路に面し、道路幅員が4m以上確保できること
◇補助金の交付
(1) 生け垣の新設費用　5000円／1m
(2) 既存の塀等の撤去費用　3000円／1m
この額に満たない工事は各々その実費とする
1m未満は切り捨てる
交付の額は1箇所当たり20万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 303

都道府県名 東京都　区市町村名 葛飾区　人口 424,041

■条例等

	施行年月日
東京都葛飾区自然保護要綱	89.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
葛飾区における自然環境の保護及び回復に関し、必要な事項を定めたもの
◇地域の指定
次に掲げる指定基準に該当し、保護する必要があると認める地域を自然保護区域として指定できる
(1) 東京における自然の保護と回復に関する条例で規定する保全地域に準ずる地域
(2) 区が所有し、又は管理する土地（水面を含む）
(3) 自然環境保全法により国が指定した保全地域を除く地域
(4) 東京における自然の保護と回復に関する条例より都が指定した保全地域を除く地域

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 304

都道府県名 東京都　区市町村名 葛飾区　人口 424,041

■条例等　　施行年月日

葛飾区民間施設等緑化助成要綱　　83.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地域の良好な生活環境の確保を目的に、区内に緑をふやし、育てるため、民間の緑化に必要な経費の一部の補助を定めたもの
◇対象者
学校、専修学校、各種学校、児童福祉施設、老人福祉施設、中小企業等で、国、都及び区以外が設置し経営するもの（但し新たに設置する民間施設等は除く）で当該施設に高木・中木を植樹するもの
◇樹木の基準
高木　高さ3m以上で、地表から1.5mの高さにおける幹の直径が3cm以上のもの
低木　高さ1.5m以上3m未満で、枝張りのの直径が30cm以上のもの
◇補助金の交付
5本以上の樹木を対象とし、交付額は1ヶ所当たり10万円を限度とする
学校、専修学校、各種学校、児童福祉施設、老人福祉施設等　高木1本当たり1300円
低木1本当たり1000円
中小企業　高木1本当たり1000円
低木1本当たり700円
樹木の購入価格がこの額に満たないときは、購入価格の額を補助金として交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 305

都道府県名 東京都　区市町村名 葛飾区　人口 424,041

■条例等　　施行年月日

地域における自主的な緑化活動団体育成要綱　80.11.15

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
区内の一定地域の住民による緑の育成に関する自主的活動をする団体を育成し、緑化の推進を図るもの

◇対象者
地域住民がその合意に基づき、自主的活動としての民間空地又は公共用地の緑化活動を、団体として決定し申請したもの

◇緑化材料の配布
緑化活動の内容を審査し、適正であると認めたときは、次のうちから予算の範囲内で支給できる
(1) 苗木、黒土等の支給
(2) 樹木の植栽、維持管理に必要な用具等の支給
(3) その他緑化活動に必要と認めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 306

都道府県名 東京都　区市町村名 葛飾区　人口 424,041

■条例等　　施行年月日

苗木等無料配布の実施要綱　　87.6.15

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
区民が樹木に親しむ機会を与え、家庭緑化を図り、もって区民に対する緑化啓蒙及び区内の緑化を推進することを目的に、苗木を無料配布することについて定めたもの
◇対象者
区内に住所を有する区民
◇緑化材料の配布
配布回数は1年1回、時期は苗木植栽に適する時期とし、区が定めるものとする
配布樹種は株物、中木類及び高木類とし、各年度ごとの状況を勘案し、区が定めるものとする
配布本数は、区民の需要及び樹種を考慮し、予算の範囲内で区が定めるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 307

都道府県名 東京都　区市町村名 葛飾区　人口 424,041

■条例等　　施行年月日

葛飾区グリーンバンク事業の運営に関する要綱　　83.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
区内の緑を守り、育てるため、樹木を提供する者と引き取る者との斡旋をするグリーンバンク事業の運営に関して必要な事項を定めたもの

◇樹木のあっせん
提供された樹木のうち基準を満たすものを、グリーンバンク台帳に登録してある区民、区が管理する公共施設等にあっせんする

◇樹木の基準
(1) 区内に植栽されていること
(2) 生育状態が良好であること
(3) 植栽したときの活着が困難でないこと
(4) 移植に適した時期であること
(5) 堀取り、搬出が可能であること
(6) 宅地の造成、建築等のため、やむを得ず伐採される状況にあること
(7) 樹木の引き取り希望があること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 308

都道府県名 東京都　区市町村名 葛飾区　人口 424,041

■条例等　　施行年月日

葛飾区民農園要綱　84.2.1

■関連する規則等

葛飾区民農園利用約款

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　☒5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　区が区民施設として農園を設置することにより、区民に緑に親しむ機会を与え、もって緑化の推進を図るもの
◇土地の貸借
　一定期間を定めて土地所有者から土地を借用し、農園を設置する
利用できる区画は1区画とし、その面積は概ね15㎡とする
◇利用
　農園を利用することができる者は、区内に住所を有し、老人又は中学生以下の者のいる世帯構成員とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 309

都道府県名 東京都　区市町村名 渋谷区　人口 187,212

■条例等

	施行年月日
東京都渋谷区緑化推進条例	78.4.1

■関連する規則等

東京都渋谷区緑化推進条例施行規則	78.4.1
緑化指導要綱	92.6.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
区民の健康で快適な生活環境を確保するため、緑化の推進について定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
区民及び事業者は、敷地面積が300㎡以上1000㎡未満の建築物の施設を建築しようとするとき、緑化計画書を区長に提出し、確認を受けるものとする
◇対象施設
敷地面積に1から法定建ぺい率を控除して、得た数値を乗じて得た面積の10分の2とする、但し、緑化対象面積が20㎡未満の場合は除く
◇植栽の基準
(1) 緑化対象面積4㎡当たり、高木1本、低木2本の割合を標準とする
(2) 樹木1本当たりの緑化面積は高木3㎡、中木1㎡、低木0.5㎡として算定する、但し、生け垣による緑化面積は、生け垣の長さに0.6mを乗じて得た面積とする
(3) この基準において高木とは、植栽時3m以上で成木時に5m以上となる樹木という、中木とは、植栽時1.5m以上で成木時に3m以上となる樹木という、低木とは、高木、中木以外をいう
◇緑化材料の配布
区長は、その緑化の技術的指導を行うとともに、樹木及び苗木の提供その他緑化に必要な援助を行うことができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
規則で定める基準に該当する樹木又は樹林を、その所有者の同意を得て保存樹木等として指定できる
◇補助金の交付
保存樹木等の維持管理に関し、必要があると認めるときは、1所有者につき、毎会計年度15万円を超えない範囲でその経費の一部を補助できる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 310

都道府県名 東京都　区市町村名 板橋区　人口 502,447

■条例等

	施行年月日
東京都板橋区緑の基金条例	86.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
東京都板橋区緑化の推進に関する条例により、保存樹林等又は区が管理する樹林及び竹林の存する土地及び緑を回復するために必要のある土地を円滑に取得するための基金を設置するもの
◇基金の運用
保存樹林及び保存竹林の存する土地及び緑を回復するために必要のある土地等を円滑に取得するための基金を設置する
基金の額は50億円とする、但し、当該額に達するまでの間は毎年度予算の定めるところにより繰り入れる額の累計額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 311

都道府県名 東京都　区市町村名 中野区　人口 300,786

■条例等

	施行年月日
中野区みどりの保護と育成に関する条例	79.4.1

■関連する規則等

中野区みどりの保護と育成に関する条例施行規則	79.4.1
中野区みどりの保護、育成の推進に関する助成要綱	80.5.6

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
中野区のみどりの保護と育成に関し、必要な事項を定めるもの
◆緑を創る
◇モデル地区の指定
区長は、一街区を標準として特に必要があると認めたときは緑化推進モデル地区を指定することができる
◇基本計画等の作成
区長は、モデル地区内のみどりの保護と育成に関する計画を策定し、緑の保護、植栽、及び育成並びにみどりの協定その他必要な施策の推進に努める
◇協定の締結
住民が区域を定めて、その区域に所有し、又は管理する土地について、住民の合意により緑の保護、植栽、育成及び生け垣の造成など緑化に関する協定（みどりの協定）を締結した場合は、その協定書を作成し、これを区長に提出して認定を求めることができる
また、一定面積の敷地を有する工場、事務所、住宅団地などの緑化について、その事業者又は管理者とみどりの協定を締結することができる
◇緑化義務
一定規模以上の宅地の造成その他土地の区画形質の変更、建築基準法に基づく建築確認を要する開発行為などを行おうとする者は、その行為に係わる土地または敷地の緑化に関する計画書を区長に提出し、認定を受けなければならない
植樹の基準（民間の緑化）は以下のとおり
(1) 生け垣による緑化面積は、生け垣の長さに60cmを乗じて得た数値
(2) 緑化対象面積4m²当たり、高木1本、低木1本の割合を標準とする
(3) 樹木1本当たりの基本的な緑化面積は、高木3.5m²、中木1.5m²、及び低木0.5m²を算定基準とする
区長は、未認定で開発行為を行おうとする者、緑化計画の履行をしない者などに対して緑化計画の履

行を勧告することができる
勧告に従わない者に対しては、当該開発行為の中止を求めることができる
◇補助金の交付
(1) 生け垣の設置においては、条件に適合した生け垣において1m当たり1万円（延長20mを限度とする）、また、既存石塀の撤去において1m当たり1万円を補助する
(2) モデル地区の緑化計画に基づく緑の保護、育成については、必要とする経費のうち、区長の認める額を補助する
◇緑化材料の配布
(1) 住民によるみどりの協定に基づくものは、1戸当たり中木5本を標準とした苗木の配布
(2) 区と事業者とのみどりの協定に基づくものは、敷地面積2000㎡までは中木30本を、2000㎡を超える面積については、1000㎡当たり中木15本を標準とする
(3) モデル地区の緑化計画に基づくものは、区長が必要と認めた物的助成を行う
◆緑を守る
◇保護樹木等の指定
区長は、特に保護する必要があるとあると認めるものを、その所有者の同意を得て保護指定樹木、保護指定樹林、保護指定生け垣として指定することができる
◇保護指定樹木等の基準
樹木は、地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上のもの、樹林は、面積が300㎡以上のもの、生け垣は以下の基準のとおり
1) 一般の交通の用に供する道路に面しているもの　2) 高さが1m以上あり、かつ、延長が10m以上であること　3) 良好な景観を備え、かつ、管理が行き届いていること
◇補助金の交付
保護指定樹木等の保存のために行う剪定、施肥、害虫防除等の維持管理について以下のような補助を行う
(1) 保護指定樹木　樹木1本当たり年額万円を限度とする
(2) 保護指定樹林　500㎡未満の2万円を最低限度とし、2万㎡以上の5万円を最高限度とする
(3) 保護指定生け垣　延長1m当たり500円を限度とする
◇土地の買い取り
保護指定樹木等の指定の解除を受けることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなる土地の所有者等は、当該土地の買い取り又は賃貸しについて区長に申し出ることができる
区長は土地の買い取り等を行わないときは、保護指定を解除する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 312

都道府県名 東京都　区市町村名 杉並区　人口 271,149

■条例等

	施行年月日
みどりの条例	73.11.1

■関連する規則等

みどりの条例施行規則	73.12.27

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
「緑の豊かな福祉文化都市」の実現のため、緑の保護と育成に関する総合的な取り組みを定めたもの
◇開発制限
制限地区、又は開発地区として指定された地区において、300㎡以上の建築・開発行為等を行おうとするものは、緑化に関する計画書を区長に提出し、調整を受けなければならない
◇地域の指定
委員会の意見を聞いて、伐採行為制限地区及び開発等調整地区を指定することができる
みどりの保護と育成のため特に必要があると認める地域を、当該地区内の住民の意見を聞いて、みどりのモデル地区として指定できる
(1) 緑化推進モデル地区　地区内の緑被率が30%未満でみどりを増やし育てることを主たる目的とするもの
(2) 保全モデル地区　地区内の緑被率が30%以上でみどりの保護を主たる目的とするもの
(3) 緑道モデル地区　地区内の道路の緑化を目的とするもの
(4) 不燃化まちづくり緑化モデル地区　東京都杉並区建築物不燃化促進助成条例に規定する不燃化促進区域内の緑化を目的にするもの
(5) 沿道整備緑化モデル地区　東京都市計画杉並区環七沿道整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例に規定する沿道整備計画の区域内の緑化を目的とするもの
区長は、モデル地区内のみどりの保護、生け垣協定の締結の促進等、必要な措置をとることができる
◇損傷の制限
制限地区内でのみどりの所有者は、規則に定める基準以上のみどりの伐採をしないようにしなければならない。やむを得ず伐採するときは、同数以上の樹木を植栽するように努めなければならない
◇計画の策定
区長はみどりの保護と育成に関する計画を策定するとともに概ね5年毎に緑被の状況と実態調査を行い、これを公表しなければならない

◇保存樹木等の指定
次に掲げる基準に該当するみどりを、その所有者の同意を得て保護を要するみどりとして指定できる
樹木 (1) 地上1.5m以上の高さにおける幹回りが1.2m以上のもの
(2) 株立ちした樹木で幹の根回りが1.5m以上のもの
(3) 枝葉の面積が30㎡以上あるはん登性の樹木
樹林 (1) 樹木が集団となっている面積が500㎡以上のもの
(2) 自然的景観を有し樹木が集団となっている面積を300㎡以上有し高木が30本以上ある屋敷林
(3) 景観上優れていて、樹木が集団となっている面積を300㎡以上有し高木が30本以上ある寺社林及び学校林
生け垣 景観上優れ、良好な管理が行われているもので、長さが30m以上のもの
草地 自然的景観を有し、樹木及び草で被われた土地の面積が300㎡以上ある斜面
これらのみどりのうち、公園、緑地等の空閑地として確保することが必要な土地の樹林を、特別樹林として指定できる
◇協定の締結
(1) 生けがき協定 区民が区域を定めて、その区域内に所有し又は管理する土地について、全員の合意により生けがきの保護と造成に関する協定をした場合は、区長にその認定を求めることができる
(2) みどりの育成協定 1000㎡以上の敷地を有する工場、住宅団地等のみどりの育成について、その事業者又は管理者とみどりの育成協定を締結することができる
みどりの育成協定を締結したものについて、苗木の供給又はあっせん、樹種選定の助言等みどりの育成に必要な措置をとるものとする
◇補助金の交付
生けがき協定により塀を生けがきにする区民について、苗木のあっせん、樹種選定の助言、病害虫駆除の指導その他経費の一部について予算の範囲内で補助することができる
指定されたみどりの保護に対し、必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる
◇土地の買い取り
特別樹林の所有者は、これを伐採し、又は譲渡しようとするときは、その1ヶ月前までに区長に対して当該樹林地の買い取り請求を行う事ができる
◇団体活動の援助
区民が組織するみどりの保護と育成に関する実践団体の組織の形式とその活動に必要な援助を行うものとする
◇緑化材料の配布
不燃化まちづくり緑化モデル地区内において、道に隣接した高さ1m以下のブロック塀等を所有するもので、当該塀に沿って樹木を植栽できるものに対し、樹木を供給する
供給本数は1m当たり3本以内とし、その種類は2種類までとする
◇その他
その他関連する要綱に以下のものがある
杉並区不燃化まちづくり緑化モデル地区における目隠し用樹木の供給要綱（83.10.12施行）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 313

都道府県名 東京都　区市町村名 杉並区　人口 508,166

■条例等

	施行年月日
東京都杉並区開発行為及び大規模造成に関する緑化指導取扱要綱	76.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
開発行為及び大規模造成を行う場合において、良好な環境を確保するために必要な行政指導に関する事項を定めたもの
◇対象の指定
(1) 都市計画法及び東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく行為
(2) それ以外で、敷地面積1000㎡を越え、杉並区みどりの条例に基づく開発等調整地区以外における行為
◇緑化義務
行為者等が申請書を提出する前に、緑化基準に基づく措置を講ずるよう指導するものとする
また、区長は、みどりの条例に基づき適切な指導、助言を行うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 314

都道府県名 東京都　区市町村名 豊島区　人口 240,719

■条例等　　施行年月日

豊島区みどりの保護と育成に関する要綱　　82.4.1

■関連する規則等

豊島区みどりの保護と育成に関する要綱実施細目 …… 82.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
豊かな生活環境の形成を図るため、みどりの保護と育成について必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇協定の締結
地域の緑化を推進しようとする者が、区域を定めてその区域内に所有しまたは管理する土地について、全員の合意により植樹、生け垣の造成等を行う「みどりの協定」を締結した場合は、その協定書を作成し、区長に提出しその認定を求めることができる
区域の面積はおおむね1000㎡以上とする
◇助成など
区長は、みどりの協定により緑化を実施する者に対して、予算の範囲内で補助金の交付、苗木の供給等必要な措置をとりことができる
補助金の交付は次の基準による
(1) 協定締結により実施する緑化事業に要する経費について、その1/3に相当する額、ただし1㎡当たり300円を限度とする
(2) みどりの維持管理に要する経費について、1㎡当たり20円
◆緑を守る
◇保護樹木等の指定
区長は、所有者又は管理者の同意を得て樹木、樹林、及び生け垣について保護すべき樹木等として指定することができる
◇保護樹木等の指定基準
樹木については次のとおり
(1) 地上1.5mの高さにおける幹の周囲が125㎝以上のもの
(2) 株立ちした樹木で、高さが3m以上又は樹冠径が3m以上のもの
(3) つる性の樹木で、枝葉の面積が30㎡以上あること

樹林については、面積がおおむね300㎡以上あって、集団を形成していること
生け垣については、長さがおおむね20m以上あること

◇補助金の交付

補助の基準は次のとおりであるが、一の所有者等に補助する額は、一会計年度15万円を超えることはできない

(1) 保護樹木　1本1万円
(2) 保護樹林　100㎡につき1万円
(3) 保護生垣　1mにつき500円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 315

都道府県名 東京都　区市町村名 豊島区　人口 240,719

■条例等　　施行年月日

まちづくり事業推進のための建築資金融資あつせん・利子補給要綱　88.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
豊島区のまちづくり事業の実施に伴い、当該事業の目的に適合する建築物を建築する者に対し、その資金の融資をあっせんするとともに利子補給を行うことなどについて定めたもの
◇割り増し融資
あっせんを希望する者が壁面後退、緑化推進等、周辺の住環境の向上に寄与すると認められる建築行為をする場合は、割り増し融資が受けられる
緑化推進の場合通常の限度額に、高さ1m以上の生け垣が、延長3m以上で3ポイント（1ポイント10万円）、1mごとに1ポイントが加算（最大10ポイントまで）され融資される

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 316

都道府県名 東京都　区市町村名 豊島区　人口 240,719

■条例等　　施行年月日

豊島区区民農園運営要綱　　78.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
園芸に趣味を持つ一般区民を対象とした区民農園を設置することを定めるもの
◇土地の貸借
農園用地は、近隣区の農業協同組合等の協力により、区が地主から無償で借用する
◇農園の利用
農園の使用料は無料とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 317

都道府県名 東京都　区市町村名 北区　人口 338,265

■条例等

	施行年月日
東京都北区みどりの条例	86.4.1

■関連する規則等

東京都北区みどりの条例施行規則	86.4.1
みどりのモデル地区推進要綱	87.4.1
東京都北区みどりの保護、育成の促進に関する助成要綱	86.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援	
	□ 5．建築規制の緩和	☒ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他	
B.規制策	☒ 1．開発・建築行為の制限	☒ 2．採取・損傷の制限	☒ 3．罰則規定	☒ 4．緑化義務	
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他			
C.その他	☒ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	☒ 3．協定の締結	☒ 4．土地の買取り	
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進を図るため、緑の保護と育成に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇開発・建築行為の制限
建築基準法に規定する通知を必要とする計画又は300㎡以上の敷地を対象とする都市計画法に規定する開発行為、建築基準法に規定する確認を必要とする計画若しくは東京都公害防止条例に規定する指定作業場を設置する行為を行おうとするものは、その計画に係る土地又は敷地の緑化に関する計画書を区長に提出し、認定を受けなければならない
認定を受けないで開発行為を行おうとする者又は認定を受けた緑化計画書の内容に違反し、若しくはその履行をしない者に対して、勧告することができる
◇計画の策定
区長は、緑の保護と育成に関する計画を策定し、概ね5年毎にみどりの実態についての調査を行い、調査結果を公表しなければならない
◇地域の指定
緑の保護と育成のために特に必要があると認める一定の区域をみどりのモデル地区として指定できる
(1) 緑化推進モデル地区　地区内の緑被率が30%未満で、みどりを増やし育てることを主たる目的とする地区
(2) 緑化保全モデル地区　地区内の緑被率が30%以上で、現存するみどりの保護を主たる目的とする地区
◇助成金の交付
緑のモデル地区内に、新たに一定の基準による生け垣を造成しようとする者は、助成を受ける事ができる
生け垣の造成　1万2千円／1m（40m、40万円を限度とする）
既存のブロック塀等の撤去　5000円／1m　（40m、20万円を限度とする）

◇生け垣の基準
(1) 道路に面していて、生け垣の総延長が3m以上であること
(2) 樹木の高さが1m以上で、相互に葉が触れ合う程度に列植され、かつ生け垣の外観を備えるもの
◇緑化義務
300㎡以上の敷地を有する区民等は、当該敷地に規則で定める基準により植栽するなどの緑化を行うと共に、その保全に努めなければならない
◇協定の締結
住民が区域を定めて、その区域内に所有、又は管理する土地について、全員の合意により、緑の保護と育成に関する協定を締結した場合、区長にその認定を求めることができる
みどりの協定をした区域内の住民に対して、苗木の供給又はあっせん、樹木の選定の助言及び指導等必要な措置をとることができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
次に定める基準に該当する樹木、樹林及び生け垣のうち、特に保護する必要のあるものを、その所有者の同意を得て保護樹木等として指定できる
樹木　(1) 1.5mの高さにおける幹回りが1.5m以上で高さが1.5m以上であること
(2) はん登性樹木については、枝張の面積が30㎡以上あること
(3) 歴史的由緒又は希少価値のある樹木で区長の認めるもの
樹林　その存する面積が300㎡以上で集団をなしていること
生け垣　高さ1m以上で、かつ、その長さが30m以上あること
◇土地の買い取り
保存樹木等の所有者は、指定の解除ができないために当該保存樹木等の存する土地の利用に著しい支障をきたす場合は、当該土地の買い取り等の措置について区長に申し出ることができる
申し出があった場合、その措置について所有者と協議の上速やかに決定しなければならない、又、買い取り等の措置を講じないと決定したときは、当該保護樹林の指定を解除しなければならない
◇補助金の交付
みどりの保護と育成に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる
◇損傷の制限
現存する樹木を保存するように努めなければならない。やむを得ず伐採したときは、同等以上の樹木を植栽するよう努めなければならない
◇事実の公表
この条例に違反した者があるときは、その違反の事実を公表することができる
◇その他
その他関連する要綱等には、以下のものがある
東京都北区みどりのモデル地区等における生け垣造成助成金交付要綱

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 318

都道府県名 東京都　区市町村名 北区　人口 338,265

■条例等　　施行年月日

東京都北区緑化事業推進要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
区民の健康と生命を守ると同時に都市の美化、公害防止及び防火対策の一助として、計画性のある緑化を推進するための取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇樹種の選定
緑化の際の樹種は、土質にあったもので、公害に強くかつ繁殖力が強いものから数種を選定する
◇緑化材料の配布
各家庭に対し、苗木及び花の種を無料配布することによってより多く植樹をすることを奨励する
また、子供の誕生時、及び区民の結婚時に、これを記念し、申し込みのあった者に苗木1本を無償配布する
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
高さ約15m以上、周囲約1.5m以上の古木と樹林を登録して、保護育成についての助言、指導を行う
◇補助金の交付
保存樹木について、肥料代の交付も考慮するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 319

都道府県名 東京都　区市町村名 北区　人口 338,265

■条例等　　施行年月日

東京都北区生垣造成助成金交付要綱　　83.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生け垣の設置を奨励するため、新たに設置する生け垣の造成に必要な経費の一部を助成にすることについて定めたもの

◇生け垣の基準
(1) 道路に面していて、生け垣の総延長が3m以上であること
(2) 樹木の高さが1m以上で、相互の葉が触れ合う程度に列植され、かつ生け垣の外観を備えるもの
(3) 生け垣造成助成の標柱を設置すること

◇助成金の交付
予算の範囲内において、次に定める金額を交付する
生け垣の造成　8000円／1m（端数は四捨五入）但し、32万円を限度とする
既存の塀等の撤去　5000円／1m　但し、20万円を限度とする
共に、この額に満たない工事は各々その実費とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 320

都道府県名 東京都　区市町村名 荒川区　人口 174,956

■条例等　　施行年月日

東京都荒川区みどりの保護育成条例　　80.4.1

■関連する規則等

東京都荒川区みどりの保護育成条例施行規則 ..... 80.4.23.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
みどりの保護と育成に関する総合的な取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画の策定
区長は、みどりの保護と育成に関する基本計画を策定しなければならない
◇緑地の提供
200㎡以上の敷地を有する所有者又は管理者は、敷地面積に1から建ぺい率を控除して得た数値を乗じて得た面積の10分の2以上の面積を緑化対象面積として、規則で定める基準により植樹する
◇植樹の基準
(1) 生け垣による緑化面積は、生け垣の長さに幅0.6mを乗じて得た数値
(2) 緑化対策面積4㎡当たり高木1本低木1本の割合を植樹の基準とする
(3) 樹木1本あたりの緑化面積は高木については3㎡、低木については1㎡を算定基準とする
(4) この基準の適用が困難であると区長が認めたときは、この基準を緩和することができる
◇地域の指定
0.25㎡以上の広さをもつ一団の土地の区域について、特に必要があると認めたときは、緑化推進モデル地区として指定できる
◇補助金の交付
一定の基準に該当する生け垣に対し、必要な助言及び助成を行うことができる
助成金の額は、造成の際は1m（端数については四捨五入）につき1万4千円とする、造成に併せてブロック塀等の取り壊し等を行ったときは、取り壊した既存のブロック塀等1mにつき6000円を加算する
◇生け垣の基準
(1) 生け垣を公衆の見やすい場所、又は区長が適当であると認めた場所に造成すること
(2) 生け垣の延長が2m以上であること
(3) 生け垣を造成後5年以上保存すること

(4) 生け垣用樹木の高さは1m以上であること
(5) 生け垣用樹木は、相互に葉の触れ合う程度に列植され、かつ健全なものであること

◇緑化材料の配布

その他の生け垣に対しても必要な助言及び苗木の供給等を行うことができる

◆緑を守る

◇開発行為の制限

300㎡以上の宅地の造成その他の土地の区画形質を変更する行為、200㎡以上の建築基準法第六条第一項に規定する確認を必要とする行為、300㎡以上の自転車駐車場を設置する行為を行おうとするものは、緑化に関する計画書を区長に提出し、認定を受けなければならない

◇保存樹木等の指定

次に掲げる基準に該当する樹木等について、所有者又は管理者の申請に基づき保存樹又は保存樹林として指定することが出来る

(1) 樹木　地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上のもの
(2) 樹木の集団　樹木の一集団が占める土地の面積が300㎡以上のもの、又は長さ20m以上の、生け垣をなす樹木の集団

この規定以外でも、特に保存に値すると認める樹木及び樹林を指定することができる

◇損傷の制限

何人も、現存する樹木等を保存するよう努めなければならない、やむを得ず伐採又は除去したときは、速やかに樹木を植栽するよう努めなければならない

◇事実の公表

この条例に違反した者があるときは、その違反の事実を公表することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 321

都道府県名 東京都　区市町村名 板橋区　人口 502,447

■条例等

	施行年月日
東京都板橋区緑化の推進に関する条例	80.1.1

■関連する規則等

東京都板橋区緑化の推進に関する条例施行規則	80.1.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	☒1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　樹木等の保存と育成に関する総合的な取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇地域の指定
　環境の緑化を特に推進する必要があると認める地域を、緑化推進地域として指定することができる
◇協定の締結
　300㎡以上の敷地を有する事務所、事業所、住宅団地等の施設の所有者又は管理者と、その土地の緑化に関する協定を結ぶことができる
　協定を締結した事業者又は管理者に対し、苗木の供給、技術的な指導及び助言等を行うことができる
◇技術的な支援など
　区民が区域を定めて、その区域内に所有し又は管理する土地について、共同で緑化のための活動を行う場合は、苗木の供給、技術的な指導及び助言、その他適当な措置を講じなければならない
◆緑を守る
◇開発・建築行為の制限
　350㎡以上の、都市計画法第二十九条の許可を受けて行う開発行為、宅地造成等規制法の許可を受けて行う宅地造成、建築基準法の確認を受けて行う建築物の建築を行おうとするものは、当該行為を行う土地の緑化に関する計画を策定し、区長に届け出なければならない
◇保存樹木等の指定
　次に掲げる基準のいずれかに該当する樹木等について、所有者又は管理者の申請に基づき保存樹又は保存樹林として指定することが出来る
　(1) 地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上の樹木
　(2) 株立ちした樹木で、根回りが1.7m以上のもの
　(3) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上あるもの
　(4) その存する土地の面積が300㎡以上の樹木の集団

(5) その存する土地の面積が300㎡以上の竹の集団
(6) 長さが20m以上の生け垣
この規定以外でも、特に保存に値すると認める樹木及び樹林を指定することができる
◇損傷の制限
保存樹木等の所有者は当該保存樹木等をみだりに切ってはならない
◇助成金の交付
保存樹木等の所有者に対して、技術的な指導及び助言等を行い、並びに当該保存樹木等の管理に要する費用の一部を助成することができる
◇土地の買取り
保存樹林及び竹林等の所有者は、当該土地等の板橋区による買い取りを希望するときは、区長の対しその旨を申し出ることができる
申し出があった場合、買い取るかどうかを速やかに決定し、買い取った場合はその土地等を緑地として適正に管理しなければならない
◇その他
その他関連する要綱等に、以下のものがある
板橋区保存樹木等管理助成要綱（86.4.1施行）
民間施設緑化の協定に関する要綱（80.11.1施行）
板橋区緑化推進地域等における民間施設緑化助成要綱（85.4.1施行）
板橋区生垣造成・整備助成要綱（84.4.1施行）
東京都板橋区緑化の推進に関する条例第十七条第二項の規定による緑化に関する基準

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 322

都道府県名 東京都　区市町村名 練馬区　人口 619,626

■条例等　　施行年月日

みどりを保護し回復する条例　77.4.1

■関連する規則等

みどりを保護し回復する条例施行規則……77.10.1……
練馬区保護樹木樹林補助金交付要綱……78.2.1……
練馬区保護樹木等保存基金条例……78.4.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☒4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地保全と緑化の推進に関する必要な事項を総合的に定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
300㎡以上の開発行為等を行おうとする者は、緑化の推進に関する計画書を作成し、区長の調整を受けなければならない
緑化の基準（民間施設）としては、敷地面積から建築面積を差し引いた空地面積に、規定の率を乗じ、それで得た面積から、さらに控除面積を除いた面積を基準緑被面積とすることとなっており、最低で空地面積1000㎡以下のもので率が3/10、控除面積が0㎡、最高で1万5千㎡を超えるもので率が7/10、控除面積が2550㎡となっている
これらに違反して開発行為を行う者に対して、区長は当該行為の中止または当該緑化計画の履行を勧告することができる
◇地域の指定
(1) 緑化推進地区　緑被率が30％未満で、計画的に植栽を行うことによって緑化を推進し緑被率を高める地区
(2) 緑化推進モデル地区　緑化推進地区、みどりの保全地区の中で、緑化推進の必要性が特に認められる地区であり、緑被率が25％未満で、積極的にみどりを増やし育てることを、主たる目的とする一街区を標準とした地区
協定締結の促進など、区民の主体的な活動を軸として緑化施策を重点的に展開してゆく
◇協定の締結
区長は、区民が区域を定めてその所有しまたは管理する土地について、樹木の植栽等緑化の推進に関する事項につき合意をしたときは、当該区域内の区民と、緑化の推進に関しみどりの推進協定を締結することができる
区長は、敷地面積1000㎡以上の工場、事業所、また500㎡以上の住宅団地等の緑化の推進について、そ

の事業者または管理者とみどりの推進協定を締結することができる
◇補助金の交付
みどりの推進協定を締結した区域内の、生垣の造成費用の一部を区が補助する
高さや延長、造成場所の条件に適合したものであれば、既存の塀の取り壊し費用として1m当たり3000円、生け垣の造成費用として1m当たり3000円を補助する
◆緑を守る
◇保護樹木等の指定
特に保護する必要があると認める樹木または樹林を、所有者の同意を得て保護樹木または保護樹林として指定することができる
◇保護樹木等の指定基準
(1) 樹木　地上高1.5mにおける幹の直径が、50㎝以上のもの
(2) 樹林　面積が1000㎡以上のもの
その他、特に保護する必要がある場合として、希少価値のある樹種の場合、歴史的に保護する必要のある場合、環境上とくに保護する必要のある場合、自然の生態上保護する必要がある場合が定められている
◇伐採・移植の制限
指定を受けた保護樹木等の所有者は、当該保護樹木等を伐採し、または移植してはならない
◇補助金等の交付
区長は保護樹林等の維持管理に必要な費用の一部を助成することができる
(1) 樹木　1本当たり年間3000円
(2) 樹林　1㎡当たり年間65円の2分の1
◇土地の買い取り
保護樹林等の所有者は、その指定の解除を得ることができないため、土地の利用に著しい支障をきたすこととなる場合は、当該土地を買い取るなどの措置について区長に請求することができる
区長は、土地の買い取り等の措置を講じない場合は、保存樹林等の指定を解除する
◇基金の運用
指定した保護樹木等の存する土地を購入する資金に充てるため、練馬区保護樹木等保存基金を設置する
◇保護樹林の利用
区長は、保護樹林のうち特に必要があると認めるものについて、所有者の同意を得て無償で借用し、区民の憩いの森として区民の利用に供することができる
◇みどりの保全地区の指定
緑被率が30%以上の地区をみどりの保全地区とし、開発行為等により、やむを得ず緑の存する土地の区画形質を変更しようとする者は、緑の保護と回復に最大の努力を払うものと規定されている
◇事実の公表
区長は次のような者については、委員会の意見を聞いて、その事実を区民に公表することができる
(1) 開発の中止命令、緑化計画の履行の勧告に従わなかった者
(2) 保護樹林等の指定の解除を得ないで保護樹林等を伐採した者
(3) その他、この条例の規定に違反して著しくみどりを破壊した者
◇その他
関連する規則等として上記の他、以下のようなものがある
・練馬区保護樹木等保存基金条例施行規則（78.4.1施行）
・練馬区生垣造成補助金交付要綱（79.8.1施行）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 323

都道府県名 東京都　区市町村名 練馬区　人口 619,626

■条例等

	施行年月日
練馬区宅地等開発指導要綱	78.10.11

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　無秩序な開発を防止し、安全で住みよい環境のまちづくりを進めるため、宅地の開発、共同住宅等中高層建築物の建築について指導基準を定め公共・公益施設の整備に関し、応分の負担と協力を求めることを定めたもの
◇対象の指定
　次のような事業に対して適用される
　(1) 面積400㎡以上の土地において行われる開発行為
　(2) 面積400㎡以上の土地において行われる3階以上の建築物の建築行為
　(3) 一団の土地において行われる4棟以上の建て売り等住宅の建築行為
◇公園・緑地の提供
　(1) 事業区域面積が3000㎡以上で住宅の建設を目的としたものは、その事業者は、事業区域面積の6%以上を公園または緑地として整備し、当該用地及び付属する工作物を区に無償で譲渡する
　(2) 事業区域面積が3000㎡未満の場合で、共同住宅の建設を目的とする場合は、事業者は一定の基準により公園または緑地に要する費用を負担する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 324

都道府県名 東京都　区市町村名 練馬区　人口 619,626

■条例等　　施行年月日

練馬区震災対策用苗木配布要綱　　79.6.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
既存のﾌﾞﾛｯｸ塀等を緑化または震災対策のために生け垣に変更しようとするものに対し、生け垣用苗木を無償配布することを定めたもの
◇緑化材料の配布
生け垣化される延長が2m以上あり、道路に面しているなどの規定に適合する塀について、苗木の配布を受けようとする者が申請をすることによって、1m当たり3本を標準として区長の指定する種類の中から選択して配布を受けることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 325

都道府県名 東京都　区市町村名 足立区　人口 629,246

■条例等

	施行年月日
東京都足立区緑の保護育成条例	76.7.10

■関連する規則等

東京都足立区緑の保護育成条例施行規則	76.7.10

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
区民の健康で快適な生活環境を確保するため、緑の保護育成に必要な措置を定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画の策定
区長は緑化に関する基本計画を策定するとともに、10年毎に緑の実態調査を行いこれを公表しなければならない
◇緑化義務
区内に敷地面積が200㎡以上の建築物を所有する者及び新築する者は、基準によりその敷地内の緑化に努めなければならない
区長は、このために必要な助言、及び苗木の提供及び苗木の斡旋を行うことができる
◇緑化基準（民間施設）
敷地面積に1から建ぺい率を控除して得た面積を空地面積とし、これに基準で定めた緑化率を乗じたものから控除面積を除いた面積を緑化面積とする
植樹植栽の基準は4㎡当たり高木又は中木1本及び低木1本の割合で緑化を図る
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
次に掲げる基準に該当する樹木等について、所有者又は管理者の申請に基づき保存樹又は保存樹林として指定することが出来る
(1) 樹木　高さが10m以上で、地上より1.5mの高さにおける樹幹の周囲が1.5m以上のもの
(2) 樹林　樹木の一集団が占める土地の面積が300㎡以上のもの
この規定以外でも、特に保存に値すると認める樹木及び樹林を指定することができる
◇損傷の制限
何人も現存する樹木等を保存するよう努めなければならない。やむを得ず伐採するときは、同数以上の樹木を植栽するよう努めなければならない

保存樹木等の所有者等は、その保存樹木等を良好な状態に保つよう努めなければならない

◇補助金の交付

保存樹木等の所有者に対し、必要に応じ予算の範囲内で保存費用の一部を補助することができる

保存樹木　1本目5000円、2本目以降1本につき3000円　（限度額10万円）

保存樹林　300㎡以上500㎡未満の1万円を最低限度とし、4501㎡以上の10万円を最高限度とする

◇緑化協定の締結

区内の一定地域の住民がその合意に基づき、その地域内に所有、又は管理する土地について緑の育成を行うことを決定したときは、申し出により緑の協定を結ぶことができる

◇その他

その他関連する基準に以下のものがある

東京都足立区緑の保護育成条例による公共施設及び民間施設の緑化基準

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 326

都道府県名 東京都　区市町村名 足立区　人口 629,246

■条例等　　施行年月日

足立区誕生記念植樹事業実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の出生に際し、その子の健やかな成長を祈るとともに、自然を愛する心を培い併せて緑化の推進を図るため苗木を送るもの
◇対象者
区内に住所を有する保護者で誕生記念の申し込みのあった者で、苗木配布時に引き続き居住する者
◇緑化材料の配布
苗木の配布は春秋の年2回とする
苗木の種類は植え付け時期、樹木の特性、区の土壌への適合性等を考慮して次の通りとする
キンモクセイ、サザンカ、クロチク、カキノキ、ヤエザクラ、コウバイ、イチョウ

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 327

都道府県名 東京都　区市町村名 江戸川区　人口 577,870

■条例等　　施行年月日

江戸川区緑化推進要綱　　73.10.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進に関する必要な措置を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
空地の所有者等で、さしあたり当該空地の利用計画がない場合は、できる限り緑化するよう努めるものとする
所有者等による緑化が困難な場合、区が無償で借り受け緑化することができる、但し、この場合の契約期間は最低5年とする
◇生け垣の設置
所有者等は、その所有し又は管理する土地に塀を設置する場合は、公害防止等特別の理由がない場合、生け垣又は金網（鉄）柵とする、やむを得ず石塀等を設置する場合は、つる草等で緑化するよう努めるものとする
◆緑を守る
◇園芸緑地の指定
園芸用花木の生産地の内、特に保存の必要があると認める地域を、所有者の同意を得て園芸緑地として指定することができる
◇保存樹木等の指定
次に定める樹木（樹林）のうち、緑化の象徴として特に保護が必要である認めたものを、所有者等の同意を得て保護樹（樹林）として指定できる
(1) 高さ1.5mにおける幹径50cm以上の樹木で、活力評価3以上のもの
活力評価　1　現在は良好
2　現在は保証されるが保護を忘れない
3　衰弱期は近いが、保護すれば回復の見込みあり
4　衰弱後は枯死する公算多し

5　枯死期は近く回復の見込みなし

(2) 樹齢、歴史、いわれ等からみて区長が保護する必要があると認める樹木

(3) 前各号に準ずるものとして、区長が保護する必要があると認める樹木

◇助成金の交付

指定した樹木の管理に係る経費は、必要に応じて区が負担できる

◇技術的支援

樹木の管理育成のため、適宜樹木及び土壌の診断を行い、指導、助言等を行うことができる

また、病虫害防除の指導を行うと同時に、必要に応じて防除事業を援助するものとする

◇緑化の相談窓口等について

緑化に関する区民及び事業者からの相談に応じるため、区に相談窓口を設けるものとする

また、緑化に関する知識の普及、及び技術指導を行うため、定期的に技術講習会等を開催するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 328

都道府県名 東京都　区市町村名 江戸川区　人口 577,870

■条例等　　施行年月日

江戸川区宅地開発及び住宅建設指導要綱　72.12.6

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☒ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☒ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
宅地開発及び住宅の建設を行う場合に、区が必要な指導を行うための基準を定めたもの
◆緑を創る
◇対象の指定
次のいずれか一項に該当する規模の宅地開発事業、戸建集団住宅及び中高層共同住宅建設事業、但し、同一施行者が至近距離で同時にあるいは連続して行う2以上の事業で、1団地を形成すると認められるものは1個の事業地してみなす
(1) 施行区域の面積が1000㎡以上のもの
(2) 計画戸数が30戸以上のもの
◇公園・緑地の提供
施行者は、次の基準により公園を設置し、合わせて施行区域内に緑地を整備するものとする
(1) 施行区域3000㎡未満　施行区域の10%以上に当たる緑地を整備し、植栽、植樹に関して区の指導に従う
(2) 施行区域3000㎡以上　施行区域の10%以上に当たる公園と、同じく10%以上の緑地を整備する
(3) 中高層共同住宅の建設　(計画戸数×7) ㎡の公園を設備し、施行区域の15%に当たる緑地を整備するものとするなお、ツタ等による壁面緑化に努めるものとする
公園については、その面積の30%以上植栽、植樹するものとする
緑地については、施行区域内の周辺及び道路面に沿って、6㎡当たり高木2本、低木10本の割合で高木中心に植栽、植樹するものとする
施行区域内の既存の樹木については、可能な限り保存するものとする
◆緑を守る
◇開発行為の制限
開発の申請を行う前に、事業計画書を区長に提出し、生活環境及び公共・公益的施設の設備等に関して協議し、区と合意に達しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 329

都道府県名 東京都　区市町村名 江戸川区　人口 577,870

■条例等

	施行年月日
江戸川区緑化資金貸付条例	74.4.1

■関連する規則等

江戸川区緑化資金貸付条例施行規則	74.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
土地を緑化させるために必要な資金の貸付について定めたもの
◇対象者
貸付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない
(1) 区内に土地を所有し、又は管理していること
(2) 自己資金のみでは緑化が困難であり、かつ、返済能力があると認められること
(3) 債務の保証について、確実な連帯保証人1名を有すること
◇貸付額
資金の貸付額は100万円以内とし、利率は年3.65％とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 330

都道府県名 東京都　区市町村名 八王子市　人口 469,694

■条例等　　施行年月日

八王子市緑化条例

■関連する規則等

八王子市緑化条例施行規則 ..... 89.6.1.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☒4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地の保全と緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化推進地区の指定
市街化区域内において積極的に緑化を図ることが必要と認める地区を、その緑化計画の案を示して住民の意見を聞き、緑化推進地区として指定できる
緑化推進地区内の住民が、その所有又は管理する土地の緑化を実施するときは、苗木の供給、土壌の検査、樹種の選定等緑化に必要な措置をとらなければならない
◇緑化義務
規則で定める目的で1000㎡以上の規模の土地の区画形質を変更する場合、基準により、当該開発区域内に植樹しなければならない
◆緑を守る
◇緑地保護地区の指定
緑地を保全する必要があると認める土地の区域を、その所有者と協議し、その承認を得て緑地保護地区として指定できる
緑地保護地区においては樹木の伐採、建築・開発行為等は禁止されている
規定に違反した者に対し、その現状回復を命じ、それが困難である場合は、これに変わるべき必要な措置を命ずることができる
◇補助金の交付
緑地保護地区内の土地の所有者に対し、毎年度予算の範囲内において、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額その他市長が必要と認める額を補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 331

都道府県名 東京都　区市町村名 八王子市　人口 469,694

■条例等　　施行年月日

宅地開発に伴う指導要綱　　72.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
宅地開発等によって無秩序な市街化が行われることを規制し、災害を防止することによって良好な都市環境を備えた街づくりを図るため、宅地開発を行うものに対する基準等を定めたもの
◇開発制限
都市計画法及び宅地造成等基本法に基づく宅地開発事業でその規模が1000㎡以上の事業、建築基準法に規定する建築物で地上高10mを超えるものの建築、住宅建設を目的とするもので事業計画地内に10戸以上を建設する事業を行おうとするものは、その基本計画を市に説明し、又、周辺の関係住民等の周知を図り、公共公益施設等の基本計画及び費用負担等について協議し承認を受けなければならない
分譲宅地の平均宅地基準面積は、地域及び開発規模により基準を定め、最低で110㎡、最高で270㎡とする
◇緑化義務
中高層建築物の建築においては、空地として事業計画敷地面積の20%以上を確保し、植樹並びに芝張り等を行うこと
◇公園・緑地の提供
開発区域内に都市計画決定された公園又は緑地がある場合は、事業主の負担において整備し、市に無償譲渡すること
公園及び緑地の有効面積は、宅地開発事業区域内及び中高層住宅内での分布の均衡を図り、防災避難等、災害の防止に資するよう考慮して設け、その割合は基準によること
市に帰属する公園及び緑地等の用地並びに施設は原則として事業主の負担において設置し、無償譲渡すること、但し、維持管理については、別途協議する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 332

都道府県名 東京都　区市町村名 立川市　人口 154,345

■条例等

	施行年月日
立川市緑化推進条例	74.4.1

■関連する規則等

立川市緑化推進条例施行規則	76.4.24

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保護及び緑化の推進について必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇補助金の交付
次の区分に掲げる助成額の合計額を、同一敷地内の延長30m以内で交付する
既存のブロック塀等の撤去　高さ1.2m未満のもの1mにつき6000円
高さ1.2m以上のもの1mにつき8000円
植栽　0.3m以上1.5m未満の低木、延長1mにつき3本以上2000円
1.5m以上の中木、延長1mにつき1本以上4000円
生け垣設置　延長1mにつき高さ0.9m以上の樹木3本以上1万1千円
植込用土止めの設置　高さ0.2m以上0.4m未満のブロック、レンガ及び石積み等延長1mにつき3000円
デザインフェンス等の設置　高さ0.6m以下のもの延長1mにつき2000円
◆緑を守る
◇保護区域等の指定
次の基準に該当する樹木地等を、あらかじめその所有者等の同意を得て保護区域等として指定できる
保護樹林地及び保存樹林については、当該土地の面積が300㎡以上であるもの
保存樹木については地上1.5mの高さにおける幹の周囲が2m以上であるもの
保存樹林地の指定をするときは、所有者と当該保護樹林地について使用貸借、管理の委任その他の契約を締結するものとする
所有者等は、保護区域等が滅失その他これに類する変更が生じたとき又は変更をしようとするときは、市長に届け出なければならない
届け出に対し、必要に応じて適切な助言及び勧告をすることができる
◇補助金の交付
保存樹林については1㎡につき年額100円、保存樹木については1本につき年額4500円を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 333

都道府県名 東京都　区市町村名 武蔵野市　人口 132,969

■条例等　　施行年月日

武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例　85.3.23

■関連する規則等

武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例施行規則…　85.8.17

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
武蔵野市の自然環境の現状を維持し、市民の健康で快適な生活環境を確保するため、みどりの保護、育成および緑化推進について必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化の指導
市長は、1000㎡以上の一団の土地の所有者などに対して、緑化の指導を行うことができる
◇緑化協定の締結
市長は、所有者等が都市緑地保全法に基づく緑化協定を締結したときは、必要な指導を行うことができる
◆緑を守る
◇特別緑地の指定
市長は、面積3000㎡以上で、ある一定の要件を備えた緑の保護、育成が必要と認められる地域を、武蔵野市特別緑地に指定することができる
◇保存樹木等の指定
市長は、自然環境の現状を確保するため、特に保護、育成を必要と認める樹木又は樹林を、一定の基準を満たすものに関し保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇補助金の交付
補助金の交付の対象およびその額は次のようになっている
(1) ブロック塀などを生け垣に改造するための補助金の額は、1m当たり3000円とし、最高限度額を15万円とする
(2) 私有地に新たに生け垣を設置するための補助金の額は、1m当たり2000円とし、最高限度額を10万円とする
(3) 保存樹林などの維持管理のための補助金の額は、保存樹林にあっては1㎡につき年額50円、保存樹木にあっては1本につき年額3000円とする

◇開発の制限
　特別緑地および保存樹林などの所有者などは、そのみどりの現状を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 334

都道府県名 東京都　区市町村名 武蔵野市　人口 132,969

■条例等

	施行年月日
武蔵野市公園緑化基金条例	88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
公園用地の確保並びに緑の保護、育成および緑化推進事業に必要な資金を積み立てるために設置する、武蔵野市公園緑化基金に関して定めたもの
◇積立額
基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める
◇処分
市長は、本条例の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 335

都道府県名 東京都　区市町村名 三鷹市　人口 160,795

■条例等

	施行年月日
三鷹市民の良好な環境をつくる条例	84.6.29

■関連する規則等

三鷹市民の良好な環境をつくる条例施行規則	84.6.29

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☒ 4．水辺保全
☒ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な環境を確保する上に必要な市長、市民及び事業者の責務を明らかにすると共に、環境の保全に関する施策の基本となる事項その他必要な事項を定めたもの

◇自然環境の保護、回復及び育成
市長は、野生の鳥類、昆虫植物などの保護、河川の清流の復活、緑化の推進など、自然環境の保護、回復および育成のための措置を講じるよう努めなければならない

◇緑の協定の締結
市長は、良好な自然環境を確保するため必要があると認めるときは、1000㎡以上の敷地を有する事業所と、緑化に関する協定（緑の協定）を締結することができる　この緑の協定を締結した事業所は、ある一定の基準に従って敷地内に植樹するものとする

◇自然環境保全地区の指定
市長は、自然環境を保全することが必要な土地を一定の基準に基づき自然環境保全地区として指定することができる

◇自然環境保全地区の協定の締結
市長は、自然環境保全地区の指定をしたときは、当該地域の所有者及び占有者との間に協定を締結するものとする

◇自然環境保全地区の助成
自然環境保全地区助成金の額は、その土地の当該年度分の固定資産税及び都市計画税額の合計額の100分の85に相当する額とする

◇開発・建築行為の制限
自然環境保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市規則で定める事項を市長に届け出なければならない
(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること
(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること

(3) 土石を採取し、または鉱物を採掘すること
(4) 水面を埋め立てること
(5) 木竹を伐採すること
(6) 前各号に掲げるもののほか、自然環境に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行うこと

◇保存樹木等の指定

市長は、自然環境の保全、美観及び、風致を維持するため必要があると認めるときは、一定の基準に基づき樹木、並木又は樹林を保存樹木、保存並木又は、保存樹林として指定することができる

◇保存樹木等の協定の締結

市長は、保存樹林の指定をしたときは、当該樹林の所有者及び占有者との間に協定を締結するものとする

◇保存樹木等に対する助成金の交付

保存樹木などの助成金の額はそれぞれ次のようになる

(1) 樹木　　1本につき3000円
(2) 並木　　1本につき3000円
(3) 樹林　　その存する土地の当該年度分の固定資産税及び都市計画税額の合計額の100分の85に相当する額

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 336

都道府県名 東京都　区市町村名 三鷹市　人口 160,795

■条例等

	施行年月日
三鷹市緑の保護および緑化推進条例	72.10.5

■関連する規則等

三鷹市緑の保護および緑化推進条例施行規則	74.2.8

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　三鷹市内の良好な自然環境を保護育成するため、樹木（樹木の集団を含む）の保存、植樹、草花の植栽等を積極的に行い、かつ、都市計画法に規定する市街化区域内の農地の保全を図ることによって、市内の緑の保護及び緑化を推進する上で必要な施策について定めたもの
◇計画の策定
　市長は、毎年樹木の保存、植樹および草花の植栽等緑の保護および緑化推進のための計画を策定しなければならない
◇緑の旬間
　毎年4月と10月の2回を緑の旬間とし、市民の緑の保護と緑化についての意識及び思想の普及に努める
◆緑を創る
◇緑化推進委員
　市長は、樹木の保存、植樹及び草花の植栽など緑の保護及び緑化運動の推進を図るため各種団体の協力を求めるほか、この運動に積極的な意欲を有する市民の中から緑化推進委員を委嘱することができる
◇開発・建築行為の制限
　保存樹木をやむを得ず伐採しなければならないときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない
◆緑を守る
◇保存樹木の指定
　市長は、一定の基準に該当する樹木で、特に自然環境の保護、美観及び風致を維持するため必要があると認めるものを、保存樹木として指定することができる
◇協定の締結
　市長は、保存樹木の指定をしたときは、当該樹木の集団の所有者との間に協定を締結するものとする
◇助成金の交付
　保存樹木の助成金の額は次の通りである
　(1) 樹木　1本につき3000円

(2) 樹木の集団	その存する土地の当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額の合計額の100分の85に相当する額

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 337

都道府県名 東京都　区市町村名 三鷹市　人口 160,795

■条例等　　施行年月日

三鷹市開発行為に関する指導要綱　73.1.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る ☒1．空地の確保 ☐2．生け垣設置 ☐3．植樹・植林 ☐4．草花による修景 ☐5．屋上・壁面緑化 ☐6．室内緑化 ☐7．その他 ☐8．努力規定

B.緑を守る ☐1．開発制限 ☐2．樹木保存 ☐3．樹林地保全 ☐4．水辺保全 ☐5．生物保全 ☐6．その他 ☐7．努力規定

C.緑と親しむ ☐1．農園的利用 ☐2．公園的利用 ☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策 ☐1．補助金の交付 ☐2．税の減免 ☐3．技術的な援助 ☐4．団体活動の支援 ☐5．建築規制の緩和 ☐6．緑化材料の配布 ☐7．基金の運用 ☐8．その他

B.規制策 ☒1．開発・建築行為の制限 ☐2．採取・損傷の制限 ☒3．罰則規定 ☐4．緑化義務 ☒5．公園・緑地の提供 ☐6．その他

C.その他 ☐1．基本計画等の策定 ☒2．対象・地域の指定 ☐3．協定の締結 ☐4．土地の買取り ☐5．土地の貸借 ☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
三鷹市における無秩序な宅地開発を防止することによって、良好な都市環境を備えた街づくりを図るため、宅地開発などを行う者に対し公共施設等の整備に関し、必要な事項を定めたもの

◇対象の指定
この要綱における「事業」とは次のようなものをいう
(1) 都市計画法に規定する開発行為で、当該開発行為に係わる土地の面積が1000㎡以上のもの
(2) 事業施行区域面積が、500㎡以上1000㎡未満の開発行為を行うもの
(3) 宅地造成等規制法規定する宅地造成に係わるもの
(4) 建築基準法に規定する指定を受けて開発するもの

◇開発・建築行為の制限
開発事業をしようとする者は、あらかじめ市長に公共・公益施設の設計及び建築物について、事前に文書を持って協議し、審査を受けなければならない

◇公園・緑地の提供
開発面積が次の各号に該当する場合は、事業者は当該各号に定める割合の公園、緑地、広場、その他公共用地を設けなければならない
(1) 開発面積が1万㎡以上の場合、開発面積の8%以上
(2) 開発面積が1000㎡以上1万㎡未満の場合、開発面積の6%以上

◇罰則規定
この要綱に従わない事業者に対し、市は、上水道、下水道等必要な施設、その他について協力できないことがある

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 338

都道府県名 東京都　区市町村名 三鷹市　人口 154,345

■条例等　　施行年月日

三鷹市中高層建築物に関する取扱要綱　72.10.20

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☒ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
三鷹市内において、中高層建築物を建設することにより、予想される地域住民への被害を防止するとともに、必要な公共施設、公益的施設等の整備を図るため、中高層建築物建築事業者に対して、必要な指導を行い、もって三鷹市民の良好な生活環境を確保するために基本となる施策を定めたもの

◇対象の指定
この要綱の適用を受ける中高層建築物とは、地上高10m以上の建築物をいう

◇開発・建築行為の制限
事業者は、事業計画が関係法令及びこの要綱に適合するよう計画するとともに、あらかじめ市に申し出て協議、審査を受けなければならない

◇公園・緑地の提供
事業者は、事業施行区域には、できるだけ緑化及び空き地を設定するものとし、300m²以上の事業施行区域においては、その面積の6%以上の公園又は空き地を市と十分協議の上設け、無償で提供するものとする　又、市の指示に従い周辺の緑化に努めなければならない

◇罰則規定
この要綱による指導に従わない事業者に対し、市は上下水道など必要な施設、その他について協力できないことがある

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 339

都道府県名 東京都　区市町村名 三鷹市　人口 160,795

■条例等　　施行年月日

三鷹市接道部緑化造成等助成要綱　89.4.5

■関連する規則等

三鷹市民の良好な環境をつくる条例　84.6.29

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

三鷹市民の良好な環境をつくる条例に基づき、生け垣の造成、保存を奨励するため生け垣を造成しようとする者、及び既にある生け垣を保存管理しようとする者に対し必要な経費の一部を助成することを定めたもの

◇助成金交付対象の指定

助成金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する土地を所有、又は管理する者のうち接道部の緑化を行う者とする

1) 住宅の敷地　2) 事務所・事業所の敷地　3) 工場・倉庫の敷地　4) 駐車場

5) 前各号に掲げるものの他に市長が特に必要と認めるもの

◇助成の内容

次の基準に従い、生け垣を造成しようとする者、及び既存生け垣を保存管理しようとする者に対し、造成・保存管理に要する経費の一部について助成を行う

(1) 接道部に接する場所に造成すること

(2) 生け垣の延長は2m以上であること

(3) 生け垣の造成後5年以上保存すること

(4) 生け垣用樹木の高さは、1m以上であること

(5) 生け垣用樹木は、相互に葉の触れ合う程度に列植され、かつ、健全なものであること

◇助成金の額

生け垣助成については、1mにつき1万4千円とし、限度を28万円とする　又、既存の生け垣及び助成金により設置した生け垣の保存管理については、年1回、1mにつき300円とし、9000円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 340

都道府県名 東京都　区市町村名 青梅市　人口 130,080

■条例等　　施行年月日

青梅市梅の古木等指定補助金交付要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　良好な自然環境の維持と観光事業の振興に寄与するため、梅の古木、名木及び梅林として価値あるものを指定し、これらの所有者又は占有者に対し、その管理に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めたもの
◇古木等の指定
　次の基準により指定された古木等に対する補助金の交付
　梅の古木　樹齢約100年以上のもの
　梅の名木　樹齢が梅の古木に準ずるもので、特に樹容が優れ、文化的資源として価値のあるもの
　梅林　樹齢20年以上の梅樹が20本以上ある一団の梅林で、自然環境の保持に欠くことのできないもの
◇補助金の交付
　補助金の額は、次の通りとし、予算の範囲内で交付する
　梅の古木・名木　1本につき年額2000円以内
　梅林　1カ所につき年額1万円以内
◇損傷の制限
　所有者等は、梅の古木等の枯死又は損傷を防止し、病害虫の駆除を行うなど、その保全に留意し、梅の古木等の育成上やむを得ない場合のほか、現樹形をみだりに変更しないよう努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 341

都道府県名 東京都　区市町村名 青梅市　人口 130,080

■条例等

	施行年月日
青梅市緑化基金条例	77.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の生産と供給とを円滑にし、まちの緑化を推進するため、青梅市緑化基金の設置を定めたもの
◇基金の運用
基金の額は500万円とする
基金に属する現金に過不足額を生じたときは、その過不足額は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 342

都道府県名 東京都　区市町村名 府中市　人口 208,037

■条例等

	施行年月日
府中市みどりの保護及び育成に関する要綱	73.4.1

■関連する規則等

府中市指定樹木等に対する奨励金交付要綱	79.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	☒8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	☒4．土地の買取り	
	☒5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　府中市自然環境の保全及び育成に関する条例に基づき、みどりの保護及び育成を図り、市民の健康で快適な生活環境を確保するために必要な基本事項を定めたもの
◇みどりと花いっぱい運動
　市長は、市民の緑化思想の普及高揚を図るため、みどりと花いっぱい運動を推進するものとする
◆緑を創る
◇苗木及び記念樹の配布
　市長は、緑化を推進するため、樹木及び記念樹配布事業を実施するものとする
◇草花及び苗木の斡旋
　市長は、家庭の緑化を推進するため、草花及び苗木の斡旋を行うものとする
◆緑を守る
◇樹木等の指定
　市長は、一定の基準に該当する樹木及び樹木の集団のうち良好な自然環境の保護又は美観風致を維持するために5年以上継して保全する必要があると認めるものを、その所有者又は管理者の同意を得て、保護する樹木等として指定することができる
◇奨励金の交付
　市長は、指定した樹木等の保護について、その所有者に対し一定の基準に従い、奨励金を交付することができる
◇行為の制限
　何人も指定した樹木等を損傷し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない　又、やむを得ず伐採しなければならないとき、所有権の移転があったとき、維持管理上、考慮すべき事態が予知されるときには市長に届け出るものとする
◇生垣造成に対する奨励金の交付
　市長は、生け垣造成の推進を図るため住居の周囲にあって5m以上、高さ1m以上で、かつ、樹木が1m

につき2本以上植栽される場合、次の基準により、その所有者に対し奨励金を交付することができる
(1) 生け垣の設置　1mにつき5000円30mを限度とする
(2) 生け垣の設置を目的としたブロック塀などの取り壊し　1mにつき4000円、30mを限度とする

◇みどり土地の買い入れ等

市長は、良好な自然環境を確保し又は美観上風致を維持するため、特に必要と認めるみどり及びみどりの存する土地がある場合は、これを借り受け又は買い入れるものとする

◇協定の締結

市長は、住民が一定区域を定めてその区域の土地の所有者の合意により植樹、生け垣の造成など緑化計画を定めたときは、緑化協定を締結し、実施に必要な援助及び助成を行うことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 343

都道府県名 東京都　区市町村名 府中市　人口 208,037

■条例等　　施行年月日

「名木百選」樹木の保護基準

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
ふるさとの名木として「府中の名木百選」に指定した樹木を市民共有の財産として永く保全していくために、樹勢状況の衰退している名木について、樹勢の回復を図る保護対策を行う基準を定めたもの

◇対象とする樹木
昭和63年8月1日指定の「府中の名木百選」に選定した樹木を対象とする

◇保護対策の内容
(1) ウロの修復など外科手術、枯枝の除去及び樹勢回復のための枝抜き剪定
(2) 根回りの地力保全及び保水機能の改善
(3) 病虫害の発生に伴う駆除

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 344

都道府県名 東京都　区市町村名 府中市　人口 208,037

■条例等

	施行年月日
府中市記念樹配布要綱	80.5.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進を図るため市民に無償で提供する記念樹の配布について必要な事項を定めたもの
◇記念樹の種類等の指定
配布する記念樹の種類、配布対象者及び配布数は次のとおりとする
(1) 誕生記念樹　出生により新しく市民となった者に1本
(2) 入学記念樹　小学校1学年に入学した者に1本
(3) 成人記念樹　20歳に達した者に1本
(4) 結婚記念樹　婚姻届を提出し市内に住居を定めた者、1世帯につき1本
(5) 市民記念樹　転入して市民となった者、1世帯につき1本
◇記念樹の樹種の指定
記念樹の樹種は、次のとおりとする
けやき　うめ　かいどう　つつじ　もくせい　みかん　百日紅　つげ　月桂樹
姫りんご　ピラカンサ　うめもどき　もちのき　すもも　あんず　ツタ　カポック
観音竹　あじさい　クスノキ　コブシ
◇行為の制限
配布を受けた者は、当該樹木を他へ転売すること及び当該樹木を植樹以外の目的に使用することをしてはならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 345

都道府県名 東京都　区市町村名 府中市　人口 208,037

■条例等

	施行年月日
府中市みどりの銀行実施要綱	78.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	☒6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	☒8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	☒6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　みどりの保護及び育成を図り、緑豊かな生活環境を確保するため、みどりの銀行を設置し、その実施について必要な事項を定めたもの
◇事業
　みどりの銀行は、次に掲げる事業を行う
　1）樹木の斡旋事業　2）樹木の受託事業　3）みどりの育成事業　4）緑化の啓蒙
◇樹木の提供、譲り受け申し込み
　市民が宅地開発などにより不要となった樹木を無償で提供しようとするとき、又は、樹木を譲り受けようとするときは市長に申し込むものとする
◇樹木の斡旋
　市長は、樹木譲り受けの申し込みにより樹木の供給を斡旋するものとする
◇樹木の譲り受け
　市長は、樹木の斡旋が成立しなかった樹木で、一定の基準に該当するものを公園、学校その他の公共施設に植樹するため、移植適期に譲り受けることができる
◇樹木の受託
　市長は、市民の所有する樹木で一時移動の必要があるものを、原則として1年間みどりの銀行において預かり、保護することができる
◇経費の負担
　樹木の移植、運搬などに要する費用は、譲受者の負担とする　ただし、樹木の預託については、預託者の負担とする
◇みどりの育成事業
　市長は、幼苗を植栽し、育成のうえ、苗木及び記念樹として市民に供給し、みどりの育成に努めるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 346

都道府県名 東京都　区市町村名 府中市　人口 208,037

■条例等　　施行年月日

グリーンシティモデル地区事業推進要綱　85.6.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
府中市自然環境の保全及び育成に関する条例及び府中市グリーンシティ計画に基づき、グリーンシティモデル地区を指定し、地域のみどりの保護及び育成のための助成などを行ううえで必要な事項について定めたもの
◇モデル地区の指定
市は、緑と花を生かした効果的な環境整備が推進され新たな緑と花の創出が図られる地域について当該地域団体の申し出によりモデル地区に指定することができる
◇事業
モデル地区は次の事業を4年間継続して実施する
(1) 道路に接する土地の前面部、建物の壁面部等を利用しての緑と花の植栽
(2) ブロック塀等の生け垣化
(3) 花壇、プラントボックス等の設置
(4) 前各号に定めるもののほか地域の緑化に関すること
◇助成等
モデル地区が上記の事業を実施するにつき必要な経費について、一定の基準により助成するとともに当該事業につき指導又は助言をすることができる
◇協定の締結
モデル地区事業に関し、市及び当該地域団体は、実施についての協定を締結することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 347

都道府県名 東京都　区市町村名 府中市　人口 208,037

■条例等　　施行年月日

府中市市民花壇を育てる要綱　　81.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　☒5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の参加とふれ合いのなかで、花を育てることを通じて自然を愛し、雑草や枯草のない快適な環境を市民の手でつくり出し、街の美化の促進をするうえで必要な事項を定めたもの

◇市民花壇用地の選定
次の各号に該当し、公共花壇として適当と認めたものを市民花壇用地とする
(1) 所有者又は管理者から無償使用の承諾の得られる見込みがあること
(2) 3年以上市民花壇として使用できる見込みがあること
(3) 多くの地域住民がともに育て、又観賞できる場所であること
(4) 10㎡以上又は3個以上のフラワーポットを設置できる広さがあること

◇用地の借入契約
市民花壇の用地は、市がその土地の所有者又は管理者と土地使用貸借契約を締結する

◇設置工事等
市は、市民花壇の設置及び管理について、設置工事の実施、草花の種子・苗・球根及び肥料の提供、手入れについての講習などの開催を行う

◇税の免除
市長は、市民花壇用地として提供された土地にかかる固定資産税及び都市計画税を免除することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 348

都道府県名 東京都　区市町村名 府中市　人口 208,037

■条例等　　施行年月日

府中市準公共広場緑化推進要綱　　75.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市有地以外で、市民が散策や憩いの場として自由に出入りできる状態で開放された土地の緑化を推進するうえで必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
準公共広場の要件は次のとおり
(1) 面積が、330m²以上であるもの
(2) 10年以上継続して開放することが確約できるもの
(3) 土地所有者又は地域住民において適切な維持管理ができるもの
◇緑化協定の締結
市長は、準公共広場の緑化について、土地所有者とその実施方法を協議し、別に定める緑化協定を締結する
◇緑化の実施
市長は、土地所有者と協議し、準公共広場の緑化を行うものとし、当該地の環境を考慮して樹木を選定し植栽する
◇開発の制限
土地所有者は、植栽した樹木が滅失し、若しくは枯死したとき又はやむを得ず当該樹木を伐採しようとするとき等には、市長に届け出るものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 349

都道府県名 東京都　区市町村名 稲城市　人口 60,862

■条例等

	施行年月日
稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例	74.4.1

■関連する規則等

稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例施行規	74.4.1
稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する補助金交付	75.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	☒ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	☒ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	☒ 1．開発・建築行為の制限	☒ 2．採取・損傷の制限	☒ 3．罰則規定	☒ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保護と緑の回復について必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
1000㎡以上の敷地を有する事務所又は事業所で、その敷地面積から当該敷地面積にかかる建ぺい率相当分の面積を控除して得た残りの残りの空地面積が400㎡以上あるものの所有者は、その空地面積の20％以上を緑化し、4㎡当たり1本高木1本及び低木1本の割合で植樹するものとする
◇苗木の供給
緑の保護と回復を図るため、苗木の供給について必要な措置に努めるものとする
◆緑を守る
◇保全地域の指定
市長は、面積3000㎡以上の、次の基準に該当する土地を、稲城市自然環境保全審議会及び所有者の意見を聞いて、自然環境保全地域を指定することができる
(1) 樹木、樹林等が所在する地域の内良好な自然状態を保持している地域であって、その保全を図ることが必要である地域
(2) 動植物の生息地であって、これらの保護又は繁殖を図ることが必要な地域
(3) 寺社林等で、その所在が市民の生活環境向上に寄与している地域
◇開発・建築行為の制限
保全地域内において、建築・開発行為、樹木の伐採等の行為は、市長の許可を受けなければならない
許可無く行為を行ったもの、虚偽の申請により許可を受けたものに対して、その行為の中止、又は現状回復もしくは代替措置を命ずることができる
◇損傷の制限
保全地域内における野生動植物の保護のため特に必要がある場合は、積極的に保護及び育成を図らなければならない

◇保存樹木等の指定
　保全地域外における、次の基準に該当する樹木、樹林等をその所有者等の同意を得て、保存樹木等として指定できる
　樹木　健全で、美観上にも優れ、管理が行われているもので、樹高約10m、地上から1mの高さにおいて幹の直径が約0.5mあるもの又その他樹木の特性により稲城市自然環境保全審議会が必要と認める樹木
　樹林　個々の樹木が健全で、美観上にも優れ、管理が行われているもの
　所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇助成金の交付
　保全地域　1㎡当たり年額10円
　保存樹木　1本当たり年額2000円
◇事実の公表
　この条例の趣旨に反して著しく自然を破壊している者があるときは、その事実を市民に公表するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 350

都道府県名 東京都　区市町村名 調布市　人口 191,748

■条例等

	施行年月日
調布市調布市緑化条例	72.12.21

■関連する規則等

調布市調布市緑化条例施行規則	73.4.1
調布市緑の保全に関する補助金交付要綱	73.6.1
調布市緑化基準	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	☒ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他					

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	☒ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	☒ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	☒ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然の破壊を防止し、総合的な緑化推進を図ることについて必要な事項を定めたもの
◇緑化計画の策定
市長は、緑化に関する基本方針、自然環境の保全に関する施策、緑化推進に関する施策、開発行為に対する緑化の施策についての計画を策定しなければならない
◇保全地区・保存樹木等の指定
次のいずれかに該当し、市長が必要と認めるものを、あらかじめ協議会の意見を聞き、所有者等の同意を得て保全地区等として指定できる
緑の環境保全地区
(1) 当該地区の面積が330m²以上であること
(2) 生け垣をなす集団で、その生け垣の長さが20m以上であること
保存樹木
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上であること
(2) 高さが10m以上であること
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であること
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が20m²以上であること
保全地区等の所有者等が変更したときは、新たに所有者等となったものは、当該保全地区等に係る権利義務を継承するものとし、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない
所有者等は保全地区内の樹木もしくは保存樹木が滅失又は枯死したとき、あるいは当該樹木を伐採しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない
届け出のあったものについて、必要があると認めるときは、助言又は勧告をすることができる
◇補助金の交付
緑の環境保全地区については、当該地区に係る当該年度分の固定資産税額及び都市計画税の合計額に100分の85を乗じて得た額を交付する、但し、課税額が1m²当り40円以下の緑の環境保全地区について

は、1㎡につき20円とする
生け垣については、1箇所20mにつき3000円とし、20mを超える部分1mにつき150円とする
保存樹木については、1本当たり3000円とする
市長は、このほかに技術的援助その他適切な措置を講ずることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 351

都道府県名 東京都　区市町村名 町田市　人口 353,646

■条例等

	施行年月日
町田市緑の保全と育成に関する条例	84.1.1

■関連する規則等

町田市緑の保全と育成に関する条例施行規則	86.3.10
市民の森設置要綱	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
すべての市民が健康で快適な生活を営むことができ、かつ、自然と生活が調和した環境を将来の市民に引き継いでいくため、緑の保全と育成をはかる上で必要な施策について定めたもの
◇基本的施策
市長は、緑の保全と育成を図るための基本的な施策として、おおむね次に掲げる事項を定める
(1) 地域の特性を生かした緑の町づくりに関すること
(2) 緑の普及と啓蒙に関すること
(3) 市民の森に関すること
(4) 緑地保全基金に関すること
◇委員会の設置
緑の保全と育成を図るため、市長の付属機関として町田市みどり委員会を置く
◇委員会による審議の対象の指定
町田市緑の委員会は、1ha以上の宅地開発指導要綱の適用を受けるもの、区画整理事業、公団、公社及び都営の住宅建設事業等のうち、まちづくり協議会設置要綱に基づくまちづくり協議会で決定した事業に関し、調査審議する
◇市民の森の指定
市民の森指定基準、期間及び助成については、市民の森設置要綱に定めるところによる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 352

都道府県名 東京都　区市町村名 町田市　人口 353,646

■条例等　　施行年月日

町田市緑地保全基金条例　　85.10.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地保全事業を円滑かつ効率的に行うために設置する、町田市緑地保全基金について定めたもの
◇積み立て
基金として積み立てる額は、毎年予算で定める　又、主旨に添う寄付金は、基金に追加して積み立てすることができる
◇処分
本条例の目的に添う事業に限り、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 353

都道府県名 東京都　区市町村名 小金井市　人口 103,073

■条例等　　施行年月日

小金井市緑地保全及び緑化推進条例　83.7.9

■関連する規則等

小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 ..... 83.8.1.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☒2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の緑地の保全及び緑化推進に関して必要な事項を定めたもの
◇計画の策定
市長は、目的を達成するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する計画を策定するとともに、必要に応じて緑の実態調査を行い、公表しなければならない
◇保全緑地の指定
緑地として保全することが必要な土地又は樹木の集団もしくは樹木について、次の指定基準のいずれかに該当するものを、その所有者等の同意を得て保全緑地として指定できる
環境保全緑地
(1) 現に農耕の用に供され、今後とも常時肥培管理を行うことが確約される農地で、概ね500㎡以上の面的なつながりのあるもの
(2) 現状のまま保全されることが確約される樹木の集団で、その集団の存する土地の面積が概ね500㎡以上の面的なつながりのあるもの
(3) 公共の用に供することが確約される土地で、概ね500㎡以上の面的なつながりのあるもの
保存樹木
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 高さが10m以上であること
保存生け垣
(1) 生け垣の高さが1m以上の樹木の集団で、その長さが10m以上であること
保全緑地の指定期間は5年とする
◇協定の締結
市長は、保全緑地を指定したときは、当該保全緑地の所有者等と緑地保全協定を締結しなければならない
◇開発・建築行為の制限

保全緑地等の所有者等は、指定緑地内における建築・開発行為、木竹の伐採をしようとするときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない

市長は、届出のあったものに対し、助言又は勧告ができるものとする

◇損傷の制限

保全緑地等の所有者等は、その権利について譲渡等しようとする場合はあらかじめ市長にその旨を届け出なければならない

市長は、届出があった場合は、当該保全緑地が引き続き保全できるよう当事者と協議することができる

◇税の減免

環境保全緑地に対し指定期間に係る各年度の固定資産税及び都市計画税について、小金井市税賦課徴収条例の規定による減免措置を講ずることができる

◇奨励金の交付

市長は保全緑地の所有者に対し、次の区分に応じて奨励金の交付等の助成措置を講ずるものとする

保存樹木

(1) 保存樹木保険制度における各年度の保険金の負担

(2) 保存樹木1本につき、肥培管理費として年額2000円の奨励金の交付

保存生け垣

(1) 生け垣の造成1mにつき造成費の3分の2、限度額1万4千円の奨励金を交付（1戸当たりの助成限度額28万円）

(2) ブロック塀塔を取り壊し、生け垣を造成する場合、1mにつき造成費の3分の2、限度額2万円の奨励金を交付（1戸当たりの助成限度額40万円）

(3) 既存の生け垣については、管理費として1mにつき年額300円、1万5千円を限度として奨励金を交付

生け垣造成奨励金の交付を受けたものは、当該生け垣について保全緑地の指定を受ける等保全を図らなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 354

都道府県名 東京都　区市町村名 小金井市　人口 103,073

■条例等

	施行年月日
小金井市緑化基金条例	88.6.10

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景			
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定			
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全			
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定				
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他				

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援			
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	☒ 7．基金の運用	□ 8．その他			
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務			
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他					
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り			
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他					

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地の確保並びに緑の保護及び育成に必要な資金を積み立てるため、小金井市緑化基金を設置することについて必要な事項を定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額及び基金の趣旨に添う寄付金とする
市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することが出来る
基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする
基金は緑地の確保並びに緑の保護及び育成する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 355

都道府県名 東京都　区市町村名 小平市　人口 162,533

■条例等

	施行年月日
小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例	73.4.1

■関連する規則等

小平市緑の保護と緑化の推進に関する要綱	73.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	☒1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	☒5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の恵まれた緑を保護し、さらに積極的に緑化を推進するため、必要な事項を定めたもの
◇開発行為の制限
開発行為を行う事業者は、その開発行為に伴い当該開発区域内の樹木を伐採しようとするときは、あらかじめ市長と協議の上、開発区域内に植樹し、緑を回復しなければならない
◇保存樹木等の指定
次の基準に該当する樹木、樹林、竹林又は生け垣を、所有者の同意を得て保存樹木等として指定する事ができる
(1) 保存樹木　1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上で、高さが15m程度以上のもの
(2) 保存樹林　高さが5m程度以上の樹木の集団で、面積が330㎡以上のもの
(3) 保存竹林　高さが10m程度以上の竹の集団で、面積が330㎡以上のもの
(4) 生け垣の高さが1m以上の樹木の集団で、長さが30m程度以上であること
保存樹木等を伐採又は譲渡しようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない
市長は、届出を受けたときは、必要な指導及び助言並びにその他の措置をとることができる
◇土地の借り上げ
保存樹林又は保存竹林については、市が無償で借り上げることができる
借り上げの期間は、原則として5年間とする、但し、所有者と協議の上借り上げ期間を延長できる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 356

都道府県名 東京都　区市町村名 日野市　人口 161,514

■条例等

	施行年月日
日野市緑化推進に関する条例	76.4.1

■関連する規則等

.日野市みどりの保護育成に関する要綱	.72.7.1
.日野市みどりの保護育成に関する補助金交付要綱	.72.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景			
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定			
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全			
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定				
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他				

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援			
	□ 5．建築規制の緩和	☒ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	☒ 8．その他			
B.規制策	☒ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務			
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他					
C.その他	☒ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り			
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他					

■内容等の詳細

◆位置づけ
　自然の回復に努めることにより、市民生活に良好な環境をつくり出すために、市内の緑化に必要な基本事項を定めたもの
◇緑化計画の策定
　市長は、本条例に規定する目的を達成するため、市内緑化の指針となる緑化計画を立て、有効な施策をもってこの推進に努めなければならない
◆緑を創る
◇苗木などの配布斡旋
　市長は、市民の家庭緑化を奨励するため、苗木等の配布又は斡旋を行うことができる
◆緑を守る
◇対象の指定
　樹木については、高さが15m以上で1.5mの高さにおける幹の周囲が15m以上であるもの、又、樹木等の集団については、その存する土地の面積が500㎡以上あるものを保存を要するみどりとして登録することができる
◇開発の制限
　所有者は、登録されたみどりについて、滅失し、又は枯死したとき、やむを得ず伐採などしなければならないとき、所有者等が、住所を変更したとき、維持管理上、考慮すべき事態が、予知されたときには、市長に届け出るものとする
◇補助金の交付対象
　みどりの登録を推進するため、保存を要するみどりとして登録された樹木及ぶ樹木の集団の維持管理に要する経費に対し交付される
◇補助金の額
　次の基準に基づいて補助金の交付がなされる
　(1) 樹木については、1本当たり年額3000円以内とし、2本以上の場合は、1本増すごとに2000以内を

加算する

(2) 樹木等の集団については、最低で面積が500㎡以上1000㎡未満で1万円以内、最高で1万㎡以上で3万円以内とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 357

都道府県名 東京都　区市町村名 日野市　人口 161,514

■条例等

	施行年月日
日野市環境緑化基金条例	83.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市内の緑化推進及び緑地保全の資金を積み立てるために設置する日野市環境緑化基金について定めたもの
◇基金の積み立て
　基金として積み立てる金額は、10億円を目途とし、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める
◇処分
　基金は、緑化推進及び緑地保全に関する経費に充てる場合に限り基金の全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 358

都道府県名 東京都　区市町村名 東村山市　人口 134,439

■条例等　　施行年月日

東村山市緑の保護と育成に関する条例　73.6.27

■関連する規則等

東村山市緑の保護と育成に関する条例施行規則.....
東村山市樹林、樹木等管理費補助金交付要綱.....
.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☒ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☒ 3．罰則規定　☒ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☒ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☒ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
東村山市の緑の自然環境を保護、育成し、市民の健全な生活環境の確保向上を図ることを目的とし、これを実現するために必要となる施策について定めたもの
◇計画の作成
市長は、東村山市緑化審議会の意見を聞いて、緑の保護と育成のための施策に関する計画を作成し、これを実施するものとする
◇自然破壊事実の公表
市長は、この条例の趣旨に反して著しく自然を破壊している者があるときは、その事実を市民に公表するものとする
◆緑を創る
◇緑化義務
何人も、開発に当たっては現にある樹木、樹林を最大に残すよう努めるとともに、造成地について可能な限り多く植樹するなどその緑化をしなければならない
◆緑を守る
◇保護区域の指定
市長は、緑の保護を図るため、必要があると認めるときは、面積が1000㎡以上の地域で、一定の基準に該当するものを緑地保護区域として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
指定区域内において、建築物その他の工作物の新築、増築又は改築、宅地の造成、その他土地の形質の変更、木竹の伐採、その他自然環境に重大な変更を生ずる恐れのある行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない
◇保存樹木などの指定
市長は、良好な自然環境を確保するために、緑地保護区域外における樹木樹林を一定の基準に基づき、保存樹木又は保存樹林として指定することができる

◇伐採などの届出
　指定を受けた保存樹木などの所有者は、保存樹木などの伐採をしようとするときはあらかじめ市長に届け出なければならない
◇補助金の交付
　緑地保護区域、保存樹林、保存樹木として指定を受けた当該所有者に対し、一定の基準に基づき補助金を交付する
◇土地の買い入れ
　市長は、緑地保護区域内の土地について、その土地の所有者がその土地を市において買い入れるべき旨の申し出があった場合においては、予算の範囲内においてこれを買い入れるように努めるものとする
◇援助措置
　市長は、緑地保護区域及び保存樹木等の所有者その他施策上必要と認める者に対しては、当該区域にかかわる固定資産税、都市計画税の減免を措置することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 359

都道府県名 東京都　区市町村名 東村山市　人口 134,439

■条例等　　施行年月日

東村山市樹林、樹木等管理費補助交付要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の緑豊かな生活環境を保全するために、緑の保護と育成に当たり、良好な樹林若しくは樹木の所有者が支払う管理費に対して交付される補助金について定めたもの

◇補助金交付の対象の指定
補助金の交付対象は、東村山市緑の保護と育成に関する条例に基づき緑地保護区域、保存樹林、保存樹木として指定を受けた当該所有者とする

◇補助金の額
補助金の額は次による
(1) 緑地保護区域及び保存樹林にあっては、年額1m²当たり10円とする
(2) 緑地保護区域外の保存樹木にあっては、年額1本当たり3000円とする
(3) 前号に該当しない保存樹木にあっては、年額1本当たり2000円とする
(4) 生け垣にあっては、50mまでは1m当たり年額200円とし、50mを超えるものについては、1m増すごとに100円とする
(5) 保存樹木の管理上行う枝落としにあっては、費用総額の2分の1とし、3万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 360

都道府県名 東京都　区市町村名 国分寺市　人口 100,402

■条例等

	施行年月日
国分寺市の緑の保護と推進に関する条例	74.2.19

■関連する規則等

国分寺市の緑の保護と推進に関する条例施行規則 .....
国分寺市緑化推進地区実施要綱 .....
.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☒ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の健康で快適な生活環境を確保するため、これに関連する法令と相まって緑化施策を定め、市内の緑を保護し緑化を推進することについて定めたもの
◆緑を創る
◇緑化推進地区の指定
市内で特に緑の少ない地域を選定し、緑化推進地区に指定して毎年度予算の範囲内で施策を行うものとする
◇苗木の供給
市長は、緑化を推進するため、苗木の育成及び供給について必要な措置を講ずるものとする
◆緑を守る
◇緑地保護区域の指定
面積が概ね1万㎡以上で、樹木、樹林、草生地等が所在し、良好な自然環境を保持しておりその保護を図ることが必要な区域を、所有者との協定により緑地保護区域として指定することができる
緑地保護区域の指定期間は、5年とする
◇開発・建築行為の制限
緑地保護区域内において、建築・開発行為、その他自然環境に重大な変更を生じる恐れのある行為をしようとするものは、あらかじめ市長に届け出なければならない
◇保存樹木等の指定
次のいずれかに該当し、健全かつ樹容が美観上優れている樹木又は樹木の集団を所有者の同意を得て保存樹木等として指定することができる
(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木
(2) 高さが15m以上である樹木
(3) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上である樹木
(4) その存する土地の面積が、500㎡以上であること

保存樹林の指定期間は5年とする

◇損傷の制限

所有者は、保存樹木等をやむを得ない理由により伐採し又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出るものとする

◇優良集団農地の指定

概ね1万㎡以上のつながりをもつ農地で、農家がこれを使用して、植木、苗木、花卉、野菜又は果樹の栽培、その他市長が特に必要と認める事業を行うものについて、農地所有者の申請に基づき、優良集団農地を指定することができる

優良集団農地の指定期間は7年とする

◇補助金の交付

補助金の交付基準は次の通り

(1) 緑地保護区域及び樹木の集団については指定区域内の当該年度における固定資産税、都市計画税相当額の80%とする

(2) 保存樹木については、1本当たり年額3000円以内とする

(3) 優良集団農地育成事業については、東京都の定める同補助金交付額の10%以内とする

◇緑地の買入

良好な自然環境を確保するため特に必要があると認める緑地、又は所有者から市長に買い入れるべき旨の申し出があった緑地については、正当な補償のもとに買い入れることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 361

都道府県名 東京都　区市町村名 国立市　人口 65,237

■条例等

国立市緑化推進条例	施行年月日 88.4.1

■関連する規則等

国立市緑化推進条例施行規則	88.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
健康で快適な生活環境を確保するため、緑化の推進にに関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇生け垣設置
市長は、所有者等に対して、ブロック塀等を生け垣に改造し、又は新たに生け垣を造成するように指導することができる
◇補助金の交付
ブロック塀を生け垣に改造するための補助金の額は、長さ1m当たり1万3千円とし、最高限度額を39万円とする
新たに生け垣を設置するための補助金の額は、長さ1m当たり8000円とし、最高限度額を24万円とする
◆緑を守る
◇開発行為の制限
市長は、国立市開発行為等指導要綱に該当する事業を実施するものに対して、緑化の指導を行うことができる
◇特別緑地の指定
次の基準に該当する地域を、所有者等の同意を得て、特別緑地に指定することができる
(1) 樹林、樹木、草生地等が所在する概ね3000㎡以上の地域のうち、良好な自然状態で保護され、その保全を図ることが必要な状態にあるもの
(2) 動植物の生育地であって、これらの保全又は繁殖を図ることが必要な地域
◇保存樹木等の指定
次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹形が美観上優れており、周囲の住環境を損なわないものを、所有者等の同意を得て、保存樹木又は保存樹林として指定できる
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上である樹木
(2) 高さが15m以上である樹木

(3) 歴史的由緒又は希少価値がある樹木
(4) 面積が330㎡以上の樹林（竹林を含む）
指定期間は、特別緑地については10年、保存樹林については5年、保存樹木については10年とする
◇損傷の制限
特別緑地及び保存樹木等の所有者等は、その緑の現状を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない
市長は、届出のあったものに対して必要な指導及び助言並びに必要な協議をすることができる
◇補助金の交付
特別緑地及び保存樹林の維持管理のための補助金の額は1㎡につき年額10円とする
保存樹木の維持管理のための補助金の額は1本につき年額3000円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 362

都道府県名 東京都　区市町村名 田無市　人口 73,229

■条例等

	施行年月日
田無市緑化の推進及び保全に関する条例	73.4.10

■関連する規則等

.田無市緑化の推進及び保全に関する条例施行規則	.73.4.10
.田無市樹木樹林補助金交付要綱	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　自然と生活の調和した良好な自然環境を保全するため、緑の保護、回復及び緑化に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇計画の策定
　市長は、緑の保護及び緑化の推進のための計画を策定し、公表しなければならない
◇苗木の供給
　植樹により緑化を推進するため、ケヤキ、ハクウンボク、イチョウ、モクセイ、ツツジ、ジンチョウゲ、サザンカの苗木を申請により供給することができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
　次の基準に該当する樹木等を所有者等の同意を得て保存樹木等に指定できる
　樹木　高さ15m以上、地上1.5mの高さで幹の周囲1.5m以上
　樹林　樹林面積 (1) 100㎡以上500㎡未満　(2) 500㎡以上
　竹林　竹林面積 (1) 100㎡以上500㎡未満　(2) 500㎡以上
　生垣　高さ1m以上、道路面に接する部分10m以上
　登録、指定した樹木等は、その所有者等に対し必要な助成措置を請ずることができる
◇補助金の交付
　樹木　1本につき年間5000円とする
　樹林　100㎡以上500㎡未満、2万円　500㎡以上、4万円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 363

都道府県名 東京都　区市町村名 田無市　人口 73,229

■条例等　　施行年月日

田無市宅地開発等に関する指導要綱　72.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☒ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
快適な生活環境の実現を図るため、無秩序な宅地開発の防止及び中高層建築物による周辺住民への被害の排除に関して、宅地開発等を行う事業者に対し必要な指導と協力要請を定めたもの
◆緑を創る
◇公園・緑地の提供
宅地開発事業において、開発面積2000㎡以上の場合、開発面積の6％以上の公園・緑地を確保し、規定による整備をし、市が必要と認めるものについては無償で譲渡するものとする
開発面積2000㎡未満の場合、「東京都における自然の保護と回復に関する条例」の規定を準用する
中高層建築物の建設において、計画個数20戸以上の場合は、1戸につき8㎡以上の公園・緑地を設け、規定による整備をし、市が必要と認めるものについては無償で譲渡するものとする
◆緑を守る
◇開発行為の制限
500㎡以上の宅地開発及び地上高10m以上中高層建築物の建設事業を行おうとする事業者は、あらかじめ市長に申し出て事前に事業計画の審査を受け協議しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 364

都道府県名 東京都　区市町村名 保谷市　人口 95,763

■条例等

	施行年月日
保谷市みどりの保護と育成に関する条例	80.7.14

■関連する規則等

保谷市みどりの保護と育成に関する条例施行規則	80.10.1
保谷市みどりの保護と育成に関する補助要綱	80.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務	
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の健康で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とし、保谷市のみどりの保護と育成に関し、必要な事項を定めたもの
◇モデル地区の指定
市長は、みどりの保護と育成に関する施策を推進するため、特に必要があると認めたときには、次の規則で定める区域を緑化推進モデル地区に指定することができる
(1) 町又は丁目の区域を道路、鉄道、河川等の恒久的な施設によって区画された地域であること
(2) 面積が5000㎡以上で、50世帯以上の世帯が存する地域であること
◇みどりの協定の締結
住民が区域を定めて、その区域に所有し、又は管理する土地について、住民の合意によりみどりの保護、植栽、育成など緑化に関する協定を締結した場合は、みどりの協定書を作成し、それを市長に提出して認定を求めることができる
◇みどりの協定を締結した者に対する補助金の額
苗木の購入補助とし、1本当たり1000円以内とする
◆緑を創る
◇緑化義務
民間施設の場合、敷地面積500㎡以上1000㎡未満の施設については、敷地面積に1から建ぺい率を控除して得た数値を乗じて得た面積の10分の2以上の面積を緑化対象面積として植樹する
◆緑を守る
◇保存樹等の指定
市長は、一定の基準に該当する樹木及び樹木の集団のうち、本条例の目的達成のため必要があると認められるもので、その所有者等から指定の申請があった場合は、保存樹及び保存樹林として指定するものとする
◇開発の制限

保存樹等について、所有者等が変更したときは、新たに所有者等となった者は市長に届け出なければならない

◇保存樹等に対する補助金の額

保存樹にあっては、1本当たり年額3600円、保存樹林にあっては1㎡当たり年額60円、保存生垣にあっては1m当たり年額240円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 365

都道府県名 東京都　区市町村名 福生市　人口 59,326

■条例等　　施行年月日

福生市の緑を守り育てる条例　75.10.14

■関連する規則等

福生市の緑を守り育てる条例施行規則……75.12.23……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
健康で快適な生活環境を確保するために、市内における樹林地、樹木及び生け垣を保全し、樹木及び草花の植栽などの推進に努め、併せて生け垣の設置を奨励するうえで必要な事項について定めたもの
◇緑化計画の策定
市長は、毎年度、樹林地等の保全並びに樹木及び草花の植栽等の推進に関する計画を策定しなければならない
◇緑の月間
市民に対する啓発活動をより効率的に実施するため、毎年10月及び3月に緑の月間を設定する　又、この緑の月間中には、公共施設などへの樹木、草花などの植栽、関係団体が行う緑化推進事業の協力、その他市民に対する啓発活動を行うものとする
◆緑を創る
◇補助金の交付対象
補助金の交付対象となる生け垣は、公道又はこれに準ずる私道に接する部分の延長が5m以上のものとし、樹高については、設置後5年を目途に1m以上となるよう管理に努めるものとする　又、新たに生け垣を設置する者が、既存の塀を撤去するときは、既存の塀の撤去に要する経費の一部を補助することができる
◇生け垣に対する補助金の額
公道又はこれに準ずる私道に接する部分の生け垣の延長に1mにつき5000円を乗じて得た額とし、乗じて得た額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする
◇生け垣に対する保全協定の締結
生け垣を設置する者は、保存生垣の指定を受け、保全協定を締結するものとする
◆緑を守る
◇保存樹林地等の指定
市長は、市内における生活環境を守るため、一定の基準を満たす樹林地等で、引き続き5年以上にわた

り善良な管理のもとに保全が確約されるものを、所有者の申請に基づき、保存樹林地、保存樹木又は保存生垣として指定することができる

◇保存樹林地等に対する奨励金の交付

保存樹林地等に対する奨励金の額は次のようになっている

(1) 保存樹林地奨励金　宅地介在山林にあっては固定資産税及び都市計画税の合計額の80％以内の額
一般山林にあっては1㎡当たり23円を乗じた額

(2) 保存樹木奨励金　1本につき2000円

(3) 保存生垣奨励金　1箇所ごとの延長1mにつき1000円　ただし、延長が10mを超えるときは、1mにつき300円とする

◇保全樹林地等に対する保全協定の締結

市長は、保存樹林地等を指定したときは、当該樹林地の所有者と保全協定を締結しなければならない

◇公共用地への優先

保存樹林地の所有者は、保存樹林地に対する所有権を移転し、権利を設定し、又は移転する場合は、市長にその旨を届け出るものとし、市長は、必要と認める保存樹林地については、当該所有者と協議のうえ、他に優先して買い受けることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 366

都道府県名 東京都　区市町村名 狛江市　人口 72,722

■条例等

	施行年月日
狛江市環境の保全に関する条例	73.4.1

■関連する規則等

狛江市環境の保全に関する条例施行規則	73.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
狛江市の生活環境の保全、自然の保護及び緑化の推進のため必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇基本方針の策定
市長は、狛江市における自然の保護と緑化の推進に関する具体的な施策の基本方針として、自然の保護と緑化の推進の基本計画、樹木等の保護、その他自然の保護に関する事項、公共施設等の緑化、その他緑化の推進に関する事項を定めなければならない
◇緑化義務
公園は、その設置目的に適応して、可能な限り植え込み地の面積を50%以上確保し、植樹等を行うものとする
◇苗木の供給
4月及び10月に植樹週間を定め、苗木等を供給するものとする
4月の植樹週間中の日曜日を市の植樹の日とする
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が美観上優れている樹木等を、所有者等の同意を得て保存樹木等に指定できる
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上である樹木
(2) 高さが10m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上である樹木
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が20㎡以上である樹木
(5) 樹林については、その集団の存する土地の面積が330㎡以上であること
(6) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが20m以上であること
保存樹木等を伐採又は譲渡しようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない

市長は、届出を受けたときは、必要な指導及び助言並びにその他の措置をとることができる

◇奨励金の交付

樹木については、年間2000円以内で交付する

樹林については、年間1万円以内で交付する

生け垣については1カ所20mにつき2000円、1mを増すごとに100円を加算し限度額を1万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 367

都道府県名 東京都　区市町村名 東大和市　人口 75,822

■条例等

	施行年月日
東大和市みどりの保護・育成に関する条例	73.4.1

■関連する規則等

東大和市みどりの保護・育成に関する条例施行規則	75.9.1
東大和市みどりの保護・育成に関する補助金交付要綱	75.9.1
東大和市緑化基準	76.6.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　良好な自然環境のもとで市民が健康で安全かつ快適な生活を営むため、市内のみどりを守り、緑化を進める上で必要となる施策を定めたもの
◇施策の策定
　市長は、良好な自然環境を確保するためみどりの保護と育成のための総合的な施策を策定し、実施しなければならない
◆緑を創る
◇緑化の推進及び苗木の育成
　市長は、計画的な緑化の推進を図り、市民の緑化活動を援助するため苗木の供与、技術的援助などに努め、苗木の育成ならびに供給について、必要な措置をとらなければならない
◆緑を守る
◇緑地保護地区の指定
　市長は、面積がおおむね1万㎡以上で、ある一定の基準に該当する地区を、自然環境の保全を図るために緑地保全地区として指定することができる
◇保存樹木等の指定
市長は、一定の基準に該当する樹木又はその集団のうち良好な自然環境の確保又は美観、風致を維持するために必要であると認めるときは、それらを保存樹木、保存樹林又は保存生垣として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
　所有者等は、緑地保護地区内において、樹木の伐採、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成その他土地の形質の変更、土石類の採取、その他自然環境に重大な変更を生ずる恐れのある行為をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出るものとする　又、保存樹木等についても、それを伐採、譲渡しようとするときは、市長への届出が必要となる
◇助成及び指定の奨励

市長は、緑地保護地区又は保存樹木等の良好な保全を図るため所有者等に対し、維持管理に要する経費の一部を予算の範囲内で負担し、指定の奨励に努めるものとする

◇補助金交付対象の指定

「東大和市みどりの保護・育成に関する補助金交付要綱」による交付の対象は緑地保護地区又は保存樹木等の維持管理に要する経費の一部である

◇補助額

補助金の額は次の通り

(1) 樹木については、1本当たり年間3000円とする

(2) 樹林については、1㎡当たり年間10円とする

(3) 生垣については、1mにつき年間200円とし、10万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 368

都道府県名 東京都　区市町村名 東大和市　人口 75,822

■条例等

東大和市生垣造成事業補助金交付要綱　施行年月日 91.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の緑化推進と市民の安全で快適な生活環境を確保するため、生け垣を造成するものに対して交付される補助金について定めたもの
◇補助対象となる事業の指定
補助対象となる生け垣造成事業は、東大和市緑化基準に規定する基準を満たすもので、次に掲げる要件に該当するものとする
(1) 新たに造成される生け垣で継続的に管理・保存されるものであること
(2) 生け垣用樹木の高さがおおむね1m以上であること
(3) 生け垣の総延長が5m以上であること
(4) 生け垣用樹木は、樹高がほぼ均一で相互に葉が触れ合う程度に列植し、かつ、良好であること
(5) 生け垣が公道、河川又は私道に面していること
◇補助金の交付額
補助金の額は、次の各号により算出した額とし、予算の範囲内において交付するものとする
(1) 生け垣造成事業費補助金については、1m当たり5000円以内とし、1件当たり10万円を限度とする
(2) 生け垣造成を目的とした既存ブロック塀等の撤去費補助金については、1m当たり3000円以内とし、1件当たり6万円を限度とする
◇保存生垣の指定
市長は、この補助金の交付を受けて造成された生垣について、東大和市みどりの保護・育成に関する条例の規定に基づき保存生垣として指定することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 369

都道府県名 東京都　区市町村名 東大和市　人口 75,822

■条例等　　施行年月日

東大和市緑化基金条例　　85.3.30

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　東大和市内の緑化推進及び緑地保全に必要な資金を積み立てるために設置する東大和市緑化基金について定めたもの
◇基金の積み立て
　基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める
◇処分
　基金は、緑化推進及び緑地保全に関する経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 370

都道府県名 東京都　区市町村名 清瀬市　人口 66,690

■条例等

	施行年月日
清瀬市宅地開発等に関する指導要綱	74.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	☒1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務	
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
無秩序な宅地開発及び中高層建築等を防止し、良好な生活環境の実現を図るため、事業者に対し、協力と応分の負担を要請することについて定めたもの
◆緑を創る
◇公園・緑地の提供
開発区域内には、開発面積3000㎡以上1万㎡以下については開発面積3%以上の面積、1万㎡以上5万㎡以下については4%以上の面積、5万㎡以上については6%以上の面積の児童公園を設置し、市に無償譲渡すること
開発区域内には、次により緑地を設け、市に無償譲渡しなければならない
(1) 開発面積1000㎡未満については、宅地内の緑化を図らねばならない
(2) 開発面積1000㎡以上3000㎡未満については開発面積の1%以上、3000㎡以上1万㎡未満については3%以上、1万㎡以上5万㎡未満については4%以上、5万㎡以上については6%以上の緑地を宅地となるべき地以外に設けなければならない
緑地には、4㎡に高木1本、低木1本の割合で、植栽を図るものとする
高木とは成木で高さ3mを超えるものをいい、低木とは高木以外の樹木をいう
◆緑を守る
◇開発行為の制限
開発面積500㎡以上の開発行為、地上高10m以上の建築物の建築、事業面積200㎡以上の建築物の建築を行う者は、市長に申し出て、事前に協議し、審査及び承認を受けなければならない
宅地の1戸当たりの最低基準面積はおおむね130㎡以上とする
◇罰則規定
市は、この要綱による指導に従わない事業者に対しては、一切の協力を行わないものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 371

都道府県名 東京都　区市町村名 清瀬市　人口 66,690

■条例等　　施行年月日

清瀬市みどりの保護と育成に関する要綱　83.1.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　☒6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　☒5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の緑を保護し、緑化を推進するために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇苗木の供給
市長は、苗木の育成及び供給について、必要な措置を講ずるものとする
◆緑を守る
◇保全区域・保存樹木の指定
市として特に樹林等の保護を図る必要があると認められる区域を、当該区域にかかる土地の所有者等の申請により、次に定める区域として指定するものとする
(1) 環境保全区域　面積が概ね1000m²以上あり、樹木の集団が所在する地域（所有者等の数に関わらず、当該集団が集合していれば指定できるものとする）
(2) 特別保全区域　失われつつある野草の群落が所在し、良好な自然環境を保持する区域
また、次に定める基準に該当する独立した樹木を所有者等の同意を得て保存樹木として指定する
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上である樹木
(2) 高さが15m以上である樹木
(3) はん登性樹木で枝葉の面積が30m²以上である樹木
(4) 株立ちした樹木で高さが5m以上である樹木
保存樹木の指定期間は5年とする
◇損傷の制限
市長は、保全区域内において、何人に対しても樹木等を損傷し、又はその保全に影響を及ぼす行為をさせてはならない
保全区域及び保存樹木の所有者等は、やむを得ない理由により保全区域内の樹木等又は保存樹木を伐採し、採取し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出るものとする
◇奨励金の交付

市長は、保存樹木を良好に保全するため、奨励金を交付する

◆緑と親しむ

◇公園的利用

環境保全区域について、所有者の同意を得て、樹木等を保護するため必要な措置をとり、市民の散策のため公開するものとする

市長は公開される環境保全区域内にさく又はベンチ等の施設を設置することができる

◇土地の賃借

市長は、指定した保全区域を保護するため、当該土地を貸借するものとする

賃借した保全区域に係る土地について、所有者等に毎年度別に定める賃借料を支払うものとする

賃借の期間は5年とする、但し、市長が必要と認めた場合はこの限りでない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 372

都道府県名 東京都　区市町村名 東久留米市　人口 112,623

■条例等

	施行年月日
東久留米市のみどりに関する条例	73.1.1

■関連する規則等

東久留米市のみどりに関する条例施行規則	85.4.1
東久留米市緑化推進協力委員運営規程	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	☒4．緑化義務
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	☒5．土地の貸借	☒6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　樹木又は樹林の保存、植樹、草花などの植栽によって、市内の緑を守り、緑化を進め、もって健康で快適な生活環境の確保をする上で必要な施策について定めたもの
◇基本構想の策定
　市長は、本条例の目的を達成するため、東久留米市緑化審議会にはかり、具体的な対策を明らかにするための基本構想を策定しなければならない
◇みどりの破壊の公表
　市長は、条例の規定に違反して著しくみどりを破壊している者があるときは、その破壊の事実を市民に公表するものとする
◆緑を創る
◇緑化義務
　事務所又は事業所の所有者又は占有者は、その敷地について緑化基準に従い、植樹、植栽に努めなければならない　例として、500㎡未満の敷地を有する民間施設などは、その敷地面積に1から建ぺい率を控除して得た数値を乗じて得た面積の10分の1の敷地に対し4㎡につき最小限樹木1本の植樹を標準とする
◇協定の締結
　市長は、事務所又は事業所の所有者又は占有者と緑化に関する協定を締結し、その敷地の緑化に関し指導、助言又は勧告することができる
◇苗木の育成援助
　市長は、緑化を推進するため、積極的に苗木の育成及び栽培などを奨励し、協力した者に対し費用の一部を補助し、又は苗木の買い取りを行うことができる
◆緑を守る
◇緑地保護区域の指定
　市長は、おおむね1万㎡以上の区域に関し、一定の基準に基づいて、東久留米市緑化審議会にはかったうえで、緑地保護区域として指定することができる

◇開発・建築行為の制限
　緑地保護区域内において、建築物その他の工作物の新築・増築・改築又は移転、宅地の造成その他の土地の形質の変更、その他自然環境に重大な変更を生ずるおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない
◇保存樹木などの指定
　市長は、良好な環境を確保するため、一定の基準に該当する緑地保護区域の区域内における樹木又は樹林の所有者の同意を得て、保存樹木又は保存樹林を指定することができる　また、緑地保護区域外であっても、樹木などの所有者が指定の申請を行えば、保存樹木などの指定を受けることができる
◇伐採などの届出
　保存樹木などの所有者は保存樹木などの伐採、又は移植をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない
◇補助金の交付
　市長は、保存樹木などの指定に関し必要があると認める場合は、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる
◇土地の買い入れ
　市長は、良好な自然環境を確保し、又は美観風致を維持するため、特に必要と認める緑又は緑の存する土地を借り受け又は買い入れるように努めなければならない
◆緑と親しむ
◇みどりの月
　市長は、緑化運動を推進するため、毎年10月、3月をみどりの月と定め、市民の愛樹、愛護及び愛鳥精神を高揚するため、市民に種苗の斡旋又は無償配布を行うよう努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 373

都道府県名 東京都　区市町村名 東久留米市　人口 112,623

■条例等　　施行年月日

東久留米市準公共広場緑化推進要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
私有地以外で市民が散策や憩いの場として自由に出入りできる状態で開放された土地の緑化を推進する上で基本となる施策を定めたもの
◇準公共広場の定義
準公共広場の要件は次に定めるとおりとする
(1) 面積が、330m²以上であるもの
(2) 10年以上継続して開放することが確約できるもの
(3) 土地所有者、又は地域住民において適切な維持管理ができるもの
◇協定の締結
市長は、準公共広場の緑化について、土地所有者とその実施方法を協議し、別に定める緑化協定を締結する
土地所有者は、定義の各号に該当しなくなったとき、土地所有権を移転するとき、植栽した樹木が滅失し、若しくは枯死したとき、又はやむを得ず当該樹木を伐採しようとするとき、やむを得ず閉鎖又は縮小する必要が生じたときには市長に届け出るものとする
◇苗木の斡旋など
市長は、土地所有者と協議し、準公共広場の緑化を行うものとする　又、市長は、当該地の環境を考慮して樹木を選定し植栽する　又、必要に応じ、可能な限り苗木などの斡旋を行うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 374

都道府県名 東京都　区市町村名 武蔵村山市　人口 66,554

■条例等　　施行年月日

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例　86.4.1

■関連する規則等

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例施行規則……86.4.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の緑の保護及び育成を図り、市民の健康で快適な生活環境を確保する上で基本となる施策を定めたもの
◇施策の策定
市長は、みどりの保護及び育成のための総合的な施策を策定し、その推進に努めなければならない
◆緑を創る
◇緑化活動の援助
市長は、緑の育成の推進を図るため、市民の緑化活動を援助する施策を講じるものとする
◇緑化義務
市内において宅地開発を行う者は、この条例の趣旨に沿って積極的に緑の育成に努めなければならない　又、市長は宅地開発を行う者に対して緑の育成について、指導及び助言をすることができる
◆緑を守る
◇緑地保護地区の指定
市長は、樹木等が所在し、良好な自然状態を保持している地区で、その保護を図ることが必要な地区、及び動植物の生息地で、これらの保護又は繁殖を図ることが必要な地区について、武蔵村山市緑化審議会に諮り、所有者などの同意を得て、これらの地区を緑地保護地区として指定することができる
◇保存樹木等の指定
市長は、緑の保護を図るため必要があると認めるときは、樹木又はその集団のうち一定の基準に該当するものを、所有者などの同意を得て、保存樹木又は保存樹林と指定することができる
◇奨励金の交付
市長は、緑地保護地区又は保存樹木等の保護を図るため、その所有者などに対し、奨励金を予算の範囲内で交付することができる
◇開発の制限
所有者などは、緑地保護地区内において、樹木の伐採、土地の形質の変更、そのほか緑の保護に重大

な影響を及ぼすおそれのある行為をしようとするときは、あらかじめその旨を市長に届けでなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 375

都道府県名 東京都　区市町村名 武蔵村山市　人口 66,554

■条例等

	施行年月日
武蔵村山市保存樹林の指定に関する要綱	85.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の協力を得て市街化区域における樹林を保存樹林として指定し、市民の快適な生活環境を確保する上で必要な具体的事項について定めたもの
◇対象の指定
保存樹林の指定の対象は、都市計画法に規定する市街化区域内の木の高さがおおむね5m以上の樹木の集団している樹林で、当該樹林地の一筆の面積が500㎡以上あり、かつ、市民の生活環境に役立っているものとする
◇協定の締結
市長は、保存樹林を指定するときは、当該樹林の所有者などとの間に協定を締結するものとする
◇開発の制限
保存樹林の所有者などは、保存樹林が滅失・枯死したとき及び保存樹林を伐採しようとするとき、又保存樹林の所有者の名義・名称及び住所を変更したときには市長に届け出なければならない
◇奨励金の交付
市長は、保存樹林の指定をしたときは、当該保存樹林の所有者などに対し、土地の面積1㎡につき年額50円の保存樹林奨励金を毎年度交付するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 376

都道府県名 東京都　区市町村名 多摩市　人口 144,545

■条例等

	施行年月日
多摩市緑化条例	75.4.1

■関連する規則等

多摩市緑化条例施行規則	75.8.12

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保護と育成を図るため、植物の保存及び植栽を行い、もって緑化を進めることについて必要な事項を定めたもの
◇保存植物等の指定
保存樹木　次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているもの
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上である樹木
(2) 高さが12m以上であるもの
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が25m²以上であるもの
保存樹林　次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹林の形容が美観上特に優れているもの
(1) 樹林の所在する土地の面積が500m²以上であること
(2) 生け垣をなす樹木の集団で、少なくとも年に1回は剪定等の管理がなされ、その生け垣の長さが20m以上であること
保存植物　多摩市緑化推進委員会の定めるところによる
保存植物等の指定の際には、その所有者等の同意を必要とする
指定期間は当該会計年度内とする、但し、指定期間満了日までに所有者等が次年度の指定に同意しない旨の申し出をした場合及び市長が解除の通知をした場合を除き、指定期間を更新していくものとする
所有者等は、保存植物等の伐採又は移植をしようとするとき及び枯死したときは、市長に届け出なければならない
届け出のあったときは、、内容を審査し、その適否を通知する
◇補助金の交付
樹木　1本につき年額3000円
草花　草花の所在する土地面積が100m²以上のもの年額2000円
生垣　生垣の長さが20m以上50m未満のもの3000円、50m以上100未満の場合4000円、100m以上のも

の年間5000円
樹林　樹林の所在する土地面積が500㎡以上のもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 377

都道府県名 東京都　区市町村名 多摩市　人口 144,545

■条例等

	施行年月日
多摩市グリーンライプセンター及び多摩市都市緑化植物園に関する規則	90.4.29

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	☒6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	☒8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
多摩市グリーンライプセンター及び多摩市都市緑化植物園に関する事項を定めたもの
◇多摩市グリーンライプセンターの業務
多摩市グリーンライプセンターは、次に掲げる業務を行う
(1) 緑化に関する相談及び指導に関すること
(2) 緑化に関する講習会、講演会の開催に関すること
(3) 緑化に関する各種植物の展示に関すること
(4) 都市緑化に関する知識の普及及び啓発に関すること
(5) その他市長が必要と認める業務

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 378

都道府県名 東京都　区市町村名 稲城市　人口 60,862

■条例等　　施行年月日

稲城市生垣造成補助金交付要綱　　90.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
接道部の緑化を推進するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止するため、一定の条件を備えた生け垣を新たに設置しようとする者に対して、生け垣の造成に必要な経費の一部を補助することについて定めたもの

◇生け垣の基準
(1) 樹木の高さがおおむね80cm以上あること
(2) 総延長が3m以上であること
(3) 道路に面し、原則として道路幅員が4m以上確保できること
生け垣をネットフェンス等と併設する場合は、樹木を道路側に植栽し樹木の高さをネットフェンスより高くなるようにするものとする

◇補助金の交付
補助金の額は、予算の範囲内において、次に定めるところによる
(1) 生け垣の設置　1m当たり8000円
(2) 生け垣の設置を目的としたブロック塀等の取り壊し　1m当たり5000円
補助対象は、(1)、(2)ともに30mまでとする

◇損傷の制限
補助金の交付を受けた者は、工事完了後5年以上、生け垣の保護と育成に努め適正な管理を行わなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 379

都道府県名 東京都　区市町村名 稲城市　人口 60,862

■条例等

	施行年月日
稲城市緑化推進基金条例	91.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．庭園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進を図る事業の財源とするため、稲城市緑化推進基金の設置について定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算として定めるものと、基金の趣旨に添う寄付金とする
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする
市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる
基金は、事業に関連する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 380

都道府県名 東京都　区市町村名 秋川市　人口 52,731

■条例等

	施行年月日
秋川市環境保全条例	72.10.1

■関連する規則等

秋川市環境保全条例施行規則	72.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保持するため講ずべき措置を定めたもの
◇開発行為の制限
500㎡以上の土地について、開発行為等を行うものは、市長に届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 381

都道府県名 東京都　区市町村名 羽村市　人口 53,200

■条例等

	施行年月日
羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例	85.4.1

■関連する規則等

羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例施行規則	85.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　☒4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の緑を保存し美観風致の維持を図り、もって、住民の快適な生活環境を保全するため、樹林地及び樹木の保存について必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
(1) 保存樹林地　地方税法の規定により、固定資産税の課税客体とされる山林の地目の土地及び当該土地の生育する樹木の集団のうち、市内における緑の保存を図るため必要と認める樹林地について、一定の基準に基づき市長が指定した樹林地をいう
(2) 保存樹木　市内における緑の保存と美観風致の維持を図るため必要と認める樹木について、一定の規定に基づき市長が指定した樹木をいう
◇保存樹林地等の指定
市長は、一定の基準に該当する樹林地又は樹木について、その所有者の同意を得て保存樹林地又は保存樹木に指定することができる
◇開発の制限
保存樹林地等の所有者は、当該保存樹林地について、保存樹林地等を伐採し、又は他に譲渡しようとしたとき、及び保存樹林地等が滅失し、又は枯死したとき等には市長に届け出なければならない
◇保存樹林地等の助成
区分と助成の内容は次の通り
(1) 保存樹林地　保存樹林地の所有者に対して課税される固定資産税及び都市計画税の合計額の100分の80に相当する額を当該課税額から減額する
(2) 保存樹木　保存樹木1本につき、年額5000円を支給する
◇樹林地の買い取り
市長は、樹林地の譲渡の届出があった場合には、財政上支障のない範囲内で、当該樹林地の買い取りに努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 382

都道府県名 東京都　区市町村名 桧原村　人口 3,785

■条例等

	施行年月日
桧原村自然保護条例	73.3.31

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
桧原村の豊かな自然を保護し、村民の郷土愛を基盤として、良好な自然環境の保全を図る上で必要となる事項を定めたもの
◇定義
本条例において、自然とは、大気、水、緑及び動植物を一体としてとらえたもので、人間の生存に必要な環境をいう
◇施策の策定
村は、関係者の所有権、その他財産権を尊重するとともに、農林業の振興発展に留意し、十分なる連絡調整を計り自然環境の保全に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する
◇開発・建築行為の制限
桧原村において300㎡以上の宅地の造成、その他土地の形質の変更、その他村長が必要と認める行為をしようとする者は、あらかじめ村長に届け出なければならない
◇罰則規定
上記の規定に違反したものについては、1万円以下の罰金に処することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 383

都道府県名 東京都　区市町村名 大島町　人口 9,871

■条例等

	施行年月日
「椿の木」保護育成と回復に関する条例	79.6.30

■関連する規則等

..「椿の木」保護育成と回復に関する条例施行規則	83.5.25

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
大島町の木として選定された「椿の木」の保護、育成及び回復に関し必要な事項を定めたもの
◇保存樹木及び保存並木の指定
町長は、特に保護する必要があると認める椿又は椿並木を、一定の基準に基づいて、保存樹木又は保存並木として指定することができる
◇開発の制限
指定された保存樹木等に関し、伐採又は移植をしようとする者は、あらかじめ、町長にその旨を届け出なければならない
◇損失の補償
町長は、伐採などの届出があった場合に、その届出をした者に対して当該保存樹木等の保護のため、必要な措置をとるべきことを要請することができる　又、これにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 384

都道府県名 東京都　区市町村名 三宅村　人口 3,943

■条例等　　施行年月日

三宅村環境保全条例　　73.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　恵まれた自然環境を保護し、村民のより快適な生活環境を確保するため、村長、村民及び事業者が一体となって、緑の保全育成及び生活環境の改善に努めることにより、環境保全の総合的な推進を図る上で必要な施策を定めたもの
◇施策の策定
　村長は、本条例の目的を達成するため環境保全に必要な施策を策定し、これを実施する責務を有する
◆緑を創る
◇植樹義務
　事業者は、開発行為（その規模が1000㎡以上のものをいう）に伴い、当該開発行為に係わる事業区域内の樹木を伐採したときは、自然を保全するため、一定の基準に基づき、その区域内に植樹しないければならない　又、開発行為の規模に満たない土地の区画又は形状の変更により樹木を伐採した者も同様に植樹に努めなくてはならない
◆緑を守る
◇自然緑地保全区域の指定
　村長は、自然環境を保全する必要があると認められる区域を自然緑地保全区域として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
　自然緑地保全区域内においては、樹木の伐採、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成及び土地の形質の変更、土石類の採取のいずれの行為もしてはならない
◇援助措置
　村長は、自然緑地保全区域の土地又は樹木の所有者に対し、予算の範囲内で必要な援助措置をとることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 385

都道府県名 東京都　区市町村名 八丈町　人口 9,348

■条例等

	施行年月日
八丈町修景美化条例	75.4.1

■関連する規則等

八丈町修景美化条例施行規則	75.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町内のすぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽を行うことによって、町内の修景を図り、美化を推進する上で必要な施策について定めたもの
◇施策の策定
町長は、本条例の目的を達成するため、町内の修景のための施策を策定し、これを総合的に推進するものとする
◆緑を創る
◇建築物などにおける修景美化
建築物その他の施設の設置者は、建築物などの敷地、建築物の屋上、窓際などに、樹木、花木等の植栽可能な場所を確保し、その美化に努めなければならない
◆緑を守る
◇保全地区及び保存樹木の指定
町長は、良好な自然環境及び美観風致上必要と認める地区又は樹木を、次の基準に基づき保全地区又は保存樹木として指定することができる
(1) 保全地区は、土地の面積が5ａ以上で、樹木が集団して生育し、かつ、健全であること
(2) 保存樹木は、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれていること
1) 株立ちした樹木は、高さ3m以上あるもの
2) つる性樹木は、枝葉面積が30㎡以上あるもの
◇協定の締結
保全地区及び保存樹木の指定に関し、所有者の承諾を得たときは、保全地区及び保存樹木協定書を取り交わすものとする
◇開発の制限
所有者は、保全地区内の樹木及び保存樹木を伐採し、又は他に譲渡しようとするときは、あらかじめ町長に届け出なければならない

◇助成金の交付

町長は、保全地区及び保存樹木の保存育成に関し、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 386

都道府県名 東京都　区市町村名 小笠原村　人口 2,117

■条例等

	施行年月日
小笠原村環境保全条例	88.3.14

■関連する規則等

小笠原村環境保全条例施行規則	91.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☒4．緑化義務　☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生活環境の確保改善のために、村長、村民ならびに事業者が一体となり、その責任において環境保全の総合的推進を図る上で必要な施策について定めたもの
◇施策の制定
村長は、本条例の目的を達成するため環境保全に必要な施策を制定し、それを実施する責務を有する
◇植樹義務
事業者は、開発行為に伴い、当該開発行為に係わる事業区域内の樹木を伐採したときは、緑を保全するため、事業面積100㎡につき、例えば15m未満の樹木の場合なら3本、芝以外の草木の場合なら10本を、その事業区域内に植樹しなければならない　又、開発行為の規定に満たない土地の区画又は形質の変更により樹木を伐採した者も同様に植樹に努めなければならない
◇罰則規定
村長は、空き地が不良状態にあり、近隣に著しく迷惑を及ぼしていると認めるときは、当該空き地の所有者などに対し、雑草の除去など必要な措置を命ずることができるが、この措置を履行しないものに対しては、第三者にこれをなさしめ、その費用を徴収できるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 387

都道府県名 神奈川県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

緑化推進および緑の保全に関する条例　　＿＿＿＿＿＿

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な緑の環境を確保し、美観風致を維持するため、樹木等の保全について定めたもの
◇保存樹木等の指定
指定期間　3年間（指定更新できる）
指定区域　当面として市街化区域のもの（追って全市域を）
指定は、緑化推進本部にはかってから行う
◇保存樹木等の指定基準
樹木　(1) 地上より1.5m以上の高さの幹の周囲が1m以上
(2) 高さが10m以上
(3) 株立樹木で高さ2m以上
樹林　集団のある土地が500㎡以上
生垣　長さ20m以上
◇助成金の交付
樹木　1本につき年額2000円　2本目以降1本につき年額1000円　最高限度額5000円
樹林　面積100㎡につき1000円　最高限度額20万円
生垣　片側の長さ10mにつき年額1000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 388

都道府県名 神奈川県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

かながわトラストみどり基金条例　　86.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地方自治法の規定に基づき、かながわトラストみどり基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めたもの
◇基金の運用
積立額は、県の資金、基金の趣旨に添う寄付金、基金の運用から生ずる収益金の合計額で、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上した額とする
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、財団法人みどりのまち・かながわ県民会議に対する助成又は樹林地、歴史的建造物その他これらに類するもので県が取得したものの維持管理の経費に充てるほか、基金に編入するものとする
基金は、自然環境又は歴史的環境を保全するために樹林地等を買い入れる場合に限り処分することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 389

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横浜市　人口 3,250,548

■条例等　　施行年月日

横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☒5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
「緑の環境をつくり育てる条例」に基づいて行う緑地保存特別対策事業の実施に関し必要な事項を定めるもの
◆緑を創る
◇市街地オープンスペース緑化対策事業
市街地の民有空地を対象とした緑化について定めたもの
・協定の締結　民有空地の所有者等が、当該土地を本事業の用に供する場合、市長に市街地オープンスペース緑化協定の締結を申し出る
・植栽　市長は協定が締結された場合、市民の木を主に必要な植栽工事を行い、植栽された樹木などは植栽後、協定土地所有者に帰属する
◇苗木増殖事業
市内の緑化推進に必要な緑化用樹木の円滑な供給を行うとともに、併せて農業専用地区内の営農の安定を図るもの
・苗木の栽培管理　農業専用地区内に苗木増殖圃の設置が可能な農業協同組合と緑化用苗木の育成栽培に関する委託契約を締結する
・緑化材料の配布　地域住民が共同で地域の環境緑化に使用する場合に配布される
◆緑を守る
◇名木古木保存事業
地域住民に古くから町の象徴として親しまれ、故事、来歴などのある樹木を保存する
・指定基準　1）1.5m以上の高さで、幹の周囲が1.5m以上あること　2）高さが15m以上あること　3）潅木類で、樹冠直径が3m以上であること　4）はん登性樹木で、枝葉の面積が30m以上であること　5）生け垣をなす樹木の集団であり、その生け垣の高さが3m以上で、なお長さが30m以上であること
・補助金の交付　市長は毎年度の予算の範囲内で、名木古木保存奨励金を交付し、及び保存、管理に必要な援助等を行うものとする

◆緑と親しむ

◇市民の森設置事業

保存すべき緑地を市民の森として指定し、設置することにより、民有緑地の保存と、市民の憩いの場を提供する

・指定基準　主として樹木によって形成されている、おおむね5ha以上の土地で、市民の憩いの場として適した一定の区域、また使用契約および指定の期間は、10年以上とする

・利用　市民の森を指定した時には、植生及び景観を損なわないように散歩道、休憩所等必要最小限の施設の整備を行う

・奨励金の交付　市長は市民の森を良好な状態で維持管理するため、緑地育成奨励金を毎年度予算の範囲内で交付する

◇こどもの農園設置事業

民有地を利用し、こどもたちが健康で情操豊かな市民として成長するよう自然に親しむ場を提供する

・設置基準　原則として市街化区域内の農園として利用可能な土地で、面積は1ヶ所おおむね10ａ以上とし、契約期間は5年以上とする

・利用　市長はこどもの農園を子供会など地域団体に無料で利用させる、また農園利用者に栽培指導を行う

・奨励金の交付　市長は土地所有者に対し、毎年度予算の範囲内で、こどもの農園奨励金（通常、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税の課税相当額）を交付する

◇ことぶき花だん設置事業

民有地を利用し、老人が自然に親しみながら健康の維持管理を図るための憩いの場を提供する

・設置基準　原則として市街化区域内の花壇として利用可能な土地で、おおむね10ａ以上とする、また契約期間は5年以上とする

・利用　市長は、ことぶき花だんを老人クラブ等地域団体に無料で利用させる、また利用者に栽培指導を行う

・奨励金の交付　市長は土地所有者に対し、毎年度予算の範囲内において、ことぶき花だん奨励金（通常、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税の課税相当額）を交付する

◇市民菜園設置事業

民有地を利用し、市民が家族ぐるみで野菜栽培を行い、健全なレクリエーションと収穫を楽しむ地域コミュニティーの場を提供する

・設置基準　原則として市街化区域内の菜園として利用可能な土地で、おおむね15ａ以上とする

・利用　市長は市民菜園を自治会等の地域団体に無料で利用させる

・奨励金の交付　市長は土地所有者に対し、毎年度予算の範囲内において、奨励金（通常、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税の課税相当額）を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 390

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横浜市　人口 3,250,548

■条例等

	施行年月日
緑の環境をつくり育てる条例	73.6.20

■関連する規則等

緑の環境をつくり育てる条例施行規則	73.12.28
宅地造成等の緑地の基準：緑化の基準	73.12.28

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項を定めたもの
具体的な事項は以下の関連要綱に定められている
・横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱
・横浜市人生記念樹事業実施要綱
・ふれあいの樹林設置事業実施要綱
◆緑を創る
◇緑化義務（緑地の保全を含む）
宅地造成等に伴う緑地の保存、緑化に対する指標として以下のような基準が設けられている
(1) 施行区域内の植栽は250㎡あたり1本以上の割合とする、また施行区域内既存緑地の保存でこれに替えることができる
(2) 歩道は極力街路樹の植栽または植え込み等の設置に努める
(3) 大規模団地（おおむね10ha以上）には、緑化された歩行者専用道路、または広巾員で緑の多い道路（緑道）等を設ける
(4) 住居専用地域においては、建築敷地と道路との境界の敷地部分には、生け垣または視線をさえぎらない柵等を設け、できるだけ道路に緑で接するよう配慮する
(5) 第1種住居専用地域において、壁面線後退距離が定められる部分には極力植栽する
(6) 敷地内の空地又は法地その他の未利用地には災害の防止上やむをえない場合を除き極力植栽する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 391

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横浜市　人口 3,250,548

■条例等

	施行年月日
横浜市宅地開発要綱	68.9.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
土地の無秩序な開発行為を防止し、良好な地域環境を確保するための指導について定めたもの
◇公園・緑地の提供
開発事業者は、次の基準による公園を整備し、無償で本市に提供するものとする
(1) 主として住宅的施設の建設を目的とした開発事業については、開発区域面積の3%以上であり、かつ、計画人口1人当たり3以上とする
ただし、既成市街地の商業地域及び近隣商業地域において、主階を含め1階層以上を商業・業務施設とする住宅的施設の建設を目的とした開発事業については、開発区域面積の3%を下回らない範囲内で、算定した公園面積の2分の1以上とすることができる
(2) 住宅施設の建設を目的としない開発事業については、開発区域面積の3%以上とする
ただし、開発区域面積が0.3ha未満であり、かつ計画人口が100人未満である開発事業については、規定された基準により「よこはま緑の街づくり基金」への協力にかえるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 392

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横浜市　人口 3,250,548

■条例等

	施行年月日
近郊緑地保全区域内開発行為規制要綱	69.3.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地保全区域等における開発行為の規制について定めたもの
◇開発・建築行為の制限
特別地区内においては原則として開発行為は許可されない
一般地区においては原則として緑地的効果のある施設を許可または認可し、それ以外の目的を持つ開発行為は必要やむを得ないと認められる場合についてのみ許認可する
開発の許認可の基準は以下のとおり
(1) 緑地的施設の施行地区面積の最小限は10haとする
(2) 緑地的施設以外の目的のための開発行為については施行地区面積の最小限を30haとし、宅地面積の総計は施行地区面積の40%以上50%以下とする
(3) 個々の宅地面積の最小限を250m²とする
建築物の建築の制限は以下のとおり
(1) 建築物は建築基準法に規定する第1種住居専用地域内に建築することができる建築物
(2) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の2以下
(3) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の4以下
(4) 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離は、道路に接する部分にあっては3m以上、その他の部分にあっては1.5m以上で
(5) 建築物の高さは地盤面から8m以下

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 393

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横浜市　人口 3,250,548

■条例等

	施行年月日
風致地区内開発行為規制要綱	72.5.2

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市計画法に基づく風致地区内の開発行為の規制について定めたもの
◇対象の指定
対象となるのは風致地区内開発行為のうち施行区域が0.1ha以上の面積のもの、また緑地的施設のみの開発行為の場合は、施行区域が0.5ha以上の面積のもの
◇緑化義務
施行区域内に設ける緑化対象区域の面積は、施行区域面積の10%以上とするが、緑地的施設のみの開発行為における緑化対象区域の面積の総計は、施行区域面積の5%以上とする
緑化対象区域の基準は以下のとおり
(1) 原則として道路に接する位置及び開発区域の外縁部に設け、その幅員はおおむね5m以上としまとまりのある形とする
(2) 土地は、自然地形をそのまま存置する場合を除き、その地表が平坦または傾斜角度20度以下であって植栽可能な地形及び土壌でなければならない
(3) 緑化対象区域面積20㎡当り、上木（植栽時の高さが3.5m以上で将来10m以上に成長するもの）

1本以上を基準とし、かつ適宜下草及び株物を植栽する、また当該区域内にこれ以上の良好な既存林がある場合は、この基準を適用しない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 394

都道府県名 神奈川県　区市町村名 (財) 横浜市緑の協会　人口 3,250,548

■条例等　　施行年月日

緑のベルトづくり事業実施要綱　　85.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
よこはま緑のまちづくり基金を基に、地域の緑の拠点である公園や学校を中心とした、周辺の道路に面した塀の生け垣化等により通学路の安全対策と緑のベルト化を行うことについて定めたもの
◇対象の指定
助成の対象となるのは既存の戸建て住宅に生け垣等を設置する場合で次のとおり
1) 道路に面する部分及び民地境界部分の既存のブロック塀等を除却して生け垣等へ転換する場合
民地境界部分のみの緑化は対象としない
2) 道路に面する部分に生け垣等を新設する場合
◇生け垣の基準
1) 生け垣に適した樹種
2) 植栽時の樹高は、90cm以上とし、葉が触れ合う程度に列植する
3) つる性植物による緑化の場合は、1m当たり5本以上植栽する
◇助成金の交付
別に定める「生垣等の標準経費」に次の助成率を乗じて得た額の範囲内とする
1) 既存の塀を除却して生け垣へ転換する場合は3分の2
2) 生け垣を新設する場合は2分の1
3) つる性植物により緑化する場合は2分の1
◇協定の締結
助成を受けようとする者は、長期（概ね10年以上）にわたり生け垣等を保護育成し、緑のまちづくりに協力することを内容とした「緑の街づくり協定」を協会理事長と取り交わす

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 395

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横浜市　人口 3,250,548

■条例等

	施行年月日
横浜市緑地保存事業実施要綱	89.7.8

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　良好な都市環境の形成及び健康で文化的な都市環境の確保を図るため、緑地を地域指定しその保存を図ることについて定めたもの
◇緑地保存地区の指定
　市街化区域内の主として樹木によって形成されている、概ね10ａ以上の一団の土地
◇開発・建築行為の制限
　緑地保存地区においては、建築・開発行為、木竹の伐採、その他当該緑地の保全に影響を及ぼす行為は禁じられており、やむおえず行う場合は市長とあらかじめ協議をしなければならない
◇奨励金の交付
　市長は、緑地保存地区の所有者に対し、毎年度予算の範囲内で緑地保存奨励金（通常、当該土地にかかる固定資産税及び、都市計画税の課税額を勘案して算出した額）を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 396

都道府県名 神奈川県　区市町村名 (財) 横浜市緑の協会　人口 3,250,548

■条例等

	施行年月日
よこはま緑のまちづくり基金業務方法書	84.10.1

■関連する規則等

よこはま緑のまちづくり基金助成金交付要綱	84.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	☒6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
よこはま緑の街づくり基金の造成、管理及び運用に関する事項、助成金の交付について定めたもの
◇基金の収益金の使途
基金の収益金は、次に掲げる経費にあてるものとする
1) 斜面緑地等の維持管理活動に要する経費　2) 地域の緑化推進に要する経費　3) 民間施設の緑化推進に要する経費　4) 都市緑化の普及啓発及び奨励に要する経費　5) 都市緑化の推進に関する調査研究に要する経費　6) その他
◇助成の対象及び助成金
助成金交付対象となるのは、都市緑化事業を行う個人、法人及び団体
助成金の限度額は以下のとおり
(1) 地域団体等が行う緑化推進活動は5万円
(2) 地域団体等が行う緑の街づくり事業で緑地の保全管理は、保全管理する緑地の面積に1000㎡当たり2万円を乗じた額
(3) 地域団体等が行う緑の街づくり事業で植樹等による地域緑化事業のうち、緑のベルトづくり地域緑化事業については、1mあたり4000円
(4) 地域団体等が行う緑の街づくり事業で植樹等による地域緑化事業のうち、地域を特定して行う緑化事業については、事業費の3分の2以内

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 397

都道府県名 神奈川県　区市町村名 (財) 鎌倉風致保存会　人口

■条例等　　施行年月日

(財) 鎌倉風致保存会寄付行為

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
鎌倉市内の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えることを目的とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 398

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横浜市　人口 3,250,548

■条例等　　施行年月日

横浜市人生記念樹事業実施要綱　　77.4.1

■関連する規則等

横浜市人生記念樹事業実施取扱要領 77.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、出生、結婚などといったイベントにあわせて記念樹を植樹することを定めたもの
◇対象者
対象となる記念の種類は以下のとおり
1）出生　2）入学（小学校）　3）成人　4）結婚　5）金婚・銀婚　6）賀寿（還暦・古希など）
7）住居の新築・増改築
◇緑化材料の配布
記念樹（苗木）の種類は原則として、市民の木のうちから1件につき1本とし、無償配布される
市長は記念樹台帳を作成し、これを保管する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 399

都道府県名 神奈川県　区市町村名 (財) 横浜市緑の協会　人口 3,250,548

■条例等　　施行年月日

記念植樹事業実施要綱　　85.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
よこはま緑のまちづくり基金を基に、市民団体等の記念樹の植栽についての補助を定めたもの
◇対象の指定
対象となるのは以下の団体である
(1) 町内会、商店街などの地域の市民団体
(2) 私立の学園及び工場、事業所などの民間施設
(3) その他
◇緑化材料の配布
記念樹の配布数量は1団体当たり1本であり、標準的な規格は目通り周30ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 400

都道府県名 神奈川県　区市町村名 (財) 横浜市緑の協会　人口 3,250,548

■条例等

	施行年月日
地域緑化事業実施要綱	86.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	☒ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	☒ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　よこはま緑のまちづくり基金を基に、地域団体等が公共性の高い場所を緑化する場合の、費用の助成について定めたもの
◇対象の指定
　助成対象となるのは、一定地域の市民等で構成される団体が自主的に計画し、実施する事業
◇助成
　事業費の100分の70以下で、500万円を限度とする
◇協定の締結
　団体等と理事長は、事業により植栽した樹木等を長期にわたり良好な管理を行う等、緑のまちづくりを進めることを内容とする緑の街づくり協定を締結する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 401

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横浜市　人口 3,250,548

■条例等　　施行年月日

山手地区景観風致保全要綱　　72.11.13

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
横浜の山手地区およびその周辺の景観風致を保全するため、保全区域における開発行為及び建築行為の指導について定めたもの
◇地域の指定
(1) 保全区域　山手風致地区及びその周辺
(2) 特別保全地区　保全区域のうち、外人墓地を中心とする地区
◇開発・建築行為の制限
保全区域における建築・開発行為の基準は以下のとおり
(1) 建築物の高さについての最高許容限度あり
(2) 特別保全地区内の建築物等は、景観基準点からの景観の見通しを妨げてはならない
保全区域における管理の基準は以下のとおり
(1) 宅地内に生育している樹木等は、その土地が緑地的効果を維持または増進するよう適切な管理をする
(2) 開発・建築行為によって除去することとなる樹木等は、必要最小限にとどめる
(3) 宅地内の空地、法地などは、日照・採光・通風その他使用上やむおえない場合を除き、極力植樹等を行う
(4) 建築物等には、保全区域の景観保全上好ましくない広告物等を設けない
(5) 保全区域内の建築物等は、保全区域の景観風致保全上好ましくない色彩、形態に変更しない
◇行政サービスの拒否
この要綱に従わないものにたいしては、行政上いかなる協力も行わない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 402

都道府県名 神奈川県　区市町村名 (財) 横浜市緑の協会　人口 3,250,548

■条例等　　施行年月日

グリーンボックス貸出事業実施要綱　　85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
よこはま緑のまちづくり基金を基に、身近に花と緑を増やすためのグリーンボックス設置について定めたもの
◇対象の指定
対象となるのは以下の団体
1) 町内会、自治会、商店街及びP.T.A.等の地域団体
2) 私立の学校、保育園、その他民間の事務所、事業所等
3) その他
◇グリーンボックスの貸出
1団体当たり小型のものは100個を限度に、大型のものは10個を限度としてグリーンボックスを無料で貸し出す
グリーンボックスの利用期間は原則として3年以内である

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 403

都道府県名 神奈川県　区市町村名 (財) 横浜市緑の協会　人口 3,250,548

■条例等　　施行年月日

ちびっこ緑化事業実施要綱　　86.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
よこはま緑のまちづくり基金を基に、子供たちが植物を通して緑に親しむための必要な資材の配布について定めたもの
◇対象の指定
対象となるのは、地域等で活動する子供主体の団体で、目的を達成するための活動を3年間継続できる団体とする
◇緑化材料の配布
(1) プランターを利用する場合　1団体当たり100個を限度に必要な用土とともにプランターを配布する、またこの他、春季に春播き花種子を、秋季には秋植球根を活動を継続する年度毎に配布する
(2) 地域内の準公共的空地を利用する緑化事業の場合　苗木、花苗、種子、球根、用土等を配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 404

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横浜市　人口 3,250,548

■条例等

	施行年月日
ふれあいの樹林設置事業実施要綱	89.7.8

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☒ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☒ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☒ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、保存すべき樹林をふれあいの樹林をして指定することを定めたもの
◇対象の指定
・ふれあいの樹林　市街化区域内の主として樹木によって形成されている概ね1ha以上の土地で市民のふれあいの場として適していると認められる一定の区域
◇土地の貸借
土地賃貸借契約及び指定の期間は原則として10年以上とし、賃借料の額は当該土地の前年の固定資産税評価額の100分の3とする
◇団体活動の支援
ふれあいの樹林の管理は、適当と認める地域団体等に委託し、その団体はふれあいの樹林を利用して自然をいつくしむ心をそだてる活動、動植物の世界を探る活動、地域や世代間の多様な連帯と共生を図る活動等のふれあい活動を行うことができる
◇補助金等の交付
市長は、管理団体に対し適当と認めるものについて毎年度予算の範囲内において、ふれあい活動費を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 405

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横浜市　人口 3,250,548

■条例等

	施行年月日
鉄道沿線等緑化事業実施要綱	92.5.20

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな美しいまちづくりを進めるため、利用者の目に触れることの多い鉄道沿線を樹木や草花で緑化することを定めたもの
◇対象の指定
対象となるのは市内に路線を有する鉄道会社等とする
◇助成
申請者が自主的に計画し実施する事業で、市内の公共性の高い場所を緑化する場合、その事業費の100分の70以下で、1鉄道沿線につき1000万円を上限として助成する
年次計画にしたがって、年度をまたがって支出することができる
◇協定の締結
申請者と理事長は、事業により植栽した樹木等を長期にわたり良好な管理を行う等、緑の街づくりを進めることを内容とする緑の街づくり協定を締結する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 406

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横浜市　人口 3,250,548

■条例等

	施行年月日
緑の街づくり事業実施要綱	88.3.15

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑のさわやか運動の一環として、地区の緑の倍増を図るため、市民と行政が一体となってモデル的緑化を行うことを定めたもの

◇地域の指定
実施地区は、当面1区1地区で以下のような条件を備えている地区とする
1）区の地域特性を有する地区であるころ
2）住民の緑化意識が高いこと、または今後意識の高揚が見込まれること
3）樹木等の適切な管理が見込めること
4）公共施設が適宜配置されていること
また、地区の範囲は町内会等の範囲を基本とし、事業主体は町内会等住民の組織する緑化団体ならびに市その他の機関とする

◇基本計画の策定
事業実施に関する基本計画は、市長と（財）横浜市緑の協会理事長が、緑化団体ならびにその他の機関を協議し定める

◇技術的な援助
工事発注に必要な実施設計は、緑の協会が緑化団体と協議のもと行う

◇助成
基本計画ならびに民有地緑化事業の実施設計に要する費用は、緑の協会の負担とし、緑化工事等に要する費用は緑化団体の負担とする
緑の協会は緑化団体に対し、民有地緑化事業費の100分の70以内、1000万円を上限として助成する
この事業により植栽した樹木などは、当該土地の所有者等に帰属する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 407

都道府県名 神奈川県　区市町村名 (財) 横浜市緑の協会　人口 3,250,548

■条例等

	施行年月日
緑のふれあい活動事業実施要綱	86.1.25

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☒ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☒ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
よこはま緑のまちづくり基金を基に、何らかの制度により保全されている樹林地を市民が緑とふれあう場として活用することを定めたもの

◇地域の指定
緑のふれあい活動の対象となる緑地は、法律または横浜市の制度により保全または保存されているおおむね1000㎡以上で、また活動の場として活用することについて土地所有者の同意が得られる緑地とする

◇対象の指定
活動を行う団体は、所有者の合意を得た地域の市民によって構成される次の団体で、概ね10年以上継続して活動できる団体
(1) 自治会、町内会、及び子供会等の団体
(2) 活動を行うために地域住民で組織された団体
(3) その他

◇助成金の交付
助成金の交付額は交付要綱に基づき、団体並びに所有者に対して活動経費の一部を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 408

都道府県名 神奈川県　区市町村名 (財) 横浜市緑の協会　人口 3,250,548

■条例等　　施行年月日

緑化協定地区維持管理費等助成事業実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☒ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
よこはま緑のまちづくり基金を基に、都市緑地保全法に基づき認可した緑化協定地区の維持管理費の助成について定めたもの
◇対象の指定
助成の対象となるのは、都市緑地保全法に定める緑化協定地区の入居戸数が10戸以上の者で、かつ協会の街づくり推進団体に登録したもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 409

都道府県名 神奈川県　区市町村名 川崎市　人口 1,167,604

■条例等　　施行年月日

緑の回復に関する技術指針

■関連する規則等

.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
☒1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑化の推進を多面的に展開するため、公園緑地等の植栽技術及びその内容を明確にしたもの
◇植栽の基準（宅地等）
開発事業等により新たに造成された宅地等は敷地面積の20%以上を緑化する
上木については1㎡当たり0.08本を基準とする
中木については1㎡当たり0.16本を基準とする
下木については1㎡当たり0.48本を基準とする
◇樹木の基準
上木　高さ3.0m以上、目通周12cm以上、葉張80cm以上
中木　高さ1.2m以上3.0m未満、葉張30cm以上
下木　高さ30cm以上1.2m未満、葉張30cm以上
◇協定の締結
土地所有者等の全員の合意に基づき、当該土地の区域における緑化に関する事項を定め、緑化協定を締結する
緑化協定の及ぶ範囲は次の通り
(1) 開発事業による宅地、団地等（1人協定）
(2) 既存の宅地（その他の協定）
緑化協定の有効期間は10年とし、所有者の移転後はその譲渡を受けた権利者に移行する、期限満了後は全員の合意により更新することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 410

都道府県名 神奈川県　区市町村名 川崎市　人口 1,167,604

■条例等　　施行年月日

川崎市風致地区条例　　74.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為について必要な規制を定めたもの
◇開発・建築行為の制限
風致地区内において建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋立などをしようとする者はあらかじめ、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない
風致の維持のため、必要な限度において、開発行為の実施状況についての報告及び当該行為に関する資料の提出を求めることができる、又、風致地区内に立ち入り、その状況を調査させ、又は開発行為の実施状況を検査させることができる
◇地域の指定
風致地区内で風致の特に優れた地域又は特色のある景観を有する地域で、特に維持する必要があるものを、川崎市都市計画審議会の意見を聞いて特別地区に指定できる
◇罰則規定
命令に違反した者、許可なく行為を行った者等は、最高で10万円以下の罰金、最低で1万円以下の罰金に処する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 411

都道府県名 神奈川県　区市町村名 川崎市　人口 1,167,604

■条例等　　施行年月日

団地造成事業等施行基準　　74.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☒ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市計画の策定に当たって留意すべき基本的事項を定めたもの
◇対象の指定
0.1ha以上の団地造成事業及び計画戸数20戸以上の住宅建設事業について適用する
◇公園の提供
0.3ha以上の開発事業に当たっては開発区域面積の6%以上で、かつ計画人口1人当たり6㎡以上を確保する、開発区域面積が5ha未満0.3ha以上の開発事業にあっては、1ヶ所当たりの面積は200㎡以上とする
◇緑化義務
開発区域の造成に当たっては、自然の形質をできるだけ維持し、緑の破壊を極力避けること
開発区域内の公共地以外の宅地には必要な植栽を行うこと
造成に当たって切土、盛土をする場合は、樹木の生育に適するように造成後必要な覆土をすること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 412

都道府県名 神奈川県　区市町村名 川崎市　人口 1,167,604

■条例等　　施行年月日

川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例

■関連する規則等

川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例施行

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り　☒5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関し、必要な事項を定めたもの
◇基本計画の策定
自然環境の保全及び回復を図るため、総合的な施策に関する自然環境保全基本計画を策定しなければならない
◇地域の指定
樹林地、水辺地等の自然の存する地域又は文化的遺産と一体となった自然の存する地域で、保全することが必要な地域を、川崎市自然環境保全審議会の意見を聞いて、自然環境保全地域として指定できる
保全地域内において、特に良好な自然環境を有する地域又は特に現状を保全する必要がある地域を自然環境保全特別地域として指定できる
保全地域以外の地域で積極的に自然環境の回復育成を図ることが必要な地域を自然環境回復地域として指定できる
◇開発・建築行為の制限
特別地区内において建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋立などを行う場合、市長の許可を受けなければならない
保全地域のうち特別地区以外の地域内において、高さ5m又は床面積の合計10㎡を超える建築物及び高さ5m又は水平投影面積30㎡を超える建築物以外の工作物の建築行為、その他開発行為、木竹の伐採、水面の埋立などを行う場合、市長にその旨を届け出なければならない
保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、無断で行為を行った者、条件及び処分に違反した者に対し、当該行為の中止又は現状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる
◇土地の買取り
市又は土地の所有者は、保全地域の指定がされた場合において、当該地域内に所在する土地について、借り上げ又は買い上げについて協議の申し出を行うことができる

◇保存樹木等の指定
　次の基準に該当する樹木等の指定
　(1) 1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上あり、かつ樹高が10mを超える樹木又は株立ちした樹高が3mを超え、かつ樹容が優れている樹木
　(2) 優れた内容を形成し、かつ、その存する土地の面積が300㎡以上である樹林
　(3) 長さが30m以上あり、かつ、その樹容が優れている生け垣
　指定の際には所有者又は利害関係人の承諾を必要とする
◇損傷の制限
　所有者等が、保存樹等を伐採又は移植しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を申し出なければならない
　申し出があった場合、必要な助言、勧告又は指導を行うことができる
◇補助金の交付
　保存樹等の保存に要する費用について予算の範囲内で補助することができる
　保全地域又は回復地域内において必要と認める場合は、樹木等の管理に要する費用について予算の範囲内で補助することができる
◇協定の締結
　市長、事業者、土地の所有者又は利害関係人は、樹木、樹林、斜面緑地、水辺地の保全、敷地内の緑化等自然環境の保全及び回復育成に関する事項を内容とする協定を締結するよう努めるものとする
◇罰則規定
　命令、規定に違反した者等に対しては最高で1年以下の懲役又は10万円以下の罰金、最低で3万円以下の罰金に処する
◇事実の公表
　条例の規定に違反して著しく自然を破壊している者があるときは、その違反の事実を公表するものとする
◇その他
　その他関連する要綱等に以下のものがある
　自然環境保全地域等管理事業要綱（77.3.1施行）
　緑地保全事業要綱（75.4.1施行）
　保存樹木及び保存樹諭の指定及び管理に関する要綱（75.4.1施行）
　自然保護・回復育成事業奨励金交付要綱（75.4.1施行）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 413

都道府県名 神奈川県　区市町村名 川崎市　人口 1,167,604

■条例等　　施行年月日

川崎市思い出記念緑化事業実施要綱　　82.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の思い出の記念として、市民に苗木を贈呈することについて定めたもの
◇対象者
対象となる記念の種類は次の通り
(1) 出生　(2) 小学校入学　(3) 成人　(4) 結婚
◇緑化材料の配布
記念樹の種類は市民の木及び市民の花その他市長が定める苗木とし、1件につき1本配布する
贈呈時期は毎年5月又は10月、市長が指定する場所において配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 414

都道府県名 神奈川県　区市町村名 川崎市　人口 1,167,604

■条例等

	施行年月日
駐車場緑化の推進に関する要綱	78.8.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	☒6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例及び川崎市環境保全基本計画の趣旨に基づき、駐車場の敷地内における緑化の推進について定めたもの
◇協定の締結
　市街地の駐車場の所有者又は利害関係人は、当該駐車場の緑化を図る場合は市長に駐車場緑化協定の締結を申し出ることができる
　協定の期間は概ね5年以上とする
　協定締結者に対し駐車場緑化計画並びに緑化樹の管理のための指導、助言等を行うものとする
　協定締結者は当該駐車場の存する土地の所有権を移転し、又は当該土地の用途を変更するときは、あらかじめ市長に申し出るものとする
◇緑化材料の配布
　予算の定める範囲内で、協定を締結した駐車場の所有者等に対し、緑化のための樹木を交付できる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 415

都道府県名 神奈川県　区市町村名 川崎市　人口 1,167,604

■条例等　　施行年月日

昭和54年度緑化まつり実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑あふれる人間都市川崎の町づくりのため、昭和54年度緑化まつりを開催するもの
◇記念植樹
市長と参加者全員により記念植樹を行う
◇表彰
緑化優秀工場及び学校、緑化ポスター・標語コンクール入賞者、公園緑地愛護優秀団体及び美化功労者、公園施設寄贈及び用地無償提供者、市民緑化推進地区協定団体に対し、表彰を行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 416

都道府県名 神奈川県　区市町村名 川崎市　人口 1,167,604

■条例等　　施行年月日

昭和63年度緑化ポスター・緑化標語コンクール

■関連する規則等

.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
小・中学生を対象として緑の認識と緑化活動への参加を啓発することを目的としたもの
◇表彰
優秀作品は「花と緑の市民フェア」の席上において表彰する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 417

都道府県名 神奈川県　区市町村名 川崎市　人口 1,167,604

■条例等　　施行年月日

憲法記念植樹実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　憲法施行32周年を記念し、永遠に平和な暮らしが保障されることを祈願して植樹を行いあわせて緑化の推進を図るもの
◇植樹の方法
　記念植樹は来園の児童と市長により行う
　向丘児童公園、上小田中西公園、鋼管通第1公園の3ヶ所で行う
◇緑化材料の配布
　記念植樹に参加した児童等に、苗木、花の種子などを配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 418

都道府県名 神奈川県　区市町村名 川崎市　人口 1,167,604

■条例等　　施行年月日

昭和54年度「都市緑化月間」実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市における良好な生活環境を確保するため、市と市民が一体となって都市の緑化及び公園緑地の整備保全並びに環境の美化を図り緑豊かな街づくりを推進することを目的とするもの
◇緑化材料の配布
椿等の苗木1万本を川崎駅頭において市民に配布する
市民緑化推進地区として協定した町会等への苗木を配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 419

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横須賀市　人口 437,512

■条例等

	施行年月日
緑地条例	72.4.1

■関連する規則等

横須賀市指定緑地等保全要綱	73.4.1
横須賀市指定緑地等保全要綱内規	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
横須賀市内の緑地等を保護し及び育成し又はその他の緑化を推進して市民が健康で快適な日常生活を営める良好な自然環境及び生活環境を確保するために必要な事項を定めたもの

◇緑地の指定
市長は、横須賀市指定緑地等保全要綱に基づいて、市内の緑地等を保護、育成するために必要な緑地等を指定することができる
市長は、緑地等の保護、育成その他の緑化の推進に当たり市民又は事業者に対して助言、指導その他の助成を行うことができる

◇開発・建築行為の制限
指定緑地内において、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長の同意を得なければならない
(1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他土地の形質の変更
(3) 木竹の伐採
(4) 広告物及びこれに類するものの提出又は設置
(5) その他緑地の保全を妨げるものと認められる行為

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 420

都道府県名 神奈川県　区市町村名 横須賀市　人口 437,512

■条例等

	施行年月日
基金条例	64.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
横須賀市における様々な事業のために必要な基金の設置を定めたもの
◇都市緑地保全基金
指定緑地の保全及び買い取りのための基金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 421

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等

	施行年月日
緑化の推進及び緑の保全の関する条例	76.4.1

■関連する規則等

緑化の推進及び緑の保全の関する条例施行規則
保全樹木および保全樹林の指定と奨励金の交付に関する取扱基

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
住み良い環境の確保に関する基本条例に基づき、緑化の推進及び緑の保全について必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化基本計画の策定
市長は将来の緑豊かな平塚市を展望して緑化に関する基本計画を策定しなければならない
◇緑化モデル地区の指定
特に必要があると認めるとき、緑化モデル地区を指定し、重点的に緑化の推進及び緑の保全の施策を講ずることが出来る
◇苗木等の配布
市民の緑化推進事業を助成するため積極的に樹木、草花の苗木等の配布事業を行うものとする
◇緑化義務
商業地域内に共同住宅等を有し又は建設しようとする事業者等は、緑化の推進に積極的に協力すると共に、共同住宅の内外に出来るだけ多くの緑を確保しなければならない
商業地域以外の地域で、規則で定める一定規模以上の開発行為を行うものは、当該開発区域内に規則で定める基準の緑が確保されるように緑を保全し、もしくは復元し、又は樹木の植栽に努めなければならない
◇協定の締結
緑地等の確保並びに樹木の植栽及び緑の保全等について勧告し、又は協議の上緑化協定を締結してこれらに規定する目的を達成するように努めなければならない
◇技術的な援助
緑化事業を実施するものに対し必要に応じて緑化に関する技術上の指導もしくは助言を行い、又は樹木の斡旋等必要な助成を行うことが出来る
◆緑を守る

◇保全樹等の指定
　規則で定める基準に該当する樹木又は樹林の集団を所有者の承諾を得て保全樹木又は保全樹林として指定できる
　保全樹等の指定期間は3年間とする、但し、指定の更新を妨げない
　保全樹等の所有者等に対し当該樹木等の枯損の防止その他保全について技術上の指導、助言を行うと共に保全に必要な経費を予算の範囲内において助成することが出来る
◇奨励金の額
　次に掲げる基準により奨励金を交付する
　保全樹木　1本につき年額2000円、2本目以降1本につき1000円とし、最高限度額を5000円とする
　保全樹林　100㎡につき1000円とし、最高限度額を20万円とする
　保存生垣　生け垣をなす片側の長さ10mにつき年額1000円
◇損傷の制限
　何人も保全樹等の損傷又は枝根の切除などは許可を得ない限り禁止されている
　所有者等は、保全樹等の譲渡、移植等をするときは、市長にその旨を届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 422

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等

	施行年月日
平塚市開発事業指導要綱	77.7.1

■関連する規則等

都市施設整備基準

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☒ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
健全な都市環境の確保と良好な生活環境の整備を図り、秩序ある市域の開発を期するため開発行為及び建築行為の指導について必要な事項を定めるもの
◇開発行為の制限
市街化調整区域における開発行為、又は開発区域の面積が500㎡以上の開発行為、建築基準法の規定による計画通知書を必要とする建築行為を行おうとする開発事業者は、開発事業の計画に先行して、地質及び地盤、公園、緑地、広場の配置及び利用状況、既存樹木等の配置状況等について調査しなければならない
◇公園の提供
開発事業区域の面積が3000㎡以上の開発事業については、当該開発事業区域の5%以上の公園を設置し、無償で本市に提供しなければならない
住宅施設を目的とする開発事業にあっては計画人口人当たり3㎡以上で算出された面積と前記の規定により算出された面積とを比較しいずれか多い方の面積とする、但し、計画人口51人は控除する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 423

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等　　施行年月日

平塚市いけがき設置奨励補助金交付要綱　84.3.31

■関連する規則等

平塚市いけがき設置奨励補助金交付要綱の運用基準

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住み良い環境づくりと合わせて防災的見地から、平塚市いけがき設置奨励補助金を交付する事について定めたもの

◇生け垣の基準
市内に住宅用地を所有又は管理するもので、当該住宅用地に次の基準による生け垣を設置するものに対してその設置に必要な経費について補助する
(1) 総延長5m以上であること
(2) 樹木の高さは90cm以上であること
(3) 樹木の植栽本数は、延長1mにつき、原則として3本以上であること
(4) 生け垣を構成している土台の高さは65cm以下であること
(5) 樹木の種類は、市長が推奨するもので樹木が健全であること
(6) 植樹帯は30cm以上とし、植栽位置は行動境界線より25cm以上内側とすること

◇補助金の交付
補助金の額は生け垣の延長1mにつき3000円とし、最高限度額は10万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 424

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等

	施行年月日
平塚市みどり基金条例	89.3.31

■関連する規則等

平塚市みどり基金条例運用要領	90.3.31

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市に残された樹林を市民の貴重な財産として保全し、良好な自然環境を形成している樹林地等を取得するとともに緑化の推進等を図るため平塚市みどり基金の設置について定めたもの
◇基金の運用
積立額は、市費、基金の目的に添う寄付金及び基金から生ずる収益金とする
基金の目標額は20億円とする
基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする
市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することが出来る
基金は緑地保全事業、緑化推進事業、緑の普及啓発事業に要する費用に充てる場合に限り、その一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 425

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等　　施行年月日

平成2年新築記念樹配布実施要領

■関連する規則等

.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
家庭緑化推進事業のひとつとして、家の新築を行った市民を対象に新築記念樹の配布を行うことについて定めたもの
◇対象者
平成2年1月1日から平成2年12月31日までに自己の用に供する住居を新築した者で、総務部資産税課で家屋調査が終了している家屋
◇緑化材料の配布
樹種は市長の推奨するもので、樹木が健全であり、記念樹にふさわしいもの
配布本数は家屋1棟に1本とする
新築記念樹配布対象者（受領者）台帳を作成し、これを5年間保存する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 426

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等　　施行年月日

平塚市緑化モデル団体の指定および補助金交付要項

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
平塚市をより豊かな緑ある町にするため、地域住民相互の協調と広く地域住民の協力を得て、進んで緑化に奉仕する緑化モデル団体の指定と育成をするもの
◇団体の指定
緑化モデル団体は、次のいずれかにあげる団体の内から指定する
(1) この目的を達成するため、すでに実践活動を実施している自治会、町内会、部落会又はこれらに準ずる団体
(2) この目的を達成するため、今後実践活動を実施していく自治会、町内会、部落会又はこれらに準ずる団体
(3) その他、市長が特に認めるもの
◇団体の事業活動
緑化モデル団体は、次にあげる事業を行うものとする
(1) 地域環境緑化思想を高揚するための広報活動および思想普及活動
(2) 家庭緑化および生活環境緑化の自主的実践活動
(3) 市の実施する緑化事業に対する積極的な協力
(4) その他の地域緑化について必要な実践活動
◇補助金の交付
市長は緑化モデル団体の指定を受けた団体に対して予算の範囲内で補助金を交付できる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 427

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等　　施行年月日

平塚市緑化モデル団体補助金交付要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地域緑化を推進するため平塚市緑化モデル団体補助金を交付することについて必要な事項を定めたもの

◇団体の指定
次に掲げる事業を行う地域住民10人以上で構成された団体
(1) 緑化思想を高揚するための広報活動
(2) 地域の緑の保全及び緑化推進活動
(3) 市が実施する緑化事業に対する積極的な協力
(4) その他地域緑化について必要な実践活動

◇補助金の交付
事業について必要な経費について、予算の範囲内において補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 428

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等　　施行年月日

平塚市緑化協力団体育成要項

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
「豊かな緑ある街」を目標に地域住民相互の協力を得て、自分たちの住む周囲の環境整備を通じて緑化運動の積極的な展開を進めていく緑化協力団体を育成するもの
◇団体の基準
次の基準に該当する団体より申請を受けこれを育成する
(1) 緑化推進事業を実践的に実施している団体
(2) 緑化推進事業を今後実践的に実施する予定の団体
(3) 緑に関し興味を持つグループ、サークル
(4) その他市長が特に認める団体
指定された団体は緑化思想普及に関する事業、市緑化事業の協力、病害虫に関する防除、連絡、その他団体での自主的緑化活動を積極的に実施するよう努力する
◇緑化材料の配布等
登録された緑化協力団体へは次の助成をする
(1) 緑化用樹木苗の優先的配布
(2) 緑化思想普及の為のポスター、パンフレットの配布
(3) その他緑化に対する助言、指導

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 429

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等　　施行年月日

平成3年度平塚市緑化ポスターコンクール作品募集要項

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化ポスターの原画募集を通じて、緑の保全及び緑に対する意識の高揚、緑化の普及等を図るもの
◇対象者
市内の小学校児童、中学校生徒
◇テーマ
(1) 植樹意欲が盛り上がる作品
(2) 緑化の推進並びに保全意識が高まる作品
(3) 市民の木「クスノキ」、市民の花「ナデシコ」を広く市民に普及啓発できるような作品
◇表彰
入賞者には賞状及び記念品を授与する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 430

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等　　施行年月日

平成3年度平塚市緑化標語コンクール作品募集要項

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化標語の募集を通じて、緑の保全及び緑に対する意識の高揚、緑化の普及等を図るもの
◇対象者
市内の小学校児童、中学校生徒
◇テーマ
(1) 植樹意欲が盛り上がる作品
(2) 緑化の推進並びに保全意識が高まる作品
(3) 市民の木「クスノキ」、市民の花「ナデシコ」を広く市民に普及啓発できるような作品
◇表彰
入賞者には賞状及び記念品を授与する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 431

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等　　施行年月日

平塚市緑化優良団体表彰要項　　82.12.24

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□ 1．空地の確保　□ 2．生け垣設置　□ 3．植樹・植林　□ 4．草花による修景
□ 5．屋上・壁面緑化　□ 6．室内緑化　☒ 7．その他　□ 8．努力規定

B.緑を守る
□ 1．開発制限　□ 2．樹木保存　□ 3．樹林地保全　□ 4．水辺保全
□ 5．生物保全　☒ 6．その他　□ 7．努力規定

C.緑と親しむ
□ 1．農園的利用　□ 2．公園的利用　□ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□ 1．補助金の交付　□ 2．税の減免　□ 3．技術的な援助　□ 4．団体活動の支援
□ 5．建築規制の緩和　□ 6．緑化材料の配布　□ 7．基金の運用　□ 8．その他

B.規制策
□ 1．開発・建築行為の制限　□ 2．採取・損傷の制限　□ 3．罰則規定　□ 4．緑化義務
□ 5．公園・緑地の提供　□ 6．その他

C.その他
□ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　□ 3．協定の締結　□ 4．土地の買取り
□ 5．土地の貸借　☒ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の団体等で緑化の実践活動、樹木の保護・保全、緑の普及啓発等に積極的に努め有効な成果をあげ他の模範となるものを緑化優良団体として表彰するもの
◇表彰の対象
地域関係団体等、職域関係団体等、学校関係団体等のうち「緑化優良団体等選考基準」に適合するものを表彰する
◇選考と決定
被表彰団体の選考は、推薦団体等から推薦を受けた表彰候補団体等について、主管課が表彰書類審査及び現地調査を行い、主幹の担当参事及び助役の審査を経て、市長が決定する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 432

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等　　施行年月日

ふるさとの森植栽事業実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑あふれる住みよい環境の確保を図るため年間1ヶ所をふるさとの森植栽事業として、苗木の交付をすることを定めたもの
◇地域の指定
植栽場所は地域住民が最も接触する機会の多い憩いの場とした将来用地が担保されうる土地所有（管理）者の確約のある場所
将来用地が担保されうる期間は概ね10ヶ年以上とする
対象となる植栽場所の面積は概ね1000㎡以上とする（延長を基準とするものは概ね500㎡以上）
◇対象団体
自主的に緑化の実践にあたる地域住民の組織は、緑化モデル団体、緑化協力団体、婦人団体、青少年団体、老人団体等既存の団体とする
◇苗木の交付
当該団体から提出されたふるさとの森植栽事業計画が適当と認める場合は、年間1団体を決定し予算の範囲内において必要な苗木を当該団体に交付するものとする
◇苗木の基準
(1) 平塚市植生調査に基づき、地域に適した樹木苗木とする
(2) 平塚市推奨木を中心に当該団体の希望する樹木苗木とする
(3) 交付する樹木苗木は、概ね1m前後とする
(4) 単価的に高価なものは極力避けるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 433

都道府県名 神奈川県　区市町村名 平塚市　人口 248,245

■条例等　　施行年月日

平塚市中高層共同住宅ベランダ緑化助成要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景　☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
家庭緑化推進事業のひとつとして、中高層共同住宅の住民団体を対象にベランダ緑化の推進について定めたもの
◇対象団体
ベランダ緑化を行おうとする中高層共同住宅の住民団体で、適正な実施運営が期待できる団体とし、次の要件を満たすもの
(1) 1棟で20戸以上を有する中高層共同住宅であること
(2) 当該中高層住宅の70%以上の世帯が参加すること
(3) ベランダが公道、公園、公共広場等に面しており、多くの人に草花を楽しんでもらえること
(4) その他公共上等に支障がないこと
◇緑化材料の配布
各世帯に草花苗、プランター、園芸用土、園芸入門書を配布する
希望世帯には、プランターホルダーを配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 434

都道府県名 神奈川県　区市町村名 鎌倉市　人口 354,613

■条例等

	施行年月日
鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例	72.10.1

■関連する規則等

鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例施行規則	73.2.10
鎌倉市樹林の管理に関する要綱	88.5.1
鎌倉市植林の補助金交付要綱	73.3.26

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進及び樹木等の保全に関し、必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
一定面積以上の開発行為等を行うものは、設計及び施工にあたり、当該区域の緑地の保全及び緑化にに努めなければならない
◇補助金の交付
100㎡以上1万㎡以下の山林等で基準本数以上の植林を行った者に対し補助金を交付する
補助金の額は、植林に要する苗木、植栽工及び地ごしらえ工等を基準に算出して、市長が別に定める標準経費の10分の8以内の額とする
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
保存樹木　次のいずれかに該当する、健全で、かつ、樹容が美観上優れている樹木の指定
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であること
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であること
保存樹林　次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全でかつ、その集団の樹容が美観上、優れていること
(1) その集団の属する土地の面積が500㎡以上であること
(2) いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが20m以上であること
指定にあたっては、あらかじめその所有者又は管理者の承諾と審議会の諮問を必要とする
保存樹木等の指定期間は3年間とする
市長は、所有者等に対し、保護樹木等の枯損の防止その他保存に関し、必要な指導又は助言をしなけ

ればならない
◇損傷の制限
　所有者は、保存樹木等を伐採し、若しくは移植し、又は他人に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない
◇奨励金の交布
　保存樹木等の保存に関する費用の補助として、次に定める額の奨励金を交付する
　保存樹木　1本又は1株につき年額2000円
　保存樹林　100㎡につき年額700円
　いけがき　片側の面積10㎡につき年額1000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 435

都道府県名 神奈川県　区市町村名 鎌倉市　人口 354,613

■条例等

	施行年月日
鎌倉市開発事業指導要綱	82.10.1

■関連する規則等

鎌倉市開発事業指導要綱施行細則	82.10.1
鎌倉市開発事業指導要綱施行基準	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	☒1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　良好な自然的環境及び居住環境を維持、保全し、無秩序な開発事業と人口増加を抑制するために開発事業に対する指導の基準を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
　住宅又は共同住宅の敷地の道路の面する部分は、原則として生け垣にする
　事業区内の法面、擁壁等については、これを緑化すること
◇公園・緑地の提供
　事業区域の面積が2000㎡以上の住宅を目的とする開発事業にあっては、当該事業区域の面積の6%以上の、計画個数が12戸以上の共同住宅を目的とする開発事業にあっては、当該計画個数に10㎡を乗じて得た面積以上の公園を設置しなければならない
　公園の緑被率は30%以上とすること
　住宅の敷地の10%以上（風致地区においては20%以上）を植栽用地として確保すること、また、共同住宅は敷地の20%以上を植栽用地として確保すること
◆緑を守る
◇開発行為の制限
　事業者は、樹林、草地、水流、池沼その他の自然的環境の良好な保全に努めなければならない
　既に行われた開発事業の事業区域内における樹林、草地その他の自然的な環境で、当該事業区域又はその周辺地域の良好な居住環境を維持するため重要な機能を有するものについては、これを新たな開発事業の事業区域としてはならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 436

都道府県名 神奈川県　区市町村名 鎌倉市　人口 354,613

■条例等　　施行年月日

鎌倉市生け垣設置奨励事業補助金交付要綱　80.4.3

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内において、一定の基準に基づく生け垣を設置するものに対し、補助金を交付することについて定めたもの
◇生垣の基準
次の基準による生け垣の設置に対する補助金の交付
(1) 生け垣の全部又は一部が、一般の通行の用に供されていると認められる道路に面し、総延長が10m以上であること
(2) 生け垣の高さが0.5m以上であること
(3) 生け垣の植栽本数は、延長0.9mにつき2本以上であること
(4) 生け垣の樹種は、市長の推奨するもので、樹木が健全であること
◇補助金の交付
補助金の額は、生け垣の設置工事に要する苗木、資材費及び手間賃を基礎に算出して、市長が別に定める標準経費の2分の1の額とし、50万円を限度とする
◇損傷の制限
生け垣の設置工事をした日から5年間は、樹木を伐採しないこと

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 437

都道府県名 神奈川県　区市町村名 鎌倉市　人口 354,613

■条例等　　施行年月日

鎌倉市緑地保全事業推進要綱　　89.10.2

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　☒4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市街地に拡がるまとまりのある優れた樹林地及びこれに類する良好な土地の保全、育成について必要な取り組みについて定めたもの
◆緑を守る
◇保全緑地の指定
主として市街化区域の概ね1000㎡以上の緑地について、緑地の所有者もしくはその他の権利を有する者の同意を得て、緑地保全契約を締結し、保全緑地として指定できる
緑地保全契約及び指定の期間は10年とする
保全緑地及び「かまくらの森」の所有権の移転、又は保全緑地に使用あるいは収益を目的とする権利を設定しようとするとき若しくは保全緑地の保全に著しい影響を及ぼす恐れのある行為を行おうとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない
◇奨励金の交付
保全緑地の所有者等に対し、毎年度予算の範囲内において保全緑地奨励金を交付する
◇土地の買取り
緑地保全契約又は緑地使用契約を締結した所有者等から指定された緑地の指定の変更及び解除並びに買取り若しくは無償譲渡の申し出があった場合、必要に応じて予算の範囲内で当該緑地を買い入れ、又は無償譲渡を受けるものとする
◆緑と親しむ
◇「かまくらの森」の指定
市長は、所有者等の同意を得て緑地使用契約を締結し、概ね5万㎡以上の緑地で市民のふれあいの場として適していると認められるものを「かまくらの森」として指定できる
「かまくらの森」所有者等に対し、毎年度予算の範囲内において使用料を支払う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 438

都道府県名 神奈川県　区市町村名 鎌倉市　人口 354,613

■条例等　　施行年月日

鎌倉市環境保全基本条例　　72.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の保全及びその確保に関する基本的な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 439

都道府県名 神奈川県　区市町村名 鎌倉市　人口 354,613

■条例等　　施行年月日

鎌倉市、緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例　86.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図るため、鎌倉市緑地保全基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする
基金は豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 440

都道府県名 神奈川県　区市町村名 鎌倉市　人口 354,613

■条例等

	施行年月日
鎌倉市グリーンバンク設置要領	85.4.1

■関連する規則等

鎌倉市グリーンバンク設置要領取扱い基準

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例の一環としての鎌倉市グリーンバンクの設置及び運営について、必要な事項について定めたもの

◇緑の銀行
市民等が提供する庭木その他の樹木を受け入れ、これを必要とする市民等に配布し、又は公共用樹木として活用する

◇対象物件
(1) 庭木又は公共用樹木として再活用できるもの
(2) 移植が容易かつ適期にできるもの
(3) 病害虫がなく樹勢のあるもの
(4) 幹回り周25cm以下もしくは、高さ5m以下のもの、株物については、高さ2m以下のもの、ただし、高木で幹回り周25cm～50cmまでの樹木については、春期に根廻しをし、適期に移植できるものについては受け入れる

◇移植時期
針葉樹　2月下旬～4月下旬
常緑広葉樹　3月上旬～4月上旬
6月上旬～7月上旬
落葉樹　10月中旬～12月中旬
3月下旬～4月上旬

◇樹木の配布
申し込みは1世帯5本までとする
配布者は登録制とし、登録順に配布を行う
配布樹木は車両進入箇所まで市が運搬し、植え付けにかかる費用は受領者の負担とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 441

都道府県名 神奈川県　区市町村名 藤沢市　人口 354,613

■条例等　　施行年月日

藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例　71.7.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
さまざまな活動を通じて緑を創る、緑を守るを行っている
◇基金の運用
緑地保全と推進を図るため基金として、事業趣旨に添う寄付金、市の資金、基金から生ずる収益金により積み立てる額を50億円として行う
◆緑を創る
◇補助金の交付
土地面積が500㎡につき、年額2500円（それ以降は100㎡につき500円増額）奨励する
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は以下の基準により保存樹木等の指定ができる
(1) 樹木においては、健全でかつ、樹容が美観上特にすぐれていること
ア、幹の周囲が1m以上であること
イ、高さが10m以上であること
ウ、株立ちした樹木で、高さが25m以上であること
エ、はん登性樹木で枝葉の面積が20㎡以上であること
(2) 樹木集団に関しては属する樹木が健全で、樹容が美観上特にすぐれていること
ア、その集団の存する面積が500㎡以上であること
イ、生け垣をなす樹木集団で、長さが30m以上のこと

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 442

都道府県名 神奈川県　区市町村名 藤沢市　人口 354,613

■条例等

藤沢市みどり基金条例	施行年月日 85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市に残された緑地を市民共有の財産として保全するとともに、緑化の推進を図るため、藤沢市緑の基金を設置する
◇基金の運用
　緑地保全と推進を図るため基金として、事業趣旨に添う寄付金、市の資金、基金から生ずる収益金により積み立てる額を50億円として行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 443

都道府県名 神奈川県　区市町村名 藤沢市　人口 354,613

■条例等

条例等	施行年月日
藤沢市表彰条例	48.10.7

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市政の振興、公共の福祉の増進等に功労のあったものまたは広く市民の規範となるものを奨励することについて、必要な事項を定めるものとする
◇表彰
　市民もしくは本市に関係ある個人又は団体で公共の福祉増進に尽力もしくはこれらに関する公務を助け、その業績が顕著なもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 444

都道府県名 神奈川県　区市町村名 小田原市　人口 195,180

■条例等　　施行年月日

小田原市開発行為等指導要綱　　86.10.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の賃借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を整備するため、開発行為等を行う者に対し、要請する負担と協力の基準を定めたもの
◇公園・緑地の提供
住宅等の建築を目的とする開発行為等で、開発区域の面積が3000㎡以上5000㎡未満のものについては150㎡以上の面積を有する公園を、5000㎡以上のものについては開発区域の面積の3%以上の面積を有する公園を設置しなければならない
又、共同住宅の建築を目的とする開発行為等については9㎡に当該共同住宅等の個数から17を差し引いて得た数を乗じて得た面積以上の面積を有する公園を設置しなければならない
共同住宅の建築を目的とする開発行為等について開発区域の面積が3000㎡以上のものについては、前2項の規定により算出された面積のうちいずれか多い面積とする
住宅の建築を目的とする開発行為等で、開発区域の面積が1万㎡以上のものについては、事業主は基準により植樹地を確保するとともに、市長とみどりの協定を締結しなければならない
◇植樹の基準
宅地の造成を目的とする開発行為等については、開発区域の面積1ha以上5ha未満に対しその2%以上、5ha以上10ha未満に対しその3%以上、10ha以上に対しその4%以上、3階以上の共同住宅等の建築を目的とする開発行為等については、開発区域の面積1ha以上5ha未満に対しその5%以上、5ha以上10ha未満に対しその7%以上、10ha以上に対しその9%以上の植樹地を確保する
植樹地にはその70%以上に樹木を植栽することとする
植樹地の地形、地質等に適した種類の樹木を植栽し、かつ、芝張り等を行うこととする
植樹本数は10㎡につき、高さ2.5m以上の樹木1本及び高さ0.4m以上1.5m未満の樹木10本を原則とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 445

都道府県名 神奈川県　区市町村名 小田原市　人口 195,180

■条例等

	施行年月日
小田原市生け垣普及事業補助金交付要綱	91.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　快適な都市環境の形成と市街地における緑化を図るため生け垣の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて定めたもの
◇生け垣の基準
　次の基準による生け垣の設置に対する補助金の交付
　(1) 一般公衆の用に供されている道路に5m以上接するものであること
　(2) 原則として1m当り2本以上の樹木を列状に植栽するものであること
　(3) 土盛り等により宅地面より高い部分に樹木を植栽する場合は、宅地面から1m以内であること
◇補助金の交付
　補助金の額は、工事費に5分の3を乗じて得た数とする、但し、既存の塀等の撤去を伴う工事については1m当り2万円、それ以外の工事については1m当り1万円をそれぞれ限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 446

都道府県名 神奈川県　区市町村名 小田原市　人口 195,180

■条例等　　施行年月日

小田原市緑を豊かにする条例　74.4.1

■関連する規則等

小田原市緑を豊かにする条例施行規則……74.4.1……
保存樹木及び樹林の指定基準……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住みよい都市づくりをすることに関し必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
樹木及び樹林の保存については、都市の美観風致を維持するための法律の定めるところにより指定する
樹木　次のいずれかに該当し、健全でかつ、樹容が美観上、特に優れていること
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であること
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30m²以上であること
保存樹林　次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全でかつ、その集団の樹容が美観上、特に優れていること
(1) その集団の属する土地の面積が500m²以上であること
(2) いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが30m以上であること
◇奨励金の交布
保存樹木の保全に対する奨励金　1本につき年額4000円
保存樹林の保全に関する奨励金
(1) 集団の樹林の存する土地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額に、当該土地の面積100m²につき年額1000円を加算した額
(2) いけがきをなす片側の面積10m²につき年額1200円
◆緑と親しむ
◇公園的利用
みどりの広場として指定する基準は、市民等が広く利用でき、かつその面積が効率的に活用できる概ね1000m²以上のものとする

広場として指定するときは当該広場の土地所有者と土地の使用について契約しなければならない
契約で定める土地の使用期間は5年とする、ただし使用期間満了後引き続いて使用する場合は、この限りでない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 447

都道府県名 神奈川県　区市町村名 小田原市　人口 195,180

■条例等

	施行年月日
小田原市ふるさとみどり基金条例	86.4.1

■関連する規則等

小田原市ふるさとみどり基金条例施行規則	87.2.20

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
ふるさとみどり基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、市費、事業の趣旨に添う寄付金及び基金の運用から生ずる収益金で一般会計歳入歳出予算に計上した額とする
資金の運用から生じる収益は、ふるさとの森を守り育て管理する事業、ふるさとの森を創り育て活用する事業、ふるさとの森の文化を育て広める事業に要する資金に充てるほか、基金に繰り入れる
基金は、事業に関する資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 448

都道府県名 神奈川県　区市町村名 小田原市　人口 195,180

■条例等

	施行年月日
小田原市ふるさとみどり基金事業記念樹配布実施要領	89.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　民有地の緑化ならびに人生の記念すべき時に良い思い出としての記念植樹を図るための、記念樹の配布について定めたもの
◇対象者
　市内に住所を有する者、又は新たに市内に居住する者が、市内において当該記念樹の植栽を行う場合に配布するものとする
◇緑化材料の配布
　記念樹は、モクセイ、サザンカ、ゲッケイジュ、クロガネモチ、コブシ、クロマツ、ウメのうちから1本とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 449

都道府県名 神奈川県　区市町村名 茅ヶ崎市　人口 207,944

■条例等　　施行年月日

茅ヶ崎市開発事業指導要綱　86.4.1

■関連する規則等

茅ヶ崎市開発事業指導要綱に基づく公共公益施設整備等に関す

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☒ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な都市環境を形成するために、開発事業に関する必要な指導基準を定めたもの
◆緑を創る
◇対象の指定
その面積が500㎡以上の開発行為、高さが10mを超える又は3階以上の建築物、都市計画法に規定する開発行為で市長が必要と認めたもの、その他の開発事業で計画戸数が10戸を超えるもの又は市長が必要と認めたものに適用する
◇空地の確保
中高層建築物の建築を目的とした開発事業を行う場合、基準により空地を確保すること
◇公園・緑地の提供
中高層建築物の建築を目的とした開発事業を行う場合、事業区域の10%以上の面積の緑化に努めるものとする
開発規模が3000㎡以上で、中高層建築物の建築を目的とし、その全部又は一部を住宅の用に供する開発事業を行う場合、その事業区域の面積の3%（その面積が100㎡未満の場合は100㎡とする）以上であり、かつ、住宅1戸当たり7㎡以上の公園等を設置するものとする
公園の緑化基準は高さ3.5m以上の高木0.05本／㎡位、高さ1.5m以上の中木0.06本／㎡位、高さ0.3m以上の低木0.20本／㎡位とする
◆緑を守る
◇開発行為の制限
事業区域の面積が1万㎡以上、及び建築物の高さが15m以上又は5階以上の開発事業等を行おうとするものは、事前協議の前に開発事業調整委員会の審査を受け、同意を得なければならない
◇建築協定の締結
事業者は、大規模な宅地を開発し分譲しようとする場合、その良好な環境を維持するため建築協定を締結するよう努力しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 450

都道府県名 神奈川県　区市町村名 茅ヶ崎市　人口 207,944

■条例等

	施行年月日
茅ヶ崎市中高層住宅に関する指導基準	86.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市街地における良好な居住環境を確保するため、中高層住宅に関する指導要綱を定めたもの
◇緑地の提供
面積が3000㎡以上の中高層住宅を建築する場合、建築敷地の20％以上を緑地として確保すること、但し、商業地域及び近隣商業地域にあっては、屋上庭園及び植栽した公開空地を含め、この数値に近づけるよう極力努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 451

都道府県名 神奈川県　区市町村名 茅ヶ崎市　人口 207,944

■条例等　　施行年月日

茅ヶ崎市生け垣の奨励及び危険ブロック塀等解消の促進に関する要綱　91.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　生け垣の奨励及び危険ブロック塀等の解消を促すための助成に関し、必要な事項を定めたもの
◇生け垣の基準
　樹高が概ね0.6m以上の樹木を列状に植え込み、垣の形にした一列の植栽で、その連続した長さが2m以上のもの
◇助成金の交付
　生け垣の築造をする場合の助成金の額は、市長が定める工事費の標準額に基づき、工事種別ごとに算出した工事費相当額に100分の70を乗じて得た額、但し150万円を限度とする
　道路に面しない部分に生け垣を築造する場合は工事費相当額に100分の35を乗じて得た額とする
　危険なブロック塀等を補強・改修する場合は、市長が定める工事費の標準額に基づき、工事種別ごとに算出した工事費相当額に別に定める工事着手期日の属する年度ごとに定める助成率を乗じて得た額とする、但し限度額は工事着手期日の属する年度ごとに定める額とする
　指定を受けた生け垣について、その保存に対する助成金の額は、長さ1mにつき、年額360円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 452

都道府県名 神奈川県　区市町村名 茅ヶ崎市　人口 207,944

■条例等　　施行年月日

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例　74.4.1

■関連する規則等

茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則……74.4.1……
茅ヶ崎市保存樹木指定要綱……81.4.1……
茅ヶ崎市保存樹林指定要領……80.4.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保全及び緑化の推進について基本的な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇助成金の交付
市民が行う緑化の推進等について、必要な助言及び指導を行うと共に、予算の範囲内で助成することが出来る
◆緑を守る
◇保存樹林等の指定
樹林又は樹木の保存を図るため必要があると認めるときは、次の基準に該当する樹林等を所有者等の承諾を得て保存樹林等として指定できる
樹林　個人が所有する樹林で、その存する土地の面積が500㎡以上であること
樹木　(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であること
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であること
指定期間は5年とする、但し、必要に応じて指定期間の更新を行うことが出来る
◇損傷の制限
所有者等は保存樹林等を伐採、移植、又は譲渡しようとするときは、予めその旨を市長に届け出なければならない
◇助成金の交付
保存樹林に対して、固定資産税及び都市計画税に相当する額と、土地面積500㎡につき年額2500円を交付する、500㎡を超えるものについては100㎡当たり500円を増額する
保存樹木に対しては、単木にあっては、1本につき5000円、同一所有者で周囲30m以内に2本以上ある場合は、2本目以降は2500円を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 453

都道府県名 神奈川県　区市町村名 茅ヶ崎市　人口 207,944

■条例等

	施行年月日
茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例	88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑地を市民共有の財産として保全するため、地方自治法の規定に基づき、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の設置、管理及び処分について定めたもの

◇基金の運用

基金として積み立てる額は、予算で定める積立金、基金の趣旨に添う寄付金、基金の運用から生ずる収益金の合計額とし、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる

基金は良好な自然環境を形成している緑地の取得費に充てる時、及び取得した緑地の維持管理費に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 454

都道府県名 神奈川県　区市町村名 茅ヶ崎市　人口 207,944

■条例等　　施行年月日

茅ヶ崎市緑化樹苗園設置奨励事業実施要領　77.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の緑化を推進するために一定規格の苗木育成奨励事業実施について必要な事項を定めたもの
◇樹苗園の設置
苗木の生産のための樹苗園を設置した土地所有者の登録申請に基づき契約を締結し、当該敷地に樹苗園を設置する
契約並びに登録は、原則として5年以上とし、当該面積は3ａ以上とする
◇奨励補助金の交付
毎年度予算の範囲内で樹苗園設置奨励補助金を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 455

都道府県名 神奈川県　区市町村名 逗子市　人口 57,503

■条例等　　施行年月日

逗子市保存樹林奨励金交付要綱　　93.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな自然環境及び健康で潤いのある生活環境を確保するため、すぐれた樹林の保存について定めたもの
◆緑を守る
◇保存樹林の指定
市長は、都市計画法の規定する市街化調整区域内に所在し、1所有者が一団で300㎡以上所有している樹林で、保護すべきものを所有者等と保存樹林契約を締結して保存樹林として指定できる
指定期間は5年以上とする、但し、必要に応じ更新を行うことができる
◇開発・建築行為の制限
保存山林において、建築・開発行為、樹木の伐採等を行おうとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない
市長は、所有者に対し、山林等の保全に必要な助言及び指導をすることができる
◇奨励金の交付
補助金の額は、予算の定めるところにより保存樹林1㎡につき月額2円を基準として計算したものとする
◆緑と親しむ
◇公園的利用
保存樹木及びその隣接する山林等を含め、概ね3000㎡以上のもので、市民の触れ合いの場として適していると認められるものを「市民の森」として指定し使用する契約を、当該所有者と保存樹林等賃貸契約書により締結することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 456

都道府県名 神奈川県　区市町村名 逗子市　人口 57,503

■条例等　　施行年月日

逗子市みどり基金条例　　46.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な自然環境及び歴史的環境を保全するとともに、緑化の推進を円滑かつ効率的に行うため逗子市みどり基金の設置を定めたもの
◇基金の運用
積立額は、毎年度予算で定める額、基金の目的に添う寄付金及び基金から生ずる収益金とする
基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して緑地等の保全又は緑化の推進等に充てるほか、基金に繰り入れるものとする
基金は緑地等を取得する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 457

都道府県名 神奈川県　区市町村名 相模原市　人口 545,254

■条例等　　施行年月日

開発行為指導要綱　91.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☒ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
「青空と緑にかこまれた住みよいまちづくり」の基本理念に即し、住みよい環境が得られるよう宅地の造成事業に伴う都市施設の設備基準等を定めたもの

◇対象の指定
(1) 都市計画法に基づく開発行為で、その規模が500㎡以上となる開発事業
(2) 開発事業以外で、予定される建築物の計画戸数が21戸以上となる住宅施設に係る建築物
(3) 共同住宅以外の建築事業で、敷地面積が1000㎡以上となる建築物

◇公園・緑地の提供
公園の面積は、計画人口1人当たり3㎡以上とし、当該公園の施設及び権利は市へ帰属するものとする、但し、計画人口60人（20戸）は控除する
開発区域の面積が3000㎡以上の開発事業にあっては、当該開発区域の3%の面積と、上記の算出方法の面積とを比較し、いずれか多い面積とする
共同住宅に係る開発事業にあっては開発区域の20%以上、その他の開発等事業にあっては開発区域の10%以上を緑地にしなければならない
開発区域内に自然樹林がある場合は、極力その樹木及び樹林の保全に努めるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 458

都道府県名 神奈川県　区市町村名 相模原市　人口 545,254

■条例等

	施行年月日
相模原市建築物等指導要綱	86.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒ 1．空地の確保	☐ 2．生け垣設置	☐ 3．植樹・植林	☐ 4．草花による修景			
	☐ 5．屋上・壁面緑化	☐ 6．室内緑化	☐ 7．その他	☐ 8．努力規定			
B.緑を守る	☐ 1．開発制限	☐ 2．樹木保存	☐ 3．樹林地保全	☐ 4．水辺保全			
	☐ 5．生物保全	☐ 6．その他	☐ 7．努力規定				
C.緑と親しむ	☐ 1．農園的利用	☐ 2．公園的利用	☐ 3．その他				

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☐ 1．補助金の交付	☐ 2．税の減免	☐ 3．技術的な援助	☐ 4．団体活動の支援			
	☐ 5．建築規制の緩和	☐ 6．緑化材料の配布	☐ 7．基金の運用	☐ 8．その他			
B.規制策	☐ 1．開発・建築行為の制限	☐ 2．採取・損傷の制限	☐ 3．罰則規定	☐ 4．緑化義務			
	☒ 5．公園・緑地の提供	☐ 6．その他					
C.その他	☐ 1．基本計画等の策定	☐ 2．対象・地域の指定	☐ 3．協定の締結	☐ 4．土地の買取り			
	☐ 5．土地の貸借	☐ 6．その他					

■内容等の詳細

◆位置づけ
　建築物を建築しようとする者及び市民の協力の下に、秩序ある住みよいまちづくりを進めるために、一定の基準を定めたもの
◇緑地の提供
　中高層建築物を建築しようとする建築主は、道路に接する敷地の部分に、その3分の1以上を緑化するように努めなければならない
　又、敷地全体では緑化面積が10%以上となるように努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 459

都道府県名 神奈川県　区市町村名 相模原市　人口 545,254

■条例等　　施行年月日

相模原市緑化条例　　72.10.1

■関連する規則等

相模原市緑化条例施行規則 .....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進及び樹木等の保全に関する基本的な取り組みを定めたもの
◇保存樹木等の指定
次の基準のいずれかに該当する樹木等の指定
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上である樹木
(2) 高さが15m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上である樹木
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上である樹木
(5) 集団して生育し、かつ、健全でその樹林の存する土地の面積が500㎡以上である樹林
指定の際には、あらかじめ当該樹木等の所有者と協議しなければならない
指定期間は原則として3年間とする
◇損傷の制限
所有者は保存樹木等を伐採し、又は他人に譲渡しようとするときはあらかじめ市長にその旨を届け出なければならない
◇奨励金の交布
保存樹木　1本又は1株につき3600円
保存樹林　樹林の指定をした日の属する年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額と、樹林の面積500㎡につき2500円、500㎡以上100㎡につき500円を合算した額

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 460

都道府県名 神奈川県　区市町村名 相模原市　人口 545,254

■条例等

	施行年月日
相模原市みどりのまちづくり基金条例	84.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　緑化の推進を図る事業の財源とするため、相模原市みどりのまちづくり基金の設置について定めたもの
◇基金の運用
　基金として積み立てる額は、事業の趣旨に添う寄付金及び予算で定める額とする
　基金の運用から生ずる収益は、事業に要する費用に充てるものとする、余剰金があるときは基金に繰入するものとする
　基金は事業に要する費用に充てる場合に限り、その一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 461

都道府県名 神奈川県　区市町村名 相模原市　人口 545,254

■条例等　　施行年月日

相模原市緑地保全基金条例　　84.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　良好な都市環境の保全に寄与するために行う緑地保全事業を円滑かつ効率的に行うための相模原市緑地保全基金の設置を定めたもの
◇基金の運用
　基金の額は3億円とする
　事業の趣旨に添う寄付金は基金に追加して積み立てできる
　必要に応じて予算の定めるところにより基金に追加して積み立てできる
　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することが出来る
　基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 462

都道府県名 神奈川県　区市町村名 三浦市　人口 54,044

■条例等　　施行年月日

三浦市開発指導要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
開発行為に対し、必要な事項を定めたもの
◇努力規定
事業主は、開発区域内にできる限り植栽し、緑化に努めなければならない
事業主は、開発区域内に自然植生が存する場合は、その保存に努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 463

都道府県名 神奈川県　区市町村名 秦野市　人口 153,626

■条例等

	施行年月日
秦野市環境保全条例	73.12.1

■関連する規則等

秦野市環境保全条例施行規則	73.12.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
居住環境及び自然環境を保全し、回復し、又は改善して名実ともに「鳥もすめる環境都市」にふさわしい生活環境を積極的につくり出すもの
◆緑を創る
◇緑化義務
事業者は開発行為に際し当該開発区域内の樹木等をを最大限に保全しうる開発計画を設定し、又、当該開発行為に植樹計画とりいれ、緑化の推進に努めるものとする
緑化事業の目的を達成するために必要と認めるときは、当該事業に対し、助言、指導又は勧告をすることが出来る
◇助成金の交付
緑化の推進及び緑の保全を図るため、緑地、その他必要と認めるものを保全管理し又は緑化を進めるものに対し、助成又は援助をすることが出来る
◆緑を守る
◇開発行為の制限
1ha以上の森林又は原野その他の樹林の伐採、500㎡以上の土地の形質の変更を伴う建築物もしくは工作物の建設又は土の採取を行おうとする者は、その旨を市長に届け出なければならない
届け出をした者に対し、市民の生活環境上必要があると認めたときは、当該事業者に対し計画の変更もしくは中止を指導し、又は勧告をすることが出来る
◇樹林保全地区の指定
次に掲げる基準に該当するものを、その所有者又は管理者の同意を得て樹林保全地区として指定出来る
樹林　その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の状態が優れた景観を保有し、当該樹林の地域のの面積が500㎡以上のもの
樹木　概ね次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れているもの

(1) 1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること
(3) はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること

樹林保全地区の指定期間は5年間とする

市長は所有者等に対し、保存樹木の保存のために必要な指導及び助言をすることが出来る

樹林保全地区内において建築・開発行為、樹木等の伐採等を行おうとするものは、その旨を市長に届け出なければならない

届け出に基づく行為が、樹林保全地区指定の趣旨を逸脱している場合、当該行為の変更又は中止を勧告をすることが出来る

◇奨励金の交付

樹林指定の場合　土地にかかる毎年度における固定資産税及び都市計画税の相当額に土地の面積が100㎡につき5000円を加算した額

樹木指定の場合　毎年度の予算で定める額

◇事実の公表

この条例に基づく諸規定に対し、悪質な違反者があるときは、これを公表することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 464

都道府県名 神奈川県　区市町村名 秦野市　人口 153,626

■条例等　　施行年月日

秦野市開発指導要綱　　87.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
開発行為の基準及び開発行為等に関連する公共施設整備の負担区分を定めたもの
◇公園の提供
事業主は、自己の居住又は業務の用に供する目的以外の開発行為を行うときは、開発区域の面積に応じて次に掲げる面積の公園を設置し、市に無償提供する
(1) 開発面積が0.3ha以上の時は、開発面積の3%の面積と、計画人口から15人を控除して得た人口に1人当たり3㎡を乗じた面積とを対比しいずれか大きい面積、但し、自己の用に供する以外の事業所にあっては開発面積の3%以上の面積
(2) 開発面積が0.3ha未満の時は、計画人口から15人を控除して得た人口に1人当たり3㎡を乗じた面積
又、中高層建築物の建設を目的とする開発行為等において、次に掲げる施設を公園とみなすことが出来る
(1) 設置した公園に接する150㎡以上の一団の敷地であって、公園と一体利用が出来るように整備した広場
(2) 150㎡以上の公園に準じる整備した広場
(3) 公園として支障のないように整備した150㎡以上の雨水調整施設
(4) 商業系用途地域に設置したタウンスクエア

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 465

都道府県名 神奈川県　区市町村名 秦野市　人口 153,626

■条例等

	施行年月日
秦野市生け垣設置奨励補助金交付要綱	79.9.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
一定の基準に基づく生け垣の設置に対する補助金の交付について定めたもの
◇生け垣の基準
次に掲げる要件に該当する健全な樹木の植栽
(1) 住宅の用に供する建物の用地において、一般公衆の用に供されている道路又は隣地境界に面する延長10m以上の樹木の植栽
(2) 60cm以上の高さを有する樹木の植栽であること
(3) 延長1mにつき2本以上の樹木の植栽であること
(4) 別に定める奨励樹種の植栽であること
◇補助金の交付
補助金の額は生け垣の延長に別に定める基準額を乗じて得た額の50%とする、但し6万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 466

都道府県名 神奈川県　区市町村名 秦野市　人口 153,626

■条例等　　施行年月日

「花の名所ふる里づくり事業」補助金交付要綱　83.8.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
田園風景の復活並びに市民及び観光客のやすらぎの場を増やすための「花の名所ふる里づくり事業」の一環として、弘法山、震生湖の観光地付近で菜の花の栽培に協力するものに対し補助することのついて必要な事項を定めたもの
◇菜の花畑の基準
(1) 間近で見ることの出来る菜の花畑
(2) 景観のよい菜の花畑
◇補助金の交付
補助の対象は、種代、肥料代、人件費、協力費とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 467

都道府県名 神奈川県　区市町村名 厚木市　人口 197,947

■条例等　　施行年月日

厚木市緑を豊かにする事業推進要綱　77.2.10

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑を豊かにする事業の推進について基本的な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
土地の所有者又は管理者は、その所有又は管理する土地の緑化に努めなければならない
地区ごとに緑化協定区域を定め、市民参加の中で都市緑化を推進する、緑化期間は5年以上30年未満とする
新たに建築される住宅の敷地には、10%以上を緑化する
◆緑を守る
◇保全地区・保護樹木等の指定
(1) 自然環境保護地区　自然環境が良好に保全されている森林、草原、若しくは河川の区域又はこれらに類する自然環境の良好な区域で、土地の面積が500㎡以上の区域
(2) ふるさとの森　自然環境が良好に保全されている城跡、古墳、鎮守の森、寺院等を含む区域で土地の面積が500㎡以上の区域
(3) 斜面緑地保存地区　都市緑地として重要な斜面を有する緑地で、土地の面積が2200㎡以上の区域
(4) 野生動植物保護地域　特定の野生動植物の保護のため特に必要とする区域で、土地の面積が500㎡以上の区域
(5) 保護樹林　集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れているもので、土地の面積が1000㎡以上のもの
(6) 保護樹木　樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているもので、指定基準のいずれかに該当するもの
(7) 保存生垣　道路沿線に生垣を成す樹木の集団で、美観上特に優れ、その生垣の長さが15m以上であるもの
保全地区・保護樹木等の指定をするときは、あらかじめそれらの所有者の同意が必要とされる

◇保存樹木の指定基準
(1) 1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること
(4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること

◇開発・建築行為の制限
保護地区等において、開発・建築行為、樹木の伐採などを行う場合、市長に届け出なければならない
市長は、所有者等及び開発行為を行う事業者に対して、緑化のため必要な助言又は指導をすることができる

◇奨励金の交付
緑を豊かにする市民運動を推進するため、必要と認めたときは、予算の範囲内で緑を豊かにする奨励金を交付することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 468

都道府県名 神奈川県　区市町村名 厚木市　人口 197,947

■条例等

	施行年月日
厚木市開発指導要綱	88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景			
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定			
B.緑を守る	☒1．開発制限	□2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全			
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定				
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他				

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援			
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他			
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務			
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他					
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り			
	□5．土地の貸借	□6．その他					

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の良好な生活環境の確保と地域の計画的な整備を図るため、開発事業をしようとする者に対する必要な指導を定めたもの
◆緑を創る
◇公園・緑地の提供
事業主は、商業地域、近隣商業地域では開発規模500㎡以上で3%以上、住居地域、工業地域等では500㎡以上1000㎡未満の5%以上を最低限度、7000㎡以上の20%以上を最高限度とする緑化基準により、開発地区内の緑化に努めなければならない
開発規模が3000㎡以上の開発事業を行う者は、開発規模の4%の面積又は計画人口1人当たり2㎡を乗じた面積のどちらか大きい方の面積以上の公園等を設置しなければならない
◆緑を守る
◇開発行為の制限
500㎡以上の都市計画法の規定する開発行為、建築基準法に規定する建築、資材置場、駐車場の用に供するための土地区画の変更及び500㎡未満の都市計画法に基づき市街化調整区域内において行う開発行為を行う者は、事前協議申請書を市長に提出し、公共公益施設の整備等に関する協議をしなければならない
住宅地の造成を目的とする開発事業を行う場合、区域別に最高で140㎡以上、最低で110㎡以上の1宅地の面積を確保しなければならない
◇協定の締結

開発規模が1ha以上の開発行為を行う場合で、市長が必要と認めるときは、建築基準法及び厚木市建築協定条例に基づき建築協定の締結に努めなければならない
◇樹林地等の保全
事業主は、開発区域内において景観上優れた自然環境と認める区域については、自然緑地として残す

ものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 469

都道府県名 神奈川県　区市町村名 厚木市　人口 197,947

■条例等

	施行年月日
厚木市建築指導要綱	91.6.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	☒1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市民の良好な生活環境を保持するため、中高層建築物を建築しようとする者に対する必要な指導を定めたもの
◇開発行為の制限
　建築主は建築基準法に基づく建築確認申請書又は計画通知書を提出する前に、建築に関する事前協議申請書を市長に提出し、協議しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 470

都道府県名 神奈川県　区市町村名 大和市　人口 197,210

■条例等　　施行年月日

大和市生垣設置奨励要綱　　90.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

安全かつ快適な緑の町づくりを推進するため、新たに生垣を設置するとき、既に設置されているブロック塀等の生垣転換を行うものに対し、必要な助成を行うために必要な事項を定めたもの

◇対象の指定

大和市に住所を有し、自己の居住する宅地及びその他の住宅用地に生け垣を設置するものに対し、その設置に必要な経費について補助するものとする

◇生垣の基準

この要綱において、「生垣」とは、高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽したもので、次に掲げる要件を備えたものをいう

(1) 公道又は一般通行に使用されている私道に接して設置され、総延長が10m以上のものであること

(2) 樹木の高さは、既ね60cm以上であること

(3) 樹木の植栽本数は、1mにつき2本以上であること

(4) 基礎を設置する生垣にあっては、その基礎の高さは、60cm以下であること

◇補助金の交付

生け垣転換のためのブロック取り壊しについては工事費の全額、生け垣設置については、生け垣延長1mにつき3000円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 471

都道府県名 神奈川県　区市町村名 大和市　人口 197,210

■条例等

	施行年月日
大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例	73.4.1

■関連する規則等

大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例施行規則	76.4.1
大和市緑化の保全等に関する条例等の運用基準について	76.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　自然に恵まれた生活環境を確保するため、大和市と市民が一体となって緑化及び野鳥保護の推進並びにこれらを助長するための調和的利用を図るために必要な事項を定めたもの
◇保全地区等の指定
　市長は、一部の例外を除き、緑地として維持することが必要な土地又は樹木若しくは樹木の集団を保全地区等として指定することができる
◇補助金の交付
　市長は、保全地区等の指定をしたときは、予算の範囲内において助成を行い、又は委託料若しくは賃借料を支払うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 472

都道府県名 神奈川県　区市町村名 大和市　人口 197,210

■条例等　　施行年月日

緑化の推進、緑の保全等に関するポスター、標語作品募集要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化思想の啓蒙と高揚を図るため、「緑化の推進、緑の保全等に関するポスター、標語」の募集をするもの
◇参加対象
市内小学校4年、5年生児童、中学校1年、2年生生徒

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 473

都道府県名 神奈川県　区市町村名 大和市　人口 197,210

■条例等

	施行年月日
大和市上和田野鳥の森公園用地指定要綱	85.6.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	☒2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	☒5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　大和市の良好な自然環境を保全するため、上和田野鳥の森公園の区域を指定し、将来における良好な都市環境の維持及び向上に寄与するために必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
　市長は、土地の所有者の同意をもとに、上和田野鳥の森公園として指定するものとする
◇土地の貸借
　上和田野鳥の森公園として指定した土地については、上和田野鳥の森公園土地賃貸借契約書を締結することにより行うものとする
　賃借料は、1m²あたり月額10円として予算の範囲内において支払うものとする
◇緑化義務
　市長は、上和田野鳥の森公園の区域について、季節ごとの草刈り作業、樹木等の植栽及び簡単なベンチ等を設置するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 474

都道府県名 神奈川県　区市町村名 大和市　人口 197,210

■条例等

	施行年月日
大和市城山史跡公園用地指定要綱	83.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
大和市の良好な自然環境を保全するため、城山史跡公園の区域を指定し、将来における良好な都市環境の維持及び向上に寄与するために必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
市長は、土地の所有者の同意をもとに、城山史跡公園として指定するものとする
◇土地の貸借
城山指定公園として指定した土地については、城山史跡公園土地賃貸借契約書を締結することにより行うものとする
賃借料は、1㎡あたり月額10円として予算の範囲内において支払うものとする
◇緑化義務
市長は、城山史跡公園の区域について、季節ごとの草刈り作業、樹木等の植栽及び簡単なベンチ等を設置するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 475

都道府県名 神奈川県　区市町村名 大和市　人口 197,210

■条例等

	施行年月日
大和市泉の森用地指定要綱	81.4.1

■関連する規則等

泉の森特別奨励金交付要綱	88.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　☒5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
大和市の良好な自然環境を保全するため、泉の森の区域を指定し、将来における良好な都市環境の維持及び向上に寄与するために必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
市長は、土地の所有者の同意をもとに、泉の森として指定するものとする
◇土地の貸借
泉の森として指定した土地については、泉の森土地賃貸借契約書を締結することにより行うものとする
賃借料は、1㎡あたり月額10円として予算の範囲内において支払うものとする
◇緑化の義務
市長は、泉の森の区域について、季節ごとの草刈り作業、樹木等の植栽及び簡単なベンチ等を設置するものとする
◇補助金の交付
特別奨励金の交付対象は、大和市及び財団法人みどりのまち・かながわ県民会議と土地賃貸借契約を締結し、かつ、契約期間が10年以上の場合とする
特別奨励金の額は1㎡あたり150円とし、予算の範囲内で2回に分けて交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 476

都道府県名 神奈川県　区市町村名 伊勢原市　人口 92,655

■条例等

	施行年月日
伊勢原市緑の保全及び育成に関する条例	75.7.1

■関連する規則等

伊勢原市緑の保全及び育成に関する条例施行規則	75.7.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進に関する基本的な取り組みを定めたもの
◇保存樹木等の指定
保存樹木　次のいずれかに該当する樹木の指定
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であること
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であること
保存樹林　市街化区域内で、その面積が500㎡以上の健全な樹木の集団の指定
指定期間は、原則として5年以上とする
指定には、あらかじめその所有者または管理者の同意を得なければならない
◇損傷の制限
所有者等は、保存樹木等を伐採し、もしくは移植し、または他人に譲渡しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない
◇助成金の交付
保存樹木等の保全に関し、必要な助成金の交付
保存樹木　1本につき年額3000円以内
保存樹林　面積500㎡につき年額5000円以内　500㎡を超えるものについては100㎡につき500円を増額

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 477

都道府県名 神奈川県　区市町村名 伊勢原市　人口 92,655

■条例等

	施行年月日
伊勢原市ふるさとの森づくり基金条例	91.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然豊かな緑を管理するとともに、活用、普及に関する資金に充てるため、伊勢原市緑の森づくり基金の設置、管理及び処分について定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、予算で定める積立金、事業の趣旨に添う寄付金、基金から生じる収益金とする
資金の運用から生じる収益は、ふるさとの森を守り育て管理する事業、ふるさとの森を創り育て活用する事業、ふるさとの森の文化を育て広める事業に要する資金に充てるほか、基金に繰り入れる
基金は、事業に関する資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 478

都道府県名 神奈川県　区市町村名 海老名市　人口 108,613

■条例等

	施行年月日
海老名市環境保全条例	75.5.30

■関連する規則等

海老名市環境保全条例施行規則	75.5.30

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
環境保全に関する総合的な取り組みについて定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
500m²以上の開発行為を行う事業者は、緑を確保するため、事業面積20m²当たり高さ1.5m以上の樹木及び1.5m未満の樹木それぞれ1本以上を植樹しなければならない
◆緑を守る
◇保護樹木等の指定
保全区域　その区域に属する樹木が健全で、当該樹木の区域の面積が500m²以上である樹林
保存樹木等　おおむね次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れている樹木
(1) 地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 株立ちした樹木で高さが3m以上であること
指定にはその土地又は樹木等の所有者又は管理者の同意と、海老名市環境保全審議会の意見を必要とする
指定期間は5年とする
市長は保全区域または保存樹木等の所有者に対し、樹林または樹木等の保存に必要な助言及び指導をすることが出来る
◇損傷の制限
保全区域内で建築・開発行為、樹木等の伐採、移植及び譲渡などをしようとするものは、その旨を市長に届け出なければならない
◇奨励金の交付
自然緑地保全区域奨励金　当該区域の土地に係る毎年度における固定資産税及び都市計画税に相当する額に、土地の面積100m²につき1500円を加算した額
自然緑地保存樹木等奨励金　毎年度予算の範囲内で定める

◇罰則規定
保存樹木等の標識を移転、除却、汚損、又は損壊した者は、5万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 479

都道府県名 神奈川県　区市町村名 海老名市　人口 108,613

■条例等

	施行年月日
海老名市いけがき設置奨励金交付要綱	82.8.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地域の緑化と地震等による災害の防止を目的に、生け垣の設置者に対する奨励金の交付を定めたもの
◇生け垣の基準
高さのほぼ均一な樹木をほぼ列状に植栽した次の各号に該当する生け垣
(1) 居住の用に供する建物の用地において、国、県又は市の道路であって、幅員が4m以上のものに接する長さが5m以上であるもの
(2) 樹木の高さが90cm以上であり、本数が1mにつき3本以上であること
(3) 樹木の種類は市長が推奨するもので、健全であること
(4) いけがきを構成している土台の高さは、地上から65cm以下であること
◇奨励金の交付
いけがきの長さ1mにつき2000円とし、最高限度額は4万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 480

都道府県名 神奈川県　区市町村名 海老名市　人口 108,613

■条例等　　施行年月日

海老名市保存生垣奨励金交付要綱　　82.8.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地域の緑化の保全と啓蒙の模範となる生垣に対する奨励金の交付について定めたもの
◇生け垣の基準
高さのほぼ均一な樹木をほぼ列状に植栽した次の各号に該当する生け垣
(1) 道路沿線に植栽されている生垣であること
(2) 樹木が健全で、美観的に優れていること
(3) 樹種はイブキ類及びハイビャクシンを除く
(4) 生け垣の延長は5m以上のもの
(5) その他市長が特に認めたもの
保存生垣の指定期間は5年間とする、市長は必要に応じて指定期間の更新をすることが出来る
◇奨励金の交付
保存生け垣の長さ1mにつき300円とし、最高限度額は1万2千円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 481

都道府県名 神奈川県　区市町村名 海老名市　人口 108,613

■条例等

	施行年月日
海老名市みどり基金条例	86.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の賃借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市に残された緑地を保全するとともに、緑化の推進を図る事業の財源をするため、海老名市みどり基金の設置について定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、予算で定める積立金、事業の趣旨に添う寄付金の合計額とする
基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする
基金は、事業に関する資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 482

都道府県名 神奈川県　区市町村名 座間市　人口 114,058

■条例等　　施行年月日

座間市緑の保全及び緑化の推進に関する条例　73.4.1

■関連する規則等

座間市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則 ..... 73.4.1.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保全及び緑化の推進に関する必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
住宅の建設を目的とする開発行為にあっては、その事業面積3.3㎡当たり高さ2m以上の高木1本、高さ1.2m以上の低木1本以上をを植栽するよう努めなければならない
市民は家庭等の居住地内に植栽可能な場所を確保し、その緑化に努めるものとする
生け垣等として樹苗を植栽する場合、又は工場敷地から独立した既存の2階建て以下の会社寮、社宅並びにアパート等の共同住宅のうちその1団地の棟数が4戸以下の場合、植栽する樹苗は、樹高が1m以上、市民が直接購入した苗で、1回に植栽する本数は20本以上とする
この基準により緑化を行う市民に対し、奨励金を交付することが出来る
◇奨励金の交付
植栽本数20～30本は2000円、31～50本は3000円、51～100本は4000円、100本以上は5000円とする
◆緑を守る
◇保全樹木等の指定
次の基準に該当する樹木等を、その所有又は管理者の同意を得て、保全樹木等として指定できる
(1) 樹木の密集している土地の面積が、おおむね100㎡以上であること
(2) 樹木が存在する神社及び寺院の境内及びその周辺
(3) 樹形が優れていると認められるもの
(4) 1.5mの高さにおける幹の周囲が0.3m以上であるもの
(5) 高さが5m以上であるもの
(6) その他市長が認めたもの
指定期間は1年間とし、更新は自動更新とする
◇損傷の制限

樹木保全地域として指定された地域内に置いて建築・開発行為、樹木の伐採などをしようとするものは、市長に届け出なければならない

◇奨励金の交付

保全樹木等の指定を行った所有斜塔に対し、当該山林に課税される固定資産税及び都市計画税に相当する額と、樹林の存する土地の面積1㎡につき25円を合算した額を補助する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 483

都道府県名 神奈川県　区市町村名 座間市　人口 114,058

■条例等

	施行年月日
座間市開発事業指導要綱	86.10.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒ 1．空地の確保	☐ 2．生け垣設置	☐ 3．植樹・植林	☐ 4．草花による修景	
	☐ 5．屋上・壁面緑化	☐ 6．室内緑化	☐ 7．その他	☐ 8．努力規定	
B.緑を守る	☐ 1．開発制限	☐ 2．樹木保存	☐ 3．樹林地保全	☐ 4．水辺保全	
	☐ 5．生物保全	☐ 6．その他	☐ 7．努力規定		
C.緑と親しむ	☐ 1．農園的利用	☐ 2．公園的利用	☐ 3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☐ 1．補助金の交付	☐ 2．税の減免	☐ 3．技術的な援助	☐ 4．団体活動の支援	
	☐ 5．建築規制の緩和	☐ 6．緑化材料の配布	☐ 7．基金の運用	☐ 8．その他	
B.規制策	☐ 1．開発・建築行為の制限	☐ 2．採取・損傷の制限	☐ 3．罰則規定	☐ 4．緑化義務	
	☒ 5．公園・緑地の提供	☒ 6．その他			
C.その他	☐ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	☐ 3．協定の締結	☐ 4．土地の買取り	
	☐ 5．土地の貸借	☐ 6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　良好な都市環境を確保するため、宅地の造成又は中高層建築物等を建設する事業を行うものに対して必要な指導について定めたもの
◇公園・緑地の提供
　事業者は、次に掲げる基準により公園、緑地及び広場を設置し、原則として市に無償提供しなければならない
　(1) 公園の設置に当たっては、都市計画法施行例の規定を遵守する
　(2) 建築基準法に適合する建築物で高さが10mを超えるものを建設する事業者のうち、開発区域の面積が0.3ha以上で開発許可を要する者が設置する公園等の面積は、1世帯当たり2.94人で計算した計画人口に3㎡を乗じて得た数とする、但し、算定した面積が開発区域の面積の3%未満であるときは、3%とする
◇協力金の納入
　事業者は、開発等事業の規模に応じて、座間市緑地保全基金への積立及び緑地取得に充てる緑地整備協力金を市に納入する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 484

都道府県名 神奈川県　区市町村名 座間市　人口 114,058

■条例等

	施行年月日
座間市基金条例	86.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地方自治法の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めたもの
◇基金の設置
豊かな緑を保全する事業の費用に充当するため、座間市緑地保全基金を設置する
◇基金の運用
積立額は、毎年度予算で定める額とする
市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することが出来る
基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する
基金は緑を保全する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 485

都道府県名 神奈川県　区市町村名 座間市　人口 114,058

■条例等

	施行年月日
座間市文化財保護条例	78.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内に所在する文化財のうち、市にとって重要な文化財について、適切な保存及びその活用を図るため必要な事項を定めたもの
◇史跡名勝天然記念物の指定
貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物及びその生息地、繁殖地又は渡来地、植物及びその自生地、地質鉱物及び特異な自然の現象の生じている土地で学術上価値の高いものを、その所有者等の同意を得て史跡名勝天然記念物に指定出来る
指定をするときは、あらかじめ座間市文化財保護委員会に諮問しなければならない
◇損傷の制限
史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない
◇補助金の交付
史跡名勝天然記念物の管理等につき、多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別な事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 486

都道府県名 神奈川県　区市町村名 座間市　人口 114,058

■条例等

条例等	施行年月日
座間市文化財保護条例	78.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
☒5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内に所在する文化財のうち、市にとって重要な文化財について、適切な保存及びその活用を図るため必要な事項を定めたもの
◇史跡名勝天然記念物の指定
貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物及びその生息地、繁殖地又は渡来地、植物及びその自生地、地質鉱物及び特異な自然の現象の生じている土地で学術上価値の高いものを、その所有者等の同意を得て史跡名勝天然記念物に指定出来る
指定をするときは、あらかじめ座間市文化財保護委員会に諮問しなければならない
◇損傷の制限
史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない
◇補助金の交付
史跡名勝天然記念物の管理等につき、多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別な事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 487

都道府県名 神奈川県　区市町村名 南足柄市　人口 43,181

■条例等

	施行年月日
南足柄市足柄グリーン文化基金条例	86.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

貴重な文化遺産である緑資源を保全するとともに、緑化の推進を図ることを目的とした南足柄市足柄グリーン文化基金の設置、管理及び運用について定めたもの

◇基金の運用

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、緑資源の保全、緑化の推進等に要する経費に充て、又は基金に編入するものとする

基金は、緑資源の保全、緑化の推進等に要する費用に充てる場合に限り、処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 488

都道府県名 神奈川県　区市町村名 綾瀬市　人口 79,009

■条例等

	施行年月日
綾瀬市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	84.4.1

■関連する規則等

綾瀬市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則	84.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇生垣の基準
生垣設置奨励事業による、次の基準を満たす生垣の設置に対する奨励金の交付
(1) 建築基準法の道路に接する区域で、かつ、居住地に設置されるものであること
(2) 樹木の高さが0.7m以上であり、連続して樹木が植えられるものであること
(3) 新たに設置される生垣で完成後引き続き5年以上適性に管理されるものであること
◇奨励金の交付
交付は1回限りとし、1回の金額は10万円を限度とする
(1) 樹木の高さが1m以上のもの　1m当り3000円
(2) 樹木の高さが0.7m以上1m未満のもの　1m当り2000円
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
緑地保全事業により、市街化区域内の緑地を対象に、樹容が美観上特に優れている一団の緑地、及び樹木を指定する
一団の緑地
(1) 一団となっている緑地の面積が500㎡以上であること
(2) 緑地保全期間が5年以上可能な土地であること
(3) 一般市民が自由に散策できるものであること
保全樹木
(1) 景観の優れている独立樹木であること
(2) 高さが概ね10m以上であり、胸高における幹の周囲が概ね1.5m以上であること
(3) 緑地保全期間が5年以上可能な土地であること

(4) その他特に保全を図る必要性の高い樹木であること

◇助成金の交付

一団の緑地　1㎡当り50円

保全樹木　1本につき1000円

◇協定の締結

一団の緑地の指定をしたとき、または指定変更をしたときは、速やかに所有者との間に協定を締結しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 489

都道府県名 神奈川県　区市町村名 綾瀬市　人口 79,009

■条例等

条例等	施行年月日
綾瀬市みどりのまちづくり基金条例	88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	☒ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
地方自治法の規定に基づき、綾瀬市みどりのまちづくり基金の設置、管理及び処分について必要な事項を定めたもの
◇基金の運用
毎年度基金として積み立てる額は、予算で定める積立金と事業の趣旨に添う寄付金とする
基金は、綾瀬市と市民が一体となって推進する緑豊かなまちづくりに係る事業及び緑地を保全する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 490

都道府県名 神奈川県　区市町村名 葉山町　人口 30,440

■条例等

	施行年月日
みどりの保全と都市緑化に関する要綱	88.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☒ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
葉山のみどりの保全と都市緑化を推進するため、ふるさと葉山みどり基金への寄付、又は贈与及び緑地の寄付又は贈与、並びにみどりの保全及び都市緑化に関し、必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 491

都道府県名 神奈川県　区市町村名 葉山町　人口 30,440

■条例等

	施行年月日
ふるさと葉山みどり基金条例	88.4.1

■関連する規則等

葉山町みどり委員会の設置等に関する要綱	89.3.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地方自治法、第241条第1項及び第7項の規定に基づき、ふるさと葉山みどり基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めたもの
◇基金の運用
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする
基金は、良好な都市環境の保全及び美観風致を維持するために必要な樹林等の土地を取得する場合に限り、これを処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 492

都道府県名 神奈川県　区市町村名 寒川町　人口 45,522

■条例等　　施行年月日

寒川町開発指導要綱　　73.7.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町内において無秩序な都市化を排除し、良好な環境と機能的な都市活動を確保するために必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
この要綱では、次に掲げる事業を行うものについて適用する
(1) 開発区域の面積が500㎡以上のもの
(2) 中高層建築物でその建築物が3階以上のもの
(3) 建築物の計画戸数が5戸以上のもの
(4) その他、町長が特に必要と認めたとき
◇中高層住宅の公園緑地の設置の義務
(1) 住居又は工業系用途地域の公園緑地については、開発面積1000㎡以下にあっては計画戸数1戸当たり3㎡を、開発面積3000㎡未満にあっては計画戸数1戸当たり4㎡を乗じた面積を開発区域内に確保すること
(2) 商業系用途地域の公園緑地については、開発面積の3％を開発区域内に確保すること
◇緑化義務
(1) 道路、公園、緑地、未利用地等に植樹すること
(2) 分譲宅地については、1宅地につきおおむね5本から10本までの樹木を植栽すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 493

都道府県名 神奈川県　区市町村名 寒川町　人口 45,522

■条例等

	施行年月日
寒川町生垣等緑化推進用項	82.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	☒4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　みどり豊かでさわやかな住み良いふるさと「さむかわ」をめざして町民が自らの手で「みどり」の輪を広げ、地域の緑化及び災害の防止を推進するにあたり必要な事項を定めたもの
◇緑化材料の配布
　町長は、町内の団体等が緑化事業を行う場合苗木の無償配布を行う
◇生け垣の定義
　この要綱において「生垣」とは、高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽し、原則として竹又は丸太等の補助材料を用いた垣根で、次に掲げる要件を備えたものをいう
　(1) 公道等に面し延長が5m以上の生垣であること
　(2) 生垣を構成している土台の高さは、80cm以下であること
　(3) 道路等の境界査定が完了し、道路等にはみ出さないようにすること
　(4) 樹木の種類は、町長が推奨するもので樹木が健全であること
◇助成金の交付
　町長は、町内に住居を有する者が、その宅地に別に定める樹木により新たに生垣根を形成しようとする場合には予算の範囲内で助成することができる
　補助金額は、生垣根に要する経費の3分の1以内とし1000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする（但し、最高限度額は5万円とする）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 494

都道府県名 神奈川県　区市町村名 寒川町　人口 45,522

■条例等

条例等	施行年月日
寒川町緑化基金条例	90.12.25

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

現存する緑地を保存するとともに、緑化の推進を図る事業の財源とするために、地方自治法第241条第1項及び第7項の規定に基づいて設置する寒川町緑化基金の設置、管理及び処分に関する必要な事項を定めたもの

◇基金の運用

基金は、現存する緑地を保存するとともに、緑化の推進を図る事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 495

都道府県名 神奈川県　区市町村名 大磯町　人口 32,331

■条例等　　施行年月日

大磯町開発指導要綱　79.1.9

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
大磯町の歴史的風土と自然環境及び生活環境を守り調和した町づくりの実現を期し、関係法令に定めるものの他、開発行為及び建築行為について必要な指導を行うために必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
この要綱は、町内において次に定める開発事業を行うものに対して適用される
(1) 開発行為で、その開発面積が1000m²以上のもの
(2) 1000m²未満の開発行為でも隣接して開発行為を行い、その規模が合算して1000m²を超えるもの
(3) 1000m²未満の開発行為でも、無秩序な計画で区域周辺と調和せず、地域の環境を阻害するもの
(4) 建築行為で3階以上又はその地上高が10m以上の中高層建築物
(5) 建築行為で戸数10戸以上の集合住宅の建築物
(6) 建築行為で風俗営業等善良な風俗を保持する上に著しく害があると認められる建築物
◇自然環境の保全
事業主は、その事業の施工にあたって、自然環境の保全、緑地の確保に努めなければならない
◇協定の締結
事業主は、開発事業区内の住み良い生活環境を確保するため緑化協定等の締結に努めるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 496

都道府県名 神奈川県　区市町村名 大磯町　人口 32,331

■条例等　　施行年月日

大磯町生け垣設置奨励事業補助金交付要綱　87.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

防災上及び家庭緑化を推進するため、大磯町生け垣設置奨励事業補助金を交付することについて必要な事項を定める

◇生け垣の定義

この要綱において「生け垣」とは、高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽し、原則として竹又は丸太等を補助材料に用いた垣根であって、次に掲げる要件を備えたものをいう

(1) 公道又は開発行為によって整備された私道に接する部分の総延長が5m以上のものであること

(2) 住宅を目的とした建物の用地であること

(3) 樹木の高さは概ね90cm以上であること

(4) 樹木の植栽本数は、延長1mにつき原則として3本以上であること

◇補助金の交付

町長は、町内にすむ住宅用地を所有又は管理するもので当該住宅用地に生け垣を設置するものに対し、その設置に必要な経費について補助する（但し、法人が設置するものを除く）

◇補助金の交付額

補助金額は、生け垣の延長1mにつき2000円とする（但し、4万円を限度額とする）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 497

都道府県名 神奈川県　区市町村名 大磯町　人口 32,331

■条例等

	施行年月日
大磯町緑基金条例	87.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町に残された緑地を保全するとともに、緑化の推進を図る事業の財源とするために設置する大磯町みどりの基金について定めたもの

◇基金の運用
基金は、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる
(1) 保存樹林等の存する土地の取得
(2) 緑化及び啓発運動
(3) 取得した土地等の維持管理

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 498

都道府県名 神奈川県　区市町村名 二宮町　人口 30,193

■条例等

	施行年月日
二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱	89.3.1

■関連する規則等

二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱施行細則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町と町民が一帯となって二宮町において失われていく緑を保存し、緑化を推進することにより、緑豊かな健康で快適な生活環境の確保を図るために必要な事項を定めたもの

◇保存樹林の指定
町長は、良好な生活環境の確保及び美観風致を維持する必要があると認めるときは、樹木を保存樹木又は樹木の集団を保存樹林として指定することができる
保存樹林等の所有者は、それを伐採し又は譲渡しようとするときは、予めその旨を町長へ届け出なければならない

◇緑化月間
町長は、町民の緑化思想の高揚を図るため、「緑化月間」を定め、緑化の推進及び緑の保全に関する普及、啓蒙等の行事を重点的に実施するものとする

◇苗木の配布
町長は、町民の緑化推進事業を助成するために、積極的に樹木、草花等の配布事業を行うものとする

◇緑化推進団体の育成
町長は、町ぐるみの緑化事業を推進するため、緑化推進団体の強化に努めなければならない

◇緑化推進モデル地区の指定
町長は特に必要があると認めるときは、緑化推進モデル地区を指定し重点的に緑化の推進及び緑の保全の施策を講ずることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 499

都道府県名 神奈川県　区市町村名 中井町　人口 10,303

■条例等　　施行年月日

中井町開発指導要綱　　87.4.1

■関連する規則等

公共施設等管理基準
公共施設等整備協力金基準

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
中井町の基本理念である「緑と健康に恵まれた調和のある町」づくりの実現を期し、無秩序な開発を防止し良好な町民生活環境の確保を図るための必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 500

都道府県名 神奈川県　区市町村名 大井町　人口 15,112

■条例等

	施行年月日
大井町生垣設置奨励補助金交付条例	82.4.26

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景			
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定			
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全			
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定				
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他				

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援			
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他			
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務			
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他					
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り			
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他					

■内容等の詳細

◆位置づけ
町民が良好な環境の確保及び防災の見地から生け垣を設置する場合に交付する補助金について必要な事項を定めたもの
◇生け垣の定義
この要綱における「生け垣」とは、高さのほぼ一定な樹木を列状に植栽したもので、次に掲げる要件を備えたもの
(1) 公道又は一般通行のために利用されている私道（幅4m以上の道路）に接して設置され、総延長が5m以上のものであること
(2) 樹木の高さは、60cm以上であること
(3) 樹木の植栽本数は、1mにつき2本以上であること
(4) 基礎を設置する生け垣にあっては、その基礎の高さは、70cm以下であること
◇補助金の交付
町長は、本町内に住宅用地を所有又は管理し、当該用地に生け垣を設置するものに対し、その設置に必要な経費について補助するものとする（但し、法人が設置する場合は除く）
補助金額は、生け垣の延長1mにつき2000円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 501

都道府県名 神奈川県　区市町村名 開成町　人口 11,964

■条例等　　施行年月日

開成町生け垣設置奨励補助金交付要綱

■関連する規則等

開成町補助金等交付規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住み良い環境づくりとあわせて防災的見地から、開成町生け垣設置奨励補助金を交付することについて、開成町補助金等交付規則に定めるものの他、必要な事項を定めたもの

◇生け垣の定義
この要綱において「生け垣」は、高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽した土地の境界を示す垣根であって、次に掲げる要件を備えたものをいう
(1) 植栽の総延長は、5m以上であること
(2) 樹木の高さは、70cm以上であること
(3) 樹木の植栽本数は、延長1mにつき、原則として3本以上であること
(4) 生け垣を構成している土台の高さは、65cm以下であること
(5) 樹木の種類は、町長の推奨するもの又は町長の適当と認めるもので樹木が健全であること
(6) 植樹帯は、30cm以上とし、植栽位置は土地の境界から25cm以上内側であること

◇対象の指定
町長は、次に掲げる区分により生け垣設置に必要な経費の一部を補助する
(1) 本町内に住宅又は事業所用地を所有し又は管理するもので当該住宅又は事業所用地に生け垣を設置するもの
(2) 本町内の4m以上の公道に連続して接する2以上の住宅又は事業所用地に同一の形態による生け垣を設置するときは、当該用地の所有者又は管理するものの代表者

◇補助金の額
補助金は次に示す区分に応じて、定めるものとする
(1) 上の対象の指定の(1)にあたる者‥‥コンクリートブロック塀、石垣等に変えて生け垣を設置するときは、設置する生け垣の延長1mにつき9700円、それ以外の時は4700円
(2) 上の対象の指定の(2)にあたる者‥‥対象となる用地のそれぞれについて上の(1)に準じて算

定した額と1000円に当該用地の所有者又は管理する者の員数を乗じて得た額を加算して得た額

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 502

都道府県名 神奈川県　区市町村名 箱根町　人口 18,264

■条例等　　施行年月日

箱根町営苗圃苗木交付取扱要綱　78.12.5

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
観光地における美化意識の高揚と緑の保全並びに、箱根の環境保全・修景緑化を推進するため実施する植栽に対し、苗木を交付するのに必要な事項を定めたもの
◇交付した苗木を植栽する場所の指定
公共性を有し、かつ地域の環境保全等に適している場所であること
◇交付対象者
苗木の交付を受けることのできるものは、町内に所在している団体及びグループであって、計画に基づき、自ら植栽を遂行できるものであること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 503

都道府県名 神奈川県　区市町村名 箱根町　人口 18,264

■条例等　　施行年月日

箱根町緑の銀行樹木取扱要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな生活環境づくりを推進するために、一般家庭や事業所等で不要となった樹木を再利用し必要に応じて町民に配布する為に必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 504

都道府県名 神奈川県　区市町村名 真鶴町　人口 9,846

■条例等

	施行年月日
真鶴町みどり基金条例	90.12.17

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	☒4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　良好な自然環境を保全すると共に、緑化推進を積極的に行って子孫に引き継ぐための基金を行なうことを定めたもの
◇基金の運用
　町の積立金、基金の目的に沿う寄付金、基金の運用から生ずる収益金の合計によって寄付金はまかなわれ、良好な自然環境を確保するために必要な土地、樹林樹木の取得、保全及び維持管理、緑化の推進、啓発活動を行っている

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 505

都道府県名 神奈川県　区市町村名 湯河原町　人口 28,268

■条例等

	施行年月日
湯河原町開発指導要綱	91.2.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
明るく住み良い町づくりをするため、自然環境等に影響を及ぼす開発行為に対して一定の指導基準を設けたり、開発行為者に公共施設整備の協力を要請することによって、機能的な都市活動と良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定めたもの

◇緑化義務
中高層建築物の建築における緑化に関する基準については次の通りに定める
(1) 開発区域の面積が3000㎡未満の宅地開発事業にあたっては、次の基準により緑地を設け、植栽等により緑化を図るものとする
・開発面積の6%以上の緑地を設け、植栽等により緑化を図るものとする
・上に掲げる緑地が少ない場合は道路沿いに植樹帯を設け、緑化を図るものとする
(2) 中高層建築事業にあっては、次の基準により緑地を設け、植栽等により緑化を図るものとする
・商業地域及び近隣商業地域にあっては、敷地面積の5%以上
・住居地域にあっては、敷地面積の10%以上
・風致地区にあっては、敷地面積の20%以上
・その他の地域にあっては、敷地面積の15%以上
開発区域の面積が3000㎡以上の宅地開発事業にあっては、開発面積の3%以上の公園及び6%以上の緑地を設ける

◇協定の締結
起業者は、開発行為事前協議申請書を町長に提出し、事業計画の内容等についての事前協議が終了したときは、町長と協定を締結するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 506

都道府県名 神奈川県　区市町村名 湯河原町　人口 28,268

■条例等　　施行年月日

湯河原町豊かな環境づくり基金条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
潤いある町づくりの一貫として、豊かな自然環境を整備する事業の円滑かつ効率的な実施を促進する目的でつくられた湯河原町豊かな環境づくり基金の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めたもの
◇基金の運用
基金の額は3億円とし、積立の期間は、この条例施行の日から10年を目標とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 507

都道府県名 神奈川県　区市町村名 湯河原町　人口 28,268

■条例等

	施行年月日
湯河原町緑のまちづくり推進事業実施要綱	84.1.23

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

町が実施する「まちづくり推進事業」の一貫として行う緑のまちづくり事業を、町民の積極的な参加と協力により推進するために必要な事項を定めたもの

◇事業の概要

(1) 緑と花いっぱい運動の展開
(2) 公園整備の促進と緑化対策
(3) 街路樹の整備強化
(4) 学校等公共施設の花壇コンクール
(5) 生け垣設置奨励事業
(6) 植栽地緑化事業
(7) 町の木植栽普及奨励
(8) 苗木栽培事業
(9) 緑の町づくり功労者及び団体の表彰
(10) その他

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 508

都道府県名 神奈川県　区市町村名 城山町　人口 21,993

■条例等

条例等	施行年月日
城山町開発指導基準	74.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ

城山町内において、秩序ある発展と住み良い町づくりを図るために開発行為を行うものに対し応分の負担と協力を要請し、公共公益施設の整備を図るために必要な事項を示したもの

◇公園・緑地の提供、及び緑化義務

(1) 住宅建築を目的とした3000㎡以上の開発行為については、開発区域面積の3%以上、もしくは計画人口一人当たり3㎡以上のいずれか多い公園用地を確保し、町に無償譲渡すること

(2) 上記以外の開発行為については、開発区域面積の10%以上の緑地を設け環境を整備するとともに、開発区域面積が3000㎡を超えるものについては3%以上の公園用地をあわせて確保すること

(3) 工業専用地域内の開発行為については、上記緑地に代えて、道路等に幅4m以上の緩衝緑地を設け環境整備を図ること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 509

都道府県名 神奈川県　区市町村名 城山町　人口 21,993

■条例等

	施行年月日
城山町みどりのまちづくり基金条例	88.10.1

■関連する規則等

城山町みどりのまちづくり基金条例施行規則	88.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進を図る事業の財源とするための、城山町みどりのまちづくり基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めたもの

◇基金の運用
基金は、緑化の推進を図る事業に要する費用に充てる場合に限り、その一部分を処分することができる

◇対象の指定
緑化の推進を図る事業とは、次に定めるものとする
(1) 緑化思想の普及に関すること
(2) 公共施設、家庭、工場及び事業場の緑化に関すること
(3) 樹木、樹林及び緑地の保存に関すること
(4) その他

◇助成金の交付
上に定める事業に対して、みどりのまちづくり基金の運用益の範囲内において助成金の交付を行うものとする
助成金の交付対象者は、次に定めるものとする
(1) 生け垣を設置しようとする者
(2) 保存樹木及び保存樹林の指定を受けた者
(3) 保存緑地の指定を受けた者
(4) その他

◇助成金の交付額
(1) 生け垣を設置しようとする者に対しては、助成金の交付は一回限りとする
・公道に接する生け垣長が5m以上10m未満の場合　1万円
・公道に接する生け垣長が10m以上は次式による

1万円＋10mを超える分×1500円／m

(2) 保存樹木、保存樹林又は保存緑地については、毎年度交付することにより行うものとする

・保存樹木については、1本又は1株につき5000円とする

・保存樹林及び保存緑地については、固定資産税及び都市計画税を合算した額の相当額か、又はm^2当たり10円を過剰下額のいずれか高い額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 510

都道府県名 神奈川県　区市町村名 津久井町　人口 29,879

■条例等

	施行年月日
コミュニティと緑の環境づくり基金条例	84.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	☒ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　緑の環境づくりを推進し自然との関わりを通じてコミュニティを形成するためするため、コミュニティと緑の環境づくり基金の設置について定めたもの
◇基金の運用
　基金として積み立てる額は、予算で定める額とする
　基金の運用から生ずる収益は、事業に要する費用に充てるものとする、余剰金があるときは基金に繰入するものとする
　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、目的達成のため立てた計画に則してその財源に充てるものとするて整理する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 511

都道府県名 神奈川県　区市町村名 津久井町　人口 29,879

■条例等　　施行年月日

津久井町住環境整備条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住み良い町づくりの実現に寄与するために、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するために必要な事項を定めたもの

◇緑化の推進
・町長は、良好な住環境の形成に大きな影響を持つ緑を、公共空間と私有空間との調和を大切に、町民及び事業者の参加と協力により、つくり、まもり、育てるものとする
・町民は自己の居住地の周囲の緑化に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする
・事業者は、事業所の周囲の緑化に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする

◇協定の締結
事業者は、緑の保全、育成を図るため、規則で定める開発行為等について、当該開発行為等の事業主と緑化協定を締結することができる

◇補助金の交付
町長は、良好な住環境の形成に寄与していると認められる事業、団体に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる

◇その他
町長は、良好な住環境の形成に著しく寄与したと認められるものに対し、津久井町表彰条例により、表彰を行うことができるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 512

都道府県名 神奈川県　区市町村名 藤野町　人口 11,010

■条例等

	施行年月日
藤野町開発行為指導要綱	85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

藤野町における開発行為について、本町の基本理念である「豊かな自然と調和した住みよい街造り」の実現を図るため、無秩序な開発を防止し良好な町民の生活環境を保全するため、開発事業を行うものに理解と協力を求め必要な指導を行うために必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 513

都道府県名 新潟県　区市町村名 新潟市　人口 477,864

■条例等

	施行年月日
新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例	75.4.1

■関連する規則等

新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則	75.4.1
新潟市樹木配布事業実施要綱	77.1.20
新潟市保存樹等の報償金交付要綱	75.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な都市環境の形成をはかり、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与するための、新潟市における樹木の保存及び緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの

◇基本計画の策定
市長は、樹木の保存及び緑化の推進を図るための基本計画を策定するものとする

◇保存樹等の指定
市長は、良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するため必要があると認める場合は、次に掲げる基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は、保存樹林として指定することができる
・樹木については、次に掲げる要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれていること
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
(2) 高さが12m以上であること
(3) 株立ちした樹木で、高さが2.5m以上であること
(4) はん登性樹木で、枝葉の面積が20㎡以上であること
(5) 希少又は珍重価値が、特にすぐれていること
・樹木の集団については、次に掲げる要件に該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団が良好な生活環境を維持し、美観上すぐれていること
(1) その集団の存する土地の面積が、800㎡以上であること
(2) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが20m以上であること

◇損傷の制限
何人も、保存樹等が大切に保存されるように協力するとともに、保存樹等に影響を及ぼすような次に掲げる行為をしてはならない
(1) 保存樹等を伐採すること
(2) 保存樹等の枝をみだりに切り落とすこと
(3) 保存樹等の皮を剥ぐこと

(4) 保存樹等の根を断つこと

◇助成金の交付

市長は、保存樹等の所有者に対し、保存樹等の保存に関し必要な経費を予算の範囲内で助成することができる

◇緑化地区の指定

市長は、都市計画法に規定する市街化区域内で、良好な緑の自然環境を確保するため特に必要があると認める区域を緑化地区として指定することができる

◇緑化材料の配布

樹木を配布する対象者は、次の各号のいづれかに該当しなければならない

(1) 緑化地区に指定された地区内の土地又は、建物を所有し、又は管理するものであること

(2) 都市緑地保全法の規程により締結された緑化協定の区域内の土地所有者等であること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 514

都道府県名 新潟県　区市町村名 長岡市　人口 185,858

■条例等

	施行年月日
長岡市花と緑のまちづくり基金条例	92.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑化事業の推進を図るために設置する、花と緑のまちづくり基金について定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、3億円以内とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 515

都道府県名 新潟県　区市町村名 三条市　人口 86,686

■条例等　　施行年月日

三条市緑化推進基金条約

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化事業の推進を図るために設置する三条市緑化推進基金について定めたもの
◇基金の運用
基金は、緑化事業の推進に必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、これを処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 516

都道府県名 新潟県　区市町村名 新発田市　人口 79,744

■条例等　　施行年月日

新発田市緑化推進条例　　74.6.29

■関連する規則等

新発田市緑化推進条例施行規則 ..... 74.7.16.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

新発田市の緑化を推進することによって緑に満ちた健康で明るく豊かな市民生活が営めるまちづくりに寄与することを目的として定めたもの

◇保存樹木の指定

市長は、市民に親しまれ美観風致を維持するため必要があると認める樹木を所有者の承認を得て保存樹木として指定することができる

市長は、保存樹木の保存及び緑化の推進に関する当該費用に対して予算の範囲内で補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 517

都道府県名 新潟県　区市町村名 新津市　人口 66,008

■条例等　　施行年月日

新津市宅地開発指導要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　☒5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
新津市における宅地開発行為に対し、良好な生活環境を確保し、もって文教・住宅都市としての秩序ある都市形成をはかるための適切な指導と規制を行うための必要な事項を定めたもの
◇公園・緑地の提供
事業者は、開発区域内に都市計画により定められた公園があるときは、その用地を市に提供しなければならない
◇緑化義務
事業者は、開発面積が3000㎡以上の場合は、開発面積の4%以上の公園・緑地を設け、別に定める技術基準により整備しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 518

都道府県名 新潟県　区市町村名 新津市　人口 66,008

■条例等

	施行年月日
新津市環境整備基本条例	82.1.1

■関連する規則等

新津市環境整備基本条例施行規則	82.1.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

全ての市民の良好な生活環境を確保するため、市及び市民又は事業者の責務を明らかにするとともに、その基本事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 519

都道府県名 新潟県　区市町村名 新津市　人口 66,008

■条例等

	施行年月日
新津市グリーンセンター条例	82.5.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
園芸作物及び緑化用花木並びに果樹園を栽培展示し、これら園芸作物等の栽培技術の研究及び研修を実施するとともに、地域農業者のコミュニケーション活動並びに市内の緑化推進を目的としたグリーンセンターの設置について定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 520

都道府県名 新潟県　区市町村名 加茂市　人口 34,820

■条例等　　施行年月日

加茂市水と緑の環境づくり基金条例　　90.3.27

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
河川環境の保全及び美化並びに花と緑をいっぱいにする事業の経費に充てるために設置する水と緑の環境づくり基金について定めたもの
◇基金の運用
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費に充てるものとする
(1) 河川環境の良好な保全、美化及び整備事業
(2) 河川の浄化対策及び啓蒙普及事業
(3) 花と緑をいっぱいにする活動推進事業
基金は、上記の (1) ～ (4) に定める事業の経費に充てるため、処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 521

都道府県名 新潟県　区市町村名 燕市　人口 44,200

■条例等　　施行年月日

燕市緑化推進条例

■関連する規則等

燕市緑化推進条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑に満ちた健康で明るく豊かな市民生活が営めるまちづくりに寄与するために必要な事項を定めたもの

◇木と花を育てる月
市民の緑化思想をはかり緑化の市民運動を推進するため5月を「花と木を育てる月」と定める

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 522

都道府県名 新潟県　区市町村名 燕市　人口 44,200

■条例等

燕市民の人生記念植樹実施規則	施行年月日 76.3.10

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	☒8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
新築及び結婚、出生の記念として苗木を贈り、併せて緑化の推進を図るために必要な事項を定めたもの

◇対象者の指定
市内に住居を有するもの又は居住しようとするもので、次のいずれかの届け出をした場合とする
(1) 新築
(2) 結婚
(3) 出生

◇樹木の種類
記念樹の種類は、市の木「松」及び市の推奨の木とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 523

都道府県名 新潟県　区市町村名 新井市　人口 28,430

■条例等

	施行年月日
新井市の自然環境を守る条例	73.3.29

■関連する規則等

新井市の自然環境を守る条例施行規程	73.3.29

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

自然の偉大さに目覚め、自然に親しみ、自然を愛し、自然の保護と賢明な利用を図りながら、自然のもたらす恵みを永遠に享受できるようにするための必要事項を定めたもの

◇自然環境保護地区の指定

市長は、次の各号に掲げる地域を自然環境保護地区として指定することができる

(1) 湖沼、河川、丘陵、渓谷、山岳等が所在する地域のうち、良好な自然の風景地として保護することが必要な地域

(2) 市街地及びその周辺の地域のうち、良好な生活環境を形成する緑地として保護することが必要な地域

(3) 動物の生息地又は植物の生育地であって、動物及び植物の保護又は繁殖をはかる必要がある地域

(4) 自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、かつ市民に親しまれており、その自然環境を保護することが必要な地域

(5) その他自然環境を保全するため、特に必要と認められる地域

◇開発・建築行為の制限

国又は地方公共団体が公共の利益のためにする事業を除き、自然環境保護地区内において次の行為をしようとするときは、市長にその開発計画を届け出なければならない

(1) 宅地の造成、土地の開墾、土石類の採取及び水面の埋め立て、又は干拓等の形質の変更

(2) 建築物、その他工作物の新設、改造又は増設

(3) その他自然景観の著しい変更

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 524

都道府県名 新潟県　区市町村名 新井市　人口 28,430

■条例等　　施行年月日

新井市花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱　88.4.1

■関連する規則等

新井市補助金等交付規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
花と緑につつまれた環境を育み、住み良い豊かなまちづくりを推進するため団体が行う花いっぱい運動推進活動に対し、補助金を交付するために必要な事項を定めたもの

◇補助対象団体
補助金交付の対象となる団体は、住み良い豊かなまちづくりを推進するため地域住民が自主的に組織した町内会等の各種団体とする

◇補助対象事業
補助の対象となる事業は、団体が行う次に掲げる場所における継続的な花づくり運動の推進事業とする
(1) 道路、歩道及びグリーンベルト
(2) 公共公益施設用地その他これらに類する場所
(3) その他市長が必要と認めた場所

◇補助対象経費
補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする
(1) 種子、球根、苗、肥料等の購入に要する経費
(2) プランター等の簡易花壇の設置に要する経費

◇補助金の額
補助金交付額は予算の範囲内において決定し、1件当たり15万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 525

都道府県名 新潟県　区市町村名 白根市　人口 37,668

■条例等

	施行年月日
白根市花いっぱい運動推進事業助成要綱	89.4.20

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
花と緑に囲まれた環境を育むとともに、美化活動を通して市民の連帯感を高め、明るく住みよい町にするため、花いっぱい及び緑化推進活動を行う団体に対し、原材料支給の助成を行うために必要な事項を定めたもの

◇支給対象となる事業
地域住民が自主的に組織した町内会等の団体、婦人会及び老人クラブ等の各種団体が行う継続的な花いっぱい及び緑化運動の推進事業に対して助成金が支給される

◇緑化材料の配布
(1) 種子、球根、苗、肥料
(2) プランター等の簡易花壇及び土
(3) その他市長が必要と認めるもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 526

都道府県名 新潟県　区市町村名 上越市　人口 129,269

■条例等

	施行年月日
上越市花壇設置事業補助金交付要綱	82.5.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
上越市補助金交付規則に定めるものの他、上越市花壇設置事業補助金の交付に関し必要な事項を定めたもの
◇補助対象事業
補助金の交付対象となる花壇設置事業は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする
(1) 花壇を設置するものは、町内会及びその構成組織である班、組並びに、子供会等とし、事業完了後における花壇の管理運営は、親と子、祖父母と孫が家族ぐるみ、地域ぐるみで行うものであること
(2) 花壇の設置場所は、公衆用の道路沿い又は地域住民が利用する施設の敷地内及びその隣接地であること
(3) 花壇の面積は、5㎡以上であること（ただし、プランターの場合は、その植栽面積の合計が2㎡以上であること）
◇補助金の額
補助金の額は、花壇造成に要した費用の3分の2以内の額とし、10万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 527

都道府県名 新潟県　区市町村名 水原町　人口 20,635

■条例等

	施行年月日
水原町開発行為適正化指導要綱	84.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

秩序ある都市形成と良好な環境保全を図るための水原町における開発行為に対する適切な指導と規制を行うために必要な事項を定めたもの

◇緑化義務

土地の区画形質の変更に伴い地肌を露出するところは、原則として植林・芝張等の緑化を行うこと

開発事業の目的、規模、地形及び予定建築物の用途によって適切な規模の公園・緑地等を設けるとともに、できるだけ生育樹林を残し又は積極的に植栽を行うなど自然との調和を図り自然の景観保持に努めるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 528

都道府県名 新潟県　区市町村名 紫雲寺町　人口 8,393

■条例等

	施行年月日
紫雲寺町ふるさと緑化推進基金条例	90.6.27

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町政施行35周年を記念し、緑豊かで潤いのあるまちづくりを推進するために設置する紫雲寺町ふるさと緑化推進基金について定めたもの
◇基金の運用
基金は、町の緑化事業の推進等に要する経費の財源に充てるとき、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 529

都道府県名 新潟県　区市町村名 村松町　人口 22,019

■条例等　　施行年月日

村松町花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱　89.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
安らぎと活力に満ちた町づくりを進めるため、町民団体が行う花いっぱい運動推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その際の必要事項を定めたもの
◇交付基準
この補助金の交付の対象は、花いっぱい運動の推進に要する経費とし、補助金の額は事業の内容を勘案してその都度定める

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 530

都道府県名 新潟県　区市町村名 弥彦村　人口 8,331

■条例等　　施行年月日

弥彦村文化財の保護及び弥彦村ふるさとの緑と花いっぱい運動を推進する基金

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
新潟県天然記念物弥彦参道杉並木、弥彦村教育委員会が指定した文化財の保護及び、弥彦村ふるさとの緑と花いっぱい運動を推進し、健康で明るいまちづくりをはかる費用に充てるための基金について定めたもの
◇基金の運用
基金の額は1500万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 531

都道府県名 新潟県　区市町村名 田上町　人口 13,092

■条例等

	施行年月日
田上町緑化推進条例	75.6.26

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	☒ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	☒ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	☒ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　緑の田上町をつくるため、緑地の保全に努めるとともに、全家庭植樹の推進及び造林の促進を図るために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇協定の締結
　町長は、自然環境を守り、緑の保護育成を図るため、保護地区において自然環境を著しく破壊する恐れがあると認められるような行為をする者及び保護地区外において建築の用に供する目的で土地の造成を行う者と緑化協定を締結するものとする
◇緑化材料の配布
　町長は、緑を愛する町民の幸せを祈り、豊かな環境づくりに協力してもらうため、次に該当する町民に記念樹として苗木を贈るものとする
　(1) 誕生のとき
　(2) 結婚のとき
　(3) 住居を新築したとき
　また全家庭の全家族が1人1本の木を植え、これを育てていくことをねらいとして、町の木又は町推奨の木の中から町民の希望により苗木を斡旋するものとする
◇報償
　町長は、緑の街づくりに積極的に協力した者又は植樹、造林等に努め、他の模範と認められる者に対し、グリーンメダルを贈呈し、これを報償することができる
◆緑を守る
◇保護地区の指定
　町長は、自然環境を保全するため、規則で定める基準により、緑の保護地区をその所有者の同意を得て指定することができる
◇開発・建築行為の制限

保護地区において次の行為をしようとする者は、あらかじめ町長に届け出なければならない
(1) 宅地の造成、土地の開墾、土石類の採取、水面の埋め立て又は干拓その他土地の区画形質の変更
(2) 木竹の伐採
(3) 建物その他工作物の設置、変更

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 532

都道府県名 新潟県　区市町村名 小出町　人口 12,654

■条例等

	施行年月日
小出町花と緑のまちづくり事業基金条例	90.3.22

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　花と緑のまちづくり事業に必要な財源を確保するために設置する小出町花と緑のまちづくり事業基金について定めたもの
◇基金の運用
　基金は、基金の設置目的にそって、適正な事業の執行に要する財源に充てる場合に限り、これを処分することができる
　基金から生ずる利益は全て基金に繰り入れるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 533

都道府県名 新潟県　区市町村名 小出町　人口 12,654

■条例等

	施行年月日
花と緑の街づくり事業補助金交付要綱	91.4.19

■関連する規則等

補助金等交付規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進団体、公共的団体、町内会等が、小出町花と緑のまちづくり基本計画に基づく目的を達成するために行う事業に対しての補助金の交付について定めたもの

◇対象の指定
補助金の交付の対象となる事業は、緑化団体が管理する施設等について行う植樹、花壇の設置、フラワーポットによる植栽等の事業とする
ただしこの植栽等の施行は、多数の公衆が容易に見えることができる箇所において実施すること

◇補助金の交付額
補助金は、植栽等に要する経費の2分の1以内とし、補助金の限度額は5万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 534

都道府県名 新潟県　区市町村名 小出町　人口 12,654

■条例等

	施行年月日
小出島地区緑化推進事業実施要綱	89.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業による小出島地区顔づくり計画に基づき、緑豊かな都市空間の形成を図るため、地区住民が行う緑化について必要な指導及び助成措置について定めたもの
◇助成金の交付
町長は、快適な都市景観の形成に配慮し、効果的な環境整備を推進するため、助成事業を実施するものとする
補助対象となる経費は、緑化木の植栽等に係わる経費のうち苗木又は種子の購入に要する経費の2分の1以内とし補助金の限度額は1戸当たり2万円以内とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 535

都道府県名 新潟県　区市町村名 入広瀬村　人口 2,282

■条例等　　施行年月日

入広瀬村道路修景美化条例　77.3.7

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　入広瀬村の道路沿線の修景、美化及び保護を計画的に実施し、もって道路交通の安全と産業の振興を図り、住民福祉の向上に資するために必要な事項を定めたもの
◇実施計画の策定
　村長は、道路交通の安全と産業の振興を図るために修景、美化及び保護に関する事業の実施計画を策定するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 536

都道府県名 新潟県　区市町村名 六日町　人口 28,696

■条例等　　施行年月日

緑地保全条例

■関連する規則等

緑地保全条例施行規則 .....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
六日町の区域内にある緑地を保全し、並びに緑地の造成を図り、もって良好な生活環境の創造と保全に寄与することを目的とし、それに必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
町長は、良好な環境の確保、又は美観風致を維持するため必要があると認められるときは、町の区域内に存する樹木又は、森林を保存するため指定することができる
◇補助金の交付
町長は、保存樹木等の保存に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内において保存樹木等の保存に要する費用の一部を補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 537

都道府県名 新潟県　区市町村名 大和町　人口 15,262

■条例等　　施行年月日

大和町開発行為等の適正化対策要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
秩序ある都市形成と良好な環境保全を図るための大和町における開発行為に対する適切な指導と規制を行うために必要な事項を定めたもの
◇緑化義務
事業者は、開発区域の総面積の3%以上の面積の公園又は緑地を、利用者に有効な場所に設け、環境保全に努めなければならない
林地開発の場合は、残地森林の面積が40%以上となるようにしなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 538

都道府県名 新潟県　区市町村名 大潟町　人口 10,821

■条例等

	施行年月日
大潟町緑の保全及び緑化の推進に関する条例	90.4.1

■関連する規則等

大潟町緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則	90.9.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	☒ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	☒ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
大潟町の豊かな自然を守り「緑と水と太陽」に満ちた健康で美しいまちづくりに寄与することを目的とした、緑の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの

◇保存樹等の指定
町長は、良好な自然環境の確保及び美観風致を維持するため必要があると認めるときは、次の各号に該当する樹木及び樹林を、保存樹木及び保存樹林として当該所有者の同意を得て指定することができる

・樹木について
(1) 地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上であること
(2) 高さが10m以上のもの
(3) 株立ちした樹木で、高さが3m以上であるもの
(4) はん登性樹木で、枝葉の面積が25㎡以上であるもの

・樹林について
樹林については、その樹木の1集団が占める土地の面積が500㎡以上であるもの

◇協定の締結
町長は、緑化の推進を図り、潤いのある環境を確保するため、必要と認めるときは、当該土地の所有者、事業者及び町内会その他団体と緑の協定を締結することができる

◇助成金の交付
町長は、緑化の推進を図るため、予算の範囲内において必要な助成をすることができる

◇表彰
町長は、緑化の推進等について功労のあった者を表彰することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 539

都道府県名 新潟県　区市町村名 大潟町　人口 10,821

■条例等　　施行年月日

大潟町緑化推進事業補助金（苗木配布）要綱　89.3.14

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
大潟町の豊かな自然を守り育てるため、町民が一体となって緑化を推進し「緑と水と太陽」に満ちた健康で美しいまちづくりに資することを目的とした助成金の交付及び苗木の配布について定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 540

都道府県名 新潟県　区市町村名 妙高高原町　人口 7,078

■条例等

	施行年月日
妙高高原町赤ちゃん誕生による記念品支給要綱	88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町の未来を担う赤ちゃん誕生に対して健康で健やかに育まれることを祈念し、豊かな町づくりのため、次の時代を担う立派な社会人となって、町の活性化に貢献されんことを目的として苗木を支給し、そのために必要な事項を定めたもの
◇対象者の指定
町内に居住し、住民基本台帳等に記録され、昭和63年4月1日以後出生した乳児とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 541

都道府県名 新潟県　区市町村名 妙高高原町　人口 7,078

■条例等

	施行年月日
妙高高原町沿道修景美化条例	71.3.27

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
町内の沿道において、すぐれた自然景観及び樹木その他の植物を保護すると共に、花木類の植栽等を行うことによって、沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進し、緑豊かな生活環境をつくりあげるために必要な事項を定めたもの

◇沿道自然景観区域等の指定
町長は審議会の意見を聞いて、沿道自然景観区域、沿道修景植栽区域及び沿道修景指定樹木を指定する

◇沿道自然景観区域等における制限
沿道修景植栽区域において、次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ町長に協議し、承諾を得なければならない
(1) 沿道修景のために植栽された樹木その他の植物を伐採し、又は移植し、もしくは改植すること
(2) 火入れをすること
沿道自然景観区域においては、木竹を植栽し、又は伐採しようとするものは、あらかじめ町長に届け出なければならない
沿道修景指定樹木を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 542

都道府県名 新潟県　区市町村名 佐和田町　人口 10,031

■条例等

	施行年月日
佐和田町お楽しみ農園設置条例	92.4.1

■関連する規則等

佐和田町お楽しみ農園管理規制	92.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的として設置する佐和田町お楽しみ農園について定めたもの
◇農園の使用法
農園を使用しようとする者は、町長に許可を願い出て許可を受けたら、使用料として年間1m²当たり125円を納めることにより使用することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 543

都道府県名 富山県　区市町村名 富山市　人口 319,649

■条例等

富山市緑化推進条例	施行年月日 72.10.2

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化（緑をふやし、回復し、及び保全することをいう）を推進することにより、緑に満ちた健康で、明るいまちづくりを進めていく上で基本となる施策を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化計画の策定
市長は、本条例の目的達成のため、緑化の推進に関する基本方針、及び緑化の推進に関する実施計画を策定し、及びこれを実施しなければならない
◇緑化協定の締結
市長は、必要と認める事業者と緑化の推進について協議し、これに関する協定を締結することができる　又、一定区域の緑化を推進しようとする者は、その合意により当該区域の緑化の基準、協定期間等を定めた緑化に関する協定を締結するよう努めなければならない
◇援助等
市長は、上記の規定により緑化協定を締結した者又は事業者に対し、当該協定の実施について、必要な助言又は援助をすることができる
◇開発・建築行為の制限
住宅及び商工業団地を造成しようとする者は、あらかじめ当該団地の緑化に関し市長に協議しなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は、良好な自然環境の確保及び美観風致を維持するために必要と認める樹木又は樹林を保存樹木等として指定することができる　又、保存樹木等の所有者は、保存樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない
◇緑の月間
市は、緑化を推進し、市民の緑化思想の高揚を図るため4月中旬から1ヶ月間を「緑の月間」と定める

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 544

都道府県名 富山県　区市町村名 高岡市　人口 176,183

■条例等　　施行年月日

高岡市緑化条例　82.4.1

■関連する規則等

高岡市緑化条例施行規則……82.4.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑に満ちた自然環境を育てるため、緑の保全と緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化計画の策定
市長は、本条例の目的を達成するため、緑化計画（緑化に関する基本方針・緑化の推進に関する計画）を策定するものとする
◇花と緑の協定の締結
市長は、一定の地域において緑化を推進しようとする者と、当該地区の緑化に関し、花と緑の協定を締結することができる
◇援助
市長は、花と緑の協定を締結した者に対して、必要な援助を行うものとする
◇開発・建築行為の制限
市長は、都市計画法の規定による許可を受けなければならない開発行為をしようとする者に対し、あらかじめ当該区域の緑化について、必要な助言又は指導をすることができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は市街地及びその周辺にある樹木又は樹木の集団で良好な都市環境を維持するため必要があると認めたものを、一定の規則に基づき所有者又は管理者の同意を得て、保存樹木又は保存樹林として指定することができる　また、所有者等は保存樹木等を伐採し、若しくは移植し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 545

都道府県名 富山県　区市町村名 高岡市　人口 176,183

■条例等

	施行年月日
高岡市生垣緑化補助金交付要綱	91.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな都市環境づくりを推進するとともに、ブロック塀の倒壊等による災害を未然に防止し、安全な街づくりを推進することを目的とし、市民が生け垣を設置する場合に要する経費の一部を交付することについて定めたもの

◇補助対象の指定
補助金の交付を受けることができる者は、高岡市内において土地を所有し、又は使用する者で次の各号の一に該当するものとする
(1) 幅員4.0m以上の道路に面した場所に生け垣をつくる者
(2) 前号の行為を行うため、既存のブロック塀等を取り壊した者
(3) そのた市長が特に必要があると認めた者

◇補助対象となる生け垣の指定
補助の対象となる生け垣は、原則として次の各号に定める基準に適合するものとする
(1) 生け垣の延長が、5.0m以上であるもの
(2) 樹木の高さが、1.0m以上で、1.0m当たり2本以上植栽するもの

◇補助金の額
補助金の額は、生け垣の設置に要する総費用の2分の1とし次の各号に定める額を超えない範囲とする
(1) 生け垣設置工事については、植栽延長1.0mにつき5000円までを補助し、5万円を限度とする
(2) ブロック塀等撤去工事を含む場合については、植栽延長1.0mにつき1万円までを補助し、10万円を限度とする

◇補助金交付条件
補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする
(1) 生け垣の健全な育成を図るため、剪定・病害虫防除・施肥等を行うこと
(2) 植栽から5年間は、樹木の伐採又は移動をしないこと
(3) 樹木か枯死した場合は、直ちに補植し、原状を回復すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 546

都道府県名 富山県　区市町村名 新湊市　人口 39,502

■条例等

	施行年月日
新湊市緑化推進条例	73.4.1

■関連する規則等

新湊市緑化推進条例施行規則	73.4.1
新湊市緑化推進事業補助金交付要綱	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景			
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定			
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全			
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定				
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他				

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援			
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他			
B.規制策	☒ 1．開発・建築行為の制限	☒ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	☒ 4．緑化義務			
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他					
C.その他	☒ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	☒ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り			
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他					

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する目的で、新湊市内において樹木等の緑を増やし、回復し、及び保全することを推進するために必要な基本的事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化計画の策定
市長は、本条例の目的達成のため、緑化の推進に関する基本方針、及び緑化の推進に関する実施計画を策定し、及びこれを実施しなければならない
◇緑化協定の締結
市長は、必要と認める事業者と緑化の推進について協議しこれに関する協定を締結することができる又、この規定により緑化に関する協定を締結した者又は事業者に対し、必要な助言又は援助をすることができる
◇緑化義務
事業者は、良好な緑の環境を確保するため、その責任において次の基準に基づき、植樹、花卉の植え付けを行うなど緑化の推進に努めなければならない
(1) 植樹については、次に掲げるところにより算出した樹木の本数を合算した本数以上であること
1) 敷地における外周の延長10mにつき1本の割合で算出した本数
2) 敷地内空き地300m² につき1本の割合で算出した本数
(2) 花卉の植え付け基準は、種類及び植え付けの時期等に応じてそのつど定める
◇緑化推進事業の指定
「緑化推進事業」とは、新湊市緑化推進条例に基づき、市長と緑化協定を締結した事業者、緑化計画を策定した事業者又は保存樹木の指定を受けた所有者が行う事業をいう
◇補助金の交付
市長は、補助事業者が行う緑化推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする

◇交付条件
(1) 補助事業が予定の期間内に完了しないと認めるときは、速やかにその理由を市長に報告し、その支持を受けること
(2) その他補助金交付の決定をする場合において、市長が特に定めた事項
◇開発・建築行為の制限
事業者が、1ha以上の住宅又は商工業団地を造成しようとするときは、あらかじめ当該団地の緑化に関し、市長に協議しなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木の指定
市長は、良好な自然環境の確保及び美観風致を維持するために必要と認める樹木を保存樹木として指定することができる　又、保存樹木の所有者は、保存樹木を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない
◇緑の月間
市は、緑化に関する知識の普及及び思想の高揚を図るため「緑の月間」を設定するなど市民の行う緑化推進のための自主的活動の助長に努めるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 547

都道府県名 富山県　区市町村名 滑川市　人口 31,597

■条例等

	施行年月日
滑川市緑化推進条例	71.3.26

■関連する規則等

滑川市緑化推進条例施行規則	71.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
滑川市の自然環境の中の緑化を推進することにより、美観風致を保全し、健全な生活環境の確保向上を図るため必要な事項を定めたもの
◇定義
本条例において、緑地等とは、公衆の利用に供する目的のために設置した緑地又は広場で、市長が指定したものをいう
◇緑化義務
次の各号の一に該当する事業者は、一定の基準により、樹木の植樹、花卉の植え付け及びそれらの保存を行い、環境の緑化に努めなければならない
(1) 同一地に連続して2000m²以上の事業の用に供する宅地を有する者
(2) 建築面積1000m²以上の事業の用に供する建造物を有する者
◇補助金の交付
市長は、660m²以上の面積を有する緑地等（市長が指定したものに限る）を設置した者に対し、その設置費用として現に要した額の2分の1以内で、かつ、予算の範囲内で補助することができる　尚、補助の対象となるものは次の通り
(1) 用地取得費及び整地費
(2) 児童、生徒等に遊び場の提供を主目的とする遊具等の設置費
(3) 常緑樹木の購入費
又、市長は、上記に規定する植樹のうち、すぎ、あかまつ、さざんか等21種類の常緑樹木の植樹をした者に対し、その植樹に要した費用の一部を補助することができる
◇植樹等の基準
上記の規定により市長が定める樹木の植樹及び花卉等の植え付けの基準は、次に定めるところによる
(1) 樹木の植樹については、次の各号により算出した本数を合算した本数以上であること
1) 所有地における外周の延長10mにつき高木にあっては1本、低木にあっては5本の割合で算出し

た本数
2) 所有地面積の40%に相当する面積500㎡につき高木にあっては1本、低木にあっては5本の割合で算出した本数
(2) 市長は、事業者が集団で団地を形成している場合においては、その1団地を1事業者とみなして前号の基準により算出した樹木の本数の範囲内で、それぞれの事業者の植樹すべき樹木の本数を調整することができる
(3) 花卉等の植え付けの基準は、品種及び植え付けの時期などに応じてその都度定める
◇種苗の斡旋
市長は、本条例の趣旨の徹底を期するため、少なくとも毎年1回、市民に樹木花卉等の斡旋に努めるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 548

都道府県名 富山県　区市町村名 福岡町　人口 13,144

■条例等

	施行年月日
福岡町緑化推進条例	78.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　緑化（緑をふやし、回復し、及び保全することをいう）を推進することにより、緑に満ちた健康で、明るいまちづくりを進めていく上で基本となる施策を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化計画の策定
　町長は、本条例の目的達成のため、緑化の推進に関する基本方針、及び緑化の推進に関する実施計画を策定し、及びこれを実施しなければならない
◇緑化協定の締結
　町長は、緑化の推進について必要と認める事業者と協議しこれに関する協定を締結することができる
◇援助等
　町長は、上記の規定により緑化に関する協定を締結した事業者に対し、当該協定の実施について、必要な助言又は援助をすることができる
◇開発・建築行為の制限
　住宅団地及び商工業団地を造成しようとする者は、あらかじめ当該団地の緑化に関し町長に協議しなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
　町長は、良好な自然環境の確保及び美観風致を維持するために必要と認める樹木又は樹林を保存樹木等として指定することができる　また、保存樹木などの所有者は、保存樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない
◇保存樹木等に関する援助等
　町長は、保存樹木等の枯損防止その他保全について必要な助言又は援助をしなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 549

都道府県名 石川県　区市町村名 (財) いしかわ緑のまち基金　人口

■条例等　　施行年月日

(財) いしかわ緑のまち基金業務方法書　85.3.25

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
財団法人いしかわ緑のまち基金寄付行為の規定に基づき、いしかわ緑のまち基金の造成、管理及び運用に関する事項を定めたもの

◇基金の造成額
基金の造成額は、当面2億円とする

◇基金の運用
基金の運用から生ずる収益金は、次に掲げる経費に充てるものとする
(1) 財団が行う都市の緑化推進事業に要する経費
(2) 都市の緑化を推進する公益法人を設立する場合について、その設立の準備のための経費の一部に充てる助成金
(3) 公益法人が都市の緑化を推進するための基金を造成する場合について、その基金の造成の一部に充てる助成金
(4) 公益法人、地域団体等が自ら次に掲げる事業を実施する場合、又は公益法人が、地域団体等の行う都市緑化事業に対し助成する場合、これに要する経費の一部に充てる助成金
・植樹等による緑化事業
・樹木等の維持管理
・緑地保全推進に関する事業
・緑化リーダー等都市の緑化を指導する者の養成のための事業
・緑化推進に関する調査研究事業
・都市の緑化等に関する普及啓発事業

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 550

都道府県名 石川県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

百年木ランドマークづくり事業実施要綱　　88.6.10

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市街地等における、民有地、公有地の空き地を利用し、将来ランドマークとなるような植樹を実施するために必要な事項を定めたもの

◇植栽場所の選定
周囲の環境が樹木の生育条件に適しており、樹木が百年以上健全に生育でき、かつ、市街地等の景観と調和する所で、次の各号に掲げる事業効果の大きいところに植樹する
(1) 民有の住宅地
(2) 保育所、公民館、集会所等の敷地
(3) 事務所、事業所、工場等の敷地
(4) 公共施設の敷地
(5) 道路の残地、公共の空き地

◇経費の負担
百年木の購入、植栽に要する費用及び標柱等の製作、設置に要する費用並びにこれに類する費用は、県が負担する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 551

都道府県名 石川県　区市町村名 金沢市　人口 430,926

■条例等　　施行年月日

金沢市緑化推進要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景　☒5．屋上・壁面緑化　☒6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
金沢市の緑の保全、育成に関し、必要な事項を定めたもの
◇基本計画等の策定
市は、緑化対策を効率的に推進するため、その基本となる総合的、科学的な緑化実施計画を策定しなければならない
◇土地の買い取り等
市は、緑の保全又は育成に必要があると認めるときは、対象となる土地の買い入れ又は借り上げなどの措置を講じ、積極的に緑地空間の確保に努めるものとする
◇国道及び鉄軌道沿いの緑化
市は、良好な都市景観の形成を図るため、国等の協力を得て、国道及び国鉄線等軌道沿いの緑化を推進するものとする
◇緑と花のメイン・ストリートの形成
市は、市民及び商店、事業所等の理解と協力を得て、メイン・ストリート沿いの建造物前面及び空地に植栽を奨め、緑と花の道路の形成に努めるものとする
◇河川沿い及び河川敷の緑化
市は、河川管理者と協議して、河川沿いの植樹を促進すると共に、防災上、支障のない範囲内において堤防敷、河川敷の緑化を促進する
◇公共施設の緑化等
(1) 校庭の緑化・開放
市は、校庭を極力公園化し、市民に開放するため、校庭の外周部分に喬木、芝生等を植えるものとし、また、学校敷地の境界は土堤・土塀によっているものを除いて可能なかぎり潅木による生け垣とする
(2) 市有施設の緑化
市は、市有施設について、敷地の外周部分に喬木を植えるほか、空地に積極的に植栽するものと

し、なお、市施行による団地造成にあったては、中心緑地の造成と団地内道路及び外周部分の緑化を積極的に図るものとする

(3) 「市民の森」の造成

市は、市民が日常的に自然に触れあえる場を提供するため「市民の森」「フルーツパーク」の造成に努めるものとする

◇民間団地等の緑化

(1) 住宅団地、工場団地及び流通団地の緑化

市は、民間による住宅等団地造成の施行者と緑化協定を締結して、中心緑地の造成と団地内道路及び外周部分の緑化を促進するものとする

(2) 都市再開発事業による緑化

市は、都市再開発事業の施行者と緑化協定を締結して、当該事業により生ずる空地及び当該事業に伴う人工地盤の緑化並びに屋上・屋内庭園の造成を促進するものとする

◇家庭の緑化

市民は各家庭の緑化を推進するため、敷地内の植樹にあわせ、敷地の境界は可能なかぎり喬木又は潅木などによる生け垣にするなど努めるものとする

◇緑化の啓蒙

市は、市民の緑化に対する関心を高め、その普及徹底を図るため、次に掲げる事業を推進するものとする

(1) 緑化教育の推進
(2) 苗木、種子および球根のあっせん
(3) 緑化フェスティバルの開催
(4) 緑化相談の充実
(5) 市民植栽培日の制定
(6) 人生記念植樹の奨励
(7) 苗木等を贈る運動の推進
(8) 家庭農園の奨励

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 552

都道府県名 石川県　区市町村名 金沢市　人口 430,926

■条例等

施行年月日
森の都金沢市生け垣設置助成金交付要綱	89.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな都市環境の整備の一貫として、又、地震によるブロック塀等の倒壊の被害を未然に防止し、安全な町づくりを推進するため、金沢市内で生け垣を設置する者に対する設置経費の助成に関し、必要な事項を定めたもの

◇助成対象者の指定
(1) 金沢市に住所を有し、現に住んでいる個人で、居住を目的とした建物用地の周囲に新たに生け垣を設置する者
(2) 金沢市内における危険ブロック塀の全部又は一部を除去し、これに代えて生け垣を設置する者

◇生け垣の基準
(1) 樹木は、支柱等に結束し、植栽後の高さが90cm以上で、1m当たり2本以上が列状に3m以上植え込まれており、外部から眺望できること
(2) 少なくとも5年間は、活用できるものであること
(3) 植栽場所の諸条件、植木の性質等が十分考慮されていること

◇助成金の額
(1) 助成対象者の指定における (1) に該当する者には、生け垣の設置費用1m当たりの額に、設置する生け垣の長さを乗じて得た額を交付し、60000円を限度額とする
(2) 助成対象者の指定における (2) に該当する者には、生け垣の設置費用1m当たりの額に、設置する生け垣の長さを乗じて得た額の2分の1に相当する額を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 553

都道府県名 石川県　区市町村名 金沢市　人口 430,926

■条例等　　施行年月日

金沢市保存樹・保存樹林の助成取扱要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
保存樹等に指定された樹木等を行政と所有者とが一体となって良好に保護・育成するための助成措置を講ずるために必要な事項を定めたもの
◇奨励金の額
(1) 保存樹木　1本につき年額　1万円
(2) 生け垣　1対象地につき年額　1万円
(3) 保存樹林

樹林面積	年額
1000㎡未満	3万円
1000㎡以上2000㎡未満	4万円
2000㎡以上	5万円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 554

都道府県名 石川県　区市町村名 金沢市　人口 430,926

■条例等　　施行年月日

記念樹配布事業取扱要綱　　90.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
家庭緑化を推進し、緑化思想の普及と緑豊かな生活環境の形成に寄与するために実施する、金沢市民に対する記念樹の配布に関し必要な事項を定めたもの
◇記念樹交付の対象者
緑化協会は、金沢市民の慶事のお祝いとして、次に掲げるものに記念樹を配布する
(1) 新婚の夫婦で、金沢市内に住所を有する者
(2) 金沢市において住宅を新築し、又は購入した者
(3) 出産家庭の世帯主で、金沢市内に住所を有する者

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 555

都道府県名 石川県　区市町村名 金沢市　人口 430,926

■条例等

	施行年月日
金沢市新婚、新築記念樹事業取扱要綱	74.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市環境整備を一層推進するために市内の新婚、新築家庭にお祝いとして、予算の範囲内で記念の苗木を贈呈し、併せて、緑化思想の普及を図るためその必要な事項を定めたもの
◇記念樹贈呈対象者の指定
(1) 新婚者で今後とも金沢市に住居を有する者に、新婚記念樹を贈呈する
(2) 金沢市内に住宅を新築し、今後とも金沢市に住居を有する者に新築記念樹を贈呈する
◇記念樹促進事業
苗木展示即売会を金沢市森林組合と共催で行うとともに、その期間内に苗木の植え方など技術指導を行うために緑化相談所を開設する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 556

都道府県名 石川県　区市町村名 金沢市　人口 430,926

■条例等　　施行年月日

地域施設緑化推進事業要綱　89.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　地域住民等が協力し合って身近な緑をつくり育てることにより、緑の町づくりを推進するため、地域団体が集会場、公民館、広場等の緑化事業を行う際、植栽用樹木を無償配布することについての必要な事項を定めたもの
◇樹木の配布対象の指定
　地域緑化事業の実施主体は、一定地域の市民等で構成される団体等とする
◇補助金の交付
　財団法人森の都金沢緑化協会理事長は上記の団体等が自主的に計画し、実施する事業で、公共性の高い場所を緑化する場合、予算の範囲内において緑化事業の援助を行うことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 557

都道府県名 石川県　区市町村名 金沢市　人口 430,926

■条例等　　施行年月日

生け垣奨励モデル地区苗木配布要綱　88.9.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

環境緑化を推進するとともに、地震等によるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、安全な町づくりに資するため、新たにモデル地区内に生け垣を設置しようとする者に対し、生け垣用苗木の配布を行うことについて必要な事項を定めたもの

◇配布対象の指定

苗木は、公共用道路その他公共用施設に面して総延長5m以上の生け垣を設置しようとする者に対して配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 558

都道府県名 石川県　区市町村名 金沢市　人口 430,926

■条例等

	施行年月日
伝統環境保存緑化協力樹配布事業取扱要綱	90.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
伝統環境保存地区内にの家庭の緑化を推進し、緑化思想の普及と豊かな伝統環境の形成に寄与するため実施する緑化協力樹の配布に関し必要な事項を定めたもの

◇樹木交付対象者の指定
緑化協定は、金沢市の風致地区又は伝統環境保存区域内において住宅を新築し、又は購入した者に対し、緑化協力樹を配布するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 559

都道府県名 石川県　区市町村名 金沢市　人口 430,926

■条例等

	施行年月日
風致地区内行為にかかる緑化推進事業取扱要綱	74.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
風致地区内における規制樹林地の保護及び緑化推進並びに緑化思想の普及に必要な事項を定めたもの
◇緑化材料の提供
緑化推進並びに緑化思想の普及に資するため、風致地区内で住宅を新築し、今後とも金沢市に住居を有する者に対して、樹木を提供する
◇樹木の額
樹木の額は、概ね3本程度の樹木で6000円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 560

都道府県名 石川県　区市町村名 七尾市　人口 49,599

■条例等　　施行年月日

七尾市緑化推進要綱　　82.12.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
七尾市の緑の保全、育成に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画の策定
市長は、緑化を推進するため、その基本となる緑化計画を策定し、これを推進するよう努めなければならない
◇協定の締結
市長が必要と認めるとき、一定の地域において緑化を推進しようとする者と、当該地区の緑化に関する協定を締結することができる
◇緑化の啓蒙
市長は、市民の緑化啓蒙をすすめるため、次に掲げる事業を推進するものとする
(1) 緑化教育の推進
(2) 苗木、種子及び球根の斡旋
(3) 緑化相談の開設
(4) 緑化フェスティバルの開催
(5) 市民植栽日の制定
(6) 記念植樹の奨励
(7) 家庭農園の奨励
◆緑を守る
◇保存樹の指定
市長は、良好な自然環境の確保及び美観風致を維持するために必要と認める樹木又は、樹林を指定することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 561

都道府県名 石川県　区市町村名 山中町　人口 11,264

■条例等　　施行年月日

山中町結婚誕生記念町花配布事業実施要綱　84.7.2

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
結婚とその末永い幸せを、又、子の誕生とその健やかな生長を願うとともに、自然を愛する心を培いあわせて緑化美化の推進を図るための町花の苗の無償配布について定めたもの
◇対象者の指定
(1) 結婚して町内に住所を有する夫婦で希望する者
(2) 山中町民となる誕生児で希望する者

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 562

都道府県名 石川県　区市町村名 根上町　人口 14,646

■条例等

	施行年月日
住環境緑化推進助成金交付要綱	91.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
住民がいきいきとした生活をする基盤として、ゆとりと安らぎに満ちた生活環境を整備し、地域産業と文化の担い手となる新しい住民の定住化を促進するために、緑の緑化推進として生け垣を設置する者に対し、町が交付する住環境緑化推進助成金に関し、必要な事項を定めたもの

◇助成対象者の指定
助成金は、根上町内に住所を有し、現に住んでいる個人が、新たに生け垣を設置するときに交付するものとする

◇生け垣の基準
新たに設置する生け垣は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない
(1) 居住を目的とした建物用地の周囲に設置され、道路に面していること
(2) 対象となる住居は、新築改築後3年以内であること
(3) 樹木は、支柱等に結束し、植栽後の高さが90cm以上、1m当たり2本以上が列状に3m以上植え込まれており、外部からこれを眺望できること

◇助成金の額
1m当たり3000円に当該生け垣のうち道路に面している部分の延長を乗じて得た額とする
ただし助成金の限度額は5万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 563

都道府県名 石川県　区市町村名 寺井町　人口 14,590

■条例等

寺井町緑化基金条例	施行年月日 86.10.2

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
寺井町における緑化の普及、啓発、推進及び緑の保全を図るとともに緑豊かなまちづくりを図るための、寺井町緑化基金の設置について定めたもの

◇基金の積立
基金は個人及び団体からの寄付金並びに町予算により、その資金を積み立てるものとする

◇基金の運用
基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上し、次に掲げる事業の推進のために支出するものとする
(1) 町における緑化の普及、及び啓発事業
(2) 民有地の緑化推進事業
(3) 町の緑化事業

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 564

都道府県名 石川県　区市町村名 野々市町　人口 37,342

■条例等　　施行年月日

野々市町環境緑化用苗木無償配布要綱　85.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
定住を目的に本町内に個人住宅を新築する者に対し、町花木の椿の苗木を無償配布するための必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 565

都道府県名 石川県　区市町村名 津幡町　人口 28,356

■条例等　　施行年月日

津幡町緑化、美化の推進に関する条例　74.3.18

■関連する規則等

津幡町緑化、美化の推進に関する規則……74.3.18……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
津幡町の自然環境緑化等を推進することにより、清らかで美しい生活環境の創造と保全向上を図るため必要な事項を定めたもの

◇緑化・保全義務
次に掲げる基準に該当する事業者は、樹木の植栽、花きの植え付け及びそれらの保存を行い環境の緑化と美化の創造に努めなければならない
(1) 同一地に連続して2000m²以上の事業の用に供する宅地を有する者
(2) 建築面積1000m²以上の事業の用に供する建造物を有する者

◇緑化材料の配布
町長は、植樹等を促進するため、少なくとも年1回種苗の斡旋に努めるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 566

都道府県名 福井県　区市町村名 福井市　人口 251,026

■条例等

	施行年月日
福井市都市緑化基金条例	85.4.1

■関連する規則等

福井市都市緑化基金条例施行規則	85.4.1
都市緑化事業補助金等交付要綱	90.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かで安全かつ快適な都市づくりを推進するために設置する、福井市都市緑化基金について定めたもの

◇基金の運用
基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、都市緑化事業の実施に必要な財源に充て、又は基金に編入するものとする

基金は、次に掲げる事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる
(1) 公共施設の緑化事業
(2) 都市緑化に対する普及啓蒙事業
(3) 民有地の積極的な緑化推進事業

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 567

都道府県名 福井県　区市町村名 鯖江市　人口 62,860

■条例等　　施行年月日

鯖江市環境保全条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための自然と人との調和のある住み良い豊かな環境を創造し、かつその保全を図るために市が実施するべき施策の基本的事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 568

都道府県名 長野県　区市町村名 長野市　人口 349,879

■条例等　　施行年月日

長野市緑の設置及び保存樹木等補助金交付要綱　74.12.2

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
長野市緑化推進に関し予算の範囲内において補助金を交付することについて必要事項を定めることを目的と定めたもの
◇補助金の交付
(1) 緑の設置　補助率を2分の1とする
(2) 保存樹木　補助金5000円以内
(3) 保存樹林　補助金1万円以内

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 569

都道府県名 長野県　区市町村名 長野市　人口 349,879

■条例等

	施行年月日
長野市緑化の推進及び緑の保全に関する条例	73.4.1

■関連する規則等

長野市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則	73.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境を保護するとともに、緑化を推進し、市民が健康で緑豊かな日常生活が営めるよう、生活環境の整備を図ることをを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇補助金の交付
300㎡以上の面積で市長が承認したものに植樹に要した費用の2分の1を補助する
◇緑化材料の配布
以下のものに樹木の配布を行う
(1) 入学記念樹　当該年度に小学校に入学するもの
(2) 結婚記念樹　婚姻届をし、かつ市内に住所を有する者
(3) 新築記念樹　住宅若しくは、事業所等の新築で建築完了届けを提出した者
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
以下の基準において保存樹木又は保存樹林として指定できる
(1) 15mの高さにおける幹の周囲が15m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ち樹木で高さが3m以上のこと
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であること
(5) その集団の存する土地の面積が300㎡以上であること
(6) 生け垣をなす樹木の集団でその生け垣の長さが30m以上であること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 570

都道府県名 長野県　区市町村名 長野市　人口 349,879

■条例等　　施行年月日

長野市生けがき奨励事業補助金交付要綱　　79.8.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が新たに生け垣を設置する際の樹木購入費に対し、予算の範囲内で長野市生けがき奨励事業補助金を交付しもって緑あふれる住み良い環境を確保することを目的と定めたもの
◇生け垣の基準
以下の条件を満たしていること
(1) 都市計画区域内の住宅地であること
(2) 植栽の際、補助金の申請者が当該住宅用地に居住していること
(3) 公共用道路に沿った場所であること、但し、幅員4m未満の公共用道路の場合には、道路後退線から敷地側の土地であること
(4) 生け垣の総延長は5m以上とすること
(5) 1mあたりの植栽本数は、最低2本とし、連続1条植えでかつ樹高を統一すること
(6) 2種類以上の植樹を行う場合は、各樹種につき最低5m以上の連続植えとすること
(7) 樹種は、イチイ、ヒバ、ツゲ、マサキ、コノテガシワ、ドウダンツツジ、サツキ、ムクゲ、サンゴジュ、ピラカンサであること
◇補助金の交付
1mあたりの対象経費は
(1) 1000円以下の場合補助率100分の90
(2) 1000円を超え2000円以下の金額の場合100分の40
(3) 2000円を超え3000円以下の金額の場合100分の20
補助金の額は3万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 571

都道府県名 長野県　区市町村名 松本市　人口 197,855

■条例等

条例等	施行年月日
松本市緑を守り育てる条例	73.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　樹木を保護するとともに緑化を推進し、緑と水の豊かな健康で明るい街づくりを図ることを目的と定めたもの
◇補助金の交付
　市長は、樹木の保護及び緑化を推進するため必要があると認めるときは、樹木の配布及び補助金の配布を行うことができる
◇保護樹等の指定
　市長は、良好な生活環境を確保するとともに、健全な都市環境の整備を図るために、樹木又は樹木集団を保存樹又は保存樹林として指定する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 572

都道府県名 長野県　区市町村名 松本市　人口 197,855

■条例等　施行年月日

美しいまち松本づくり基金条例　89.3.18

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

国のふるさと創生施策として交付される地方交付税をもとにして美しいまち松本づくり基金を設置し、もって市民と市が一体となって行う美しい町づくりに寄与することを目的と定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 573

都道府県名 長野県　区市町村名 松本市　人口 197,855

■条例等　　施行年月日

松本市市街地緑化協定に関する事務取り扱い要綱　76.5.4

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑化協定の締結、許可等に関し、必要な事項を定めることを目的定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 574

都道府県名 長野県　区市町村名 上田市　人口 120,149

■条例等

	施行年月日
緑化推進及び樹木等の保全移管する条例	73.9.1

■関連する規則等

緑化推進及び樹木等の保全移管する条例施行規則	73.9.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進及び樹木等の保全は、豊かな自然環境が健康で文化的な市民生活に欠くことのできないものと鑑み、美観風致を維持し、緑豊かなまちづくりを図るため市と市民が一体となって遂行されなければならないと定めたもの

◇補助金の交付
市長は、保存樹木等の保存に関し、必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用を補助することができる

◇保護樹木等の指定
保存樹木、又は保存樹林の規定は以下の通り
(1) 樹木については、地上1.5mにおける幹の周囲が2.5m以上のもの
(2) 樹林に存する土地の面積が330㎡以上であるもの
(3) 景観に調和した樹木の集団であること
(4) その他歴史上又は美観上保存すべき必要のあるもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 575

都道府県名 長野県　区市町村名 飯田市　人口 106,115

■条例等

	施行年月日
環境保全条例	74.4.1

■関連する規則等

環境保全条例施行規則	74.7.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	☒1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ

郷土の自然を保護し、住民の健康で文化的な生活を確保するため、環境保全に関する市の基本的な施策について必要事項をさだめ、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的と定めたもの

―自然環境保全地区の指定

市長は、自然環境を保全するために必要と認めた場合には、自然環境保全地区として指定でき、その際には、飯田市環境保全対策審議会に意見を聞かねばならない

―協定の締結

保全地区内で以下の場合は市長と協定を結ばねばならない

(1) 宅地の造成で面積1haを超える場合
(2) 車道の開設で長さ500mを超える場合
(3) 観光施設、工場農園等の建設で面積が3haを超える場合

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 576

都道府県名 長野県　区市町村名 諏訪市　人口 53,776

■条例等　　施行年月日

諏訪市自然環境保護条例　74.4.1

■関連する規則等

諏訪市自然環境保護条例施行規則……74.5.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の賃借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市のすぐれた自然環境を保護するため、無秩序な開発を規制し、もって市民の健康で文化的な生活環境を確保するとともに、住み良い郷土の実現を期することを目的とする

◇開発・建築行為の制限
保護調整地区内において以下の基準を超える行為を行う場合は規則で定める事項を市長に届けなければならない
(1) 宅地造成その他土地の形質変更　面積1ha以上
(2) 建築物その他工作物の新築、改築又は増築　高さ13m又は延面積1000㎡以上
(3) 送水管設置　長さ　30m以上
(4) 鉄塔設置　高さ　30m以上
(5) ダム設置　高さ　20m以上
(6) 車道設置　長さ　1000m以上
(7) 送電線設置　長さ　100m以上
(8) 地下水を取水するための掘さく

◇自然環境保護調整地区の指定
市長は、自然環境を良好に維持するため必要と認めたときは、自然環境保護調整地区を指定しなくてはならない

◇協定の締結
開発・建築行為の制限を受けた所での開発行為をしようとするものは、あらかじめ市長と自然環境の破壊の防止、植生の回復その他自然環境保護のため必要な事項について、自然環境保護協定を締結するものとする。

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 577

都道府県名 長野県　区市町村名 須坂市　人口 53,776

■条例等

	施行年月日
須坂市緑化推進に関する条例	74.4.1

■関連する規則等

須坂市緑化推進に関する条例施行規則	74.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☒ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進は、豊かな自然環境が健康で文化的な市民生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、市と市民が一体となって緑の豊かなまちづくりのために積極的に推進できることを定めたもの
◇緑化材料の配布
住宅又は、事務所等を新築したものに新築記念樹の苗木を配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 578

都道府県名 長野県　区市町村名 小諸市　人口 44,547

■条例等　　施行年月日

小諸市生活環境保全条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市の良好な自然環境及び生活環境の保全に関し、必要な事項を定め、健康で文化的な生活を確保することを目的と定めたもの
◇補助金の交付
市長は、保存樹木等の保存及び緑化推進に関する当該の費用に対して予算の範囲内で補助することができる
◇保存樹等の指定
保存樹等は、次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容と美観上すぐれていること
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上あるもの
(2) 株立ちした樹木は、高さ3m以上あるもの
(3) つる性樹木は、枝葉面積が30㎡以上あるもの
(4) 並木としての美観を整えているもの
(5) その他市長が特に必要と認めるもの
保存樹林は、土地の面積がおおむね4ａ以上で樹木が集団して生育し、かつ、健全であること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 579

都道府県名 長野県　区市町村名 小諸市　人口 44,547

■条例等

	施行年月日
小諸市緑化条例	73.4.1

■関連する規則等

小諸市緑化条例施行規則	73.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境を保護するとともに、市内の緑化と花いっぱい運動を推進し、健康で明るい環境整備に関し必要な事項を定めたもの
◇基本計画等の策定
市長は、緑化を推進するため、毎年緑化推進計画を定めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 580

都道府県名 長野県　区市町村名 伊那市　人口 61,095

■条例等　　施行年月日

結婚記念樹交付要綱　　73.1.20

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
ふるさとを愛しふるさとに親しみと誇りをもてるような優れた自然環境を保持するため、緑の街づくり事業の一環として、市づくり次代を背負う市民の結婚を記念し、記念樹を交付することについて、必要事項を定めたもの

◇緑化材料の配布
交付する記念樹の種類は次のとおりとする
シラカンバ　キム　ヒメコマツ　キヤラボク　サツキ　八重ザクラ

◇対象地域の指定
結婚記念樹を交付するものは婚姻届をし、婚姻届をし、引き続き市内に住居を定めるもの及び結婚後1年以内に佐久市に住民登録したもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 581

都道府県名 長野県　区市町村名 伊那市　人口 61,095

■条例等　　施行年月日

佐久市花と緑の街づくり交付要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然と調和し、潤いとやすらぎのある公園都市の形成を図ることを目的として実施する花と緑の街づくりの奨励について基本方針を定めたもの
◇補助金の交付
行政地区等の地域団体が行う緑化事業に要する経費に対し予算の範囲内で必要な助成措置を講ずるため、佐久市補助金交付規則を定める
◇基金の運用
市長は、緑化事業の安定かつ永続的実施を図るため、緑化基金の確保及び有効かつ適切な運用に努めなければならない
◇モデル地区の指定
市長は、地域住民が一体となった緑化に関する特色のある取り組みを行う地区を花と緑のまちづくり推進モデル地区に指定し、重点的に施策を講ずることができる
◇協定の締結
市長は必要と認められる区域において緑化協定の締結を促進するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 582

都道府県名 長野県　区市町村名 駒ヶ根市　人口 32,701

■条例等

	施行年月日
駒ヶ根市都市環境の緑化に関する条例	73.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
樹木または樹林の保全、樹木、草花の植栽によって都市環境の緑化を推進し、もって健康で
◇緑化材料の配布
市長は、少なくとも毎年一回市民に苗木を配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 583

都道府県名 長野県　区市町村名 中野市　人口 41,872

■条例等

	施行年月日
中野市自然保護条例	90.9.25

■関連する規則等

中野市自然保護条例施行規則	90.12.28

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市のすぐれた自然を保護し、市民の健康で文化的な生活を確保することをもって、住みよい郷土の実現に資することを目的と定めたもの
◇開発行為の制限
延べ150m²を超え、または高さ12mを超える建築物等の建築及び当該建築物等の用途変更
900m²以上の土地の形質変更
3000m²以上の木竹の伐採
◇自然休養地の指定
市長は自然休養地として指定しようとするときは、あらかじめ中野市自然保護審議会の意見を聞かねばならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 584

都道府県名 長野県　区市町村名 大町市　人口 31,440

■条例等

	施行年月日
大町市文化財保護条例	67.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☒ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
文化財のうちで重要なものを指定し、その保存及び活用のための必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
植物で芸術上価値の高いものを指定する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 585

都道府県名 長野県　区市町村名 茅野市　人口 51,040

■条例等

	施行年月日
茅野市生活環境保全条例	73.5.16

■関連する規則等

茅野市生活環境保全条例施行規則	73.8.10

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市のすぐれた自然と水資源を長く後世に伝えるとともに、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるよう生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とす定めたもの
◆緑を創る
◇補助金の交付、緑化材料の配布
市長は、緑化促進を推進するため、苗木、種子のあっせんその他の必要な援助を努めるものとする
◆緑を守る
◇開発行為の制限
道路公園等の開発において以下を基準として開発を許可する
(1) 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
(2) 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
(3) 予定建築物の用途
(4) 予定建築物の敷地の規模及び配置

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 586

都道府県名 長野県　区市町村名 塩尻市　人口 59,019

■条例等

	施行年月日
塩尻市グリーンアンドクリーン推進要綱	90.7.1

■関連する規則等

塩尻市緑のまちづくり事業助成要綱

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな美しい自然と清潔なまちを育て、守り、もってより快適な生活環境にしようとする活動の推進に関し、必要事項を定めたもの
◆緑を創る
◇補助金の交付、緑化材料等の配布
民有地共同緑化、緑化推進モデル事業及び緑化協定等推進事業にについて、樹木及び緑化に必要な資材の交付によりがたいと認める場合に限り、補助均等の交付によることができる。この場合補助金等の額は、時価相当額により算定された額を限度とする
◇基金の運用
市は、緑のまちづくり基金の確保及びその有効かつ適切な運用に努めなければならない
◇基本計画等の策定
緑化推進計画は、以下の事項について定めるものとする
(1) 緑化推進計画の目的
(2) 緑化の基本理念
(3) 公共公益施設の緑化に関する事項
(4) 民有地の緑化に関する事項
(5) 民有地における緑の保全に関する事項
(6) 緑化に関する民間の参加、協力等の促進に関する事項
(7) その他緑化の推進に関し必要な事項
◆緑を守る
◇保存樹等の指定
市長は、民有地における緑を保全し、良好な生活環境を確保するために必要があると認めるときは、別に定める基準に該当する民有地の緑を保存樹又は保存樹林としてしてすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 587

都道府県名 長野県　区市町村名 更埴市　人口 37,744

■条例等

	施行年月日
更埴市生活環境保全条例	77.1.10

■関連する規則等

更埴市生活環境保全条例施行規則	77.4.30

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市の良好な自然環境並びに社会環境の保全に関し、必要事項を定め、もって健康で文化的な市民の生活環境を確保することを目的と定める
◆緑を創る
◇技術的な援助
以下の事項について指導又は助言ができる
住宅地域の緑化に関すること　神社、仏閣等の緑の保全及び緑化に関すること　工業地域及び商業地域の緑化に関すること　害虫害の防除に関すること　樹木等の育成技術に関すること
◇緑化材料の配布
入学記念樹　当該年度に市内小学校に入学するもの
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
(1) 保存樹木とは健全で美観上優れているもので以下の基準を満たしているもの
ア、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上あるもの
イ、高さが15m以上あるもの
ウ、株立ちした樹木で高さが3m以上あるもの
エ、はん登性樹木で、枝葉の面積が30m²以上であるもの
オ、その他市長が特に必要と認めたもの
(2) 保存樹林とは健全で美観上優れているもので以下の基準を満たしているもの
ア、その集団に存する土地の面積が500m²以上であるもの
イ、生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが30m以上であり、かつ、樹高及び植樹幅がおおむね各1m及び30cm以上あること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 588

都道府県名 長野県　区市町村名 更埴市　人口 31,440

■条例等　　施行年月日

更埴市ホープ建築文化賞表彰実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　美しい町づくりの一環としてすぐれた街並み景観等に貢献すると考えられる建築物並びに美化運動の振興を図ることを目的とし定めたもの
◇表彰
　美しいまちづくりの一環として、優れた町並み景観形成に貢献すると認められる建築物等におくられ、この中に修景・緑化部門がある

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 589

都道府県名 長野県　区市町村名 佐久市　人口 62,772

■条例等　　施行年月日

緑の街づくり実施要綱　　76.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
この要綱は自然の環境保全を市政の基本とし、自然に親しむ緑の都市づくりを目的として、健康で明るく生きがいのある生活環境を創造するため積極的な緑化推進の事業について必要な事項を定めたもの
◇補助金の交付、緑化材料の配布
市長は住民の要望にこたえて市営苗園の充実拡大をはかり緑化事業者に対して、苗木の無償配布または補助配布を行い積極的な緑化事業者に対して費用の一部を補助するよう努めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 590

都道府県名 長野県　区市町村名 軽井沢町　人口 15,704

■条例等　　施行年月日

軽井沢町の自然保護対策要綱

■関連する規則等

.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
保健聖地軽井沢の伝統とすぐれた自然を保持し、明るい健康的な保健観光地としての町づくりを推進するため、必要事項を定めたもの
◇協定の締結
以下のような緑化協定を締結する
- (1) 事業地には、自然環境の保全を考慮して、地形の特性を生かしながら別荘地区、公共用地区、スポーツ・レクリエーション地区等を計画的に配置し、事業地全面積の3%を基準とした園地をもうけること
(2) 事業地に自生する貴重な植物等は、保護地区として残存し、又は移植して保護すること　等

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 591

都道府県名 長野県　区市町村名 御代田町　人口 12,138

■条例等　　施行年月日

御代田町環境保全条例

■関連する規則等

御代田町環境保全条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　☒5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本町の良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに住民の健康で快適な生活を確保するため必要な事項を定め、もって住み良い郷土の実現を期することを目的と定めたもの

◇緑化義務
樹木の植栽は、3.3㎡に対し1本の割合で開発者の負担により植栽すること
なお、樹種及び大きさ等については、町長と協議すること

◇公園・緑地の提供
宅地の造成、別荘地の分譲の場合は、開発面積の3%以上の公園用地、又は緑地用地を確保し、整地の上金網等の柵を設け境界を明確にし、植栽その他の整備をすること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 592

都道府県名 長野県　区市町村名 池田町　人口 10,776

■条例等　　施行年月日

池田町環境保全に関わる開発指導要綱事務処理要領　90.10.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☒ 4．緑化義務
☒ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
池田町環境保全に関わる開発指導要綱の施行に関し必要な事項を定めたもの
◇緑化義務
樹木の植栽は、3.3㎡に対し1本の割合で開発者の負担により植栽すること
なお、樹種及び大きさ等については、町長と協議すること
◇公園・緑地の提供
宅地の造成、別荘地の分譲の場合は、開発面積の3%以上の公園用地、又は緑地用地を確保し、整地の上金網等の柵を設け境界を明確にし、植栽その他の整備をすること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 593

都道府県名 長野県　区市町村名 白馬村　人口 8,829

■条例等　　施行年月日

白馬村開発基本条例　92.4.1

■関連する規則等

白馬村開発基本条例施行規則……92.4.1……

……

……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
白馬村の産業基盤であるすぐれた自然環境や生活環境を、開発等の事業活動により破壊されることを防止し、もって観光資源の保全を図り産業の発展と民政の安定に寄与することと定めたもの
◇開発・建築行為の制限
村長は、以下に書かれた基準とその他一定基準により開発を抑制していくこと
(1) 高さ18m以上の建築物及び工作物
(2) 建坪率60％以上、容積率200％以上の建築物
(3) 分譲マンション
(4) ゴルフ場
(5) 延べ床面積5000m²以上の宿泊施設及び店舗

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 594

都道府県名 長野県　区市町村名 白馬村　人口 8,829

■条例等　　施行年月日

白馬村宅地開発及び中高層建築物等に関する指導要綱　92.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
白馬村の存在基盤である自然環境の保全を貴重とし、人間と自然との調和ある土地利用を図り、さらに村民生活優先の「生活環境の保全、快適なまちづくり」を達成するため必要な事項を定めたもの

◇緑化義務
一定の範囲に関わる事業者は以下のことを行わねばならない
開発面積の10%以上の緑地をもうけ、その50%以上は3年以内に5年以上の樹木を植樹するものとし、緑化内容については村長が別に定めるものとする

◇公園・緑地の提供
一定の範囲に関わる事業者は以下のことを行わねばならない
1万㎡を超える土地分譲については、1区画以上の集会施設用地及び1万㎡につき100㎡以上の公園を1箇所以上設置するものとする
事業者は、緑地帯を次の基準により設けるものとする、但し、開発面積が1万㎡未満の計画及び家屋密集地においては、村長との協議により定める
(1) 国道及び県道から10m以上
(2) 村道及び開発区域内の幹線道路から10m以上
(3) 開発区域内の支線道路から5m以上
(4) 開発区域の境界に沿って、その内側に5m以上
保安林の境界からは、原則として20m以上離れるものとする
稜線が施行区域内に接し又は、含まれる場合には、原則として稜線から水平距離で20m以上離れるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 595

都道府県名 岐阜県　区市町村名 財団法人岐阜市公園協会　人口 405,214

■条例等

	施行年月日
岐阜市公園協会生け垣づくり奨励補助金交付要綱	88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住みよい生活環境を創出し、災害による危険なブロック塀等の倒壊による被害を防止するため生け垣づくりを行う者に対し、岐阜市公園協会理事長が奨励補助金を交付するについて、必要な事項を定めたもの

◇補助の対象者
補助金の交付を受けることのできる者は、本市において住宅用地を所有し、またはしようする者で次の各号のいずれかに該当する者とする
(1) 住宅用地内に新たに生け垣を設置するもの
(2) 公道に面したブロック塀等を取り壊して、当該取り壊し部分に生け垣を設置するもの

◇生け垣の基準
補助金の対象となる生け垣は、次の各号に定める基準に該当しなければならない
(1) 生け垣は延長5m以上とし、かつ、植栽本数はおおむね1m以内に2本以上であること
(2) 生け垣として植栽する樹木の高さは、0.6m以上とし、かつ、幅は0.2m以上であること
(3) 生け垣の種類は、岐阜市公園協会が推奨するもので、健全な樹木であること

◇補助金の額
(1) 生け垣のうち公道に面した部分では、延長1mにつき1600円を乗じて得た額とし、2万円を限度額とする
(2) (1) 以外の部分では、延長1mにつき800円を乗じて得た額
(3) ブロック塀等にかえて生け垣を設置するときは、延長1mにつき2600円を乗じて得た額を (1) に加算して得た額とし、3万円を限度額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 596

都道府県名 岐阜県　区市町村名 岐阜市　人口 405,214

■条例等　　施行年月日

岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する規則　84.4.1

■関連する規則等

岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する要綱…　88.4.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の規定に基づき、保存樹又は保存樹林の指定及び維持管理について必要な事項を定めたもの

◇保存樹等の指定

市長は、法律の規定に基づき美観風致を維持するため必要があると認めるときは、次に掲げるものに該当する樹木又は樹木の集団を保存樹等として指定することができる

(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること

・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること

・高さが15m以上であること

・株立ちした樹木で、高さが3m以上であること

・はん登性樹木で、枝葉の面積が、30㎡以上であること

(2) 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れていること

・その集団の存する土地の面積が500㎡以上であること

・生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが30m以上であること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号　597

都道府県名　岐阜県　　区市町村名　財団法人岐阜市公園協会　　人口　405,214

■条例等　　施行年月日

岐阜市公園協会保存樹等補助金交付要綱　　88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する規則及び岐阜市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する要綱の規定に基づき、市長が指定した保存樹に対して岐阜市公園協会理事長が補助金を交付するために必要な事項を定めたもの

◇補助金の交付

岐阜市公園協会理事長は、保存樹等の所有者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する

◇補助金の額

(1) 樹木	1所有等につき	
	1本目の樹木	4000円
	2本目以降の樹木については、1本につき	2000円
(2) はん登性樹木	枝葉の面積	
	30㎡以上50㎡未満の部分	2000円
	50㎡以上の部分については、20㎡増すごとに	1000円
(3) 樹林	樹林の面積	
	500㎡以上1000㎡未満	1万5千円
	1000㎡以上	2万円
(4) 生け垣	生け垣の長さ	
	30m以上35m未満の部分	3000円
	35m以上の部分については、5mを超えるごとに	1000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 598

都道府県名 岐阜県　区市町村名 財団法人岐阜市公園協会　人口 405,214

■条例等　　施行年月日

財団法人岐阜市公園協会業務方法書

■関連する規則等

.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
財団法人岐阜市公園協会寄付行為の規定に基づき、岐阜市緑化基金の造成、管理及び運用に関する事項について定めたもの

◇基金の造成額
基金の造成額の目標は、昭和63年度から平成4年度末までの5か年間に1億円とする

◇基金の運用
基金の運用から生ずる収益金は、次に掲げる経費に充てるものとする
(1) 民有地緑化推進事業に要する経費
(2) 緑化普及啓発事業に要する経費
(3) 緑地保全推進事業に要する経費
(4) 花いっぱい運動推進事業に要する経費
(5) 緑化推進に関する調査研究に要する経費

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 599

都道府県名 岐阜県　区市町村名 財団法人岐阜市公園協会　人口 405,214

■条例等

	施行年月日
岐阜市公園協会苗木又は鉢花無料配布要綱	88.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
岐阜市公園協会は、市民各家庭での植樹運動を推進し、緑豊かなまちづくりを目指すために必要な事項を定めたもの
◇緑化材料の配布
岐阜市の戸籍課及び各事務所において、出生・婚姻の届け出をした人に、出生は1人に対して1本又は1鉢、婚姻は1組に対して1本又は1鉢を配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 600

都道府県名 岐阜県　区市町村名 財団法人岐阜市公園協会　人口 405,214

■条例等

	施行年月日
財団法人岐阜市公園協会壁面緑化奨励苗木配布要綱	90.5.22

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住みよい生活環境を創出し、潤いのある良好な都市景観の形成を目指すため、つる性植物による壁面緑化を行う者に対し、財団法人岐阜市公園協会理事長が、つる性植物苗木を配布するために必要な事項を定めたもの

◇苗木配布の対象者
つる性植物苗木の配布を受けることのできる者は、本市において、植栽用地を所有し、又は、使用する個人又は法人で、次の要件に該当するものとする
(1) 当該植栽用地が公道に面した壁面につる性植物を列状に植栽できること
(2) 植栽できる土地の延長が5m以上あること
(3) 当該植栽用地が販売を目的としたものでないこと

◇苗木の配布
理事長は、苗木を配布する際は次の各号に掲げる条件を同時に付すことができる
(1) つた類の植栽は、延長5m以上とし、かつ、植栽の本数は、おおむね1m当り2本以内とする
(2) 植栽後、5年間は壁面緑化を廃止しないものとする
(3) 苗木の植栽は、道路敷地を侵害しないこと
(4) 壁面緑化の健全な育成を図るため、病害虫防除、施肥、補植等万全の管理を行うこと
(5) 交通の支障とならないよう管理すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 601

都道府県名 岐阜県　区市町村名 財団法人岐阜市公園協会　人口 405,214

■条例等　　施行年月日

財団法人岐阜市公園協会張芝奨励補助金交付要綱　91.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景　☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住宅環境を創出し、住みよい街づくりに貢献するため、新たに張芝を行う者に対し岐阜市公園協会理事長が奨励補助金を交付するために必要な事項を定めたもの

◇補助金の対象者
補助金の交付を受けることのできる者は、岐阜市において住宅用地を所有し、又は、使用する者で次の各号のいずれかに該当する者とし住宅地内に1回限りとする
(1) 住宅用地内に新たに張芝を行うもの
(2) 住宅用地内の建物屋上に張芝を行うもの

◇張芝の基準
補助金の対象となる張芝は、次の各号に定める基準に該当しなければならない
(1) 張芝は、施行面積が20㎡以上とする
(2) 張芝の種類は、日本芝・西洋芝のいずれの種類でも良いが、病害のない健全な芝であること
(3) 建物屋上の張芝はベランダも含むものとする

◇補助金の額
(1) 住宅用地内に新たに張芝をした場合、1㎡につき600円を乗じて得た額とし、1件当たり2万円を限度額とする
(2) 住宅用地の建物屋上に張芝をした場合、1㎡につき600円を乗じて得た額とし、1件当たり2万円を限度額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 602

都道府県名 岐阜県　区市町村名 大垣市　人口 148,273

■条例等

	施行年月日
大垣市緑化推進条例	73.4.1

■関連する規則等

大垣市緑化推進条例施行規則	73.4.1
大垣市緑化推進団体等補助金交付規程	73.11.5
大垣市緑化推進モデル校指定実施規程	73.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	☒4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境を保護するとともに、市内の緑化を推進していく上で必要な事項を定めたもの
◇緑化の定義
本条例において、「緑化」とは、公園、道路、学校、広場等の公共施設及び市内の工場敷地、民有地、空き地等に樹木、芝生、花等を、計画的に植栽し、育成するとともに緑化保護思想を普及高揚し、樹木の愛護、保存を図ることをいう
◆緑を創る
◇緑化計画の策定
市長は、緑化推進のため、緑化計画を策定しなければならない
◇補助対象の指定
市長は、公共用地又はこれに類する場所のうち市街地や新しい住宅団地で樹木の少ない地区等において、植栽を行う団体等に対して補助金を交付することができる
この規定による団体等に交付する補助金の額は、植栽に要する経費の3分の2以内とし、5万円を最高限度額とする
◆緑を守る
◇緑保全地区及び保存樹木の指定
市長は、一定の基準により良好な自然環境及び美観風致上必要と認める地区又は樹木を、所有者の承諾を得て、緑保全地区又は保存樹林として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
緑保全地区等の所有者は、当該樹木を伐採し又は譲渡しようとするとき、緑保全地区の形質の変更をしようとするとき等には、あらかじめ市長に届け出なければならない
◇生産緑地の指定
市長は、水田裏作物としてれんげ草（県の花）等の計画的な栽培育成を図り、その地域を生産緑地として指定することができる

◇協定の締結

上記の指定については、一定の基準により土地所有者と協議の植え協定書をとりかわして指定するものとする

◇補助金の交付

市長は、緑保全地区等及び生産緑地の保存育成に関し、予算の範囲内で当該費用の一部を次のように補助することができる

(1) 緑保全地区　市街化区域（300㎡以上）　年額2000円
　　市街化調整区域（500㎡以上）　年額2000円

(2) 保存樹木　1本又は1株につき　年額500円

(3) 生産緑地　1集団（3ha）につき　年額3万円

◇その他

関連する規則等として上記の他以下のようなものがある

・大垣市緑保全地区等指定基準施行細則（73.10.1施行）

・開発行為等に伴う緑化計画書提出要領（75.4.1実施）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 603

都道府県名 岐阜県　区市町村名 大垣市　人口 148,273

■条例等　　施行年月日

大垣市指定特別保護樹等指定実施規程　74.8.15

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
伝統を守り、美しさを有する樹木及び緑地を大垣市の心の樹、憩いの森として後生に継承するために行う、大垣市指定特別保護樹及び大垣市指定特別保存緑地の指定に関して、その基準などを定めたもの

◇指定基準
特別保護樹等の指定は、国、県又は市の史跡、名勝、天然記念物に指定されていない樹木等で、おおむね次の各号に該当するもののうちから行うものとする
(1) 樹齢200年を超えること又は目通りの幹の回りが3mを超えること
(2) 文化的、教育的又は歴史的に由緒あること
(3) 公共性を有し、広く市民に親しまれていること
(4) 景観にすぐれていること

◇指定
市長は、市内にある樹木等で上記の指定基準に該当するものを、その所有者又は管理者の申請に基づき、又は同意を得て、大垣市緑化審議会の意見を聞き、指定することができる

◇助言及び助成
市長は、特別保護樹等を保存するため、所有者等に対して必要な指導及び助言をするものとする　また、要請があった場合は、予算の範囲内において、保存に必要な措置をとらなければならない

◇開発・建築行為の制限
所有者等は、特別保護樹等の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときなどには、すみやかに市長にその旨を届け出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 604

都道府県名 岐阜県　区市町村名 大垣市　人口 148,273

■条例等　　施行年月日

誕生、結婚記念樹実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
大垣市民の誕生、結婚を記念して行う記念植樹について必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
住民登録者（出生）及び市民で婚姻された新世帯を対象とする
◇記念苗木と種類
イチイ　ヒイラギ　キンモクセイ　サツキ（鉢付き・鉢無し）
◇補助金の交付
300円程度のものを購入し、100円は希望者負担（苗木配布時に納入）200円は市の負担とする
◇植栽場所
各家庭に植栽する　ただし、市街地で鉢植えの希望者はサツキを配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 605

都道府県名 岐阜県　区市町村名 大垣市　人口 148,273

■条例等　　施行年月日

「緑の銀行」開設要領　　74.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民参加による、善意の献木及び労力奉仕等の預け入れを基金にして、公共緑化を重点に緑の普及、保護、育成等、緑の町づくりを推進するために開設する「緑の銀行」に関して必要な事項を定めたもの
◇事業内容
(1) 申込の原則
・営利又は宣伝などを目的としない善意のものとする
・その預託される物件は市が調査し適当と認められるものとする
・預託の実施は、当該花木等の移植の適期とする
(2) 植栽の原則
・地区ぐるみ等、市民組織で緑化活動の活発な団体等についても適当と認められるものは対象とする
・受入先は必ず善良な管理、保管が確実であること
(3) 取扱窓口区分
1) 献木の窓口　開発行為等によって伐採又は移動が必要な樹木の預託をうけ、大垣市緑化ほ場にて仮植、育成をし、適切な時期を選び公共用地及び緑の少ない地区の緑化を推進する
2) 種子の窓口　市民及び団体等から草花の種子の預託をうけ、適期に学校など公共施設及び活発な活動をする子供会、団体等に配布する
3) 苗木の窓口　開発行為等による不用苗木及び預託の苗木などを、大垣市緑化ほ場において育成管理し、公共用地などに植栽する　また定植可能な苗木などを緑の少ない地区及び緑化活動の活発な地区に無償配布する
4) 労力奉仕の窓口　植栽・管理技術などの奉仕の預託をうけ、銀行台帳に奉仕の日時、場所、内容などを登録し、公共緑化及び緑化活動の活発な地区等の申し出により植栽・技術援助などの緑化奉仕を行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 606

都道府県名 岐阜県　区市町村名 大垣市　人口 148,273

■条例等　　施行年月日

大垣市「セイタカアワダチソウ」駆除運動実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の大敵であるセイタカアワダチソウの早期完全駆除を実施する上で必要な事項を定めたもの
◇実施基本方針
セイタカアワダチソウの有害草としての認識の拡充を図り、市民ひとりひとりの協力を基礎として、国、県会社及び民間団体の協力を得て、市民運動年、毎年、駆除運動を実施するものとする
◇実施区分の原則
セイタカアワダチソウの駆除実施は、原則として、次の各号による
(1) 国、県、市などの所有の管理にあるものは、すべてその管理区分により実施する
(2) 民間宅地などの民有地にあるものは、その所有者又は管理者が実施する
(3) 上記の他、公共施設などにあるもので、民間有志団体の奉仕によることができる
◇駆除方法
セイタカアワダチソウの駆除方法は、次の方法によるものとする
(1) 全体を根から抜き取り、乾燥又は焼却して処理する
(2) 抜き取った後は、土を掘り起こし、地下茎を乾燥させて枯死させる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 607

都道府県名 岐阜県　区市町村名 大垣市　人口 148,273

■条例等　　施行年月日

大垣市民菜園に関する要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が自然に親しみ、その情操を高め、健康で明るい生活を営むために設置する、市民菜園に関して必要な事項を定めたもの
◇使用資格
(1) 市民菜園を使用できる者は、市内に住所を有する非農家の世帯とする
(2) 使用面積は、原則として、1世帯1区画15㎡に限るものとする
(3) 使用期間は、1年とし、毎年4月に始まり、翌年3月に終わるものとする
◇許可の取り消し等
市長は、次の各号の一に該当する場合は、市民菜園の許可を取り消し又は使用の停止を命ずることができる
(1) 使用者がこの要綱に違反したとき
(2) 使用者が市民菜園の管理上、市長が必要と認めて行う指示に従わないとき
(3) 使用者が正当な理由がなく市民菜園を2月以上使用しないとき
(4) その他市長が、公益上特に必要と認めるとき
◇維持費の徴収等
市長は、市民菜園の維持管理に要する費用として、使用者から1区画につき年額4000円を徴収するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 608

都道府県名 岐阜県　区市町村名 高山市　人口 64,489

■条例等　　施行年月日

高山市の緑を守り育てる条例　78.4.1

■関連する規則等

高山市緑化推進事業補助金交付要綱 ..... 78.5.13.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
高山市環境保全基本条例に基づき、緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの
◇基本計画の策定
市長は、緑化基本計画を作成し、その実施に努めなければならない
◇緑化区域の指定
市長は、緑化上必要な区域を緑化区域に指定することができる
◇保存樹等の指定
市長は、良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、次に掲げる基準に該当する樹木、樹木の集団、草原又は湿原等を、当該樹木等の所有者の同意を得て保存樹、保存林又は保護地区として指定することができる
(1) 樹木
・地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上であること
・高さが10m以上であるもの
・株立ちした樹木で、幹の根まわりが1.5m以上、高さが2.5m以上であるもの
・はん登性樹木で、枝葉の面積が20㎡以上であるもの
・当市の植生環境上、貴重な樹木で、保存を必要とするもの
(2) 保存林
・樹林の存する土地の面積が500㎡以上であるもの
・生け垣をなす樹林の集団で、その生け垣の長さが30m以上であるもの
(3) 保護地区
・草地又は湿原等の所在する地域でその地域の面積が100㎡以上であるもの
・貴重な動物の生息地又は貴重な植物の生育地であること
◇補助金の交付
市長は、必要と認めるときは、自然環境の保全及び緑化の推進に関し必要な助言又は勧告を行い、又

は次の各号に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内において必要な助成を行うことができる
◇補助金の額
(1) 保存樹等の管理及び育成事業
・保存樹1本につき　　1万円
・保存林1ヶ所につき　　3万円
・保護地区1ヶ所につき　3万円
・その他1事業につき　　3万円
(2) 生け垣の設置事業
・生け垣設置1ヶ所につき　　4万円
・高木植栽1本につき　　1万円
(3) その他特に市長が必要と認める事業
これに該当する事業とは、次に掲げる駐車場、町内集会所等の施設緑化事業とする
・公衆用道路に面する部分で、道路より1.5m以内に植栽するものであること
・植栽する樹木の樹高は、おおむね1.5m以上のものであること
・植栽時に樹木の2分の1以上が道路から望見できるものであること
・植栽された長さは、5m以上であること
・植栽後5年以上活用するものであること
これらの事業に対し、1ヶ所につきそれに要する経費の3分の1以内の額を交付し20万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 609

都道府県名 岐阜県　区市町村名 高山市　人口 64,489

■条例等

高山市環境保全基本条例	施行年月日 72.6.24

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他					

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な生活環境を確保するため、生活環境の破壊を防止し、その改善を図るために必要な事項を定めたもの
◇基本計画の策定
市は、良好な生活環境を確保するため、環境保全基本方針を策定し、生活環境の破壊を防止し、その改善を図るために達成すべき目標及びその目標を達成するための総合的な施策の大綱を定めるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 610

都道府県名 岐阜県　区市町村名 多治見市　人口 98,764

■条例等　　施行年月日

多治見市風致地区内における建築等の規制に関する指導基準　83.8.16

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
風致を維持するため、風致地区内における建築等の規制に関し必要な指導基準を定めたもの
◇風致地区の区分
市長は、風致地区をそれぞれの地域の特性に応じ、次に掲げる種別に区分するものとする
(1) 第1号風致地区　公園、寺院境内地等を中心とする自然的景観の特に優れた山林、池、渓谷等の地区で現存の風致を維持することが必要なもの
(2) 第2号風致地区　自然的景観の優れた樹木地、池沼等の地区で現存の風致を維持することが必要なもの
(3) 第3号風致地区　自然的景観を保持している住宅地等に接する地区で現存の風致を維持することが良好な住環境保全のため必要なもの
◇建築等の規制
この地区内において建築物等を新築し、増築し、改築し、又は移転する場合は、次の各号に掲げる事項に適合すること
(1) 建築物等のうち、屋根、塀、門その他これらに類するものの色彩は、次の色彩を標準とすること
・屋根等についてはネズミ色又は黒色等明度を低くすること
・壁面等については明度、彩度を低くすること
・塀、門、石垣等については自然色又は生け垣
(2) 建築物等にあっては、当該建築物の高さ、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、風致地区の種別ごとに別表に掲げるものとする
(3) 建築物等の周辺には植栽等行うこと
◇木竹の伐採等の規制
風致地区内における木竹の伐採は、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれがあるため、できる限り伐採をしないものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 611

都道府県名 岐阜県　区市町村名 多治見市　人口 98,674

■条例等　　施行年月日

多治見市防災及び緑化に関する補助金交付要綱　82.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　震災時などでブロック塀の倒壊による人命の危険を防除するとともに、市内の緑化を推進するために、それに関わる事業に対して補助金を交付し、そのために必要な事項を定めたもの
◇補助の対象者
　補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に定める工事を行うものとする
　(1) 個人の住宅及び事業所の敷地内に、公衆用道路に面して設置されたブロック塀等を除去しようとする工事で、次の要件を全て満たすもの
　・除去しようとするブロック塀等の高さが、敷地面嵩0.6m以上有していること
　・ブロック塀等を除去する場合は、敷地面康0.6mを超えて残さないこと
　・ブロック塀等を除去する延長は、2m以上とすること
　(2) 個人の住宅及び事業所の敷地内に、次の要件を全て満たす生け垣を公衆用道路に面して設置する工事
　・植栽する樹木の高さ　おおむね0.6m以上
　・植栽する樹木の間隔　おおむね0.7m以内
　・植栽する生け垣の延長　5m以上
　・樹種　生け垣に適した樹木
◇補助金の額
　(1) ブロック塀等の除去については、延長1mにつき5000円を乗じて得た額とし、10万円を限度額とする
　(2) 生け垣の設置については、延長1mにつき2000円を乗じて得た額とし、10万円を限度額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 612

都道府県名 岐阜県　区市町村名 多治見市　人口 98,674

■条例等

	施行年月日
多治見市緑の育成及び保護に関する条例	91.4.1

■関連する規則等

多治見市緑の育成及び保護に関する条例施行規則	91.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	☒5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　自然環境を保護し、緑豊かな生活環境を確保するため、緑の育成及び保護に努め、健全で住みよい街づくりを図るために必要な事項を定めたもの
◇基本計画の策定
　市長は、緑化基本計画を作成し、その実施に努めなければならない
◇保存樹木等の指定
　市長は、自然環境を保護するため必要があると認めるときは、次に定める基準に該当する緑を保存樹又は保護地区として指定することができる
　(1) 保存樹
　・地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの
　・株立ちした樹木は、高さが3m以上であるもの
　・つる性立樹木は、枝葉面積が30m²以上であるもの
　(2) 保護地区
　・草地又は湿原等の所在する地域で、面積が300m²以上であるもの
　・樹木が集団して生育する地域で、面積が500m²以上であるもの
　・貴重な動物の生息地又は植物の生育地であるもの
◇補助金の交付
　市長は、必要と認めるときは、自然環境の保護及び緑化の推進に関し必要な指導、助言若しくは勧告を行い、又は必要な補助をすることができる
◇補助金の額
　(1) 保存樹等の管理及び育成事業
　・保存樹　　1本又は1株につき年額1万円
　・保護地区　　1箇所につき年額3万円
　(2) 生け垣設置事業

1箇所につき10万円
(3) 団体等で、公共用地又はこれに類する場所に植栽を行う事業
1事業につき5万円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 613

都道府県名 岐阜県　区市町村名 多治見市　人口 98,674

■条例等　　施行年月日

多治見市緑の基金条例　　90.12.26

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の育成及び保護事業を推進し、もって良好な生活環境を確保するために設置する多治見市緑の基金について定めたもの
◇基金の額
基金の額は、5000万円以上とする
◇基金の運用
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、緑の事業のための経費に充てなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 614

都道府県名 岐阜県　区市町村名 多治見市　人口 98,674

■条例等

	施行年月日
多治見市緑化協定要綱	83.7.5

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑地保全法の規定に基づき、計画的な植樹と緑化思想の普及による都市計画区域内における地域の緑化促進を図り、緑豊かな住宅環境を確保するための緑化協定に関し必要な事項を定めたもの

◇協定の対象区域
緑の自然環境の乏しい地域において良好な都市環境の形成を図るため緑化を必要とする相当規模の区域及び道路、河川等に囲まれた相当規模で、市街地の良好な環境の確保のため必要がある一団の土地

◇協定の内容
協定に定めるべき事項及びその指導基準は、次の通りとする
(1) 協定の名称
(2) 協定の目的となる土地の区域
(3) 緑化に関する次の事項のうち必要なもの
・樹木等の種類
・樹木等を植栽する場所
・かき又はさくの構造

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 615

都道府県名 岐阜県　区市町村名 中津川市　人口 54,985

■条例等

	施行年月日
「花のまち中津川」運動推進事業交付金要綱	91.8.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☒ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市において地域住民の健康増進、住民相互の連帯感の高揚及び環境美化に資するため、花壇の設置及び草花の植栽等を行う団体に対し、予算の範囲内において、交付金を交付するために必要な事項を定めたもの

◇交付の対象
交付金の交付の対象となる団体は、道路に面し、又はその他の公共用地に隣接する場所において、植栽事業を継続的に実施し、かつ、維持管理のできる団体とする

◇交付金の額
植栽事業に要する経費に相当する額とし、年間5万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 616

都道府県名 岐阜県　区市町村名 中津川市　人口 54,985

■条例等

	施行年月日
中津川市ふれあい市民農園の設置等に関する要綱	91.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が、野菜や花等を栽培して自然とふれあうとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、中津川市ふれあい市民農園を設置し、その際必要となる事項を定めたもの

◇貸し付けの資格
農園の貸付を受けることのできる者は、市内に住所を有する者またはしないに通勤する者及びその者と生計をともにする者とする
貸付期間は原則として1年を単位とし、毎年4月に始まり翌年3月に終わるものとする

◇貸付料の徴収
市長は、農園の貸付料として、借受者から1区画（約100㎡）につき年額1200円を徴収するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 617

都道府県名 岐阜県　区市町村名 美濃市　人口 26,428

■条例等　　施行年月日

美濃市環境保全に関する条例　　73.8.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市における現在及び将来において、市民が健康で、かつ、快適な生活を営むことのできる良好な自然と生活環境を確保するため、環境の破壊を防止し、その改善を図るために定めたもの
◇開発行為の制限
市内において、次の各号に該当する行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に協議し、その同意を得なければならない
(1) 面積0.1ha以上の宅地の造成、土地形質の変更
(2) 面積500m²以上の建築物、その他工作物の建築、改築又は増築
(3) 面積1000m²以上の土石類の採取

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 618

都道府県名 岐阜県　区市町村名 恵那市　人口 35,396

■条例等　　施行年月日

恵那市防災及び緑化に関する補助金交付要綱　87.9.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
震災時等において発生するブロック塀の倒壊事故から人命の危険を防除するとともに、市内の緑化を推進するために設置する、恵那市防災及び緑化に関する補助金の交付に関して定めたもの
◇補助対象者の指定
補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に定める工事を行う者とする
(1) 個人の住宅及び事業者の敷地内に、公衆用道路に面して設置されたコンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀又はレンガ塀を除去する工事で次の要件をすべて満たすもの
1) 除去しようとするブロック塀等の高さが、敷地面高0.6m以上有していること
2) ブロック塀等を除去する場合は、敷地面高0.6mを越えて残さないこと
3) ブロック塀等を除去する延長は、2m以上とすること
(2) 個人の住宅又は事業所の敷地内に、次の要件をすべて満たす生け垣を公衆用道路に面して設置する工事
1) 植栽する樹木の高さ　概ね1.0m
2) 植栽する樹木の本数　1m当たり2本以上
3) 植栽する生け垣の延長　5m以上（ブロック塀等の除去と合わせて行う場合は、2m以上）
4) 樹種　生け垣に適した樹木で消防長が認めたもの
5) 生け垣として5年以上活用できるものであること
◇補助金の額
(1) ブロック塀等の除去については、その延長1mにつき3000円とし、総延長を乗じて得た額とするただしその額は6万円を限度とする
(2) 生け垣の設置については、その延長1mにつき奨励防火樹種を植栽するときは2000円（限度額4万円）、それ以外の樹種を植栽するときは1000円（限度額2万円）とし、総延長を乗じて得た額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 619

都道府県名 岐阜県　区市町村名 土岐市　人口 65,337

■条例等

	施行年月日
土岐市生活環境保全に関する条例	72.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	☒ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	☒ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

本市における現在及び将来において、全ての市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な生活環境を確保するため、環境破壊を防止し、その改善向上を図るために定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 620

都道府県名 岐阜県　区市町村名 各務原市　人口 131,664

■条例等

	施行年月日
各務原市防災及び緑化に関する補助金交付要綱	79.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　震災時等において発生するブロック塀の倒壊事故から人命の危険を防除するとともに、併せて市内の緑化を推進するため、各務原市補助金交付規則に定めるもののほか、補助金を交付することについて必要な事項を定めたもの
◇補助対象者の指定
　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の一に該当する工事を行おうとする者又は工事の完了後1月以内の者とする
　(1) 個人の住宅の敷地内に設置されたブロック塀で、道路に面する部分を地盤高0.6m以下の高さまで除去する
　(2) 個人の住宅の敷地内に道路に面して設ける生け垣で、次の条件をすべて満たすものを設置する

　　1) 植栽する樹木の高さ　概ね0.6m以上
　　2) 植栽する樹木の幅　概ね0.2m以上
　　3) 植栽する生け垣の延長　概ね3.0m以上
　　4) 樹種　生け垣に適した樹木

◇補助金の額
　(1) ブロック塀等の除去については、その延長1mにつき標準事業費5500円とし、これに補助率80%を乗じて得た額とする　ただしその額は10万円を限度とする
　(2) 生け垣の設置については、その延長1mにつき標準事業費4000円とし、これに補助率50%を乗じて得た額とする　ただしその額は4万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 621

都道府県名 岐阜県　区市町村名 可児市　人口 82,834

■条例等　　施行年月日

可児市生活環境の確保に関する条例　78.8.18

■関連する規則等

可児市生活環境の確保に関する条例施行規則 ..... 78.8.18.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
住民が健康で快適な生活を営むことができる生活環境を確保するため、生活環境の破壊を防止し、より良好な生活環境を創造する基本的事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
市長は、良好な環境を確保するため住民に親しまれ、又は由緒由来がある樹木あるいは樹林を所有者、占有者又は管理者の同意を得て、保護樹木又は保護樹林として、指定することができるものとする
◇損傷の制限
何人も保護樹木等を伐採し、若しくは損傷し又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない
◇開発・建築行為の制限
自然景観及び緑地並びに水源かん養のため、必要な山林などの確保に影響を及ぼすおそれのある地域内の開発行為については、別に定める要綱などを遵守するものとする
◇表彰
市長は、良好な環境の保全及び育成に関し、顕著な功績があったものを表彰することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 622

都道府県名 岐阜県　区市町村名 川島町　人口 8,806

■条例等　　施行年月日

川島町防災に関する補助金交付要綱　　81.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

震災時などにブロック塀の倒壊による人命の危険を防ぐため、公道に面したブロック塀を撤去し、これを生け垣に模様替えする者に対して補助金を交付するために必要な事項を定めたもの

◇補助の対象者

補助金の交付を受けることのできる者は、次の（1）～（3）までの模様替え工事を併せ行う者とする

(1) 住宅等の敷地内に設置されたブロック塀で、公道に面する部分を地盤高0.6m以下の高さまで除去する

(2) 前号により排出されたブロック塀は、関係法に基づき適切に処理する

(3) 第1号により除去された跡地に設ける生け垣で、次の条件の全てを満たすものを設置する

・植栽する樹木の高さ　おおむね0.6m以上
・植栽する樹木の幅　おおむね0.2m以上
・植栽する生け垣の延長　おおむね3.0m以上
・樹種　生け垣に適した樹木

◇補助金の額

(1) ブロック塀等の除去については、1㎡につき3000円を乗じて得た額とし、10万円を限度額とする

(2) ブロック塊の処理については、1㎡につき300円を乗じて得た額とし、5000円を限度額とする

(3) 生け垣の設置については、延長1mにつき2000円を乗じて得た額とし、4万円を限度額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 623

都道府県名 岐阜県　区市町村名 岐南町　人口 20,474

■条例等

	施行年月日
岐南町緑化推進及び防災に関する補助金等交付要綱	81.2.21

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
町内の緑化を推進するとともに、ブロック塀の倒壊による人命の危険を防除するため、補助金を交付すること及び出生記念樹を交付することについて必要な事項を定めたもの

◇補助対象者
補助金の交付を受けることのできる者は、町内に住所を有する者及び町内に土地家屋を所有し、緑化の推進及び災害の防除に関わる補助対象事業を行った者とする

◇生け垣の基準
(1) 個人の住宅の敷地内に道路に面して設ける生け垣とし、同時施行の場合入口部分も含む
(2) 植栽する樹木の高さは、おおむね0.6m以上とする
(3) 植栽する樹木の幅は、おおむね0.2m以上とする
(4) 植栽する生け垣の延長は、おおむね3.0m以上とする
(5) 植栽する樹種は、生け垣に適した樹木とする

◇補助金の額
(1) 生け垣を設置する場合、延長1mブロック塀等の除去については、延長1mにつき1500円を乗じて得た額とし、4万円を限度額とする
(2) ブロック塀を除去する場合、延長1m当り1500円を乗じて得た額とし、10万円を限度額とする

◇出生記念樹の交付対象者
出生記念樹の交付を受けることができる者は、町内に住所を有し、前年度中に生まれた者とする

◇出生記念樹の交付
出生記念樹は、町の木「モチノキ」又は、県の木「イチイノキ」とし、5月に交付するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 624

都道府県名 岐阜県　区市町村名 岐南町　人口 20,474

■条例等

岐南町環境緑化推進用苗木等配布要綱	施行年月日 83.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	☒4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　緑化意識の高揚と、緑の町づくりを推進するために、地域環境緑化を行う団体に対して苗木、花苗等の配布を行い、そのために必要な事項を定めたもの
◇植栽場所の指定
　苗木等の植栽の対象となる場所は、道路沿線、学校、保育所、公園、広場等で公共の用に供されるところとする
◇苗木等の選定
　苗木等の種類の選定にあたっては、実施団体の希望を参考にし、植栽箇所の立地条件及び植栽予定地周辺との調和を考慮のうえ町で選定する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 625

都道府県名 岐阜県　区市町村名 北方町　人口 16,413

■条例等　　施行年月日

北方町生け垣づくり奨励補助金交付要綱　86.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住みよい生活環境を創造し、災害による危険なブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、生け垣づくりを行う者に対して補助金を交付するものとし、その交付に関して定めたもの

◇補助の対象者
北方町において住宅用地又は事業所用地等の宅地を所有又は使用する者で、宅地又は当該宅地と一体的に使用される土地に新たに生け垣を設置する者で、一宅地一回限りとする
幅員4m以下の道路に面して生け垣を設置する者は次の各号のいずれかに該当する者とする
(1) 当該道路中心線から2m以上後退した地点で生け垣を設置しなければならない
(2) 当該道路向かい側が河川等であるときは、前号の規定に関わらず、道路と河川の接地線から4m以上後退した地点で生け垣を設置しなければならない

◇生け垣の基準
補助の対象となる「生け垣」とは、本町の区域内に設置するもので、次の各号に該当するものをいう
(1) 生け垣は延長3m以上とし、かつ植栽本数が1m当り2本以上であること
(2) 生け垣として植栽する樹木の高さは0.6m以上とし、かつ幅は0.2m以上であること
(3) 生け垣の樹種は、町が奨励するもので、健全な樹木であること

◇補助金の額
(1) 生け垣のうち公道に面した部分に設置する場合は、延長1mにつき2500円を乗じて得た額とし、10万円を限度額とする
(2) 上記以外の部分に設置する場合は、延長1mにつき1500円を乗じて得た額とし、10万円を限度額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 626

都道府県名 岐阜県　区市町村名 北方町　人口 16,413

■条例等　　施行年月日

北方町花いっぱいの町づくり運動推進要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町民憲章の具現化を目指し、花いっぱいの町づくり運動を推進するため、必要な事項を定めたもの
◇花いっぱい運動に関する事業
(1) 花いっぱいの町づくりと快適な環境づくりのための調査研究、事業推進に関すること
(2) 花木等の植栽に関すること
(3) 花いっぱい運動を推進する団体等の連絡調整に関すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 627

都道府県名 岐阜県　区市町村名 北方町　人口 16,413

■条例等　　施行年月日

「北方町花いっぱい運動」推進に関する原材料支給要綱　87.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町制百年をひかえ美しい町づくりを目指して地域住民が実施する「花いっぱいの町づくり推進運動」の推進に要する原材料支給について、必要な事項を定めたもの
◇支給対象事業
原材料の支給対象事業は、次の各号に掲げるとおりとする
(1) 自治会又は地域の社会教育団体等の公共団体が実施管理する花壇等の「花いっぱい運動」とする
(2) その他町長が必要と認めるもの
◇支給原材料
支給原材料は、プランター及びコンクリートブロック、レンガ、種苗、花木苗等とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 628

都道府県名 岐阜県　区市町村名 郡上八幡町　人口 17,828

■条例等

	施行年月日
郡上八幡景観条例	91.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然と歴史に育まれた城下町、郡上八幡の景観を守り、創造し、生き生きとした美しい町を実現するための必要な事項を定めたもの
◇対象地区
この条例の対象となる地区は、都市計画法に基づく八幡町都市計画区域内及び町長が郡上八幡景観審議会の意見を聞いて特別に定める区域とする
◇対象区域内における行為の制限
対象区域内において次の各号に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない
(1) 建築物の新築、改築、増築又は外観の過半にわたる模様替え若しくは色彩の変更をしようとするもので、その建築物の高さが11m以上又は延床面積が500m²以上であるとき
(2) 擁壁等の工作物の新設、増設、改築しようとするもので見付面積10m²以上のもの
◇景観形成建築物等の指定
町長は、次の各号に該当する建築物、工作物及び樹木で景観形成において特に重要な価値があると認められるものを景観形成建築物、景観形成工作物、保存樹として指定することができる
(1) 周辺地域の景観及び雰囲気を特徴づけているもの
(2) 歴史的価値又は建築的価値のあるもの
(3) 特に町民に愛され親しまれているもの
◇景観形成建築物等に関する行為の届け出
景観形成建築物等の所有者及び管理者は景観形成建築物等の形態を改修あるいは変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない
◇助成
町長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる経費の一部を助成することができる
(1) 景観形成建築物の所有者　当該建築物の保存に関する経費

(2) 景観形成工作物の所有者	当該工作物の保存に関する経費
(3) 保存樹の所有者	保存樹の維持管理に要する経費

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 629

都道府県名 静岡県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

静岡県都市公園整備推進事業費補助金交付要綱　　85.4.1

■関連する規則等

静岡県補助金等交付規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市公園の緑化及び整備を促進するため、都市公園整備推進事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するために必要な事項を定めたもの
◇補助の対象
都市部における児童公園、近隣公園、及び都市緑地の緑化推進を図るために要する次に掲げる経費
(1) 高木を主体とした植栽及びそれに伴う下木の植栽に要する経費
(2) 植栽に伴う施設の移設、修景施設等の基盤整備に要する経費
◇補助の額
上記の事業に要する経費の3分の1以内

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 630

都道府県名 静岡県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等

	施行年月日
静岡県緑化推進運動事業補助金交付要綱	86.4.1

■関連する規則等

.静岡県緑化推進運動事業実施要領……
.静岡県補助金等交付規則……
……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな潤いのある生活環境の整備を図るため、緑化推進事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するために必要な事項を定めたもの
◇補助の対象
緑化推進運動事業に要する次の経費とする
(1) ふれあいの森整備事業
(2) 野鳥の森整備事業
(3) 町の森づくり事業文教施設環境緑化事業
◇補助の額
上記の事業にかかる経費の3分の2以内

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 631

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等

	施行年月日
浜松市生垣用苗木交付基準	85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市街地の民間宅地を緑化して緑豊かな住み良い生活環境を創出するため生垣づくりをする者に対し、苗木を交付するために必要な事項を定めたもの
◇苗木の交付対象
　専用住宅に居住もしくは居住しようとするものの敷地で幅員4m以上の道路に面する部分を生垣として植栽するもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 632

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等

	施行年月日
浜松市市民の森及び保存樹木等報償金支給要綱	88.4.1

■関連する規則等

浜松市都市景観条例
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
浜松市景観条例、第25条第1項の規定により指定した市民の森、並びに都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条の規定により指定した保存樹及び保存樹林に対する報償金の支給について必要な事項を定めたもの

◇報償金の支給の対象
市長は、市民の森及び保存樹木等の健全な育成及び保存を図るため市民の森の所有者等及び保存樹木等の所有者等に対し報償金を支給する

◇報償金の額
(1) 市民の森については、1㎡あたり年額40円
(2) 保存樹及び保存樹木については、1本あたり年額1万円
(3) 保存樹林については、1箇所あたり年額5万円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 633

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等　　施行年月日

浜松市保存樹木・樹林指定要綱　77.10.1

■関連する規則等

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づく保存樹木又は保存樹林の指定及び手続き並びに保存樹等の保存に対する助成等の事務処理について、必要な事項を定めたもの
◇助成金の交付
保存樹等の維持管理について当該所有者又は管理者に対し、予算の範囲内において報償金を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 634

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等

	施行年月日
浜松市名松保護事業補助金交付要綱	80.4.1

■関連する規則等

浜松市補助金等交付規則
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
名松を松食い虫から保護するために名松の管理者等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、そのために必要な事項を定めたもの
◇「名松」の定義
名松とは、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の規定により保存樹等に指定されている松及び松林で市長が適当と認めたものをいう
◇補助の対象となる事業
補助の対象となる事業は名松を松食い虫から保護するために実施する樹上薬剤散布器具の設置及び薬剤散布の事業とする
◇補助金の額
補助の対象となる経費の内容は樹上薬剤散布器具の購入並びに設置に要する経費及び薬剤散布に要する経費とし、その経費の2分の1を支給する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 635

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等

	施行年月日
誕生記念樹交付要領	83.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の賃借　☒ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かなまちづくりを推進するため、当該年度に出生した子供の健やかな成長を願って誕生記念樹を交付するために必要な事項を定めたもの。

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 636

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等　　施行年月日

浜松市都市緑化推進事業助成金交付要綱　89.4.1

■関連する規則等

浜松市補助金交付規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市に緑を増やし、潤いのある街づくりの推進を図るため、都市緑化推進事業を行う者に対し交付する浜松市都市緑化推進事業助成金について、浜松市補助金交付規則、第20条の規定に基づき必要な事項を定めたもの

◇助成の対象
助成の対象となる事業は、市民の団体が行う都市緑化推進事業のうち次に掲げるものとする
(1) 緑化の啓発の事業
(2) 街路樹等の愛護の事業
(3) 花木、樹木等の育成、普及等の事業
(4) その他市長が必要と認める事業

◇助成金の額
助成金の額は、予算の範囲内において上記の事業に要する経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 637

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等　　施行年月日

花いっぱいコミュニティ緑化事業実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　花いっぱいあふれる潤いのあるまちづくりを推進するため、地域の住民で構成する花づくりグループを対象に草花の種子、球根及び園芸資材を交付し、ボランティア活動を通して地域を花いっぱいで広げるコミュニティ事業について定めたもの
◇対象となる実施団体
　市内公民館管内を単位とする花づくりグループで子供会、花の会、老人会、自治会等により構成され、継続して活動がなされる団体であること
◇植栽場所の指定
　地域に広く開放された公園、広場、道路敷等の公共的施設で各施設の管理者の同意を得た箇所とし、不特定多数の人々が鑑賞できる場所であること
◇緑化材料の配布
　市は、予算の範囲で花づくり団体に対し、花壇へ植栽することとなる草花の種子、又は球根等を交付するとともに、これに必要となる園芸資材を提供しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 638

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等

	施行年月日
浜松市都市景観条例	87.4.1

■関連する規則等

浜松市都市景観条例施行規則	88.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市景観に関する市の施策の基本を明らかにするとともに、自然及び歴史的環境と調和した個性的で優れた都市景観の形成について必要な事項を定めたもの

◇基本計画の策定
市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画を定めなければならない

◇市民の森の指定
市長は、都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認める樹林地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地の区域で、規則で定める基準に該当するものを市民の森として指定することができる

◇開発・建築行為の制限
市民の森の区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、その内容を市長に届け出なければならない
(1) 建築物等の新築、増築又は改築
(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
(3) 木竹の伐採
(4) 水面の埋め立て

◇保存樹木等の指定
市長は、都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認める樹木又は樹木の集団で規則で定める基準に該当するものを保存樹木又は保存樹林として指定することができる
保存樹木等の伐採その他その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない

◇協定の締結
一定の地区内に存する土地又は建築物等の所有者等は、当該地区内における建築物の規模、壁面の位置、色彩又は形態の基準、緑化の基準その他都市景観の形成を図るため必要な事項について協定を締結

することができる
◇表彰
　市長は、都市景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる
　市長は、都市景観の形成に関する運動を推進し、その他都市景観の形成に貢献している者を表彰することができる
◇緑の育成及び保全に対する助成等
　市長は、市民の森の土地の所有者等又は保存樹木等の所有者等に対し、その育成もしくは保全のために必要な技術的援助、あるいは、それに要する費用の一部を予算の範囲内において助成することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 639

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等

	施行年月日
みどりの街づくり・功労者顕彰要綱	73.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	☒6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　都市緑化の推進及び緑の環境の保全美化により緑の街づくりに功績のあった個人又は団体を顕彰するために必要な事項を定めたもの
◇表彰
　表彰は市長の感謝状に記念品を添えて贈呈する
　表彰は毎年秋の花と緑の月間、都市緑化祭会場で行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 640

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等　　施行年月日

地域の森づくり事業実施要領　　81.10.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
次第に失われてゆく身近な緑を「地域の森」として再び復活し、緑豊かな住み良いまちづくりを推進するため、地域住民の参加による「地域の森」づくりによって広く市民に緑に対する意識の高揚を図るとともに、次の世代に「地域の森」を遺産として引き継ぐために必要な事項を定めたもの

◇緑化材料の配布
(1) 樹木
「地域の森」づくりに適する照葉樹を中心とした高さ2m内外の健全な苗木を交付する
照葉樹の一例
シイノキ、タブノキ、アラカシ、クスノキ、ユズリハ
(2) 支柱材、土壌改良材
樹木の健全な育成を図るため、支柱材及び結束材を交付する
また劣悪な土壌にあっては、土壌改良材を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 641

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等　　施行年月日

緑化推進樹木交付要領　　82.6.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民に樹木を交付することにより緑のまちづくりを推進し、住み良い環境づくりを図ることを目的とした樹木交付について必要な事項を定めたもの

◇樹木の交付対象の指定
(1) 学校、幼稚園、公園、公民館等公共施設の緑化を推進するもの
(2) 緑のまちづくりを図るため、組織により緑化を推進するもの
(3) 地域の森づくりを図るため、組織により緑化を推進するもの
(4) 浜松市生垣等苗木交付基準に基づき生垣により住宅地の緑化を推進するもの
(5) 工場、事業所等の緑化を推進するもの
(6) 当該年度に出生した者に対する誕生記念樹

◇交付する樹木
交付する樹木は、市が所有する苗圃の樹木その他の樹木とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 642

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜松市　人口 548,125

■条例等

	施行年月日
浜松市緑のリサイクル実施要領	85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	☒6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	☒6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
不要となった庭木を有効に活用して、市民の庭造り、緑造りの推進と、その意識の啓発と高揚を図るものであり市と市民の連帯感の養成のために行う庭木の交換についての必要事項を定めたもの
◇対象となる樹木
(1) 庭木として十分利用可能なもの
(2) 容易に移植できるもの
(3) 無償であること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 643

都道府県名 静岡県　区市町村名 沼津市　人口 213,035

■条例等

	施行年月日
沼津市環境保全基本条例	73.10.13

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	☒1．開発制限	☒2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市民の安全と生命を保持するため、良好な環境の創造を決意し、市、事業者及び市民それぞれの良好な環境の確保に関する責務を明らかにするとともに、市民の環境を守るための施策の基本となる事項を定めたもの
◇開発行為の制限
　市長は、土地の区画形質の変更等を伴う開発もしくは整備を目的とする行為又は建築物の建築を目的とする行為が、生活環境、自然環境及び文化環境と調和を保って行われるよう必要な措置を講じなければならない
◇緑化義務
　市長は、自然環境の保全に関する計画の策定、樹木の保全、緑化の推進その他自然環境を保全し、育成するため、必要な措置を講じなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 644

都道府県名 静岡県　区市町村名 清水市　人口 240,753

■条例等

	施行年月日
清水市みどり条例	78.4.1

■関連する規則等

清水市みどり条例施行規則	78.4.1
清水市保存樹木等奨励金交付要綱	78.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	☒4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の良好な生活環境を確保するため市と市民が一体となって、緑化の推進及びみどりの保全に努め、もってみどり豊かな都市づくりに寄与するために必要な事項を定めたもの

◇緑化推進モデル地区の指定
市長は、運動を推進するため緑化モデル地区を指定し、重点的に緑化推進の施策を講ずることができる

◇緑化材料の配布
市長は、運動を推進するため、市民及び事業者に対して樹木等の苗木の供給及び斡旋をおこなうものとする

◇協定の締結
市長は、相当規模にわたる土地の緑化を推進するため次に定める者と協議の上緑化協定を締結することができる
(1) 一定区域内の土地所有権者、地上権者及び賃借権者
(2) 事業者
(3) 開発事業をしようとする者

◇保存樹木等の指定
市長は、良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため、特に必要があると認めるときは、次に定める基準に該当する樹木等を保存樹木等として指定することができる
・保存樹木
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ちした樹木で、高さが30m以上であること
(4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること
・保存樹林

その樹林の存する土地の面積が500㎡以上であって、その樹林に属する樹木が健全で、かつ、樹容が美観風致上特にすぐれているもの

◇助言、指導及び助成

市長は、緑化の推進及びみどりの保全に関して、助言及び指導を行うとともに予算の範囲内で必要な助成をすることができる

◇奨励金交付の対象

奨励金は、指定された保存樹木等の所有者、占有者又は管理人に交付されるものとする

◇奨励金の額

(1) 保存樹木については、1本当たり年額1万円とする

(2) 保存樹林については、100㎡当たり年額5000円とする（最高額は5万円）

(3) 生垣をなす樹木については、年額1万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 645

都道府県名 静岡県　区市町村名 熱海市　人口 46,793

■条例等

	施行年月日
みどりを育て守る条例	77.4.1

■関連する規則等

みどりを育て守る条約施行規則	77.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	☒4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
熱海市のみどり豊かな自然環境を確保するため、緑化の推進及びみどりの保全を図り、もって健康で文化的な市民生活と観光都市としての美観風致を保持するために必要な事項を定めたもの

◇基本計画等の策定
市長は、良好な環境を保持するため、緑化の推進及びみどりの保全について基本的な施策を定め、これを実施するものとする

◇緑化材料の配布
市長は、みどり豊かな生活環境づくりを推進するため、市民に対し、樹木等の苗木の供給及び斡旋を行うものとする

◇保存樹木等の指定
市長は、市域における美観風致を維持するために、保存する必要があると認められる樹木等を保存樹木等として指定することができる
指定するにあたっては、当該樹木等の所有者等の承諾を得なければならない

◇保存樹木等の指定基準
・保存樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観風致上すぐれているものであること
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること
(4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること

◇採取・損傷の禁止
保存樹木等の保全に影響を及ぼす、次に掲げる行為をしてはならない
(1) 伐採すること
(2) 枝を切ること

(3) 皮を剥ぐこと
(4) 根を断つこと

◇協定の締結

市民及び事業者は、一定の区域における緑化の推進とみどりの適切な保全を図るため市長と協議し、樹木の植栽等に関する緑化協定を締結することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 646

都道府県名 静岡県　区市町村名 熱海市　人口 46,793

■条例等　　施行年月日

熱海市ミニ花壇の設置に伴う資材等支給要綱　91.2.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
新熱海市総合計画に基づく、「四季を通じて花が見られる町」を目指して推進する「花いっぱい運動」の一環として、市民相互の協力により、地域の特性を生かした個性あるまちづくりのための小規模な花壇を設置するにあたり、当該花壇の設置に要する資材等の支給に関し必要な事項を定めたもの

◇資材等の支給の対象
市内在住の個人又は市内に所在する法人もしくは団体に勤務する者で構成する3人以上のグループによりミニ花壇づくりを実施しようとする者で、当該ミニ花壇が次の基準に該当するものとする
(1) 公道に面するところ等、不特定多数の人の目に触れる場所に設置される花壇であること
(2) 花壇の面積が、概ね5㎡であること
(3) 地権者の承諾が得られていること

◇資材等の配布
支給する資材は、花壇の造成に必要なブロック、土、肥料及び草花の種苗等とする（但し、支給する資材の合計額は10万円を限度とし、支給期間は1年以内とする）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 647

都道府県名 静岡県　区市町村名 三島市　人口 106,033

■条例等

	施行年月日
三島市生垣づくり推進要綱	79.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
安全でかつ良好な生活環境の確保を図り、あわせて緑豊かなまちづくりを推進するために、生け垣を設置する者に対し、苗木を無償で交付することとし、それに必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
苗木の交付を受けることのできるものは、次に示すものに該当するものとする
(1) 生け垣を新設しようとするもの
(2) 既存ブロック塀等を生垣に替えようとするもの
交付の対象となる生け垣の長さは、おおむね5m以上で20mを限度とし、配布本数は1mあたり3本以内とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 648

都道府県名 静岡県　区市町村名 三島市　人口 106,033

■条例等

	施行年月日
みどりの贈りもの実施要領	83.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	☒8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かなまちづくりを推進するため、人生のうちでも最も意義深い出生、結婚、新築などの喜びを祝い記念樹を贈ることとし、そのために必要な事項を定めたもの

◇対象の指定
記念樹の交付を受けることのできるものは、次に掲げるものに該当するものとする
(1) 出　生
(2) 結　婚
(3) 新　築
交付の対象は、結婚1組、新生児1人、新築1戸にそれぞれ1本を交付する

◇記念樹の種類
タイサンボク、モクセイ、モッコウ、サザンカ、シイ、カシ、イチョウ、ミシマザクラ

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 649

都道府県名 静岡県　区市町村名 富士宮市　人口 119,385

■条例等　　施行年月日

富士宮市生垣づくり補助金交付要綱　84.8.3

■関連する規則等

富士宮市補助金交付規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑豊かな住み良い都市づくりを推進するとともに地震等災害の防止に寄与することを目的として、生垣づくりをするものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して定めたもの

◇生垣の基準

補助の対象となる生け垣とは、本市の区域内に設けるもので、次に掲げる要件を全て満たすもの

(1) 住宅用地又は事業所用地の周囲の全部又は一部に新たに生垣づくりをするものであること

(2) 生垣の延長が3m以上であること

(3) 樹木の高さが0.5m以上であること

(4) 樹木の数が延長1mあたり2本以上あること

(5) 高さ40cmを越えるブロック塀等との併設ではないこと

◇補助金の額

補助金の額は、次の区分によるものとする

(1) 新たに生垣を設置する場合

生垣づくりに要する経費の2分の1に相当する額とし、5万円を限度とする

(2) ブロック塀等の取り壊しを行って生垣を設置する場合

生垣づくりに要する経費の2分の1に相当する額とし、8万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 650

都道府県名 静岡県　区市町村名 富士宮市　人口 119,385

■条例等

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例	施行年月日 90.10.8

■関連する規則等

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

富士宮市環境保全基本条例、第6条第5号に規定する樹木等の保全その他の自然環境の保護、育成に関する事項の実施に関し必要な事項を定めたもの

◇協定の締結

市長は、良好な自然環境を保全するため、特に必要と認めるときは、土地利用事業を行おうとする者との間に自然環境の破壊防止、植生の保護、緑地の造成、施工監理その他必要な事項を内容とする協定を締結することができる

◇保存樹等の指定

市長は、市内に存する樹木又は樹林のうちで、次に掲げる基準に適合するものについて、保存樹又は保存樹林として指定することができる

樹木については、次の条件のいずれかに該当していること

(1) 1.3mの高さにおける幹の周囲が3m以上であること

(2) 1.3mの高さにおいて、幹が複数に分かれている場合は、個々の幹の周囲の合計が3m以上であり、そのうちの主幹の周囲が2m以上であること

樹林については、上記の樹木に対する条件のいずれかに該当している樹木及びこれに準ずる樹木が複数生育していること

◇助成金の交付

市長は、保存樹林等として指定したときは、所有者等に対し、予算の範囲内において次に定める保存指定助成金を交付するものとする

(1) 保存樹の場合、1本につき5000円とし、同一敷地内において1本増すごとに1000円を加算する

(2) 保存樹林の場合、樹林の面積が1000㎡までは1万円とし、500㎡増すごとに1000円を加算する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 651

都道府県名 静岡県　区市町村名 富士宮市　人口 119,385

■条例等

	施行年月日
緑化推進事業補助金交付要綱	90.5.10

■関連する規則等

富士宮市補助金交付規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進を図るため、緑化推進に関わる各種事業の実施団体に対し予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めたもの

◇補助の対象、補助額

補助の対象となる団体	補助額
富士宮市緑化推進市民の会	年額50万円以内
富士宮花の会	年額20万円以内

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 652

都道府県名 静岡県　区市町村名 島田市　人口 75,156

■条例等　　施行年月日

島田市生垣づくり補助金交付要綱　　81.4.1

■関連する規則等

島田市補助金交付規則 .....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かなまちづくりを推進するとともに、地震等による災害防止に寄与するため、生け垣づくりをする者に対し、補助金を交付するために必要な事項を定めたもの

◇補助の対象
補助の対象となる「生垣」とは、本市の区域内に設けるもので、次に掲げる要件に該当するものをいう
(1) 住宅用地及び事業所用地の周囲の全部又は一部に設けるものであること
(2) 生け垣の延長が3m以上であること
(3) 外部から眺望して樹木の高さが1m以上であること
(4) 樹木の数が延長1m当たり2本以上であること

◇補助金の額
既存のブロック塀その他これらに類する塀にかえておこなう新たな生垣づくりの場合は、5万円を限度として、それに要した経費の3分の2が支給される
それ以外の新たな生け垣づくりは、5万円を限度として、それに要した経費の2分の1が支給される

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 653

都道府県名 静岡県　区市町村名 富士市　人口 227,076

■条例等

	施行年月日
富士市樹林及び樹木の保護指定に関する要綱	80.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

良好な自然環境の保全と都市の美観風致を維持するために欠くことのできない樹林及び樹木を将来にわたって適正に保全するための保護指定及び当該樹林もしくは樹木の所有者等に対する補助金の交付について必要な事項を定めたもの

◇保護指定

市長は、市内に存する樹林又は樹木のうちで、次に掲げる基準に適合するものについて、保護指定するものとする

(1) 樹林については、健全で、かつ、その樹容が美観風致上優れ、樹林の存する土地の面積が200㎡以上あること

(2) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れていること

・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
・高さが15m以上あること
・株立ちした樹木で、高さが3m以上あること
・はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上あること

◇補助金の交付対象の指定

市長は、樹林及び樹木の保護指定をしたときは、その所有者等に予算の範囲内において補助金を交付するものとする

ただし、所有者等が国又は地方公共団体の場合は、補助金を交付しない

◇補助金の交付額

(1) 樹林については、500㎡までは年額2万円とし、100㎡増すごとに2000円を加算する（ただし、補助金の限度額は年額5万円とする）

(2) 樹木については、1本につき年額8000円とし、ただし、同一敷地内で複数の場合は、1本増すごとに1000円を加算する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 654

都道府県名 静岡県　区市町村名 富士市　人口 227,076

■条例等　　施行年月日

富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する条例

■関連する規則等

富士市の自然環境の保全と緑の育成に関する条例施行規則 76.3.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
郷土の自然を守り、良好な生活環境の創造を目指した都市の緑の育成に努めるため、自らの創意と努力によって、自然環境を保全し、緑を育てていくため、その基本となる事項を定めたもの
◇協定の締結
市長は、自然環境の保全と緑の育成のため、特に必要があると認める場合は、土地利用事業を行う者と、自然環境の破壊の防止、植生の保護、緑地の造成並びに土地利用事業等の適切な施工監理その他必要な事項を内容とする協定を締結することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 655

都道府県名 静岡県　区市町村名 磐田市　人口 84,157

■条例等

磐田市生け垣づくり補助金交付要綱	施行年月日 86.5.1

■関連する規則等

磐田市補助金等交付規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地震等によるブロック塀塔の倒壊事故を防止するとともに緑化の推進を図るため、ブロック塀等を撤去し、生け垣に造り替える者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する為に必要な事項を定めたもの
◇補助の対象
ブロック塀等を撤去した箇所に生け垣を造るために要する経費
◇補助金の額
生け垣の延長1m当たり3000円とし、9万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 656

都道府県名 静岡県　区市町村名 焼津市　人口 114,809

■条例等　　施行年月日

焼津市緑を育てる条例

■関連する規則等

焼津市緑を育てる条例施行規則 ..... 76.10.27.....
事業等の緑化推進指導基準 .....
.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が緑豊かな都市環境の中で健康で文化生活の営みができるよう、市と市民が一体となって緑化の推進と保全に努め、緑あふれる都市づくりを図るために必要な事項を定めたもの
◇基本計画の策定
市長は、緑あふれる都市づくりを図るため緑化に関する基本計画を策定し、積極的に緑化施策の推進に努めなければならない
◇みどりの祭典
市長は、緑化思想の普及に努め、緑豊かなまちづくりを図るため、みどりの祭典を行うものとする
この祭典では、既ね次の事業を行う
(1) 植木、草花講習会の開催
(2) 植木市の開催
(3) 植木、苗木の斡旋及び配布
(4) 花壇コンクール
(5) 記念植樹
◇緑化材料の配布
市長は、市民の緑化の推進を助成するため積極的に樹木、草花の苗木等の配布事業を行うものとする
◇みどりの保全モデル地区の指定
市長は、みどり豊かな地区を保全するため、みどりの保全モデル地区を指定し、重点的に次に掲げるような緑地保全の施策を講ずることができる
(1) 肥培管理
(2) 病害虫の駆除
(3) 補植
(4) 保全状況調査
◇保存樹等の指定

市長は、樹木等の保全を図る必要があると認めるときは、規則で定める基準により保存樹等を当該土地の所有者と協議のうえ指定することができる

◇損傷の制限

緑化推進モデル地区内の樹木、みどりの保全モデル地区内の樹木及び保存樹木等の伐採をしようとする者は、市長にその旨を届け出なければならない

◇助成金の交付

市長は、自然保護及び緑化推進の目的を達成するため、次に掲げる事項について、予算の定めるところにより必要な助成をすることができる

(1) モデル地区における緑化推進及び保全事業

(2) 保存樹等の指定による緑化保全事業

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 657

都道府県名 静岡県　区市町村名 焼津市　人口 114,809

■条例等　　施行年月日

焼津市生け垣づくり補助金交付要綱　80.4.1

■関連する規則等

焼津市補助金交付規定

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　みどりのまちづくりを推進するとともに地震当災害の防止に寄与するため、生け垣づくりをする者に対し予算の範囲内で補助金を交付するために必要な事項を定めたもの
◇補助の対象
　生け垣づくりに要する経費とし、次に掲げる要件に該当するものとする
　(1) 補助金の交付を受けようとする者は市内に居住し、又は市内に住宅用地を有する個人であること
　(2) 設置する生け垣は、住宅地の周囲の全部又は一部に新たに設ける者であること
　(3) 生け垣の延長が2m以上であること
　(4) 樹木の数が延長1m当たり2本以上であること
　(5) 樹木の高さは、外部から眺望できる部分が1m以上であること
◇補助金の額
　生け垣づくりに要する経費のうち、樹木購入に要する経費の2分の1以内とし6万円を限度とする
　既存ブロック塀等を取り壊して生け垣に造り替える場合には、防災対策補助金として、取り壊し工事費の2分の1以内（限度額5万円）を補助する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 658

都道府県名 静岡県　区市町村名 焼津市　人口 114,809

■条例等

	施行年月日
焼津市緑化推進本部設置要綱	76.8.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他					

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

焼津市の緑化の推進、緑の保全、緑の普及啓蒙について、連絡調整を図りつつ計画的な緑化と、自然環境の保全を期するために設置する焼津市緑化推進本部についての必要事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 659

都道府県名 静岡県　区市町村名 焼津市　人口 114,809

■条例等　　施行年月日

焼津市花いっぱい運動補助金交付要綱

■関連する規則等

焼津市補助金交付規定

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
花とみどりのまちづくりを推進するため草花等の育成及び植栽を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めたもの
◇補助の対象
地域環境美化のため草花等の育成及び植栽等を行うために要する経費に対して
補助金の交付を受ける者は、花いっぱい運動補助金実績報告書を市長に提出しなければならない
◇補助金の額
花いっぱい運動に要する経費の3分の2以内とする（但し、最高額は30万円とする）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 660

都道府県名 静岡県　区市町村名 掛川市　人口 75,448

■条例等

	施行年月日
緑と花で美しい環境をつくる条例	80.4.1

■関連する規則等

緑と花で美しい環境をつくる条例施行規則	80.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が美しい環境の中で健康で快適に生活できるように、市と市民が一体となって生涯学習運動の中で緑と花と自然をいっぱいにしていくために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇協定の締結
市民及び事業者は、一定の区域における緑と花で美しい環境づくりと緑の適切な保全を図るため市長と樹木、草花の植栽等に関する事項を協定することができる
◇助成金の交付
市長は、緑と花で美しい環境づくりを推進するため、緑化協定に関する事業等について、予算の範囲内において必要な助成をすることができる
◇苗木等の配布
市長は、緑化と花の普及を図るため種苗等の育成、配布及び斡旋に努めなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は、緑と花で美しい環境づくりのために必要があると認めるときは、次に定める基準に該当する樹木等を保存樹木等として指定することができる
・保存樹木
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ちした樹木で、枝葉の面積が30m²以上であること
(4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30m²以上であること
・保存樹林
その樹林の存する土地の面積が500m²以上であって、その樹林に属する樹木が健全で、かつ、樹容が美観風致上特にすぐれているもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 661

都道府県名 静岡県　区市町村名 藤枝市　人口 123,363

■条例等　　施行年月日

藤枝市生垣づくり補助金交付要綱　　85.4.1

■関連する規則等

藤枝市補助金交付規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住み良いまちづくりを推進するとともに、地震等災害の防止に寄与するために、生垣を設置するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して定めたもの

◇補助の対象の指定
補助の対象は、生垣づくりに要する経費とし、次に掲げる要件に該当するものとする
(1) 補助金の交付を受けようとする者は、市内に居住する個人であること
(2) 設置する生垣は、住宅用地の周囲の全部又は一部に新たに設けるものであること
(3) 生垣の延長が2m以上であること
(4) 樹木の数が延長1mあたり2本以上であること
(5) 樹木の高さは、外部から眺望できる部分が1m以上であること

◇補助金の額
生垣づくりに要する経費のうち、樹木購入に要する経費の3分の2以内とし、5万円を限度とする
既存ブロック塀等を生垣に替える場合は、樹木購入に要する経費の全額を支給し、7万5千円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 662

都道府県名 静岡県　区市町村名 御殿場市　人口 78,964

■条例等　　施行年月日

御殿場市新築記念樹交付要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かなまちづくりを推進するため、市民に新築記念樹を配布するにあたっての必要事項を定めたもの

◇交付対象者の指定
記念樹は、市内に居住するもので、新築又は改築したものに交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 663

都道府県名 静岡県　区市町村名 御殿場市　人口 78,964

■条例等

	施行年月日
御殿場市緑化推進モデル地区指定要綱	88.9.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内に緑化推進モデル地区を指定し、地域住民の緑化思想の高揚と緑の拡充を図り、もって緑豊かなまちづくりの推進に寄与するために必要な事項を定めたもの
◇交付金
市長は、モデル地区に対して、予算の範囲内で交付金を支給するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 664

都道府県名 静岡県　区市町村名 袋井市　人口 55,485

■条例等　　施行年月日

袋井市生垣づくり補助金交付要綱　　83.4.1

■関連する規則等

袋井市補助金等交付規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑豊かなまちづくりを推進するため及び地震等災害の防止に寄与することを目的として、生け垣づくりをするものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して定めたもの

◇生け垣の基準

補助の対象となる「生垣」とは、原則として市の木「マキ」を使用するものとし、次に掲げる要件を満たしているものをいう

(1) 住宅用地又は事業所用地の周囲の全部又は一部に新たに生垣づくりをするものであること

(2) 生け垣の延長が3m以上であること

(3) 樹木の高さが0.8m以上であること

(4) 樹木の数が延長1mあたり2本以上あること

◇補助金の額

補助金の額は、生け垣づくりに要する経費のうち、樹木の購入に要する経費を対象とし補助金の額は次に定めるとおりとする

(1) 既存ブロック塀等を取り除き、新たに生け垣づくりをする場合は、8万円を限度額とし、樹木購入経費の3分の2以内とする

(2) (1) 以外で新たに生け垣づくりをする場合

・マキの木の場合、1万円を限度額とし、樹木購入費の2分の1以内とする

・その他の樹木の場合、9万円を限度額とし、樹木購入費の3分の1以内とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 665

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜北市　人口 82,717

■条例等

	施行年月日
浜北市生垣づくり補助金交付要綱	86.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かなまちづくりを推進するとともに、地震等災害の防止に寄与することを目的として、生垣づくりをする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、それに必要な事項を定めたもの

◇補助の対象の指定
補助の対象となる生垣は、本市内に居住を目的とした建物を保有し、又は居住している個人が本市の区域内に設けるもので次の用件に該当するものをいう
(1) 住宅用地又は事業所用地の周囲又は一部に設けるものであること（ただし、公道に接しているものを優先する）
(2) 生け垣の延長が3m以上であること
(3) 外部から眺望して樹木の高さが1m以上であること
(4) 樹木の数が延長1mあたり2本以上であること
(5) 高さ50cmを超えるブロック塀等との併設でないこと
(6) 果樹等の栽培を害する恐れのある樹木でないこと

◇補助金の額
(1) 新たに生け垣を設置する場合
生け垣づくりに要する経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする（ただし、まきの木による生け垣を設置するときは、8万円を限度とする）
(2) ブロック塀等の取り壊しを行って生垣を設置する場合
生け垣づくりに要する経費の3分の2以内とし、8万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 666

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜北市　人口 82,717

■条例等　　施行年月日

浜北市保存樹木等指定に関する要綱　85.9.2

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

良好な自然環境の保全と都市の美観風致を維持するのに欠くことのできない樹木及び樹林を適正に保存するための指定並びに当該樹木及び樹林の所有者等に対する報償金の交付について必要な事項を定めたもの

◇保存樹木等の指定

市長は、市内に存する樹木又は樹林のうちで、次に掲げる基準に適合するものについて、保存樹木又は保存樹林として指定することができる

・樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上優れていること

(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること

(2) 高さが15m以上であること

(3) 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること

(4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること

・樹林については、次のいずれかに該当し、健全で、かつその集団の樹容が美観上優れているもの

(1) 樹木の存する土地の面積が500㎡以上であること

(2) 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30m以上であること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 667

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜北市　人口 82,717

■条例等

浜北市みどりを守り育てる基金条例	施行年月日 90.6.30

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　緑地の保全及び育成を図るために設置する浜北市みどりを守り育てる基金についての必要事項を定めたもの
◇基金の運用
　基金は、緑地の保全及び育成の事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 668

都道府県名 静岡県　区市町村名 浜北市　人口 82,717

■条例等

	施行年月日
浜北市みどりを守り育てる運動報償金交付要綱	91.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かなまちづくりを推進するため、都市公園等の緑地の除草及び肥培管理棟を実施する町内会等に対して交付する報償金についての必要事項を定めたもの
◇報償金の額
(1) 都市公園等の緑地の除草作業に対する報償金の額は、緑地面積1㎡あたり10円とする（ただし、一箇所あたり年間2回を限度とし、最低金額を1000円とする）
(2) 桜並木の病虫害防除に対する報償金の額は、薬剤の実費及び機械器具損料3000円とする（ただし、一箇所あたり年間2回を限度とする）
(3) 桜並木の肥培管理に対する報償金の額は、定植後概ね5年を目安として、施肥に要する実費とする（ただし、一箇所あたり年間1回を限度とする）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 669

都道府県名 静岡県　区市町村名 下田市　人口 29,326

■条例等　　施行年月日

下田市緑とうるおいのあるまちづくり補助金交付要綱　86.4.16

■関連する規則等

下田市負担金補助及交付金に関する規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

花と緑のまちづくりを推進するとともに、地震等災害の防止に寄与することを目的として、都市計画区域内に生け垣づくり又は花壇づくりをするものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するために必要となる事項を定めたもの

◇補助の対象となる「生垣」「花壇」

・対象となる「生垣」とは、新たに設置するもので、次に掲げる要件を全て備えてなければならない

(1) 住宅用地又は事業所用地の周囲の全部又は一部に設けるものであること

(2) 生け垣の延長が5m以上であり、道路に3m以上面すること

(3) 樹木の高さが、外部から眺望して1m以上であること

(4) 樹木の数が延長1m当たり2本以上であること

(5) 少なくとも5年以上は活用できるものであること

・対象となる「花壇」とは、新たに設置するもので、次に掲げる要件を全て備えてなければならない

(1) 花壇は、奥行きが1m以下であり、面積が3㎡以上であること

(2) 縁枠として用いる修飾材料は、岩石、レンガもしくは木材又はその他これらに類するものとし、高さが地盤面から25cm以上50cm以下であること

(3) 花壇は、道路から眺望できる位置に設けるものであること

(4) 少なくとも5年以上は活用できるものであること

◇補助金の額

(1) 既存ブロック塀等を取り壊し、新たに生け垣づくり又は花壇づくりをする場合は、それに要した経費の3分の2が支給される（但し、限度額8万円）

(2) (1) 以外の新たな生け垣づくりの場合は、それに要する経費の2分の1が支給される（但し、限度額5万円）

(3) (1) 以外の新たな花壇づくりの場合は、それに要する経費の3分の2が支給される（但し、限度額5万円）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 670

都道府県名 静岡県　区市町村名 裾野市　人口 49,743

■条例等

	施行年月日
裾野市安全な生け垣等設置推進補助金交付要綱	81.4.1

■関連する規則等

裾野市補助金等交付規則……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

地震災害の防止及び緑のまちづくりに寄与するために、既存ブロック及び石塀等の撤去並びに安全な生け垣、フェンス及び竹板塀等を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するために必要な事項を定めたもの

◇補助の対象

補助の対象となる既存ブロック塀等の撤去及び延長が2m以上の安全な生け垣等の設置は、住宅用地及び事業用地で公道又は建物敷地に接する部分とし、次に掲げる条件を満たすものとする

(1) 既存ブロック塀等の撤去　既存ブロック塀等の撤去後にブロック、石塀等を設置しない場合とする

(2) 生け垣　外部から眺望して樹木の高さが1m以上、樹木の数が延長1m当たり2本以上であるもの

(3) フェンス、竹板塀等　外部から眺望して、フェンス、竹板塀等の高さが2m以下で基礎部分が軽ブロックでないもの

◇補助金の額

・補助金の額は、既存ブロック塀等の撤去につき、次に掲げるとおりとする

(1) 業者に依頼する場合は、1㎡当たり1000円とし、最高限度額を3万円とする

(2) その他の場合は、1㎡当たり500円とし、最高限度額を1万5千円とする

・安全な生け垣等の設置については、次に掲げる経費の2分の1とし、その最高限度額は5万円とする

(1) 生け垣　樹木の購入及び植栽に要する経費

(2) フェンス、竹板塀等　フェンス、竹板塀等の原材料の購入及び設置に要する経費

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 671

都道府県名 静岡県　区市町村名 伊豆長岡町　人口 15,059

■条例等

	施行年月日
伊豆長岡町花と緑のまちづくりの推進に関する条例	90.12.26

■関連する規則等

伊豆長岡町花と緑のまちづくりの推進に関する条例施行規則91	91.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　花と緑の調和した自然環境の確保のため、町及び町民の責務を明らかにするとともに、花いっぱい緑いっぱい（花き緑化）の推進及び緑の保全について基本となる事項を定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画の策定
　町長は、花き緑化を推進するため、あらかじめ伊豆長岡町花と緑のまちづくり審議会の意見を聞き、花き緑化基本計画を策定し、実施するものとする
◇花き緑化街区の指定
　町長は、市街地の修景場重要な街区について必要があると認めるときは、伊豆長岡町花と緑のまちづくり審議会の意見を聞き、花き緑化街区の指定をすることができる
　花き緑化街区に指定されると、その区域に建築物その他の施設を設置し、もしくは管理している者またはしようとする者は、次に掲げる花き緑化等に努めなければならない
　(1) 敷地内の道路に面した場所は、花壇の設置又は花及び樹木の植栽
　(2) 建築物の屋上、窓際、その他の場所は、花及び樹木の植栽
◇協定の締結
　町長は、必要があると認められる者と花き緑化の推進について協議し、その土地について樹木の植栽等に関する事項の協定を締結することができる
◇花と緑のまちづくり月間
　町長は、花き緑化運動を推進し、かつ、町民の花き緑化思想の高揚を図るため「花と緑のまちづくり月間」を設けるものとする
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
　町長は、地域の美観、風致を維持するために保存する必要があると認められる樹木又は樹林で、次に掲げる基準のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が優れているものを、保存樹木又は保存樹林として指

定することができる
(1) 独立した樹木は、1.2mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上でかつ高さが10m以上であること
(2) 株立ちした樹木は、1.2mの高さにおける幹の周囲の和に50％を乗じた数が、1.2m以上でかつ高さが10m以上であること
(3) はん登性樹木は、枝葉の面積が25㎡以上であること
(4) 樹木の集団は、その存する土地の面積が300㎡以上であること
(5) 生け垣をなす樹木の集団は、その長さが20m以上であること

◇損傷の制限

保存樹木等の保存に影響を及ぼす次の行為をしてはならない
(1) 枝の切除をする行為
(2) 樹皮をはぐ行為
(3) 樹根を切る行為
(4) 上記以外に良好な生育を妨げる行為

◇奨励金の交付

花き緑化街区の植栽等並びに保存樹木等の保存について援助するため、当該所有者等に対し奨励金を交付する

奨励金の額は、次に定めるところによる
(1) 保存樹木　　1本又は1株につき年額2500円以内
(2) 保存樹林　　100㎡につき年額1000円以内

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 672

都道府県名 静岡県　区市町村名 富士川町　人口 18,093

■条例等

	施行年月日
蓼川町生垣づくり補助金交付要綱	80.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住み良いまちづくりを推進するとともに、地震等災害の防止に寄与するために、生垣を設置するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して定めたもの

◇生け垣の基準
補助の対象となる生け垣とは、町の区域内に設けるもので、次に掲げる要件に該当するものをいう
(1) 住宅用地及び事業所に設けるものでなければならない
(2) 生け垣延長が5m以上であること
(3) 外部から眺望して樹木の高さが1m以上であること
(4) 樹木の数が延長1m当たり2本以上であること

◇補助金の額
新たに生け垣を設置する場合、それに要した経費のうち、樹木の購入代金の3分の2とする
既存ブロック塀等を生け垣に造り替える場合、樹木の購入代金の全額とする
補助金交付の限度額は、最高5万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 673

都道府県名 静岡県　区市町村名 蒲原町　人口 14,494

■条例等

条例等	施行年月日
蒲原町生垣づくり補助金交付要綱	79.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
花と緑のまちづくりを推進するため生け垣づくりをするものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して定めたもの

◇生垣の基準
生垣とは、樹木を帯状に植え並べ、竹・板等の補助材料を使って樹木相互の枝葉の組合せをした長さ1.8m以上の垣根をいう

◇補助の対象
蒲原市内に居住する者及び住宅用地を有する者で、家庭緑化を図り、住宅用地の周囲の全部又は一部に新たに生垣づくりをする者

◇補助金の額
生垣づくりに要する経費の2分の1とし、5万円を限度とする
ただし、既存のブロック塀等を生け垣に作り替える場合は、生け垣づくりに要する経費の全額とし、10万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 674

都道府県名 静岡県　区市町村名 岡部町　人口 13,730

■条例等

	施行年月日
岡部町宅地開発、工場開発事業指導要綱	71.9.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑の健康都市として良好な市街地の形成を図るため、公共施設の設置に関し、明確な基準を定めて適切に開発行為を規制又は誘導するために必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 675

都道府県名 静岡県　区市町村名 菊川町　人口 30,086

■条例等　　施行年月日

菊川町生垣設置費補助金交付要綱　　89.8.17

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保全及び拡大を図り、潤いのある住み良い都市の環境づくりを推進するため、生け垣を設置するものに対し予算の範囲内において補助金を交付するための必要事項を定めたもの
◇生け垣の基準
補助の対象になる生け垣とは、樹木が列状に5m以上植え込まれ、かつ、外部から眺望した樹木の高さが90cm以上であること
◇対象の指定
補助金は、本町の区域内に住宅を目的とした建物を保有し、又は、居住しているものがその敷地の全部又は一部に生け垣を設置する場合に交付するものとする
◇補助金の額
ブロック塀等を取り壊して生け垣を設置する場合、生け垣づくりに要した経費の3分の2とし、限度額を5万円とする
新たに生け垣を設置する場合、生け垣づくりに要した経費の2分の1とし、限度額を5万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 676

都道府県名 静岡県　区市町村名 菊川町　人口 30,086

■条例等

	施行年月日
菊川町記念樹配布事業実施要綱	89.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町民に緑に対する理解を深め、緑の保全及び拡大を図り、潤いのある住み良い環境づくりを推進するため、予算の範囲内において記念樹を配布するために必要な事項を定めたもの

◇記念樹いろいろ
(1) 結婚記念樹
(2) 出生記念樹
(3) 小学校入学記念樹
(4) 新築記念樹

◇記念樹の配布
記念樹の配布に当たっては、あらかじめ記念樹配布対象者名簿を作成し、これに基づき記念樹配布通知書を対象者に通知し、配布するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 677

都道府県名 静岡県　区市町村名 菊川町　人口 30,086

■条例等

条例等	施行年月日
緑化功労者表彰規程	87.10.20

■関連する規則等

緑化功労者表彰規程取扱要綱

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町の緑化の実践、及びその運動について特に功労のあった者に対して、その功績をたたえるため、緑化功労者として表彰し、そのための必要な事項を定めたもの

◇対象の指定
表彰は、次に掲げるいずれかに該当するものについて協議会長が表彰する
(1) 森林の造成、あるいは森林の社会的活用等、公衆の利益をあげ、他の模範となるもの
(2) 植栽樹の保護育成に尽くし、公衆の利益をあげ、その功績顕著なもの
(3) 森林愛護の実践に実を持って努力し、他の模範となる者
(4) 環境緑化の実践に身を持って努力し、公衆の利益をあげ、その功績顕著で他の模範となる者
(5) その他、町の緑化について顕著な業績のあった者

◇表彰
表彰は、毎年植樹祭挙行の際に、表彰状を添えて金品を授与するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 678

都道府県名 静岡県　区市町村名 菊川町　人口 30,085

■条例等　　施行年月日

菊川町緑化木リサイクル運動実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町民の庭造り、緑化の推進とその意識の啓発及び高揚を図り、町と町民の連帯の養成を図るための庭木のリサイクル運動について定めたもの
◇対象となる樹木
(1) 庭木として十分活用が可能なもの
(2) 容易に移植できるもの
(3) 無償で提供できるもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 679

都道府県名 静岡県　区市町村名 舞阪町　人口 11,698

■条例等

	施行年月日
舞阪町生垣設置事業費補助金交付要綱	87.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑と花の地域づくりを推進するとともに、地震等災害の防止に寄与するために、生垣を設置するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して定めたもの

◇生け垣の基準
(1) 生け垣の延長が2m以上であること
(2) 樹木の高さが地盤面から50cm以上であること
(3) 樹木の数が延長1m当たり2本以上であること
(4) 生活環境に悪影響を与える樹木以外であること
(5) 生け垣の盛り土をブロック、コンクリート、石、又はレンガにより囲む場合は、当該盛り土の高さが地盤面から50cm以下であること
(6) 樹木は、道路境界線から30cm以上内側に植栽すること

◇対象の指定
補助金の交付を受けることができる者は、町内で住宅及び事業所等に用いられている土地について所有権、又は借地権を有する者であること

◇補助金の額
(1) 既存のブロック塀等を取り壊して、新たに生け垣を設置する場合、生け垣の設置に要する経費とブロック塀等の取り壊しに要する経費の合計額の2分の1とし、8万円を限度とする
(2) 新たに生け垣を設置する場合、生け垣の設置に要する経費の2分の1とし、5万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 680

都道府県名 静岡県　区市町村名 舞阪町　人口 11,698

■条例等　　施行年月日

舞阪町緑化の推進及び樹木の保全に関する条例

■関連する規則等

舞阪町緑化の推進及び樹木の保全に関する条例施行規則 71.12.24

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
舞阪町の美観風致を維持するため、緑化の推進及び樹木等の保全に関し、必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
町長は、良好な環境を確保するため、又は、美観風致を維持するため、必要があると認めるときは、下に掲げる基準に該当する樹木又はその集団を、保存樹又は、保存樹林として指定することができる
(1) 樹木についての基準
・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
・高さが12m以上であること
(2) 樹木の集団についての基準
・その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の存する面積が300㎡以上であること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 681

都道府県名 静岡県　区市町村名 新居町　人口 16,804

■条例等

新居町花と緑を育てる条例	施行年月日 80.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	☒4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　花と緑の豊かなまちづくりを図ることで、町民の健康で快適な生活環境を実現する、そのために必要な事項を定めたもの
◇緑化材料の配布
　町長は、町民等の緑化の推進を助成するため、種苗及び樹木等の供給を行うものとする
◇協定の締結
　町長は、規則で定める面積以上の敷地を有する事業場等の緑化について必要があると認めるときは、助言もしくは指導を行い、又は協議のうえ当該事業者と緑化協定を締結することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 682

都道府県名 愛知県　区市町村名 豊橋市　人口 340,264

■条例等　　施行年月日

市民向け環境緑化木配布会要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生活環境の意識の高揚を期するため環境緑化木を無償で配布することについて、定めたもの
◇環境緑化木の配布
春期　サツキ400本、サザンカ400本、クロマツ300本、クスノキ100本、キンモクセイ200本、モッコク200本
秋期　サツキ400本、サザンカ200本、キンモクセイ300本、クスノキ100本、ツツジ300本、観葉植物200鉢、チューリップ球根500球

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 683

都道府県名 愛知県　区市町村名 豊橋市　人口 340,264

■条例等　　施行年月日

緑化木、生花、観葉植物展示品評会実施要綱

■関連する規則等

緑化木、生花、観葉植物展示品評会審査規定

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化木、生花、観葉植物の生産振興を図るための取り組みについて定めたもの」
◇対象
振興会の構成団体である組合員が自ら生産したもの
◇審査
審査は部類別比較審査とし、審査会の合議制とする
審査基準は商品価値に重点を置くとともに、荷姿栽培管理等にも考慮し、審査会において決定する
◇授賞
審査会は審査結果に基づき、優秀賞、優良賞及び特別賞を決め、会長に報告する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 684

都道府県名 愛知県　区市町村名 豊橋市　人口 340,264

■条例等　　施行年月日

昭和54年度緑化木生産普及事業実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化樹木生産の振興を図るとともに、一般市民に緑化意識の啓蒙を推進させるための事業について定めたもの
◇事業内容
(1) 市民向け環境緑化木配布会（春・秋期）
(2) 花と緑の展示即売会（春・秋期）
(3) 緑化木、生花、観葉植物展示品評会（秋期）
(4) 緑化木、草花類の栽培管理相談コーナーの設置（春・秋期）
(5) 見本庭園の設置（秋期）
(6) 緑化木普及啓蒙パンフレットの配布（春・秋期）
(7) 緑化木剪定講習会（秋期）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 685

都道府県名 愛知県　区市町村名 岡崎市　人口 311,734

■条例等　　施行年月日

岡崎市都市景観環境条例　　85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
快適で住みよい都市にするための都市景観環境の維持及び向上に関し必要な事項を定めたもの
◇基本計画の策定
市長は、都市景観環境の向上に関する基本的な方向を明らかにした都市景観環境基本計画を策定するものとする
◇市指定整備地区
市長は、重点的に都市景観環境の向上を図る必要がある地区について、これを市指定都市景観環境整備地区として定めることができる
この地区においては、次に掲げる行為をしようとする者は、その内容を市長に届け出るものとする
(1) 建築物等の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更で規則で定めるもの
(2) 土地の造成その他土地の形質の変更及び木地区の伐採で規則で定めるもの
◇都市景観環境指定建造物等の指定
市長は、都市景観環境の向上のため重要な価値があると認める建築物等、樹木もしくは樹林又は地形もしくは地点を、都市景観環境指定建造物又は都市景観環境指定樹木もしくは都市景観環境指定樹林又は都市景観環境指定地として指定することができる
◇市民協定の締結
自主的整備地区もしくは市指定整備地区の区域内又はこれら以外の地区の一定の区域内の市民及び事業者並びに当該区域内に存する土地、建築物その他の工作物の所有者等は、当該区域における都市景観環境の向上に関し、都市景観環境市民協定を締結することができる
◇助成金の交付
市長は、都市景観環境の向上のために必要な行為を行うと認めるものに対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成することができる
◇表彰

市長は、都市景観環境の向上に著しく寄与したと認める行為を行った者又は都市景観環境の向上に寄与すると認められる建築物等の所有者、設計者、工事関係者等を表彰することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 686

都道府県名 愛知県　区市町村名 瀬戸市　人口 125,436

■条例等　　施行年月日

瀬戸市生けがき設置奨励補助金交付要綱　　81.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生けがきを設置するものに対し補助金を交付することについて定めたもの
◇生け垣の基準
市内の住宅、事業所、工場等の用に供する土地を所有し、又は借地する者で市町村税を完納している者が当該住宅地等において、次の用件を満たす生け垣を設置する事業に対し、補助金を交付する
(1) 植栽する樹木は、皮膚に発疹や炎症を起こす恐れのある樹木又は刺を有する樹木以外の者であって、植栽後の高さが地盤面から90cm以上であること
(2) 植栽間隔が50cm以下であること
(3) 公道又は隣地境界線に面し、その延長が2m以上あること
(4) ブロック、コンクリート、石、レンガ等で基礎を設け、その上に生け垣の設置を行う場合には、当該基礎の高さが住宅地等の地盤面から50cm未満であること
生け垣の設置後5年間は生け垣として活用すること
◇補助金の交付
既存のブロック塀等を取り壊して生け垣を設置する場合、6000円に生け垣の延長m数（その数が20を超えるときは20とする）を乗じて得た額と当該設置に要した費用の額とを比較していずれか低い方の額の3分の2に相当する額を交付する
新たに生け垣を設置する場合、6000円に生け垣の延長m数（その数が20を超えるときは20とする）を乗じて得た数と当該設置に要した費用の額とを比較していずれか低い方の額の3分の1に相当する額を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 687

都道府県名 愛知県　区市町村名 半田市　人口 103,324

■条例等

	施行年月日
半田市みどりのまちづくり条例	87.4.1

■関連する規則等

半田市みどりのまちづくり条例施行規則	87.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市における緑の適切な保全と緑化を推進し、緑に囲まれたまちづくりと都市環境の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することについて定めたもの
◆緑を創る
◇生け垣の基準
生け垣の設置に関しては以下のものを基準とする
(1) 公共用道路に面した場所であること、ただし、4.0m未満の場合道路の中心線から2.0m以上離れた位置であること
(2) 生け垣の延長は、連続3.0m以上であること
(3) 樹木の高さが、1.0m以上であること
(4) 樹木の数量が、延長1.0mあたり2本以上であること
(5) 植栽地の盛土をブロック等で囲む場合は、宅地面から0.5m以下であること
(6) 樹木は常緑樹とし、土地と生け垣に適した樹種とすること
◇補助金の交付
生け垣の設置に関する補助金の交付
(1) 既存のブロック塀等を取り壊して、当該部分に生け垣を設置する場合
生け垣の延長に1m当たり3000円を乗じて得た額
(2) (1) 以外の新たな生け垣を設置する場合
生け垣の延長に1m当たり2000円を乗じて得た額
記念植樹の助成
記念植樹をしようとするものは、植樹の費用の一部として1本につき1万円を記念植樹申込書に添えて市長に納めるものとする
◆緑を守る
◇保存樹等の指定

(1) 保存樹木にあっては、1.5mの高さにおける幹の周囲が概ね1.5m以上であり、健全で、かつ、樹容がすぐれていること

(2) 保存樹木にあっては、その集団の存する土地の面積が500㎡以上であり、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容がすぐれていること、ただし、市街化調整区域にあっては、土地の面積が5000㎡以上で市長が必要と認めるものに限る

◇補助金の交付

保存樹木　1本につき　2000円/年額

保存樹林　1㎡につき　3円/年額

ただし、市街化調整区域は固定資産税の免除にかえる

◇協定の締結

市長は、市民が緑化の推進等を図り、
もって市街地の良好な都市景観を確保するため、樹木の植栽又は維持保全に関し、土地及び建築物その他の工作物の所有者その他当該建築物等の使用に関する権限を有するものとの間に協定の締結をされるよう努めるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 688

都道府県名 愛知県　区市町村名 半田市　人口 103,324

■条例等　　施行年月日

半田市生け垣設置奨励補助金交付要綱　　85.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑に囲まれた街をつくるため、生け垣を奨励し、設置を行うものに対して補助金を交付し、もって、生活環境の向上に寄与することを目的と定めたもの

◇生け垣の基準

以下のような土地に対して交付を行う

(1) 公共用道路に面した場所であること、ただし、幅員が4m未満の場合、道路の中心線から2m以上離した住宅地等の敷地内に生け垣を設置すること

(2) 生け垣の延長は、連続3m以上あること

(3) 樹木の高さが、1m以上であること

(4) 樹木の数が、延長1mあたり2本以上であること

(5) 植栽地の盛土をブロック等で囲む場合は、宅地面から50cm以下であること

(6) 樹木は、常緑樹とし、土地と生け垣に適した樹種とすること

◇補助金の交付

(1) 既存のブロック塀等を取り壊して、当該部分に生け垣を設置する場合
生け垣の延長に1m当たり3000円を乗じて得た額

(2) (1) 以外の新たな生け垣を設置する場合
生け垣の延長に1m当たり2000円を乗じて得た額

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 689

都道府県名 愛知県　区市町村名 春日井市　人口 268,270

■条例等　　施行年月日

春日井市生垣設置奨励補助金交付要綱　86.6.1

■関連する規則等

春日井市補助金等に関する規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住み良いまちづくりを推進するとともに、地震等災害の防止に寄与するために、生垣を設置するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して定めたもの

◇生け垣設置の基準
「生垣の設置」とは、本市の区域内において行う次に掲げる健全な樹木の植栽をいう
(1) 住宅用の土地において行う、公道に面する延長2m以上の樹木の植栽
(2) 外部から眺望して90cm以上の高さを有する樹木の植栽
(3) 延長1mにつき2本以上の樹木の植栽

◇補助金の額
(1) 既存のコンクリート塀等を取り壊して新たに行う生け垣の設置の場合、生け垣の延長に別に定める基準額を乗じて得た額の3分の2以内とし、限度額は9万2千円とする
(2) (1) 以外の新たな生け垣の設置の場合、生け垣の延長に別に定める基準額を乗じて得た額の2分の1以内とし、限度額は6万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 690

都道府県名 愛知県　区市町村名 春日井市　人口 268,270

■条例等

	施行年月日
春日井市生活環境の保全及び緑化の推進に関する基本条例	73.4.1

■関連する規則等

春日井市自然環境の保全及び緑化の推進に関する基本条例	73.4.1
春日井市自然環境の保全及び緑化の推進に関する基本条例施行	73.4.1
保存樹、保存樹林に関する実施要領	78.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の良好な生活環境を保全し確保するため、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めたもの

◇基本計画の策定
市長は、緑化の推進のために、緑化に関する基本計画を策定するものとする

◇保存樹木等の指定
市長は、良好な自然環境を保全するため、必要があると認めるときは、次に定める基準に該当する樹木又は樹木の集団をその所有者の同意を得て保存樹又は保存樹林として指定することができる
(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全であること
・1.5mの高さにおける幹の周囲が、1.2m以上であること
・高さが、12m以上であること
・株立ちした樹木で高さが3m以上であること
・はん登性樹木で、枝葉の面積が20㎡以上であること
(2) 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全であること
・その集団の存する土地の面積が300㎡以上であること
・生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30m以上であること
市長は、保存樹等に対して、次に定める範囲内の助成金を交付するものとする
・保存樹1本につき1500円以内
・市街化区域内の保存樹林に対して、300㎡で3500円以内、そして100㎡増すごとに1200円加算
・市街化調整区域内の保存樹林に対して、300㎡で2000円、そして100㎡増すごとに700円加算
・生け垣に対して、30mで1500円、そして10m増すごとに400円加算

◇緑化協定
市長は、0.3haをこえる土地であって、当該土地の緑化を図ることが必要と認められるものについは、当該土地の所有者もしくは管理者等と当該土地の緑化のために必要な事項を内容とする協定を締結する

ことができる
◇助成金の交付
　市長は、自然環境の保全及び緑化の推進を達成するため、上に掲げた保存樹等の維持・管理する者に対する助成のほかにも次に掲げる事業を行う者に対して、予算の範囲内において必要な助成をすることができる
　(1) 居住地等の緑化の推進に関する事業
　(2) 宅地造成地の緑地整備に関する事業
　(3) 緑化協定に基づく緑化の推進に関する事業
◇その他
　その他関連する要綱等に、以下のものがある
　緑化の推進に関する指導要領
　昭和？年度緑化事業補助金交付要綱

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 691

都道府県名 愛知県　区市町村名 春日井市　人口 268,270

■条例等

条例等	施行年月日
市民植栽事業実施要綱	78.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市と市民が一体となって緑化運動を推進するための一貫として、苗木その他植栽に必要な資材を支給するために必要な事項を定めたもの

◇対象者の指定
苗木の支給の対象となる者は、市内に住所を有する次の各号に該当する者とする
(1) 区、町内会、自治会等
(2) 老人クラブ
(3) 子供会
(4) 学校法人
(5) 宗教法人

◇緑化材料の配布
市長は、次の各号に掲げるものを支給することができる
(1) 苗木　15本以内
(2) 支柱　15組以内
(3) 肥料及び客土　植栽に必要な量
(4) その他市長が必要と認めたもの

◇植栽場所
(1) 公園、広場等の公共用地で、緑化にふさわしいと認められる場所
(2) 私立の学校もしくは保育園又は神社もしくは寺院等の敷地で、公共性の高い緑化にふさわしい場所
(3) その他市長が適当と認める場所

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 692

都道府県名 愛知県　区市町村名 津島市　人口 61,967

■条例等

	施行年月日
津島市みどりのふるさとをつくる条例	77.4.1

■関連する規則等

津島市みどりのふるさとをつくる条例施行規則	77.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
みどりを守り育て良好な自然環境をつくるために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇計画の策定
市長は、目的を達成するため総合的な計画を策定し、実施しなければならない
◇技術的な援助
市民の緑化活動を援助するため、苗木の供与、技術的援助に努め、苗木の育成について必要な措置をとらなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
保存樹木は、次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が美観上優れていること
(1) 高さが15m以上であるもの
(2) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
(4) つる性樹木は、枝葉面積が30m²以上あるもの
(5) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが30m以上であること
保存樹林は、土地の面積が300m²以上で集団的に生育し、かつ健全であること
指定期間は原則として5年とする、但し、更新することができる
◇損傷の制限
何人も、保存樹木等を損傷し又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない
所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
市長は、所有者等に対し、保存樹木等の管理、枯損の防止、その他の保全について、必要な助言及び援助することができる

◇助成金の交付

保存樹木等の良好な保全を図るため、所有者等に対し、維持管理に要する費用の一部を助成することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 693

都道府県名 愛知県　区市町村名 碧南市　人口 66,630

■条例等

	施行年月日
碧南市緑化推進基金の設置及び管理に関する条例	90.7.10

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	☒ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進基金の設置及び管理について必要な事項を定めたもの
◇基金の運用
緑化事業の円滑な推進に必要な財源を確保するため設置したもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 694

都道府県名 愛知県　区市町村名 碧南市　人口 66,630

■条例等　　施行年月日

緑化推進生垣コンクール実施要項

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな町づくりとブロック塀による災害の防止対策の一環として、生垣造成の普及奨励をはかり、快適で良好な生活環境づくりに寄与することを目的として、生垣コンクールを実施すると定めたもの

◇生け垣の基準
(1) 公共用道路に面している住宅用地で道路幅員が概ね3m以上であること
(2) 生け垣の道路に面している部分が5m以上であること
(3) 生け垣の高さは、敷地面から90cm以上であること
(4) 生け垣の本数が1mあたり2本以上であること

◇表彰
作品によって賞を与え、各賞とも賞状、賞品を授与する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 695

都道府県名 愛知県　区市町村名 刈谷市　人口 121,125

■条例等　　施行年月日

刈谷市樹木等保存要綱　　78.6.15

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
刈谷市の自然環境を維持し、市民が快適な生活を営むために必要な樹木及び樹林を保護育成するために必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
市長は、次に定める基準に該当する樹木又は樹林のうち、良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するために必要があると認めるものをその所有者等の同意を得て保存樹木又は保存樹林として指定することができる
(1) 樹木については、次のいずれかに該当するもので、健全でかつ樹容に優れていること
・1.5mの高さにおける幹の周囲が、1m以上あること
・株立ちした樹木は、1.5mの高さにおける幹の周囲の和に50％を乗じた数が、1m以上あること
・ツル性樹木は、枝葉面積が30㎡以上あるもの
(2) 樹林については、土地面積が300㎡以上で樹木が集団的に育成しかつ健全であること
◇助成金の交付
市長は、指定樹木等を保存するため予算の範囲内で当該費用の一部を補助する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 696

都道府県名 愛知県　区市町村名 豊田市　人口 329,667

■条例等　　施行年月日

豊田市市街地における緑の保全に関する条例

■関連する規則等

豊田市市街地における緑の保全に関する規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☒2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☒4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、市街地における緑地の保全に関し必要な事項を定めたもの
◇指定緑地の指定
市街地において、風致又は景観が優れ、かつ、当該地域の市民の健全な生活環境を確保するために必要な緑地を、豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞き、指定緑地として指定できる
指定緑地において、木竹の伐採、建築・開発行為等、当該緑地の保全に影響を及ぼす恐れのある行為を行おうとする者は、事前に市長に届け出なければならない
届け出のあった者に対し、緑地の保存のために必要な措置を求めることが出来る
◇土地の買取り
指定緑地の所有者は、指定緑地内の土地を譲渡しようとするときは、優先的に市長に買い取りの申し出をしなければならない
◇保全緑地の認定
指定緑地の所有者は、指定緑地について、市長に対し積極的に保全緑地の認定の申し出を行い、当該緑地の保全に努めなければならない
申し出の際には、当該土地の譲渡を5年間行わない旨を、誓約しなければならない
保全緑地の認定期間は、5年間とする
◇税の免除
保全緑地に係る固定資産税及び都市計画税を免除することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 697

都道府県名 愛知県　区市町村名 豊田市　人口 329,667

■条例等　　施行年月日

豊田市環境基本条例　　71.9.30

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が健康で快適な生活を営むために自然の保護及び良好な環境の創造に関する基本的な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 698

都道府県名 愛知県　区市町村名 豊田市　人口 329,667

■条例等　　施行年月日

市民花壇コンクール実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
花いっぱい運動を推進し、まちを花で飾り美化を図るため、市民花壇コンクールの実施について定めたもの
◇参加資格
市内に花壇を有し、花づくりをおこなう各種団体グループ
◇審査と発表
市内を地区単位に分け、地区で予備審査をおこない、優秀花壇（地区審査参加花壇数の20%以内）について、中央審査の対象とする
地区審査、中央審査ともに年3回おこなう（春・秋・冬）
賞は中央審査の結果により定め、市民花壇コンクール表彰式で発表する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 699

都道府県名 愛知県　区市町村名 安城市　人口 144,391

■条例等　　施行年月日

安城市緑化条例　　73.12.24

■関連する規則等

安城市緑化条例施行規則……74.4.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
豊かな自然環境が明るく住みよい生活のために欠くことのできないものであることにかんがみ、市と市民が一体となって緑の回復と保全を図るために必要な事項を定めたもの

◇基本計画の策定
市長は、緑化を推進するために、安城市緑化審議会の意見を聞き、緑化計画を策定するものとする
この緑化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする
(1) 都市緑化に関する基本方針
(2) 公園その他緑化施設計画
(3) 都市緑化推進に関する計画

◇保全地区等の指定
市長は、市民の生活環境上その保全を図ることが必要な樹林又は樹木で次に定める基準のいずれかに該当するものを、安城市緑化審議会の意見を聞き、樹林保全地区または保護樹木として指定することができる
・樹林保全地区　土地の面積が300㎡以上で樹木が集団的に生育し、かつ健全であること
・保護樹木　次のいずれかに該当するもので健全でかつ樹容が美観上優れていること
(1) 1.5mの高さにおいて幹の周囲が1.5m以上であるもの
(2) 高さが15m以上であるもの
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
(4) ツル性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であるもの
保全地区等の所有者が当該樹木を伐採しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない
市長は、保全地区等の保全のため当該樹木の保全に必要な費用の一部を助成することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 700

都道府県名 愛知県　区市町村名 安城市　人口 144,391

■条例等　　施行年月日

道路、公園及び河川等の保全・愛護に顕著な功績のあった者の市長表彰に関す

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
道路、公園及び河川等の保全・愛護に顕著な功績のあった民間の団体又は個人を市長が表彰する場合の基準及び手続き等を定めたもの

◇表彰の対象
表彰は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて顕著な功績のあった者について行う
(1) 道路の樹木等及び公園の樹木等への潅水
(2) 道路及び公園の落葉清掃
(3) 砂利道及び公園施設の補修
(4) 道路、公園及び河川等の除草・清掃
(5) 道路、公園及び河川等のその他の保全・愛護

◇表彰
被表彰者には感謝状を授与し、同時に記念品をあわせて贈呈することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 701

都道府県名 愛知県　区市町村名 稲沢市　人口 95,089

■条例等

	施行年月日
稲沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	86.4.1

■関連する規則等

稲沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則	86.4.1
稲沢市緑の保全及び緑化の推進に関する要綱	86.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な環境を確保するための緑の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの
◇保存樹等の指定
市長は、良好な自然環境を保全するため、必要があると認めるときは、次に掲げる基準に該当する樹木又は樹木の集団を、その所有者等の同意を得て、保存樹又は保存樹林として指定することができる
・樹木については、次のいずれかに該当し、健全であること
(1) 1.2mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること
(4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上であること
・樹木の集団については、その樹木の存する土地の面積が500㎡以上であり、その集団に属する樹木が健全であること
◇助成金の交付
市長は、緑化の推進等を達成するため、次の各号に掲げる事業に対して、予算の範囲内において必要な助成をすることができる
(1) 保存樹等の維持管理に関する事業
(2) 生け垣設置に関する事業
◇協定の締結
市長は、緑化の推進等を図り、良好な環境を確保するため、必要と認められるものについては、樹木の植栽又は維持管理に関し、当該土地の所有者等と緑化推進等を内容とする協定を締結することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 702

都道府県名 愛知県　区市町村名 稲沢市　人口 95,089

■条例等

	施行年月日
稲沢市生垣設置奨励補助金交付要綱	81.4.1

■関連する規則等

稲沢市生垣設置奨励補助金交付要綱取扱細則	81.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住み良いまちづくりを推進するとともに、地震等災害の防止に寄与するために、生垣を設置するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して定めたもの

◇生垣の基準
補助の対象とする生垣は、次の各号に定める基準に適合するものとする
(1) 市内で住宅、店舗、工場、事務所、倉庫等に利用されている土地に所有権又は借地権を有するものが設置する生垣
(2) 公道に面し、延長2m以上にわたり樹木を植栽する生垣
(3) 地面から120cm以上の高さを有する樹木を植栽する生垣
(4) 延長1mにつき2本以上の樹木を植栽する生垣
(5) 四つ目垣を併設する生垣（但し、樹木を2列以上列植する生垣は除く）

◇補助金の額
既存のコンクリート塀等を取り壊して生け垣を設置する場合、それに要した経費の3分の2を補助し、限度額を70000円とする
新たに生け垣を設置する場合、それに要した経費の2分の1を補助し、限度額を50000円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 703

都道府県名 愛知県　区市町村名 東海市　人口 97,233

■条例等　　施行年月日

昭和61年度東海市生け垣設置費補助金交付要綱　86.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進及び良好な住環境づくりの促進を図るため、生け垣を設置するものに対して補助金を交付することについて定めたもの

◇生け垣の基準
市内で住宅、店舗、工場、事務所、倉庫等の用に供している土地について所有権又は借地権を有する者が、次の基準による生け垣を設置する場合に補助金を交付する
(1) 道路に沿い、又は隣地との境界線の上若しくはこれに沿い設置するもの
(2) 道路の中心線から2m以上離した境界内に設置するもの
(3) 生け垣の延長は2m以上のもの
(4) 樹木の高さが地盤面から90cm以上であるもの
(5) 樹木の植栽間隔が生け垣の延長1mにつき2本以上であるもの
(6) ウルシ又はトゲ類以外の樹木であること
(7) 生け垣の盛り土をブロック、コンクリート、石、又はレンガにより囲む場合は、当該盛り土の高さが建築物の敷地地盤面から50cm以下であること

◇補助金の交付
既存のブロック塀等を取り壊して生け垣を設置する場合、既存のブロック塀塔の取り壊し、運搬及び廃棄に要する費用、樹木、植栽土、肥料及び垣根用資材の購入に要する費用、植栽及び垣根の設置に要する手間賃の合計額に3分の2を乗じて得た額（生け垣の延長1mにつき5000円を乗じて得た額を補助金額の限度とする、但し、その額が10万円を超えるときは10万円とする）を交付する
新たに生け垣を設置する場合、樹木、植栽土、肥料及び垣根用資材の購入に要する費用、植栽及び垣根の設置に要する手間賃の合計額に3分の2を乗じて得た額（生け垣の延長1mにつき3000円を乗じて得た額を補助金額の限度とする、但し、その額が6万円を超えるときは6万円とする）を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 704

都道府県名 愛知県　区市町村名 東海市　人口 97,233

■条例等　　施行年月日

東海市緑化および花いっぱい推進条例　72.4.1

■関連する規則等

東海市緑化および花いっぱい推進条例施行規則……72.4.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の緑化と花いっぱい運動を推進するため、必要な事項を定めたもの
◇緑化計画の策定
市長は、緑化推進のため、緑化計画を策定しなければならない
◇保全地区・保存樹木の指定
次の基準に該当する樹木等を、あらかじめ東海市緑化審議会の意見を聞き、所有者の承諾を得て、保全地区又は保存樹木として指定できる
保全地区　土地の面積が4ａ以上で、樹木が集団して育成しかつ、健全であること
保存樹木　次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れていること
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの
(2) 株立ちした樹木は、高さが3m以上であるもの
(3) つる性立樹木は、枝葉面積が30㎡以上あるもの
所有者等は、保存樹木等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
届け出に対し当該樹木の伐採若しくは移植、又はこれに変わる樹木の補植に関し、必要な助言又は勧告をすることができる
◇補助金の交付
保全地区　市街化区域1ａにつき350円、市街化調整区域1ａにつき250円
保存樹木　1本亦は1株につき500円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 705

都道府県名 愛知県　区市町村名 東海市　人口 97,233

■条例等　　施行年月日

東海市市民公園条例　77.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑地及び空閑地の保全並びに公園としての利用の増進を図るため、市民公園について必要な事項を定めたもの

◇公園的利用

土地等の所有権その他使用に関する権限を有する者から市民公園の認定の申し出があった場合、その土地等が次の基準に適合するものであるときは、市民公園として指定できる

(1) 利用期間が5年以上であること
(2) 利用区域が500㎡以上であること
(3) 利用上安全であること
(4) 適正な管理運営が期待できるものであること
(5) 公益上支障を及ぼさないものであること

設置者は、市民公園を廃止しようとするとき、市民公園の名称、利用区域、設置者、利用形態その他管理運営に関する主な事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない

又、市民公園としての施設の移転又は撤去をしようとするとき、市民公園に置いて、建築・開発行為、樹木の伐採等をしようとするとき、土地等の所有権その他使用に関する権限の移転又は設定をしようとするとき、その他市民公園の利用に支障となる行為をしようとするときはあらかじめ市長に届け出なければならない

◇助成金の交付

公園の認定を行ったときは、設置者に対し、次に掲げる助成を行うことができる、この場合において、市長は、助成の目的を達成するため、必要な条件を付けることができる

(1) ベンチ、樹木、標識その他市民公園の利用に必要な施設に設置に要する費用
(2) 市民公園の管理運営に要する費用
(3) その他市長が必要と認める費用

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 706

都道府県名 愛知県　区市町村名 大府市　人口 70,527

■条例等

	施行年月日
大府市生垣設置奨励補助金交付要綱	80.11.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住み良いまちづくりを推進するとともに、地震等災害の防止に寄与するために、市民が宅地内に生垣を設置するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して定めたもの

◇生け垣設置の基準
「生け垣の設置」とは、本市の区域内において次の各号に掲げる用件に該当する健全な樹木の植栽一式工事をいう
(1) 住宅用の建物の用地において、道路に面する延長2m以上樹木の植栽及びこれに連続する隣地境界障壁としての樹木の植栽
(2) 外部から眺望して60cm以上の高さを有する樹木の植栽又は法面緑化のための樹木等の植栽
(3) 延長1mにつき原則として3本以上の樹木の植栽

◇補助金の額
(1) 既存のブロック塀等を取り壊して新たに生け垣を設置する場合、それに要した経費の3分の2とし、限度額を10万円とする
(2) 新たな生け垣を設置する場合それに要した経費の2分の1とし、限度額を7万5千円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 707

都道府県名 愛知県　区市町村名 大府市　人口 70,527

■条例等　　施行年月日

大府市環境基本条例　　73.4.1

■関連する規則等

大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例 ..... 73.10.1.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

市民がより健康で明るい文化的な生活を営むため、自然の保全及び良好な生活環境の創造に関する基本的な事項を定めたもの

◇保全地区等の指定

市長は、緑の保全又は自然を保護するために、次に定める用件に該当する地区又は樹木もしくは花壇を指定することができる

(1) 保全地区　神社、仏閣又は土地の面積が5ａ以上で樹木が集団で生育し、かつ健全である地域

(2) 保護地区　動植物等の生息地、自生地で自然環境を保全する事が特に必要な地域

(3) 保存樹木は次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が美観上優れていること

・1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの

・株立ちした樹木は、高さ3m以上あるもの

・ツル性樹木は、枝葉面積が30㎡以上あるもの

・その他

◇助成

市長は、保全地区等の保存又は管理に関し必要があると認めるときは、所有者等に対し、助成措置を講ずることができる

助成措置を講ずる保全地区等の補助金の年額は、次の各号に掲げる額の範囲内において、市長が定める

(1) 保全地区及び保護地区　1ａにつき350円

(2) 保存樹木　1本又は1株につき1000円

◇技術的な援助

市長は、緑の保全及び緑化の推進に関し、市民又は保全地区等の所有者等もしくは緑化木の信託を引き受けたものに対し、必要に応じ積極的に指導、助言及び技術的な援助をしなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 708

都道府県名 愛知県　区市町村名 知多市　人口 78,066

■条例等

	施行年月日
知多市緑化条例	72.10.1

■関連する規則等

知多市緑化条例施行規則	72.10.23

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
知多市の自然環境を保全するとともに市内の緑化を推進するために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化実施計画の策定
市長は、緑化に関する調査、緑化推進に関する事項、緑地保全に関する事項を定めた緑化実施計画を策定するものとする
◇補助金の交付
市が斡旋する5年以下の常緑樹の苗木で、50本以上の植樹に対し予算の範囲内において補助する、但し、マツ、スギ、ヒノキ、ツツジについては100本以上とする
市長の定める常緑樹は、ヤマモモ、ツツジ、マツ、スギ、ヒノキ、クス、シイノキ、ヒマラヤシーダー、モチとする
◆緑を守る
◇保存樹等の指定
次のいずれかに該当し、樹木が健全でかつ樹容が美観上特に優れているものを、あらかじめ知多市緑化推進会の意見を聞き、又、所有者と協議の上保存樹又は保存樹林として指定できる
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が2.0m以上である樹木
(2) 高さが15m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが5m以上である樹木
(4) その集団の存する土地の面積が500㎡以上である樹林
(5) その他特に指定を必要と認めたもの
所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
届け出に対し必要に応じて助言又は勧告をすることができる
◇補助金の交付

保存樹等の維持管理費の一部及び既存のブロック塀等を取り壊して当該部分に生け垣を設置する場合又は新たに生け垣を設置する場合に、補助金を交付するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 709

都道府県名 愛知県　区市町村名 尾張旭市　人口 67,503

■条例等　　施行年月日

尾張旭市緑化条例　　89.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
尾張旭市の健全な環境の維持及び向上を図り、緑と太陽に恵まれた豊かで健康なまちづくりに寄与するため、良好な自然環境の保全と緑化の推進について必要な事項を定めたもの

◇緑化協定の締結
市長は、緑化の推進等のために必要があると認めるときは、事業者に対し、緑化協定の締結を求めることができる

◇保存樹等の指定
市長は、良好な自然環境を保全するために樹木を保存する必要があると認めるときは、所有者の同意を得て、その樹木を保存樹又は保存樹林として指定することができる
所有者は、保存樹等を伐採し、移植し、又は他に譲渡するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない

◇助成
市長は、次に掲げる事業を行うものに対して、予算の範囲内において助成することができる
(1) 保存樹等の維持管理
(2) 生け垣の設置及び記念植樹
(3) その他市長が必要と認めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 710

都道府県名 愛知県　区市町村名 高浜市　人口 34,678

■条例等　　施行年月日

高浜市緑化推進基金の設置及び管理に関する条例　83.1.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進を図るため、高浜市緑化推進基金の設置について定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、目的に対する寄付金の額とする
基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 711

都道府県名 愛知県　区市町村名 岩倉市　人口 44,526

■条例等　　施行年月日

岩倉市環境の緑化に関する条例　　72.10.3

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然と生活との調和を図るため、自然の破壊を防止し、自然を保全するとともに、都市環境の緑化を推進し、快適な生活環境の基盤を確保するために必要な事項を定めたもの
◇環境緑化地区の指定
市長は、自然環境を保全し、環境の緑化を図るため必要があると認める地域、並びに歴史的資産及び文化的資産を保全するため必要があると認める地域を、環境緑化地区として指定することができる
◇協定の締結
市長は、健康で安全かつ快適な生活環境の確保を図るため必要があると認めるときは、緑化協定の締結を求めることができる
◇保存樹等の指定
市長は、自然を保護しおよび自然景観を保全するため特に必要があると認める樹木又は樹林を保護樹又は保護樹林として指定することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 712

都道府県名 愛知県　区市町村名 岩倉市　人口 44,526

■条例等

	施行年月日
岩倉市環境保全に関する基本条例	92.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市民の健康で安全かつ快適な生活環境を確保するための環境の破壊の防止とその保全を図るために必要な事項を定めたもの
◇基本計画の策定
　市長は、健康で安全かつ快適な生活環境を確保するため、環境保全基本計画を策定し、環境の破壊を防止し、その保全を図るための総合的な施策を定めるものとする
◇協定の締結
　市は、健康で安全かつ快適な生活環境を確保するため、特に必要があると認めるときは、環境の保全又は整備について事業者等と協定を締結することができる
◇助成等の支援策
　市は、健康で安全かつ快適な生活環境の破壊を防止し、その保全を図るため必要と認めるときは、事業者及び関係者に対し、指導、助言、助成等を行うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 713

都道府県名 愛知県　区市町村名 西枇杷島町　人口 16,487

■条例等　　施行年月日

西枇杷島町生垣設置費補助金交付要項　84.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
この要項は、災害によるブロック塀、コンクリート塀、石塀、れんが塀、又は土塀の倒壊により、人身に被害の及ぶことを防止するため、生け垣の設置費に対して、補助金を交付することにより、危険なブロック塀等の減少を図り併せて緑化の推進に寄与することを目的とする
◇生け垣の基準
(1) 官民境界より50cm以上離した境界内に設置するものであること
(2) 生け垣の高さが地盤面から90cm以上であること
(3) 樹木は、できる限り常緑樹とし、うるし又は、とげ類以外であること
◇補助金の交付
補助金の額は次のとおり
(1) 区分　既存のブロック塀等を取り壊しその部分に補助対象生け垣を設置する場合及び新たに補助対象生け垣を設置する場合
(2) 補助対象の範囲
補助金対象生け垣を設置する部分のブロック塀等の取り壊し、運搬及び廃棄に要する費用
樹木、植栽土、肥料及び垣根用資材の購入に要する費用
植栽及び垣根の設置に要する手間賃
(3) 補助率　経費の2分の1とし、限度額は10万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 714

都道府県名 愛知県　区市町村名 清洲町　人口 187,508

■条例等　　施行年月日

清洲町におけるみどりのまちづくりの推進に関する条例　77.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

清洲町基本構想の「緑と伝統にはぐくまれたやすらぎのある住宅都市の実現」という基本目標にのっとり、みどりのまちづくりを図るため、自然環境の保護及び樹木、花木等の育成増進並びに清潔で公害のないすぐれた生活環境の確保に関する必要な事項を定め、もって住民の福祉の増進に資することを目的と定めたもの

◆緑を創る

◇基本計画等の策定

町長は、緑豊かな町づくりのため、緑化推進の基本的計画を策定するものとする

◇技術的な援助、緑化材料の配布

町長は、必要があると認めたときは、緑化に協力するものに対し指導助言及び苗木種子等のあっせんをおこない、また予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる

◇協定の締結

町長は、規則で定める基準を超える土地であって、当該土地の緑化が必要であると認められるものについては、当該土地の所有者又は管理者、若しくはそこで事業を行う事業者と、緑化に必要な事業を内容とする協定を締結することができる

◆緑を守る

◇保存樹の指定

町長は、良好な自然環境を保護するため必要と認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木をその所有者の同意を得て保存すべき樹木に指定することができる

◇補助金の交付

町長は、保存樹の保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し指導、助言及び、予算の範囲内で保護、育成に要する費用の一部を補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 715

都道府県名 愛知県　区市町村名 扶桑町　人口 29,704

■条例等

	施行年月日
扶桑町自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	77.4.1

■関連する規則等

扶桑町自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則	79.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な自然環境が人間にとってかけがえのないものであることにかんがみ自然環境の保全を図り、併せて、町、町民及び事業者が一体となって、自然を愛し、緑化を推進することにより、健康で、清潔な町づくりに資することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画等の策定
町長は次に定める事項で緑化計画を作成しなければならない
(1) 緑化の基本方針
(2) 緑化保全実施に関する事項
(3) 緑化推進実施に関する事項
◆緑を守る
◇保全地区等の指定
保全地区等の指定基準は以下の通り
(1) 保全地区は、土地の面積が400㎡以上で樹木が集団して生育し、かつ健全であること
(2) 以下保存樹木は美観上すぐれていること
(3) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上あるもの
(4) 高さが10m以上あるもの
(5) 株立ちした樹木は、高さ3m以上あるもの
(6) はん登性樹木は枝葉面積が30㎡以上あるもの
◇補助金の交付
(1) 保全地区　立ち入りできる地区　1㎡につき240円
　　立ち入りできない地区　1㎡につき4円
(2) 保存樹　1本又は1株につき1000円
◇協定の締結

町長は、保全地区等の指定に関し所有者の承諾を得たときは、規則で定める保全地区等協定書を取り交わすものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 716

都道府県名 愛知県　区市町村名 幸田町　人口 31,724

■条例等　　施行年月日

幸田町生垣設置奨励補助金交付要項　　82.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

災害による危険なコンクリートブロック塀等の倒壊による被害防止と、良好な生活環境づくりを図るため、生け垣の設置に対し予算の範囲内において交付する補助金に関し、必要な事項を定めたもの

◇生け垣の基準

対象となる生け垣は次のものである

(1) 公共用道路に沿った場所であること、ただし幅員4m未満の公共用道路の場合には道路後退線から敷地側の場所であること

(2) 生け垣の延長は、連続3m以上であること

(3) 樹木の高さが宅地面から90cm以上であること

(4) 延長1mあたり2本以上の樹木の植栽であること

(5) 樹木は、土地と生垣に適した樹種であること

補助金の対象となる者

(1) 本町に住所を有し、かつ1カ月以上居住している者

(2) 町税を完納している者

(3) (1) (2) に該当し、市街化調整区域内に住居を有する者

◇補助金の交付

(1) 既存のコンクリートブロック塀等にかえて行う新たな生け垣の設置の場合、生け垣の延長1mに当たり2500円を乗じて得た額で限度額は1件当たりの生け垣の延長は15mまでとする

(2) 新たな生け垣の設置の場合、生け垣の延長に1m当たり1500円を乗じて得た額とし限度額は1件当たりの生け垣の延長は15mまでとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 717

都道府県名 愛知県　区市町村名 三好町　人口 34,125

■条例等　　施行年月日

三好町緑化および花いっぱい推進に関する指導要綱　78.10.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境を保護すると共に町内の緑化と花いっぱい運動を展開し、緑豊かな健康で明るい街づくりの推進を目的と定めたもの
◇対象・地域の指定
町長は、良好な自然環境および美観風致上必要と認める地区または樹木を所有者の承諾を得て緑化地区および保存樹木として指定することができる
◇補助金の交付
町長は、緑化地区等の保存育成に関し予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 718

都道府県名 愛知県　区市町村名 田原町　人口 35,960

■条例等　　施行年月日

田原町緑化推進基金条例

■関連する規則等

田原町緑化推進基金運営要綱

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進基金について定めたもの
◇基金の運用
以下のものに基金を運用する
(1) まちぐるみ緑化運動の推進
(2) 緑化思想の啓発
(3) すぐれた緑化活動、業績に対する顕彰
(4) その他緑化の推進に関すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 719

都道府県名 三重県　区市町村名 四日市市　人口 279,503

■条例等　　施行年月日

都市における環境を維持するための樹木保存に関する要綱　74.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市の良好な環境を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定めたもの
◇保存樹木の指定
市長は、都市計画法に基づき定められた市街化区域内において、都市の良好な環境を維持するため必要があると認めたときは、次のいずれかに該当する樹木を保存樹として指定することができる
(1) 健全で、かつ、樹容がすぐれていること
(2) 目通り60cm、高さ10m以上であること
(3) 株立ちした樹木で、高さ3mであること
◇所有者の保存義務
所有者は、保存樹について枯損の防止等保存に努めなければならない
◇所有者の届出義務
所有者は、保存樹が、その所有者が変更したときや保存樹が滅失又は枯死したときには、速やかにその旨、市長に届け出なければならない
◇援助等
市長は、所有者に対し、保存樹の枯損防止、その他保存に関し、必要な助言又は援助をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 720

都道府県名 三重県　区市町村名 四日市市　人口 279,503

■条例等

	施行年月日
四日市市緑化推進条例	64.3.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
四日市市の緑化を推進し、住み良い明るい緑の街づくりと健全な市民生活に寄与するため「緑化都市」の実現を図る上で設置する四日市市緑化推進委員会について定めたもの
◇定義
本条例において「緑化」とは、公園、道路、学校、広場等の公共施設及びその他市内の工場敷地、空き地等に樹木、芝生、花卉類を計画的に植栽、育成するとともに公徳心を高揚し、樹木の愛護、保存を図ることをいう

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 721

都道府県名 三重県　区市町村名 上野市　人口 60,139

■条例等　　施行年月日

上野市都市緑化条例　　87.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☒ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☒ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
住み良く明るい緑豊かな生活環境の造成と健全な市民生活の確保に資するため、樹木及び草花の計画的植栽及び育成と保護を推進する上で必要となる基本的事項を定めたもの
◇環境保全
何人も大気、水質及び土壌の汚染が緑化を阻む要因であることを認識し、環境に良好な状態に保持するよう努めなければならない
◇啓蒙
市長は、市民の緑化思想を高揚し、緑の保護と育成を図るため、常に緑化の啓蒙に努めるものとする
◇技術的指導
市長は、緑化を推進するものに対し、必要な技術的指導及び援助を行うことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 722

都道府県名 三重県　区市町村名 上野市　人口 60,139

■条例等

上野市緑化条例	施行年月日 64.2.3

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
上野市の緑化を推進し、都市の美観風致の造成と、市民の健康な生活に資するため「緑化都市」の実現をする上で基本となる事項を定めたもの
◇緑化の定義
本条例において「緑化」とは、公園・学校・道路等公共施設およびその他市内の空き地、広場に樹木、花き類を計画的に植栽、育成するとともに樹林・樹木の保存を図ることをいう

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 723

都道府県名 三重県　区市町村名 鳥羽市　人口 27,464

■条例等　　施行年月日

鳥羽市民の環境と自然を守る条例　74.4.1

■関連する規則等

鳥羽市民の環境を自然を守る条例施行規則……74.4.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
恵まれた自然と良好な生活環境を積極的に確保することが重要であることにかんがみ、良好な環境の確保に関して市、事業者及び市民それぞれの義務と責任を明らかにし、環境と自然を守るための施策の基本となる事項を定めたもの

◇施策の策定
市は、市民の健康で快適な生活を確保するため、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定しなければならない

◇開発行為の届出
自然景観及び緑地ならびに水源確保のため必要な山林の確保に影響を及ぼすおそれのある地域で、面積が1000㎡以上の宅地の造成その他の土地の区画形質の変更を伴う開発行為をしようとするものは、規則で定めるところによりあらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない

◇罰則規定
市長は、上記の届出の規定に違反する者に対し当該開発行為の停止、計画の変更など緑地を確保するため必要な措置を採るべきことを命ずることができるが、この命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する

◇自然保護協定の締結
上記の開発行為をしようとするものは規則で定めるところにより、あらかじめ市長と自然の破壊の防止、植生の回復その他自然の保護のための必要な事項を内容とする自然保護協定を締結するものとする

◇みどりの監視員の設置
市にみどりの監視員を置く　みどりの監視員は市の自然の保護と緑化に関する施策に協力するとともに、自然破壊の事実について市に知らせるものとする

◇保護樹木等の指定
市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木又は樹木の集団をそれぞれ保存樹木又は保護樹林として指定することができる　この場合において保護樹木等の保護のため必要があると認めるとき

は、その所在する土地の周辺区域をあわせて樹林保護区域として指定することができる　また、何人も保護樹木等を損傷し又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 724

都道府県名 滋賀県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

地区環境緑化事業実施規定　　71.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

滋賀県緑化推進委員会は、地区の環境緑化を推進するため、市町村緑化推進委員会が行う環境緑化事業に対して助成を行い、この助成について定めたもの

◇助成対象及び助成事業の範囲

助成の対象は、緑化樹の植栽に要する経費のうち苗木購入費及び運搬に要する費用とする

助成は、直接苗木の配布をもって行うことができる

助成事業を適用する植栽地は、次の通りとする

(1) 公共施設又は公共用地

(2) 福祉施設又はこれに準ずる施設

(3) その他委員長が適当と認めた施設

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 725

都道府県名 滋賀県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

日産緑化キャンペーン（ふるさとの森造成）事業実施要領　　73.1.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
日産グリーンキャンペーンの協力により滋賀県緑化推進委員会は、地域の環境緑化の拠点として、大規模な緑化が可能で、かつ地域環境の整備上効果が期待される公共施設、公園、街路、その他委員会が適当と認めた地域の緑化事業を推進するために必要な事項を定めたもの

◇助成金の交付
事業実施に要する経費は、緑化推進委員会が予算の範囲内で負担するものとする

◇地域の指定
各地区連絡協議会の管轄ごとに、一ヶ所を候補地として計画するものとし、緑化推進委員会が計画書及び現地を調査検討して実施個所数及び事業地を決定する
事業地の面積は計画地域の諸施設を含めて5万㎡以上とする

◇緑化の方法
計画地は、相当広域になるため、特色ある事業計画（例えば、カエデの森、サクラの森、常緑広葉樹の森など）で、真にふるさとの森形成にふさわしいものであること
採用する樹種は、地区環境緑化事業で取り上げた樹種を原則とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 726

都道府県名 滋賀県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

滋賀県環境緑化功績団体表彰要領　＿＿＿＿＿＿＿＿

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
県民の緑化思想を一団と高揚、啓発するために、生活周辺の環境緑化の普及、啓蒙推進に著しい業績のあった団体を顕彰し、それに関する事項を定めたもの
◇表彰の対象
(1) 5人以上で組織された団体であること
(2) 環境緑化の普及、啓蒙、活動を2年以上継続実施していること
(3) 公共地及び福祉施設等の植樹及び保護、管理等に2年以上継続して奉仕していること
(4) 団体の活動テーマとして、自主的に環境緑化に関する活動を2年以上継続実施しているもので、地域社会への貢献が認められること
表彰は、上記の対象の (1) 及び (2) ～ (4) のいずれか1つに該当するもので、真に顕彰するにふさわしい社会的貢献度の大いなるものを選考する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 727

都道府県名 滋賀県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

滋賀県地区環境緑化コンクール実施要領　　＿＿＿＿＿＿

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
環境緑化運動は、広く県民各層に浸透して、多大な成果を挙げてきたが、さらにこの運動を盛り上げるため優秀な地区環境緑化地を選定し、その業績を一般に紹介することとし、それに関する事項を定めたもの
◇対象地
公共施設、公共用地、福祉施設、及び工場周辺などで、個人所有地を除く全ての施設又は用地とする
◇参加資格
県のおこなう地区環境緑化事業及び個人又は団体の行った事業で、保護管理が計画的かつ確実に実行され地区の環境整備上モデルとなる、緑化地の実施主体又は管理主体とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 728

都道府県名 滋賀県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

緑化功労者「シャクナゲ賞」表彰要綱　＿＿＿＿＿＿＿＿

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
郷土の緑化を推進し、住み良い社会を建設するうえに著しい功労があり、又は緑化推進上他の模範とするにたる篤行があった蔭の功労者の功績を讃え、表彰するために必要な事項を定めたもの

◇選考基準
(1) 山林緑化関係
・公有林、部落共有林等山林の植林を積極的に進め、地域社会に貢献した業績が顕著なもの
・地域林業振興のため、一般の植林あるいは山林緑化に長年献身尽力し、広く植林意欲を向上させた功績が顕著で、地域社会への貢献が大なるもの
(2) 環境緑化関係
・公園等、公共地の植樹並びに保管管理にひたすら長年尽力し、地域社会に貢献したもの
・社会環境緑化を進め、緑化思想に果たした業績が顕著で、地域社会への貢献が大なるもの

◇表彰
滋賀県植樹祭において表彰し、「シャクナゲ賞」と記念品を授与する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 729

都道府県名 滋賀県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

滋賀県環境緑化樹生産施設整備事業補助金交付要綱　　72.7.10

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生活環境を緑化する樹木の生産を合理化するとともに、その品質管理の向上を図るため、環境緑化樹の生産施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して定めたもの

◇補助金の対象者
滋賀県緑化樹生産組合及び知事が補助を行うことを適当と認めた団体に対し交付する

◇補助の対象及び補助金の額
補助の対象は、次の各号に定める事業とし、補助の額は当該補助事業に要する経費の2分の1とする
(1) 環境緑化樹の生産に必要な機械の生産に必要な機械の整備事業
(2) 環境緑化樹の生産を行うための生産基盤の整備事業
(3) その他知事が適当と認めた事業

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 730

都道府県名 滋賀県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等

	施行年月日
滋賀県緑化推進要綱	71.5.10

■関連する規則等

滋賀県地区緑化事業補助金交付要綱	71.5.10

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
積極的に緑化のための各種事業を推進するとともに、緑化の啓発及び愛林思想の高揚を図るために必要な事項を定めたもの

◇県の実施する事業
県は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする
(1) 自然環境保護のための啓蒙及び指導
(2) 地区環境緑化事業（緑の町づくり、推進のための指導及び助成）
(3) 学校造林及び学校環境緑化のための指導
(4) 森林愛護のための啓蒙及び指導
(5) 緑化思想高揚のための啓蒙及び宣伝

◇緑化相談員の設置
県は、緑化事業を指導するため緑化相談員を置くものとし、緑化の知識及び技術を有する県職員のうちから知事が任命するものとする
緑化相談員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする
(1) 緑の町づくりのための巡回指導
(2) 緑化計画に対する助言及び指導
(3) 適地、適木の診断、植樹方法、病害虫防除、肥培管理、緑化樹あっせん等の相談及び指導
(4) 研修会、講演会等の企画及び実施に関すること

◇県の補助
県は環境緑化事業を推進するため、滋賀県緑化推進委員会に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、この交付については次に定めるところによるものとする

◇補助対象事業費及び額
・補助対象事業費は次によるものとする
(1) 緑化樹の植栽工に要する費用（苗木代、植栽費、肥料費、及び客土費）

(2) その他環境緑化推進上、知事が必要と認めた費用
・補助金の額は、補助対象事業費の3分の2以内の額とする
◇補助事業の範囲
(1) 公共施設又は公共用地
(2) 福祉施設又はこれに準ずる施設
(3) その他知事が適当と認めた施設

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 731

都道府県名 滋賀県　区市町村名 大津市　人口 264,166

■条例等　　施行年月日

開発行為指導要綱　　72.9.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☒ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
無秩序な市街化を防止し、開発区域及びその周辺の地域における災害を防止すると共に良好な市街を確保するために必要な事項を定めたもの
◇緑化義務
開発区域の面積が0.3以上の場合は、開発区域内に公園、緑地及び広場の用地として開発区域面積の3%に相当する面積以上又は市長が特に指定する区域にあっては、開発区域面積の6%に相当する面積以上の土地を確保するものとする
事業者は、環境保全のため、開発区域が自然公園法の規定による特別地域、都市計画法の規定による風致地区の指定区域又は山林である場合は、市長の指示を受け、開発区域の面積10m²につき1本以上の樹木を植樹するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 732

都道府県名 滋賀県　区市町村名 大津市　人口 264,166

■条例等　　施行年月日

大津市中高層建築物指導基準　78.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
大津市の優れた自然環境を生かし、良好な日照の確保と健康で文化的な都市環境の整備を図るため、市内に建築される中高層建築物について一定の基準を定めたもの
◇公共空地の確保
建築主等は、中高層建築物を建築しようとする場合は、市長と事前に協議し、公園、緑地等の公共空地を確保するものとする
必要に応じ植樹等の措置を講ずるものとし、その際の植樹本数は敷地面積100㎡につき7本以上とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 733

都道府県名 滋賀県　区市町村名 大津市　人口 264,166

■条例等

	施行年月日
大津市いけがき設置奨励補助金交付規則	81.3.2

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
災害に強い住み良い街づくりを推進するために、生け垣を設置する市民に対し、当該設置に要する経費の一部を補助するために必要な事項を定めたもの

◇補助対象者の指定
補助金の交付の対象となる者は、大津市内で新たに生け垣を設置する者で、引き続き1カ月以上市内に居住するものとする

◇生け垣の基準
補助の対象となる生け垣は、防災上適当と認められるもので、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない
(1) 公共の用に供する道路に面して、個人が居住を目的とする建物の敷地内に継続して1m以上列状に設置されるものであること
(2) 生け垣に使用する樹木の高さは、地面から1m以上であること
(3) 生け垣に使用する樹木の本数は、1mにつき2本以上であること
(4) 生け垣に使用する樹木の種類は、2種類以内であること

◇補助金の額
補助金の額は、次の各号の区分に従い当該各号に定める単価に設置しようとする生け垣の延長を乗じて得た額とする
(1) 既設のブロック塀を取り壊して新たに生け垣を設置する場合、生け垣の延長1mにつき2000円
(2) 新たに生け垣を設置する場合、生け垣の延長1mにつき1000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 734

都道府県名 滋賀県　区市町村名 大津市　人口 264,166

■条例等　　施行年月日

大津市の自然環境の保全と増進に関する条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
大津市環境保全基本条例の理念に乗っ取り、自然環境の保全及び増進を図るために必要な事項を定めたもの
◇基本計画等の策定
市長は、自然環境の保全等を総合的かつ計画的に推進するため、自然環境の保全等に関する計画を策定しなければならない
◇保護地区の指定
市長は、自然環境の保全等を図るため必要があると認めるときは、次に掲げる区分により保護すべき地区を指定することができる
(1) 自然保護地区　良好な自然環境を有する山林、渓谷、湖沼及び河川等でその自然環境を維持するために保護を必要とする土地の区域をいう
(2) 歴史環境保護地区　歴史的遺産をとりまく自然環境の良好な土地の区域で、その自然環境を維持するために歴史的遺産とあわせて保護を必要とするものをいう
(3) 動植物保護地区　野生動物の生息地又は野生植物の生育地であって、これらの保護又は繁殖を図るために必要な土地の区域をいう
◇保護地区内における行為の制限
保護地区内において次の各号に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない
(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築でその規模が規則で定める基準をこえるもの
(2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
(3) 木竹の伐採又は移植
(4) 水面の埋め立て又は干拓
動植物保護地区内においては、市長が指定する動植物の採取若しくは損傷をしてはならない
◇保存樹木等の指定

市長は、市街地及びその周辺に所在する樹木又は樹林で、良好な自然環境の保全と市街地における美観風致を維持するために必要があると認めるものについて、保存樹木又は保存樹林として指定することができる

◇緑化協定の締結

市長、事業者及び土地の所有者等は、緑化推進地区内の緑化に関し、その基準及び緑化の方法その他規則で定める事項について協定を締結することができる

◇助成等

市長は、自然環境の保全のために必要と認めるときは、規則で定めるところにより、必要な助成、指導及び助言を行うことができる

◇罰則規定

行為の中止または現状回復命令に違反した者は、5万円以下の罰金

行為の届出や許可の申請を怠った者は、3万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 735

都道府県名 滋賀県　区市町村名 大津市　人口 264,166

■条例等

	施行年月日
大津市環境保全基本条例	74.2.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民生活における良好な環境を確保し、増進するための施策の基本となる事項を定めたもの
◇基本計画等の策定
市は、良好な環境を確保し、増進するため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を定め、国その他の関係機関と協力して、その実現に努めなければならない
(1) 土地の適性利用及び公害の防止等生活環境の保全
(2) 自然生態系及び自然景観の保護等自然環境の保全
(3) 文化的・歴史的遺産の保護及び教育環境の保護等文化環境の保全
(4) その他良好な環境を確保し、増進するために必要な事項
◇助成等
市長は、市民が行う良好な環境を確保し、増進するための活動について、必要な指導又は助成の措置を講ずるよう努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 737

都道府県名 滋賀県　区市町村名 長浜市　人口 55,570

■条例等　　施行年月日

長浜市開発事業に関する指導要綱　　75.2.15

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
長浜市総合発展計画に基づき、恵まれた自然環境、歴史及び伝統を保全しつつ、豊かな文化都市づくりを図るため、市内において行われる開発事業について一定の基準を定めたもの

◇緑化義務
事業主は、開発区域内に公園、緑地及び広場として開発区域面積の3%以上を確保し、整備しなければならない
事業主は、住宅を目的とする開発事業にあっては、区画ごとに緑化ができる用地として、当該区画面積の20%以上を確保しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 737

都道府県名 滋賀県　区市町村名 長浜市　人口 55,570

■条例等　　施行年月日

長浜市緑化推進に関する補助金交付要綱　85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が良好な環境のもとで、健康で快適な生活を営むことができるよう積極的に緑化の推進をしようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するために必要な事項を定めたもの

◇補助金交付の対象
補助金の交付対象は、次の各号に掲げるもので、それぞれ当該各号に定める要件の全てを満たすものとする

(1) 生け垣による緑化推進補助
・生け垣は、幅員4m以上の道路に面し、その面する部分の延長が3m以上であること
・植栽する樹木は、道路から眺望できる部分の高さが、概ね1m以上であること
・植栽本数は、1m当たり2本以上とし、連続植栽であること

(2) つる性植物による垂直緑化推進補助
つる性植物による垂直緑化は、幅員4m以上の道路に面する壁面、フェンス又はブロック等に沿って植栽されるものであること

(3) まちの木による緑化推進補助
まち木は、自治会等が決定した緑化計画に基づき、推奨された樹木であること

(4) 市の木等による緑化推進補助
・市、県の木及び推奨木のうち、クス、ケヤキ、イチョウ、モミジのいずれかであり、樹高が4m以上であること
・市街化区域内で高木の育成に適する空間地に植栽され、かつ、幅員4m以上の道路から眺望できるものであること

(5) 記念樹の森緑化推進補助
・市長が指定する場所に、本市の緑化を推進しようとする団体で市長が認めたものが植栽をするものであること
・植栽する樹種は、植栽場所周辺との調和を考慮したものであること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 738

都道府県名 滋賀県　区市町村名 八日市市　人口 41,768

■条例等　　施行年月日

八日市市生垣設置推進補助金交付要綱　85.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化を推進し、潤いのある街づくりに寄与するために、生け垣を設置する市民に対し、予算の範囲内で当該設置に要する経費の一部を補助することについて定めたもの

◇補助対象者
補助金の交付の対象となる者は、八日市市内で新たに生け垣を設置する者又は既設のブロック塀を取り壊し新たに生け垣を設置する者で、引き続き一ヶ月以上市内に居住する個人とする

◇生け垣の基準
補助の対象となる生け垣は、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない
(1) 公共の用に供する道路に面して、個人が居住を目的とする建物の敷地内に継続して5m以上列状に設置されるものであること
(2) 生け垣に使用する樹木の高さは、地面から1m以上であること
(3) 生け垣に使用する樹木の本数は、1mにつき2本以上であること

◇補助金の額
補助金の額は次の各号の区分に従い当該各号に定める単価に設置しようとする生け垣の延長を乗じて得た額とする
(1) 新たに生け垣を設置する場合、生け垣の延長1mにつき　2500円　(限度額5万円)
(2) 既設のブロック塀を取り壊して新たに生け垣を設置する場合　4000円　(限度額7万円)

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 739

都道府県名 滋賀県　区市町村名 八日市市　人口 41,768

■条例等　　施行年月日

八日市市民の環境を守る条例　　74.3.30

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　良好な環境がきわめて重要であることにかんがみ、市長、事業者及び市民それぞれの良好な環境の確保に関する責務を明らかにし、並びに市民の環境を守るための施策を定めたもの
◇基本的施策の策定
　市長は、市民の健康で快適な生活を確保するため、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない
◇保存樹木等の指定
　市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木又は樹木の集団を、保護樹木又は保護樹林として指定することができる
◇保護樹木等に関わる行為の制限
　何人も、保護樹木等を損傷し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない
◇罰則規定
　行為のの中止又は現状回復命令に違反した者は、3月以下の禁固又は5万円以下の罰金
　行為の届出を怠った者は、3万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 740

都道府県名 滋賀県　区市町村名 草津市　人口 95,401

■条例等

	施行年月日
草津市民の環境を守る条例	78.7.17

■関連する規則等

草津市民の環境を守る条例施行規則	81.1.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全　☒5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な環境の確保に関する市長、事業者及び市民の責務を明確にし、良好な環境を守るための基本的事項その他必要な事項を定めたもの

◇基本計画の策定
市長は、市民が優れた自然環境の恵沢に浴するとともに、良好な自然環境を将来の市民に継承するための基本となる計画を策定するものとする

◇保全地区等の指定
市長は、次の各号に該当するもののうち、自然環境の保全等を図るため特に必要があると認める地区を自然環境保全地区として指定することができる
(1) 森林、草生地、丘陵地、池沼、河川等が所在する地域のうち、良好な自然状態を維持している地域であってその保全を図ることが必要な地区
(2) 動植物の生息地であって、これらの保護又は繁殖を図ることが必要な地区

◇開発・建築行為の制限
保全地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採及び水面の埋立などを行う場合、あらかじめ市長にその内容を届け出なければならない

◇緑化推進地区の指定
市長は、良好な生活環境を形成する緑地として積極的に造成を図る必要があると認められる区域を緑化推進地区として指定することができる

◇助成等
市長は、自然環境の保全及び緑化の推進のために必要と認めるときは、規則で定めるところにより、必要な助成、指導及び助言を行うことができる
助成については、次に掲げるような助成金を定める
(1) 保全地区助成金
(2) 緑化推進地区助成金

(3) 緑化推進団体助成金
(4) 公共の場所等の緑化推進助成金
(5) 一般個人の家の緑化推進助成金

◇罰則規定

行為の中止または現状回復命令に違反した者は、5万円以下の罰金
行為の届出を怠った者は、3万円以下の罰金
行為の届け出をした日から30日を待たずして行為を行った者は、3万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 741

都道府県名 京都府　区市町村名 京都市　人口 1,394,964

■条例等　　施行年月日

京都市風致地区条例　　70.6.14

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　☒4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☒4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市計画法の規定に基づき、京都市の風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し必要な事項を定めたもの

◇風致地区の指定
市長は、風致地区をそれぞれの地域の特性に応じ、一定の基準により、次に掲げる種別のいずれかに指定するものとする
(1) 第1種地域　風趣に富んだ山林、渓谷等自然的景観の特にすぐれた地域で現存の風致を維持する地域
(2) 第2種地域　風趣に富んだ樹林地、池沼、田園等自然的景観の特にすぐれた地域で現存の風致を維持する地域
(3) 第3種地域　風趣に富んだ住宅地等自然的景観を保持している地域で現存の風致の維持に配慮する地域

◇開発・建築行為の制限
風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、別に定めるところにより、市長の許可を受けなければならない
(1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
(3) 木竹の伐採
(4) 土石の類の採取
(5) 水面の埋め立て又は干拓
(6) 建築物等の色彩の変更
(7) 物件の堆積

◇勧告・監督処分
市長は、風致を維持するために必要があると認めるときは、上記の行為を行う者又は当該行為に係わ

る土地若しくは物件の所有者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告することができる　又、この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者に対し、許可の取り消し、変更、効力の停止等の違反を是正するために必要な措置を採ることを命じることができる

◇事実の公表

上記の規定による命令を受けた者が、正当な理由が無くてその勧告又は命令に従わないときは、その旨及びその勧告又は命令の内容を公表することができる

◇罰則規定

監督処分による市長の命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する

◇緑化義務

第1種地域及び第2種地域の森林である土地の区域における土地の形質の変更にあっては、当該変更の行われる土地の区域の面積が0.5ha以上であるときは、一定の基準により風致保全緑地（自然の木竹等が集団して生育している区域をいう）を設けること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 742

都道府県名 京都府　区市町村名 京都市　人口 1,394,964

■条例等　　施行年月日

京都市緑化事業基金条例　　75.8.14

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化事業の推進に必要な資金を積み立てるために京都市緑化事業基金を設置することについて定めたもの
◇積立
上記の目的のための寄付金は、基金として積み立てるものとする
◇処分
基金は、緑化事業の推進に必要な財源に充てる限り、これを処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 743

都道府県名 京都府　区市町村名 宇治市　人口 178,788

■条例等

	施行年月日
宇治市環境保全基本条例	76.7.15

■関連する規則等

宇治市環境保全連絡調整会議設置規則	82.7.30

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の保全およびその確保に関する市長、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めたもの

◇環境保全計画の策定
市長は、良好な環境の保全及び確保に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、環境保全計画を策定しなければならない

◇審議会の設置
市長は、良好な環境の保全および確保に関する事項を審議するため、宇治市環境保全審議会を設置するものとする　又、市長は、環境基準の設定や環境保全計画の策定等の事項を審議会に諮問するものとする

◇事実の公表
市長は、良好な環境の保全および確保に関し、関係者に対して必要な指導、助言、勧告または命令をすることができるが、このうち命令に従わない者については、審議会にはかり、その氏名および住所並びに命令の内容等を公表することができる

◇協定の締結
市長は、良好な環境の保全および確保に関し、関係者および市民と協定を締結することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 744

都道府県名 京都府　区市町村名 城陽市　人口 84,027

■条例等　　施行年月日

城陽市グリーンバンクの実施に関する要綱　83.7.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑ゆたかなまちづくりを推進するため、城陽市グリーンバンクの実施に関し必要な事項を定めたもの
◇事業の内容
グリーンバンクとしての事業は次のようなものである
(1) 公共施設緑化のための寄附樹木の受入に関すること
(2) 樹木の斡旋に関すること
(3) 苗木及び草花の配布に関すること
(4) その他市長が必要と認める事業に関すること
◇苗木等の配布
市民の緑化意識を高揚させるため必要に応じて苗木等を配布することができる
◇樹木の斡旋
不要となった樹木を無償で譲り渡そうとする者又は無償で譲り受けようとする者は、樹木斡旋依頼書を提出するものとする　また、斡旋樹木の移植の際に要する経費は、譲受者が負担するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 745

都道府県名 京都府　区市町村名 城陽市　人口 84,027

■条例等　　施行年月日

城陽市緑化協定推進要綱　78.10.2

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑地保全法に基づき城陽市の都市計画区域内における私的空間の緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図るため緑化協定について必要な事項を定めたもの
◇協定の締結を促進すべき区域の指定
次のような区域等で協定の締結を促進するものとする
(1) 都市計画法に定める第1種住居専用地域・住居地域並びに準工業地域
(2) 都市計画法の規定により許可を受けて行う開発面積が3000㎡以上の宅地開発区域
(3) 同一業者が一定区域内において連続して開発を行い前号の規模に達した区域
◇協定の締結
協定の締結は、協定の締結を促進すべき区域内で次に掲げる方法にて行う
(1) 5年以上維持できる樹木等で植栽等により緑化する
(2) 緑化可能な土地を道路に面して奥行1m以上で確保する
◇協定に定めるべき指導基準
次にあげるものについて協定の中に基準を設ける
1) 樹木等の種類　2) 樹木等を植栽する場所　3) 垣又はさくの構造　4) 樹木等の維持管理
5) 修景施設・照明施設
◇罰則規定
協定事項に違反するものがあった場合、緑化を図るべき義務の履行、原状回復のための植栽等の請求といった措置を定めることができる
◇技術の指導
市長は、協定地区で行われる緑化事業について、その推進を図るため、次の事項に関する技術的な指導を行うものとする
1) 植栽計画　2) 樹種の選定　3) 植栽の方法　4) 客土及び施肥　5) 潅水その他の管理

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 746

都道府県名 京都府　区市町村名 長岡京市　人口 76,475

■条例等　　施行年月日

長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例

■関連する規則等

長岡京市緑化推進要綱 84.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
長岡京市民の健康で文化的な生活を守るため、他の法令に定めるもののほか、長岡京市の生活環境の保全と向上を図るため必要な基本事項を定めたもの

◇施策の策定
市長は、良好な生活環境の保全に関し必要な施策を策定し、実施する責務を有する

◇施策
市長は、すべての施策を通じて市民の健康で良好な生活環境が阻害されることがないよう留意し、次の各号に掲げる事項について関係機関と協力して措置を講じ、その実現に努めなければならない
1) 自然環境の保全　2) 緑化活動の推進　3) 公害の防止
4) 安全で良好な都市環境の保持及び秩序ある宅地等の造成
5) 前各号に掲げるもののほか、良好な生活環境を保持し、向上させるための施策

◇生活環境基準の設定
市長は、自然環境の保全、緑化活動の推進等について、必要と認める場合、市民の生活環境上の基準を定めることができる

◇保全地区等の指定
市長は、良好な生活環境を確保するため必要があると認めるときは、一定の基準に基づいて保全地区等として指定することができる

◇助成金の交付
市長は、保全地区等の所有者が行う樹木等の枯損の防止といった維持管理に関し、必要と認めるときは、予算の範囲内で管理費の一部を助成することができる

◇協定の締結
市長は、保全地区等の指定をしたときは、当該所有者等と緑化協定を締結するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 747

都道府県名 京都府　区市町村名 大山崎町　人口 15,982

■条例等　　施行年月日

大山崎町緑化推進事業補助金交付要綱

■関連する規則等

大山崎町補助金等の交付に関する規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進に関する事業に要する経費に対し交付される補助金について定めたもの
◇補助金の対象となる区分の指定
補助金の対象となる事業区分は、緑化造林事業、異常開花竹林復旧事業、森林病害虫等駆除予防事業の3種である
◇補助金の交付
特に緑化造林事業における補助率は、京都府造林補助金交付要綱に基づいて交付決定された額の2分の1以内の額とされており、その交付対象は、団体又は個人が、同要綱に基づいて検査されて、交付決定されたものとなる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 748

都道府県名 京都府　区市町村名 田辺町　人口 48,486

■条例等　　施行年月日

田辺町緑化推進指導要綱　　81.8.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☒ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☒ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
田辺町町民が、健康で快適な生活を営むことができるよう、町と住民がその自覚と相互協力により、緑化の推進と緑地の保護育成及び土地の保全管理をはかることに関し、必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇町の緑化推進事業
町は、緑のある豊かな自然環境と住民の良好な生活環境を守るために次のような事業及び施策を実施する
(1) 緑化の推進、緑地の保護育成及び土地の保全管理に関する啓蒙活動
(2) 緑化運動及び花いっぱい運動の展開
(3) 花づくり及び木づくり教室の開設
(4) 花の球根及び苗木の斡旋
(5) 町の木及び花の種苗の配布　他
◇緑化義務
町において、宅地造成事業を行う事業者は、開発区域実測面積の3%以上を樹木及び四季の花の植栽地にあてるものとする
◇開発・建築行為の制限
町において、宅地造成事業の開発行為を実施する事業者は、事業着手前に、宅地開発区域内の緑地保存緑化推進計画を樹立し、別に定めるところにより、町に届け出なければならない
◇協定の締結
事業者及び土地所有者は、計画のそれぞれについて町との協議がととのったときは、基本的な事項の定めに関し、協定書を交換して約束事項を確認するとともに、その履行に努めなければならない
◇緑化推進事業基金の設置
町は、緑化事業を推進することについて、緑地補てん事業費及び緑地等管理費用として受け入れた負担金などを適切有効に管理運用するため、緑化推進事業基金を設置する

◆緑を守る

◇樹木保存地の指定

町は、美観風致上、健全な集団の樹木について保存する必要があると認めたときは、一定の基準に基づき、その土地を樹木保存地として指定することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 749

都道府県名 京都府　区市町村名 田辺町　人口 48,486

■条例等　　施行年月日

田辺市生垣設置奨励補助金交付要綱　84.10.8

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　生け垣の設置を奨励し、緑の保全及び緑化を図ることにより、緑あふれる潤いある町づくりを推進するため、生け垣の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めたもの
◇補助金交付対象の指定
　町内に居住し、当該居住地において生垣を新たに設置する者を補助金の交付対象者とする
◇補助金交付要件
　次の要件を満たす者が補助金の交付を受けられる
　(1) 設置場所　　幅員3m異常の道路に面する敷地内
　(2) 生垣の長さ　　5m以上
　(3) 樹木の高さ　　おおむね60cm以上
　(4) 樹木の密度　　おおむね1mにつき3本以上
　(5) 樹種　　生垣に適した樹木
◇補助金交付額
　補助金の額は、生垣の設置に要した費用のうち、樹木購入にかかる費用の2分の1以内の額とし、1万5千円を限度とする
◇改植等の制限
　補助金の交付を受けた者は、当該生垣を設置した年度から5年間は、特別の理由がない限り、改植、移動、及び抜取等をすることはできない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 750

都道府県名 京都府　区市町村名 田辺町　人口 48,486

■条例等

	施行年月日
田辺町緑化推進事業基金に関する条例	81.3.31

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地方自治法の規定により、緑化推進事業の費用に充てるために設置する緑化推進事業基金に関して定めたもの
◇積立
積み立てる基金は、次に掲げるものとする
(1) 一般会計からの繰入金
(2) この基金から生ずる収入
(3) 指定寄付金
◇運用
この基金は、緑化推進事業に要する費用に充てる場合に支出することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 751

都道府県名 京都府　区市町村名 田辺町　人口 48,486

■条例等

条例等	施行年月日
田辺町緑化推進条例	74.4.1

■関連する規則等

田辺町緑化推進条例施行規則	74.5.14

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化知識の普及、樹木愛護精神の高揚及び町民記念植樹等について定めたもの
◇事業
町長は、町の緑化を推進するために次に掲げる事項を行う
(1) 緑化知識の普及・宣伝
(2) 緑化推進のために必要な指導
(3) その他緑化推進に必要な事項
◇町民記念植樹
町長が必要と認めるときは、公園等において定期又は随時に、町民記念植樹を実施し、緑化推進を図ることができる　又、町長は、町民記念植樹に参加しようとする者の希望により植樹に必要な樹木を準備するものとする
植樹する記念の種別を次のように定める
(1) 誕生、入学、成人、結婚
(2) 銀婚、金婚、還暦、喜寿、米寿
(3) 新しく町民になった者（転入）
記念樹の樹種を次のように定める
(1) 針葉樹　メタセコイヤー、サツマ杉
(2) 広葉樹　楠の木、鼠もち、金木せい、銀木せい、月桂樹、サンゴ樹、山茶花
(3) 落葉樹　紅梅、南京ハゼ、吉野桜、枝垂柳、枝垂桜
◇参加手数料
町長は、町民記念植樹に参加しようとする者から植樹しようとする樹木1本につき2000円を参加手数料として徴収する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 752

都道府県名 京都府　区市町村名 木津町　人口 25,221

■条例等　　施行年月日

木津町特定農地貸付規程

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　☒6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれあい、作物を育てる喜びを体験することを通して、農業に対する理解を深めること等を目的に木津町が行う特定農地貸付の実施、運営に関し必要な事項を定めたもの

◇貸付条件
貸付条件は次のとおりとする
(1) 貸付を受けるもの（借受者）は、木津町在住の者とする
(2) 貸付期間は、毎年度4月1日から3月31日までの1年間とする
(3) 貸付に関わる賃料は、1区画当たり年額6000円とする
(4) 借受者は、賃料を毎年度木津町長が指示する方法により指定された期日までに納付しなければならない

◇禁止事項
貸付農地において、次の各号に掲げる行為をしてはならない
(1) 建物及び工作物を設置すること
(2) 営利を目的として作物を栽培すること及び樹木を栽培すること
(3) 貸付農地を転貸すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 753

都道府県名 大阪府　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

大阪府基金条例　　＿＿＿＿＿＿

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
各種基金の設置について定めたもの
◇緑化基金の設置
府内市街地の緑化の推進のため、緑化基金を設置する
◇基金の運用
府内市街地の緑化の推進に要する経費にその運用から生ずる収益を充てるため資金を維持し、及び積み立てる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 754

都道府県名 大阪府　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

大阪府立緑化センター条例　　83.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑化に関する知識及び技術を普及し、緑化の推進に資するため、大阪府立緑化センターの設置について定めたもの

◇緑化センターについて

羽曳野市尺度に設置するものとし、以下の業務を行う

(1) 緑化に関する資料並びに緑化用樹木及びその植栽の展示
(2) 緑化に関する情報の収集及び提供
(3) 緑化に関する相談及び技術指導
(4) 緑化に関する講習会、講演会等の開催
(5) その他目的の達成のために必要なこと

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 755

都道府県名 大阪府　区市町村名 大阪市　人口 2,495,275

■条例等　　施行年月日

大阪市緑の保全及び緑化の推進に関する条例　73.10.1

■関連する規則等

大阪市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則 73.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
大阪市環境基本条例の規定に基づき、緑の保全及び緑化の推進を図るために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化計画の策定
市長は、緑の保全及び緑化の推進のため、その計画を策定しなければならない
◇緑化木の信託
緑化の推進のため市民に対し、緑化木を信託できる
信託先は毎年6月に募集し、10月に樹木を配布する
信託期間は3年とし、期間満了と同時に当該緑化木を引き受けた者に無償譲渡する
信託期間中に樹木の伐採、所有権の譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
保全地区等の所有者等もしくは緑化木を引き受けた者に対し、必要に応じ積極的に指導、助言及び援助をしなければならない
◆緑を守る
◇保全地区等の指定
(1) 保全地区　神社、仏閣又は土地の面積が5ａ以上で樹木が集団して育成し、かつ健全である地域
(2) 保護地区　動植物等の生息地、自生地で自然環境を保全する事が特に必要な地域
(3) 保存樹木　次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が美観上優れているもの
1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上であること
2) 株立ちした樹木は高さが3m以上であること
3) ツル性樹木は枝葉の面積が30㎡以上であること
4) その他特に指定を必要とするもの
(4) 花壇は、面積10㎡以上であるもの
所有者等は、樹木の伐採、所有権の譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したとき

及び花壇の設置を廃止しようとするときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇協定の締結
保全地区等の指定に関し、所有者等の承諾を得たときは、保全地区等協定書を取り交わすものとする
◇補助金の交付
保全地区及び保護地区　1aにつき350円
保存樹木　1本又は1株につき1000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 756

都道府県名 大阪府　区市町村名 堺市　人口 799,479

■条例等　　施行年月日

堺市古樹名木の保存に関する規則　79.1.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
健全な環境の保持及び向上を図るため、本市に存する古樹名木又はその集団の保存に関し必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
既ね次のいずれかに該当し、健全で美観上優れている樹木等を、あらかじめその所有者と協議し同意を得て保存樹木又は保存樹林として指定できる
(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上ある樹木
(2) 高さが10m以上である樹木
(3) 高さが3m以上又は樹幹の直径が3m以上である潅木類
(4) 枝葉の面積が30㎡以上であるはん登性樹木
(5) 樹木等の集団する土地の面積が500㎡以上である樹林
保護樹木等が滅失し又は枯死したとき、病害虫の発生を認めたとき、又は保護樹木等が生育している土地において建築・開発行為その他その生態に著しく影響を及ぼす行為が行われることを知ったとき、及び所有者が変更したとき等は、遅滞なく市長に届け出なければならない
市長は、保存樹木等の保護について一時保全承徳に必要があると認めるときは、保護対策の措置を講ずることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号　757

都道府県名　大阪府　区市町村名　堺市　人口　799,479

■条例等　　施行年月日

堺市都市緑化基金条例　　83.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑化の推進及び緑の保全のための事業の資金に充てるため、堺市都市緑化基金を設置することについて定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に定める額、基金への積立を指定した寄付金の額、基金の運用から生ずる収益とする
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、市民等が行う都市緑化の推進及び緑の保全に対する助成に必要な経費、本市が行う都市緑化の普及、啓発等に必要な経費に充てるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 758

都道府県名 大阪府　区市町村名 堺市　人口 799,479

■条例等　　施行年月日

グリーンボックス貸し出し事業実施要綱　87.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
財団法人堺市公園協会が堺市自治連合協議会の協賛を得て、身近に花と緑を増やすため地域団体等が主に公道に面した場所にグリーンボックスを設置し花苗等の植え付け管理を行う場合においてグリーンボックスを貸し出すことについて定めたもの

◇実施団体
次に挙げる団体で、目的の達成に寄与すると認められる団体
(1) 自治会・町内会・商店会等の地域団体
(2) 私立学校・幼稚園・保育園
(3) その他理事長が認める団体

◇設置場所
町内会等にあっては、門口等公道に面したところとする

◇グリーンボックスの利用
利用個数は原則として1団体当たり小型については100個を限度に、また大型については5個を限度に無料で利用することができる、なお、用土についてはグリーンボックスの数に応じた容量を無料配布する
利用期間は3年以内とし、理事長が認めた場合は期間を延長できる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 759

都道府県名 大阪府　区市町村名 堺市　人口 799,479

■条例等

	施行年月日
堺市コミュニティ緑地助成要綱	82.3.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

市民の憩いと語らいの場として適当な緑地であって、市長が指定したものに対する助成について必要な事項を定めたもの

◇コミュニティ緑地の指定

土地の所有者又は使用権者は、コミュニティ緑地指定申請書を市長に提出して、当該土地についてコミュニティ緑地の指定を受けることができる

コミュニティ緑地の所有者等は、建築・開発行為、土地の所有権又は使用権の移転をしようとするときは、市長にその旨を届け出なければならない

◇助成

コミュニティ緑地として指定を受けた土地の所有者等は、以下の助成等を受けることができる

(1) 樹木・草花その他の緑化施設及びベンチ・柵その他の施設の貸与

(2) これらの施設の設置に要する費用の助成

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 760

都道府県名 大阪府　区市町村名 堺市　人口 799,479

■条例等　　施行年月日

緑の広場設置要綱　　73.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　☒2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　☒2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内空地の緑化を目的とし、これを緑の広場として、公共の利用に提供し、美しい町づくりを推進するための設置基準等について必要な事項を定めたもの

◇緑の広場の指定
緑の広場は次の基準に該当する空地で、地主の申し出により又は市長が必要と認めたものについて指定する
(1) 原則として、市街化区域内に存するものであること
(2) 面積が概ね300㎡以上あること
(3) 道路条件等により緑の広場として、効果が期待できるもの
(4) 5年以上無償で使用することについて所有者の同意を得たもの
(5) 緑の広場として、地域住民で組織する団体により維持管理されることが期待できるもの

◇土地の貸借
市長は、緑の広場を指定したときは、当該土地について、所有者と使用貸借契約を締結する

◇税の免除
緑の広場に係る土地に対して課する固定資産税・都市計画税は免除する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 761

都道府県名 大阪府　区市町村名 岸和田市　人口 189,389

■条例等

	施行年月日
岸和田市環境保全条例	

■関連する規則等

岸和田市環境保全条例施行規則	77.3.30

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保全、公害の防止に対する総合的な取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画の策定
市長は、良好な自然環境を保全し、緑化の推進を図るため、科学的かつ総合的な調査研究及び緑化計画の策定を行うものとする
◇協定の締結
市長は、規則で定める面積をこえる土地であって、当該土地の緑化を図ることが必要と認められるものについては、当該土地の所有者等と当該土地の緑化のため必要な事項を内容とする協定を締結することができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は、良好な自然環境を保全し、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、次に掲げる基準に該当する樹木又は樹木の集団をその所有者等の同意を得て保存樹木又は保存樹林として指定することができる
(1) 樹容が美観上優れていること
(2) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(3) 高さが15m以上であること
(4) 株立ちした樹木で高さが3m以上であること
(5) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であること
(6) 生け垣については、長さ50m以上であること
(7) 樹林については、面積が1000㎡以上であること
◇行為の制限
何人も保存樹木等を損傷し又は伐採してはならない

◇罰則規定
行為の中止、あるいは、現状回復等の命令に違反した者は、10万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 762

都道府県名 大阪府　区市町村名 豊中市　人口 398,808

■条例等　　施行年月日

豊中市生垣緑化助成金交付要領　　83.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
民有地緑化の促進を図るため、生け垣を設置する市民に技術的助言及び助成を行うことについて定めたもの
◇生け垣の基準
次の基準による生け垣の設置に対し、助成金の交付を行う
(1) 住宅用地又は事業用地等の民有地の4m以上の道路に面する部分の全部又は一部に設けられ、外部から眺望のできること
(2) 延長が2m以上あること
(3) 5年以上保存し、管理育成できるもの
(4) 樹木の本数が1mあたり3本以上で、その高さは概ね1m以上であること
◇助成金の交付
生け垣設置工事に要する経費のうち樹木の購入に要する経費の3分の2とし、最高限度額は6万円とする
本市の実施する他の緑化助成金と趣旨を同じくする給付（現物支給を含む）を受けることができる者に対しては、本要領による助成は行わない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 763

都道府県名 大阪府　区市町村名 豊中市　人口 398,808

■条例等　　施行年月日

豊中市環境保全条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な生活環境に関わる機能の回復と保全を図るため、必要な事項を定めたもの
◇保護樹木等の指定
良好な環境を整備するために保護すべき樹木又は樹木の集団を指定することができる
所有者等は、保全樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇損傷の制限
何人も、保護樹木等を損傷し、又はみだりに伐採してはならない
市長は、これに違反したものに対し、必要な限度において、現状回復又はこれにかわる必要な措置をとるべき事を命ずることができる
◇罰則規定
現状回復命令等に違反したものに対し3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 764

都道府県名 大阪府　区市町村名 豊中市　人口 398,808

■条例等　　施行年月日

豊中市環境保全条例

■関連する規則等

豊中市環境保全条例施行規則 …… 73.12.1
豊中市樹木保護要領 …… 74.4.1
…… ……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な生活環境にかかわる機能の回復と保全をはかるための取り組みについて定めたもの
◇保護樹木等の指定
概ね次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が美観上特に優れている樹木又は樹木の集団を保存樹木として指定できる
(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上ある木
(2) 高さが15m以上である木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上である小・中潅木
(4) 枝葉の面積が30m²以上であるはん登性樹木
(5) 樹木等の集団する土地の面積が500m²以上であること
(6) 生け垣をなす樹木の集団で、長さが30m以上であること
保護樹木等が滅失し又は枯死したとき、及び所有者が変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない
◇損傷の制限
何人も、みだりに保護樹木等を損傷し、又は伐採してはならない
これに違反した者に対し、原状回復を命じ、又はこれが著しく困難である場合はこれにかわる必要な措置をとるべきことを命ずることができる
◇罰則規定
保存樹木等を伐採・損傷し、原状回復命令等に違反した者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
◇助成金の交付
保護樹木1本あたり1万円とする、但し、最高限度額を5万円とする
集団樹木については、500m²以上1000m²未満の2万円から1万m²以上の12万円の範囲で交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 765

都道府県名 大阪府　区市町村名 豊中市　人口 398,808

■条例等　　施行年月日

豊中市松くい虫防除事業助成金等交付要領　　75.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
豊中市に森林、樹木等を保有し、松くい虫防除事業を実施しようとする個人に対して、市がその経費の一部を助成することについて定めたもの
◇助成の種類
助成の種類は、薬剤の支給又は助成金の交付とする
◇助成金の交付
目通り周囲50cm未満のもの1本あたり2000円
50cm以上70cm未満のもの1本あたり3000円
70cm以上100cm未満のもの1本あたり4000円
100cm以上120cm未満のもの1本あたり5000円
120cm以上のもの1本あたり6000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 766

都道府県名 大阪府　区市町村名 豊中市　人口 398,808

■条例等

	施行年月日
緑化事業基金積立条例	86.8.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑化の推進及び緑の保全のための事業に要する費用に充てるため、緑化事業基金を設置することについて定めたもの
◇基金の運用
基金は、予算で定める額及び緑化事業に充てることを指定した寄付金をもって積み立てるものとする
基金の運用から生ずる収益は、事業の実施に必要な財源に充てるために支出し、又は基金に編入するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 767

都道府県名 大阪府　区市町村名 豊中市　人口 398,808

■条例等　　施行年月日

豊中市花と緑の協定助成要綱　　87.8.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
「市民参加による花と緑の町づくり」の一環として、花と緑による緑化事業の推進を図るため必要な事項を定めたもの
◇協定の締結
豊中市民、又は本市の区域内に土地又は建物を有するもの、若しくは管理するものが、草花・樹木等の植栽、育成及び管理に関し、豊中市と花と緑の協定を締結することができる
協定の基準は次の通り
(1) 協定がこの条例の目的に適合すること
(2) 協定の有効期間が3年以上であること
(3) 協定の目的となる土地等の区域・区間あるいは建物の規模が次の基準の1つに適合すること
1) 延長距離が25m以上であること
2) 1街区であること
3) 20戸以上を有する中高層住宅であること
(4) 該当区域の10分の7以上の賛同者があること
(5) 協定の目的となる土地等の場所は、道路から眺望できること
(6) 協定の内容が適正で、かつ実施運営が期待できること
(7) 公益上、その他支障がないこと
◇緑化材料の配布
締結された協定に基づき、予算の範囲内において苗木・花苗等、必要な資材の提供を行うものとする
本市の実施する他の緑化事業の助成を受ける事ができる者に対しては、本要領による助成は行わない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 768

都道府県名 大阪府　区市町村名 豊中市　人口 398,808

■条例等

	施行年月日
豊中市緑化樹配布要領	80.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
「市民参加による花と緑の町づくり」をめざし、緑化樹を無料配布することについて定めたもの
◇対象者
(1) 個人を対象とする出生・結婚・金婚並びに銀婚記念樹
(2) 個人を対象として、園芸祭等、市が行う行事の際に配布する家庭緑化樹
(3) 団体を対象とする市民共同による地域緑化
(4) 豊中市民営駐車場整備運営助成要綱に基づく、民営駐車場緑化
(5) 市が設置し、又は管理する公共施設緑化
(6) その他、特に市長が必要と認める緑化

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 769

都道府県名 大阪府　区市町村名 豊中市　人口 398,808

■条例等　　施行年月日

みどりの相談所運営要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
「市民参加による花と緑の町づくり」の一環として、豊島公園内に設置するみどりの相談所の管理運営について必要な事項について定めたもの
◇みどりの相談所について
相談所は次の事業を行う
(1) 花、植木その他植物の育て方等の相談及び指導に関すること
(2) 植物、資料等の展示及びみどりに係る図書の閲覧に関すること
(3) みどりに係る講習に関すること
(4) みどりに係る啓発に関すること
(5) その他市長が必要と認める事業に関すること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 770

都道府県名 大阪府　区市町村名 豊中市　人口 398,808

■条例等　　施行年月日

豊中市花いっぱい運動推進要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化運動推進の一環として四季の花を咲かせ美しい町をつくることを目的とした、花いっぱい運動について定めたもの
◇実施事業
(1) 事業所、学校、公園等に花壇の設置
(2) 花の種子、球根の配布
(3) 緑化パンフ等の印刷物の配布
(4) 花壇コンクールの実施

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 771

都道府県名 大阪府　区市町村名 池田市　人口 102,133

■条例等

	施行年月日
池田市環境保全条例	78.10.1

■関連する規則等

池田市環境保全条例施行規則	78.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☐1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	☐5．屋上・壁面緑化	☐6．室内緑化	☐7．その他	☐8．努力規定
B.緑を守る	☒1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☐4．水辺保全
	☐5．生物保全	☐6．その他	☐7．努力規定	
C.緑と親しむ	☐1．農園的利用	☐2．公園的利用	☐3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	☐2．税の減免	☐3．技術的な援助	☐4．団体活動の支援
	☐5．建築規制の緩和	☐6．緑化材料の配布	☐7．基金の運用	☐8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	☐3．罰則規定	☐4．緑化義務
	☐5．公園・緑地の提供	☐6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	☐4．土地の買取り
	☐5．土地の貸借	☐6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な環境の保全と育成のために必要な取り組みについて定めたもの
◆緑を創る
◇緑化計画の策定
市長は、緑化の推進を図るため、緑化計画の策定を行うものとする
◇協定の締結
1000m²以上の土地で当該土地の緑化を図ることが必要と認められるものについて、その所有者等と緑化のために必要な事項を内容とする協定を締結することができる
◆緑を守る
◇開発行為の制限
1000m²以上の規模の宅地の造成その他規則で定める開発行為及び指定建築物の建設等を実施しようとする者は、あらかじめ環境保全調書を作成するとともに事業内容について市長に協議しなければならない
◇保存樹木等の指定
次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているものを、その所有者等の同意を得て、保存樹木又は保存樹林として指定することができる
(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの
(2) 高さが15m以上であるもの
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30m²以上であるもの
(5) 樹木等の集団となっている土地の面積が1000m²以上のもの
(6) 生け垣をなす樹木の集団で、長さが50m以上のもの
(7) その他市長が特に必要と認めるもの

所有者等は、保存樹木等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない

◇損傷の制限

何人も保存樹木等を損傷し、又は伐採してはならない

許可なく保存樹木等を伐採しようとする者、あるいは伐採・損傷した者に対しに対し、現状回復命令もしくは現状回復が困難である場合はこれに代わる必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる

◇助成金の交付

1所有者について7万円を限度とし、助成金の交付をする

(1) 保存樹木　1本又は1株につき年額1万円

(2) はん登性樹木　1対象地につき年額1万円

(3) 生け垣　1対象地につき年額1万円

(4) 保存樹林　最低基準は1000㎡以上2000㎡未満で年額4万円、最高基準は6000㎡以上で年額7万円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 772

都道府県名 大阪府　区市町村名 池田市　人口 102,133

■条例等　　施行年月日

池田市緑化基金条例　　82.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
五月山の緑の保全とまちの緑化推進の経費に充てるため、池田市緑化基金条例の設置について定めたもの
◇基金の運用
基金は、目的のための寄付金をもって積み立てる
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 773

都道府県名 大阪府　区市町村名 吹田市　人口 331,217

■条例等　　施行年月日

住宅建設等に関連する公共施設整備要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
住宅建設等に際して公共施設を整備することについて定めたもの
◇公園・緑地の提供
事業区域の面積が3000㎡以上の住宅の建築を目的とする事業については、公園、緑地等の面積の合計は、事業区域の面積の3%以上又は施行基準の計画人口による公園、緑地等面積算定基準の数値のいずれか大きい面積を確保すること、尚、公園、緑地等の最小面積は、100㎡とすること
公園、緑地等の構造物、植栽、照明灯、遊戯施設等は、事業者の負担において整備すること
公園、緑地等の設置にあたっては、自然環境の保全に努めること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 774

都道府県名 大阪府　区市町村名 吹田市　人口 332,127

■条例等　　施行年月日

吹田市民の環境をよくする条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の環境をまもり、よくしていくための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めたもの
◇緑の保存
開発者等は、自然の緑を積極的に計画に取り入れて開発しなければならない
この場合において、市長は、樹木及び樹林が適切に保存されるよう必要な指示をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 775

都道府県名 大阪府　区市町村名 吹田市　人口 331,217

■条例等

	施行年月日
中高層建築物の日照障害等の指導要綱	78.5.1

■関連する規則等

中高層建築物の日照障害等の指導要綱施行基準

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
中高層建築物の建築に際して、日照・電波障害等に関する紛争の多発化を防止するとともに、地域住民の住環境を安全かつ良好に維持するために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
建築主は、中高層建築物の日照障害等の指導要綱施行基準に基づき、建築区域内における緑化計画書を作成し、付近見取り図、植栽計画平面図、立面図等を添えて市長に提出しなければならない
緑化計画書の緑被率は、第一種、第二種住居専用地域及び住居地域で開発区域面積が0.1ha以上の場合は、100分の15以上とし、0.1ha未満の場合は100分の15を目標値として作成する
それ以外の用途地域にあっては、市長と別途協議する
緑被率の計算にあたって緑被地と認定することの適否の判定が困難な箇所については、そこに植栽する樹木に応じ高木については1本あたり5㎡を、低木については0.5㎡を緑被地とみなす
高木は地上1.5m付近の幹周り15cm、高さ3m程度のもの、低木は高さ40cm、葉巾40cm程度のもの
敷地境界内に塀を設置する場合は、原則として生け垣とする、但し、安全対策のため透視可能な金網、鉄索等と併用しても良い
樹木等を長期間にわたって十分育成させるため、植栽床の深さを高木類1.2m以上、低木類0.6m以上とすること、この場合においては潅水施設についても配慮すること
樹木等が枯死又は損傷した場合は、速やかに補植すること
◆緑を守る
◇開発行為の制限
開発行為に該当する場合にあっては、都市計画法に規定する協議時、該当しない場合にあっては、住宅建設に関連する公共施設等整備要綱による協議時、その他の場合にあっては標識設置の報告時に、市長と事前協議をしなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 776

都道府県名 大阪府　区市町村名 吹田市　人口 331,217

■条例等　　施行年月日

吹田市積立基金条例　　64.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地方自治法の規定により、各種基金の設置について定めたもの
◇緑化推進基金
公共施設等の緑化推進資金積立てのために緑化推進基金を設置する
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上する
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、緑化推進に必要な財源に充て、又は当該基金に編入するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 777

都道府県名 大阪府　区市町村名 吹田市　人口 331,217

■条例等　　施行年月日

吹田市生垣等緑化推進助成要綱　　85.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民等が行う生け垣の設置その他の緑化推進事業に対して助成することについて定めたもの
◇助成対象
市内に住宅又は事業所の用に供する敷地を所有し又は使用する者で、道路に面して事業を行う市民等
◇生け垣等の設置
次の基準に該当する生け垣を新たに設置又は既存のブロック塀を撤去して設置するものに対し、助成金の交付を行う
(1) 生け垣の長さが2m以上であること
(2) 生け垣の高さは、道路から眺望して1m以上であること
(3) 植栽本数は、生け垣の延長1mあたり2本以上であること
次の基準に該当し、新たにブロック塀等をツタで覆い緑化する者に対し、ツタ苗の配布を行う
(1) ツタで覆うブロック塀等は、延長が2m以上で、かつ、高さが1m以上であること
(2) 植栽本数は、ブロック塀等の延長1mあたり5本以上であること
助成金の交付又はツタ苗の配布を受けた者は、5年間は生け垣等として活用し、又、枯死しないよう害虫駆除、剪定等を行い、第三者に迷惑を及ぼさないこと
◇助成金の交付
生け垣の延長1mあたり5000円を乗じて得た金額を限度に、設置に要した実費額
既存のブロック塀等を撤去して生け垣を設置する場合は、撤去費用としてブロック塀等の延長1mあたり2500円を乗じて得た金額を限度に、設置に要した実費額
◇ツタ苗の配布
ブロック塀等の延長1mあたり、ツタ苗5本を配布する
◇花の種子配布
道路通行人の観賞に供しうる場所に花を管理育成する者に対し、育成面積及び播種期に応じた花の種子を配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 778

都道府県名 大阪府　区市町村名 泉大津市　人口 67,597

■条例等　　施行年月日

泉大津市環境保全条例

■関連する規則等

泉大津市環境保全条例施行規則 …… 76.6.30
保護樹木を保護するための助成要綱 …… 78.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の賃借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が健康で、文化的な生活を営むためには、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、良好な環境の確保に関する、市長、市民及び事業者の責務を明らかにし、市民の環境を守るための施策の基本となる事項、その他必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化計画の策定
市長その他公共施設の管理者は、緑の確保に資するため、その管理する学校・公園・広場・道路その他の公共施設における緑化計画を定め樹木等の植栽に努めなければならない
◇緑化材料の配布
市長は、家屋の敷地等への緑化、工場・事業所等への緑化、若しくは空き地等の緑化をする者に対し、苗木（種子を含む）の供与、緑化の相談等緑化に必要な措置を講じるものとする
◆緑を守る
◇保護樹木の指定
市長は、良好な環境を確保するため、その保護に積極的に助力する必要がある樹木で、次の指定基準に該当する樹木を、保護樹木として指定することができる
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が、1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ちした樹木で、高さが3m以上であること
◇保護樹木に係わる行為の制限
何人も、保護樹木の損傷、又は現状の変更その他、その保護に影響を及ぼす行為をしてはならない
◇助成
市長は、保護樹木の保護に関し、必要があると認めるときは、保護樹木の占有者に対し、必要な助言、指導、又は助成をすることができる

◇助成の基準

助成は、保護樹木を保護するための維持管理に要する経費を、管理助成金として次に定める基準により交付する

(1) 管理助成金は、保護樹木1本について年額2万円以内とする

(2) 管理助成金は毎年3月1日現在で査定し、その交付時期は当該年度末とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 779

都道府県名 大阪府　区市町村名 泉大津市　人口 67,597

■条例等　　施行年月日

泉大津市生垣設置奨励事業補助要綱　78.10.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
家庭緑化を推進するため、生け垣の設置を行う市民に対して、生け垣用緑化樹等を補助するために必要な事項を定めたもの
◇補助対象
補助の対象は、市長が別に定めた植栽する連続した長さを有し、道路に面した生け垣を新たに設置する市民とする
◇補助の内容等
補助は、生け垣設置に必要な緑化樹等を支給することとし、緑化樹種については、あらかじめ市長が定めた樹種の中から申請者が選定し、支給数量については別に定める

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 780

都道府県名 大阪府　区市町村名 泉大津市　人口 67,597

■条例等

	施行年月日
泉大津市緑化協定実施要綱	81.2.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内における家庭緑化を推進するため、市長と自治会等が緑化協定を締結し、その実施を図ることに関し、必要な事項を定めたもの
◇協定の締結
市長は、良好な生活環境を確保するため、自治会等の団体を対象にして、緑化協定を締結し、当該地域内の緑化推進を図るものとする
◇樹木等の供与申請
緑化協定を締結した自治会等が、樹木等の供与を受けようとするときは、緑化協定に基づく樹木等供与申請書に関係書類を添付して市長に提出しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 781

都道府県名 大阪府　区市町村名 高槻市　人口 359,099

■条例等　　施行年月日

高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例　87.4.1

■関連する規則等

高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則..87.4.1.....
保護地区等管理助成金交付要綱.....87.4.1.....
高槻市生け垣設置助成金交付要綱.....87.5.8.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☒4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
無秩序な開発を防止し、緑地環境の保全と緑化の推進を図るために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化推進地区の指定
緑化の推進を図るため、一定の基準による区域をあらかじめ審議会の意見及びその区域の住民の意見を聴いて、緑化推進地区として指定できる
◇緑化義務
1000㎡以上の開発行為をしようとする者は、植樹等の緑化について市長と協議するとともに、基準で定める緑化を実施する
◇生け垣の奨励
次の基準による生け垣の設置に対し、助成金を交付する
(1) 公衆用道路に面して設置され、その部分の植栽の総延長が3m以上であること
(2) 植栽樹木が列状に並び、その樹高が概ね1m以上であること
(3) 植栽本数が、延長1mにつき3本以上であること
助成を受けた生け垣は、5年間は生け垣として活用すること
◇助成金の交付
生け垣設置にかかった費用の2分の1の額を7万5千円を限度に交付する
既存のブロック塀等を撤去して生け垣を設置する場合は、その取り壊し費用の2分の1の額を5万円を限度に加算する
◆緑を守る
◇保護地区等の指定
(1) 緑地環境保護地区　緑地環境を形成し、3万㎡以上の面積を有する土地の区域
(2) 動植物保護地区　特定の野生動植物の生息又は自生する土地の区域であって、その生息又は自生のために保護を必要とする地区

(3) 樹林保護地区　樹木の集団が所在する土地の面積が500㎡以上であって、その集団に属する樹木が健全で、樹容が美観上特に優れているもの
(4) 保護樹木　次のいずれかに該当する樹木で、その樹木が健全で樹容が美観上特に優れているもの
1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であること
2) 樹高が10m以上あること
3) 生育状況が特殊な樹木又は歴史上若しくは学術上価値のある樹木であること
(5) 保護動植物　特定の野生動植物であって、その生息又は自生のために保護を必要とする動植物
保護地区内において、許可なく建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋め立て等をしてはならない
何人も、保護樹木を損傷し又は保護動植物やその卵を捕獲、殺傷、採取若しくは損傷してはならない
市長は、これらに違反したものに対し、その行為の中止を命じ、原状回復若しくは原状回復が著しく困難である場合はこれにかわる必要な措置をとるべき事を命ずることができる
◇助成金の交付
(1) 保護樹木　1本当たり5000円、2本目以降1本当たり1000円、1万5千円を上限とする
(2) 緑地環境保護地区、動植物保護地区、樹林保護地区　最低基準は3000㎡以下、20円／㎡、最高基準は3万㎡以上、1円／㎡とし、23万5千円を限度に交付する
当該保護地区が市街化調整区域内に存する場合は、合計金額に3分の2を乗じた額とする
◇罰則規定
行為の中止又は現状回復命令に違反した者は、5万円以下の罰金
許可なく行為を行った者、許可に付された条件に違反した者、保護樹木、保護動植物を採取、損傷した者は、3万円以下の罰金
立入調査を拒んだ者等は、1万円以下の罰金
◇その他
その他関連する要領等に以下のものがある
民間施設緑化指針
開発行為における緑化協議実施要領

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 782

都道府県名 大阪府　区市町村名 高槻市　人口 359,099

■条例等

	施行年月日
高槻市緑地緑化基金条例	87.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☒4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく施策に要する費用に充てるため、高槻市緑地緑化基金を設置することについて定めたもの
◇基金の運用
　毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする
　基金の運用から生ずる収益のうち毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額を基金に繰入する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 783

都道府県名 大阪府　区市町村名 守口市　人口 155,951

■条例等　　施行年月日

みどりの環境をつくる条例　79.4.1

■関連する規則等

みどりの環境をつくる条例施行規則 79.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
守口市民の環境を守る条例の規定に基づき、みどりのある健全で快適な生活環境を確保するために基本的那事項について定めたもの
◇植さい協定の締結
市長は、工場及び事業所、学校及び運動施設、病院及び社会福祉施設、住宅団地、空閑地の所有者等に対し、樹木の植栽等を要請できる
要請に係る施設及び土地のうち、50㎡以上の植栽可能な土地で、樹木等を植栽するところが生け垣等専ら不特定多数の者の鑑賞の用に供するところで、植栽した樹木等が概ね5年以上維持できる場合は、樹木等の植栽について、所有者等と協定することができる
◇みどりの協定の締結
市民又は事業者が共同して、その所有し、占有する相当範囲の土地に樹木等を植栽し、又は維持保全するために、みどりの協定を締結することができる
◇みどりの推進地区の指定
みどりの協定を締結した場合で、その目的となる土地の長さが20m以上であり、当該土地の所有者又は占有者の全員が協定を締結しており、樹木等を植栽するところが生け垣等専ら不特定多数の者の鑑賞の用に供するところで、植栽した樹木等が概ね5年以上維持できる場合、市長は、当該地区をみどりの推進地区として指定できる
◇助成金の交付
植さい協定をした場合、生け垣の植栽においては1m当たり500円相当、生け垣以外の植栽に関しては1㎡当たり300円相当の樹木を1回に限り供与する
みどりの推進地区の指定をした場合、生け垣の植栽1m当たり300円相当、生け垣以外の植栽1㎡当たり300円相当の樹木を1回に限り供与するとともに、生け垣1m当たり200円相当、生け垣以外1㎡当たり100円相当の管理運営助成金を毎年度交付する
◆緑を守る

◇保存樹木等の指定
　次のいずれかに該当し、不特定多数の者の鑑賞の用に供するところにあって、健全で樹容が優れている樹木等を、その所有者の同意を得て保存樹木として指定できる
　(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.2m以上ある樹木
　(2) 高さが12m以上である樹木
　(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
　(4) 枝葉の面積が30㎡以上であるはん登性樹木
　(5) 推定100年以上育成し、由緒がある樹木
　(6) 樹木等の集団する土地の面積が500㎡以上である樹林、又は500㎡以下であっても由緒があるもの
　保護樹木等が滅失し又は枯死したとき、及び所有者が変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない
◇損傷の制限
　何人も、保存樹木等が保存されるよう協力しなければならない
◇助成金の交付
　保存樹木については、所有本数により、5000円から2万円の管理運営助成金を毎年度交付する
　保存樹林については、その土地の面積により、1万円から3万円の管理運営助成金を毎年度交付する
◇緑化材料の配布
　助成金の交付のほか、樹木又は種子の交付による助成を行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 784

都道府県名 大阪府　区市町村名 守口市　人口 155,951

■条例等　　施行年月日

守口市民の環境を守る基本条例　77.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の賃借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
守口市民の環境を守るために必要な施策などについて定めたもの
◇環境整備計画の策定
市長は、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、守口市総合基本計画を基盤とした環境整備計画の策定に努めなければならない
また、環境整備計画の策定と併せて、その実施に関する必要な事項及び良好な環境を阻害する行為を規制する事項を条例等で定めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 785

都道府県名 大阪府　区市町村名 守口市　人口 155,951

■条例等

	施行年月日
守口市緑・花基金条例	91.3.27

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
花と緑豊かな潤いある街づくりを推進するため、守口市緑・花基金を設置することについて定めたもの

◇基金の運用
基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に定める額、基金への積立を指定した寄付金の額、基金の運用から生ずる収益金の額とする
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、緑・花推進に必要な財源とする
基金は、緑・花推進に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 786

都道府県名 大阪府　区市町村名 守口市　人口 155,951

■条例等

	施行年月日
守口市街づくり助成要綱	90.5.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
守口市において開発行為を行うものに対して、街づくりに係る費用を助成することについて定めたもの
◇助成の対象
開発区域面積が100㎡未満の小規模な開発行為をし、市の要請により次の費用を負担したもの
(1) 側溝整備に係る費用
(2) 土地の寄付行為に係る分筆登記及び測量に要する費用
(3) 守口市開発行為指導要綱によるゆとり空間の植栽に係る費用
◇助成金の交付
土地の寄付行為に係る分筆登記及び測量　本市の査定価格の2分の1の額とし、最高限度額50万円
ゆとり空間の植栽　5000円×植栽の延長数の2分の1の額

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 787

都道府県名 大阪府　区市町村名 枚方市　人口 392,718

■条例等

	施行年月日
枚方市緑化指導要綱	73.4.1

■関連する規則等

枚方市樹木保護要領	74.11.16

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
全ての市民が花と緑に包まれた健康で快適な生活を営むことができるよう、緑地を保全し、緑化を推進することについて必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
500㎡以上の規模の開発を行う開発者は、あらかじめ植栽地計画を市長に届け出なければならない
市長は、届け出のあったものに対し、計画を指導し、協議するものとする
開発者は、開発面積の3%以上を植栽地として整備しなければならない
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
次の基準に該当する樹木等を、その所有者の承認を得て保存樹木又は保存樹林として指定することができる
(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上ある樹木
(2) 高さが15m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
(4) 推定100年以上育成し、由緒がある樹木
(5) 樹木等の集団する土地の面積が500㎡以上である樹林、又は500㎡以下であっても由緒があるもの
保護樹木等が滅失し又は枯死したとき、及び所有者が変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない
◇助成金の交付
保護樹木1本当たり年額1万円、但し、5万円を限度とする
保存樹林は、最低基準を500㎡以上1000㎡未満の2万円、最高基準を1万㎡以上の12万円として交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 788

都道府県名 大阪府　区市町村名 枚方市　人口 392,718

■条例等　　施行年月日

枚方市生活環境条例

■関連する規則等

枚方市生活環境条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	☒1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☒4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
環境悪化を阻止し、よりよい環境を作るために必要な事項を定めたもの
◇開発行為の制限
市長は、開発・建築行為をする者に対し必要な指導をしなければならない
◇自然保護地区の指定
自然環境を保全することが必要な土地の区域を定め、あらかじめ当該地区の土地所有者等の同意を得て自然保護地区を指定する
◇開発・建築行為の制限
自然保護地区内において、建築・開発行為、着丈の伐採、水面の埋立等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない
市長は、許可に際し、自然保護に必要な限度において条件を付することができる
許可を得ないで行為をしようとする者に対し、必要な手続きをとるよう勧告しなければならない
勧告に従わないときは、当該行為の中止、原状回復等必要な措置をとることを命じることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 789

都道府県名 大阪府　区市町村名 枚方市　人口 392,718

■条例等　　施行年月日

枚方市緑化基金運営要綱　　90.1.6

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進及び緑の保全の費用に充てるための、枚方市緑化基金の積立及び収益金の使途等必要な事項について定めたもの
◇基金の運用
基金は、当面5億円の積立を目標とし、枚方市の拠出金及び各種団体、民間企業、個人等広く一般市民からの寄付金をもって積み立てる
基金の運用から生ずる収益金は基金に積み立てた後、次に挙げる緑化推進事業の実施に必要な財源に充てるものとする
(1) 民有地の地域ぐるみの緑化、生け垣の設置に対する助成
(2) 道路、水辺等の公共空間の緑化
(3) 地域の緑化推進及び緑の保全活動等に対する助成
(4) 山野、森林、雑木林、竹林その他の緑地環境の保全
(5) 記念樹等の配布
(6) 緑化行事等の開催
(7) 緑化に関する調査・研究及び普及啓発
(8) その他自然環境の保全及び花と緑のある環境づくりのための助成

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 790

都道府県名 大阪府　区市町村名 茨木市　人口 250,778

■条例等

	施行年月日
茨木市の環境保全に関する条例	72.12.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民生活優先の見地に立ち、茨木市の環境の保全に関し必要な事項を定めたもの
◇開発行為の制限
開発行為を行おうとするものは、土地利用計画及び建築物の規模等について、あらかじめ市長と協議しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 791

都道府県名 大阪府　区市町村名 茨木市　人口 250,778

■条例等　　施行年月日

茨木市樹木の保存に関する取扱要綱　　75.10.22

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市の美観・風致を維持するための樹木の保存に関する法律並びに茨木市の環境保全に関する条例の定めるところにより良好な都市環境を確保するための樹木又は、その集団の保存に関し必要な事項を定めたもの

◇保存樹木等の指定
次の基準に適合し、健全で、かつ樹容が美観上優れている樹木等を、その所有者等の承認を得て、保存樹木又は保存樹林として指定できる
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上である樹木
(2) 高さが15m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上又は樹幹直径が、3m以上である樹木
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上である樹木
(5) 当市の植生環境上貴重な樹木で保護を必要とする樹木
(6) 樹林の存する土地の面積が面積が500㎡以上であるもの
(7) 由緒があり、保存樹等として適当であるもの
所有者等に変更があったとき、保存樹等が滅失し、又は枯死した時は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない
市長は、保存樹等の枯損の防止、その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる

◇開発・建築行為等の制限
保存樹等の所有者等は、次のいずれかに該当すると思われるときは、市長に報告しなければならない
(1) 保存樹等が生育している土地及びその隣接地において建築・開発行為が行われる事を知ったとき
(2) 保存樹等の生態に影響を及ぼす恐れのある表土等の採取又は薬剤の散布をするとき
(3) 保存樹等が、病害虫、その他の理由により損傷があったとき
(4) 保存樹等の生育している土地の所有権の移転、もしくは、用益権の設定をしようとするとき又は保存樹等の保存に関し支障が生じる恐れがある行為をするとき

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 792

都道府県名 大阪府　区市町村名 茨木市　人口 250,778

■条例等

	施行年月日
茨木市緑化基金条例	84.1.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保全及び市街地の緑化推進の経費に充てるため、茨木市緑化推進基金を設置することについて定めたもの
◇基金の運用
基金の積み立ては、事業指定寄付金をもって充てる
市長が必要と認めたときは、予算の範囲内で積み立てることができる
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰入するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 793

都道府県名 大阪府　区市町村名 茨木市　人口 250,778

■条例等　　施行年月日

平成2年度都市緑化及び公園等保全美化活動における功労者の表彰実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
国の都市緑化月間に因んで、都市緑化及び公園等の保全・美化に関し、特に著しい功績のあった民間の団体又は個人に対する表彰について定めたもの
◇表彰の基準
(1) 都市緑化のための樹木等の提供者については、5万円以上相当額（時価換算）、団体にあっては10万円以上相当の樹木等を寄付しているもの
(2) その他公園等の事業推進及び都市緑化に顕著な功績のあった民間の団体又は個人
◇表彰
表彰は市長の感謝状を贈呈する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 794

都道府県名 大阪府　区市町村名 茨木市　人口 250,778

■条例等　　施行年月日

茨木市グリーンバンク（花木銀行）設置要綱　77.9.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑と花の町づくりの推進を図るため、茨木市グリーンバンクを設置することについて定めたもの
◇対象花木等
緑化花木関係 (1) 緑化に有用でかつ、健全であること
(2) 掘り取り、運搬、植栽、育成等が困難でないこと
(3) 移植後の活着が可能であること
緑化資材関係 (1) 移転が可能であること
(2) 公共施設の管理運営に有用であること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 795

都道府県名 大阪府　区市町村名 茨木市　人口 250,778

■条例等　　施行年月日

茨木市緑化対策推進に関する基本要綱　77.6.13

■関連する規則等

茨木市地域緑化の推進に関する整備基準……78.4.7……
茨木市宅地造成等の緑化整備基準……78.4.7……
……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
茨木市の環境保全に関する条例に基づき、緑豊かな都市環境の整備を図るために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化モデル地区の指定
地域の緑化を積極的に推進するため、モデル地区を定めて緑化を進める
◇協定の締結
市長は、都市緑地保全法に基づく緑化協定を締結するよう指導する
市長は、緑地の保存及び緑化の推進に関し必要な事項を内容とする協定を市民等と締結することができる
◇花と緑の運動
潤いのあるまちづくりを推進するために市民及び事業者等と共に緑と花の運動を実施するものとする
運動を推進するため、期間等を定め、緑化祭、緑化推進月間（週間）の設定、知識の普及宣伝、記念樹等の植栽地の設定等の行事等を行うものとする
◇緑化義務
500㎡以上の宅地造成等を行うものは、次の事項を配慮して緑化の推進を図らなければならない
(1) 災害の防止上やむを得ない場合を除き、空地等に1本の花木、1鉢の草花からでも植えること、又、既存緑地の保存をもってこれに替えることができる
(2) 概ね10ha以上の大規模団地には、緑化された歩行者専用道路又は広幅員で緑の多い道路（緑道）等を設けること
緑化にあたっては、市の木、花及び茨木市緑化推奨花木等、茨木の風土に適した樹木等を、次の事項を考慮して行わなければならない
(1) 常緑樹による群植を主に適宜落葉樹を混植すること
(2) 将来において、上木、中木、株物等の一体的な植栽帯の形成を図ること

宅地造成等の開発行為により整備された公園及び児童遊園等には、その施設の機能に支障とならない範囲内で積極的に植栽する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 796

都道府県名 大阪府　区市町村名 八尾市　人口 269,444

■条例等

	施行年月日
八尾市緑化条例	85.9.25

■関連する規則等

八尾市緑化条例施行規則	85.9.25

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
八尾市の環境を守る基本条例の規定に基づき、本市の良好な自然環境の保全と緑化の推進を図るために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
2戸以上の住宅の建設事業、開発面積又は敷地面積が300㎡以上の開発事業、宅地造成等規制法による宅地造成規制区域及び八尾都市計画道路楽音寺恩智線以東の区域で市街化区域を除く区域において行われる500㎡以上の開発行為をしようとする者は、緑化についてあらかじめ市長と協議し、緑化協議協定書により協定を締結しなければならない
◇緑化推進地区の指定
地域の緑化を推進するため、一定の基準に該当する区域を緑化推進地区に定め地域住民とともに樹木の保全及び植栽に努めるものとする
◇緑化協定の締結
土地及び建築物の所有者等は、一定区域の緑化を推進するため、当該区域内の土地所有者等の合意により、樹木の植栽又は保全等に関する条例を締結することができる
◇生け垣の基準
次の基準に該当する生け垣の新設に対し、助成金の交付を行う
(1) 公共用道路に面して延長3m以上で外部から眺望できるもの
(2) 長さ1mにつき少なくとも3本以上の生け垣に適した樹木を植栽し、高さが概ね1.5m以上のもの
(3) 5年以上善良な維持管理をすることができるもの
◇助成金の交付
市民の所有地における生け垣の新設　1mにつき5000円、但し、5万円を限度とする
コンクリートブロックを取り壊して新設するものは、14mにつき7500円、但し7万5千円を限度とする
◇緑化材料の配布

市長との協定に基づいて行う公開空地への植栽　1地区につき1㎡当たり300円相当の緑化材料の支給、但し、15万円を限度とする
住民共同による公開地への緑化　1団体につき市の配布計画内の樹木
家庭緑化　市が実施する植樹祭、植木市等の行事の際に、1人につき樹木1本又は種子1袋を配布
記念樹　市民が出生、入学、結婚、成人、新築・転入、金婚、銀婚の記念に植樹する記念樹を1件につき樹木1本

◆緑を守る

◇保存樹木等の指定

次の基準に該当する樹木等を、あらかじめその所有者等の同意を得て、保存樹木又は保存樹林として指定することができる

(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が2m以上あり、高さが15m以上である樹木
(2) 株立ちした樹木で高さ又は樹冠の直径がが3m以上であるもの
(3) 枝葉の面積が概ね30㎡以上であるはん登性樹木
(4) 同一敷地内に前号の樹木が5本以上あり、その集団の樹容が特に優れている樹林
(5) 同一種類の樹木によって構成され、かつ、その延長が100m以上ある並木

保護樹木等が滅失し又はき損したとき、及び所有者が変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない

◇損傷の制限

何人も保全樹木等の損傷又は現状の変更その他その保全に影響を及ぼす行為をしてはならない
これに違反した者に対し、当該行為の停止若しくは原状回復又はそれが困難である場合はこれにかわる措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる

◇管理材料の支給

市長との協議に基づいて行う樹木等の管理　1地区につき1㎡当たり100円相当の管理材料の支給及び機器の貸与を5万円を限度に行う

◇その他

その他関連する要綱等には、以下のものがある
八尾市緑化条例の施行期日を定める規則
八尾市生垣設置奨励助成要綱（85.9.25施行）
八尾市緑化樹等配布要綱（85.9.25施行）
記念樹配布実施要領（86.4.1施行）
八尾市緑化推進地区指定要綱（85.9.25施行）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 797

都道府県名 大阪府　区市町村名 八尾市　人口 269,444

■条例等

	施行年月日
八尾市開発指導要綱	74.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	☒1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	☒4．緑化義務
	☒5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
八尾市民の環境を守る基本条例の規定に基づき、開発事業を行おうとする者に対し一定の基準を定めたもの
◆緑を創る
◇公園・緑地の提供
事業者は、開発面積が0.3ha以上である場合は、区域内に開発面積の3%（100㎡未満であるときは100㎡）以上の公園、緑地又は広場等を設置しなければならない
開発面積が0.3ha未満である場合において、住宅戸数が30戸以上の中高層建築物であるときは、1戸当たり3㎡以上の公園等を設置しなければならない
公園等の施設の整備については、施工基準に従って、植樹等により緑のある環境を整える等整備しなければならない
◆緑を守る
開発面積又は敷地面積が300㎡以上の開発事業、住宅戸数が2戸以上の建設事業を行おうとする事業者は、あらかじめ公共施設及び公益施設の設計、施工及び費用負担等について市長と協議しなければならない
◇罰則規定
この要綱による指導に従わない事業者については、本市は、住民に公表するとともに必要な協力を行わないことができる
この要綱の施行前、又は施行後において本市の区域内で開発事業を行ったものが正当な理由なくてその義務を履行しない間は、本市は、新たな開発事業に係る協議を留保することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 798

都道府県名 大阪府　区市町村名 八尾市　人口 269,444

■条例等

	施行年月日
八尾市緑化基金条例	85.3.30

■関連する規則等

八尾市緑化基金運営要領	85.6.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市における緑化推進事業に充てるため、八尾市緑化基金を設置することについて定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額、基金への積立を指定した寄付金の額、基金の運用から生ずる収益とし、当面5億円の積立を目標とする
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、目的のための経費に充てるものとする
基金は、緑化推進事業に充てるため、その一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 799

都道府県名 大阪府　区市町村名 八尾市　人口 269,444

■条例等　　施行年月日

八尾市緑化資金の融資あっせん及び利子補給に関する要綱　86.3.29

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民等が庭園など緑化施工をしようとする際に、その施工資金について融資あっせんを行い、利子補給をすることについて定めたもの
◇融資対象者
市内に居住し、かつ、住民基本台帳法又は外国人登録法の規定に登録されている者及び市内に事業所を有する者で、市内において住宅や事業所の敷地内に庭園など緑化施工を行おうとする者のうち、融資金の返済能力を十分に有すると認められる者、個人の場合は20歳以上で保証機関の保証が受けられる者
◇融資範囲
あっせんする融資の額は、緑化施工に必要な資金の80%以内とする
◇利子補給
市は、金融機関に対し利子補給をする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 800

都道府県名 大阪府　区市町村名 八尾市　人口 269,444

■条例等　　施行年月日

八尾市みどりの街かど賞実施要綱　89.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
八尾市域の豊かな潤いのあるまちづくりに貢献すると認められる優れた緑化活動等を八尾市みどりの街かど賞として表彰することについて定めたもの
◇表彰の対象
市民が容易に鑑賞できる場所において、花や樹木等により創意工夫して、好ましい緑の景観を創出している緑化施設等で、他の規範となるもの
◇選考基準
(1) 緑を豊かに演出していること
(2) 季節感を与えていること
(3) 特色ある景観をつくり出していること
(4) 街並に潤いを与え、かつ調和していること
(5) 市民にやすらぎと憩いを与えていること
(6) 都市景観に極めて重要な役割を果たしていること
◇表彰
表彰は、都市緑化に関する行事に併せて行うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 801

都道府県名 大阪府　区市町村名 八尾市　人口 269,444

■条例等　　施行年月日

八尾市都市緑化及び都市公園保全美化運動における、都市公園功労者都市公園　86.9.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
八尾市域における都市緑化の推進及び都市公園等の保全美化に貢献のあった民間の団体及び個人に対し、感謝状を贈り表彰することについて定めたもの
◇表彰の対象者
次に掲げる民間の団体又は個人
(1) 都市公園等の清掃、除草、施設の補修等公園の保全又は美化について顕著な貢献のあった者
(2) 300㎡以上の土地を寄付し、又は5年以上無償貸与している者
(3) 20万円相当以上都市公園施設を寄付した者
(4) その他都市緑化又は都市公園事業等の推進に顕著な貢献のあった者
◇表彰
土地の寄付者には、文化の日に市長の感謝状を贈呈する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 802

都道府県名 大阪府　区市町村名 八尾市　人口 269,444

■条例等

	施行年月日
八尾市緑化基金グリーンボックス貸出し事業実施要綱	89.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
八尾市緑化基金グリーンボックス貸出し事業実施要綱について必要な事項を定めたもの
◇貸付対象
次に挙げる団体で、目的の達成に寄与すると認められる団体
(1) 自治会・町内会・商店街及びP.T.A等の地域団体
(2) 私立学校・幼稚園・保育園及び福祉施設
(3) その他市長が認める団体
◇グリーンボックスの利用
団体へ貸し付ける物品は、グリーンボックス及び年間1回の用土と肥料及び花苗とする
利用個数は原則として1団体当たり30個以上とし100個を限度とする
利用期間は3年以内とし、市長が認めた場合は期間を延長できる
利用団体は、花苗の植え付け、かん水等の年間管理計画をつくり、良好な管理をしなければならない
利用団体は、少なくとも1年間に3回以上の花苗の植え替えをしなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 803

都道府県名 大阪府　区市町村名 泉佐野市　人口 89,304

■条例等　　施行年月日

泉佐野市を美しくする条例

■関連する規則等

泉佐野市保存樹木等助成金交付事業実施要綱	85.4.1
ささゆり保存事業実施要綱	89.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
環境美化の促進を図り、清潔で緑豊かな美しい町づくりをつくりあげるために必要な事項を定めたもの

◇緑化材料の配布、助成
家屋、工場、事業初等の所有者等で、その敷地に樹木等の植栽を行おうとする者を援助するため、種苗の供与その他緑化に必要な指導及び助成に努めなければならない
この際の助成金の額は、1対象当たり年額5000円とする

◇保存樹木等の指定
市長は、必要があると認める樹木、又は樹木若しくは草花の集団を保存樹木又は保存樹林として指定することができる
特に市内に分布するささゆりの群生地を保存区域として指定し、所有者の協力のもと保存をはかっていくものとする

◇助成
市長は、保存樹木等に指定したときは、その保存に関し必要な指導及び助成をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 804

都道府県名 大阪府　区市町村名 泉佐野市　人口 89,304

■条例等　　施行年月日

泉佐野市生垣等設置奨励事業助成要綱　89.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民参加による緑化運動を促進するため生け垣及び垂直緑化を設置する市民及び事業所に対して一定の助成を行うことに関し、必要な事項を定めたもの
◇助成の対象
住宅又は事業所の用に供する敷地内で道路に面して設置する生け垣等とする
◇助成の種別
(1) 生け垣設置の助成金の交付
(2) 垂直緑化の苗の配布
◇生け垣の基準
生け垣設置の基準は、次の通りとする
(1) 道路に面して延長2m以上であること
(2) 樹木の本数は、1m当たり3本以上で、高さがおおむね1.5m以上であること
垂直緑化の苗の配布基準は、次の通りとする
(1) 垂直緑化を行うブロック塀等は、延長2m以上かつ高さが、おおむね1m以上であること
(2) 植栽本数は、1m当たり5本以上であること
◇助成金の額
助成金は予算の範囲内において、次の通りとする
(1) 助成金は、申請月の建設物価に基づいて算出した樹木の額に3分の2を乗じて得た額とする
(2) ブロック塀を撤去して生け垣を設置するときは、撤去費用の一部として1m当たり1500円を支給する
(3) (1) (2) に規定する補助金の合計額は、15万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 805

都道府県名 大阪府　区市町村名 泉佐野市　人口 89,304

■条例等　　施行年月日

結婚、出生記念樹交付事業実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
結婚、出産各届けの市民に対し記念樹として苗木を贈呈するために必要な事項を定めたもの
◇交付の方法
結婚記念樹引換券又は出生記念樹引換券を市民課の窓口で結婚、出生届の市民に対して交付する
指定種苗店で有効期間中に希望の緑化樹又は、鉢物樹木を記念樹引換券と引き替えて受け取る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 806

都道府県名 大阪府　区市町村名 富田林市　人口 115,931

■条例等　　施行年月日

富田林市古樹名木等の保存に関する規則　91.10.15

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
健全な環境の保持及び向上を図るため、本市に存する古樹名木又はその集団の保存に関し必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
次のいずれかに該当し、健全で樹容が特にすぐれているものを、その所有者と協議し同意をを得て、保存樹木又は保存樹林として指定できる
(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木
(2) 高さが15m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であるもの
(5) 樹木等の集団となっている土地の面積が500㎡以上の樹林
(6) 生け垣をなす樹木の集団で、長さが50m以上のもの
(7) 古くから地域住民に親しまれ歴史上価値のある樹木又は樹林
所有者等は、保存樹木等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇助成金の交付
保存樹木　1本当たり5000円
保存樹林　最低基準が500㎡以上1000㎡未満1万円、最高基準が1万㎡以上5万円
1所有者に対する助成金の限度額は5万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 807

都道府県名 大阪府　区市町村名 富田林市　人口 115,931

■条例等　　施行年月日

富田林市古樹名木等の保存に関する規則　91.10.15

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
健全な環境の保持及び向上を図るため、本市に存する古樹名木又はその集団の保存に関し必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
次のいずれかに該当し、健全で樹容が特にすぐれているものを、その所有者と協議し同意をを得て、保存樹木又は保存樹林として指定できる
(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木
(2) 高さが15m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30m²以上であるもの
(5) 樹木等の集団となっている土地の面積が500m²以上の樹林
(6) 生け垣をなす樹木の集団で、長さが50m以上のもの
(7) 古くから地域住民に親しまれ歴史上価値のある樹木又は樹林
所有者等は、保存樹木等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇助成金の交付
保存樹木　1本当たり5000円
保存樹林　最低基準が500m²以上1000m²未満1万円、最高基準が1万m²以上5万円
1所有者に対する助成金の限度額は5万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 808

都道府県名 大阪府　区市町村名 富田林市　人口 115,931

■条例等　　施行年月日

富田林市の環境保全と向上に関する基本条例　77.6.29

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の賃借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

健康で文化的な生活を営むための良好な環境を確保するため、自然環境、生活環境及び歴史・文化的環境等の保全と向上に関する基本的かつ総合的な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 809

都道府県名 大阪府　区市町村名 富田林市　人口 115,931

■条例等

富田林市みどりの基金条例	施行年月日 83.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	☒ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市域の緑化を推進する事業に資するため、富田林市みどりの基金を設置することについて定めたもの
◇基金の目的
(1) 規則で定める団体又は市民が行う緑化推進又は緑の保全に対する助成
(2) 市が行う緑化推進事業
◇基金の運用
毎年度基金として積み立てる額は、予算に定める額とする
基金の運用から生ずる収益及び寄付金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、その一部をこの基金の目的に充て、残金を基金に編入するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 810

都道府県名 大阪府　区市町村名 富田林市　人口 115,931

■条例等

	施行年月日
富田林市緑化推進事業助成金交付規則	85.5.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
富田林市みどりの基金条例の規定に基づき、市内の緑化を進め、潤いとやすらぎのあるまちづくりに寄与するため、緑化推進事業の助成に関し必要な事項を定めたもの
◇生け垣の基準
(1) 公衆用道路に面し、植栽の延長が3m以上であること
(2) 植栽本数が1m当たり3本以上で、その高さが概ね1m以上であること
◇植栽の基準
2人以上で所有する住宅地の植栽で、植栽本数が10本以上で事業に要する経費が3万円以上であるもの
◇助成金の交付
生け垣の設置、住宅地の植栽に対しては、事業に要する費用の2分の1以内とし、5万円を限度とする
生け垣を設置するにあたり、既存のコンクリートブロック、石垣、フェンス等を撤去するものに対し、事業に要する経費の3分の1以内、3万円を限度に交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号　811

都道府県名　大阪府　　区市町村名　寝屋川市　　人口　255,609

■条例等　　施行年月日

寝屋川市の美観風致を維持するための樹木保護に関する規則　　84.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、本市に存する樹木又は樹木の集団を保護すること及び法の施行について必要な事項を定めたもの
◇保存樹木等の指定
市長は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき保存樹又は保存樹林を指定することができる
◇助成金の交付
市長は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき保存樹等の枯損の防止その他その保存に関し、所有者等に対し必要な助言又は予算の範囲内で管理運営の助成金の交付を行うことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 812

都道府県名 大阪府　区市町村名 寝屋川市　人口 255,609

■条例等　　施行年月日

寝屋川市記念植樹要綱　　89.9.12

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民に結婚、出産等の記念植樹を募り、市が当該植樹樹木の維持管理に努めることにより、本市のより一層の緑化を図ることについて必要な事項を定めたもの
◇記念植樹の種別
(1) 出生記念
(2) 結婚記念
(3) 人生記念樹
◇記念樹木の種類等
記念樹木の種類及び植樹費用は、次に定める通りとする
(1) 記念樹木の種類　桜（おおむね高さ2.5m、幹周り10cm）
(2) 植樹費用　1本につき5000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 813

都道府県名 大阪府　区市町村名 寝屋川市　人口 255,609

■条例等　　施行年月日

寝屋川市花と緑の健康花壇に関する要綱　88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな潤いのある快適な生活環境を確保し、市民自らの手で花と緑のある美しい町づくりを推進するため、花と緑の健康花壇の設置に関して必要な事項を定めたもの

◇協定の締結
市長は、花と緑の健康花壇の設置を希望する者から申し出があった場合において、適当と認めるときは、花と緑の健康花壇を設置し、その団体との間に花と緑の健康花壇の管理について協定書により協定を締結することができる

◇設置場所
花と緑の健康花壇を設置する場所は、本市の都市公園内又はちびっ子老人憩いの広場内とする

◇技術的な助言
市長は、協定締結団体に対して、草花の植栽、育成について技術的な助言を行う

◇緑化材料の配布
市長は、必要と認めるときは、協定締結団体に対して、草花の種、球根等を支給することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 814

都道府県名 大阪府　区市町村名 寝屋川市　人口 255,609

■条例等

	施行年月日
寝屋川市緑化推進地区指定要綱	84.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援	
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他	
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務	
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他			
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り	
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
寝屋川市緑化推進地区を指定し、市民の積極的な協力を得て、本市の良好な環境を確保するとともに、美観風致を維持するため、必要な事項を定めたもの
◇推進地区の指定
推進地区の指定は、自治会単位で行う
◇推進地区指定の対象となる自治会
推進地区に指定することのできる自治会は、緑が不足し、かつ、住民が共同して行う植栽適地を有するものでなければならない
◇助成
市長は、推進地区として、指定した自治会に対し、植栽及び維持管理に必要な樹木及び資材を予算に定める範囲内で支給する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 815

都道府県名 大阪府　区市町村名 河内長野市　人口 114,032

■条例等　　施行年月日

河内長野市より良い環境を作る条例　75.9.17

■関連する規則等

河内長野市より良い環境を作る条例の施行期日を定める規則 .....
河内長野市より良い環境を作る条例施行規則 .....
.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全　☒5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
環境保全について必要な事項を定めたもの
◇保護地区等の指定
(1) 自然環境保護地区　良好な自然環境を有する山林、渓谷、池沼で、自然環境を維持するために保護を必要とする地区
(2) 歴史自然環境保護地区　歴史的及び文化的遺産をとりまく自然環境のすぐれた地域で、その自然環境を維持するために保護を必要とする地区
(3) 野生動植物保護地区　特定の野生動植物の捕獲、採取を禁止しその生育の保護を必要とする地区
(4) 保護樹　市民に親しまれ、又は由緒由来がある樹木で、その自然環境を維持するために保護を必要とする樹木
(5) 保護樹林　市民に親しまれ、又は由緒由来がある樹林で、その自然環境を維持するために保護を必要とする樹林
保護地区等の指定には、あらかじめその所有者等の同意を得なければならない
保護地区等の所有者等に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない
◇開発・建築行為の制限
保護地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋立等をしようとするものは、あらかじめ市長に届け出なければならない
◇損傷の制限
何人も、野生動植物保護地区内において、野生動植物やその卵を捕獲し、又は採取してはならない
何人も、保護樹木等の枝根の切除、樹皮の損傷等をしてはならない
許可なく開発・建築行為、又は採取・損傷行為をした者に対し、その保護のため必要な限度において、当該行為の中止又は回復等に必要な措置をとるべき事を命じることができる
◇助成金の交付
保護地区等の指定に基づき所有者等がその保護のために負担する費用に対し、必要と認めた場合は、

助成し、又は自らその保護についての措置を行わなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 816

都道府県名 大阪府　区市町村名 河内長野市　人口 114,032

■条例等

	施行年月日
河内長野市緑化基金条例	85.3.30

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	☒ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進に必要な資金に充てるため、河内長野市緑化基金を設置することについて定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、一般財源その他をもって一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする
基金は、緑化の推進に必要な資金に充てる場合に限り、これを処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 817

都道府県名 大阪府　区市町村名 河内長野市　人口 114,032

■条例等　　施行年月日

河内長野市ふれあい花壇整備事業実施要綱　91.11.30

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民参加によるみどりのまちづくりを推進するため、河内長野市緑化基金の運用益を活用し実施するふれあい花壇整備事業につき、必要な事項を定めたもの

◇花壇の設置
花壇は、次の条件を満たす場所に設置するものとする
(1) 不特定多数の人が利益を享受でき、地域緑化の波及効果の高い場所であること
(2) 長期設置が可能であること
(3) 維持管理が可能であり、かつ安全であること

◇申請団体の条件
花壇の設置を希望する団体は、花壇設置場所に係る自治体と共同して、申請書を市長に提出するものとする
申請をしようとするものは、次の条件を満たさなければならない
(1) 水やり、除草その他の日常管理ができること
(2) 地域でのコミュニティづくりの推進が可能であること
(3) 永続性があること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 818

都道府県名 大阪府　区市町村名 河内長野市　人口 114,032

■条例等　　施行年月日

河内長野市グリーンバンク設置要綱　91.11.30

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑ある潤いのあるまちづくりを進めるため、河内長野市緑化基金の運用益を活用し、グリーンバンクを設置することについて定めたもの
◇運営
市民から樹木の提供を受け、市民にあっせんし、又は公共用樹木として活用する
◇譲り受け樹木の基準
(1) 枯れていないこと
(2) 病害虫がないこと
(3) 樹容がすぐれていること
(4) 堀取り、運搬、植栽等が容易であること
(5) 移植適期であること
(6) 移植後の活着が容易であること
(7) 古木、大木でないこと
(8) 移植したマツ、　スギ、ヒノキ類でないこと
(9) 竹類でないこと等、特殊な樹木でないこと

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 819

都道府県名 大阪府　区市町村名 河内長野市　人口 114,032

■条例等　　施行年月日

河内長野市ふれあい花壇維持管理費助成金交付要綱　92.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
ふれあい花壇等に対して、維持管理費を助成することについて必要な事項を定めたもの
◇助成対象
毎年4月1日現在において設置されている次のいずれかに該当する花壇
(1) 河内長野市ふれあい花壇整備事業実施要綱に基づき設置し、適正な維持管理がされているもの
(2) その他、自治会等の団体で適正な管理がされているもの
◇助成金の交付
年間1団の花壇につき一律1万円を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 820

都道府県名 大阪府　区市町村名 松原市　人口 133,224

■条例等　　施行年月日

松原市緑化推進事業助成金交付要綱　87.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑に包まれた潤いのあるまちづくりの推進を図るため、生け垣の設置等の緑化推進事業に要する経費の一部を助成することに関し、松原市補助金等交付規則の規定に基づき、必要な事項を定めたもの

◇助成の対象

本市の区域内において次に定める事業を行うもので、宅地建物の分譲を目的とするものでないもの

(1) 公衆用道路に面し、植栽の延長が2m以上植栽の高さが概ね1m以上で1m当たりの植栽本数が3本以上の生け垣の新設事業

(2) その他の緑化推進事業で市長が適当と認める事業

事業を行うにあたり、既存のコンクリートブロック、フェンス、建物等の構造物を撤去する場合の経費についても助成の対象とするものとする

◇助成金の交付

助成金の額は、生け垣の新設にあっては、当該経費の2分の1の額を、5万円を限度に交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 821

都道府県名 大阪府　区市町村名 松原市　人口 133,224

■条例等

	施行年月日
松原市緑化基金条例	85.3.18

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化のために市民の善意として寄せられた寄付金の積立をもって緑化事業の充実を図るため、松原市緑化基金を設置することについて定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、基金の種子にそう寄付金、基金の運用から生ずる収益金とする
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、次の各号に掲げる経費に充てるものとする
(1) 市民等が行う緑化の推進及び緑の保全に要する経費
(2) 本市が行う緑化事業に要する経費
(3) その他市長が必要と認める緑化事業に要する経費

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 822

都道府県名 大阪府　区市町村名 大東市　人口 125,193

■条例等　　施行年月日

大東市環境保全条例

■関連する規則等

大東市環境保全条例施行規則……81.10.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
人間優先の理念に基づき、市長、事業者及び市民の良好な環境の保全及び育成に関する責務を明らかにしたもの
◆緑を創る
◇緑化協定の締結
1000㎡以上の土地で、緑化を図ることが必要と認めるものについて、当該土地の所有者、権原に基づく占有者又は管理者と緑化のために必要な事項を内容とする緑化協定を締結することができる
◆緑を守る
◇保護樹木等の指定
次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特にすぐれている樹木等を、その所有者等の同意を得て、保護樹木又は保護樹林として指定することができる
(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木
(2) 高さが15m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であるもの
(5) 樹木等の集団となっている面積が500㎡以上の樹林
(6) 生け垣をなす樹木等の集団で、その長さが30m以上の生け垣
所有者等は、保護樹等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇損傷の制限
何人も、保護樹木等を伐採し、若しくは損傷し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 823

都道府県名 大阪府　区市町村名 大東市　人口 125,193

■条例等

	施行年月日
大東市生垣助成金交付要綱	84.7.5

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
大東市環境保全条例の本旨に基づき、生け垣の設置を行うものに交付する助成金に関し必要な事項を定めたもの
◇生け垣の基準
本市の市域内に居住し又は事業を営む者で、次の基準に該当する生け垣の設置を行うもの
(1) 住宅用地又は事業用地の民有地の、3m以上の公衆道路に面して設置されるもの
(2) 植栽樹木が列状に並び、その延長が3m以上であること
(3) 樹木の本数は、1m当たり3本以上で、その樹高が1m以上であること
(4) 5年以上保存し、育成管理することができるもの
◇助成金の交付
助成金の交付額は、生け垣用樹木購入に要する費用の3分の2とし、5万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 824

都道府県名 大阪府　区市町村名 大東市　人口 125,193

■条例等　　施行年月日

大東市緑化推進要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好で快適な生活環境を維持するために、総合的・長期的な視野に立って、緑化推進に関する施策の要綱を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 825

都道府県名 大阪府　区市町村名 大東市　人口 125,193

■条例等

	施行年月日
大東市苗木等供与実施要綱	81.10.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内における家庭緑化を推進するため、市長と自治会等が覚書を締結し、その実施をはかることに関し必要な事項を定めたもの
◇覚書の締結
市長は、良好な生活環境を確保するため、自治会等の団体を対象にして苗木等供与覚書を締結し、当該地域内の緑化推進をはかるものとする
市長は、覚書を締結した自治会等に対し、緑化の計画・樹種の選定・植栽方法・病害虫の防除など緑化推進のために必要な事項について指導するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 826

都道府県名 大阪府　区市町村名 和泉市　人口 148,577

■条例等　　施行年月日

和泉市環境保全条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な環境の保全及び育成に関し必要な事項を定めたもの
◇保護樹木等の指定
良好な自然環境を保全し、美観、風致を維持するために必要があると認めるもの、又は市民に親しまれ由緒由来がある樹木等を、その所有者等の同意を得て、保護樹木又は保護樹林として指定できる
所有者等は、樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
◇損傷の制限
何人も、保護樹木等を伐採し、損傷し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない
これに違反したものに対し、当該行為の停止又は現状の修復を命ずることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 827

都道府県名 大阪府　区市町村名 箕面市　人口 121,276

■条例等

	施行年月日
箕面市環境保全条例	77.10.1

■関連する規則等

箕面市環境保全条例施行規則	77.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が健康で文化的な生活を営むうえにおいて良好な環境を確保することが極めて重要であることにかんがみ、市長、事業者及び市民の良好な環境の保全及び育成に関する責務を明らかにし、良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項その他必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇協定の締結
市長は、緑化の推進を図る必要があると認められる土地については、当該土地の所有者等に対し、当該土地の緑化のため必要な事項を内容とする協定を締結することができる
◇緑化材料の配布
市長は、緑化の推進のために必要な樹木を配布することができる
◇配布の対象
樹木の配布の対象事業は、次に掲げるものとする
(1) 市民が協同して行う一定区域の緑化事業
(2) 市が設置し、又は管理する公共施設の緑化事業
(3) その他特に市長が必要と認めるもの
◆緑を守る
◇自然緑地等の指定
市長は、良好な自然環境の保全及び育成のため、市街化調整区域内において市街化区域に近接する規則で定める区域で保全を図る必要があると認められる一定規模以上の緑地又は市民に親しまれ、由緒由来のある樹木又は樹林を、所有者等の同意を得て保護樹木又は保護樹林として指定することができる
◇行為の制限
何人も、自然緑地等を伐採し、若しくは損傷し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない
◇助成
市長は、自然緑地等を保護するため所有者等に報奨金を交付することができる

◇報奨金の額

(1) 自然緑地として緑地を保全しようとする区域では、1㎡につき年額20円を支給する

(2) 保護樹木については、1本又は1株につき1万円とし、1所有者等について5万円を限度とする

(3) 保護樹林については次に定めるとおりとする

・1000㎡未満	年額3万円
・1000㎡以上3000㎡未満	1㎡につき年額30円
・3000㎡以上	1㎡につき年額25円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 828

都道府県名 大阪府　区市町村名 箕面市　人口 121,276

■条例等

	施行年月日
箕面市緑化事業等活動補助金交付要綱	89.3.23

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市の緑化の推進及び市民の緑化意識の高揚を図るため、緑化事業等活動補助金を交付することについて、箕面市補助金交付規則に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めたもの
◇補助の対象
補助の対象となるものは、緑化推進等のため啓発活動を行おうとする団体とする
◇補助金の額
補助金の額は、補助の対象となる事業費の2分の1以内で、市長が決定する額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 829

都道府県名 大阪府　区市町村名 門真市　人口 140,846

■条例等　　施行年月日

門真市開発行為整備基準

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
門真市開発行為指導要綱の規定に基づき開発行為の整備基準を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 830

都道府県名 大阪府　区市町村名 門真市　人口 140,846

■条例等　　施行年月日

門真市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する規則　86.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の定める保存樹及び保存樹林に関し必要な事項を定めたもの

◇保存樹等の指定
次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているものを、その所有者等の承諾を得て、保存樹等として指定できる
(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上ある樹木
(2) 高さが15m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
(4) 枝葉の面積が30㎡以上であるはん登性樹木
(5) 推定100年以上育成し、由緒があること
(6) 樹木等の集団する土地の面積が500㎡以上である樹林、又は500㎡以下であっても由緒があるもの
(7) 生け垣をなす樹木の集団で、長さが30m以上であるもの
保護樹木等が滅失し又は枯死したとき、及び所有者が変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない

◇助成金の交付
保存樹　1本当たり年額5000円、但し、年額3万円を最高限度額とする
保存樹林　最低基準を500㎡以上1000㎡未満の1万円、最高基準を1万㎡以上の9万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 831

都道府県名 大阪府　区市町村名 摂津市　人口 85,800

■条例等　　施行年月日

摂津市生活環境条例

■関連する規則等

摂津市生活環境条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然と調和のとれた良好な環境を保全するために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇団体活動の助成
市域の各団体が行う緑化推進活動に必要な助言、指導又は苗木の提供等の助成を行うものとする
◆緑を守る
◇開発行為の制限
開発行為等を行おうとするものは、規則で定める土地利用計画及び建築物並びに工作物等の規模等を市長に届け出なければならない
市長は、届け出があった場合において、開発者に対し、摂津市開発協議基準により公害の防止及び生活環境の保全について必要な指導を行うことができる
指導に従わない者に対し、期限を定めて必要な改善措置をとるべき事を勧告することができる
◇保存樹等の指定
良好な自然環境を保全するため、必要があると認めるときは、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に規定する樹木又は樹木の集団の所有者等の同意を得て保存樹又は保存樹林として指定することができる
◇事実の公表
勧告に従わない者があるときは、必要に応じてその者の氏名等を市民に公表するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 832

都道府県名 大阪府　区市町村名 高石市　人口 63,552

■条例等

	施行年月日
高石市緑化推進要綱	80.4.1

■関連する規則等

高石市緑化推進要綱施行要領	80.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の回復と保全を図るため、必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
居住地においては、敷地面積から建ぺい率の面積を減じた値の25%以上の面積を、樹木、草花、芝等により緑化する
開発行為にかかる土地については、開発行為の目的により定められた割合を緑化する
緑化割合は緑化された地表の垂直投影面積をいう、又は、植栽時の高さが3.0m以上の高木を植栽する場合5㎡／本、1.0m以上3.0m未満の中木は2㎡／本、1.0m未満の低木は0.5㎡／本として換算できる
◇苗木の交付
居住地において、原則として4m以上の道路に面した部分に概ね2m以上の長さの生け垣を新設し、植栽した樹木が概ね5年以上維持できる場合に、1対象地1回50本を限度として苗木等を交付できる
空閑地において、概ね100㎡以上の敷地全体を植栽し、当該樹木が概ね5年以上維持できる場合に1対象地1回100本を限度として苗木等を交付できる
◆緑を守る
◇保護樹木等の指定
次のいずれかに該当し、健全かつ樹容が優れているものを、保護樹木又は保護樹林として指定できる
(1) 地上1.5m以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上ある樹木
(2) 高さが15m以上である樹木
(3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
(4) 枝葉の面積が30㎡以上であるはん登性樹木
(5) 樹木等の集団する土地の面積が500㎡以上である樹林
(6) 生け垣をなす樹木の集団で、長さが30m以上であるもの
保護樹木等が滅失し又は枯死したとき、及び所有者が変更したときは、遅滞なく市長に届け出なけ

ればならない
◇損傷の制限
　何人も、保護樹木等を損傷し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない
◇助成金の交付
　保護樹木　1対象当たり年間5000円とする
　保護樹林　1㎡当たり年間50円とする
◇グリーンバンク
　緑化推進の一環として、高石市グリーンバンクを設置する
　グリーンバンクは市民が不要とした樹木の提供を受けた場合において、市長がこれを仮植して希望する市民に斡旋し、又は公共用緑化樹として再活用することにより運営するものとする
　不要樹木の条件は次の通り
　(1) 無償であること
　(2) 市長が価値あると認めるもの
　(3) 移植の容易なものであること
　(4) グリーンバンクの仮植地に余地があること
　不要樹木の仮植地への移植費用は、原則として市負担とする
　不要樹木の仮植地から定植地への移植費用は、全て交付を受けるものの負担とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 833

都道府県名 大阪府　区市町村名 高石市　人口 63,552

■条例等

	施行年月日
高石市積立基金条例	83.3.11

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　地方自治法の規定により、各種基金の設置について定めたもの
◇緑化基金
　市内の緑化を総合的に推進するため、資金を積み立てる
◇基金の運用
　基金として積み立てる額は、毎年度予算の範囲内で定めるものとする
　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金の目的に沿って必要な財源に充て、又は基金に繰入するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 834

都道府県名 大阪府　区市町村名 東大阪市　人口 496,063

■条例等　　施行年月日

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細目

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の施行について、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行規則、その他別に定めるもののあるほかに定めたもの
◇助成金の交付
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の規定により指定した保存樹又は保存樹林の所有者に対しその保存に必要な費用について、基準に基づき助成する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 835

都道府県名 大阪府　区市町村名 東大阪市　人口 496,063

■条例等

	施行年月日
東大阪市の環境保全に関する基本条例	73.4.2

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な環境の確保に関する基本的な事項について定めたもの
◇計画の策定
市長は、あらゆる施策を通じて良好な環境を確保するための計画を策定し、これを実施しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 836

都道府県名 大阪府　区市町村名 東大阪市　人口 496,063

■条例等　　施行年月日

東大阪市みどり基金条例　　85.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進及びみどりの保全を図るため、東大阪市みどり基金を設置することについて定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額、緑化の推進及び緑の保全にかかる費用に充てるための寄付金及び補助金のうち市長が基金への積立を適当と認める額、基金の運用から生ずる収益とする
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、市民等が行う緑化の推進及び緑の保全に対する助成に必要な経費、本市が行う緑化の推進及び緑の保全のための事業に必要な経費に充てるものとする
基金は緑化の推進及び緑の保全のための事業に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 837

都道府県名 大阪府　区市町村名 東大阪市　人口 496,063

■条例等　　施行年月日

東大阪市緑化助成規則

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市が行う緑化の推進に関する助成について必要な事項を定めたもの
◇住宅団地の植樹
住宅団地で、入居が完了して1年以上経過したものの区域内に存する共有地に行う植樹に対し、植樹に要する費用の3分の1の額を、50万円を限度に助成する
◇生け垣の設置
個人住宅の敷地で道路に面した部分に3m以上にわたって生け垣として行う植樹に対し、植樹に要する費用の2分の1の額を、20万円を限度に助成する
◇地域緑化団体に対する助成
一般に開放されている土地の区域内に存する植樹帯で、その延長が50m以上のもの又は面積が100㎡以上のものに植栽されている樹木又は草花の維持管理を継続的に行う地域住民の団体の対する助成
助成金の額はそれぞれの地域緑化団体に対し定額で支給する基礎助成の額と管理する植樹帯の面積に応じて支給する面積助成の合計額とする
基礎助成の額と面積助成の額は、毎年度市長が定める

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 838

都道府県名 大阪府　区市町村名 東大阪市　人口 496,063

■条例等　　施行年月日

東大阪市緑化助成要綱　　80.4.14

■関連する規則等

東大阪市緑化助成要綱取扱要領 …… 84.7.5……

……　……

……　……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内における緑化の促進を図るため、民有地の植樹に対して助成することについて定めたもの
◇助成の対象
次に掲げる民有地の植樹に要する費用
(1) 住宅団地等の共有地又は個人所有の土地で、担保性のあるものに対する植樹で、1件10万円以上のもの
(2) 個人住宅の敷地の道路に面している部分に3m以上植樹する生け垣で、1件1万円以上のもの
◇助成金の交付
(1) に対しては、植樹に要する費用の3分の1以内で、50万円を限度とする
(2) に対しては、植樹に要する費用の2分の1以内で、20万円を限度とする
◇協定の締結
助成金の交付を受ける者は、市と当該植栽地、樹木の維持管理、期間等につき協定を締結しなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 839

都道府県名 大阪府　区市町村名 東大阪市　人口 496,063

■条例等　　施行年月日

東大阪市グリーンバンク事業規則

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保護及び育成を図るためのグリーンバンク事業に関し必要な事項を定めたもの
◇対象樹木
(1) 比較的若木であり、活着率のよいもの
(2) 病害虫に侵されていないもの
(3) 樹容が美観上優れているもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 840

都道府県名 大阪府　区市町村名 泉南市　人口 60,535

■条例等　　施行年月日

泉南市緑化推進条例　　89.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな生活環境を創るため樹木及び樹木の集団の保護、育成並びに草花の栽培を促進するために必要な事項を定めたもの
◇協定の締結
市長は、緑化の推進を図る必要があると認められる土地については、当該土地の所有者若しくは管理者又は事業者と当該土地の緑化のため必要な事項を内容とする協定を締結することができる
◇保存樹木等の指定
市長は、良好な自然環境を保全し、美観及び風致を維持するため必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇行為の制限
何人も保存樹木等を損傷し、又は伐採してはならない
◇助成
市長は、保存樹木等の保存に関し必要があると認めたときは、別に定めるところにより必要な助成をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 841

都道府県名 大阪府　区市町村名 四条畷市　人口 50,652

■条例等　　施行年月日

四条畷市生活環境条例　75.9.1

■関連する規則等

四条畷市生活環境条例施行規則 ..... 75.9.1.....
四条畷市生活環境条例の施行期日を定める規則..... .....
....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☒ 4．水辺保全
☒ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☒ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
健康で文化的な生活の実現のための、市民の良好な環境の確保に関し必要な事項を定めたもの
◇基本的施策の策定
市長は、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない
◇保護地区等の指定
市長は、良好な自然環境を確保するため、必要と認める地区又は樹木をそれぞれ保護地区又は保護樹木として指定することができる
保護地区等の区分は次の通りとする
(1) 自然保護地区　樹木、渓谷、河川、池沼及び草原の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため保護することが必要な地区
(2) 生物保護地区　野生動物の生息地又は植物の生育地であって、動植物の保護又は繁殖を図るため保護することが必要な地区
(3) 景観樹林保護地区　市街地又はその周辺の景観樹林の所在する地域で、美観風致を維持するため保護することが必要な地区
(4) 保護樹木　市街地又はその周辺に所在する樹木で、美観風致を維持するため保護することが必要な樹木
◇保護地区等の行為の制限
保護地区等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長にその旨を届け出た後でなければ当該行為を行ってはならない
(1) 建築物その他の工作物を設置すること
(2) 木竹を伐採又は損傷すること
(3) 水面を埋め立てること
◇助成

市長は、保護地区等の所有者等に対し、必要な助成をすることができる

◇保全地区等の指定

四条畷市教育委員会は、文化環境を保全するため、必要と認める地区又は文化記念物を、それぞれ文化環境保全地区又は市文化財として指定することができる

◇開発・建築行為の制限

保全地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋め立てなどを行う場合、教育委員会への届出が必要となっている

◇助成

教育委員会は、保全地区等の所有者等に対し、必要な助成をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 842

都道府県名 大阪府　区市町村名 交野市　人口 66,747

■条例等

	施行年月日
交野市自然環境の保全等に関する条例	87.3.27

■関連する規則等

交野市自然環境の保全等に関する条例に基づく防災・環境保全	91.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　自然災害や都市災害の防止に寄与する自然環境及び都市の緑の保全又は創出を図るため、必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇計画の策定
　市長は、自然環境の保全等に関する基本計画を策定するものとする
◇都市の緑整備推進地区
　地域住民又は関係事業者の参加により防災・環境保全等の機能を有する都市の緑の創出を図ろうとする場合は、当該地区を都市の緑整備推進地区として指定できる
◆緑を守る
◇防災・環境保全林の指定
　土砂災害等自然災害の防止及び環境保全に重要な役割を果たす山林等で、水源のかん養、土砂の流失防備、土砂の崩壊の防備、雪崩又は落石の危険防止、火災の防備、名所又は旧跡の風致の保存の機能を有する土地の区域について、防災・環境保全林として指定できる
◇防災・環境保全緑地の指定
　火災の延焼防止や公害の緩衝等、都市災害の防止及び環境保全に重要な役割を果たす樹林地、草地、水辺地等で、次の基準に該当する土地の区域について、防災・環境保全林として指定できる
　(1) 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のための必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
　(2) 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一帯となって又は伝承、風俗慣習と結びついて、伝統的又は文化的意義を有するもの
　(3) 枯木、生け垣又はその他樹林地等が地域の特色となる優れた景観となり、かつ、当該地域の快適な生活環境を形成するもの
◇行為の制限

指定区域内においては、現状を変更してはならない

◇補助金の交付

(1) 緑地（樹木）については、1本当たり年額2万円、2本目以降は1本当たり5000円とし、最高限度額は年額5万円とする

(2) 緑地（樹林地）については、最低基準を500㎡以上1000㎡以下の年額2万5千円、最高基準を1万㎡以上の14万円とする

(3) 緑地（生け垣）については、30mいないは年額2万円、30m以上は10m増す毎に年額5000円とし、最高限度額は年額5万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 843

都道府県名 大阪府　区市町村名 交野市　人口 66,747

■条例等　施行年月日

交野市民の生活環境を守る条例　73.3.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
健康で文化的なと一斉かつ及び機能的な都市活動を確保するため、必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 844

都道府県名 大阪府　区市町村名 交野市　人口 66,747

■条例等

	施行年月日
交野市ふるさと創生桜基金条例	90.3.30

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな自然環境及び歴史に育まれた文化を保全、活用し、魅力ある「ふるさと交野」を創出するため、交野市ふるさと創生桜基金を設置することについて定めたもの

◇基金の運用
基金として積み立てる金額は、予算に定める額とする
基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする
次の各号の1に該当する場合に、基金の全部又は一部を処分することができる
(1) ふるさと交野の山、川等の自然環境及び歴史的遺産の保全活用を推進するための事業
(2) 桜の植栽、桜祭り等に関する事業

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 845

都道府県名 大阪府　区市町村名 交野市　人口 66,747

■条例等

	施行年月日
交野市都市の緑基金条例	87.3.27

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市の緑を計画的に保全又は創出し、人と自然が共存できる安全で快適なまちづくりを推進するため、交野市都市の緑基金を設置することについて定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる金額は、予算に定める額とする
基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする
次の各号の1に該当する場合に、基金の全部又は一部を処分することができる
(1) 防災・環境等の機能を有する都市の緑の保全
(2) 市民に潤いややすらぎをもたらす都市の緑の保全又は創出

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 846

都道府県名 大阪府　区市町村名 島本町　人口 30,207

■条例等　　施行年月日

島本町環境保全に関する基本条例　　72.6.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
住民の生活環境を守るための基本的な施策を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 847

都道府県名 大阪府　区市町村名 忠岡町　人口 16,831

■条例等

	施行年月日
忠岡町環境保全条例	76.8.11

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	☒1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
忠岡町における社会環境及び自然環境の保全並びに育成に関し、必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化材料の配布
緑化を推進するもの又は団体に対し必要と認める場合苗木・種子の供与、緑化の相談等の措置を講ずるものとする
◆緑を守る
◇開発行為の制限
町長は、開発行為に対し、その行為が良好な環境をそこなうことがないよう必要な指導をしなければならない
◇保護樹木等の指定
良好な環境を維持するために保護すべき樹木等を、その所有者等の同意を得て保護樹木として指定できる
所有者等は、保護樹木等の伐採、譲渡等をするとき、若しくは樹木が枯死又は著しく折損したときは、市長にその旨を届け出なければならない
町長は保護樹木等の枯損の防止その他その保存に関し必要な助言、指導又は助成をすることができる
◇損傷の制限
何人も、保護樹木等を損傷し、又は伐採してはならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 848

都道府県名 兵庫県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等

	施行年月日
全県全土公園化の推進に関する条例	85.4.1

■関連する規則等

全県全土公園化の推進に関する条例施行規則	86.2.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
全県にわたって、美しく緑豊かな自然とよく調和したうるおいとやすらぎに満ちた環境の創出に努めるため、全県全土公園化の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、また市町が実施する施策を援助し、総合調整を図ることについて定めたもの
◆緑を創る
◇緑化基準
(1) 道路は幅が2.5~3.5mの道路は街路樹を3~12mおきに、3.5~の道路は樹林帯を設置すること、中央分離帯には植樹帯を、のり面には樹木又は芝等の地被植物を植栽すること
(2) 公園の緑地の面積については敷地面積の50%以上にすること、緑地の緑地面積については敷地面積の70%以上にすること
(3) 公営住宅等については新設の場合は空地面積の50%以上、既設の場合は空地面積の40%以上を緑地面積とすること
(4) 学校等については新設の場合は空地面積の20%以上、既設の場合は空地面積の15%以上を緑地面積とすること、運動場においては敷地面積の5%以上にするこ
◇ふるさとの緑の指定
市町長、地域住民はふるさとの緑を守るために協力し合わねばならない
市町長は公益の理由がある場合はふるさとの緑の指定を解除でき、又、所有者も申請できる
県は、自然環境を保全するため、自然環境の保護、自然環境に著しい影響を与えたとき、開発行為の規制のため、自然環境保全条例、開発地域の良好な環境の確保に関する条例、緑豊かな地域環境の形成に関する条例、その他必要な施策を講ずることができる
◆緑を守る
◇保存樹等の指定
市町長は、地域の住民に親しまれ、又はふるさとを象徴するものを保存するため、当該市町の区域内に存する樹木及び樹木の集団をふるさとの緑として指定することができる

◇損傷の制限
ふるさとの緑の伐採、損傷、又はその保存に影響を及ぼす行為は禁止されている
◇その他
関連する条例として以下ようなものがある
緑豊かな地域環境の形成に関する条例（93年公布）
自然環境保全条例（71年公布）

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 849

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等

	施行年月日
神戸市市民公園条例	76.6.8

■関連する規則等

神戸市市民公園条例施行規則	76.6.8
神戸市市民公園条例関係助成要綱	76.6.8

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	☒2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の賃借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市空間の公園的利用の増進及び都市における環境の良好な形成を図るため、市民公園並びに緑化の推進及び緑の保全に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇協定の締結
市民又は土地などの所有者等は、緑化の推進及び緑の保全を図り、もって都市環境を維持向上させるため、相当の区間又は区域の土地等における樹木等の植栽又は維持保全に関し、市長の認定を受けて、緑と花の市民協定を締結することができる
◇緑化材料の配布、助成金の交付
市長は、市民協定の実施に当たって、1回に限って苗木の供与を、また毎年度、連絡助成金（1協定当たり1万円）の交付を行うものとする
◆緑を守る
◇保存樹等の指定
市長は、永く市民に親しまれている樹木又は樹木の集団で、以下のようなものを当該所有者等の同意を得て、市民の木又は市民の森として指定することができる
(1) 古木、大木その他の名木であること
(2) 歴史、伝承等と結びついているものであること
(3) 都市環境の維持向上に役立っているものであること
◇伐採・損傷の制限
市民の木等に対して、幹または主枝の伐採、損傷または樹冠下の掘削、盛り土等の土地の形質の変更などを行う者は、その旨をあらかじめ市長に届け出る
◇助成金の交付
維持管理に対する助成金として、市民の木については、1本につき5000円、市民の森については100㎡～300㎡の3万円を最低限度、1万5千㎡以上の20万円を最高限度として交付する

◆緑と親しむ

◇市民公園の設置

市民又は土地等の所有者は以下のような利用形態に応じて、当該都市空間を、市長の認定を受けて市民公園として設置することができる

(1) 直接利用　社寺境内地、遊休地、ビル前庭、屋外運動施設その他これらに類する土地等

(2) 間接利用　市街地又はその周辺区域における土地等で、以下のような土地など

1) 点状緑地　樹木等が少なくとも1本又は数本存在し、周囲の風致美観の向上に役立っている小面積の土地等

2) 沿道緑地　樹木等が道路沿線の庭園樹、いけがき等として連続し、周囲の風致美観の向上に役立っている相当区間の土地等

3) 景観緑地　樹木等がその大部分を覆い、周囲の風致美観の向上に役立っている相当面積の土地など

市民が当該土地等の所有者でないときは、市民公園を設置することについて、あらかじめ当該所有者等の同意を得ておかなければならない

◇開発・建築行為の制限

市民公園において、建築物その他工作物の新築・増築、土地の形質の変更などを行う者は、あらかじめその旨を市長に届け出る

◇援助・助成について

市長は、市民公園設置者、市民公園管理者または土地等の所有者に対して以下のような助成を行う

(1) 遊戯施設や休息施設、緑化施設などの貸与または供与

(2) 施設の設置に要する費用の助成

(3) 市民公園の管理運営に対する費用の助成

(4) 市民公園の設置及び管理運営に係わる技術的援助

(5) 土地等の維持管理に関する費用の助成

(6) その他、樹木の伐採や土石の採取など

◇税の減免

直接利用の市民公園についての土地等の維持管理に関する費用の助成は、別に定めるものについて固定資産税及び都市計画税を減免することにより行う

◇土地の買い取り

市長は、開発・建築行為の届出、またはそのような行為が市民公園としての利用に支障を及ぼし、かつ、その行為をすることに正当な理由があると認める場合、市民公園設置者又は土地等の所有者に対し、市民公園として当該土地を利用させるよう依頼し、又はその土地の買い取りを申し出ることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 850

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等　　施行年月日

風致地区内における建築等の規制に関する条例　70.6.14

■関連する規則等

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則……70.6.14……

……

……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

都市計画法、第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し、必要な事項を定めたもの

◇風致地区の指定

市町は、風致地区をそれぞれの地域の特性に応じ、次に掲げる種別のいずれかに指定するものとする

(1) 第1種風致地区　瀬戸内海国立公園六甲地区を中心とする自然的景観の特に優れた山林、池沼等の地区で、現存の風致を維持することが必要なもの

(2) 第2種風致地区　自然的景観のすぐれた良好な樹林地、池沼等の地区で、現存の風致を維持することが必要なもの

(3) 第3種風致地区　自然的景観を保持している住宅地等の地区で、現存の風致を維持することが必要なもの

◇開発・建築行為の制限

風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築または移転

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 土石の類の採取

(5) 水面の埋め立てまたは干拓

(6) 建築物等の色彩の変更

◇罰則規定

市長の許可を受けないで、上に掲げた行為を風致地区内においてした者は、5万円以下の罰金に処する

市長の許可を受けたが、その際都市の風致の維持上必要な条件を付せられた者で、その条件に違反した者は、5万円以下の罰金に処する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 851

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等　　施行年月日

生垣等緑化推進助成要綱　84.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の賃借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
神戸市緑化基金事業として、生け垣の設置等の緑化工事を行う者に対し、経費の一部を助成することにより、緑化の推進を図り、良好な都市景観の形成及び安全な生活環境の確保を図ることを定めたもの

◇助成対象工事
市街化区域内の住宅・敷地において、道路に隣接する延長3m以上の部分に次に掲げる方法で樹木又はツル性植物を植栽する工事とする
(1) 高さ1m以上の樹木を延長1mにつき2本以上植栽したもの
(2) つる性植物によりネットフェンスまたはブロック塀等を被覆したもの
(3) その他

◇助成対象者
助成対象工事を行う住宅敷地に現在居住し、上に定める助成対象工事を行う者

◇助成金の交付
助成金の交付の額は、助成対象工事費の2分の1とする
交付額算定にあたっては、次に掲げる額を超えない範囲とする
(1) 生け垣等設置工事については、植栽延長1mにつき5000円までを助成し、5万円を限度とする
(2) ブロック塀等撤去工事については、撤去する塀の延長1mにつき1万円まで助成し、10万円を限度とする
助成金の交付を受ける際は助成交付申請書に必要な書類を添えて理事長に提出する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 852

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等　　施行年月日

国立条例六甲山地区環境保全要綱　74.5.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
最近の保養所等の増加に伴う自然破壊から、六甲山地区の良好な環境を保全するとともに、適正な利用を図ることを目的と定めたもの
◇損傷の制限
この地区内に於いて、木竹等の伐採に関することに対して制限がある
◇緑化義務
この地区内に於いて、開発事業承認を受けた事業主は、開発事業費総額に100分の1を乗じた金額に相当する緑化協力事業を行わねばならない
市長は、これにあたって、区域、樹種等の必要な事項を指導することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 853

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等

	施行年月日
神戸市民の環境をまもる条例	94.4.1

■関連する規則等

神戸市民の環境をまもる条例施行規則	84.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
健全で快適な環境の確保のための基本的な施策、またその総合的な推進について定めたもの
◇地域の指定
教育委員会は文化環境を保存するために必要な土地の区域を文化環境保存区域として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
文化環境保存区域内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋め立てなどを行う場合、教育委員会への届出が必要となっている
届出をした者に対しては、目的の達成のため必要な指導・勧告を行うことができる
届出をしないで開発行為等を行い、又は行おうとする者にたいしては現状回復その他、文化環境を保護するために必要な措置をとるべきことを指導・勧告又は命ずることができる
◇罰則規定
届出をせずに開発行為を行なった者等に対する現状回復等の指導・勧告に従わない場合、10万円以下の罰金
行為の届出をしていない、又は虚偽の届出をした者は5万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 854

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等

	施行年月日
保護樹木等助成要綱	74.1.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

神戸市民の環境をまもる条例の規定により指定された保護樹木及び保護樹林（保護樹木等）の、健全な育成をはかるための助成措置について必要な事項を定めたもの

◇助成金の交付

(1) 普通助成金‥‥普通助成金の交付は、保護樹木及び都市計画法、第7条第1項の規定により定められた市街化区域にある保護樹林について行うものとする

(2) 特別助成金‥‥保護樹木等の維持管理上又はその効用を図る上に特に必要とする経費については、保護樹林等の所有者の申請によりその一部又は全部を特別助成金として交付するものとする

◇助成金の額

・保護樹木　年間一本あたり5000円

・保護樹林

樹林面積			金額（年間）
500m²以上	～	1000m²未満	5万円
1000m²以上	～	2000m²未満	7万円
2000m²以上	～	3000m²未満	8万5千円
3000m²以上	～	5000m²未満	11万円
5000m²以上	～	7000m²未満	13万円
7000m²以上	～	1万m²未満	15万円
1万m²以上	～	1万5千m²未満	17万5千円
1万5千m²以上	～		20万円

◇技術的な援助

保護樹木等の維持管理上特に必要であって、技術的に保護樹木等の所有者が行うことが困難な工事の実施

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 855

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等　　施行年月日

緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例

■関連する規則等

緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例施行規則 91.11.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☒ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☒ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☒ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☒ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な緑地の適切な保全及び積極的な育成、並びに快適な緑地の市民利用のための整備について定めたもの
◇保存区域等の指定
(1) 緑地の保存区域　自然環境面及び景観面の機能が非常に優れているもの、又はそれに準じかつ防災面における保全の必要性が高いもの
(2) 緑地の保全区域　緑地の保存区域に次ぐ自然環境面及び景観面の機能を有し、かつ防災面における保全の必要性がある緑地の区域で、緑地の保全等にとって重要度が高いもの
(3) 緑地の育成区域　緑地の保全区域に次ぐ自然環境面及び景観面の機能を有し、かる、レクリエーション面の機能が高い緑地の区域
市長は、緑地の保存区域等を指定しようとするときは、その旨を公告、縦覧に供しなければならない、また必要がある場合は公聴会を開催することができる
◇開発・建築行為の制限
緑地の保存区域内においては、何人も緑地に影響を及ぼす行為をしてはならない
緑地の保全区域内又は緑地の育成区域内において、緑地に影響を及ぼす行為（5ha以上のゴルフ場、屋外レクリエーション施設、産業施設等の設置）をしようとする者は市長に許可を受けなければならない
許可の基準としては、当該土地における樹林地の配置が適切であり、樹林地率が100分の40～75以上、自然地率が100分の25～45以上（区域、施設によって違う）であることである
市長は、必要があると認めるときは、規定に違反した者、又は付された条件に違反した者に対して行為の中止や現状回復、その他必要な措置をとることを命ずることができる
◇罰則規定等
市長は規定や命令に違反し、緑地に重大な影響を及ぼした者の指名及び住所並びにその違反の事実を公表することができる

行為の中止や現状回復命令等に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
緑地保存区域内で緑地に影響を及ぼす行為を行った者、緑地保全区域内及び緑地の育成区域内において許可を受けずに緑地に影響を及ぼす行為を行った者、また許可に付された条件に違反した者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

◇助成金の交付

市長は緑地の保全区域等において以下のような事業を実施する者に対して、予算の範囲内において助成金を交付する

(1) 土地所有者の責めによらない火災、風雪水害、病虫害等の被害により荒廃した山林を復元する事業
(2) 景観確保のため山林に植林する事業
(3) 市民利用施設の整備事業
(4) その他、市長が特に必要であると認める事業

◇技術的援助

市長は、必要があると認めるときは、緑地の保全等を図るための事業を実施する者に対し、必要な技術的指導又は助言を行うことができる

◇表彰

市長は緑地の保全等について功労があったものを表彰することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 856

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等

	施行年月日
神戸市公園緑地事業基金条例	82.4.1

■関連する規則等

神戸市公園緑地事業基金条例施行規則	82.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
公園整備事業の推進並びに公園施設の管理及び運営、緑化の推進並びに緑地の保全及び育成を図るための基金の設置を定めたもの

◇基金の運用
基金は、上に定めた目的の達成のために必要があるときにのみ処分することができる
基金の運用から生ずる収益は、次に掲げる経費に充てるものとする
(1) 公園整備事業の推進並びに公園施設の管理及び運営に必要な経費
(2) 市民、事業者等が行う緑化の推進に必要な経費
(3) 市民、緑地の所有者等が行う緑地の保全又は育成に対する助成に必要な経費

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 857

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等　　施行年月日

神戸市民花壇実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
公共の場を利用し、市民が自主的に花壇を設置、育成、管理することにより、地域の環境美化とコミュニティ作りに役立てるための必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
公園管理会、自治会、婦人会、老人会、子供会などの団体で、長期間（3ヶ月以上）の育成管理が可能であること
◇地域の指定
公園・街路・広場・空地等の公共性の高い場所で、公園・広場・道路上から見える場所であること
◇花壇の基準
(1) 花壇は合計面積が30㎡以上であること
(2) フラワーベースは10基以上で、その総面積は4.5㎡を基準とし、かつ効果的に配置されていること
◇補助金等の交付
(1) 花壇及びフラワーベースの設置費用及び、その育成費用は原則として設置者（申請者）の負担とする
(2) 土木局は別に定める要綱に基づき花壇及びフラワーベース育成管理のため、最高1花壇、年額1万5千円と花苗を提供する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 858

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等　　施行年月日

神戸市都市景観条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市景観の形成に関する基本的な事項を定めたもの
◇地域の指定
都市景観形成地域において
◇開発・建築行為の制限
都市景観形成地域内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、あらかじめ、その内容を届けなければならない
(1) 建築物等の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
(2) 宅地の造成、その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採で規則で定めるもの
(3) その他都市景観の形成に影響を及ぼす恐れのある行為で規則で定めるもの
そしてこれらの行為を行おうとする者は、地域景観形成基準に適合するよう努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 859

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等

条例等	施行年月日
市営住宅花壇コンクール実施要綱	82.10.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
住宅を花で飾り住民の心のふれあいの場とし、明るく住み良い市営団地を創るためのコンクール実施に際しての必要事項を定めたもの
◇参加基準
鉄筋棟供用住宅でその住民が共同管理している花壇であること（ただし、花壇の面積が30㎡以上であること）
◇審査と表彰
本審査で選ばれた優秀な花壇について表彰するとともに賞金を贈る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 860

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等　　施行年月日

市民花壇コンクール実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
神戸市民花壇を奨励し、花壇の造成・育成管理技術の向上を図り、同時に地域環境美化を推進し、市民参加活動を広く周知するためのコンクール実施に関する必要事項を定めたもの
◇花壇の基準
神戸市民花壇に参加している花壇
◇審査
一般花壇の部と街路花壇の部に分けて各々審査を実施する
◇名誉花壇
3年連続して、優秀賞に入賞した花壇は、翌年度から名誉花壇とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 861

都道府県名 兵庫県　区市町村名 神戸市　人口 1,468,208

■条例等

	施行年月日
ベランダ緑化助成要綱	85.6.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑と花の市民協定の認定を受けた者で、ベランダの緑化を行う者に対し、ベランダ用フラワーベース固定フックを供与することによってベランダ緑化の推進を図り、良好な都市空間の形成を図るための必要事項を定めたもの
◇対象の指定
助成対象者は緑と花の市民協定の代表者で、神戸市により、フラワーベースの供与を受けた者とする
◇緑化材料の配布
神戸市により供与されたフラワーベースに対して、ベランダ用フラワーベース固定フックを供与することによって行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 862

都道府県名 兵庫県　区市町村名 姫路市　人口 459,185

■条例等

	施行年月日
姫路市自然保護条例	46.12.23

■関連する規則等

姫路市自然保護条例施行規則	
姫路市生け垣用樹木無償配布要綱	57.7.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　生垣の設置や保護地域の設置を主軸とした自然と生活の調和を維持増進することについて定めたもの
緑を創る
◇生け垣の設置
　潤いのある住みよい都市環境づくりを維持するため、生け垣を設置するものに対し生け垣用樹木を無償配布する、設置するための条件は以下にまとめる
　(1) 個人が設置するもので、住宅を目的とした建物の用地内に設置されるもの
　(2) 公衆用道路に面し、延長5m以上で、外部から眺望できるもの
　市長が指示した時期にセンターにおいて樹木及び肥料を配布するものとする
　生け垣設置のための既設のブロック等取り壊す際の廃棄物処理手数料は無料にする
◆緑を守る
◇補助金の交付
　公共の場所の緑化の推進のためおよび保存樹等の保護のため、必要があると認めたときには予算の範囲内で必要な費用の一部を補助することができる
◇保護地区等の指定
　市長は良好な自然環境を保護するため以下のように保護地区等の指定ができる
　(1) 自然緑地保護地区　山林等市域内に自然を残すために保護することが必要な地区
　(2) 景観保護地区　景勝地等市域内に自然風物を残すために保護することが必要な地区
　(3) 保存樹　市民に親しまれ若しくは由緒由来がある樹木、すぐれた美観を呈する樹木又は貴重な樹木で保護することが必要な樹木
　市長は、公示、標識の設置、台帳付け等しなくてはならない
◇土地の買い取り
　市は、保護地区内の土地又は立木竹で、自然を保護するため特に必要があると認めるときは、これを買い取ることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 863

都道府県名 兵庫県　区市町村名 尼崎市　人口 488,606

■条例等

	施行年月日
尼崎市民の環境をまもる条例	73.3.31

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　管理する道路、公園、広場その他の公共施設について、植樹するなど緑化を推進するための必要な措置を講じなければならないと定める
◇緑化材料の配布
　市長は緑化を行うものに対し、苗木の供給、土壌の検査、樹種の選定、緑化の相談等緑化に必要な措置をとらねばならない
◇樹木等の指定
　市長は、良好な環境を維持するために保護すべき樹木、又は樹木集団を指定することができる
それにより所有者の保護義務や行為の制限等がおきる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 864

都道府県名 兵庫県　区市町村名 明石市　人口 278,307

■条例等　　施行年月日

明石市環境保全条例　　73.10.15

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市民は美しい環境を保全するために自然の草花、樹木等の保護育成に努めなくてはならないと定めたもの
◇技術的な援助、緑化材料の配布
　市長は緑化援助のため必要に応じ苗木の補助、供与、植栽についての技術的援助、その他必要な措置を講ずるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 865

都道府県名 兵庫県　区市町村名 明石市　人口 278,307

■条例等　　施行年月日

明石市農業センター市民農園要綱　78.2.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
◇土地の貸借
市民農園において1分区12㎡で、入園期間は入園許可日から翌年3/31まで入園料は年4000円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 866

都道府県名 兵庫県　区市町村名 西宮市　人口 412,463

■条例等　　施行年月日

自然環境を守る条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な自然環境の確保と緑化の推進に関し必要な事項を定め、緑豊かな町づくりに寄与することを目的と定めたもの
◇保護地区等の指定
市長は、良好な自然環境を確保するため、必要と認める地区または樹木を保護地区または保護樹木として指定することができる
(1) 自然保護地区　樹木、渓谷、河川、池沼、草原の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため保護することが必要な地区
(2) 景観樹林保護地区　市街地又はその周辺の景観樹林の所在する地域であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するため保護することが必要な地区
(3) 保護樹木　市街地又はその周辺に所在する樹木で、美観風致を維持するため保護することが必要な樹木
◇開発・建築行為の制限
(1) 保護地区内において建築物その他の工作物を新築し、改築し、増設し、移転すること
(2) 保護樹木について、影響を与える建築物その他の工作物を新築し、改築し、増設し、移転すること
(3) 保護地区内において水面を埋め立てること
(4) 保護地区内において宅地を造成し、土地を開墾し、土地の形質を変更すること
◇採取・損傷の制限
木竹を伐採すること、土石を採取すること等保護樹木を伐採、損傷すること
◇罰則規定
保護地区内においての規定に違反したものは5万円以下の罰金に処する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 867

都道府県名 兵庫県　区市町村名 西宮市　人口 412,463

■条例等　　施行年月日

西宮市緑化基金条例　　84.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進及び緑化の保全を守るために定めたもの
◇基金の運用
緑化の推進および緑の保全を図るため、西宮市緑化基金を設置し以下のものに利用する
(1) 公園、街路その他の公共施設の緑化事業
(2) 緑の保全事業
(3) 市長が特に必要と認める緑化関連事業

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 868

都道府県名 兵庫県　区市町村名 芦屋市　人口 85,736

■条例等　　施行年月日

緑豊かな美しいまちづくり条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
芦屋市民のより健康でより文化的な生活を確保するため、緑と清潔さに代表される市民共有の環境美の維持向上を図り、芦屋市総合計画の基盤となる良好な生活空間を創造することを目的と定める
◇緑化推進区域等の指定
市長は、緑豊かな町づくりのため緑化推進区域等（緑化推進区域、緑の保全区域、保護樹および保護樹林）を指定できる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 869

都道府県名 兵庫県　区市町村名 伊丹市　人口 184,319

■条例等

	施行年月日
伊丹市緑地の保全および緑化の推進に関する条例	85.11.1

■関連する規則等

伊丹市緑地の保全および緑化の推進に関する条例施行規則	85.11.1
伊丹市緑地保全地区の助成に関する要綱	82.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な自然環境の保全および良好な都市環境の形成を図り、もって市民の健康でゆとりある生活の確保と個性ある都市美の創出に寄与することを目的とすると定め

◇生け垣設置、技術的な援助
住宅地の緑化の推進のため生け垣緑化の推進をする
植栽に関して技術的な援助する

◇補助金の交付
市は、緑地の保全および緑化の推進のため必要であると認めるときは、当該必要な費用の一部を助成することができる

◇保存樹木等の指定
市長は美観風致を維持するために必要があるとすれば保存樹木を指定する、保全義務がある
緑化推進地区の指定もできる

◇市は、緑地保全地区または緑化推進地区内の土地で緑化の保全または緑化の差進のため特に必要があると認めるときは、当該土地の所有者から土地を適正な価額で買い取ることができる。

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 870

都道府県名 兵庫県　区市町村名 相生市　人口 36,571

■条例等　　施行年月日

相生市民の住みよい環境をまもる条例　75.3.20

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民は美しい環境を保全するために自然の草花、樹木等の保護育成に努めなくてはならないと定めたもの
◇技術的な援助、緑化材料の配布
市長は緑化援助のため必要に応じ苗木の補助、供与、植栽についての技術的援助、その他必要な措置を講ずるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 871

都道府県名 兵庫県　区市町村名 加古川市　人口 247,801

■条例等

	施行年月日
加古川市環境保全条例	71.12.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然に恵まれた健康で文化的な街の保全を図らねばならないと定める
◇環境緑地の指定
市長は自然の風景地として、生活環境の形成上緑地として、緑化を積極的に図る必要があるとして認めた地区を環境緑地として指定することができる
それによって開発等の届出等の行為が必要になる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 872

都道府県名 兵庫県　区市町村名 加古川市　人口 247,801

■条例等　　施行年月日

加古川市緑化推進基金条例　　74.12.26

■関連する規則等

加古川市緑化推進基金管理運用規則 73.12.26

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化を推進し、快適な地域環境を確保するため、加古川市緑化推進基金の設置を定めたもの
◇基金の運用
基金の額は5000万円とする
基金の管理運用のため委員会を設置する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 873

都道府県名 兵庫県　区市町村名 加古川市　人口 247,801

■条例等　　施行年月日

加古川市記念植樹用苗木交付要綱　73.7.19

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

地域開発及び都市化が急速に進む本市内の自然を守り、緑豊かな街にするため、市民の結婚、出生者に記念植樹用苗木を無償交付することを定めたもの

◇緑化材料の配布

地域開発および都市化の急速にすすむ本市内の自然を守り、緑豊かな街にするため、市民の結婚、出生者に記念植樹用の苗木を無償交付する

対象者から植え付け場所がない等の理由により公共用地に植樹するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 874

都道府県名 兵庫県　区市町村名 龍野市　人口 41,079

■条例等　　施行年月日

龍野市花と緑のまちづくり推進要綱　92.3.1

■関連する規則等

住み良い環境を守る条例施行規則……83.10.1……

……

……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市域の良好な緑化環境の整備を推進するため、花と緑のまちづくりに係る基本的な方針を定め、もって市民の健やかで文化的な生活環境の確保を図ることを目的と定める
◆緑を創る
◇技術的な援助、緑化材料の配布
　技術的な援助その他の必要な措置として、樹種の選定、緑化の相談、苗木のあっせん又は供与等をいう
◇その他
　市長は、市民及び事業者が行う花と緑のまちづくりの推進に関し、特に功績のあった者を表彰する
◆緑と親しむ
◇その他
　市長は、市民が豊かな自然を手軽に享受できるよう、観察の森、森林浴の森等市民の町づくりを推進するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 875

都道府県名 兵庫県　区市町村名 赤穂市　人口 51,611

■条例等

	施行年月日
赤穂市生けがき設置奨励金交付要項	79.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
赤穂市内に生け垣の設置を行うものにたいする奨励金について、必要事項を定めたもの
◇生け垣の基準
補助対象となる生け垣の基準は以下のとおり
(1) 生け垣は、公衆用道路に面し、延長5m以上であること
(2) 生け垣の高さは、0.5m以上であり、延長1mあたり植栽本数は2本以上であること
(3) 市奨励木で健全な苗木であること
◇補助金の交付
完成届けに基づき生け垣設置の施工状況を審査し完成を確認した後で交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 876

都道府県名 兵庫県　区市町村名 赤穂市　人口 51,611

■条例等

	施行年月日
赤穂市都市景観の形成に関する条例	90.1.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の賃借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
赤穂市都市景観緑化の形成について関することに必要な事項を定めたもの
◇保護樹等の指定
以下のものを保護樹とする
(1) 地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの
(2) 樹高15m以上の樹木
(3) 株立ちした樹木にあっては、高さが3m以上のもの
(4) はん登性樹木に置いては、枝葉の面積が㎡以上のもの
(5) 公園等の緑地にあって樹木等の集団のある土地の面積が500㎡以上のもの
(6) その他市長が保存または保護することが必要であると認める樹木等

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 877

都道府県名 兵庫県　区市町村名 赤穂市　人口 51,611

■条例等　　施行年月日

赤穂市緑化推進事業整備基金条例　78.7.6

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化推進を目的とする寄付金等を積み立て、その事業に充てるため、補助金の交付赤穂市緑化推進事業整備基金を定める
◇基金の運用
積み立てる額は寄付金、その他の財源による予算によって定める

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 878

都道府県名 兵庫県　区市町村名 西脇市　人口 38,668

■条例等　　施行年月日

開発行為に伴う関連公共施設等の整備に関する指導要綱　86.9.3

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
開発行為を行うにあたり、関連公共施設等の整備について必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 879

都道府県名 兵庫県　区市町村名 西脇市　人口 38,668

■条例等　　施行年月日

西脇市民の環境を守る条例　　73.10.6

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の環境を守るために必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 880

都道府県名 兵庫県　区市町村名 宝塚市　人口 203,105

■条例等

条例等	施行年月日
宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例	82.10.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保全と緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な環境の確保を図ることを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇緑化材料の配布
市長が緑化モデル地区の指定しそこに以下のものを行うとする
(1) 苗木又は種子の配布
(2) 樹木及び花等のあっせん
◆緑を守る
◇保全地区等の指定
保全地区の指定
市長は保全が必要であると認めた土地を以下のように指定できる
(1) 自然環境保全地区　草地、樹林地、河川、池沼等を有し良好な自然環境又はすぐれた自然景観を形成している地区
(2) 保護樹等　都市の美観又は風致を維持し、良好な都市景観を形成している樹木又は樹林
緑化モデル地区の指定
市長は、緑化の推進を図るため必要があると認める地区を、地区住民の申請に基づき、緑化推進モデル地区として指定することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 881

都道府県名 兵庫県　区市町村名 宝塚市　人口 203,105

■条例等

	施行年月日
宝塚市の美観風致を維持するための保存樹等の指定要綱	70.7.9

■関連する規則等

宝塚市保護樹等保護奨励助成金交付要綱	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市の美観風致を維持するために、市内の樹木又は樹木集団を保存樹または保存樹林として指定するため必要事項を定めたもの

◇補助金の交付
保護樹木においては一本につき年額5000円とし、同一所有者の限度額は3万円とする
保護樹林においては～1000㎡につき1万円、1000～2000㎡につき1万千円、2000～3000㎡につき2万円、3000～4000㎡につき2万5千円、4000～5000㎡のとき3万円、5000～6000㎡のとき3万5千円、6000～7000㎡につき4万円、7000～8000㎡については4万5千円、8000～9000㎡については5万円、9000～1万㎡については5万5千円、1万㎡については6万円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 882

都道府県名 兵庫県　区市町村名 高砂市　人口 95,853

■条例等　　施行年月日

高砂市保存樹指定要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内に生育する樹木のうち市民に親しまれ、若しくは由緒ある樹木又は美観に呈する樹木で特に優れたものを保存樹として指定して、市民ぐるみで保存樹の保護をはかるとともに、郷土の自然愛護に資することを目的とする
◇対保存樹の指定
指定基準は健全に生育している樹木で以下に該当しているもの
(1) 高さが10m以上で1.5mにおける高さの幹周囲が1.5以上であること
(2) 樹齢が推定200年以上のこと
(3) 枝葉の広がりの面積が10㎡で樹齢が推定100年以上のこと
(4) 樹形、樹種等が珍しく、特に優れているもの
市民からの推薦又は申し出によって保存樹の指定が行われ、市長は指定書の交付、保存樹の公示等、表示板の設置、台帳の備え付け等をしなくてはいけない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 883

都道府県名 兵庫県　区市町村名 川西市　人口 142,792

■条例等

	施行年月日
川西市環境保全条例	73.10.23

■関連する規則等

川西市環境保全条例施行規則	74.4.22
川西市緑化推進要綱	80.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市長、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、並びに市民の環境保全に必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇技術的な援助
市長は民間に植栽等を要請した樹木等を援助するため技術的援助等を行う
◇緑化材料の配布
市長は民間に植栽等を要請した樹木等を援助するため樹木等の供与を行う
◆緑を守る
◇環境保全協定の締結
市長は、良好な環境づくりに必要であると認めるときは、当該事業者と公害防止、緑化等に関する環境保全協定を締結することができる
◇保護樹木等の指定
樹木又は樹木集団の所有者及び環境保全委員会の意見を聞いて以下のものを指定する
(1) 保護樹木　美観、風致が優れ、市民の生活環境の確保のため必要と認める樹木
(2) 保護樹林　美観、風致が優れ、市民の自然環境及び生活環境の確保のため必要と認める樹木集団
これらを市長は保全又は育成に努めなくてはならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 884

都道府県名 兵庫県　区市町村名 小野市　人口 47,069

■条例等　　施行年月日

小野市民の良好な環境を保全する条例　74.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の快適な環境を確保することを目的とすると定める
◇環境緑地の指定
市長は自然の風景地として、生活環境の形成上緑地として、緑化を積極的に図る必要があるとして認めた地区を環境緑地として指定することができる
それによって開発等の届出等の行為が必要になる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 885

都道府県名 兵庫県　区市町村名 猪名川町　人口 24,352

■条例等

	施行年月日
猪名川町緑化推進要綱	87.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	☒ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	☒ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
猪名川町の自然と調和のとれた緑化を推進すると共に、町民の健康でうるおいとやすらぎのある生活環境づくりに寄与することを目的と定める
◇補助金の交付
町は計画に従い、緑化事業者が行う緑化事業に対し、予算の範囲内で助成するものとする
◇緑化材料の配布
緑化を促進するため、樹木の無料提供を博くもとめるものとする
町は、緑化事業者に対して樹木の無料配布に努めるものとする
◇基本計画等の策定
町は緑化を促進するため、次の事項について、長期計画を定めるものとする
緑化すべき場所、植栽及び数量、事業主体、期間、管理方法、事業費、その他

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 886

都道府県名 兵庫県　区市町村名 社町　人口 20,828

■条例等

	施行年月日
社町みどりの保護と育成に関する要綱	84.10.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
社町内の良好な自然環境を確保するため、みどりの保護と育成について必要事項を定め、地域の緑化の推進と保存を図り、もって住民の健康で快適なうるおいとやすらぎのある生活環境の維持及び向上を目的とする

◇補助金の交付
保護樹木等の保護育成に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で必要な措置を講ずることができる

◇保護樹木等の指定
町長は、以下の基準で保護指定を行う
(1) 樹木については、高さが15mを超えるもので、地上より1.5mの高さにおける樹幹の周囲1.2m以上有り、かつ健全なもの
(2) 樹林については、樹林の存する土地面積が300m²以上で、樹林を構成する樹木の健全なもの
(3) 特に保護に値する銘木等の樹木並びに樹林
町長は標識の掲出や台帳の作成、所有者等はそのつとめを行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 887

都道府県名 兵庫県　区市町村名 播磨町　人口

■条例等　　施行年月日

播磨町生けがき設置奨励金交付要綱　82.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生け垣によって播磨町の景観を改善し、町のみどりを倍化させるために定めたもの
◇生け垣の設置
町の景観を改善し、町の緑を増加させるための生け垣（以下のもの）に奨励金を配布する
(1) 生け垣は、公衆用道路に面し、延長3m以上であること
(2) 高さが0.5m以上であり、かつ植樹本数は1mあたり2本以上であること
(3) 生け垣用樹目は本町で定めたサンゴジュ、カイズカイブキ、ベニカナメモチ、ヒノキ、サザンカ、ヒイラギモクセイ、マサキ、アラカシ、ウバメガシ、オトメツバキ、トウネズミモチ、イヌマキであること
(4) 生け垣の全面の建物については0.8m以下であること、ただし1.8m以下のフェンスはよい
(5) 生け垣は、住宅を目的とした建物の用地内に設置されたものであること
◇補助金の交付
奨励金の額は、以下に定めたものとする
(1) 樹木に要する費用は、町長が別に定める基準で算定した額とする。ただし、その額が5万年を超える場合はその超える額の2分の1に相当する額を5万円に加算した額とし、10万円を限度とする
(2) 既設ブロック塀等の取り壊しに関する資料は、町長が別に定める基準で算定した額とし、5万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 888

都道府県名 兵庫県　区市町村名 播磨町　人口 32,457

■条例等

	施行年月日
播磨町環境保全条例	73.11.17

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の賃借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
人間が良好な環境を享受する権利を有することに鑑み、人間尊重、生活優先の基本姿勢にたち、健康で安全、かつ、快適な生活を阻害する公害の発生及び環境の侵害に対し防止絶滅を図り、もって町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的と定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 889

都道府県名 兵庫県　区市町村名 福崎町　人口 19,226

■条例等

	施行年月日
福崎町自然保護条例	72.3.27

■関連する規則等

福崎町自然保護条例施行規則	72.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
福崎町の区域内に所在する貴重な自然景観地区又は箇所、樹木を保護し、自然保護しそうのこう用を図ると共に、自然と生活の調和を図り、豊かな自然生活を創ることを目的とすると定めたもの

◇保護地区等の指定
町長は以下のように自然保護地区等を指定する
(1) 自然緑地保護地区　山林等町区域内に自然を残すために保護することが必要な地区
(2) 景観保護地区　景勝地等町区域内に自然風物を残すために保護することが必要な地区
(3) 保存樹　町民に親しまれ若しくは由緒由来のある樹木及び、すぐれた美観を呈する樹木又は貴重な樹木で保護することが必要な樹木
指定区域には町長が標識の設置やあらゆる規制等を行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 890

都道府県名 兵庫県　区市町村名 上郡町　人口 19,220

■条例等

条例等	施行年月日
上郡町環境保全条例	85.12.25

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	☒3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
上郡町民が健康で文化的な生活を営むための良好な環境のために定めたもの
◆緑を創る
◇技術的な援助、緑化材料の配布
町長は、緑化を援助するための苗木の供与、技術的援助その他必要な措置を講ずるものとする
◆緑を守る
◇保護樹木等の指定
町長は良好な環境を確保するため、保護樹木、保護樹林、又は樹林保護区域として指定できる
これによって標識の設置、所有者等の保護義務等、保護樹木等に係わる行為の制限等がでてくる
◇開発・建築行為の制限
都市計画法の既定による許可を受けなければならない行為、緑地の確保に影響を及ぼす恐れのある開発行為を行う場合あらかじめ町長に届出をしなくてはならない
町長が緑地の確保のため必要と判断した場合には、指導、勧告、又は必要な措置を命ずることができる
◇罰則
保護樹木等の規定に反した場合は罰金に処する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 891

都道府県名 兵庫県　区市町村名 山崎町　人口 27,364

■条例等　　施行年月日

山崎町自然保護条例　　72.7.18

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
山崎町の区域内に所在する貴重な自然景観地区域または箇所を保護し、自然保護思想の広葉を図ると共に自然と生活の調和を図り豊かな生活環境を保全することを目的とする
◇保護地区の指定
町長は自然を保護するため、必要と認める地区を保護地区として指定することができる。ただし兵庫県自然保護条例で指定を受けた保護地区並びに文化財保護委員会の指定を受けたもの、重要文化財及び山崎町文化財の保護に関する条例で指定を受けたものは除く
町長は財政上の措置、標識の設置、保護地区での行為の制限等を行わなくてはならない
◇採取・損傷の制限
保護地区内での行為を規制する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 892

都道府県名 奈良県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

奈良県植樹事業補助金交付要綱　＿＿＿＿＿＿＿＿

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地の保全を図り、緑化を推進するため、市町村及び事業団体に対し植樹事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付することについて定めたもの
◇定義
この要綱において「事業団体等」とは、県内の各種団体で知事が適当と認める団体をいう
◇補助の対象となる経費
植樹事業にかかる苗木購入と植え込みに要する経費（植樹地の造成は含まない）
◇補助金の額
知事が必要と認めた経費の2分の1以内の額

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 893

都道府県名 奈良県　区市町村名 生駒市　人口 102,511

■条例等

	施行年月日
生駒市環境保全条例	88.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	☒5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　すべての市民が健康で文化的な生活を営む上で、良好な環境が重要であるという考えから、良好な環境を確保する施策の基本となる事項を定めたもの
◇緑化計画の策定
　市長は、緑化の推進を図るため、総合的な緑化計画を策定しなければならない
◆緑を創る
◇緑化協定の締結
　市長は、緑化の推進を図る必要があると認められる土地について、当該所有者などに対し、当該土地の緑化のため必要な事項を内容とする協定を締結することができる
◆緑を守る
◇保護樹木等の指定
　市長は、良好な自然環境を保全し、育成するために、市民に広く親しまれ、又は由緒由来がある樹木又は樹林を、所有者などの同意を得て保護樹木又は保護樹林として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
　何人も、保護樹木等を伐採し、損傷し、又はその他その保護に影響を及ぼす行為をしてはならない
◇氏名の公表
　本条例中の規定による措置命令に従わなかった場合においては、その者の氏名その他必要な事項を公表することができる
◇助成
　市長は、緑化の推進及び保護樹木等の保護に関し、一定の基準に基づき必要な助成をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 894

都道府県名 奈良県　区市町村名 斑鳩町　人口 28,139

■条例等

	施行年月日
斑鳩町緑の保全と緑化推進要綱	74.10.1

■関連する規則等

斑鳩町宅地造成事業等に関する指導要綱

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☒ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☒ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☒ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
町民総ぐるみで緑の保全と緑化の推進を図り、より良い生活環境を維持するとともに、斑鳩町の恵まれた風土の保全をすすめる上で必要な事項を定めたもの

◇事業
町は、緑地保全と緑化推進を図るため、次の事業を行うものとする
(1) 知識の普及および、思想の高揚をはかるための広報宣伝
(2) 公共施設等の緑化事業
(3) 記念植樹行事の推進並びに助成
(4) その他緑化推進に必要な施策の実施

◇緑化義務
開発行為をしようとする者は、自然緑地を残すほか、開発に関する諸法令等に定める基準により、公園緑地若しくは植栽地を確保し、整備しなければならない

◇協定の締結
町長は、事業活動を営む企業の空き地、開発行為を行おうとする区域及び、緑の保全と緑化の推進が必要と認める地域について、効果的な緑化を図るため、当該事業者は、地域住民と緑化推進に関する協定を締結するよう努めるものとする

◇開発・建築行為の制限
開発行為をしようとする者は、斑鳩町宅地造成事業等に関する指導要綱の規定に基づき、当該緑化計画に関する図書を添えて町に事前協議するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 895

都道府県名 奈良県　区市町村名 斑鳩町　人口 28,139

■条例等

	施行年月日
斑鳩町緑化推進記念樹交付規程	75.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
斑鳩町のすぐれた風致景観と緑地の保全を図り、住環境の緑化に資するため、町民が行う緑化推進行事に対し、予算の範囲内において記念樹を交付することについて定めたもの
◇記念植樹における記念の種別
この規程において「記念植樹」とは町民が出生、結婚、入学、就職及び家屋の新築に際し、これらを記念して斑鳩町内において行う植樹行為をいう　又、記念樹の樹種は、町長が別に定めるものとし、交付は1本1種とする
◇町民の責務
記念樹の交付を受けて植樹した者は、表示板を設置し、伐採など廃棄処分をすることのないよう努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 896

都道府県名 奈良県　区市町村名 安堵町　人口 8,932

■条例等

	施行年月日
安堵村緑の保全と緑化推進要綱	73.12.20

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	☐5．屋上・壁面緑化	☐6．室内緑化	☐7．その他	☐8．努力規定
B.緑を守る	☐1．開発制限	☐2．樹木保存	☐3．樹林地保全	☐4．水辺保全
	☐5．生物保全	☐6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	☐1．農園的利用	☐2．公園的利用	☐3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☐1．補助金の交付	☐2．税の減免	☐3．技術的な援助	☐4．団体活動の支援
	☐5．建築規制の緩和	☐6．緑化材料の配布	☐7．基金の運用	☐8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☐2．採取・損傷の制限	☐3．罰則規定	☐4．緑化義務
	☒5．公園・緑地の提供	☐6．その他		
C.その他	☐1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	☐4．土地の買取り
	☐5．土地の貸借	☐6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
住民の自覚と協力によって、緑地の保全と緑化の推進を図り、よりよい生活環境を維持する上で必要な施策について定めたもの
◇対象の指定
この要綱における「事業活動を営む企業」とは、現に操業している企業又は操業しようとする企業で敷地面積が1000㎡以上の企業をいい、開発行為をしようとする者」とは、5000㎡以上の宅地の造成など土地形質の変更をしようとする者をいう
◇事業
緑地保全と緑化推進を図るため次の事業を行うものとする
(1) 知識の普及及び思想の高揚
(2) 記念植樹事業の推進（出生、入学、卒業、就職、結婚等）
(3) 工場、宅地、開発事業者との緑化協定の締結
(4) 公共施設等の環境緑化
(5) その他必要な施策の実施
◆緑を創る
◇植栽地の提供
宅地の造成など土地形質の変更をしようとする者は、自然緑地を残すほか、開発面積の10%以上を植栽地として、整備するものとする　又、当該造成地内に歩道を附帯する道路を設けるときは、街路樹を植栽するものとする
◇緑化協定の締結
事業活動を営む企業の空き地、開発行為をしようとする区域及び必要な地域について効果的な緑化を図るため、当該事業者又は地域住民と緑化推進に関する協定を締結するよう努めるものとする
◆緑を守る
◇開発・建築行為の制限

開発行為をしようとする者は、行為着手の30日前までにその旨届出なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 897

都道府県名 和歌山県　区市町村名 和歌山市　人口 400,207

■条例等

	施行年月日
和歌山市緑を守る条例	73.3.31

■関連する規則等

和歌山市緑を守る条例施行規則	73.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な自然環境のもとで、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために、市と市民が一体となり、緑の保全と緑化の推進を図るために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画の策定
市長は、緑の保全と緑化の推進を図るため、審議会の意見を聞き、緑化計画を策定し、その実施に努めなければならない
◇緑化協定の締結
一定の区域の緑化を推進するため、区域内の土地及び建築物の所有権者及び賃借権者全員の合意により、当該区域の緑化に関する協定を締結することができる
◆緑を守る
◇保存緑の指定
市長は、次に定める基準に該当する緑のうち、良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するために、特に必要があると認めるものを、保存を必要とする緑として指定することができる
木竹　・幹の周囲が1m
　　・高さが10m
　　・株立ちしたもので、高さが2.5m
　　・はん登性のもので、枝葉面積が30㎡
木竹の集団　・土地面積が300㎡
　　・生け垣をなすもので、その長さが30m
◇助成金の交付
市長は、保存緑の保存に関し、必要があると認めるときは、当該費用の一部を予算の範囲内で補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 898

都道府県名 和歌山県　区市町村名 和歌山市　人口 400,207

■条例等

	施行年月日
和歌山市みどり大岩基金条例	80.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☒ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☒ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の推進を図るために設置する和歌山市みどり大岩基金について、必要な事項を定めたもの
◇基金の額
基金の額は1000万円とする
◇基金の運用
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、緑化推進事業の経費に充てるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 899

都道府県名 和歌山県　区市町村名 白浜町　人口 19,302

■条例等　　施行年月日

白浜町緑をつくり守る条例　77.9.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑をつくり緑を守ることによって、緑あふれる町をつくるために必要な事項を定めたもの
◇空き地等の緑化
空き地等の占有者は、当該空き地に樹木草花を植栽し、自ら緑化の推進に努めなければならない
◇指定緑地
町長は、道路沿いの空き地等について緑化する必要があると認めたときは、その区域を指定することができる
◇指定緑地における行為の制限
指定緑地において、その占有者は、建築・開発行為を行う場合、あらかじめ町長にその内容を届け出なければならない
◇生け垣の奨励
町長は、宅地の周辺を生け垣とするよう奨励措置を講じるものとする
◇保存樹林の指定
町長は、良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため、特に必要があると認めたときは、樹木又は樹林を保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇助成
町長は、この条例の目的を達成するため、規則で定めるところにより必要な助成措置を講ずるものとする
◇表彰
町長は、緑をつくり緑を守るための自主活動が顕著であると認めたものについて表彰することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 900

都道府県名 鳥取県　区市町村名 鳥取市　人口 142,444

■条例等

鳥取市自然保護及び環境保全条例	施行年月日 72.10.13

■関連する規則等

鳥取市自然保護及び環境保全条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然の保護と生活環境の保全に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇修景緑化街区の指定
市長は、修景緑化を推進する必要があると認める街区について、当該地域住民の意見を尊重し、鳥取市環境保全審議会の意見を聞いて修景緑化街区に指定することができる
市は、修景緑化街区に街路樹の植栽、花壇、照明灯修景のための施設を整備するものとする
修景緑化街区に建築物等施設を設置しているもの、又は設置しようとするものは、樹木、草花の植栽と花壇による花木づくりに努めるとともに、市が行う事業に協力しなければならない
◆緑を守る
◇保護地区の指定
(1) 自然緑地保護地区　原生林及び自然を残すために必要な地区
(2) 景観保護地区　景観地等市域内に自然風物を残すために保護することが必要な地区
(3) 動植物保護地区　野生動物の生息地又は野生植物の生息地であって、これらの保護又は繁殖を図るため必要な動植物とその地区
◇採取・損傷の制限
何人も自然緑地保護地区及び景観保護地区において現状を破壊し、又は樹木のき損、伐採等その自然を損なう行為をしてはならない
何人も動植物保護地域において保護動植物の捕獲、採取、き損又はその卵を採取してはならない
自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、関係該当者に対し指導助言又は勧告をすることができる
◇保存樹木等の指定
良好な自然環境の確保及び地域の美観風致を維持するため保存することを必要と認める樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林として指定できる

◇協定の締結
　環境保全に関し必要と認めるときは、事業者と公害防止、環境保全に関する協定を締結することができる
◇補助金の交付
　自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、資金の斡旋並びにその費用の一部を補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 901

都道府県名 鳥取県　区市町村名 米子市　人口 132,481

■条例等　　施行年月日

米子境港都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築基準法の規定に基づき、米子境港都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関し必要な事項を定めたもの
◇対象の指定
この条例は、錦海団地地区整備計画区域及び米子駅前西地区地区整備計画地域の区域に適用する
◇開発・建築行為の制限
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、基準により、最高で100分の40、最低で100分の12以下でなければならない
建築物の建ぺい率は10分の7を超えてはならない
建築物の敷地面積は、基準により、最高で750m²、最低で160m²を超えてはならない
建築物の高さは、10mを超えてはならない
建築物の外壁から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、基準により、最高で5m、最低で1m以上とるものとする
垣、柵又は塀の道路境界側の構造は、錦海団地地区整備計画区域においては生け垣又は高さ0.6m以下の基礎部分の上に開放的なフェンスを施したもの又は当該基礎部分と植栽を組み合わせたものとし、米子駅前西地区地区整備計画地域においては、コンクリートブロック造りその他これに類するもの以外のものとする
◇罰則規定
規定に違反した建築物の建築主、設計者、工事施工者、所有者、管理者等に対し、20万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 902

都道府県名 鳥取県　区市町村名 倉吉市　人口 51,395

■条例等

	施行年月日
倉吉市の緑を守り育てる条例	85.5.1

■関連する規則等

倉吉市の緑を守り育てる条例施行規則	85.5.1
倉吉市緑化推進事業費補助金交付要綱	85.9.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保全及び緑化の推進に関し、必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化基本計画の作成
市長は緑化基本計画を作成し、その実施に努めなければならない
◇緑化区域の指定
緑化の推進に必要な区域を、区域住民の意見を聞き、緑化区域として指定できる
緑化区域を指定したときは、緑化基本計画に基づく緑化計画を作成し、実施に努めなければならない
◇生け垣設置
次の基準による生け垣の設置に対して補助金を交付する
(1) 個人の住宅用地、事業所用地又は民営の駐車場用地の周囲の全部又は一部に設置するもの
(2) ブロック塀その他通風が悪い構造物の内側に設置する生け垣については、そのブロック塀の高さが50cm以上でないこと
(3) 樹木は概ね高さ50cm以上、幅20cm以上、植栽延長5m以上とし、1m当たり2本以上の連続植栽であること
(4) 樹木は、生け垣設置に適した樹木であり、かつ健全な樹木であること
(5) 生け垣として5年以上管理育成するものであること
◇助成金の交付
緑の保全及び緑化の推進に関し、必要と認めるときは、指導、助言若しくは勧告を行い、又は、予算の範囲内において必要な助成を行うことができる
補助金の額は、事業に要する経費の3分の1以内の額とし、次に定める額を超えない範囲内とする
緑化区域1箇所につき3万円
生け垣設置1箇所につき　5m以上10m以下のもの1万円、10m以上のもの3万円
その他1事業につき1万円

◆緑を守る

◇保存樹等の指定

次の何れかに該当し、健全で、かつ自然環境上保護を必要とする樹木等を保存樹等として指定できる

保存樹　(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であるもの
(2) 高さが15m以上であるもの
(3) 株立ちした樹木で幹の根回りが1.5m以上、高さが3m以上であるもの
(4) はん登性樹木で枝葉の面積が20㎡以上であるもの
(5) 当市の植生環境上貴重な樹木で保護を必要とするもの

保存林　(1) 樹林の存する土地の面積が面積が500㎡以上であるもの
(2) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが30m以上であるもの

所有者は保存樹等の形態を変更し、又は除去しようとするとき、あるいは滅失又は枯死したときは、事前にその旨を市長に届け出なければならない

◇助成金の交付

補助金の額は、事業に要する経費の3分の1以内の額とし、次に定める額を超えない範囲内とする

保存樹1本につき5000円

保存林1箇所につき1万円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 903

都道府県名 鳥取県　区市町村名 倉吉市　人口 51,395

■条例等

	施行年月日
倉吉市の緑を守り育てる基金条例	85.5.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の賃借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地方自治法の規定に基づき、倉吉市の緑を守り育てる基金の設置について定めたもの
◇基金の運用
基金として積み立てる額は、予算で定める額とする
基金の運用から生ずる収益金は、倉吉市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする
基金は、緑を守り育てるため必要あるときは、その全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 904

都道府県名 島根県　区市町村名 松江市　人口 141,196

■条例等

	施行年月日
松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例	74.11.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
松江市における緑地の保全、緑化の推進と自然環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図るとともに、自然環境の保全を目的とする他の法令と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的と定めたもの

◇自然環境保全地区の指定
市長は以下のものを自然環境保全地区として指定することができる
(1) 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有する区域
(2) 風致又は景観がすぐれ若しくは景勝地等で市民の健全な生活環境を維持するため必要な区域
(3) すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域
(4) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域
(5) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

◇開発・建築行為の制限
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築は行為の届け出をせねばならない

◇損傷の制限
木竹の伐採は行為の届け出をせねばならない

◇協定の締結
市長は緑地及び自然環境の破壊防止、植生の回復その他緑地及び自然環境の保全のため必要な事項を内容とする協定を締結することができる

◇土地の買取り
市長は、緑地及び自然環境の保全のため必要と認めるときは土地の買取りができる

◇補助金の交付

市長は、緑地及び自然環境の保全のため必要と認めるときは資金のあっせん及びその費用の一部を補助することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 905

都道府県名 島根県　区市町村名 出雲市　人口 83,535

■条例等

	施行年月日
出雲市生け垣設置奨励金交付要綱	83.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市内の用途地域内において生け垣の設置を行う者に対する奨励金の交付について、必要な事項を定めたもの
◇生け垣の基準
(1) 個人住宅において新しく生け垣を設置する場合、又は既設のブロック塀等を生け垣に改良するものであること
(2) 生け垣用樹木は列状に並び、外部から眺望できる部分の高さがおおむね1.2m以上で、かつ植栽本数は延長2mに当たり4本以上であること
(3) 植栽する樹木については、市の奨励木で健全な苗木であること
(4) 生け垣用樹木の基礎部分の構造物の高さは、おおむね0.6m以下であること
(5) 生け垣は、公道に面し、延長3m以上であること
(6) この要綱により奨励金の交付の受け後5年間は、生け垣として活用できるものであること
◇補助金の交付
苗木代の1m当たり平均単価（4800円）に実施行延長を乗じたものの1/2を交付する
一個人住宅の場合は公道に面した延長は最大みても20m位と推定される
従って1m当×4800円×20m×1/2＝4万8千円を限度額として設定する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 906

都道府県名 広島県　区市町村名 広島市　人口 1,071,898

■条例等

	施行年月日
広島市宅地開発指導要綱	90.2.15

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
秩序ある宅地開発と都市環境の整備を図るために、宅地開発の指導に関し必要な事項を定めたもの
◇公園等の緑化
宅地開発に当たっては、安全かつ有効に利用できる公園及び緑地を計画させるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 907

都道府県名 広島県　区市町村名 広島市　人口 1,071,898

■条例等　　施行年月日

広島市東部流通業務団地緑化基準　　86.4.17

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な市街地環境の形成と臨海地域の景観向上を目的とした、広島東部流通業務団地に立地する事業場の用地の緑化に関し必要な事項を定めたもの
◇緑化義務
団地内のそれぞれの所有者に区分される土地について、敷地の18%以上の緑化面積を確保すること
◇植栽にあたっての基準
樹木等の植栽にあたっては、次の各号に適合するよう努めるものとする
(1) 10㎡当たり高木が1本以上あること
(2) 20㎡当たり高木が1本以上及び低木が20本以上あること
(3) 低木又は芝その他の地被植物で表面が覆われていること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 908

都道府県名 広島県　区市町村名 広島市　人口 1,071,898

■条例等

	施行年月日
民間施設緑化奨励補助金交付要綱	81.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
民有地の緑化を推進するため、緑化基金の設置並びに基金に関する規定に基づき、民間施設の緑化事業を行う者に対して、予算の範囲内で当該緑化事業に要する費用につき、補助金を交付することについて、必要な事項を定めたもの

◇交付の対象となる施設
本市の都市計画区域内に所在し、独立の敷地を有する民間の施設で、次の各号に掲げるものとする
(1) 学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校のうち私立のもの
(2) 社会福祉事業法に規定する事業を行うことを目的とする私立の社会福祉施設
(3) 民法の規定に基づき設立した公益法人が設置管理する公益的施設

◇補助金の交付対象者
補助金は、上に掲げる施設の所有者、経営者等で、当該施設の緑化事業を行うものに対して交付する

◇補助金の額
(1) 交付の対象となる施設の (1) 及び (2) に掲げる施設の緑化事業については、当該緑化事業に要する費用の2分の1の額とし、かつ、一つの施設につき300万円を限度とする
(2) 交付の対象となる施設の (2) に掲げる施設の緑化事業については、500万円を限度として当該緑化事業に要する費用の全額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 909

都道府県名 広島県　区市町村名 広島市　人口 1,071,898

■条例等　　施行年月日

緑化基金の設置並びに基金に関する規定　　80.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな文化都市づくりの一環として、民有地緑化の促進を図るために設置する緑化基金について、必要な事項を定めたもの
◇基金の額
基金の額は2億円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 910

都道府県名 広島県　区市町村名 広島市　人口 1,071,898

■条例等　　施行年月日

広島市環境保健事業功労者等の表彰実施要領　86.11.17

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
多年にわたり環境保健事業のため献身的活動を続け、その功績が特に顕著である者及び他の模範とすべき優良な団体等の表彰に関して必要な事項を定めたもの
◇表彰の対象
(1) 公衆衛生事業功労
(2) 地区衛生組織活動功労
(3) 環境衛生事業功労
(4) 環境美化協力功労
(5) 動物保護管理事業功労

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 911

都道府県名 広島県　区市町村名 広島市　人口 1,071,898

■条例等

	施行年月日
広島市優秀緑化施設表彰実施要綱	78.5.20

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	☒8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市街地の環境改善に貢献すると認められる緑化施設を表彰するに際して必要な事項を定めたもの
◇表彰の対象
　表彰の対象は、広島市域内にあって敷地の一部を緑化し、又は造園してつくられた緑化施設で、市民が容易に接することのできるような解放性に富み、維持管理が優秀なものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 912

都道府県名 広島県　区市町村名 広島市　人口 1,071,898

■条例等　　施行年月日

平成3年度みどりの作文コンクール実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
みどりに対する意識の普及、啓発を図るために実施する、みどりの作文コンクールについて定めたもの
◇応募対象者
広島市の小・中学生

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 913

都道府県名 広島県　区市町村名 広島市　人口 1,071,898

■条例等　　施行年月日

「みどりの日」記念行事実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
「みどりの日」を記念して、植物公園において開催される各種行事の実施について定めたもの
◇種苗の無料配布
観葉植物の苗　600鉢
ダリアの苗　200鉢
マーガレットの苗　200鉢
サクラソウの苗　200鉢
計1200鉢を入園者に無料で配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 914

都道府県名 広島県　区市町村名 広島市　人口 1,071,898

■条例等　　施行年月日

「'91花と緑のまつり」実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☒6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
花や緑に関する知識の普及や意識の啓発を図り、都市緑化事業に対する市民の方々の理解と参加を促進するために開催する、「'91花と緑のまつり」について定めたもの
◇苗木・花苗のプレゼント
サザンカ等苗木及びチューリップ等花苗を無料で配布する
◇みどりの相談所
みどりの相談所を開設して、樹木の選び方、植栽の方法、施肥、病害虫防除等の花や緑に関する質問や相談に応じる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 915

都道府県名 広島県　区市町村名 広島市　人口 1,071,898

■条例等　　施行年月日

「'91秋のグリーンフェア」実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☒ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☒ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☒ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
広島市及び財団法人広島市公園協会が、「都市緑化月間」に合わせ、民間団体の参加と協力を得て開催する「秋のグリーンフェア」について定めたもの
◇苗木・花苗のプレゼント
ツバキ、ハボタン、キク等の苗を無料で配布する
◇みどりの相談所
みどりの相談所を開設して、樹木の選び方、植栽の方法、施肥、病害虫防除等の花や緑に関する質問や相談に応じる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 916

都道府県名 広島県　区市町村名 三原市　人口 84,421

■条例等　　施行年月日

三原市樹苗払下分譲要領　　70.10.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
三原市の「みどりの町づくり」を進めるため、市営苗ほにおいて生産、育成した樹苗を払い下げ及び分譲するために必要な事項を定めたもの
◇緑化材料の配布
三原市内に新築した人に新築記念樹、結婚して三原市に住む人に結婚記念樹、又誕生し三原市内に住む子供に誕生記念樹を各々1本ずつ無償で贈呈する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 917

都道府県名 広島県　区市町村名 尾道市　人口 97,624

■条例等　　施行年月日

尾道市の自然環境を守る条例　　74.5.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な自然環境のもとで、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むため、尾道市の自然環境を保護し、市域の緑化を推進し、そのことに関して必要な事項を定めたもの
◇保護地区等の指定
市長は、市民の生活に必要と認められる自然環境を保護するため、保護地区又は保護樹木を指定することができる
保護地区等の区分は次の通りとする
(1) 自然保護地区　樹林、渓谷、河川、池沼及び草原の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため保護することが必要な地区
(2) 生物保護地区　野生動物の生息地又は植物の生育地であって、動植物の保護又は繁殖を図るため保護することが必要な地区
(3) 景観樹林保護地区　市街地又はその周辺の景観樹林の所在する地域であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するため保護することが必要な地区
(4) 保護樹木　市街地又はその周辺に所在する美観風致を維持するため保護することが必要な樹木
◇保護地区等内の行為の制限等
保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない
(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること
(2) 木竹を伐採すること
(3) 水面を埋め立てること
(4) 宅地を造成し、土地を開墾し、又はその土地の形質を変更すること
◇生物保護地区内の行為の制限
何人も、生物保護地区内においては、市長が指定する動植物を採取若しくは損傷してはならない
◇緑化協定の締結

市民及び事業者は、一定区域の緑化を推進するため、あらかじめ市長と協議し、当該区域内の全員の合意により、緑化協定を締結することができる

◇助成

市長は、保護地区等内における自然環境を保護するため及び市域の緑化を推進するため必要と認めるときは、規則で定めるところにより、必要な助成措置を講ずることができる

◇罰則規定

保護地区等内において制限されている行為を届け出ることなく行い、市長にその行為の停止、計画の変更、原状の回復等を命令されたにも関わらずそれに従わなかった者は、5万円以下の罰金に処す

生物保護地区内において、動植物を採取若しくは損傷した者は、5万円以下の罰金に処す

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 918

都道府県名 広島県　区市町村名 福山市　人口 370,859

■条例等　　施行年月日

都市緑化運動における功労者の表彰実施要綱

■関連する規則等

.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　☒8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

都市緑化の推進及び保全美化に関し,特に著しい功績のあった民間団体又は個人に対する表彰について定めたもの

◇表彰の対象

(1) 都市緑化の保全、美化について顕著な功績のあった民間の団体又は個人

(2) 地方公共団体に対し緑化用地及び緑化施設を提供した民間の団体又は個人

(3) その他都市緑化事業の推進に顕著な功績のあった機関、団体又は個人

◇表彰の基準

(1) 都市緑化の保全、美化については作業従事年数5年以上、作業回数、団体は月3回以上、個人は週1回以上とする

(2) 緑地用地の提供者については、300m²以上の土地を寄付又は3年以上無償貸与していること

(3) 緑化施設の提供者については、50万円以上相当、団体にあっては、100万円以上相当の施設を寄付していること

(4) 緑化祭の開催、市民の森の造成等都市緑化の推進に顕著な功績のあった民間の団体又は個人

(5) その他緑化事業の推進に顕著な功績のあった機関、団体又は個人

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 919

都道府県名 広島県　区市町村名 大野町　人口 25,032

■条例等

	施行年月日
大野町コミュニティ農園設置運営要綱	80.5.13

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	☒1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	☒8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	☒5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
町内の休耕されている農園地等を有効に利用し、農地を持たない町民が自然に親しみ、生産の喜びを体験することにより健康で情操豊かな町民として成長することを目的として設置されたコミュニティ農園の運営について必要の事項を定めたもの

◇入園の申し込み
農園に入園しようとする者は、毎年委員会が定める期間内に入園申請書により委員会に申し込むものとする

◇入園面積
農園の入園面積は1世帯当たり1区画20㎡とする

◇入園料
入園料は1区画年額2000円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 920

都道府県名 山口県　区市町村名 下関市　人口 255,042

■条例等

	施行年月日
下関市環境保全条例	75.9.23

■関連する規則等

.下関市環境保全条例施行規則	.75.9.23
.下関市環境保全条例の施行期日を定める規則	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　下関市民の良好な環境を保全するため、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めたもの
◇施策の策定
　市長は、市民の良好な環境を保全するため、必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する
◇保存樹等の指定
　市長は、良好な環境を保全するため、必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木又は樹木の集団を、その所有者の同意を得て保存樹又は保存樹林として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
　500㎡以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない
◇罰則規定
　市長は、上記の規定に違反する者に対し、当該開発行為の停止、計画の変更など必要な措置をとることができる　また、この規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 921

都道府県名 山口県　区市町村名 宇部市　人口 172,288

■条例等　　施行年月日

宇部市花壇コンクール実施要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
街を花でうずめて美しく住み良い郷土をつくる目的で行う宇部市花壇コンクールについて必要な事項を定めたもの
◇対象団体の指定
対象となる団体は、町内会、子供会、商店街などの地域グループ、会社、工場、駅、事業所などの職域グループ及び、幼・小・中・高校といった学校グループの3団体とする
◇参加資格
(1) 町内会、子供会、商店街はグループ、会社、工場、学校は職域ごと
(2) 花壇は面積30㎡以上
(3) 参加申込を行った団体であること
◇表彰
表彰は春秋2回行い、最優秀、優秀、優良、奨励賞などをあたえる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 922

都道府県名 山口県　区市町村名 宇部市　人口 172,288

■条例等　　施行年月日

花いっぱい運動個人功労者選考要領

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　花いっぱい運動個人功労者選考委員会の推薦を得て行われる、花いっぱい運動個人功労者への表彰について定めたもの
◇対象者の指定
　花いっぱい運動推進のため、多年（3年以上）にわたり団体の中心となり、またはかげの力となって努力し、その成果をあげた者
◇受賞者の選考
　(1) 花いっぱい運動に尽力し、選考委員の推進した者
　(2) 花壇コンクール受賞団体または過去受賞を受け、引き続きコンクールに参加している団体から推薦されたものを選考委員会で選考する
◇表彰
　(1) 毎年秋の花壇コンクールの表彰式の際、あわせて行う
　(2) 受賞者には感謝状と功労章（バッチ）を贈呈する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 923

都道府県名 山口県　区市町村名 山口市　人口 127,725

■条例等

	施行年月日
山口市環境保全条例	82.12.1

■関連する規則等

山口市環境保全条例施行規則	82.12.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、並びに環境保全に関する施策の基本となる事項その他必要な事項を定めたもの

◇保存樹等の指定
市長は、良好な環境を保全するために必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木又は樹林の集団を、その所有者の同意を得て、保存樹又は保存樹林として指定することができる

◇開発・建築行為の制限
1000㎡以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない

◇違反の公表
市長は、本条例の規定に従わず、良好な環境の保全上好ましくない状態にあると認めるとき、または好ましくない状態になるおそれがあると認めるときは、関係者に対し期限を定めて必要な措置をとるべきことを命じることができる　また、この命令に従わない者があった場合において、その事実を公表することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 924

都道府県名 山口県　区市町村名 萩市　人口 49,497

■条例等

	施行年月日
萩市緑を守る条例	73.7.1

■関連する規則等

萩市緑を守る条例施行規則	73.7.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☒4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
萩市民が良好な自然環境のもとで、健康で快適な生活を営むため、緑の保護と緑化の推進を行う上で必要となる事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
建築物その他の工作物の建築の用に供する目的で行う1000㎡以上の土地の区画形質の変更をしようとするものは、あらかじめ緑化計画書を市長に提出しなければならない
◆緑を守る
◇保存樹等の指定
市長は、一定の基準に該当する樹木又はその集団のうち良好な自然環境を維持するため必要があると認めるものを、萩市観光審議会の意見を聞き、その所有者又は管理者の同意を得て、保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇開発・建築行為の制限
所有者等は保存樹等の伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめ市長に届け出るものとする
◇補助金の交付
市長は、保存樹木等の保存に関し必要があると認めたときは、予算の範囲内において次のように補助金を交付することができる
(1) 保存樹木等の病虫害防除に要する経費の2分の1以内の額
(2) 保存樹木等の保全に要する経費の2分の1以内の額

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 925

都道府県名 山口県　区市町村名 徳山市　人口 109,073

■条例等　　施行年月日

潤いのある緑のまちづくり基金条例　88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地方自治法の規定に基づき、徳山市の緑化推進事業の財源とするために設置する、潤いのある緑のまちづくり基金に関して必要事項を定めたもの
◇積立
基金として積み立てる額は、事業の趣旨に添う寄付金及び予算で定める額による
◇処分
基金は、事業に要する費用に充てる場合に限り、その一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 926

都道府県名 山口県　区市町村名 徳山市　人口 109,073

■条例等　　施行年月日

徳山市緑化樹等交付要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
第2次緑と花のまち建設計画に基づくグリーン・コミュニティ計画の円滑な推進を図るために必要な事項を定めたもの
◇緑化材料の配布
市長は、グリーン・コミュニティ計画を実施しようとする団体には予算の範囲内において必要に応じ、緑化樹及び資材を交付する
◇交付対象の指定
交付の対象となる実施団体は、次に掲げる要件を具備していなければならない
(1) 地縁的な団体であること
(2) 緑化樹等の植栽可能な公共用地、あるいはこれに準ずる用地が周辺に存在すること
(3) 植栽後における緑化樹等の管理がなされる団体であること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 927

都道府県名 山口県　区市町村名 防府市　人口 119,599

■条例等

	施行年月日
防府市環境保全条例	76.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	☒ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全	□ 5．生物保全	□ 6．その他	☒ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他					

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために法令及び山口県条例に定めのあるものを除くほか、防府市内における環境の保全に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項その他遵守すべき事項を定めたもの
◇保全の方針
市長は、緑化の推進、樹木の保護、その他自然環境の保全に努めなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 928

都道府県名 山口県　区市町村名 下松市　人口 54,505

■条例等

	施行年月日
下松市緑化条例	72.10.2

■関連する規則等

.下松市樹木等の保存に関する条例	.72.10.2
.下松市樹木等の保存に関する条例施行規則	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の保存と造成を図り、下松市総合計画基本構想に定める緑と花の町づくりを進める上で必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑化基本計画の策定
市長は、本条例の目的を達成するため、下松市緑化審議会の意見を聞き、緑化基本計画を策定し、その実施に努めるものとする
◇花いっぱい運動
市長は、花いっぱい運動に対し、必要な助成を行うものとする
◇緑化運動
市長は、市民が誕生、成人、結婚などを記念して行う植樹又は各種団体などが行う植樹の運動を助長するため、当該植樹の場所を設置するなど必要な措置を講ずるものとする
◆緑を守る
◇伐採しない市有林の指定
市長は、林野委員会及び下松市緑化審議会の意見を聞き、市有林について一定の伐採しない林野を指定することができる
◇保存樹木等の指定
市長は上記に定めるもののほか、良好な環境を確保し、又は美観風致を維持するため、一定の基準により、樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林として指定することができる
◇補助金の交付
市長は、保存樹木等の保存に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助することができる
◇開発・建築行為の制限
所有者は、保存樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出るものとする

◇協定の締結

市長は、環境保存上必要と認めるときは、緑地の保全に関し宅地造成業者と協定を結ぶものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 929

都道府県名 山口県　区市町村名 小野田市　人口 45,963

■条例等　　施行年月日

小野田市環境保全条例　74.10.8

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な生活環境を確保することを目的とし、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めたもの
◇施策の策定
市長は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な生活環境に関する施策を策定するものとする
◇開発行為の制限
開発行為を行おうとする者は、法令に特別な定めがある場合を除くほか、小野田市土地開発行為の手続き等に関する条例の規定に基づき市長にその旨を届け出て承認を得なければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 930

都道府県名 山口県　区市町村名 光市　人口 47,757

■条例等

	施行年月日
光市の環境をよくする条例	73.12.24

■関連する規則等

光市の環境をよくする条例施行規則	74.7.8

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　きれいな水と空気、緑にあふれる自然を破壊と汚染から守り市民が健康で文化的な生活を営むことができる都市環境の確保のため、自然を損なう行為を防止し環境保全の確保をする上で必要となる事項を定めたもの
◇違反の公表
　市長は、本条例の規定に従わず市民の健康保護若しくは生活環境の保全上好ましくない状態にあると認めまたは好ましくない状態になるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し期限を定めて必要な措置をとるべきことを命じることができる　また、この命令に従わない者があった場合、その事実の内容を公表することができる
◆緑を創る
◇緑化基本方針の策定
　市長は、自然の回復と保全を図るため郷土の自然に順応した樹木を取り入れた緑化基本方針を定め、計画的な都市緑化の推進に努めなければならない
◆緑を守る
◇保全地域の指定
　市長は、自然環境の保全を図るため必要があると認めるときは法令などに基づくものを除き、次のように保全地域を指定し貴重な自然環境の保存、保護に努めるものとする
　(1) 原生自然環境保全地域　自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態が維持されており、かつ自然の法則と教訓を後生に残すべき貴重な資産であると認められる地域
　(2) 自然環境保全地域　自然環境が豊かに残されている区域の中から森林、渓谷などで良好な自然環境を形成している地域
◇開発・建築行為の制限
　地域内において、建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転や樹木の伐採などの行為をしようとするものは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない

◇補助金の交付

市長は、指定地域の保全に必要があると認めるときは、予算の範囲内において所有者等に補助金の交付その他の援助をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 931

都道府県名 山口県　区市町村名 新南陽市　人口 33,219

■条例等

	施行年月日
新南陽市生垣設置奨励補助金交付要綱	84.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑あふれる潤いのある生活環境の確保と安全で快適な町づくりを推進するために生け垣の普及促進を図ることを目的とし、生け垣を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めたもの

◇補助金交付対象の指定

補助金の交付の対象は、都市計画区域内の居住の用に供する土地に次の各号に該当する生け垣を新南陽市に住所を有し、かつ、市税を完納している個人が新たに設置するものとする

(1) 公道又は隣地境界に面して設置するもので、生け垣の延長は5m以上とする

(2) 樹木の高さは80cm以上とする

(3) 樹木の本数は、生け垣の延長1m当たり3本以上とする　但し、薬張り40cm以上の樹木にあっては2本以上とする

(4) 樹種は、生け垣に適した樹木で他に害を及ぼすおそれのないものとする

(5) 樹木な四つ目垣又はこれに準ずるものにしろ縄等で結束するものとする

◇補助金の額

補助金の額は、生け垣の延長1m当たり2500円とし、5万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 932

都道府県名 山口県　区市町村名 新南陽市　人口 33,219

■条例等　　施行年月日

新南陽市都市緑化基金条例　　85.12.25

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の緑化意識の高揚を図るとともに、都市の緑化の推進を図るために設置数、新南陽市都市緑化基金に関して必要な事項を定めたもの
◇基金の額
基金の額は、1億円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 933

都道府県名 山口県　区市町村名 由宇町　人口 9,238

■条例等　　施行年月日

由宇町生垣設置補助金交付条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

緑豊かな住み良い環境づくりを推進し、緑の光に覆われた田園の街並みを後世に伝えるため、生け垣を設置するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めたもの

◇補助金交付対象の指定

補助金の交付の対象は、由宇町内で居住の用に供する土地に次の各号に該当する生け垣を新たに設置するものとする

(1) 公道又は隣地境界に面して設置する生け垣とする

(2) 樹木の高さは80cm以上とする

(3) 樹木の本数は、生け垣の延長1m当たり3本以上とする　但し、葉張り45cm以上の樹木にあっては2本以上とする

(4) 樹種は、生け垣に適した樹木で他に害を及ぼすおそれのないものとする

(5) 樹木な四つ目垣又はこれに準ずるものにしゆろ縄等で結束するものとする

◇補助金の額

補助金の額は、生け垣の設置に要した経費の2分の1以内とし、生け垣の延長1m当たり4000円とし、10万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 934

都道府県名 山口県　区市町村名 熊毛町　人口 16,082

■条例等

	施行年月日
熊毛町みどりの銀行推進要綱	81.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
熊毛都市計画の整備開発及び保全の方針により整備拡充される都市施設などが住民との心の通う施設であることを目指し、住民の協力を得てこれらの施設の緑化の推進を図ることを目的として設置する、熊毛町みどりの銀行に関して必要事項を定めたもの
◇寄付の申し出
熊毛町の住民で本要綱の趣旨に賛同しようとするものは、家庭庭園、山林などで生育する樹木等の寄付を申し出ることができる
◇寄付を受けた樹木等の管理
寄付を受けた樹木等は、寄付行為者の意思を尊重し善良な管理を行い、緑化を必要とする公共施設などへの定植を行うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 935

都道府県名 徳島県　区市町村名 徳島市　人口 260,782

■条例等　　施行年月日

徳島市生け垣設置奨励金交付要綱　　82.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
徳島市内の住宅用地等に生け垣を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で奨励金を交付するために必要な事項を定めたもの
◇生け垣の基準
奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する生け垣を設置するものとする
(1) 本市に居住する市民が、本市区域内の住宅用地又は事業所用地の周囲の全部又は一部に新しく設置するものであること
(2) 公衆用道路に面した部分の延長が5m以上のものであること
(3) 生け垣用樹木は、列状に並び外部から眺望できる部分の高さがおおむね70cm以下であること
(4) 生け垣用樹木の公衆用道路側の構造物の高さは、おおむね70cm以下であること
(5) 生け垣に適した樹木の健全な苗木を選んで植栽するものであること
(6) 5年間は、生け垣として活用すること
◇奨励金の額
生け垣の道路部分の延長に1m当たり2000円を乗じて得た額とし、工事に要した額が1m当たり2000円に満たないときは、生け垣の道路部分の延長にその1m当たりの工事に要した額を乗じて得た額とする
奨励金は、2万円をもってその限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 936

都道府県名 徳島県　区市町村名 徳島市　人口 260,782

■条例等

条例等	施行年月日
徳島市緑化条例	74.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の賃借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑に満ちた自然環境が、住民の健康で文化的な生活を確保する上においてきわめて重要であることにかんがみ、市と市民が一体となって樹木の保全育成に努めることにより、本市の緑化を推進するために必要な事項を定めたもの

◇緑化計画の策定
市長は、本市の緑化を推進するため、緑化計画を策定し、その実施に努めなければならない

◇保存樹木等の指定
市長は、次に定める基準に該当する樹木又は樹木の集団のうち、緑に満ちた自然環境の確保又は美観風致を維持するために特に必要があると認めるものを、保存樹木又は保存樹林として指定する
(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること
・1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上であること
・高さが10m以上であること
・株立ちした樹木で、高さが2.5m以上であること
・はん登性樹木で、枝葉の面積が20㎡以上であること
(2) 樹木の集団については、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れていること
・その集団の存する土地の面積が300㎡以上であること
・生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが25m以上であること

◇助成金等
市長は、所有者等に対し、保存樹木等の枯損の防止その他保全について、必要な助言及び援助をすることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 937

都道府県名 徳島県　区市町村名 徳島市　人口 260,782

■条例等

	施行年月日
徳島市水と緑の基金条例	86.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市の河川環境の向上及び都市緑化を総合的に推進するために設置する徳島市水と緑の基金について定めたもの
◇基金の運用
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、河川環境の向上及び都市緑化を図るための経費にあてるもののほか基金に編入するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 938

都道府県名 徳島県　区市町村名 松茂町　人口

■条例等

	施行年月日
松茂町緑化推進要綱	76.11.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	☒8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　生活環境の整備により公害のない、明るく住み良い田園都市を建設するため、緑化計画を樹立し、町ぐるみ植樹運動を展開し、植樹の奨励指導、緑化用樹木、苗木の斡旋、配布等の事業を実施するために必要な事項を定めたもの
◇基本計画の策定
　町長は、緑化推進協議会の意見を聞き、総合的な緑化計画を策定するものとする
　新たに公共施設、工場、住宅地等を造成しようとするときは、緑化計画を定め、町長に提出し、承認を受けなければならない
◇助言、指導、緑化材料の配布
　上記のような緑化計画の提出があったときは、必要に応じ指導助言を行い、又樹木の斡旋、苗木の交付等を行うものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 939

都道府県名 徳島県　区市町村名 松茂町　人口 12,891

■条例等　　施行年月日

松茂町まちづくり基金の設置及び管理に関する条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　緑と文化の薫り高い、ロマンに満ちたふるさとを創造するために設置するまちづくり基金について定めたもの
◇基金の額
　基金の額は、1億円とする
◇基金の運用
　基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上し、松茂町街づくり推進のために運用するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 940

都道府県名 香川県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等

	施行年月日
香川県における樹木の保存に関する要項	78.1.27

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な生活環境の保全と郷土の景観を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定めたもの
◇保存木の指定
知事は、良好な生活環境を保全するため、又は郷土の景観を維持するため、必要があると認めるときは、次に掲げる基準に該当する樹木又はその集団を香川の保存木として指定することができる
(1) 樹木は次のいずれかに該当し、健全な生育をしているものであること
・高性の木で地表からの高さが10m以上で地表から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
・株立ちした樹木は、地表からの高さが3m以上で地表から1.5mの高さにおける幹の周囲の和が2.5m以上であること
・低性の木で枝葉の広がりの占める面積が10㎡以上で樹齢が推定70年以上であること
・樹齢が推定70年以上あること
・珍しさにおいて特に優れているものであること
(2) 樹林は次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上優れていること
・その集団の存する土地の面積が500㎡以上であること
・並木をなす樹木の集団で、その集団が同一種類の樹木10本以上をもって構成されているものであること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 941

都道府県名 香川県　区市町村名 高松市　人口 328,626

■条例等

	施行年月日
高松市緑化条例	82.10.1

■関連する規則等

高松市緑化条例施行規則	82.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の町づくりを推進し、市民の健康で快適な生活を確保するために必要の事項を定めたもの
◇緑化計画の策定
市長は、緑の町づくりを推進するため、緑化計画を策定し、その実施に努めなければならない
◇緑化外区の指定
市長は、積極的に緑化を推進するため、市街地において、緑化街区を指定するものとする
◇緑化協定の締結
都市緑地保全法の規定に基づき、一定の区域の緑化を推進するため当該区域の関係者全員の合意により当該区域の緑化に関しての協定を締結することができる
◇補助金の交付
市長は、次の各号に掲げる者に対して、必要があると認めるときは、助言又は技術的援助を行うほか、予算の範囲内で助成することができる
(1) 緑化街区に指定された土地の所有者
(2) 緑化協定の対象となっている土地の所有者
(3) 次に定める基準に該当する生け垣を設置した者
◇生け垣の基準
(1) 公衆用道路に面しており、延長4m以上のものであること
(2) 生け垣用樹木は列状に並び、ガイ部から眺望できる部分の高さがおおむね0.5m以上であること
(3) 植栽本数は延長1m当たり2本以上であること
(4) 住宅を目的とした建物の敷地内に設置されるものであること
(5) 設置後5年以上活用できるもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 942

都道府県名 香川県　区市町村名 坂出市　人口 64,234

■条例等

	施行年月日
坂出市緑化条例	86.1.1

■関連する規則等

……	……
……	……
……	……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	☒ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	☒ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市と住民が一体となって緑の保全、回復に努めることにより、緑化の推進を図り、住民福祉の増進に寄与するために必要な事項を定めたもの
◇緑化計画の策定
　市長は、緑化の推進を図るために、緑化計画を策定し、その実施に努めなければならない
◇保存樹木等の指定
　市長は、良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木、樹林等を保存樹木、保存樹林として指定することができる
◇緑化街区の指定
　市長は、緑化を推進するため、市街地において、緑化街区を指定するものとする
◇補助金の交付
　市長は、次の各号に掲げる者に対して、必要があると認めるときは、助言又は技術的援助を行うほか、予算の範囲内で助成することができる
　(1) 緑化街区に指定された土地の所有者
　(2) 緑化協定の対象となっている土地の所有者
　(3) 規則で定める基準に該当する生け垣を設置した者

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 943

都道府県名 愛媛県　区市町村名 松山市　人口 452,057

■条例等　　施行年月日

松山市生け垣設置奨励金交付要綱　78.10.5

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
松山市内に生け垣の設置を行う者に対する奨励金の交付について、必要な事項を定めたもの
◇奨励金の交付対象者
奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する生け垣を本市区域内に設置するものとする
(1) 生け垣は、公衆用道路に面し、延長は5m以上であること
(2) 生け垣用樹木は、列状に並び外部から眺望できる部分の高さがおおむね0.45m以上であり、かつ、植栽本数は延長1m当り2本以上であること
(3) 生け垣用樹木の前面の構造物の高さは、おおむね1m以下であること
(4) 生け垣は、住宅を目的とした建物の用地内に設置される者であること
(5) この要綱により奨励金の交付を受けた後5年間は生け垣として活用できるものであること
◇奨励金の額
生け垣の延長に1m当り2000円を乗じて得た額とし、2万円を限度とする
生け垣設置に要する費用が1m当り2000円に満たないときは、その実費とし、2万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 944

都道府県名 愛媛県　区市町村名 松山市　人口 452,057

■条例等

	施行年月日
松山市緑のまちづくり奨励金等交付要綱	83.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	☒5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑のまちづくりを推進するため、松山市内に生け垣、街の期又はツタを設置若しくは植栽する者に対する奨励金又はツタ苗の交付について、必要な事項を定めたもの

◇奨励の対象
奨励金等は、次の各号に掲げるとおりとし、市長は当該各号の要件を満たす生け垣等を本市区域内に設置又は植栽する者に対し予算の範囲内で交付する

(1) 生け垣奨励金
・生け垣は、公衆用道路に面し、延長は3m以上であること
・生け垣用樹木は列状に並び、外部から眺望できる部分の高さが、おおむね0.45m以上であり、かつ、植栽本数は延長1m当り2本以上であること
・生け垣用樹木の前面の構造物の高さは、おおむね1m以下であること
・生け垣は、住宅地又は、事業所用地内に設置されるものであること

(2) 街の木奨励金
・街の木は、住宅用地又は事業所用地内で道路その他の公衆が利用する場所から眺望できる場所に植栽されるものであること
・街の木は、当該地区で選定されたものであること

(3) ツタ苗
・住宅又は事業所の石垣、ブロック塀、コンクリート壁等に植栽するものであること
・外部から眺望できるものであること

◇奨励金の額
生け垣奨励金の額は、生け垣の延長に1m当り2000円を乗じ得た額とし、2万円を限度とする
街の木奨励金の額は、植栽に要する費用の2分の1とし、1万5千円を限度とする
ツタ苗は、市長が樹種、本数等を決定し交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 945

都道府県名 愛媛県　区市町村名 松山市　人口 452,057

■条例等

	施行年月日
松山市自然環境保全条例	76.9.25

■関連する規則等

松山市自然環境保全条例施行規則	76.9.25
自然環境保護地区等保存奨励金交付要綱	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景 □5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全 □5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定
C.緑と親しむ	□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　□4．団体活動の支援 □5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務 □5．公園・緑地の提供　□6．その他
C.その他	☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り □5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　将来の市民に良好な自然環境を継承することができるよう自然環境の保全に関し基本となる事項を定めたもの
◇基本計画の策定
　市長は、自然環境の保全を図るため、自然環境保護計画を策定しなければならない
◇自然環境保護地区の指定
　市長は、自然環境の保護を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分及び態様により、自然保護地区及び景観樹林保護地区を指定することができる
　(1) 自然保護地区　　樹林、渓谷、河川、池沼、草原等の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため、保護することが必要な地区
　(2) 景観樹林保護地区　　市街地又はその周辺の景観樹林の所在する地域であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するため、保護することが必要な地区
◇自然環境保護地区内での行為の制限
　自然環境保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない
　(1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転する行為
　(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、水面を埋め立て、又は干拓する行為
　(3) その他自然環境保護地区の保護に影響を及ぼすおそれのある行為
◇緑化街区の指定
　市長は、市街化区域内の街区及び団地のうち緑化が特に必要な状態にある区域を緑化街区及び緑化団地として指定することができる
◇協定の締結
　市長は、緑地、樹木の保存及び緑化の推進に関し、規則の定めるところにより市民等と協定を締結することができる

◇奨励金の交付
　市長は、自然環境保護地区、緑化街区等を指定したとき、及び協定を締結したときは、所有者等に対し助言又は技術的援助を行うほか、予算の範囲内で助成することができる
◇奨励金の額
　(1) 自然保護地区　景観樹林保護地区及び保存緑地については、1ha当たり年額3万円として算出して得た額とする
　(2) 保存樹木については、1本当たり年額2000円とする
　(3) 緑化街区及び緑化団地等については、おおむね樹高3m以上の樹木を建物の敷地内に植栽した場合とし、当該樹木の購入価格の2分の1以内とし、1万5千円を限度額とする
◇罰則規定
　行為の中止、あるいは、現状回復等の命令に違反した者は、5万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 946

都道府県名 愛媛県　区市町村名 財団法人松山市緑化基金　人口 452,057

■条例等　　施行年月日

財団法人松山市緑化基金緑の銀行設置要綱　87.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の愛護及び資源確保を図るため、緑の銀行（グリーンバンク）の設置について、必要な事項を定めたもの
◇銀行の行う事業
(1) 労力奉仕、知識、その他緑化に関する善意の提供を受けること
(2) 緑化のために不足している樹木、花苗、種子等の提供を受けること
(3) 提供を受けた善意を市民の希望者に斡旋し、又は公共緑化用樹木として再活用する等の橋渡しを行うこと
(4) 樹木、花苗等の植栽及び管理にかかる斡旋を行うこと
◇対象物件
緑の銀行の対象となる物件は、緑化に役立つ樹木、花苗、種子等とし、樹木については、原則として次の各号に掲げる要件を満たすものであること
(1) 緑化に有用で、健全であること
(2) 堀取り、運搬、植栽、育成等が容易であること
(3) 移植後の活着が可能であること
(4) 移植時期は、当該樹木等の移植適期であること
◇経費の負担
樹木等の堀取り、運搬等に要する経費は、原則として払い出しを受ける者（受託者）の負担とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 947

都道府県名 愛媛県　区市町村名 今治市　人口 121,299

■条例等　　施行年月日

今治市緑化条例　74.7.13

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
健康で文化的な生活を確保するため、市と住民が一体となって緑の保全育成に努めることにより環境緑化を推進し、そのために必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画等の策定
市長は、審議会の意見を聞き、緑の町づくりのための基本方針を定め、その実施に努めるものとする
◇緑化モデル地区の指定
市長は、市街地の緑化推進上、特に必要があると認めるときは、審議会の意見を聞き、緑化モデル地区を指定することができる
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
市長は、良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため必要があると認めるときは、樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 948

都道府県名 愛媛県　区市町村名 今治市　人口 121,299

■条例等　　施行年月日

今治市生け垣設置奨励事業補助金交付要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住みよい環境づくりを促進するため、今治市内に生け垣の設置を行う者に対する補助金の交付について、必要な事項を定めたもの
◇補助の対象
補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する生け垣を、新たに設置する者とする
(1) 生け垣は、道路に面した建築基準法に適合する位置に設置し、延長は5m以上であること
(2) 生け垣用樹木は列状に並び、外部から眺望できる部分の高さが、おおむね0.45m以上であり、かつ、植栽本数は延長1m当り2本以上であること
(3) 生け垣用樹木の前面の構造物の高さは、おおむね1m以下であること
(4) 生け垣は、住宅を目的とした建物の用地で1敷地内に設置される者であること
(5) この要綱により、補助金の交付を受けた後、少なくとも5年間は生け垣として活用できるものであること
◇補助金の額
1m当り標準事業費3000円の3分の1の額に生け垣の延長を乗じて得た額とし、2万円を限度額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 949

都道府県名 愛媛県　区市町村名 川之江市　人口 39,280

■条例等　　施行年月日

川之江市生け垣設置奨励規則　　80.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑あふれる快適で潤いのある地域環境を形成するため、川之江市内に生け垣の設置を行う者に対する奨励金の交付についての必要な事項を定めたもの
◇生け垣の基準
奨励金は、次の各号に該当する生け垣を本市都市計画区域内に設置する者に交付する
(1) 生け垣は、公衆用道路に面し、延長は5m以上であること
(2) 生け垣は、住宅を目的とした建物の敷地内に設置されるものであること
(3) 奨励金の交付を受けた後5年間は生け垣として活用できるものであること
(4) 生け垣の樹木は、列状に並び外部から見える部分の高さがおおむね1m以上であり、かつ、植栽本数は延長1m当り2本以上であること
(5) 生け垣用樹木の前面の構造物の高さは、おおむね1m以下であること
◇奨励金の額
奨励金の額は、生け垣の延長に1m当り2000円を乗じて得た額とし、2万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 950

都道府県名 愛媛県　区市町村名 伊予三島市　人口 38,847

■条例等

	施行年月日
伊予三島市自然環境保全及び緑化推進に関する要綱	77.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景	
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定	
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全	
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定		
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援	
	□ 5．建築規制の緩和	☒ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他	
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務	
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他			
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り	
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
市と市民が一体となって、自然環境の保全を図り、緑化を推進して緑に満ちた健康で美しい町づくりに寄与するために必要な事項を定めたもの

◇市のつとめ
市は、自然環境の保全と緑化推進について、次の事業を実施するものとする
(1) 市の花木の普及
(2) 花木及び種子の配布又は斡旋
(3) 記念樹の植樹
(4) 緑化相談

◇保存樹木等の指定
市は、良好な自然環境を保全し、緑の町づくりのため必要があると認めるときは、次の各号に定める基準により保存すべき樹木又は樹林を当該所有者と協議のうえ指定することができる
(1) 樹木については、おおむね高さが12m以上で、胸高の幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 樹林については、都市計画区域内においてその土地の面積が500㎡以上であること

◇保存樹木等への助成
市は、保存樹木等の保存に関し必要があると認めたときは、予算の範囲内でその管理費の一部を助成することができる
(1) 保存樹木1本当たり　年額1500円以内の額
(2) 保存樹林100㎡当たり　年額350円以内の額

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 951

都道府県名 愛媛県　区市町村名 北條市　人口 29,315

■条例等

	施行年月日
北條市環境保全条例	74.6.23

■関連する規則等

北條市環境保全条例施行規則	74.6.24

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☒4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営むうえにおいて、恵まれた自然環境を保護し、市民のより快適な生活環境を確保するために必要な事項を定めたもの

◇自然環境保護地区等の指定
市長は、自然環境の保全を図るため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分及び態様により保護すべき地区、ならびに保護すべき樹木、及び保護すべき樹林を北條市自然環境保全審議会の意見を聞いて指定する個他ができる
(1) 良好自然環境保護地区　良好な自然環境を有する山林、渓谷、池沼、海浜等でその自然環境を維持するために保護を必要とする地区
(2) 歴史的、文化的遺産等をとりまく自然環境保護地区　歴史的及び文化的遺産をとりまく自然環境の優れた地域で、その自然環境を維持するために保護を必要とする地区
(3) 保存樹　市民に親しまれ、又は由緒由来がある樹木で、自然環境を維持するために保護を必要とする樹木
(4) 保存樹林　市民に親しまれ、又は由緒由来がある樹林で、その自然環境を維持するために保護を必要とする樹林

◇保護地区内における行為の制限
保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない
(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること
(2) 木竹を伐採すること
(3) 水面を埋め立て又は干拓すること
(4) その他自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で、市長が必要と認めるもの

◇保存樹等に対する行為の制限
何人も、保存樹及び保存樹林の保護に影響を及ぼす次の各号に掲げる行為をしてはならない

(1) 枝を切除すること
(2) 樹皮を損傷すること
(3) 根を切除すること

◇緑化基本方針の策定

市長は、自然環境の回復を図るために、郷土の特色ある樹木を取り入れて緑化基本方針を定め、計画的な都市緑化の推進に努めなければならない

◇罰則規定

行為の届出をしなかったり、虚偽の届け出をした者は、3万円以下の罰金
保存樹等の保護に影響を及ぼす行為をした者は、3万円以下の罰金
行為の中止、あるいは、現状回復等の命令に違反した者は、3万円以下の罰金

◇緑化に対する指導、助成

市長は、都市緑化を促進するため、必要があると認めるときは、土地の所有者に対し、緑化に関して必要な措置をとるべきことを指導あるいは助成し、又は勧告することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 952

都道府県名 高知県　区市町村名 高知市　人口 315,379

■条例等

	施行年月日
高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例	74.11.15

■関連する規則等

高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例施行規則	74.11.15

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景 ☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定
B.緑を守る	☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全 ☒5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定
C.緑と親しむ	☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援 ☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務 ☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他
C.その他	☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り ☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然の保護、緑化の推進等のみどりのまちづくりについて基本となる事項を定めたもの
◇基本計画の策定
市長は、自然の保護、緑化の推進等に関するみどりのまちづくり基本計画を定めなければならない
◆緑を創る
◇みどりの街区の指定
市長は、市街地における美観風致の維持及び緑化を推進するため必要があると認めるときは、当該街区をみどりの街区に指定することができる
◇近隣共同緑化協定の締結
都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者葉、市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑化に関する協定を締結し、市長に提出してその認定を受けることができる
◇補助金の交付（近隣共同緑化協定）
市長は、近隣共同緑化協定に定めるところに従って、緑化を行う土地所有者等に対し必要な助言又は技術的指導をするほか、次のように補助金の交付などの助成をすることができる
緑化協定の目的となる土地の区域100㎡当たり年額300円以内の額及び高さ2.5m以上の樹木を新しく植栽するときは、1本について当該樹木の購入価格の3分の1以内の額　ただし、樹木1本当たり最高額を3000円とする
◆緑を守る
◇特別保護地区の指定
市長は、良好な自然環境を保全するため、必要と認める地区を次に掲げる区分により特別保護地区として指定することができる
(1) 特別自然保護地区　原生の状態にある植生又は学術的に特に貴重な植生のある地域

(2) 特別動物環境保護地区　野生動物の貴重な生息地又は代表的な群生地

◇開発・建築行為の制限

特別地区内においては、建築その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転することや木竹の伐採をし、掘り取り、又は保護植生を破壊すること等の行為は、市長の許可を受けなければしてはならない

◇罰則規定

上記の規定に違反したものは、10万円以下の罰金に処する

◇補助金の交付（特別保護地区）

市長は、特別保護地区の土地の所有者又は権原に基づく占有者に対し、その保護に関し必要な助言又は技術的援助をするほか、以下のように補助金の交付などの助成をすることができる

(1) 土地所有者の当該土地に係る高知市税賦課徴収条例の規定による固定資産税相当額以内の額及び指定地100㎡当たり年額200円以内の額

(2) 植生復元施設等の自然保護のための施設については、その設置費の全部又は一部

◇土地の買い入れ

市長は、特別保護地区内の土地で当該地区の自然環境を保護するため特に必要があると認めるものについて、その土地の所有者からその土地を市において買い入れるよう申し出があった場合においては、これの買い入れに努めるものとする

◇保存緑地の指定

市長は、良好な自然環境を保護するため、一定の基準を満たす山林、樹林等を所有者又は占有者との保全協定により、保存緑地として指定することができる

◇補助金の交付（保存緑地）

市長は、保存緑地の土地の所有者又は占有者に対し、その保護に関し必要な助言又は技術的援助をするほか、土地所有者の当該土地に係る高知市税賦課徴収条例の規定による固定資産税相当額以内の額及び指定地100㎡当たり年額100円以内の額の補助金の交付等の助成をする

◇保存樹木等の指定

市長は、美観風致又は良好な環境を確保するため、保護すべき樹木又は樹木の集団を一定の基準に基づき、保存樹木又は保存樹林として指定することができる

◇損傷の制限

保存樹木等の所有者は、保存樹木を伐採し、掘り取り、枝条を切り取り、又は剥皮すること等の行為をしようとするときは、市長に、規則で定めるところにより、その行為をしようとする日の30日前までに届け出なければならない

◇補助金の交付（保存樹木等）

市長は、保存樹木等の所有者に対し、当該樹木の保存に関し必要な助言又は技術的援助をするほか、以下の基準により補助金の交付などの助成をすることができる

(1) 保存樹木1本又は1株につき年額2000円以内の額

(2) 保存樹林100㎡当たり年額300円以内の額

(3) 生け垣については、必要に応じ薬剤散布等の現物助成

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 953

都道府県名 高知県　区市町村名 高知市　人口 315,379

■条例等　　施行年月日

高知市生垣設置奨励金交付要綱　　82.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
家庭緑化の推進により街並みの景観を向上させるとともに、防音、防災等都市災害防止に対する市民意識の高揚を図るため、高知市内に生け垣の設置を行う者に対して奨励金を交付することについて、必要な事項を定めたもの

◇奨励対象の指定
奨励金の交付を受けることができる者は、高知市住民基本台帳に記載され、かつ、高知市に現に居住している者とする

奨励金は、上記の奨励対象者が次の各号に該当する生け垣を高知市区域内において新たに設置する場合又はブロック塀、土塀、レンガ塀、石積塀等を取り壊して設置する場合に交付するものとする

(1) 住宅又は事業者用地内生け垣であって、公衆用道路に面している部分が延長5m以上であること

(2) 生け垣用樹木は、列状に並び外部から眺望できる部分の高さが0.6m以上であり、かつ、植栽本数は延長1m当たり2本以上であること

(3) 生け垣用樹木の前面の構造物の高さは、1m以下であること

(4) 生け垣用樹木は、市が推奨するものであること

(5) 本要綱により奨励金の交付を受けた後少なくとも5年間は生け垣として活用できるものであること

◇奨励金の額
奨励金は予算の範囲内で交付するものとし、植樹費の2分の1として、2万円を限度とする　ただし、ブロック塀、8㎡以上を取り壊して設置する場合には、この額に取り壊し費の2分の1を、1万円を限度として加算した額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 954

都道府県名 高知県　区市町村名 高知市　人口 315,379

■条例等

	施行年月日
高知市美しいまちづくり基金条例	90.12.25

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
高知市における緑と花につつまれた美しいまちづくりを推進するために設置する、高知市美しいまちづくり基金に関して定めたもの
◇積立
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める
◇処分
市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 955

都道府県名 高知県　区市町村名 高知市　人口 315,379

■条例等　　施行年月日

高知市花いっぱい会花苗材料等助成要綱　91.9.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　☒4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
高知市が進めているみどりと花による美しい町づくりを実現するため、高知市区域内において結成された花を育てみどりあふれるまちをつくる会（花いっぱい会）に対して行う、苗、球根、種子及び材料等の提供に関して必要な事項を定めたもの
◇対象団体の指定
花苗材料等の助成を受けることのできる花いっぱい会は、高知市花いっぱい会結成届を提出し、市長が認めた団体とする
◇緑化材料の配布
花いっぱい会に対する助成の方法は、花壇等を設置している花いっぱい会に対し、1カ所100㎡以内で年間10万円までを基準とし、毎年度予算の範囲内において花苗材料等の現物支給の方法でこれを行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 956

都道府県名 高知県　区市町村名 高知市　人口 315,379

■条例等

	施行年月日
高知市花いっぱい運動推進要綱	90.7.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	☒8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の緑化推進を図ることにより、花と緑あふれる町づくり、潤いのある町づくりに寄与することを目的として、腐葉土、肥料等を入れた容器（プランター）を市民等に貸与するために必要な事項を定めたもの

◇貸与の対象の指定
プランターの貸与を受けることができる者は、高知市民又は高知市に事業所を置く法人若しくは団体で、かつ次の各号に掲げる事項を遵守することができるものとする
(1) 植栽及び維持管理は市民等が行うこと
(2) 花と緑あふれる町づくりに努めること
(3) プランターは、庭・ベランダなど公衆の目に留まる場所に置くこと

◇貸与期間及び個数
上記の規定による貸与期間は、貸与の日から2年間とする　また、貸与するプランターの種類及び個数は、市長が予算の範囲内で別に定める

◇亡失又は破損
プランターの貸与を受けた市民等は、貸与を受けたプランターを貸与期間満了日前に亡失し、又は使用に耐えない程度に破損したときは、市長に届け出なければならない　また、その亡失又は破損が、市民等の故意又は重大な過失によると認められるときは、相当額の弁償をしなければならない

◇無償譲渡
貸与を受けたプランターは、その貸与期間が満了したときは無償で譲渡するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 957

都道府県名 福岡県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

福岡県環境保全に関する条例　　72.10.18

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☒1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　環境保全に関し基本となる事項を定めると共に、環境の適正な保全を総合的に促進し、もって県民の健康で文化的な生活確保に寄与する目的を定める
◆緑を守る
◇損傷の制限
　特別地区での木竹の伐採については知事の許可を得ねばならない
◇自然環境保護地域の指定
　植物の自生地として区域の自然環境に相当する程度維持している空間を自然環境保護地域とできる
◆緑と親しむ
◇農園的利用
　県民のレクリエーション、ゆとり、やすらぎの場として市民農園の整備を促進する
　都市地域と農村地域との市民農園に対する考えにおうじて市民農園の整備を促進する
　以下考慮する
　市民農園の規模、立地条件、農業との調整、都市計画との調整、自然公園との調整

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 958

都道府県名 福岡県　区市町村名 北九州市　人口 1,015,431

■条例等

	施行年月日
北九州市水と緑の基金条例	86.10.6

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	☒6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	☒7．基金の運用	☒8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	☒6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民のための様々な活動をしていることによって生活環境の維持を目的に定めている
◆緑を創る
◇生け垣の設置
以下のような生け垣又は壁面緑化に補助金を出している
(1) 公衆用道路に面するもので道路から望見できるもの
(2) 緑化部分の延長が5m以上であること（生け垣のたかさ0.8m以上）
(3) 1mあたり2本以上であること
◇補助金の交付
生け垣の設置　1mあたり3千円　壁面緑化　1mあたり千円
◆緑を守る
◇基金の運用
都市緑化の推進及び水辺環境の整備を図り、もって市民の生活環境の向上及び緑化意識の高揚に資するため、北九州市水と緑の基金を設置する
◇その他
緑の街角賞表彰要綱
公の道路に面した土地に、植樹、生け垣等の設置によって緑化スペースを造成して、好ましい緑の景観をつくり出した個人又は団体を表彰するもの
◇保存樹の指定
都市の美観風致を維持するために保存樹の指定を行っている
◇その他
北九州市グリーンバンク（緑の銀行）実施要領
樹木提供者は不要樹木を台帳に記入する
樹木希望者は市長が提示する樹木を申し込む

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 959

都道府県名 福岡県　区市町村名 北九州市　人口 1,015,431

■条例等　　施行年月日

北九州市民有施設緑化補助金支給要綱　74.9.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
北九州市内の民有施設の緑化を推進するため、予算の範囲内で補助金を支給することについて、必要な事項について定めたもの
◇補助金の交付
市長は、民有施設を経営し、又は経営しようとするもので民有施設の緑化を推進しようとするものに対して補助金を支給することができる
◇補助金の額
補助金の額は以下のように定める
(1) 高木（生垣に属する高木を除く）　1本あたり　2000円
(2) 中木（生垣に属する中木を除く）　1本あたり　1000円
(3) 低木　1本あたり　400円
(4) 生け垣　1mあたり　2000円

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 960

都道府県名 福岡県　区市町村名 福岡市　人口 1,214,122

■条例等

	施行年月日
福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例	74.4.1

■関連する規則等

福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例施行規則	74.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市における緑地が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、良好な都市環境の形成を図るため、本市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関し、必要な事項を定めたもの
◇補助金の交付
補助金は以下のように行う
(1) 緑化協定にしたがい緑化を行うもの　住宅地の生け垣又は外周の植樹に要する事業費の30%以内、事業費は樹木の単価に1.2を乗じて得た額（5千円が限度）に植栽本数を乗じて得た額
(2) 緑地保全地区等の所有者　土地に課税される固定資産税及び都市計画税の相当額以内
(3) 保存樹等の所有者　保存樹1本につき年間4千円とする
◇技術的な援助
市長は、協定地区において以下のような技術的指導を行うとする
植栽計画、植種の検定、植栽の方法、客土及び施肥、植栽その他の管理
◇緑地保全地区の指定
市長は、市街化区域及びその周辺地域において、良好な自然環境を形成している緑地の内、規則に定める基準に該当する樹林地を緑地保全地区として指定でき、行為の制限等ができる
◇協定の締結
市の指導基準においていくらかの事項に関して緑化協定を定める場合がある
◇土地の買い取り
保全林が土地利用に支障を来したり、保全が特に必要な場合、保全林の所有者から買い入れることがある

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 961

都道府県名 福岡県　区市町村名 福岡市　人口 1,214,122

■条例等

福岡市「市の木」「市の花」植樹事業補助金交付要綱	施行年月日 80.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
福岡市における「市の木」「市の花」の普及と第二次百万本植樹運動の円滑なる推進を図るため、「市の木」「市の花」の植樹を行う者に対し、予算の範囲内で行う補助金の交付について必要な事項を定めたもの

◇対象となる補助事業
この要綱において、補助事業とは「市の木」「市の花」の植樹事業で次に掲げる基準に該当する事業を言う
(1) 住宅地、もしくは工場等の外周部分で、かつ道路その他の公衆が利用する場所から望見できる場所に植樹されるもの
(2) 群植（生け垣を含む）又は高木の単植により緑化効果を高めるもの

◇補助金の対象者
補助金の交付を受ける者は、上に掲げた補助基準に該当する植樹事業を新たに行うもので、その土地を所有又は管理する者とする

◇補助金の額
補助金の額は、植樹に要する事業費の30%以内の金額とする
但し、事業費は樹木の単価に1.2を乗じて得た額（8000円を限度とする）に植樹本数を乗じて得た金額とする

◇樹木の管理
補助事業者は、当該補助事業によって植樹した「市の木」「市の花」について自ら適切な管理に努め、植樹後5年間は、伐採、持ち出し等を行ってはならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 962

都道府県名 福岡県　区市町村名 久留米市　人口 229,048

■条例等　　施行年月日

久留米市緑化推進条例　74.10.17

■関連する規則等

久留米市緑化推進条例施行規則 ..... 75.11.1.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☒6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
本市の緑地の保全と緑化推進等に必要な事項を定め、もって良好な環境を確保することを目的と定めたもの
◆緑を創る
◇記念植樹園の設置
市長は、記念植樹園等をつくることにより、樹木の保護とみどりの回復に配慮せねばならない
◇緑化材料の配布
市長は、緑化推進活動をする団体に対し、予算の範囲内において市民の森における緑化推進活動における植栽及び要する材料等を支援できる
◇立入調査
市長は、緑地の保全と樹木保存のため必要がある場合は、立ち入り調査ができる
◆緑を守る
◇保存樹等の指定
保存樹等指定基準は以下のようである
(1) 保存樹林
イ、樹木が健全であること
ロ、樹容が美観上特にすぐれていること
ハ、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上あること、または、高さ15m以上のこと
(2) 保存樹林
イ、集団を形成する樹木がそれぞれ健全であること
ロ、集団としての樹容が美観上すぐれていること
ハ、集団を形成する土地の面積が、500m²以上であること
◇補助金の交付
指定樹等の所有者に予算の範囲内で以下に定めた額を交付する

(1) 保存樹　1本3千円　2本6千円　3本9千円　4～10本1万円　11～20本2万円　21～本3万円
(2) 保存樹林又は市民の森　基本額　1万円　それに保存樹等を加える

◆緑と親しむ

◇市民の森の指定

市長は、市民の憩いの場として、緑化推進活動を図るため特に必要がある場所を市民の森として指定できる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 963

都道府県名 福岡県　区市町村名 筑紫野市　人口 75,279

■条例等

	施行年月日
筑紫野市生垣推進等に関する条例	90.4.1

■関連する規則等

筑紫野市生垣推進等に関する条例施行規則	90.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
郷土の自然を愛し、緑豊かな街をつくるため、緑化推進の一貫として生け垣造りを奨励し、もって健康で文化的な都市計画の確保に寄与することを目的とすると定めたもの

◇生け垣設置
生け垣は以下に定めるものとする
(1) 敷地内の、公道に面した部分に延長3m以上連たんして設置するもので外部から眺望できるもの
(2) その他特に市長が認めたもの

◇補助金の交付
補助金は、生け垣工事1件に対し、延長が3m以上4m未満のものについては、2万円とし、1m増すごとに2千円加算した額とする
補助金は5万円を持って限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 964

都道府県名 福岡県　区市町村名 春日市　人口 93,716

■条例等　　施行年月日

春日市緑化推進等に関する条例　74.12.25

■関連する規則等

春日市緑化推進等に関する条例施行規則 75.11.22
春日市緑化協定推進実施要綱 83.1.18
....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☒4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地の保全及び緑化の推進ならびに美観風致の維持に関し、必要な事項を定めることにより、緑豊かな都市景観の形成を図り、もって健康で文化的な都市計画の確保に寄与することを目的と定めたもの
◇補助金の交付
事業費の30％とする
(1) 生け垣　事業費は、樹木の単価に1.3を乗じて得た額（2千円を限度とする）
(2) 緑地保全林及び保存地区　土地に課税される固定資産税の相当額以内
(3) 保存樹林　保存樹木1本につき年額3千円とする
◇緑化材料の配布
住宅の新築等に伴い記念植樹券を交付している
◇技術的な援助
市長は協定区域内で行われる緑化事業において、推進のため以下の技術的指導を行える
植栽計画、植種の選定、植栽の方法、客土及び施肥、潅水その他の管理
◇基本計画等の策定
市長は、緑化保全、樹木の保存、緑化推進基本計画を策定しなければならない
◇緑地保全地区の指定
緑地保全地区　面積が1000㎡以上で以下の基準を満たすもの
(1) 無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止等のために必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
(2) 風致又は景観がすぐれており、かつ、地域住民の健全な生活環境を確保するために必要なもの
保存樹林等　基準は以下の通り
(1) 保存樹木は、樹容が健全で美観上特にすぐれているもので、次に該当するもの
ア、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
イ、高さが15m以上であること

(2) 保存樹林は、面積が330m2以上の土地に樹木が集団で存するもので、その集団に属する樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれているもの

◇協定の締結

市長が定める緑化協定は以下のようなこと

緑化協定の目的となる土地の区域、緑化協定の名称、緑化協定地域内の土地所有者等の名称、樹木等の種類及び植栽する場所並びに垣又は柵の構造、樹木等の維持管理に関すること、修景施設、照明施設に関すること、緑化協定の有効期間、緑化協定に違反した際の措置

◇土地の買取り

市は、保全林地区及び保存樹林等の土地の利用に著しい支障を来す場合及び、保全が特に必要と判断した際には買い入れることがある

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 965

都道府県名 福岡県　区市町村名 春日市　人口 93,716

■条例等　　施行年月日

住宅の新築等に伴う記念植樹に関する規定　73.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

市民の緑化思想の高揚と定着を図り、健康で住みよい町づくりに寄与させるため、市民の住宅新築等に対して、記念植樹を行うことを定めたもの

◇記念植樹の対象

記念植樹の対象となる住宅は、所有者が居住する目的でかつ独立した敷地内に新築又はこれに類する改築を行った住宅であって原則として建築確認申請を終えたものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 966

都道府県名 福岡県　区市町村名 大野城市　人口 77,129

■条例等　　施行年月日

大野城市のみどりを守り育てる条例　75.7.4

■関連する規則等

大野城市のみどりを守り育てる条例施行規則 ..... 75.7.10.....

.....

.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☒3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
みどりの保全と育成に関し、必要な事項を定めることによりあふるる都市環境の形成を図り、もって将来の理想都市づくりに寄与することを目的と定めたもの

◇補助金の交付、技術的な援助、緑化材料の配布
市長は、市民等の協力に対し、技術的な助言等を行い、又は苗木の供給とを行い及びあっせんならびに予算の範囲内における補助金の交付等の必要な助成を行うことができる

◇協定の締結
市長は、市域内の緑化協定について土地所有者等の合意による締結が促進されるよう積極的に指導しなければならない
市長は、指導にあたって、緑化協定に定めるべき事項その他について基準を定めるとする

◇基本計画等の策定
市長は、みどりの保全と育成に関する基本計画を策定しなければならない、基本計画を策定したときは、すみやかに公表するものとする

◇保存樹木等の指定
保存樹木等の基準は以下の通りである
(1) 保存樹木は市街化区域内に存するもので、次のいずれかに該当し樹容が健全で美観上特にすぐれているもの
イ、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
ロ、高さが15m以上であること
ハ、枝葉の面積が30㎡以上であること
(2) 樹木の集団は市街化区域内に存するもので、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること
イ、面積が、500㎡以上の土地に樹木が集団で存するもの
ロ、生け垣をなす樹木集団で、生け垣の長さが30m以上であること

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 967

都道府県名 福岡県　区市町村名 宗像市　人口 71,341

■条例等

	施行年月日
宗像市生垣づくり推進事業補助金交付要綱	84.6.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
潤いと緑豊かな都市環境づくりを推進するために、生け垣を設置するものに対して、その経費の一部を助成することについて必要な事項を定めるもの

◇生け垣の基準
生け垣工事は、以下に定めたものとする
(1) 敷地内の公道に直接面した部分に延長3m以上連たんして設置するもので、外部より眺望できるものとする
(2) 樹木の種類は、常緑樹とする
(3) ブロック塀等と生け垣を併用する場合は、ブロック塀の高さは60cm以下とし、生け垣の部分についてのみ補助対象とする
(4) その他、特に市長が認めたもの

◇補助金の交付
住宅敷地内に生け垣を設置する場合1mあたり3千円を限度とし、その3分の2を助成し、住宅以外の敷地内に生け垣を設置する場合は2分の1とする、ただし、その額が、30万円を超えるときは30万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 968

都道府県名 福岡県　区市町村名 太宰府市　人口 61,114

■条例等

	施行年月日
太宰府市生垣推進等に関する条例	83.7.1

■関連する規則等

太宰府市生垣推進等に関する条例施行規則	83.7.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
郷土のいきいきとした自然を愛し、緑かがやく町をつくるため、緑化推進の一貫として生け垣造りを推進し、もって健康で文化的な都市計画の確保に寄与することを目的と定めたもの
◇生け垣設置
敷地内の、公道に面した部分に延長3m以上、連たんして設置するもので外部より眺望できるものとする、なお、樹木の種類は常緑樹とする
その他、特に市長が認めたもの
◇補助金の交付
生け垣工事一件に対し、延長が3m以上4m未満のものについては5千円とし、1m増すごとに5百円加算した額とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 969

都道府県名 福岡県　区市町村名 志免町　人口 35,018

■条例等

	施行年月日
志免町緑地保全と緑化推進に関する条例	84.12.25

■関連する規則等

志免町緑地保全と緑化推進に関する条例施行規則	84.12.25

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　都市における緑地が町民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものと鑑み、良好な都市環境の形成を図るため、本町における緑地の適正な保全と緑化の推進に関し、必要な事項を定めたもの
◇補助金の交付
　緑地保全地区及び保全林の土地の所有者に補助金が与えられる
◇採取・損傷の制限
　保全林内において行われている
◇緑地保全地区の指定
　(1) 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止等のために必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
　(2) 風致又は景観がすぐれており、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するために必要なもの
◇協定の締結
市長が定める緑化協定は以下のようなこと
　緑化協定の目的となる土地の区域、緑化協定の名称、緑化協定地域内の土地所有者等の名称、樹木等の種類及び植栽する場所並びに垣又は柵の構造、樹木等の維持管理に関すること、修景施設、照明施設に関すること、緑化協定の有効期間、緑化協定に違反した際の措置
◇土地の買取り
　市は、保全林地区及び保存樹林等の土地の利用に著しい支障を来す場合及び、保全が特に必要と判断した際には買い入れることがある

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 970

都道府県名 福岡県　区市町村名 柏屋市　人口 30,181

■条例等　　施行年月日

柏屋町生け垣設置規則　　85.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
郷土の生き生きとした自然を愛し、緑と花あふれた町をつくるため、緑化推進の一貫として生け垣造り及び花壇造りを推進し、もって健康で潤いのある文化的な都市生活の確保に寄与することを目的と定めたもの

◇生け垣の基準
(1) 住宅用地で、公衆用道路に面する部分に設置する生け垣であること
(2) 生け垣の高さは1m以上で、長さは3m以上連たんしているもので、外部からの眺望できるもの
(3) 生け垣の植栽方法は1mあたり2本以上であること
(4) 植栽の樹木は常緑樹で、健全なものであること
(5) 生け垣の前面にネット、フェンス等を設置しないものであること、なおブロック塀等と生け垣を併用する際には、ブロック塀の高さは60cmまでとするもの
(6) その他に特に町長が認めたもの

◇補助金の交付
生け垣及び花壇設置を行うものに対し、予算の範囲内で補助金等の必要な助成を行うことができる
(1) ブロック塀等を生け垣に改造するもの
ア、ブロック塀等の取り壊し費　1mにつき千円以内
イ、植栽樹木費　1mにつき3千円以内
(2) 生け垣を新設するもの
植栽樹木費　1mにつき3千円以内

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 971

都道府県名 福岡県　区市町村名 粕屋町　人口 30,181

■条例等　　施行年月日

粕屋町緑化推進等に関する条例　　85.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

この条例は、本市における緑地の保全及び緑化の推進並びに美観風致の維持に関し、必要な事項を定めることにより、緑豊かな都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 972

都道府県名 佐賀県　区市町村名 唐津市　人口 79,577

■条例等

	施行年月日
唐津市緑花推進条例	73.10.13

■関連する規則等

唐津市緑花推進条例施行規則	74.2.9

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
唐津市における緑の保全と回復を図るため、市民一体となって緑花（緑と花に満ちた明るい環境整備）を推進するもの
◆緑を創る
◇地域の指定
市街区の修景緑花上、必要があると認めるときは、修景緑花街区を指定できる
◇緑化義務
1000㎡以上の住宅団地等の団地造成事業者は市と協議の上緑花に努める
修景緑花街区について、街路樹の植栽、花壇その他の修景施設の設置等に努めなければならない。また、街区内で建築物その他の施設を設置している又はしようとする者は、その敷地内で道路に面して樹木、花き等を植栽し、花壇を設けるなど緑化の推進に努めなければならない
◆緑を守る
◇保全地区・保存樹木等の指定
(1) 樹木保存区域　保存樹及び保存樹林のの所在する土地の周辺の区域で、保存樹木等の保護のため必要があると認められるときは、樹木保存区域として指定できる
(2) 保存樹　良好な自然環境の確保及び美観風致を維持するために保護を必要とする樹木
(3) 保存樹林　良好な自然環の確保及び美観風致を維持するために保護を必要とする樹木の集団
保存樹や保存樹木を指定するとするときは、あらかじめ、当その管理者又は所有者の同意を得なければならない
◇保存樹・保存樹林の指定基準
次のいずれかに該当し健全でかつ樹容が優れているもの
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上の喬木
(2) 株立ちした樹木で、高さが3m以上ある小、中潅木
(3) 枝葉の面積が30㎡以上あるはん登性樹木

(4) その面積が、500㎡以上である樹林
(5) 生け垣をなす集団で、その長さが30m以上であるもの

◇開発・建築行為の制限
樹木保存区域において、建築・開発行為、木竹の伐採などを行う場合、市長への届出が必要である

◇損傷の制限
保存樹木等を移植、伐採又は譲渡をしようとするときは、あらかじめ届出が必要である
届出をした者に対し目的の達成のため必要な指導、助言又は勧告をすることができる

◇補助金の交付
緑化の推進に関し、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる

◇土地の買い取り
自然環境の保全又は緑花の推進のため、又は土地の保有者から売り渡し等の申し出があったときは、土地等の買収その他適当な措置を講ずるものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 973

都道府県名 佐賀県　区市町村名 唐津市　人口 79,577

■条例等　　施行年月日

唐津市生けがき設置奨励事業補助金交付要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな町づくりを促進するため、一定の条件を備えた生け垣を設置しようとするものに対して補助金の交付を行うもの
◇生け垣の基準
(1) 個人住宅の敷地内で、幅員2m以上の公衆道路に面する部分に設置する生け垣であること
(2) 植栽する樹木の高さは概ね1m以上で、生け垣の長さは7m以上であること
(3) 生け垣を設置する場所の構造物の高さは、路面から1.5m以下であること
(4) 生け垣の植栽本数は1m当たり3本以上であること
(5) 植栽する樹木は、健全な樹木であること
◇補助金の交付
補助金の額は、生け垣設置に要する経費の2分の1の額とし、5万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 974

都道府県名 佐賀県　区市町村名 唐津市　人口 79,577

■条例等　　施行年月日

唐津市生けがきコンクール実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
道路と調和した美しい生け垣づくりとその保存を通して、良好な生活環境づくりを推進する
◇生け垣等の基準
(1) 街路など公の場に面した生け垣で、延長7m以上であること
(2) 樹種は自由
(3) 市内に住居又は事業所を有し、各校区協力会推薦によるもの
◇審査と表彰
応募された生け垣の中から審査の結果、優秀賞、優良賞を決定し、表彰する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 975

都道府県名 佐賀県　区市町村名 鳥栖市　人口 55,991

■条例等　　施行年月日

鳥栖市名木樹等の指定に関する規則　75.5.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
保存すべき樹木等を名木樹又は名木樹林として指定し、樹木に対する認識を深め、緑化の推進を図るもの
◇保存樹木等の指定
名木樹等を指定するときは、審査会の意見を聞き、所有者の承認を得なければならない
所有者は樹木等の枯傷防止とその他その保存に努めなければならない
◇損傷の制限
名木樹等の所有者は、名木樹等について枯損防止とその他その保存に努めなければならない
市長は、名木樹等の所有者に対して、必要な指導と助言をするものとする
◇管理費の交付
名木樹等の所有者に対して、予算の範囲内で管理費を支給するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 976

都道府県名 佐賀県　区市町村名 鳥栖市　人口 55,991

■条例等

	施行年月日
鳥栖市緑化基金条例	89.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑化の推進を図り良好な生活環境の保全に寄与するための基金の設置を定めるもの
◇基金の運用
毎年度の積立額は、予算で定める額とする
基金の運用から生ずる利益は一般会計歳入予算に計上して緑化の推進及び保全事業に充てるほか、基金に繰り入れることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 977

都道府県名 佐賀県　区市町村名 鳥栖市　人口 55,991

■条例等　　施行年月日

鳥栖市民の人生記念植樹に関する規則　75.5.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民の出生に対し苗木を送り記念の植樹を促し、郷土緑化の推進を図るもの
◇対象者
出生により新たに市民となったもの
◇緑化材料の配布
記念樹を植樹したい者は、市長に申し込むものとし、市長は、申込者に記念樹の配布日を通知するものとする
樹種は、モチノキ、サザンカ、ツツジ及びキンモクセイとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 978

都道府県名 佐賀県　区市町村名 伊万里市　人口 60,947

■条例等

条例等	施行年月日
伊万里市環境保全条例	73.6.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	☒ 1．空地の確保	□ 2．生け垣設置	□ 3．植樹・植林	□ 4．草花による修景
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定
B.緑を守る	☒ 1．開発制限	□ 2．樹木保存	□ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定	
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	□ 7．基金の運用	□ 8．その他
B.規制策	☒ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務
	☒ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他		
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	☒ 2．対象・地域の指定	☒ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
健康で快適な生活を営むための生活環境の保全に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇緑地の提供
2000㎡以上の事業の用に供する宅地を占有する業者は、その面積の10%以上を緑地として確保し、樹木の植栽または花きの植え付けを行い環境の緑化に努めなければならない
◆緑を守る
◇開発・建築行為の制限
1000㎡以上の土地開発を行おうとするものは、開発地区内の道路、給水及び排水の施設、広場、公園、緑地等の施設、消防水利施設、教育文化、児童福祉の施設及び当該開発により予想される公害又は災害の防止計画の計画、その他市長が必要と認める事項について、市長と協議し同意を得なければならない
市長が定める区域において、10㎡以上の建築物を建築（改築、増築を含む）しようとする建築主は、建築物に通ずる道路の状況、建築物から排出する汚水の処理及び排水の施設、建築により予想される公害又は災害に対する措置、その他市長が必要と認める事項について市長と協議し、同意を得なければならない
◇協定の締結
市長は1000㎡以上の土地開発の施工者から協議を受けたとき、必要と認めるものについては施工者と土地開発協定を締結しなければならない
◇罰則規定
協議等を行わないで土地開発をした者等に対し、廃棄物の収集その他市町が処理しなければならない事務について必要な条件を付することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 979

都道府県名 佐賀県　区市町村名 伊万里市　人口 60,947

■条例等　　施行年月日

資金の積み立てに関する基金条例　　65.12.27

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
特定の目的（緑化推進等）のために資金を積み立てるための基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めたもの
◇基金の名称
伊万里市緑化推進基金
◇基金の設置の目的
生活環境の緑化を推進するため
◇基金の処理
道路、公園、学校その他の公共施設の樹木の植栽経費に充てるとき

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 980

都道府県名 佐賀県　区市町村名 伊万里市　人口 60,947

■条例等

条例等	施行年月日
資金の積立てに関する基金条例	74.3.30

■関連する規則等

伊万里市緑化推進基金

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
特定の目的のために資金を積み立てるための基金の設置、運用を行うもの
◇基金の運用
予算に定める額、寄付金、基金の運用から生ずる収益による基金の積み立てを行い、道路、公園、学校その他の公共用施設の樹木の植栽の経費に充てる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 981

都道府県名 佐賀県　区市町村名 武雄市　人口 35,198

■条例等

	施行年月日
武雄市緑花整備推進条例	74.4.1

■関連する規則等

武雄市緑花整備推進条例施行規則	77.6.27

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
武雄市の自然を生かし、みどりと花に満ちた明るい環境の整備（緑花整備）を推進するもの
◆緑を創る
◇地域の指定
市長は、緑花整備モデル地区を指定し、重点的に事業を行うことができる
◇緑地の提供
市内において3000㎡以上の住宅団地等の団地造成事業をしようとする者は、その面積の10%以上を緑地として確保し、樹木または花き等を植栽するなど緑化に努めるものとする
団地造成事業者に対し、目的の達成のために必要な助言、指導又は援助をすることができる
◆緑を守る
◇保全地区・保存樹木等の設定
保存の必要があると認められる樹木又は樹木林を、その所有者又は管理者の同意を得て保存樹木又は保存樹林として指定することができる。又、保存樹木等の保全について必要があると認めるときは、その周辺の関係者の同意を得て、樹木保存区域として指定することができる
◇保存樹木等の指定基準
(1) 1.2mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上の喬木
(2) 株立ちした樹木で高さが3m以上ある小、中、潅木
(3) 枝葉の面積が30㎡以上あるはん登性樹木
(4) 樹林面積が500㎡以上であること
(5) 生け垣をなす集団でその生け垣の長さが30m以上であること
◇開発・建築行為の制限
樹木保存区域において開発・建築行為等、保存樹木等の保全に影響を及ぼす行為をしようとするものは、市長に届け出なければならない
◇損傷の制限

保存樹木等の所有者等は、保存樹木を伐採又は譲渡しようとするときは市長に届けなければならない。

保存樹木等の保全について必要があると認めるときは、所有者等に対し、助言、指導又は援助をすることができる

◇助成金の交付

市長は、各種団体が行う緑花整備に関する事業について必要があると認めるときは、当該事業費の一部を助成することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 982

都道府県名 長崎県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等

	施行年月日
長崎県みどりの基金条例	81.3.24

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□ 1．空地の確保	☒ 2．生け垣設置	☒ 3．植樹・植林	☒ 4．草花による修景	
	□ 5．屋上・壁面緑化	□ 6．室内緑化	□ 7．その他	□ 8．努力規定	
B.緑を守る	□ 1．開発制限	☒ 2．樹木保存	☒ 3．樹林地保全	□ 4．水辺保全	
	□ 5．生物保全	□ 6．その他	□ 7．努力規定		
C.緑と親しむ	□ 1．農園的利用	□ 2．公園的利用	□ 3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□ 1．補助金の交付	□ 2．税の減免	□ 3．技術的な援助	□ 4．団体活動の支援	
	□ 5．建築規制の緩和	□ 6．緑化材料の配布	☒ 7．基金の運用	□ 8．その他	
B.規制策	□ 1．開発・建築行為の制限	□ 2．採取・損傷の制限	□ 3．罰則規定	□ 4．緑化義務	
	□ 5．公園・緑地の提供	□ 6．その他			
C.その他	□ 1．基本計画等の策定	□ 2．対象・地域の指定	□ 3．協定の締結	□ 4．土地の買取り	
	□ 5．土地の貸借	□ 6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな環境を守り、育てるための基金の設置を定めるもの
◇基金の運用
毎年度の積立額は、予算で定める額とする
基金から生ずる利益は、緑化の推進に要する経費の財源に充てるものとする
緑化の推進に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 983

都道府県名 長崎県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

長崎県みどりの基金緑化事業補助金交付要綱　　＿＿＿＿＿＿

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな環境を守り、育てるため、緑化事業を実施する市町村又は社会福祉法人等に対し補助金を交付するもの
◇補助金の交付
緑化樹木等の購入及び植栽に要する経費並びに花壇造成に要する経費に対する補助
補助率は、市町村に対しては2分の1以内、社会福祉法人、学校法人、中小企業等協同組合、中小企業団体、商工会議所、商工会、緑化推進団体に対しては3分の2以内

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 984

都道府県名 長崎県　区市町村名 長崎市　人口 439,129

■条例等

	施行年月日
長崎市「町を美しくする運動」実施要綱	73.8.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	☒6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
　市民参加のもと、緑と花があふれる美しい郷土長崎の街づくりを推進するために、「町を美しくする運動」を展開しようとするもの
◆緑を創る
◇緑化材料の配布
　結婚、出産、住宅新築をした市民に記念品として苗木を進呈する
◇補助金の交付
　私有林について、毎年度、植林事業に要した費用の一部補助を行う
◆緑を守る
◇保存樹木等の指定
　緑化保全のため必要と認められる山林又は樹木についてはその所有者と保存契約を結び、一定期間、所有権移転や用益権設定を制限する
◇補助金の交付
　保存契約を結んだ山林又は樹木には、緑化奨励金を交付する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 985

都道府県名 長崎県　区市町村名 長崎市　人口 439,129

■条例等　　施行年月日

長崎市宅地等開発指導要綱　　49.12.2

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
良好な市街地の造成と無秩序な開発の防止を図るため、宅地等の開発行為に関し技術的基準その他必要な事項を定めたもの
◇開発行為の制限
開発区域の面積が0.1ha以上の開発行為（1年以内において同一事業者が隣接して2以上の開発行為を行うときは、1の開発行為とみなす）について適用する
事業者は開発行為の許可又は認可の申請前に、市長と事前に協議し指示に従うものとする
◇協定の締結
事業者は、事前協議の決定事項のうち、定められた事項について市長と開発協定を締結するものとする
◇非協力者に対する措置
要綱の規定に違反して行った開発行為については、事業者に対し必要な措置をとることができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 986

都道府県名 長崎県　区市町村名 長崎市　人口 439,129

■条例等

	施行年月日
長崎市環境保全条例	74.10.1

■関連する規則等

長崎市環境保全条例施行規則	74.10.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　☒4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
　環境保全対策の総合的推進を図り、良好な環境を確保することを目的として、公害防止、緑化の推進等に関する総合的な取り組みを定めたもの
◇緑化義務
　土地の所有者、占有者又は管理者は、その土地における緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない
◇緑化材料の配布
　緑化を推進するための苗木の供与、樹種の選定、緑化の相談等の援助を行うものとする
◇協定の締結
　良好な環境を保全するため、公害その他良好な環境を侵害する恐れのある事業を行う事業者と、環境の保全に関する協定を結ぶことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 987

都道府県名 長崎県　区市町村名 長崎市　人口 439,129

■条例等

長崎市都市景観条例	施行年月日 89.1.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	☒1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市景観の形成に関する基本的な事項を定めたもの
◇基本計画の策定
都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、都市景観基本計画を策定するものとする
◇地域の指定
(1) 景観形成地区　面的に一体的な都市景観の形成を図る必要のある区域
(2) 景観まちすじ地区　まちなかで特徴的な通りとして都市景観の形成を図る必要のある道路及びその沿道の区域
(3) 景観まちかど地区　まちなかで潤いのある場所として都市景観の形成を図る必要のある小空間及びそれに隣接する区域
◇開発・建築行為の制限
景観形成地区等において、建築・開発行為、木竹の伐採などをしようとする者は、市長に届け出なければならない
届け出のあった場合において、景観形成基準に適合しないと認めるときは必要な措置を講ずるよう助言、又は指導するものとする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 988

都道府県名 長崎県　区市町村名 大村市　人口 75,369

■条例等

	施行年月日
大村市環境保全条例	77.11.1

■関連する規則等

大村市環境保全条例施行規則	77.11.1
大村市空閑地信託要綱	77.11.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☒2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
環境保全施策の総合的推進を図るため、環境保全に関する必要な事項を定めたもの
◆緑と親しむ
◇公園的利用
市街地等に所在する空閑地を、その占有者から契約に基づき信託を受け、チビッコ広場、運動広場等として市民に利用させることができる
市が信託を受ける空閑地の地積は1ヶ所1000㎡以上とする
信託の期間は3年以上とする
貸借料は無料とする
◇税の減免
信託を受けた土地については大村市税条例により、信託期間中これを減免することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 989

都道府県名 長崎県　区市町村名 香焼町　人口 5,009

■条例等　　施行年月日

香焼町緑地保全基金条例　　82.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
地域住民との共同のもとに、永く緑を守り育てるための基金の設置を定めたもの
◇基金の運用
基金の額は1億円とするが、予算の定めるところにより、基金に追加して積立をすることができる
基金から生ずる収益は、緑地保全事業に要する経費の財源に充てるものとする
緑地保全事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金に編入した運用益金の全部又は一部を処分することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 990

都道府県名 長崎県　区市町村名 三和町　人口 12,899

■条例等　　施行年月日

三和町土地開発指導要綱　　78.1.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
無秩序な土地開発を規制し、開発行為を適正に誘導するための一定の基準を定めたもの
◆緑を創る
◇空地の確保
宅地開発にあっては、1区画165㎡以上建ぺい率10分の6以内、容積率10分の12以内とし、地上3階建て以上の中高層住宅の建設は原則として認めない
◇公園・緑地の提供
開発区域の面積が1ha以上で、宅地開発を目的とするものは、計画個数一戸当たり10㎡以上で、かつ開発区域面積の3%以上、開発区域の面積が1ha未満の宅地開発は、計画個数一戸当たり6㎡以上で、かつ開発区域面積の3%以上の公園を整備し、町に無償譲渡しなければならない
◆緑を守る
◇開発行為の制限
事業者は開発予定区域の位置、目的及び施行方法について、町長と協議し承認を得なければならない
また、公共公益施設の配置計画及び費用負担ならびに維持管理等についても協議しなければならない
◇対象の指定
(1) 開発区域の面積が0.1ha以上の開発行為
(2) 4戸以上の宅地開発

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 991

都道府県名 長崎県　区市町村名 千々石町　人口 6,213

■条例等　　施行年月日

環境保全町民運動実施要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
「ごみのない美しい緑の町づくり」を目標としたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 992

都道府県名 熊本県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等

	施行年月日
熊本県環境美化条例	81.10.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
美観風致の維持及び醸成によって快適な生活環境の確保を図るための指針を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 993

都道府県名 熊本県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

熊本県景観条例　　87.4.1

■関連する規則等

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 994

都道府県名 熊本県　区市町村名 熊本市　人口 624,934

■条例等

	施行年月日
熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例	89.6.1

■関連する規則等

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則	89.6.1
保存樹木等の指定基準を定める規則	74.8.2

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☒4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	☒1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	☒3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇地域の指定
・緑化推進地区　市民と一体となって緑化を推進し、良好な環境の形成を図るため必要があると認める地区
◆緑を守る
◇保全地区・保存樹林等の指定
・環境保護地区　次のような地域を指定することができる
(1) 野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他の自然が残存するもの
(2) 河川、湖沼、湧水地、その他の水辺景観が優れている地域
(3) 美観風致が優れている緑地を形成している地域
(4) その他自然環境を保護する必要がある地域
・保存樹または保存樹林
保存樹木等の指定においては事前にその所有者等の同意を得ることが必要とされている
◇保存樹木等の指定基準
保存樹木
1) 地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.3m以上であるもの
2) 樹高が13m以上であるもの
3) 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの
4) はん登性樹木で、枝葉の面積が25m²以上であるもの
保存樹林
その樹林の存する土地の面積が300m²以上であり、かつ以下の条件に該当するもの

1）神社又は寺院等の建築物又は遺跡と一体となって伝統的又は文化的意義を有するもの
2）風致又は景観が優れている者
3）住民の健全な生活環境を確保するために必要なもの

◇協定の締結

市長は、環境保護地区の土地所有者等と保護協定を締結することに努めなければならない

◇開発・建築行為の制限

環境保護地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋め立てなどを行う場合、また保存樹木等の伐採・譲渡をしようとするときは、市長への届出が必要となっている

また、届出をした者に対しては必要な措置をとるよう指導又は勧告をすることができる

無断で行為を行った者については、当該行為の中止または現状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる

◇補助金等の交付

市長は、緑地の保全及び緑化の推進に当たって必要と認めるときは、予算の範囲内で助成することができる

◇罰則規定

行為の中止または現状回復命令に違反した者は、10万円以下の罰金

環境保護地区における行為の届出をせずまたは虚偽の届出をした者は3万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 995

都道府県名 熊本県　区市町村名 熊本市　人口 624,934

■条例等

	施行年月日
熊本市生垣設置奨励補助金交付要綱	79.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
熊本市が進める森の都作戦に参加して、生け垣を設置する者に対する補助金の交付について定めるもの

◇生け垣の基準
(1) 生け垣は、住宅用地又は事業所用地の周囲の全部又は一部に設置するものであること
(2) ﾌﾞﾛｯｸ塀その他通風が悪い構造物の内側に設置する生け垣については、そのﾌﾞﾛｯｸ塀等の高さが50cm以上でないこと
(3) 植栽する生け垣の延長は10m以上であること
(4) 植栽する樹木は、公衆用道路から眺望できる部分の高さが90cm以上であること
(5) 植栽の方法は1m当たり2本以上とし、連続植栽であること
(6) 生け垣用樹木は、熊本市奨励樹木であり、かつ健全な苗木であること

◇補助金の交付
別に定める樹木価格算定基準表により算定した苗木代の2分の1とし、2万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 996

都道府県名 熊本県　区市町村名 熊本市　人口 624,934

■条例等　　施行年月日

熊本市環境緑化用ツタ苗配布要領　　76.4.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☒ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
環境緑化推進のためツタ苗の無償配布を行うことを定めたもの
◇対象者
熊本市内に家又は事業所等を有し、石垣・ﾌﾞﾛｯｸ塀・ｺﾝｸﾘｰﾄ壁面等の建造物の緑化を図ろうとする者
◇ツタ苗の配布
ツタ苗は市長が選定した樹種とし、配布数量は別に定める植栽基準により配布する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 997

都道府県名 熊本県　区市町村名 熊本市　人口 624,934

■条例等

	施行年月日
緑化協定に伴う樹木配布要領	79.12.18

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市緑地保全法の規定に基づき締結した、緑化協定区域内の住民に対する樹木の配布について定めたもの
◇対象者
緑化協定区域内に居住する者及び事業所等を有するもの
◇緑化材料の配布
配布する樹木は、原則としてあらかじめ市長が選定した樹種から2本とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 998

都道府県名 熊本県　区市町村名 八代市　人口 108,754

■条例等　　施行年月日

八代市緑の文化基金条例　　86.7.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　☒7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑と水のうるおう美しい文化のまちづくり推進のため、基金を設置するもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 999

都道府県名 熊本県　区市町村名 玉名市　人口 45,669

■条例等　　施行年月日

玉名市生垣づくり等モデル地区助成金交付要綱　90.5.11

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　☒2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
☒5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　☒3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生け垣もしくはつる性植物による壁面緑化促進を図るための必要な事項を定めたもの
◇地域の指定
・生垣づくり等推進モデル地区　原則として市内小学校区を単位として各一ヶ所で、指定を受けようとする地区の代表者は申請書を提出し、市長はその内容審査及び現地調査により適当と認めたとき指定する
◇生け垣の基準
(1) 民有地の道路沿線の全部又は一部に新しく設置するものであるか、若しくは既設の生け垣づくり等で活性化が図られるもの
(2) 植栽の樹木又は緑化面の高さは、道路沿線から眺望できる部分の高さが70cm以上になると認められるもの
(3) 建築基準法を遵守した植栽であること
(4) 植栽の植物は、生け垣づくり等に適したものであること
◇技術的支援
市長は、モデル地区と認めたものに対し、次の技術指導並びに助言を行う
(1) 樹木等の選定、植栽工法に関すること
(2) 病害虫、施肥並びに剪定に関すること
◇助成金等の交付
・助成対象経費
1) 苗木代　2) 支柱等資材代　3) 工事費　4) 既設の植栽に対する維持管理費
・助成率等
新設の植栽に対しては助成対象費の総額の2/3以内で5万円を限度とする
また、既設の植栽については助成対象費の総額の2/3以内で、1万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート.　　通し番号 1000

都道府県名 熊本県　区市町村名 菊陽町　人口 24,670

■条例等

菊陽町生垣設置奨励補助金交付要綱	施行年月日 84.4.1

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生け垣を設置する者に対して、補助金を交付するために必要な事項を定めたもの
◇生け垣の基準
補助の対象となる生け垣の基準は次のとおり
(1) 生け垣は、住宅用地又は事業所用地の周囲の全部又は一部に新しく設置するものであること
(2) 公衆用道路に面した部分で植栽する生け垣の総延長は、5m以上であること
(3) 植栽する樹木は、列状に並び外部から眺望できる部分の高さが、おおむね70cm以上であること
(4) ﾌﾞﾛｯｸ塀、石垣等の構造物の内側に設置する生け垣については、その構造物の高さが70cm未満であること
(5) 植栽の方法は、1m当たり2本以上とし、連続植栽であること
(6) 生け垣に適した樹木で健全な苗木であること
(7) 建築基準法その他の法令に違反しないものであること
◇補助金の交付
植栽に要した苗木代、工事費の1/2以内とし、5万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1001

都道府県名 熊本県　区市町村名 菊陽町　人口 24,670

■条例等

	施行年月日
菊陽町緑化推進条例	84.3.19

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
公共施設、民有地の緑化についての努力義務を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1002

都道府県名 大分県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等

	施行年月日
大分県環境緑化条例	73.4.16

■関連する規則等

大分県環境緑化条例施行規則	73.4.16
環境緑化用樹木交付要綱	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☒6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化の総合的な推進に関する基本的な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇基本計画等の策定
知事は、国が実施する緑化の施策と相まって緑化の総合的な推進を図るため、県緑化基本計画を策定しなければならない
市町村長は、当該市町村の緑化に関する計画を策定する場合には、知事の意見を聞かなければならない
◇緑化材料の配布
緑化の推進に要する種子、苗木、成木及び芝の円滑な供給を図るため、要綱の基準により適切な措置を講じなければならない
◆緑を守る
◇地域の指定
市街地を形成している地域又は近い将来市街化される可能性のある地域、及び市街地周辺地域のうち、特に緑化の必要があると認める区域を県緑化地域として指定できる
指定には、関係市町村長及び審議会の意見を聞かなければならない
知事は、市町村長から推薦された区域を緑化モデル地区として指定できる
市町村長は、1ha以上の区域を定めて住民と緑化に関する申し合わせをし、大多数の積極的合意の元に成立した場合、緑化モデル地区として知事に推薦できる
◇保存樹木等の指定
保存樹木等の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び関係市町村長の意見を聞かなければならない
◇開発・建築行為の制限
県緑化地域内において、開発・建築行為、木竹の伐採等を行おうとする者は、あらかじめ知事に届け

出なければならない
　県緑化区域の区域、保護樹木等に係る土地、森林法に規定する保安林の地区、自然公園法に規定する自然公園の区域、都市計画法に規定する風致地区、都市計画法施行令に規定する都市計画区域等における、5ha以上の宅地の造成、遊園地、ゴルフ場及び自然動物園の建設、1ha以上の墓園及び駐車場の建設を行おうとする者は、その行為に着手する60日前までに、知事に届け出なければならない
◇損傷の制限
　保護樹木等の現状を変更しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない
　知事は届け出たものに対し、必要に応じ緑化に関する指導勧告又は指示を行うことができる
◇助成金の交付
　県緑化地域内の緑地の保全又は保存樹木等の保護を行うものに対して木竹等の保育及び植栽に要する経費の一部の助成その他必要な措置を行うものとする
◇その他
　その他関連する基準等には、以下のものがある
　県緑化地域内等における緑化基準
　大規模開発行為にかかる緑化指導基準
　大分県緑化地域内等保全事業費補助金交付要綱（74年度の予算に係るものから適用）
　大分県環境緑化用樹木交付事業実施要領

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1003

都道府県名 大分県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

大分県環境緑化運動推進要綱　　＿＿＿＿

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
県民総参加の緑化運動を計画的、組織的に推進するために、大分県緑化基本計画に基づき必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1004

都道府県名 大分県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

環境緑化コンクール等実施要領　＿＿＿＿＿＿

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　☒7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化思想の啓蒙と高揚を図るため、環境緑化技術コンクールと環境緑化作文等の募集をするもの
◇参加対象
個人、地域グループ、職域グループ、学校グループ
◇生け垣等の基準
個人住宅又は住宅団地等において、住宅等敷地周辺の2分の1以上（延長20m以上）に緑化用樹木等を使用し、高さ1.0m以上の連続した生け垣を造成しているもの（フェンスの利用、併用も可）
◇緑地の基準
地域グループが単位となり、500m²以上の一定の地域を定め、計画的に緑地の造成あるいは維持管理をしているもの
◇審査と表彰
審査の結果、入賞者は3月の環境緑化推進県民大会で表彰し、主催者賞、副賞を贈呈する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1005

都道府県名 大分県　区市町村名 大分市　人口 412,183

■条例等　　施行年月日

大分市生垣設置奨励事業補助金交付要項　　75.1.1

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな住みよい町づくりを推進するため、一定の条件を備えた生け垣を新たに設置しようとするものに対して補助金の交付を行うもの
◇生け垣の基準
(1) 植栽する樹木の高さは概ね1m以上とする
(2) 植栽する樹木の枝張りは概ね0.3m以上とする
(3) 植栽する生け垣の連続した長さは10m以上とする
(4) 植栽する樹木は、市が奨励する健全な常緑樹でなければならない
(5) 植栽する生け垣は自己の所有する建物（倉庫は除く）の用地内に設置しなければならない
◇補助金の交付
補助金の額は10分の2とし、2万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1006

都道府県名 大分県　区市町村名 大分市　人口 412,183

■条例等　　施行年月日

大分市名木保存条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
美しい緑が人々の心に潤いをもたらす古木、巨木、並びに樹林を名木として指定し保全を図るもの
◇保存樹木等の指定
古木、巨木、並びに樹林のうち保存を必要とするものについては、その所有者の同意を得て、又は申請により名木に指定することができる
指定の際には大分市名木審議会の意見を聞かなければならない
◇損傷の制限
名木等の所有者は、名木を伐採、又は他人に譲渡しようとするときは市長に届け出なければならない
所有者等に対し、名木の枯損の防止その他保存に関して必要に応じ助言及び指導しなければならない
◇助成金の交付
名木等の保存について助成金を交付することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1007

都道府県名 大分県　区市町村名 大分市　人口 412,183

■条例等

	施行年月日
大分市環境美化に関する条例	86.10.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
都市環境の浄化及び美化について必要な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1008

都道府県名 大分県　区市町村名 大分市　人口 412,183

■条例等

	施行年月日
大分市環境緑化対策事業基本要項	73.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	☒7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化対策事業についての基本的な事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1009

都道府県名 大分県　区市町村名 大分市　人口 412,183

■条例等　　施行年月日

緑の銀行設置事業実施要綱　　75.9.15

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　☒6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　☒6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑の愛護及び資源確保を図るための緑の銀行設置事業について必要な事項を定めたもの
◇対象物件
緑化に役立つ樹木、草花、種子、客土等

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1010

都道府県名 大分県　区市町村名 別府市　人口 127,957

■条例等

条例等	施行年月日
別府市環境保全条例	75.2.1

■関連する規則等

別府市環境保全条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	☒3．植樹・植林	☒4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	☒1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	☒4．水辺保全
	☒5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	☒2．採取・損傷の制限	☒3．罰則規定	☒4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化美化に関する総合的な取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇地域の指定
市街地の修景緑化上必要があると認めるときは修景緑化街区を指定することができる
◇緑化義務
修景緑化街区内において、街路樹の植栽、花壇その他の修景施設の設置等に努めなければならない
また、修景緑化街区内に建築物その他の施設を設置している者又は設置しようとしている者は、その敷地内に道路に面して樹木、花等を植栽し、花壇を設ける等緑化に努めなければならない
これらについて、必要に応じ助言、勧告又は援助をすることができる
造成面積が1000㎡以上の団地等の造成及び、高さ10mを越える建築物を建築しようとする者は、市長と協議の上、当該団地等及び当該建築物が建築される敷地等の緑化に努めなければならない
◆緑を守る
◇開発行為の制限
都市計画法の規定による許可を受けなければならない開発行為等をしようとする者は、市長に届け出て協議をしなければならない
◇保全地区・保護樹木等の指定
(1) 自然環境保護地区　5ha以上の面積を有し良好な自然環境を有する山林、渓谷、池沼、草原、海浜等（史跡、名勝及び天然記念物を含む）で、その自然環境を維持するため保護することが必要な地区
(2) 生物環境保護地区　野生生物の生息地、（渡来地及び繁殖地を含む）又は植物の生育地で、その動植物の保護又は繁殖を図るため保護することが必要な地区
(3) 保護樹　市民に親しまれ、又は由緒ある樹木並びに樹林で、美観風致を維持するために保護することが必要な樹木並びに樹林で、指定基準のどれかに該当するもの
保護地区並び保護樹を指定しようとするときは、別府市環境保全審議会の意見を必要とする

また、指定しようとする保護地区並び保護樹の所有者又は占有者の意見を聞くものとする
生物環境保護地区における自然環境の保護を図るため、特に必要があると認めるときは、当該地区内に立入制限地区を指定することができる

◇保護樹木等の指定基準

(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上であるもの
(2) 樹高が10m以上であるもの
(3) 株立した樹木で高さが3m以上であるもの
(4) つる性の樹木で被覆する面積が30㎡以上であるもの
(5) 樹林、並木等で、これらの指定基準のどれかに該当する樹木を含んでいるもの、またはその占める土地の面積が30㎡以上であるもの

◇開発・建築行為の制限

保護地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋め立てなどをしようとするものは、市長に届け出なければならない
届け出のあった者に対し目的の達成のため必要な指導・勧告を行うことが出来る

◇採取の制限

生物保護区域内において、市長が指定する動物を捕獲、殺傷もしくは損傷、又は市長が指定する植物を採取、もしくは損傷してはならない
また、保護樹の枝根の切除、樹皮の損傷などは禁止されている
無断で行為を行った者、勧告にしたがわない者については、当該行為の中止または原状の回復など必要な措置をとることを命ずることが出来る

◇助成金の交付

保護地区及び保護樹について、必要に応じ都市計画税相当額以内の助成金の交付を行うことができる

◇罰則規定

行為の届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者、あるいは、行為の中止又は現状回復命令に違反した者は、3万円以下の罰金
保存樹木に標識を設置することを拒み、又は妨げた者、あるいは標識を移転、除去、汚損、又は損壊した者は1万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1011

都道府県名 大分県　区市町村名 別府市　人口 127,957

■条例等　　施行年月日

別府市生垣設置奨励事業補助金交付要領　81.9.21

■関連する規則等

.....　.....
.....　.....
.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
潤いと安らぎのある緑豊かな町づくりを推進するために、一定の条件を備えた生け垣を新たに設置する市民に対して行う補助金の交付について必要な事項を定めたもの
◇生け垣の基準
次の基準による生け垣の設置
(1) 植栽する樹木の高さは概ね1m以上とする
(2) 植栽する樹木の枝張りは概ね0.3m以上とする
(3) 生け垣の連続した長さは10m以上とする
(4) 生け垣は、自己の所有する建物（倉庫を除く）の用地内に設置しなければならない
(5) 植栽する樹木は市が推賞する健全な常緑樹でなければならない
◇補助金の交付
補助金の額は設置費の10分の2とし、2万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1012

都道府県名 大分県　区市町村名 日田市　人口 64,427

■条例等

	施行年月日
日田市環境保全条例	73.4.1

■関連する規則等

.日田市環境保全条例施行規則	.73.9.1
.日田市環境緑化基準	.73.10.8

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☒2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☒2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☒5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
健康で文化的な生活を営むための良好な環境の確保に関する責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定め、その施策の総合的推進を図るもの
◆緑を創る
◇緑地の提供
市域のうち同一地に連続して2000㎡以上の事業の用に供する宅地を占有する事業者ならびに建築面積1000㎡以上の事業の用に供する建築物等を占有する事業者は、その宅地又は建築面積の10%以上を緑地として確保し、基準に従い樹木の植栽又は花きの植え付けを行い、環境の緑化に努めなければならない
◇協定の締結
前項に定める土地の他、市域の環境保全上必要と認める土地については、その占有者又は管理者と植樹協定を締結し、緑化の推進を図らなければならない
◇助成金の交付
前2項の規定により緑化を推進する場合、苗木又は種子の斡旋及び購入費に対する助成ができる
◆緑と親しむ
◇公園的利用
市街地等に所在する空閑地を、その占有者から契約に基づき信託を受けて整備し、チビッコ広場、運動広場又は駐車場として市民に利用させることができる
◇税の減免
信託を受けた土地については日田市税減免条例により、信託期間中これを減免することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1013

都道府県名 大分県　区市町村名 日田市　人口 64,427

■条例等

	施行年月日
日田市環境緑化対策要綱	77.2.25

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	☒8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	☒4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑豊かな郷土を保全するための緑化の総合的な取り組みを定めたもの
◇地域の指定
次に掲げる基準に該当する地域で緑を保全する必要があると認める地域を、緑地保全地域として指定することが出来る
(1) 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯等として適当な位置、規模及び形態を有する地域
(2) 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、当該地域において伝統的又は文化的意義を有する地域
(3) すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域又は風致及び景観がすぐれており、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するために必要な地域
◇保存樹木等の指定
次に掲げる基準いずれかに該当し、生育が健全かつ樹容が美観上特に優れている古木、巨木及び樹林について特に保存の必要があると認められるものを、その所有者等の申請又は承諾を得て、保存樹又は保存樹林に指定することが出来る
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること
(2) 高さが15m以上であること
(3) 株立ちした樹木で、枝葉の面積が30m²以上であること
(4) 樹林については、その集団面積が300m²以上であること
(5) 生け垣をなす樹木で、その生け垣の長さが30m以上であること
(6) その他特に価値のあるもので保存を必要とするもの
◇土地の買取り
緑地保全地区の土地の保有者から土地の譲渡に関する届出、又は申出その他緑地地域内の土地の買取り請求があった場合、特に必要があると認めるときは、その土地の買取り措置を講ずることが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1014

都道府県名 大分県　区市町村名 津久見市　人口 26,686

■条例等

	施行年月日
津久見市ふるさと緑化共同事業実施要綱	88.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☒ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化事業の一環として、市民が出生・就職・結婚等の記念の植樹をする場を提供することにより緑化と緑化意識の向上を図るもの
◇植樹の方法
植樹希望者は、申込書を市長に提出する
市長は、市内に定めた場所に樹木の植え付けを行い、また植樹後の管理を行うものとする
樹種、規格及び本数は植樹の場所及び環境等により、植樹希望者と協議して定める
植樹希望者は、樹木、樹木の植え付け及び名札の設置に要する経費を負担するものとする
◇経費の負担
市長は、植樹希望者の負担する経費の一部を負担することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1015

都道府県名 大分県　区市町村名 挾間町　人口 13,307

■条例等　　施行年月日

挾間町自然環境保護条例　　73.6.1

■関連する規則等

挾間町自然環境保護条例施行規則……73.6.1……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☒1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の適正な保全を推進するための取り決めを定めたもの
◇開発行為の制限
挾間町の区域内において、1000㎡以上の開発行為、土石の採取等をしようとするものは、町長に届け出て、同意を得なければならない
届け出があった場合、事業者に対しその届け出があった日から30日以内に限り、必要な限度において、届け出に係る行為を禁止、制限又は必要な措置をとるべき旨を勧告することができる
事業者は勧告による必要な措置を講じたときは、10日以内に町長に報告し、検査を受けなければならない
無断で行為を行った者、勧告にしたがわない者については当該行為の中止又は原状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる
◇協定の締結
開発の同意を受けようとするものは、町長と開発行為の実施に関して協定を締結するものとする
◇基本計画等の策定
町長は、環境保全に関する基本的かつ総合的な計画を策定するものとする
保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする
(1) 自然環境の保全に関する基本的な事項
(2) 自然環境の保全のための規制に関する事項
(3) 自然環境の保全のための施設に関する事項
保全計画を策定しようとするときは、挾間町環境保全対策審議会の意見を聞かなければならない
◇罰則規定
行為の届け出を怠った者、虚偽の届け出をした者、又は必要な措置を講じた際の報告を怠った者、もしくは虚偽の報告をした者は5万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1016

都道府県名 大分県　区市町村名 湯布院町　人口 11,739

■条例等

潤いのある町づくり条例	施行年月日 90.9.5

■関連する規則等

潤いのある町づくり条例施行規則

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☒1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務　☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
潤いのある町づくり施策を推進する上で開発事業等の調整を図るため、基本的な事項を定めたもの
◆緑を創る
◇公園・緑地の提供
起業者は、開発区域内に開発規模に応じて、規則に定める基準の公園、緑地及び緑地帯を設置しなければならない
◆緑を守る
◇開発・建築行為の制限
次にあげる開発事業等は、この条例の適用を受ける
(1) 宅地の造成、その他の土地の区画形質を変更する事業で、その面積が1000m²を超える土地造成行為
(2) 開発区域の傾斜度が30度以上で、その斜面の直行が10m以上の急傾斜地における土地造成行為
(3) 地盤面下に設ける容積の合計が50m3以上の施設の設置並びに機動機等によるボーリング又は打ち込み行為のうちで規則に定めるもの
(4) 敷地面積が500m²以上で、建築物の新築及び増築で高さ10mを超えるもの、又は地上3階建て以上のもの。建築物の地階の床面積が50m²以上のもの
(5) リゾートマンション等の建築物
(6) 特殊建築物で2階建て以上の建築物かつ敷地面積が500m²以上のもの
(7) 同一起業者が既に施行した、又は施行中の開発事業に接続してさらに事業を行う場合にはそのすべての面積を (1) に定める規模の対象とする
(8) 屋外広告物で規則で定めるもの
また、次にあげる地域についての開発事業等については、原則として抑制するものとする
(1) 貴重な自然状態を保ち、又は学術上重要な意義を有する森林、草生地、湿地、山岳、湖沼等を含む地域のうち自然環境を保存することが必要な地区

(2) 歴史的又は郷土的に特色のある地域の内、その特色を保持するための自然環境を保全することが必要な地区
(3) その他町長が特に景観保全上必要と認める地域

◇協定の締結
市長及び起業者は必要に応じ、協定を締結するものとする
◇事実の公表等
条例の不履行に対する措置として、町長は起業者に対し、道路の占用許可、開発事業への同意、水道供給、公共工事の施行等に関し、必要な措置をとることが出来る
また、起業者、設計者、工事施行者の指名及び勧告の内容を公表することが出来る

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1017

都道府県名 宮崎県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例　　73.4.12

■関連する規則等

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則　　73.9.25

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　☒1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保全と創出に関する総合的な取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇近隣共同緑地計画の策定
住民は1ha以上の区域を定め、その区域内の所有し、又は管理する土地について、共同して、植栽等の緑地の造成に関する計画を策定し、知事にその認定を受けることができる
知事は、近隣共同緑地計画に定めるところに従って緑地の造成を図る住民に対して、技術的指導その他必要な措置をとらなければならない
◆緑を守る
◇開発行為の制限
自然公園区域（自然公園法）、都市計画区域（都市計画法）などに含まれない区域において遊園地の建設、ゴルフ練習場、土石の採取などの目的で3ha以上の開発をしようとする者は、知事に対して届出が必要となっている
届出があった場合、知事は自然環境の保護と創出のために必要があると認めるとき、届出をした者に対して必要な助言・勧告をすることができる
◇保全地区・保存樹木等の指定
(1) 緑地環境保全地域　都市周辺における自然環境の保護創出を図るために必要な樹林地、池沼、丘陵、河川又は海岸の区域、またはその地域を象徴すつ歴史的、文化的資産と一体となって良好な自然環境を形成している区域
自然公園（自然公園法）の区域、及び都市計画区域（都市計画法）は緑地環境保全地域に含まれないものとする
(2) 緑地保全樹木　由緒由来のある樹木及び地域住民に親しまれてきた樹木で、その区域における良好な自然環境を維持するために必要と認められる樹木
◇基本計画等の策定

緑地環境保全地域に関する保全計画（緑地環境保全地域における自然環境の保護と創出を図るための規制または施設に関する計画）を定める

◇開発・建築行為の制限

緑地環境保全地域において、建築・開発行為、木竹の伐採などを行う場合、知事への届出が必要となっている

◇損傷の制限

緑地保全樹木を伐採し又は移植しようとする場合、知事への届出が必要となっている

届出があった場合、知事は自然環境の保護と創出のために必要があると認めるとき、届出をした者に対して必要な限度で届出に関わる行為の禁止、制限、又は必要な措置を命ずることができる

◇罰則規定

知事の命じた処分（行為の禁止、制限または必要な措置）に違反した者、及び行為の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1018

都道府県名 宮崎県　区市町村名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　人口 ＿＿＿＿＿＿

■条例等　　施行年月日

宮崎県沿道修景美化条例 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■関連する規則等

宮崎県沿道修景美化条例施行規則	69.10.20

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☒ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☒ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
沿道におけるすぐれた自然景観や樹木などを保護するとともに、花木の植栽等を行うことによって沿道の修景、郷土の美化を図ろうとするもの
◇保全地区・保存樹木等の指定
(1) 沿道自然景観地区　沿道において代表的な自然の風景地及びその眺望を妨げない地で知事が指定する地区
(2) 沿道修景植栽地区　沿道における樹木その他の植物の植栽地で道路の各一側について幅20mをこえない範囲で知事が指定する地区
(3) 沿道修景指定樹木　沿道において美観風致を維持する樹木又は樹木の集団で知事が指定するもの
◇開発・建築行為の制限
沿道自然景観地区及び沿道修景植栽地区において建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋め立てなどを行う場合、知事への届出が必要になっている
◇採取・損傷の制限
沿道修景植栽地区において植栽樹木その他の植物の伐採、移植などを行う場合、知事の許可が必要になっている
知事は沿道自然景観地区、及び沿道修景植栽地区の美観を保護するために必要があると認めるとき、行為をしようとする者又はした者に対して必要な限度で届出に関わる行為の禁止、制限、又は必要な措置を命ずることができる
知事は行為の制限に違反した者に対して必要な限度において現状回復を命じ、又は現状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を命ずることができる
◇罰則規定
行為に当たって知事の許可を得ていない、また行為を許可するときに付せられた条件に違反した者及び現状回復命令に違反した者は1万円以下の罰金
行為の届出をしていない、又は虚偽の届出をした者は5000円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1019

都道府県名 宮崎県　区市町村名 宮崎市　人口 290,582

■条例等

条例等	施行年月日
宮崎市郷土の名木条例	73.4.1

■関連する規則等

宮崎市郷土の名木条例施行規則	73.4.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	☒2．樹木保存	☒3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	☒2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
　郷土の古木、巨木、名木及び樹林を「郷土の名木」として指定し保全を図るもの
◇保存樹木等の指定
　保存を必要必要とする樹木等については、所有者の同意を得て「郷土の名木」として指定することができる
　また、樹木等の所有者で「郷土の名木」の指定を受けようとするものは、これを申請することができ、審査の結果指定の必要が認められた場合はこれを指定する
◇助成金の交付
　「郷土の名木」所有者に対し、その保存についての助成金を交付することができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1020

都道府県名 宮崎県　区市町村名 宮崎市　人口 290,582

■条例等

「まちに緑と花を増やす運動」推進要綱	施行年月日 84.9.20

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☐ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
市民を主体とした「町に緑と花をふやす運動」の推進にあたっての基本的事項を定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1021

都道府県名 宮崎県　区市町村名 宮崎市　人口 290,582

■条例等　　施行年月日

誕生記念苗木交付要綱　　77.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化事業の一環として、市民の出生に対し誕生記念苗木を交付し家庭緑化と緑化意識の向上を図るもの
◇対象者
宮崎市で1977年4月1日以降に生まれた新生児を対象とする
◇苗木等の配布
出生届出者に苗木引き替え券を送付する
以下の樹種から本人が希望する苗木1本を選ぶ
1.キンカン　2.ツツジ　3.サザンカ　4.カキ　5.キンモクセイ　6.サクラ　7.クロガネモチ
8.ヤマモモ　9.ウメ　10.モモ

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1022

都道府県名 宮崎県　区市町村名 宮崎市　人口 290,582

■条例等

「宮崎市みどりの相談所」設置要綱	施行年月日 75.11.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	□2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	☒7．その他	□8．努力規定
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全
	□5．生物保全	☒6．その他	□7．努力規定	
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他	

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	□1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	☒8．その他
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他		
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り
	□5．土地の貸借	□6．その他		

■内容等の詳細

◆位置づけ
「宮崎市みどりの相談所」を設置し、緑化全般についての指導・助言を行い緑化の向上を図るもの
◇緑化相談所の設置
建設部公園緑地課内に設置するものとし、以下のような業務を行うものとする
1) みどりに関する相談・指導及び助言
2) みどりの教室の開催
3) 展示即売会等の開催
4) みどりの訪問（緑化パトロール）
5) 緑化運動の推進
6) 記念植樹の奨励

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1023

都道府県名 宮崎県　区市町村名 都城市　人口 131,720

■条例等

	施行年月日
都城市生活環境保全条例	76.6.24

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
環境の保全、公害の防止に対する総合的な取り組みを定めたもの

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1024

都道府県名 宮崎県　区市町村名 都城市　人口 131,720

■条例等　　施行年月日

都城市共同緑地事業補助金交付要綱　　74.4.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
共同緑地事業を行う団体又は共同施行者の代表者に対する補助金の交付について定めたもの
◇対象
植樹等の緑地の造成を共同して行う地域住民
◇補助金の交付
緑地の造成に必要な整地および植樹等に要する経費のうち25%以内
ただし、補助金交付の対象となる経費は50万円以上とし、補助金の額が50万円を超えるときは50万円とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1025

都道府県名 宮崎県　区市町村名 延岡市　人口 130,353

■条例等　　施行年月日

延岡市緑化美化推進条例　　73.7.20

■関連する規則等

延岡市緑化美化推進条例施行規則……73.9.18……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☒7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
緑化美化の推進に関する基本的な事項を定めるもの
◆緑を創る
◇協定の締結
市長は、良好な環境を保全するため必要と認める場合は、以下に示すような事業者及び土地の所有者等と緑化美化に関する協定を結ぶことができる
(1) 同一地に連続して1000㎡以上の用に供する土地を有する事業者並びに同一地に連続して、1000㎡以上の土地を有する所有者等
(2) 共同で同様の効果をあげている、1000㎡以上の土地を有する事業者並びに1000㎡以上の土地を有する所有者等
(3) 建築面積500㎡以上の事業の用に供する建築物を有する事業者並びに500㎡以上の建築物を有する所有者等
(4) 共同で同様の効果をあげている、500㎡以上の建築物を有する事業者並びに、500㎡以上の建築物を有する所有者等
◆緑を守る
◇保全地区・保存樹木等の指定
(1) 緑地保護区域
(2) 保存樹木等
緑地保護区域の指定に当たっては審議会の意見が必要である
また、保存樹林等の指定に当たっては審議会の意見を聞き、樹木または樹林の所有者又は管理者の同意を得る必要がある
◇保存樹木等の指定基準
樹木については、次のいずれかに該当し健全でかつ樹容が美観上すぐれていること
1) 1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上であること

2) 高さが12.0m以上であること
3) 株立ちした樹木の高さが3.0m以上であるこ
4) つる性の樹木で枝葉の面積が30m²以上であること
樹木の集団については、次のいずれかに該当しその集団に属する樹木が健全でかつ集団の樹容が美観上すぐれていること
1) その集団の有する土地が500m²以上であること
2) 生け垣をなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが30m以上であること

◇補助金の交付

保存樹木等の所有者に対しては、必要に応じて予算の範囲内で補助金を交付することができる

◇開発・建築行為の制限

緑地保護区域内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋め立て又は干拓などを行う場合、市長への届出が必要となっている。
届出をしたものに対しては、目的の達成のため必要な指導・助言を行うことができる

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1026

都道府県名 宮崎県　区市町村名 日向市　人口 59,166

■条例等　　施行年月日

日向市民の環境と自然をまもる条例

■関連する規則等

.日向市民の環境と自然をまもる条例施行規則	
.日向市保護地区等の指定に伴う補助事務取扱い要綱	.74.11.30
いけがき設置奨励事業補助金交付要綱	85.5.1

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保全、公害の防止に対する総合的な取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇生け垣の基準
補助の対象となるのは次の基準によるいけがきの設置
(1) 生け垣の全部又は一部が、一般の通行の用に供されていると認められる道路に面し、総延長が10m以上であること
(2) 生け垣の高さが、0.5m以上であること
(3) 生け垣の植栽本数は、延長0.9mにつき2本以上であること
(4) 生け垣の樹種は、市長の推奨するもので、樹木が健全であること
◇補助金の交付
生け垣1mあたり1,000円とし、2万円を限度とする
◆緑を守る
◇開発行為の制限
自然景観及び緑地並びに水源確保のため必要な山林の確保に影響を及ぼす地域で、自然公園法、森林法他で指定されている地域を除く地域において、2,000m²を超える規模の宅地の造成その他の土地の区画形質の変更をともなう開発行為をしようとする者は市長への届出が必要となっている
届出をした者に対しては、目的の達成のため必要な指導・勧告を行うことができる
無断で行為を行った者、勧告に従わない者については、当該行為の中止、計画の変更または現状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる
◇保全地区・保存樹木等の指定
(1) 良好自然環境保護地区　良好な自然環境を有する山林、渓谷、河川等でその自然環境を維持するために保護を必要とする地区
(2) 歴史自然環境保護地区　歴史的および文化的遺産をとりまく自然環境のすぐれた地域で、その自

然環境を維持するために保護を必要とする地区
(3) 保存樹　町民に親しまれ又はゆいしょ由来がある樹木でその自然環境を維持するために保護を必要とする樹木
(4) 保存樹林　町民に親しまれ又は由緒、由来がある樹林でその自然環境を維持するために保護を必要とする樹林
保護地区や、保存樹及び保存樹林を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区または保存樹等の所有者等の同意を得て審議会の意見を聞かなければならない
◇保存樹・保護樹林の指定基準
(1) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木
(2) 高さが10m以上の樹木
(3) 高さが3m以上の株立ちした樹木
(4) 枝葉の面積が30㎡以上のはん登性樹木
(5) その存する土地の面積が300㎡以上の樹木の集団
◇補助金の交付
(1) 保護地区については、毎年度予算の範囲内とする。
(2) 保存樹については、樹木1本当たり2000円とする
ただし、同一場所に2本以上ある場合は、2本目から1本につき1000円とし、その合計額の最高限度額を1万円とする
(3) 保存樹林については、その集団の存する土地の面積が1000㎡未満ものに3000円を、1000㎡以上のものについては、1000㎡を単位（1,000㎡未満を含む）として2000円を加算し、その合計額の最高限度額を2万円とする
(4) 保存樹及び保存樹林の枯損防止及び蘇生のために行う経費については、その合計額の3分の1の額とし、その限度額は10万円とする
(5) 保存樹及び保存樹林が枯死または自然災害等で倒木したときの当該樹木の除去に要した経費については (4) の規定を準用する
◇開発・建築行為の制限
保護地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋め立て又は干拓などを行う場合、市長への届出が必要となっている。
◇損傷の制限
保存樹・保存樹林の損傷または枝根の切除等は許可を得ない限り禁止されている
届出や許可の申請をしたものに対しては、目的の達成のため必要な指導・勧告を行うことができる
無断で行為を行った者、勧告に従わない者については、当該行為の中止または現状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる
◇罰則規定
行為の中止または現状回復命令などに違反した者は6月以下の懲役または10万円以下の罰金
無断で行為を行った者、または虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1027

都道府県名 宮崎県　区市町村名 三股町　人口 22,031

■条例等　　施行年月日

三股町環境緑化条例　　73.7.5

■関連する規則等

三股町環境緑化条例施行規則……73.7.5……
三股町樹木等の保存に関する条例……73.7.5……
……

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　□4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　□1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　□3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　☒3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
生活環境にうるおいのある緑と花木の町づくりを推進するために緑の保存と造成について定めたもの
◆緑を創る
◇努力規定
宅地及び工場用地等の造成業者は、設計及び施工において当該区域の環境緑地の保全に努めなければならない
◆緑を守る
◇協定の締結
町長は、環境保全上必要と認めるときは、緑地の保全に関し、宅地及び工場用地等の造成業者と協定を結ぶものとする
◇保存樹木等の指定
保存樹木等　長い年代にわたって生活環境に美観風致をもたらしてきた古木、並びに巨木で希少価値のある樹木又は樹木の集団
保存樹木等を指定しようとするときは、あらかじめ三股町緑化計画審議会の意見を聞くとともに、当該保存樹等の所有者の同意が必要とされる
◇損傷の制限
保存樹木等の伐採や保存樹木等を他に移転、譲渡しようとするときはあらかじめ届出が必要である
町長は、その所有者に対し、保存樹木等の損傷又は枯死の防止その他保存に関し必要な助言、及び指導をしなければならない

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1028

都道府県名 宮崎県　区市町村名 三股町　人口 22,013

■条例等　　施行年月日

三股町開発行為に関する指導要綱　　80.12.1

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☒1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☐1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☒5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の賃借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ

開発区域内外の環境保全と調和のとれた町の発展を推進し、秩序ある町づくりを図るため、開発行為を行う者に対して必要な指導を行い、公共施設等の整備に関し合理的かつ適正な施行を行うことを定めたもの

◇対象の指定

対象となるのは、0.2ha以上の開発を行う開発事業者である

◇公園・緑地の提供

事業者は、当該開発面積の3%以上で最低100㎡を公園緑地として確保する

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1029

都道府県名 宮崎県　区市町村名 綾町　人口 7,434

■条例等

	施行年月日
綾町の自然を守る条例	75.3.28

■関連する規則等

綾町の自然を守る条例の施行に関する規則	75.12.24
いけ垣設置推奨事業補助金交付要綱	85.5.15

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る
☒1．開発制限　☒2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ
☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他
☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保護と創出に対する総合的な取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇生け垣の基準
補助対象となる生け垣の基準は以下のとおり
(1) いけ垣の全部又は一部が、一般の通行の用に供されていると認められる道路に面し、総延長が5m以上であること
(2) いけ垣の高さが、0.5m以上であること
(3) いけ垣の植栽本数は延長0.9mにつき二本以上であること
(4) いけ垣の樹種は、町長の推奨するもので、樹木が健全であること
◇補助金の交付
補助金の額は、いけ垣1mあたり1500円とし、4万5千円を限度とする
◆緑を守る
◇開発行為の制限
自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の区画形質の変更を伴う開発行為をしようとする者は、あらかじめ町長に届出が必要となっている
◇保全地区・保存樹木等の指定
(1) 保護地区　1) すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域　2) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している山林、原野、渓谷、河川等の区域　3) その地域を象徴する歴史的文化的遺産と一体となってすぐれた自然環境を形成している区域、のいずれかに該当するもの
(2) 保存樹　町民に親しまれ又は由緒ある樹木でその自然環境を維持するため、保存を必要とする樹木
保護地区及び保存樹を指定しようとするときは、あらかじめ保護地区等の所有者等の同意を得て審議会の意見を聞かなければならない

◇補助金の交付
　保護地区等の保護のために必要があると認めるときは、予算の範囲内で費用の一部を補助することができる
◇開発・建築行為の制限
　保護地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採などを行う場合、町長への届出が必要となっている
◇損傷の制限
　保存樹を損傷し又はその保全に影響を及ぼす行為は禁止されている
　届出をした者に対しては、目的の達成のため必要な指導・勧告を行うことができる
　無断で行為を行った者、勧告に従わない者については、当該行為の中止または現状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる
◇罰則規定
　行為の中止または現状回復命令に違反した者は、10万円以下の罰金
　行為の届出をせずまたは虚偽の届出をした者、及び保存樹を損傷し又はその保全に影響を及ぼす行為を行った者は、5万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1030

都道府県名 鹿児島県　区市町村名 鹿児島市　人口 531,543

■条例等

	施行年月日
鹿児島市民の環境をよくする条例	73.4.10

■関連する規則等

鹿児島市民の環境をよくする条例施行規則	74.1.9
保護地区ならびに保存樹・保存樹林奨励金交付要綱	
保存樹・保存樹林の指定基準	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☐ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☐ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☒ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☒ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保全、公害の防止に対する総合的な取り組みを定めたもの
◇保全地区・保存樹木等の指定
(1) 良好自然環境保護地区　良好な自然環境を有する山林、渓谷、池沼、海浜等でその自然環境を維持するために保護を必要とする地区
(2) 歴史自然環境保護地区　歴史的および文化的遺産をとりまく自然環境の優れた地域で、その自然環境を維持するために保護を必要とする地区
(3) 保存樹　市民に親しまれ又は由緒、由来がある樹木でその自然環境を維持するために保護を必要とする樹木
(4) 保存樹林　市民に親しまれ又は由緒、由来がある樹林でその自然環境を維持するために保護を必要とする樹林
良好自然環境保護地区や歴史自然環境保護地区、保存樹または保存樹林を指定しようとするときは、あらかじめ、それらの所有者等の同意が必要とされる
◇開発・建築行為の制限
保護地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋立などを行う場合、市長への届出が必要となっている
◇損傷の制限
保存樹の剪定、根の切除などは許可を得ない限り禁止されている
届出や許可の申請をしたものに対しては、目的の達成のため必要な指導・勧告を行うことができる
無断で行為を行った者、勧告に従わない者については、当該行為の中止または現状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる
◇罰則規定
あり
◇奨励金の交付

保護地区については、1万㎡当たり年額1万円以内とし、一万㎡を超えるものは、5000㎡毎に2000円以内の額を加算し、最高5万円を限度とする
ただし、この額は山林について該当することにし、その他についてはその都度検討し定める
保存樹については、樹木1本当たり年額3000以内とする
ただし、同一人が2本以上所有している場合は、2本目から1本当たり1000円以内とし、最高6000円とする
保存樹林については、年額1万円以内とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1031

都道府県名 鹿児島県　区市町村名 川内市　人口 72,029

■条例等

条例等	施行年月日
川内市土地利用対策要綱	83.4.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景
□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　□8．努力規定

B.緑を守る
□1．開発制限　□2．樹木保存　□3．樹林地保全　□4．水辺保全
□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ
□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援
□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策
☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務
□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他
□1．基本計画等の策定　□2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り
□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
土地の無秩序な開発行為を防止し、良好な地域環境を確保するための指導について定めたもの
◇開発行為の制限
次のような開発行為等を行おうとする者は、あらかじめ市長に土地利用協議書を提出して協議をする
(1) 1000㎡以上の宅地造成
(2) 1000㎡以上のゴルフ場の建設
(3) 300㎡以上の土砂石を採取し、又は採掘すること
(4) 1000㎡以上にわたって樹根を採掘すること
(5) その他1000㎡以上の土地の区画形質の変更
市長は、次のような基準に適合しているか審査し適合していないと認める時には土地利用について指示又は必要な勧告を行う
(1) 市の総合的な土地利用に関する計画に適合し、かつ地域発展上望ましいものであること
(2) 関係法令に適合していること
(3) 公用又は公共の用に供する目的で行う事業の推進に支障を来さないものであること
(4) 周辺地域の自然環境と調和し、かつ、自然保護及び環境保全を配慮したものであること
(5) 災害防除、公害防止及び文化財保護のために必要な措置が講じられていること
(6) 給排水施設、交通施設等が国及び地方公共団体等の既存の施設に著しい影響を与えないよう配慮されていること
(7) 開発行為を行うため必要な資力及び信用があること
◇事実の公表等
この要綱の規定に違反して開発行為を行った者で必要と認める場合、指名及びこの要綱の規定に違反して行った開発行為又は開発協定の不履行の状況の概要の公表、またその他の必要な行政上の措置を行う

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1032

都道府県名 鹿児島県　区市町村名 川内市　人口 72,029

■条例等　　施行年月日

川内市ＨＯＰＥ計画推進事業に係わる外構緑化補助金交付要綱

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☒2．生け垣設置　☐3．植樹・植林　☐4．草花による修景　☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全　☐5．生物保全　☐6．その他　☐7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☐4．団体活動の支援　☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☐3．罰則規定　☐4．緑化義務　☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り　☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
川内市ＨＯＰＥ計画推進事業の一環として、市の指導にもとづき生け垣を設置した者に対し補助金を交付するもの
◇地域の指定
モデル事業地区である今村団地内
◇植樹の基準
次の基準による生け垣の設置
(1) 樹種　イヌマキ
(2) 高さ　1.2m以上1.5m以下
(3) 植え込み間隔　0.5m以下
(4) その他　別に市長が定める基準による
◇補助金の交付
4000円／1m。ただし、補助対象となる宅地の直接公道に接した面が1面のものについては6万円、2面以上のものについては9万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1033

都道府県名 鹿児島県　区市町村名 川内市　人口 72,029

■条例等

	施行年月日
川内市快適環境づくり補助金交付要綱	88.10.13

■関連する規則等

.....	.....
.....	.....
.....	.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　☐1．空地の確保　☐2．生け垣設置　☒3．植樹・植林　☒4．草花による修景
☐5．屋上・壁面緑化　☐6．室内緑化　☐7．その他　☐8．努力規定

B.緑を守る　☐1．開発制限　☐2．樹木保存　☐3．樹林地保全　☐4．水辺保全
☐5．生物保全　☐6．その他　☒7．努力規定

C.緑と親しむ　☐1．農園的利用　☐2．公園的利用　☐3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　☒1．補助金の交付　☐2．税の減免　☐3．技術的な援助　☒4．団体活動の支援
☐5．建築規制の緩和　☐6．緑化材料の配布　☐7．基金の運用　☐8．その他

B.規制策　☐1．開発・建築行為の制限　☐2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　☐4．緑化義務
☐5．公園・緑地の提供　☐6．その他

C.その他　☐1．基本計画等の策定　☐2．対象・地域の指定　☐3．協定の締結　☐4．土地の買取り
☐5．土地の貸借　☐6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
川内市アメニティタウン計画事業の一環で、快適な環境づくり事業を実施しようとする市民団体に補助金を交付するもの
◇団体活動の支援
「公道に接する場所その他市長が適当と認める場所において、フラワーポットを設置し、又は、花きおよび樹木を植栽しようとする事業」、「地域に存する自然、史跡等の保存及び整備を行う事業」を行う団体について補助金の交付を行う
◇補助金の交付
川内市民協議会については年20万円を限度とする額、その他の市民団体は必要な原材料費および加工に要する経費に100分の80を乗じて得た額とする、ただし、1市民団体につき年5万円を限度とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1034

都道府県名 鹿児島県　区市町村名 枕崎市　人口 28,503

■条例等　　施行年月日

枕崎市民の環境を守る条例

■関連する規則等

枕崎市民の環境を守る条例施行規則 ..... 79.6.1.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　□2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保全、公害の防止に対する総合的な取り組みを定めたもの
◇保全地区・保存樹木等の指定
(1) 自然環境保護地区　その地区内に生存する動植物を含む自然の環境が優れた状態を維持している山林、原野、河川、池沼、海浜等で保護することが必要な地区
(2) 保存樹　市民に親しまれ又は由緒、由来がある樹木及び樹林で美観、風致を維持するため特に保護を必要とするもの。
(3) 保護植物　乱獲されれば従前の植生を回復するのに相当な期間を要する植物等で特に保護を必要とするもの
自然環境保護地区、保存樹、保護植物を指定しようとするときは、枕崎市環境保全審議会の意見が必要とされる。また、自然環境保護地区又は保存樹を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区または保存樹について所有権その他の権原を有するものの同意が必要とされる
◇開発・建築行為の制限
自然環境保護地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋立などを行う場合、また保護植物の採取にあたっては市長への届出が必要となっている。また、保存樹の枝根の切除などは許可を得ない限り禁止されている
届出や許可の申請をしたものに対しては、目的の達成のため必要な指導・勧告を行うことができる
無断で行為を行った者、勧告に従わない者については、当該行為の中止または現状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる
◇罰則規定
行為の中止または現状回復命令に違反した者は、5万円以下の罰金
行為の届出や許可の申請を怠った者は、3万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1035

都道府県名 鹿児島県　区市町村名 名瀬市　人口 44,577

■条例等　　施行年月日

名瀬市民の環境を守る条例

■関連する規則等

名瀬市自然環境保護地区等の奨励金交付要綱 ..... 78.4.1.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
□ 1．空地の確保　□ 2．生け垣設置　□ 3．植樹・植林　□ 4．草花による修景
□ 5．屋上・壁面緑化　□ 6．室内緑化　□ 7．その他　☒ 8．努力規定

B.緑を守る
□ 1．開発制限　□ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☒ 4．水辺保全
□ 5．生物保全　□ 6．その他　□ 7．努力規定

C.緑と親しむ
□ 1．農園的利用　□ 2．公園的利用　□ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　□ 2．税の減免　□ 3．技術的な援助　□ 4．団体活動の支援
□ 5．建築規制の緩和　□ 6．緑化材料の配布　□ 7．基金の運用　□ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☒ 3．罰則規定　□ 4．緑化義務
□ 5．公園・緑地の提供　□ 6．その他

C.その他
□ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　□ 3．協定の締結　□ 4．土地の買取り
□ 5．土地の貸借　□ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保全、公害の防止に対する総合的な取り組みを定めたもの
◇保全地区・保存樹木等の指定
(1) 自然環境保護地区　その地区内に生存する動植物を含む自然の環境が優れた状態を維持している山林、原野、海浜等で保護することが必要な地区
(2) 保存樹　市民に親しまれ又は由緒、由来がある樹木及び樹林で美観、風致を維持するため特に保護を必要とするもの
(3) 保護植物　乱獲されれば従前の植生を回復するのに相当な期間を要する亜熱帯植物等で得に保護を必要とするもの
自然環境保護地区、保存樹を指定しようとするときは、環境保全審議会の意見が必要とされる。また、自然環境保護地区又は保存樹を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区または保存樹について所有権その他の権原を有するものの同意が必要とされる
◇開発・建築行為の制限
自然環境保護地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋立などを行う場合、にあたっては市長への届出が必要となっている
◇採取・損傷の制限
保存樹の枝根の切除などは許可を得ない限り禁止されている。また、保護植物の採取にあたっては市長への届出が必要となっている
届出や許可の申請をしたものに対しては、目的の達成のため必要な指導・勧告を行うことができる
無断で行為を行った者、勧告に従わない者については、当該行為の中止または現状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる
◇罰則規定
行為の中止または現状回復命令に違反した者は、5万円以下の罰金
行為の届出や許可の申請を怠った者は、3万円以下の罰金

◇奨励金の交付
自然環境保護地区については、毎年度予算の範囲内とする
保存樹については、樹木1本当たり年額3000円とする
ただし、同一場所に2本以上所有している場合は、2本目から1本当たり1000円とし、その合計額の最高限度額を1万円とする
保存樹林については、年額2万円以内とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1036

都道府県名 鹿児島県　区市町村名 指宿市　人口 31,205

■条例等

	施行年月日
指宿市緑化条例	73.10.1

■関連する規則等

指宿市緑化条例施行規則	73.10.1
指宿市保存樹木補助金交付要綱	

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☒ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☒ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☒ 2．樹木保存　☐ 3．樹林地保全　☐ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☒ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☐ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☐ 1．開発・建築行為の制限　☐ 2．採取・損傷の制限　☐ 3．罰則規定　☐ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☐ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☒ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
「花と緑」に満ちたまちづくり推進のために、団地の緑化や保存樹木の指定、緑化協定の締結等について定めたもの
◆緑を創る
◇対象の指定
1ha以上の団地造成の施行者は市と協議の上、緑化に努める
◇緑化協定の締結
区域内の土地及び建築物の所有者、地上権者及び賃借権者全員の合意により緑化協定を結ぶことができる
緑化協定の締結、実施に関して必要と認めるときは、次のような助言、援助を行うことができる
(1) 植栽についての技術的助言
(2) 樹木の取得のあっせん
(3) 病虫害の防除のための措置
(4) 緑化協定の実施に要する経費の一部補助
◆緑を守る
◇保存樹木の指定
保存樹木は次のような要件を備え、かつ樹容が健全で美観上優れていると認められるもの。
(1) 1.5mの高さにおいて幹の周囲が1m以上であるもの
(2) 高さが10m以上のもの
◇補助金の交付
保存樹木について樹木の保存に要する費用の一部を補助する
補助金は保存樹木1本につき2400円／年とする

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1037

都道府県名 鹿児島県　区市町村名 東市来町　人口 13,878

■条例等　　施行年月日

環境保全条例

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る　□1．空地の確保　□2．生け垣設置　□3．植樹・植林　□4．草花による修景　□5．屋上・壁面緑化　□6．室内緑化　□7．その他　☒8．努力規定

B.緑を守る　□1．開発制限　□2．樹木保存　☒3．樹林地保全　☒4．水辺保全　□5．生物保全　□6．その他　□7．努力規定

C.緑と親しむ　□1．農園的利用　□2．公園的利用　□3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策　□1．補助金の交付　□2．税の減免　□3．技術的な援助　□4．団体活動の支援　□5．建築規制の緩和　□6．緑化材料の配布　□7．基金の運用　□8．その他

B.規制策　☒1．開発・建築行為の制限　☒2．採取・損傷の制限　☒3．罰則規定　□4．緑化義務　□5．公園・緑地の提供　□6．その他

C.その他　□1．基本計画等の策定　☒2．対象・地域の指定　□3．協定の締結　□4．土地の買取り　□5．土地の貸借　□6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保全、公害の防止に対する総合的な取り組みを定めたもの
◇保全地区・保存樹木等の指定
(1) 自然環境保護地区　その地区内に生存する動植物を含む自然の環境が優れた状態を維持している山林、原野、河川、池沼、海浜等で保護することが必要な地区
(2) 保存樹　市民に親しまれ又は由緒、由来がある樹木及び樹林で美観、風致を維持するため特に保護を必要とするもの
(3) 保護植物　乱獲されれば従前の植生を回復するのに相当な期間を要する亜熱帯植物等で特に保護を必要とするもの
自然環境保護地区、保存樹を指定しようとするときは、環境保全審議会の意見が必要とされる
また、自然環境保護地区又は保存樹を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区または保存樹について所有権その他の権原を有するものの同意が必要とされる
◇開発・建築行為の制限
自然環境保護地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採、水面の埋立などを行う場合は市長への届出が必要となっている
◇損傷の制限
保護植物の採取を行う場合は市長への届出が必要となっている。また、保存樹の枝根の切除などは許可を得ない限り禁止されている、
届出や許可の申請をしたものに対しては、目的の達成のため必要な指導・勧告を行うことができる
無断で行為を行った者、勧告に従わない者については、当該行為の中止または現状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる
◇罰則規定
行為の中止または現状回復命令に違反した者は、5万円以下の罰金
行為の届出や許可の申請を怠った者は、3万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1038

都道府県名 鹿児島県　区市町村名 伊集院町　人口 21,810

■条例等　　施行年月日

伊集院町環境保全条例　　76.3.12

■関連する規則等

.....　.....

.....　.....

.....　.....

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る
☐ 1．空地の確保　☐ 2．生け垣設置　☒ 3．植樹・植林　☐ 4．草花による修景
☐ 5．屋上・壁面緑化　☐ 6．室内緑化　☒ 7．その他　☐ 8．努力規定

B.緑を守る
☐ 1．開発制限　☐ 2．樹木保存　☒ 3．樹林地保全　☒ 4．水辺保全
☐ 5．生物保全　☐ 6．その他　☐ 7．努力規定

C.緑と親しむ
☐ 1．農園的利用　☐ 2．公園的利用　☐ 3．その他

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策
☐ 1．補助金の交付　☐ 2．税の減免　☐ 3．技術的な援助　☐ 4．団体活動の支援
☐ 5．建築規制の緩和　☒ 6．緑化材料の配布　☐ 7．基金の運用　☐ 8．その他

B.規制策
☒ 1．開発・建築行為の制限　☒ 2．採取・損傷の制限　☒ 3．罰則規定　☒ 4．緑化義務
☐ 5．公園・緑地の提供　☐ 6．その他

C.その他
☒ 1．基本計画等の策定　☒ 2．対象・地域の指定　☐ 3．協定の締結　☐ 4．土地の買取り
☐ 5．土地の貸借　☐ 6．その他

■内容等の詳細

◆位置づけ
自然環境の保全、公害の防止に対する総合的な取り組みを定めたもの
◆緑を創る
◇緑化義務
一定の基準に該当する団地等の造成をしようとするものは、町長と協議うえ当該団地等の緑化義務を負う
◇苗木の供給など
緑化を行うものに対し苗木の供給、土壌の検査、樹種の選定など必要な措置をとることが市長の努力義務とされている
◆緑を守る
◇計画の策定
生活環境、文化的遺産の保全を含む自然環境の確保に関する計画の策定が努力義務とされている
◇保全地区・保存樹木などの指定
(1) 良好自然環境保護地区　良好な自然環境を有する山林、谷、池沼等でその自然環境を維持するために保護を必要とする地区
(2) 歴史自然環境保護地区　歴史的および文化的遺産をとりまく自然環境の優れた地域で、その自然環境を維持するために保護を必要とする地区
(3) 保存樹　町民に親しまれ又は由緒、由来がある樹木でその自然環境を維持するために保護を必要とする樹木
(4) 保存樹林　町民に親しまれ又は由緒、由来がある樹林でその自然環境を維持するために保護を必要とする樹林
◇開発・建築行為の制限
保護地区内において、建築・開発行為、木竹の伐採などを行う場合、市長への届出が必要となっている

◇損傷の制限
保存樹の剪定、根の切除などは許可を得ない限り禁止されている
届出や許可の申請をしたものに対しては、目的の達成のため必要な指導・勧告を行うことができる
無断で行為を行った者、勧告に従わない者については、当該行為の中止または現状の回復など必要な措置をとることを命ずることができる
◇罰則規定
行為の中止または現状回復命令に違反した者、及び無断で行為を行った者は、3万円以下の罰金

民有地緑化に関する条例、要綱等の事例シート　　通し番号 1039

都道府県名 鹿児島県　区市町村名 末吉町　人口 21,196

■条例等

	施行年月日
末吉町生け垣設置奨励補助金交付要綱	94.10.1

■関連する規則等

■緑化・緑地保全に関する事項

A.緑を創る	□1．空地の確保	☒2．生け垣設置	□3．植樹・植林	□4．草花による修景	
	□5．屋上・壁面緑化	□6．室内緑化	□7．その他	□8．努力規定	
B.緑を守る	□1．開発制限	□2．樹木保存	□3．樹林地保全	□4．水辺保全	
	□5．生物保全	□6．その他	□7．努力規定		
C.緑と親しむ	□1．農園的利用	□2．公園的利用	□3．その他		

■緑化・緑地保全の手法

A.支援策	☒1．補助金の交付	□2．税の減免	□3．技術的な援助	□4．団体活動の支援	
	□5．建築規制の緩和	□6．緑化材料の配布	□7．基金の運用	□8．その他	
B.規制策	□1．開発・建築行為の制限	□2．採取・損傷の制限	□3．罰則規定	□4．緑化義務	
	□5．公園・緑地の提供	□6．その他			
C.その他	□1．基本計画等の策定	□2．対象・地域の指定	□3．協定の締結	□4．土地の買取り	
	□5．土地の貸借	□6．その他			

■内容等の詳細

◆位置づけ
住み良い環境と緑の町づくりを推進するために、一定の条件を備えた生け垣を設置しようとする者に対して補助金の交付を行うもの

◇生け垣の基準
補助の対象となるのは、次の基準による生け垣の設置
(1) 道路に5m以上沿う生け垣
(2) 植栽する樹木の高さを概ね90cmとし、樹高を概ね1.5m、樹幅を30cmに保てる生け垣に仕立てる
(3) 植栽する樹木は、道路幅員に支障をきたさない生け垣であること
(4) 植栽する樹木間隔は、概ね30cmを標準とした生け垣であること
(5) 植栽する樹種は次のとおり。ｲﾇﾏｷ、ｶｲｽﾞｶｲﾌﾞｷ、ｷﾝﾒﾝｹﾞ、ｲﾇﾂｹﾞ、ｱﾗｶｼ、ﾋｲﾗｷﾞ、ﾏﾙﾊﾞﾋｲﾗｷﾞ、ｻｻﾞﾝｶ、ｳﾊﾞﾒｶﾞｼ、ｲｽﾉｷ、ｷﾝﾓｸｾｲ

◇補助金の交付
生け垣1mあたり1500円とし、3万円を限度に毎年度予算の範囲内において交付する